

**I . 社会的養護の充実について（家庭福祉課\_本課）**  
**※追加・差し替え掲載分（資料1～5）**

## (資料 1) 追加資料

- ・里親支援センターの設置運営について(案) P6～13
- ・児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令等の整備について P14～22
- ・児童自立生活援助事業の実施について(案) P23～33
- ・社会的養護自立支援拠点事業の実施について(案) P34～44
- ・妊産婦等生活援助事業の実施について(案) P45～50
- ・令和4年改正児童福祉法に基づく事業の実施に要する費用に係る安心こども基金の活用について P51
- ・基金管理運営要領(社会的養護自立支援拠点事業分)(案) P52～53
- ・基金管理運営要領(妊産婦等生活援助事業分)(案) P54～55

## (資料2) 追加資料

- 児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について(案) P56～196
- 「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について」通知の施行について(案) P197～250
- 家庭支援専門相談員、心理療法担当職員、個別対応職員、職業指導員及び医療的ケアを担当する職員の配置について(案) P251～265
- 児童福祉施設(こども家庭庁所管施設)における施設機能強化推進費について(案) P266～P289
- 児童養護施設等における自立支援体制の強化について(案) P290～293
- 児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金(児童福祉法第26条第1項第2号及び第27条第1項第2号に規定する指導の委託に要する費用)の交付の取扱いについて(案) P294～297

### **(資料3) 追加資料**

- ・「都道府県社会的養育推進計画」の策定について(令和6年3月12日付けこ支家第125号こども家庭庁支援局長通知) P298～353
- ・次期都道府県社会的養育推進計画の策定要領(概要) P354～369

### **(資料4) 追加資料・差し替え資料**

- ・里親等委託の更なる推進について(令和6年3月12日付けこ支家第126号こども家庭庁支援局長通知) P370～425
- ・里親支援専門相談員の配置について(案) P426～439

## (資料5) 追加資料

・子育て短期支援事業における里親・ファミリーホーム及び児童家庭支援センター等の活用について(令和6年3月12日付けこ成環第75号・こ支家第108号こども家庭庁成育局成育環境課長・支援局家庭福祉課長連名通知)

※ 発出するまでの間において、変更が生じる場合がある。

こ 支 家 第 ※ 号  
令 和 6 年 ※ 月 ※ 日

都 道 府 県 知 事  
各 指 定 都 市 市 長 殿  
児 童 相 談 所 設 置 市 市 長

こども家庭庁支援局長

### 里親支援センターの設置運営について

今般、児童福祉法の一部を改正する法律（令和4年法律第66号）により、里親支援事業（児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第11条第4項に規定する業務をいう。以下同じ。）を行うほか、里親及び小規模住居型児童養育事業に従事する者、その養育される児童並びに里親になろうとする者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設として、新たに里親支援センターが創設されることとなった。

このため、里親支援センターにおける設備及び運営に関する基準は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省第63号）によるほか、「里親支援センター設置運営要綱」を定めたので、その適正かつ円滑な運営を図られたく通知する。

なお、この通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言である。

(別紙)

## 里親支援センター設置運営要綱

### 1 目的

里親支援センターは、里親支援事業を行うほか、里親及び小規模住居型児童養育事業（以下「ファミリーホーム」という。）に従事する者（以下「里親等」という。）、その養育される児童（以下「里子等」という。）並びに里親になろうとする者について相談その他の援助を行い、家庭養育を推進するとともに、里子等が心身ともに健やかに育成されるよう、その最善の利益を実現することを目的とする施設とする。

### 2 設置及び運営の主体

設置及び運営の主体は、地方公共団体又は社会福祉法人等であつて、都道府県知事（指定都市及び児童相談所設置市にあつては、その長とする。以下同じ。）が適当と認めた者とする。

### 3 設備

里親支援センターには、次の設備を設けるものとする。

(1) 事務室

(2) 里親等及び里子等並びに里親になろうとする者（以下「利用者」という。）が訪問できる相談室等

(3) その他、事業を実施するために必要な設備

ただし、児童福祉施設、その他の社会福祉施設に附置する場合は、入所者等の処遇及び当該施設の運営上支障が生じない場合には、附置される施設と設備の一部を共有することは差し支えない。

また、設備については利用者の個人の身上に関する秘密が守られるよう十分配慮するものとする。

### 4 職員

里親支援センターには、センターの長のほか、里親制度等普及促進担当者（里親リクルーター）、里親等支援員及び里親研修等担当者（里親トレーナー）を置かなければならない。なお、これらの者はすべて専任とする。

① 里親支援センターの長は、次のいずれかに該当し、かつ、里親支援事業の業務の十分な経験を有する者であつて、里親支援センターを適切に運営する能力を有する者とする。

ア 法第 13 条第 3 項各号のいずれかに該当する者

イ 里親として 5 年以上の委託児童（法第 27 条第 1 項第 3 号の規定により里親に委託された児童をいう。以下同じ。）の養育の経験を有する者又はファミリーホームの養育者等（児童福祉法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 11 号）第 1 条の 10

に規定する養育者等をいう。以下同じ。)若しくは児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設若しくは児童自立支援施設の職員として、児童の養育に5年以上従事した者であって、里親制度その他の児童の養育に必要な制度への理解及びソーシャルワークの視点を有する者

ウ 都道府県知事がア又はイに該当する者と同等以上の能力を有すると認める者

② 里親制度等普及促進担当者(里親リクルーター)は、次のいずれかに該当する者とする。

ア 法第13条第3項各号のいずれかに該当する者

イ 里親として5年以上の委託児童の養育の経験を有する者又は小規模住居型児童養育事業の養育者等若しくは児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設若しくは児童自立支援施設の職員として、児童の養育に5年以上従事した者であって、里親制度その他の児童の養育に必要な制度への理解及びソーシャルワークの視点を有する者

ウ 里親制度その他の児童の養育に必要な制度の普及促進及び新たに里親になることを希望する者の開拓に関して、都道府県知事がア又はイに該当する者と同等以上の能力(里親制度等以外の分野において、当該分野の普及促進又は営業活動等を行った経験を含む。)を有すると認める者

③ 里親等支援員は、次のいずれかに該当する者とする。

ア 法第13条第3項各号のいずれかに該当する者

イ 里親として5年以上の委託児童の養育の経験を有する者又は小規模住居型児童養育事業の養育者等若しくは児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設若しくは児童自立支援施設の職員として、児童の養育に5年以上従事した者であって、里親制度その他の児童の養育に必要な制度への理解及びソーシャルワークの視点を有する者

ウ 里親等への支援の実施に関して、都道府県知事がア又はイに該当する者と同等以上の能力を有すると認める者

④ 里親研修等担当者(里親トレーナー)は、次のいずれかに該当する者とする。

ア 法第13条第3項各号のいずれかに該当する者

イ 里親として5年以上の委託児童の養育の経験を有する者又は小規模住居型児童養育事業の養育者等若しくは児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設若しくは児童自立支援施設の職員として、児童の養育に5年以上従事した者であって、里親制度その他の児童の養育に必要な制度への理解及びソーシャルワークの視点を有する者

ウ 里親及び里親になろうとする者への研修の実施に関して、都道府県知事がア又はイに該当する者と同等以上の能力を有すると認める者

## 5 業務内容

里親支援センターは、週5日間・平均40時間以上は開所を原則とし、以下に定める業務を全て実施する。



(1) 里親制度等普及促進・リクルート業務

里親制度その他の児童の養育に必要な制度（以下「里親制度等」という。）の普及促進を行うとともに、里親になろうとする者の開拓を行うこと。

里親制度等の普及促進に当たっては、講演会及び説明会等の実施時期、実施回数等について、より多くの対象者が参加できるように配慮すること。

里親になろうとする者の開拓に当たっては、希望者の年齢層や希望する理由、里親制度等を知ったきっかけ等について十分把握し、里親になるためにはどのような取組が有用なのかを検討するとともに、里親等になることへの不安や負担感を軽減すること。

(2) 里親等研修・トレーニング業務

次の①から③を行うこと。

① 基礎研修、登録前研修及び更新研修

ア 養育里親研修

研修の対象者、実施方法等については、「養育里親研修制度の運営について」（平成21年3月31日雇児発第0331009号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）により定められたものとする。

イ 専門里親研修

研修の対象者、実施方法等については、「専門里親研修制度の運営について」（平成14年9月5日雇児発第0905003号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）により定められたものとする。

ウ 養子縁組里親研修

研修の対象者、実施方法等については、「養子縁組里親研修制度の運営について」（平成29年3月31日雇児発0331第37号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）により定められたものとする。

② 未委託里親等に対する研修・トレーニング

委託児童を養育していない里親など、都道府県知事が適当と認めた里親（以下「未委託里親等」という。）に対し、次のア及びイを行うものとする。

ア 未委託里親等の養育技術の習熟度の状況により必要な期間を通じて、次の

(i) から (iii) について継続かつ反復して実施すること。

(i) 事例検討・ロールプレイ

(ii) 外部講師による講義の実施

(iii) 施設及び既にこどもが委託されている里親宅等における実習

イ 未委託里親等の養育技術の習熟度について把握するため、研修・トレーニングを終了した里親のリストを作成すること。

ウ (i) の事例検討における事例の設定に当たっては、未委託里親等が里親になろうとした動機や委託児童の特性等の未委託里親等の個々の状況を考慮すること。

③ その他、里親等並びに里親になろうとする者に対する研修・トレーニングに資する業務

### (3) 里親等委託推進業務

次の①から④を行うこと。

#### ① 里親等とのマッチング

ア 家庭における養育環境と同様の養育環境における養育が適切である判断されたこどもについて、そのこどもに最も望ましいと考えられる委託候補里親等を選定するとともに、委託に向けて、里親等とこどもとの間の調整又はその支援等を行うこと。

イ 委託候補里親等の選定にあたっては、「里親委託ガイドラインについて」（平成23年3月30日雇児発0330第9号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）の別紙「里親委託ガイドライン」の内容を踏まえ、こどもの最善の利益が確保されるよう、こどもと里親等との交流や関係調整を十分に行うこと。

ウ 最も望ましい里親等への委託となるよう、児童相談所や児童養護施設等と連携しながら相性確認等を行い、こどもと里親等との交流や短期間の宿泊体験等を実施するよう努めること。

エ 上記のほか、里親等に対し、施設に入所しているこどもとの交流の機会を設けるなど、こどもや施設に対する理解を深めるための取組を実施すること。

#### ② 自立支援計画への助言等

ア 里親等へ委託されたこどもの養育の内容や自立に向けた支援内容等について記載した自立支援計画を児童相談所が策定・定期的な見直しをする際に連携を図るとともに、自立支援計画に基づき行われる里親等の養育に対する支援を行うこと。

ただし、都道府県等や児童相談所と協議の上、里親支援センターが主体として自立支援計画を策定する場合には、②イに示す事項に留意するとともに、『「里親支援センター及びその業務に関するガイドライン」について』（令和※年※月※日こ支家第※号こども家庭庁支援局長通知）の別添「里親支援センター及びその業務に関するガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）で示した内容を十分に踏まえること。

イ 連携に当たっては、次に掲げる事項に留意すること。

- ・ 自立支援計画は、こども及びその保護者並びに里親等の意向を十分に尊重するとともに、児童相談所及び関係機関の意見や協議などを踏まえ作成されるものであること。
- ・ 自立支援計画は、こどもの養育の内容、こども及び里親等の生活全般についての解決すべき課題、こども及び里親等に対する支援の目標並びに達成時期、こども及び里親等に対する支援の内容並びにその他都道府県知事が必要と認める事項について規定するものであること。
- ・ 自立支援計画を作成した後は、計画が適切に実行されているか十分把握するとともに、目的の達成状況などから、支援効果について客観的な評価を行

うなど、定期的（3～4か月に1回程度）に計画の見直しを行われるものであること。

③ 里親委託等推進委員会の開催又は参画

関係機関と連携し、里親等への委託を円滑に進めるため、都道府県の単位又は児童相談所の単位において、里親委託等推進委員会を開催又は参画すること。

なお、里親委託等推進委員会の開催に当たっては、次の（i）から（iv）に留意すること。

（i）里親委託等推進委員会は、児童相談所、里親支援センター、民間フォスターリング機関、児童養護施設等及び里親等により構成すること。

また、必要に応じて学識経験者や市町村、社会的養護経験者等も加えること。

（ii）里親委託等推進委員会は、各都道府県又は各児童相談所管内における里親等委託に関する目標を設定すること。

（iii）里親委託等推進委員会は、事業の実施に当たり必要な助言・指導を行うこと。

（iv）里親委託等推進委員会は、里親支援事業の実施状況について、第三者による視点からの評価を行うことができること。この場合、委員会の構成員に必ず学識経験者を加えること。

（v）里親委託等推進委員会の構成員は、事業の実施上知り得た子どもや里親等に関する秘密を正当な理由なく漏らしてはならないこと。

④ その他、里親等委託推進に資する業務

（4）里親等養育支援業務

次の①から⑤を行うこと。なお、業務の実施に当たっては、里親等のみならず、その養育される児童（実子も含む。）も支援対象となるという観点からの支援を行うこと。

① 里親等への情報提供・訪問支援

ア 利用者に対し、その相談に応じ、必要な情報の提供、助言その他の援助を行うこと。

イ 里親家庭等に定期的に訪問し、里子等の養育環境の把握や、利用者への支援等を行うこと。

② レスパイト・ケアの調整

ア 里親等がレスパイト・ケアを必要とする場合に、乳児院、児童養護施設、里親、ファミリーホーム及びその他都道府県等が適当と認めた施設（以下「実施施設等」という。）の間の調整を行うこと。

イ 里親等が円滑にレスパイト・ケアを利用できるよう、受入先となる実施施設等と予め里親等に関する情報を共有しておくこと。

ウ 里親支援センターのみならず、乳児院や児童養護施設に配置されている里親支援専門相談員が、施設の機能や専門性を活かし、里親等や里子等並びに里親になろうとする者を支援することも効果的であることから、レスパイト・ケアの受け入れを通じて、里親等と里親支援専門相談員の信頼関係を築くよう努めること。

エ 実施に当たっては、「里親及びファミリーホーム養育者の一時的な休息のための援助の実施について」（令和4年2月18日子発0218第3号厚生労働省子ども家庭局長通知）で示した内容を十分に踏まえて実施すること。

### ③ 里親等による相互交流

ア 里親等及び里親になろうとする者と乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設又は児童自立支援施設に入所しているこどもや、里親等及び里親になろうとする者による相互の交流の場を提供し、情報交換や養育技術の向上等を図ること。

イ 相互交流は定期的実施するものとし、必要に応じて児童相談所の職員、児童福祉司経験者、里親支援専門相談員、里親経験者などに参加を求めるとともに、未委託里親や里親になろうとする者が参加しやすい交流の実施に努めること。

### ④ 里親等による援助活動

ア 里親等又は里親経験等を有する者の中から、里親家庭への訪問による援助を実施する者（以下「援助者」という。）を里親等からの相談・援助の求めに応じて派遣し、家事や養育補助など生活援助や養育相談など援助活動を行うこと。

イ 特に、新たに里親登録を行った者が円滑にこどもの委託を受けられるよう、委託前に、里親家庭における養育を体験することができる機会を設けるほか、委託後に里親として養育経験のある者を派遣してこどもの養育を支援すること。

ウ 里親等から援助の依頼があった場合には、援助者・里親等の双方の調整を行い、援助の期間、内容などを決定すること。

エ 援助者は、当該里親等や当該里親等に委託されているこども等と面識があるなど、当該委託されているこども等の援助にも有効と認められる者であることが望ましいこと。

オ 援助に当たっては、こどもの委託後間もないときや里親等が養育に不安を感じ始めたとき、多人数を委託しているとき等、里親等の状況を把握し、適切な援助が受けられるよう留意する必要があることから、必要な情報を援助者に提供すること。

カ 援助終了後、援助者に援助結果の報告を求め、必要な場合には援助の継続について調整を行うこと。

### ⑤ その他、利用者に対する養育支援に資する業務

#### (5) 里親等委託児童自立支援業務

委託中からこども、里親等、児童相談所、実親等本人の家族等と将来の目標を念頭に置いた話し合いを重ね、自立支援の方向性を検討し自立支援計画に基づき支援を行う必要があることから、里親等及び里親等へ委託されているこども並びに里親等への委託を解除されたこどもに対し、次の①から③を行うこと。

- ① 委託解除前からの自立に向けた相談支援等
- ② 委託解除後の継続的な状況把握及び相談支援等
- ③ その他、自立支援に資する業務

## 6 留意事項

- (1) 職員又は職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た情報等を漏らすことがないように、職員又は職員であった者に対し、個人情報の取扱い等について守秘義務を課すこと。

なお、業務の一部を委託する場合は、委託先との契約においても守秘義務を課すこと。

- (2) 都道府県、市町村、児童相談所、及び里子等の通学する学校並びに必要なに応じ児童福祉施設、児童委員等関係機関と密接に連携して、里親等及び里子等並びに里親になろうとする者への支援に当たらなければならない。

特に、児童相談所と連携した対応が重要であることから、児童相談所から里親等及び里子等並びに里親になろうとする者の情報を積極的に取得するとともに、児童相談所においては、里親等及び里子等並びに里親になろうとする者に関する適切な情報について、里親支援センターに共有すること。

- (3) 里親支援センターは、業務の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。

- (4) 上記のほか、里親支援センターの運営に当たっては、ガイドラインで示した内容を十分に踏まえて実施すること。

## 7 経費

里親支援センターの運営に関する経費は、「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について」（令和5年5月10日こ支家第47号こども家庭庁長官通知）によるものとする。

事 務 連 絡  
令和 6 年 3 月 19 日

都 道 府 県  
各 指 定 都 市 民生主管部（局） 御中  
児 童 相 談 所 設 置 市

こども家庭庁支援局家庭福祉課

### 児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令等の整備について

児童福祉法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 66 号。以下「改正法」という。）の施行が本年 4 月 1 日に予定されているところ、この施行に伴う関係政令等の整備について、こども家庭庁において鋭意作業を進めているところです。

一方、施行日も迫ってきているところ、改正法の施行に伴う整備政令（以下「整備政令」という。）及び内閣府令（以下「改正府令」という。）の案のうち、児童自立生活援助事業に係る規定について別添 1 及び別添 2 のとおりお示しするとともに、これらの規定の留意点を下記にお示しいたしますので、各自治体におかれましては、施行に向けた準備についてよろしくお願いいたします。

### 記

#### 1. 児童自立生活援助事業の改正について

改正法による改正後の児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号。以下「改正後の法」という。）において、児童自立生活援助事業については、20 歳以上の措置解除者等について、法律上の年齢制限や教育施設への修学要件を見直すこととしたところである。

具体的には、措置解除者等であって政令で定めるもののうち、高等学校の生徒であること、大学の学生であることその他の政令で定めるやむを得ない事情のため児童自立生活援助の実施が必要であると都道府県知事が認めるときは、本事業を利用することができることとされた。

## 2. 児童自立生活援助事業に係る整備政令及び改正府令の規定について

### (1) 措置解除者等の定義について

現行の措置解除者等の定義（児童福祉法（以下「法」という。）第27条第1項第3号に規定する措置（政令で定めるものに限る。）を解除された者その他政令で定める者）については、

- ・ 児童を小規模住居型児童養育事業（以下「ファミリーホーム」という。）・里親に委託する措置又は児童養護施設等へ入所させる措置を解除された者
- ・ それ以外の者であって都道府県知事が児童自立生活援助の実施を必要と認めた者としていたところ、

改正後の定義については、

- ① 児童をファミリーホーム・里親に委託する措置又は児童養護施設等へ入所させる措置を解除された者
- ② 母子生活支援施設において母子保護の実施を解除された者
- ③ 児童相談所による一時保護を解除された者
- ④ それ以外の者であって都道府県知事が児童自立生活援助の実施を必要と認めた者と規定することを予定している（改正後の法第6条の3第1項第1号、整備政令による改正後の児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号。以下「改正後の令」という。）第1条の2第2項）。

### (2) 20歳以上の児童自立生活援助事業の対象者について

20歳以上の本事業の対象となる者（満20歳以上の措置解除者等であって政令で定めるもの）については、児童自立生活援助事業者、母子生活支援施設、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設からのアフターケア（相談・援助）を受けている者又は児童相談所その他の内閣府令で定める機関による自立に向けた援助を受けている者と規定することを予定している（改正後の法第6条の3第1項第2号、改正後の令第1条の2第3項）。

この内閣府令で定める機関について、児童相談所、里親支援センター及び民間フォスターリング機関等（法第11条第4項に規定する内閣府令で定める者）と規定することを予定している（改正府令による改正後の児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）。以下「改正後の規則」という）第1条の2の8第2項）。なお、児童相談所についても、改正法により措置解除者等に対する自立のための援助を行うこととなることに留意されたい（改正後の法第11条第1項第2号ヌ）。

一方、里親・ファミリーホームへの委託、母子生活支援施設における母子保護の実施、児童養護施設・児童心理治療施設・児童自立支援施設への入所措置、一時保護、児童自立生活援助の実施について、満20歳に至る日以前にいずれも受けたことがない者については、本事業の対象者とはならないが、このような者であっても、自立に向けた支援が必要な場合は、社会的養護自立支援拠点事業の対象となるため、同事業による支援をお願いする。

### (3) 20歳以上の児童自立生活援助事業の対象者の事情について

20歳以上で本事業の対象となるには、高等学校の生徒であること、大学の学生であることその他の政令で定めるやむを得ない事情がある必要があるとしているが、この事情については、

- ① 高等学校、大学その他内閣府令で定める教育施設に在学する生徒若しくはこれらの教育施設への入学が予定されている者であること
- ② 試みの使用期間（試用期間）中の者又はこれに準ずる者として内閣府令で定める者であること
- ③ 社会的養護自立支援拠点事業の利用、公共職業安定所における就職に関する相談その他の内閣府令で定める就学又は就労に向けた活動を行っている者であること
- ④ 疾病又は負傷のために就学若しくは就労又はこれらに向けた活動を行うことが困難な者であること

を規定することを予定している（改正後の法第6条の3第1項第2号、改正後の令第1条の2第4項）。

①の内閣府令で定める教育施設について、中等教育学校（後期課程に限る。）、特別支援学校（高等部に限る。）、短期大学、高等専門学校、専修学校又はこれらの教育施設に準ずる教育施設とする予定である（改正後の規則第1条の2の8第3項）。なお、この規定は、児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴うこども家庭庁関係内閣府令の整備等に関する内閣府令（令和5年内閣府令第72号）による改正前の規則第1条の2の8を做ったものである。

②の試用期間中の者又はこれに準ずる者として内閣府令で定める者については、就職後間がない者は未だ職場への定着や安定的な就業に向けた段階にあり、本事業による支援が必要であると考えられることから、試用期間中の者以外に、試用期間後間がない者やその他就職後間がない者とする予定である（改正後の規則第1条の2の8第4項）。

また、③の社会的養護自立支援拠点事業の利用、公共職業安定所における就職に関する相談その他の内閣府令で定める就学又は就労に向けた活動を行っている者としては、改正後の令第1条の2第4項第3号で規定されている、(i) 社会的養護自立支援拠点事業の利用、(ii) 公共職業安定所における就職に関する相談のほか、(iii) 求人者との面接、(i)～(iii)に準ずる活動について規定する予定である（改正後の規則第1条の2の8第5項）。

## 3. 具体的な運用・取り扱いについて

### (1) 措置解除者等であることの確認方法について

本事業の申込者が、措置解除者等であることを証明・疎明等する必要なく、児童相談所において、当該事実を里親名簿や児童記録票、児童福祉施設に備え付けられている入所者名簿等により確認すること。

なお、当該事実について、上記の方法により確認したが、当該事実を確認できない場合であっても、本事業の申込者からの申出をもって要件に該当するとみなすこととして



差し支えない。

#### (2) 自立に向けた援助を受けている者であることの確認方法について

本事業の申込者が、改正後の令第1条の2第3項に係る自立に向けた援助を受けていることを証明・疎明等する必要はなく、これまで、里親・ファミリーホームへの委託、母子生活施設における母子保護の実施、児童養護施設・児童心理治療施設・児童自立支援施設への入所措置、児童自立生活援助の実施、一時保護を受けたことがある者であれば、基本的には要件に該当するものとみなすこととして差し支えない。

#### (3) やむを得ない事情について

改正後の規則第1条の2の8第4項のその他就職後間がない者については、2(3)に記載したもののほか、例えば、公務員の場合(条件付採用)なども対象となるものと想定している。

改正後の規則第1条の2の8第5項第3号に規定する「前三号に掲げる活動に準ずる活動」を行っている者としては、例えば、地域若者サポートステーションや若年者のためのワンストップサービスセンター(ジョブカフェ)を利用している者、地方公共団体による職業紹介や職業紹介事業者を利用している者、非正規社員であって正社員への転換を目指している者や、高等学校、大学その他内閣府令で定める教育施設に在学していないものの就学を目指している者についても対象となるものと想定している。

#### 4. 留意事項

児童自立生活援助の実施を一度解除された者であっても、要件に該当するのであれば、再度、本事業を利用することが可能である。

また、本事業が、児童の自立を図る観点から義務教育終了後の措置解除者等に対して相談・援助を行い社会的自立の促進に寄与することを目的としていることを踏まえ、児童福祉以外の施策分野(生活困窮者施策や障害者施策等)による支援が適切であると考えられる者については、これらの施策分野による支援を行うこと。

なお、改正法附則第5条においては、施行日の前日(令和6年3月31日)において、満20歳以上であって児童自立生活援助の実施を受けている者のうち、満22歳未満である者については、満22歳に達する日の属する年度の末日までの間は、本事業の対象者とするため、現在、児童自立生活援助の実施をされている者については、施行日が到来することにより援助が止まるようなことがないよう留意されたい。

上記のほか、現在、「社会的養護自立支援事業等の実施について」(平成29年3月31日付雇児発0331第10号)の別紙1「社会的養護自立支援事業実施要綱」に基づき、居住費支援や生活費支援等を受けている者についても、本事業の対象となるものと想定されることから、施行日が到来することにより援助が止まるようなことがないよう留意されたい。

児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令案

○ 児童福祉法施行令（昭和二十三年政令第七十四号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>第一条の二（略）</p> <p>② 法第六条の三第一項第一号の政令で定める者は、前項に規定する措置を解除された者以外の者であつて、次の各号のいずれかに掲げる者であるものとする。</p> <p>一 法第六条の三第一項に規定する児童自立生活援助（次号及び第四十二条第十号において「児童自立生活援助」という。）の実施、法第二十三条第二項に規定する母子保護の実施又は法第三十三条第一項若しくは第二項の規定による一時保護を解除された者</p> <p>二 前号に掲げる者のほか、都道府県知事が自立のために児童自立生活援助が必要と認めたる者</p> <p>③ 法第六条の三第一項第二号の政令で定めるものは、児童自立生活援助事業としての相談その他の援助を受けている者、母子生活支援施設、児童養護施設、児童心理治療施設若しくは児童自立支援施設の行う相談その他の援助を受けている者又は児童相談所その他の内閣府令で定める機関の行う自立のための援助を受けている者とする。</p> <p>④ 法第六条の三第一項第二号の政令で定めるやむを得ない事情は、次に掲げる事情とする。</p> <p>一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第五十条に規定する高等学校（以下この号において「高等学校」という。）、同法第八十三条に規定する大学（以下この号において「大学」という。）その他内閣府令で定める教育施設に在学する生徒若しくは学生又は高等学校、大学若しくは当該内閣府令で定める</p>	<p>第一条の二（略）</p> <p>② 法第六条の三第一項第一号の政令で定める者は、前項に規定する措置を解除された者以外の者であつて、都道府県知事がその者の自立のために同条第一項に規定する児童自立生活援助が必要と認めたるものとする。</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p>

教育施設への入学が予定されている者であること。

二 試みの使用期間中の者又はこれに準ずる者として内閣府令で定めるものであること。

三 社会的養護自立支援拠点事業の利用、公共職業安定所における就職に関する相談その他の内閣府令で定める就学又は就労に向けた活動を行っている者であること。

四 疾病又は負傷のために就学若しくは就労又はこれらに向けた活動を行うことが困難な者であること。

○児童福祉法施行規則の一部を改正する内閣府令案

児童福祉法施行規則（昭和二十三年厚生省令第十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した項を加える。

改正後

第一条の二の八 「略」

〔②〕 児童福祉法施行令（昭和二十三年政令第七十四号。以下「令」という。）第一条の二第三項に規定する内閣府令で定める機関は、児童相談所、里親支援センター及び法第十一条第四項の規定により同条第一項第二号トに掲げる業務に係る事務の委託を受けた者とする。

〔③〕 令第一条の二第四項第一号に規定する内閣府令で定める教育施設は、次に掲げる施設とする。

一 学校教育法第六十三条に規定する中等教育学校（同法第六十六条に規定する後期課程に限る。）

二 学校教育法第七十二条に規定する特別支援学校（同法第七十六条第二項に規定する高等部に限る。）

三 学校教育法第八十条第二項に規定する短期大学

四 学校教育法第一百五十一条に規定する高等専門学校

五 学校教育法第二十四条に規定する専修学校

六 前各号に規定する教育施設に準ずる教育施設

〔④〕 令第一条の二第四項第二号に規定する内閣府令で定める者は、試みの使用期間の満了後間がない者その他就職後間がない者とする。

〔⑤〕 令第一条の二第四項第三号に規定する内閣府令で定める就学又は就労に向けた活動は、次に掲げる活動とする。

- 一 社会的養護自立支援拠点事業の利用
- 二 公共職業安定所における就職に関する相談

改正前

第一条の二の八 「同上」

〔項を加える。〕

〔項を加える。〕

〔項を加える。〕

〔項を加える。〕

三 求人者との面接  
四 前三号に掲げる活動に準ずる活動

※ 発出するまでの間において、変更が生じる場合がある。

「児童自立生活援助事業の実施について」（平成 10 年 4 月 22 日児発第 344 号厚生省児童家庭局長通知）の一部改正 新旧対照表

改正後	現行
<p>(別紙)</p> <p>児童自立生活援助事業実施要綱</p> <p>第1 目的</p> <p>児童自立生活援助事業は、児童の自立支援を図る観点から、義務教育終了後、里親や<u>小規模住居型児童養育事業を行う者</u>への委託又は児童養護施設等への入所措置が解除された児童、<u>母子生活支援施設における保護の実施を解除された者及び一時保護を解除された者</u>等に対し、これらの者が共同生活を営むべき住居等（以下「<u>児童自立生活援助事業所</u>」という。）において、相談その他の日常生活上の援助及び生活指導並びに就業の支援（以下「児童自立生活援助」という。）を行い、あわせて児童自立生活援助の実施を解除された者への相談その他の援助を行うことにより、社会的自立の促進に寄与することを目的とする。</p> <p>第2 児童自立生活援助事業者</p> <p>児童自立生活援助事業者（以下「事業者」という。）は、地方公共団体及び社会福祉法人等であって都道府県知事（指定都市及び児童相談所設置市にあっては、その長とする。以下同じ。）が適当と認めた者とする。</p> <p>第3 対象者</p> <p>児童自立生活援助の対象者は、以下のいずれかに該当する者（以下「<u>対象者</u>」という。）とする。</p> <p>(1) 義務教育を終了した児童又は児童以外の満 20 歳未満の者（以下「児童等」という。）であって、次の各号のいずれかに該当する者</p>	<p>(別紙)</p> <p>児童自立生活援助事業 <u>(自立援助ホーム)</u> 実施要綱</p> <p>第1 目的</p> <p>児童自立生活援助事業は、児童の自立支援を図る観点から、義務教育終了後、里親や<u>ファミリーホーム</u>への委託又は児童養護施設<u>や児童自立支援施設</u>等への入所措置が解除された児童等に対し、これらの者が共同生活を営むべき住居（以下「<u>自立援助ホーム</u>」という。）において、相談その他の日常生活上の援助及び生活指導並びに就業の支援（以下「児童自立生活援助」という。）を行い、あわせて児童自立生活援助の実施を解除された者への相談その他の援助を行うことにより、社会的自立の促進に寄与することを目的とする。</p> <p>第2 児童自立生活援助事業者</p> <p>児童自立生活援助事業者（以下「事業者」という。）は、地方公共団体及び社会福祉法人等であって都道府県知事（指定都市及び児童相談所設置市にあっては、その長とする。以下同じ。）が適当と認めた者とする。</p> <p>第3 <u>児童自立生活援助の対象者</u></p> <p>児童自立生活援助の対象者は、以下のいずれかに該当する者（以下「<u>入居者</u>」という。）とする。</p> <p>(1) 義務教育を終了した児童又は児童以外の満 20 歳未満の者（以下「児童等」という。）であって、次の各号のいずれかに該当する者</p>

(以下「措置解除者等」という。)のうち、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第33条の6第1項の規定に基づき、都道府県（指定都市及び児童相談所設置市を含む。以下同じ。）により児童自立生活援助の実施が必要とされた者とする。

① 小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親に委託する措置又は児童養護施設、児童心理治療施設若しくは児童自立支援施設に入所させる措置を解除された者

② 母子生活支援施設における保護の実施を解除された者

③ 児童自立生活援助の実施を解除された者

④ 法第33条第1項又は第2項の規定による一時保護を解除された者

⑤ ①から④に掲げる児童等以外の児童等であって、都道府県知事が当該児童等の自立のために援助及び生活指導等が必要と認めた者

(2) 満20歳以上の措置解除者等であって、次のいずれかに該当する者のうち、やむを得ない事情（※）により法第33条の6第1項の規定に基づき都道府県により児童自立生活援助の実施が必要とされた者とする。

① 児童養護施設、児童心理治療施設若しくは児童自立支援施設に入所させる措置を解除された後、当該施設により、相談その他の援助（アフターケア）を受けている者

② 母子生活支援施設における保護の実施を解除された後、当該施設により、相談その他の援助（アフターケア）を受けている者

③ 児童自立生活援助の実施を解除された後、当該事業所により、相談その他の援助（アフターケア）を受けている者

④ 児童相談所、里親支援センター及び法第11条第4項の規定により里親支援事業（法第11条第4項に規定する業務をいう。）の委託を受けた者による自立のための援助（アフターケア）を受け

(以下「満20歳未満義務教育終了児童等」という。)のうち、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第33条の6第1項の規定に基づき、都道府県（指定都市及び児童相談所設置市を含む。以下同じ。）により児童自立生活援助の実施が必要とされた者とする。

① 小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親に委託する措置又は児童養護施設、児童心理治療施設若しくは児童自立支援施設に入所させる措置を解除された者

② ①に掲げる児童等以外の児童等であって、都道府県知事が当該児童等の自立のために援助及び生活指導等が必要と認めた者

(2) 次のいずれかに該当する者であって、満20歳に達した日から満22歳に達する日の属する年度の末日までの間にある者（満20歳に達する日の前日において児童自立生活援助が行われていた満20歳未満義務教育終了児童等であったものに限る。)（以下「満20歳以上義務教育終了児童等」という。）のうち、法第33条の6第6項の規定により準用された同条第1項の規定に基づき都道府県により児童自立生活援助の実施が必要とされた者とする。



ている者

(※) やむを得ない事情とは、次のいずれかに掲げるものとする。

① 次のいずれかの教育施設（以下「大学等」という。）に在学する生徒若しくは学生及び大学等への入学が予定されている者であること

ア 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 50 条に規定する高等学校

イ 学校教育法第 63 条に規定する中等教育学校（同法第 66 条に規定する後期課程に限る。）

ウ 学校教育法第 72 条に規定する特別支援学校（同法第 76 条第 2 項に規定する高等部に限る。）

エ 学校教育法第 83 条に規定する大学（同法第 97 条に規定する大学院を含む。）

オ 学校教育法第 108 条第 2 項に規定する短期大学

カ 学校教育法第 115 条に規定する高等専門学校

キ 学校教育法第 124 条に規定する専修学校

ク アからキに規定する教育施設に準ずる教育施設

② 次のいずれかに該当する者であること

ア 試用期間中の者

イ 試用期間の満了後間がない者

ウ その他就労後間がない者

③ 次のいずれかに掲げる就学又は就労に向けた活動を行っている者であること

ア 社会的養護自立支援拠点事業を利用

イ 公共職業安定所における就職に関する相談

ウ 求人者との面接

① 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 50 条に規定する高等学校に在学する生徒

② 学校教育法第 63 条に規定する中等教育学校に在学する生徒

③ 学校教育法第 72 条に規定する特別支援学校（同法第 76 条第 2 項に規定する高等部に限る。）に在学する生徒

④ 学校教育法第 83 条に規定する大学（同法第 97 条に規定する大学院を含む。）に在学する学生

⑤ 学校教育法第 108 条第 2 項に規定する短期大学に在学する学生

⑥ 学校教育法第 115 条に規定する高等専門学校に在学する学生

⑦ 学校教育法第 124 条に規定する専修学校に在学する生徒

⑧ ①～⑦に規定する教育施設に準ずる教育施設に在学する生徒又は学生

エ アからウに掲げる活動に準ずる活動

- ④ 疾病又は負傷のために就学若しくは就労又はこれらに向けた活動を行うことが困難な者であること

#### 第4 実施場所

児童自立生活援助の実施場所は、次のいずれかに該当する場所及び対象者の居宅とする。

##### (1) 児童自立生活援助事業所Ⅰ型

法第6条の3第1項に規定する共同生活を営むべき住居（以下「自立援助ホーム」という。）

##### (2) 児童自立生活援助事業所Ⅱ型

母子生活支援施設、児童養護施設、児童心理治療施設又は児童自立支援施設

##### (3) 児童自立生活援助事業所Ⅲ型

小規模住居型児童養育事業を行う住居（以下「ファミリーホーム」という。）又は里親（親族里親を除く。）の居宅

#### 第5 入居定員

児童自立生活援助事業所の入居定員は、次に掲げる区分に応じ、当該児童自立生活援助事業所の運営規程で定めるものとする。

##### (1) 児童自立生活援助事業所Ⅰ型

5人以上20人以下

##### (2) 児童自立生活援助事業所Ⅱ型

5人以下

##### (3) 児童自立生活援助事業所Ⅲ型

① ファミリーホームの場合 6人以下（委託児童を含む。）

② 里親の居宅の場合 4人以下（委託児童を含む。）

#### 第6 設備等

#### 第4 対象人員

自立援助ホームの入居定員は、5人以上20人以下とし、当該自立援助ホームの運営規程で定めるものとする。

#### 第5 自立援助ホームの設備等

児童自立生活援助事業所Ⅰ型及びⅡ型に係る児童自立生活援助事業所（対象者の居宅を除く。）の設備の基準は次に掲げるものとする。

- ① 日常生活を支障なく送るために必要な設備を有し、職員が入居者に対して適切な援助及び生活指導を行うことができる形態であること。
- ② 個々の入居者の居室の床面積は、一人当たり 4.95 m<sup>2</sup>以上とすること。なお、一居室当たりの入居者はおおむね2人までとすること。また、男子と女子は別室とすること。
- ③ 居間、食堂等入居者が相互交流することができる場所を有していること。
- ④ 保健衛生及び安全について十分考慮されたものでなければならないこと。

第7 事業内容

この事業は、入居者が自立した生活を営むことができるよう、当該入居者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切な援助及び生活支援等を行うものであり、その内容は次に掲げるものとする。

- ① 就業への取り組み姿勢及び職場の対人関係についての援助等
- ② 対人関係、健康管理、金銭管理、余暇活用、食事等日常生活に関することその他自立した日常生活及び社会生活を営むために必要な相談・援助等
- ③ 職場を開拓するとともに、安定した職業に就くための援助及び就業先との調整等
- ④ 入居者の家庭の状況に応じた家庭環境の調整
- ⑤ 児童相談所及び必要に応じて市町村（こども家庭センターを含む。）、児童家庭支援センター、社会的養護自立支援拠点事業所、警察、児童委員、公共職業安定所等関係機関との連携
- ⑥ 児童自立生活援助事業所を退居した者に対する生活相談など

- (1) 日常生活を支障なく送るために必要な設備を有し、職員が入居者に対して適切な援助及び生活指導を行うことができる形態であること。
- (2) 個々の入居者の居室の床面積は、一人当たり 4.95 m<sup>2</sup>以上とすること。なお、一居室当たりの入居者はおおむね2人までとすること。また、男子と女子は別室とすること。
- (3) 居間、食堂等入居者が相互交流することができる場所を有していること。
- (4) 保健衛生及び安全について十分考慮されたものでなければならないこと。

第6 事業内容

この事業は、入居者が自立した生活を営むことができるよう、当該入居者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切な援助及び生活指導等を行うものであり、その内容は次に掲げるものとする。

- ① 就業への取り組み姿勢及び職場の対人関係についての援助・指導
- ② 対人関係、健康管理、金銭管理、余暇活用、食事等日常生活に関することその他自立した日常生活及び社会生活を営むために必要な相談・援助・指導
- ③ 職場を開拓するとともに、安定した職業に就かせるための援助・指導及び就業先との調整
- ④ 入居者の家庭の状況に応じた家庭環境の調整
- ⑤ 児童相談所及び必要に応じて市町村、児童家庭支援センター、警察、児童委員、公共職業安定所等関係機関との連携
- ⑥ 自立援助ホームを退居した者に対する生活相談など

## 第8 職員

(1) 児童自立生活援助事業所Ⅰ型又はⅡ型を運営する事業者は、児童自立生活援助事業所ごとに、管理者（事業所の適切な運営を管理するほか、支援全体を統括する者）及び指導員（主として児童自立生活援助を行う者）を置かなければならない。ただし、管理者は指導員が兼ねることができる。

(2) 指導員は、次に掲げる区分に応じ、次のとおり配置することとする。なお、児童等の人数に応じて、①又は②を満たす配置とすることから、入居定員に対応する人数の指導員を配置することができない場合は、入居定員を見直し、又は暫定定員を設定するものとする。

### ① 児童自立生活援助事業所Ⅰ型

ア 入居定員（暫定定員が設定されている場合は暫定定員とする。以下同じ。）が6人以下の場合には指導員を3人以上配置する。ただし、指導員を2人以上配置している場合には残りを補助員（指導員を補助する者、以下同じ。）をもって代えることができる。

イ 入居定員が7人以上の場合には指導員を4人以上配置することとし、以降入居定員が7人から3人増える毎に指導員を1人加えて得た人数以上とする。ただし、下記の指導員数から1を減じた数以上指導員が配置されている場合には、残りの員数について、補助員をもって代えることができる。

【指導員の配置（単位：人）】

入居定員	6まで	7～9	10～12	13～15	16～18	<u>19～20</u>
指導員数 (補助員を含む)	3以上	4以上	5以上	6以上	7以上	8以上
必置指導員数	2以上	3以上	4以上	5以上	6以上	7以上

(削除)

## 第7 職員

(1) 自立援助ホームごとに、指導員（主として児童自立生活援助に携わる者）及び管理者を置かなければならない。ただし、管理者は指導員が兼ねることができる。

(2) 指導員は次のとおり配置することとする。

① 入居定員（暫定定員が設定されている場合は暫定定員とする。以下同じ。）が6人以下の場合には指導員を3人以上配置する。ただし、指導員を2人以上配置している場合には残りを補助員（指導員を補助する者をもって代えることができる。

② 入居定員が7人以上の場合には指導員を4人以上配置することとし、以降入居定員が7人から3人増える毎に指導員を1人加えて得た人数以上とする。ただし、下記の指導員数から1を減じた数以上指導員が配置されている場合には、残りの員数について、補助員をもって代えることができる。

【指導員の配置（単位：人）】

入居定員	6まで	7～9	10～12	13～15	16～18	<u>18～20</u>
指導員数 (補助員を含む)	3以上	4以上	5以上	6以上	7以上	8以上
必置指導員数	2以上	3以上	4以上	5以上	6以上	7以上

③ 指導員は、児童等に応じて、①又は②を満たす配置とすることから、入居定員に対応する人数の指導員を配置することがで

きない場合は、入居定員を見直し、又は暫定定員を設定するものとする。

## ② 児童自立生活援助事業所Ⅱ型

ア 入居定員が2人以下の場合は指導員を1人以上配置する。

イ 入居定員が3人又は4人の場合は指導員を2人以上配置する。

ウ 入居定員が5人の場合は指導員を3人以上配置する。ただし、指導員を2人以上配置している場合には残りを補助員をもって代えることができる。

(3) 指導員は、児童等の自立支援に熱意を有し、次の①から④までのいずれか及び⑤に該当する者とし、補助員は⑤に該当する者とする。

- ① 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第43条に定める児童指導員の資格を有する者
- ② 法第18条の4に定める保育士
- ③ 児童福祉事業及び社会福祉事業に2年以上従事した者
- ④ ①～③に準ずる者として、都道府県知事が適当と認めた者
- ⑤ 法第34条の20第1項各号の規定に該当しない者

(3) 指導員は、児童等の自立支援に熱意を有し、次の①から④までのいずれか及び⑤に該当する者をもって充てるものとする。補助員は⑤に該当する者とする。

- ① 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第43条に定める児童指導員の資格を有する者
- ② 法第18条の4に定める保育士
- ③ 児童福祉事業及び社会福祉事業に2年以上従事した者
- ④ ①～③に準ずる者として、都道府県知事が適当と認めた者
- ⑤ 法第34条の20第1項各号の規定に該当しない者

## 第8 自立支援計画の策定

児童自立生活援助事業所の管理者及び児童相談所長（児童自立生活援助事業所Ⅲ型の場合に限る。）は、児童自立生活援助対象者が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、入居中の個々の児童等について、年齢、発達の状況、当該児童等の事情等に応じ意見聴取その他の措置をとることにより、児童等の意見又は意向、児童等やその家庭の状況等を勘案して、自立を支援するための計画を策定しなければならない。

## 第9 申込み、入居及び退居時の取扱い等

(1) 都道府県は、その区域内における児童等の自立を図るため必要がある

## 第8 申込み、入居及び退居時の取扱い等

(1) 都道府県は、その区域内における児童等の自立を図るため必要がある

場合において、対象者から児童自立生活援助の実施について申込みがあったときは、児童自立生活援助を行わなければならない。

- (2) 児童自立生活援助の実施を希望する対象者は、申込書を都道府県に提出しなければならない。この場合、事業者は入居を希望する対象者からの依頼を受けて、当該申込書の提出を代わって行うことができる。

(削除)

(削除)

- (3) 都道府県は、(1)により児童自立生活援助を行う時、変更又は解除する時は、事業者の意見を聞かなければならない。

- (4) 特別な事情により事業者の所在する都道府県以外の都道府県が、児童自立生活援助を行う時あるいは変更又は解除する必要があると認める時は、事業者の所在する都道府県に協議するものとする。

- (5) 都道府県は、市町村等から児童自立生活援助の実施が適当であると認める児童等について報告を受けた場合であって、必要があると認めるときは、その児童等に対し申込みを勧奨しなければならない。

- (6) 都道府県は、児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）第36条の27に基づき、その区域内における事業者の名称、場所、入居に関する事等について、当該情報を自由に利用できるよう、インターネットの活用や児童相談所や施設等にリーフレットを配布する等により

場合において、満20歳未満義務教育終了児童等から児童自立生活援助の実施について申込みがあったときは、児童自立生活援助を行わなければならない。

- (2) 児童自立生活援助の実施を希望する満20歳未満義務教育終了児童等は、申込書を都道府県に提出しなければならない。この場合、事業者は入居を希望する満20歳未満義務教育終了児童等からの依頼を受けて、当該申込書の提出を代わって行うことができる。

- (3) 都道府県は、満20歳以上義務教育終了児童等から児童自立生活援助の実施について申込みがあったときは、児童自立生活援助を行うよう努めなければならない。

- (4) 児童自立生活援助の実施を希望する満20歳以上義務教育終了児童等は、申込書を都道府県に提出しなければならない。この場合、事業者は入居を希望する満20歳以上義務教育終了児童等からの依頼を受けて、当該申込書の提出を代わって行うことができる。

ただし、満20歳に達する日の前日において、児童自立生活援助が行われていた者であって、引き続き入居を希望する者については、申込書の提出を省略することができる。

- (5) 都道府県は、(1) 又は(3)により児童自立生活援助を行う時、変更又は解除する時は、事業者の意見を聞かなければならない。

- (6) 特別な事情により事業者の所在する都道府県以外の都道府県が、児童自立生活援助を行う時あるいは変更又は解除する必要があると認める時は、事業者の所在する都道府県に協議するものとする。

- (7) 都道府県は、市町村等から児童自立生活援助の実施が適当であると認める児童等について報告を受けた場合であって、必要があると認めるときは、その児童等に対し申込みを勧奨しなければならない。

- (8) 都道府県は、児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）第36条の27に基づき、その区域内における事業者の名称、場所、入居に関する事等について、当該情報を自由に利用できるよう、インターネットの活用や児童相談所や施設にリーフレットを配布する等により

情報提供を行わなければならない。ただし、児童自立生活援助事業所の位置に関する情報については、入居者の安全確保のため必要があると認めるときは、児童自立生活援助事業所への入居を希望する対象者又はその依頼を受けた者が直接その提供を受ける方法で行うものとする。

(7) 都道府県は、法第56条第2項の規定により、入居者本人から、その負担能力に応じて、本事業の実施に要する費用の一部を徴収することができる。

(8) 事業者は、入居者が死亡したとき、援助の実施を変更又は解除する必要があると認める場合は、これを都道府県に報告するものとする。

#### 第10 実施に当たっての事業者の留意事項

事業者は、運営方針、職員の職務内容、児童自立生活援助の内容、金銭管理の方法、入居者及び退居後の生活相談等を受ける者（以下「利用者」という。）の権利擁護に関する事項等、児童福祉法施行規則第36条の12に規定する運営規程を定めるとともに、次に掲げる事項に留意し適切に事業を実施しなければならない。

- (1) 利用者の内面の悩みや生育環境、現在の状況に対する深い理解に基づき、利用者との信頼関係の上に立って援助及び生活指導等を行うこと。
- (2) 児童相談所、福祉事務所、児童福祉施設、児童委員、利用者の雇用先事業所、公共職業安定所、学校及び児童の家庭等と密接に連携をとり、利用者に対する援助及び生活支援等が円滑かつ効果的に実施されるよう努めること。
- (3) 援助及び生活支援等を行うに当たっては、利用者及び保護者の意向を把握し懇切を旨とするとともに、秘密保持について十分留意すること。
- (4) 特に、虐待などを受けた経験から人間関係がうまく築けないなどにより自立に向けた支援が必要な利用者に対し、就業先の開拓や住居の確保、警察等関係機関との調整、退居者のトラブル相談などに対応している場合には一層の体制整備を図ること。

情報提供を行わなければならない。ただし、自立援助ホームの位置に関する情報にあつては、当該自立援助ホームに係る入居者の安全の確保のため必要があると認めるときは、自立援助ホームへの入居を希望する児童又はその依頼を受けた者が直接その提供を受ける方法で行うものとする。

(9) 都道府県は、法第56条第2項の規定により、入居者本人から、その負担能力に応じて、本事業の実施に要する費用の一部を徴収することができる。

(10) 事業者は、入居者が死亡したとき、援助の実施を変更又は解除する必要があると認める場合は、これを都道府県に報告するものとする。

#### 第9 実施に当たっての事業者の留意事項

事業者は、運営方針、職員の職務内容、児童自立生活援助の内容、金銭管理の方法、入居者及び退去後の生活相談等を受ける者（以下「利用者」という。）の権利擁護に関する事項等、児童福祉法施行規則第36条の12に規定する運営規程を定めるとともに、次に掲げる事項に留意し適切に事業を実施しなければならない。

- (1) 利用者の内面の悩みや生育環境、現在の状況に対する深い理解に基づき、利用者との信頼関係の上に立って援助及び生活指導等を行うこと。
- (2) 児童相談所、福祉事務所、児童福祉施設、児童委員、利用者の雇用先事業所、公共職業安定所、学校及び児童の家庭等と密接に連携をとり、利用者に対する援助及び生活指導等が円滑かつ効果的に実施されるよう努めること。
- (3) 援助及び生活指導等を行うに当たっては、利用者及び保護者の意向を把握し懇切を旨とするとともに、秘密保持について十分留意すること。
- (4) 特に、虐待などを受けた経験から人間関係がうまく築けないなどにより自立に向けた指導が必要な利用者に対し、就業先の開拓や住居の確保、警察等関係機関との調整、退所者のトラブル相談などに対応している場合には一層の体制整備を図ること。

(5) 事業者は、利用者の権利擁護及び虐待の防止を図るため、次に掲げる措置を講じること。

- ① 職員に対し、利用者へ虐待等を行ってはならない旨、徹底しなければならない。
- ② 責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、職員に対し研修を実施する等の措置を講じなければならない。
- ③ 提供した児童自立生活援助に関する利用者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。
- ④ 苦情の公正な解決を図るために、苦情の解決に当たっては、その職員以外の者を関与させなければならない。
- ⑤ 自らその提供する援助の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない

(6) 都道府県からの求めに応じ、入居者の状況等について、定期的（6ヶ月に1回以上）に調査を受けなければならないこと。

(7) 入居者の所持する物の保管を行う場合には、あらかじめ、運営規程に保管の方法等を定めるとともに入居者に説明し、同意を得ること。また、保管の状況を月に1回以上入居者に知らせること。

なお、事業者は、入居者の金銭や通帳等を保管するに当たっては、民法上の財産管理権を有しているものではないため、入居者の同意を得ずに取り扱うことがないよう留意すること。

(8) その他、児童福祉法施行規則の規定を遵守し、利用者が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、適切な援助及び生活指導等を行うこと。

#### 第11 入居者の費用負担及び適切な経理処理

(1) 事業者は、児童自立生活援助の実施に要する費用のうち、食事の提供及び居住に要する費用その他の日常生活で通常必要になるもので入居

(5) 事業者は、利用者の権利擁護及び虐待の防止を図るため、次に掲げる措置を講じること。

- ① 職員に対し、利用者へ虐待等を行ってはならない旨、徹底しなければならない。
- ② 責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、職員に対し研修を実施する等の措置を講じなければならない。
- ③ 提供した児童自立生活援助に関する利用者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。
- ④ 苦情の公正な解決を図るために、苦情の解決に当たっては、その職員以外の者を関与させなければならない。
- ⑤ 自らその提供する援助の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない

(6) 都道府県からの求めに応じ、入居者の状況等について、定期的（6ヶ月に1回以上）に調査を受けなければならないこと。

(7) 入居者の所持する物の保管を行う場合には、あらかじめ、運営規程に保管の方法等を定めるとともに入居者に説明し、同意を得ること。また、保管の状況を月に1回以上入居者に知らせること。

なお、事業者は、入居者の金銭や通帳等を保管するに当たっては、民法上の財産管理権を有しているものではないため、入居者の同意を得ずに取り扱うことがないよう留意すること。

(8) その他、児童福祉法施行規則の規定を遵守し、利用者が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、適切な援助及び生活指導等を行うこと。

#### 第10 入居者の費用負担及び適切な経理処理

(1) 事業者は、児童自立生活援助の実施に要する費用のうち、食事の提供及び居住に要する費用その他の日常生活で通常必要になるもので入居



者に負担させることが適当と認められる費用については、入居者に負担させることができるものとする。

(2) 入居者に負担させることができる額は、運営規程に定めた額以下とし、あらかじめ入居者に知らせ、同意を得なければならない。また、当該額は、入居者の経済状況等に十分配慮した額としなければならない。

(3) 入居者に費用を負担させた場合は、適正に処理するとともに、これに関連する諸帳簿を整備しなければならない。

## 第12 経費

本事業の運営に関する経費は、「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について」(令和5年5月10日こ支家第47号こども家庭庁長官通知)によるものとする。

## 第13 その他

都道府県知事は、虐待を受けた児童等の緊急の避難先(こどもシェルター)として児童等が共同生活を営むべき住居において相談その他の日常生活上の援助等を行う事業がこの要綱に定める要件を満たす場合は、当該住居を児童自立生活援助事業所とし、援助の実施を委託することができるものである。

者に負担させることが適当と認められる費用については、入居者に負担させることができるものとする。

(2) 入居者に負担させることができる額は、運営規程に定めた額以下とし、あらかじめ入居者に知らせ、同意を得なければならない。また、当該額は、入居児童の経済状況等に十分配慮した額としなければならない。

(3) 入居者に費用を負担させた場合は、適正に処理するとともに、これに関連する諸帳簿を整備しなければならない。

## 第11 経費

本事業の運営に関する経費のうち、満20歳未満義務教育終了児童等に係るものは、「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について」(平成11年4月30日厚生省発児第86号厚生事務次官通知)によるものとする。

また、本事業の運営に関する経費のうち、満20歳以上義務教育終了児童等に係るものは、「児童虐待・DV対策等総合支援事業費の国庫補助について」(平成19年12月3日厚生労働省発雇児第1203001号厚生労働事務次官通知)及び「就学者自立生活援助事業の実施について」(平成29年3月31日雇児発0331第56号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)によるものとする。

## 第12 その他

都道府県知事は、虐待を受けた児童等の緊急の避難先(子どもシェルター)として児童等が共同生活を営むべき住居において相談その他の日常生活上の援助等を行う事業がこの要綱に定める要件を満たす場合は、当該住居を自立援助ホームとし、援助の実施を委託することができるものである。

※ 発出するまでの間において、変更が生じる場合がある。

こ 支 家 第 ※ 号  
令 和 6 年 ※ 月 ※ 日

都 道 府 県 知 事  
各 指 定 都 市 市 長 殿  
児 童 相 談 所 設 置 市 市 長

こども家庭庁支援局長

## 社会的養護自立支援拠点事業等の実施について

児童養護施設等への措置を解除された者等（以下「措置解除者等」という。）は、措置が解除された後も家庭による支援が見込みづらいことや、自立に当たって困難を抱える場合が多いことから、自立に向けた適切な支援を行うことも重要である。

このため、児童福祉法等の一部を改正する法律（令和4年法律第66号）において、措置解除者等の実情を把握し、その自立のために必要な援助を行うことを都道府県の業務として位置づけるとともに、措置解除者等や虐待経験がありながらもこれまで公的支援につながらなかった者等が相互の交流を行う場所を開設し、情報の提供、相談及び助言並びにこれらの者の支援に関連する関係機関との連絡調整その他の必要な支援を行う事業を創設したところである。

このため、下記を定め、令和6年4月1日から実施することとしたので、その適正かつ円滑な実施を図られたく通知する。

なお、この通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言である。

## 記

### 第1 事業の種類

- 1 社会的養護自立支援拠点事業
- 2 休日夜間緊急支援事業
- 3 社会的養護自立支援実態把握事業

### 第2 事業の実施

各事業の実施は次によること。

- 1 社会的養護自立支援拠点事業実施要綱（別紙1）
- 2 休日夜間緊急支援事業実施要綱（別紙2）
- 3 社会的養護自立支援実態把握事業実施要綱（別紙3）

(別紙1)

## 社会的養護自立支援拠点事業実施要綱

### 1 目的

措置解除者等や虐待経験がありながらもこれまで公的支援につながらなかった者等（以下「社会的養護経験者等」という。）の孤立を防ぎ、社会的養護経験者等を必要な支援に適切につなぐため、相互の交流を行う場所を開設し、必要な情報の提供、相談及び助言並びにこれらの者の支援に関連する関係機関との連絡調整を行うとともに、これらの者が帰住先を失っている場合等において、状況が安定するまで一時的に滞在させ、居住支援や生活支援を行うこと等により、将来の自立に結びつけることを目的とする。

### 2 社会的養護自立支援拠点事業者

社会的養護自立支援拠点事業者（以下「事業者」という。）は、地方公共団体及び社会福祉法人等であって都道府県知事等（都道府県知事、指定都市の長又は児童相談所設置市の長をいう。以下同じ。）が適当と認めた者とする。

### 3 対象者

(1) 本事業の対象者は、次のいずれかに該当する者であって、都道府県知事等が支援を行うことが必要と判断した者とする。

- ① 小規模住居型児童養育事業を行う者又は里親への委託を解除された者
- ② 乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設又は児童自立支援施設への措置を解除された者
- ③ 母子生活支援施設における保護を受けていた者
- ④ 児童自立生活援助の実施を解除された者
- ⑤ 児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第33条第1項又は第2項の規定により一時保護が行われていた者
- ⑥ 法第26条第1項第2号又は第27条第1項第2号に規定される指導が行われていた者
- ⑦ 虐待経験がありながらもこれまで公的支援につながらなかった者等であって、社会的養護自立支援拠点事業所（以下「事業所」という。）において支援が必要と認める者

(2) また、5(1)から(5)までに掲げる事業については、次のいずれかに該当する者であって、都道府県知事等が支援を行うことが必要と判断した者も対象とする。

- ① 小規模住居型児童養育事業を行う者又は里親へ委託されている者
- ② 児童養護施設、児童心理治療施設又は児童自立支援施設へ入所措置されている者

- ③ 母子生活支援施設における保護を受けている者
- ④ 児童自立生活援助の実施をされている者

#### 4 実施体制

- (1) 本事業の実施に当たっては、支援コーディネーター（管理者）、生活相談支援員及び就労相談支援員を配置すること。
- (2) 支援コーディネーター（管理者）は、事業所の適切な運営を管理するほか、対象者の将来の自立に向けて、支援計画の策定やその他支援全体を統括する者であり、次のいずれかに該当する者とする。
  - ア 社会福祉士又は精神保健福祉士の資格を有する者
  - イ 児童福祉事業又は社会福祉事業に通算5年以上従事した者
  - ウ 都道府県等が、ア又はイに該当する者と同等以上の能力を有すると認めた者
- (3) 生活相談支援員は、居住、家庭、交友関係、将来に係る不安等に関する相談その他必要に応じた適切な支援を行う者であって、次のいずれかに該当する者とする。
  - ア 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第43条各号のいずれかに該当する者（児童指導員の資格を有する者）
  - イ 都道府県等が、アに該当する者と同等以上の能力を有すると認めた者
- (4) 就労相談支援員は、適切な相談・助言や情報の提供等により就労相談その他必要な支援を行う者であって、都道府県知事等が適当と認める者とする。

#### 5 事業内容

- (1) 相互交流の場の提供
  - ア 対象者が、意見交換や情報交換、自助グループ活動を気軽に行うことができる場を提供し、必要に応じて対象者からの相談に応じる等の支援を行うこと。その際、単に場を提供するだけではなく、事業所が主体となって相互交流する機会を企画・実施するよう努めること。
  - イ 相互交流の場が、対象者にとって安心して過ごすことができ、心身の安全が確保された場となるよう努めるとともに、対象者同士や職員等とのトラブルを防止するため、利用における遵守事項をあらかじめ定めること。
- (2) 支援計画の策定
  - ア 生活や就労等に困難な課題を抱えており、事業所における継続的な支援が必要であると判断した者について、支援コーディネーター（管理者）は支援計画を策定すること。
  - イ 支援計画の策定に当たっては、対象者の意向を十分に踏まえるとともに、対象者の心身の状況や生活状況など、必要な情報を収集した上でアセスメントを行い、支援上の課題、課題解決のための支援目標、目標達成のための具体的な支援内容や方法などを定め、事前に対象者に対して支援計画の内容を十分に説明し、対象者が主体的に取り組めるよう配慮すること。

また、必要に応じて児童相談所や市町村（こども家庭センターを含む。）、児童福祉施設、医療機関、就業支援機関等の関係機関の意見を踏まえて策定すること。

ウ 対象者の生活状況等に変化が生じた場合には、変化の状況に応じて速やかに支援計画の見直しを行うとともに、必要に応じて関係機関とも共有すること。

エ 支援計画の策定の有無にかかわらず、生活上の問題と求職上の問題は密接に関係することから、生活相談支援員と就労相談支援員が連携するのみならず、支援コーディネーター（管理者）も含め、対象者に必要な支援を行うこと。

オ なお、支援計画は、支援終了後、少なくとも5年間は適切に管理・保管すること。

### （3）相談支援

ア 居住、家庭、交友関係、将来への不安等に関する生活上の問題や、求職上の問題等について相談に応じ、必要に応じて他の関係機関と連携する等により支援を行うこと。

イ 電話やメール、SNS等による相談など、対象者が相談しやすい環境づくりを行うとともに、SNS等を活用したプッシュ型の情報発信に努めること。

また、電話やメール、SNS等による相談のみならず、通いによる支援のほか、アウトリーチ型支援（訪問支援）についても、必要に応じて実施すること。

なお、相談を受けた際、単に情報提供や助言等を行うだけではなく、医療機関の受診、就労支援機関の利用、行政手続き等の同行支援など、対象者のニーズに応じた適切な支援を行うこと。

ウ 対象者に係る基礎的事項、相談内容及び支援状況等を記録するとともに、一定期間、適切に管理・保管すること。

### （4）心理療法支援

対象者に心理療法が必要な場合に適切に支援できるよう、精神科医や公認心理師等の心理療法担当職員を配置すること。

### （5）法律相談支援

対象者が金銭トラブルや契約トラブル等を抱えている場合等、法律相談が必要な場合に適切に支援できるよう、弁護士等を嘱託契約等により配置すること。

### （6）一時避難的かつ短期間の居場所の提供

ア 対象者が帰住先を失っている場合など、状況が安定するまでの間、対象者が安心して過ごすことのできる居場所や食事の提供を行うとともに、衣類等の日用品を支給又は貸与するなどを含めた日常生活上の支援を行うとともに、生活や就労等の相談支援についても併せて行うこと。

イ 居場所の提供については、原則として6か月を超えない範囲で都道府県等が定める期間内で実施すること。

ウ 居場所の提供に当たっては、対象者の安全及び衛生の確保並びにプライバシーの保護に配慮した上で、対象者が孤立することのないよう、定期的に連絡を

取ることや様子を確認するとともに、事業所内外でのトラブルを防止するため、利用における遵守事項をあらかじめ定めること。

エ 事業所内において、居場所を提供することが困難である場合には、民間賃貸住宅等を活用することや、都道府県等が設置した公営住宅などの賃貸住宅に一定枠を設けること等により提供することも可能とする。

なお、日常生活上の支援、金銭管理の指導、自立した生活を営む上での不安や悩み等の相談に応じることができるよう、支援体制について十分に配慮すること。

## 6 設備

5に掲げる事業の実施にあたっては、次の設備を設けるものとする。

なお、5の(6)に掲げる事業を実施する場合、対象者が一時的な生活をするために必要な設備を設けること。

- (1) 事務室
- (2) 相談室
- (3) 対象者が相互交流ができる設備
- (4) その他、事業を実施するために必要な設備

## 7 留意事項

(1) 5の(1)から(3)までに掲げる事業は必須とし、5の(4)から(6)までに掲げる事業は、対象者のニーズ等を十分に踏まえた上で、都道府県等の状況に応じて行うことができることとする。

(2) 事業所は、運営方針、職員の職務内容、支援内容、金銭及び物品管理の方法、対象者の権利擁護に関する事項等、運営規程を定めること。このほか、事業の実施にあたっては、「社会的養護経験者等への支援に関するガイドライン」（令和×年×月×日こ支家第×号こども家庭庁支援局長通知）で示した内容を十分に踏まえて実施すること。

なお、一時避難的かつ短期間の居場所の提供に当たり、対象者の所持する物の保管を行う場合には、あらかじめ、運営規程に保管の方法等を定めるとともに、対象者に説明し同意を得ることとし、保管の状況等を月に1回以上対象者に知らせること。

また、事業者は、対象者の金銭や通帳等を保管するにあたっては、民法上の財産管理権を有しているものではないため、対象者の同意を得ずに取り扱うことがないように留意すること。

(3) 事業所の職員は、対象者の意向を尊重するとともに、対象者との信頼関係の構築にも努めること。また、事業所は、対象者の権利擁護及び虐待防止を図るため、職員に対する研修の実施や、苦情を受け付けるための窓口の設置等、必要な措置を講ずること。

(4) 一時避難的かつ短期間の居場所の提供を行う際、対象者が未成年者の場合は、

親権者へ連絡した上で支援を実施することが望ましいが、親権者への連絡に当たっては、親子関係等に十分配慮した上で実施すること。

ただし、親権者に連絡することにより、対象者の生命及び身体等に危険が生じるおそれがある場合や、親権者に連絡することを対象者が強く拒否している場合等においては、児童相談所等の関係機関と十分連携・協議した上で、対象者にとって安全・安心の確保に最善となる対応を行うこと。

- (5) 個人情報の適切な管理に十分配慮した上で、関係者間での情報の共有に努めるとともに、法第 34 条の 7 の 2 第 5 項において、本事業に従事する者について守秘義務が課されていることを踏まえ、適切な対応を実施すること。
- (6) 関係機関で情報共有を行うことについて、対象者から支援開始時点等で同意を得ておくこと。ただし、同意を得られない場合においても、必要に応じて都道府県（児童相談所を含む。）、市町村（こども家庭センターを含む。）及び要保護児童地域対策協議会など、関係機関で情報共有を行うこと。
- (7) 支援終了後、関係機関により引き続き支援を行う場合には、必要に応じて対象者の状況等について、丁寧な情報提供を行うこと。
- (8) 対象者が都道府県等の管内に居住していない場合であっても、緊急を要する場合には支援を行うこと。
- (9) 対象者が都道府県等の管外に転居する場合においても、転居先の関係機関とも連絡調整を行う等、転居先においても必要な支援が行われるよう努めること。

(別紙2)

## 休日夜間緊急支援事業実施要綱

### 1 目的

休日夜間に緊急で一時避難が必要な者を社会的養護自立支援拠点事業所等で受け入れ、他の必要な支援につなぐまでの一時避難場所を提供することを目的とする。

### 2 実施主体

本事業の実施主体は都道府県、指定都市、児童相談所設置市（以下「都道府県等」という。）とする。

なお、都道府県等は、5に掲げる事業内容の全部又は一部について、当該事業を適切に実施することができるかと認めた者に委託して実施することができる。

### 3 対象者

本事業の対象となる者は、次のいずれかに該当する者であって、都道府県等が休日夜間に緊急で一時避難が必要と判断した者とする。

- ① 小規模住居型児童養育事業を行う者又は里親への委託が解除された者
- ② 乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設又は児童自立支援施設への入所措置が解除された者
- ③ 母子生活支援施設における保護を受けていた者
- ④ 児童自立生活援助の実施を解除された者
- ⑤ 児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第33条第1項又は第2項の規定により、一時保護が行われていた者
- ⑥ 法第26条第1項第2号又は第27条第1項第2号に規定される指導が行われていた者
- ⑦ 虐待経験がありながらもこれまで公的支援につながらなかった者等であって、休日夜間緊急支援事業所（以下「事業所」という。）において支援が必要と認める者

### 4 実施体制

(1) 本事業の実施に当たっては、休日夜間緊急支援員を配置すること。

(2) 休日夜間緊急支援員は、受入要否を判断するとともに、他の必要な支援につなぐまでの支援を実施する者であって、次のいずれかに該当する者とする。

ア 社会福祉士又は精神保健福祉士の資格を有する者

イ 児童福祉事業又は社会福祉事業に通算5年以上従事した者

ウ 都道府県等が、ア又はイに該当する者と同等以上の能力を有すると認めた者

### 5 事業内容

ア 対象者から支援の申出があった場合、その相談に応じ、対象者の心身の状況や生



活状況など、必要な情報を収集した上でアセスメントを行い、受入可否を判断すること。

イ その際、対象者に係る基礎的事項、相談内容及び支援状況等を記録するとともに、一定期間、適切に管理・保管すること。

ウ 対象者が休日夜間に緊急で一時避難が必要と判断した場合は、他の必要な支援につなぐまでの間、対象者が安心して過ごすことのできる居場所や食事の提供を行うとともに、衣類等の日用品を支給又は貸与するなどを含めた日常生活上の支援を行うこと。ただし、一時的な避難（1日から2日程度）を原則とする。

エ 居場所の提供に当たっては、対象者の安全及び衛生の確保並びにプライバシーの保護に配慮した上で、対象者が孤立することのないよう、定期的に連絡を取ることや様子を確認するとともに、事業所内外でのトラブルを防止するため、利用における遵守事項をあらかじめ定めること。

オ 事業所内において、居場所を提供することが困難である場合には、民間賃貸住宅等を活用することや、都道府県等が設置した公営住宅などの賃貸住宅に一定枠を設けること等により提供することも可能とする。

## 6 設備

5に掲げる事業の実施にあたっては、次の設備を設けるものとする。

ただし、社会的養護自立支援拠点事業所等に附置している場合は、当該事業等の運営上支障が生じない場合には、附置される事業所等と設備の一部を共有することは差し支えない。

- (1) 事務室
- (2) 相談室
- (3) 対象者が一時的な生活をするために必要な設備
- (4) その他事業を実施するために必要な設備

## 7 留意事項

(1) 居場所の提供を行う際、対象者が未成年者の場合は、親権者へ連絡した上で支援を実施することが望ましいが、親権者への連絡に当たっては、親子関係等に十分配慮した上で実施すること。

ただし、親権者に連絡することにより、対象者の生命及び身体等に危険が生じるおそれがある場合や、親権者に連絡することを対象者が強く拒否している場合等においては、児童相談所等の関係機関と十分連携・協議した上で、対象者にとって安全・安心の確保に最善となる対応を行うこと。

(2) 個人情報の適切な管理に十分配慮した上で、関係者間での情報の共有に努めるとともに、職員が業務上知り得た情報を漏らすことがないよう、個人情報の取扱い等について守秘義務を課すこと。

なお、事業の全部又は一部を委託して実施する場合は、委託先との契約においても守秘義務を課すこと。

- (3) 関係機関で情報共有を行うことについても、対象者から支援開始時点等で同意を得ておくこと。ただし、同意を得られない場合であっても、必要に応じて都道府県（児童相談所を含む。）、市町村（こども家庭センターを含む。）及び要保護児童地域対策協議会など、関係機関で情報共有を行うこと。
- (4) 都道府県等は、対象者の状況に応じて、適切な支援につなげることができるよう、別紙1で定める社会的養護自立支援拠点事業と併せて実施すること。

## 8 経費の補助

国は、予算の範囲内において都道府県等が事業のために支出した費用について、別に定めるところにより補助するものとする。

(別紙3)

## 社会的養護自立支援実態把握事業実施要綱

### 1 目的

措置解除者等や虐待経験がありながらもこれまで公的支援につながらなかった者等（以下「社会的養護経験者等」という。）への自立支援が確実に提供されるための環境整備を推進するため、社会的養護経験者等の実態把握に係る調査の実施や関係機関との連携の強化に必要な支援を行う。

### 2 実施主体

本事業の実施主体は都道府県、指定都市、児童相談所設置市（以下「都道府県等」という。）とする。

なお、都道府県等は、3に掲げる事業内容の全部又は一部について、当該事業を適切に実施することができるかと認めた者に委託して実施することができる。

### 3 事業内容

以下の（1）及び（2）の事業を行うこと。

#### （1）社会的養護自立支援協議会の設置

ア 社会的養護経験者等をはじめ、当該地域を管轄する児童相談所や市町村（こども家庭センター）、児童福祉施設、里親、ファミリーホーム、自立援助ホーム、社会的養護自立支援拠点事業所、医療機関、就労支援機関等の関係機関が協議を行う場（以下「社会的養護自立支援協議会」という。）を設置すること。

イ 社会的養護自立支援協議会においては、（2）に掲げる調査内容等を検討すること。また、調査結果に基づき、都道府県等における自立支援の体制の評価や、支援ニーズに則した支援体制の構築について検討を行うこと。

ウ 社会的養護自立支援協議会の構成員については、原則、実施主体が選定することとし、社会的養護経験者等も構成員とするなど、社会的養護経験者等の意見聴取・参画の機会を設けるとともに、年4回以上を目途として開催すること。

#### （2）社会的養護経験者等実態把握調査

ア 次のいずれかに該当する者の実態を把握するための調査を実施すること。

- ① 小規模住居型児童養育事業を行う者又は里親への委託を解除された者
- ② 乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設又は児童自立支援施設への措置を解除された者
- ③ 母子生活支援施設における保護を受けていた者
- ④ 児童自立生活援助の実施を解除された者
- ⑤ 児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第33条第1

- 項又は第2項の規定により、一時保護が行われていた者
- ⑥ 法第26条第1項第2号又は第27条第1項第2号に規定される指導が行われていた者
  - ⑦ 虐待経験がありながらもこれまで公的支援につながらなかった者等であつて、都道府県等が必要と認める者
- イ 調査の実施にあたっては、以下の項目を参考とし、社会的養護自立支援協議会において、各地域の実情を考慮した上で項目を策定するものとする。
- (i) 就労・就学の状況
  - (ii) 住まい・家計の状況
  - (iii) 家族の状況
  - (iv) 健康状態・医療サービスの提供状況
  - (v) 生活していた施設等とのつながり・受けたサポートの内容と評価
  - (vi) 相談相手の有無
  - (vii) 公的なサポートへの意見・要望
  - (viii) その他、各地域における自立支援の提供に必要な情報
- ウ 調査方法は各地域の実情に応じたものとする。ただし、社会的養護経験者等が回答を行うことが困難とならないよう留意すること。
- エ 調査を実施するに当たっては、入所等していた施設等の協力を得る等して、実態把握に努めること。
- オ 調査により得られた結果は社会的養護自立支援協議会に報告すること。

#### 4 留意事項

- (1) 事業の実施により得られた結果は、都道府県等が策定する都道府県社会的養護推進計画に反映すること。
- (2) 個人情報の適切な管理に十分配慮した上で、関係者間での情報の共有に努めるとともに、職員が業務上知り得た情報を漏らすことがないよう、個人情報の取扱い等について守秘義務を課すこと。  
なお、事業の全部又は一部を委託して実施する場合は、委託先との契約においても守秘義務を課すこと。
- (3) 都道府県等は、3に掲げる事業を委託して実施する場合については、同一の者に委託して実施することが望ましいが、適切な事業運営が行われる場合には、別々の者に委託して実施することも差し支えないこと。
- (4) 事業の実施にあたっては、「社会的養護経験者等への支援に関するガイドライン」（令和✕年✕月✕日こ支家第✕号こども家庭庁支援局長通知）で示した内容を十分に踏まえて実施すること。

#### 5 経費の補助

国は、予算の範囲内において都道府県等が事業のために支出した費用について、別に定めるところにより補助するものとする。

※ 発出するまでの間において、変更が生じる場合がある。

こ 支 家 第 ※ 号  
令 和 6 年 ※ 月 ※ 日

都 道 府 県 知 事  
指 定 都 市 市 長  
各 中 核 市 市 長 殿  
児 童 相 談 所 設 置 市 市 長

こども家庭庁支援局長

### 妊産婦等生活援助事業の実施について

今般、児童福祉法等の一部を改正する法律（令和4年法律第66号）により、家庭生活に支障が生じている特定妊婦と出産後の母子等に対する支援の強化を図るため、妊産婦等生活援助事業を新たに創設したところである。

同事業は、家庭生活に支障が生じている特定妊婦（出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦をいう。）や出産後の母子等について、生活すべき住居に入居又は当該事業に係る事業所その他の場所に通いによる食事の提供、その他日常生活を営むために必要な便宜の供与、その者の監護すべき児童の養育に係る相談及び助言、母子生活支援施設やその他関係機関との連絡調整、特別養子縁組に係る情報の提供やその他の必要な支援を行うこととなるため、今般、別紙のとおり「妊産婦等生活援助事業実施要綱」を定め、令和6年4月1日から実施することとしたので、その適正かつ円滑な実施を図られたく通知する。

については、各都道府県知事におかれては、貴管内の市の長（指定都市、中核市及び児童相談所設置市を除き、特別区を含む。）及び福祉事務所を設置する町村の長への周知につきご配慮願いたい。

なお、この通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言である。

(別紙)

## 妊産婦等生活援助事業実施要綱

### 1 目的

家庭生活に支障が生じている特定妊婦や出産後の母子等（以下「特定妊婦等」という。）に対する支援の強化を図るため、生活すべき住居に入居又は当該事業に係る事業所その他の場所に通いによる食事の提供、その他日常生活を営むために必要な便宜の供与、その者の監護すべき児童の養育に係る相談及び助言、母子生活支援施設やその他関係機関との連絡調整、特別養子縁組に係る情報の提供やその他の必要な支援を行うことで、支援が必要な特定妊婦等が安心した生活を行うことができるよう支援する。

### 2 妊産婦等生活援助事業者

妊産婦等生活援助事業者（以下「事業者」という。）は、地方公共団体及び社会福祉法人等であって都道府県知事等（都道府県知事、指定都市の長又は児童相談所設置市の長をいう。）が適当と認めた者とする。

### 3 対象者

本事業の対象となる者は、次のいずれかに該当する者及びその者の監護すべき児童とする。

- ① 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号。以下「法」という。）第 6 条の 3 第 5 項に規定する特定妊婦
- ② 特定妊婦が出産した場合など、出産後においても引き続き支援を行うことが特に必要と認められる産婦
- ③ その他、都道府県等が必要と認めた者

### 4 実施体制

本事業の実施に当たっては、次に掲げる者を配置すること。

- ① 支援コーディネーター（管理者）
- ② 保健師、助産師又は看護師の資格を有する者
- ③ 母子支援員

なお、支援コーディネーター（管理者）は、妊産婦等生活援助事業所（以下「事業所」という。）の適切な運営を管理するほか、支援計画の策定や関係機関との連絡調整を適切に行うことができる者であること。

### 5 事業内容

#### (1) 支援計画の策定

ア 対象者に対し、(3) の生活支援を実施する場合には、支援コーディネータ

一（管理者）は、支援計画を策定するとともに、（２）の相談支援を実施する場合においても、必要があると判断する場合には、支援計画を策定すること。

イ 支援計画の策定に当たっては、対象者の意向を十分に踏まえるとともに、対象者の心身の状況や生活状況など、必要な情報を収集した上でアセスメントを行い、支援上の課題、課題解決のための支援目標、目標達成のための具体的な支援内容や方法などを定め、事前に対象者に対して支援計画の内容を十分に説明し、対象者が主体的に取り組めるよう配慮すること。その際、対象者の現在の生活状況等を踏まえ、将来の生活設計等を考慮した支援計画とすること。

また、必要に応じて市町村（こども家庭センターを含む。）や児童相談所、児童福祉施設、医療機関、就業支援機関等の関係機関の意見を踏まえること。

ウ こども家庭センターにおいて、サポートプランが作成されている場合には、その内容を踏まえ、支援計画を策定すること。

エ 対象者が出産後のこどもについて特別養子縁組を希望する場合には、特別養子縁組に向けた取組について支援計画に盛り込み、児童相談所又は養子縁組あわせん機関と連携の上、必要な支援を行うこと。

オ 対象者の生活状況等に変化が生じた場合には、変化の状況に応じて速やかに支援計画の見直しを行うとともに、必要に応じて関係機関とも共有すること。

カ 支援計画は、支援終了後、少なくとも５年間は適切に管理・保管すること。

## （２）相談支援

ア 相談支援を実施する際は、妊娠葛藤相談やこどもの養育相談、自立に向けた相談等に対応するための体制を整備すること。

また、電話やメール、SNS等による相談や、匿名による相談など、対象者が相談しやすい環境づくりを行うとともに、SNS等を活用したプッシュ型の情報発信に努めること。

なお、電話やメール、SNS等による相談のみならず、通いによる支援のほか、アウトリーチ型支援（訪問支援）についても、必要に応じて実施すること。

イ 相談支援に当たっては、職員の専門性を活かした助言等を行うこと。

また、相談を受けた際、単に情報提供や助言等を行うだけでなく、医療機関受診、就労支援機関の利用、行政手続等への同行支援など、対象者のニーズに応じた適切な支援を行うこと。

ウ 対象者に係る基礎的事項、相談内容及び支援状況等を記録するとともに、一定期間、適切に管理・保管すること。

## （３）生活支援

ア 入居又は通いにより、対象者が安心して過ごすことのできる居場所や食事を提供とともに、衣類等の日用品を支給又は貸与するなどを含めた日常生活上の支援を行うこと。

イ 居場所の提供に当たっては、対象者の安全及び衛生の確保並びにプライバシーの保護に配慮するとともに、事業所内外でのトラブルを防止するため、利用

における遵守事項をあらかじめ定めること。

ウ 事業所内において、入居により生活する場を提供することが困難である場合には、民間賃貸住宅等を活用することや、都道府県等が設置した公営住宅などの賃貸住宅に一定枠を設けること等により提供することも可能とする。

なお、生活する場を提供する場合には、夜間も支援に応じることができるよう、支援体制について十分に配慮すること。

エ 上記に加え、対象者が自立した生活を営むことができるよう、対象者の身体及び精神の状況並びにその他置かれている環境等に応じて適切な支援及び生活指導等を行うこと。

具体的には、次に掲げるものとする。

- ① 健康管理、金銭管理、食事、余暇活用、対人関係その他自立した日常生活及び社会生活を営むために必要な相談・支援等
- ② 対象者の状況に応じた家庭環境の調整
- ③ 就業への取組姿勢及び職場の対人関係についての相談・支援等
- ④ 対象者の職場を開拓するとともに、安定した職業に就くための相談・支援等及び就業先との調整
- ⑤ 支援を終了した者に対する生活相談その他の援助
- ⑥ 関係機関との連携

#### (4) 休日・夜間相談対応

ア 事業所の開所日又は開所時間に相談することが困難な対象者に対して、適切に相談支援を行うための体制を整備すること。

イ アについては、外部委託により相談を受けることも可能とし、その際、必要に応じて適切な相談・支援等を行える支援コーディネーター（管理者）等に繋ぐこと。

#### (5) 心理療法連携支援

対象者に心理療法が必要な場合に適切に支援できるよう、公認心理師等を嘱託契約等により配置すること。

#### (6) 法律相談連携支援

対象者が配偶者からの暴力を訴えている場合や、養育費に関する相談、金銭トラブルや契約トラブル等を抱えている場合等、法律相談が必要な場合に適切に支援できるよう、弁護士等を嘱託契約等により配置すること。

## 6 設備

5に掲げる事業の実施にあたっては、次の設備を設けるものとする。

- (1) 事務室
- (2) 相談室
- (3) 生活する場を提供する場合、対象者が一般的な生活をするために必要な設備
- (4) その他、事業を実施するために必要な設備



## 7 留意事項

- (1) 5の(1)から(3)までに掲げる事業は必須とし、5の(4)から(6)までに掲げる事業は、対象者のニーズ等を十分踏まえた上で、都道府県等の状況に応じて行うことができること。
- (2) 都道府県等は、法第25条の7第2項第3号、第25条の8第3号若しくは第26条第1項第5号又は困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和4年法律第52号）第10条の規定による報告又は通知を受けた妊産婦又はその者の監護すべき児童について、必要があると認めるときは、法第23条の3に基づき、本事業の利用勧奨を行うこと。
- (3) 支援の対象とする期間については、原則、法第5条に規定する妊産婦とする。ただし、対象者の状況等を踏まえ、出産後1年を超えても支援が必要な場合には、支援を行うこと。
- (4) 乳児院や母子生活支援施設以外で事業を実施する場合には、アセスメントの専門性を活かせる社会資源である乳児院や、従来から母子を分離せずに入所させ、家庭養育の支援を実施してきた母子生活支援施設等、知見を有する者からの助言等が得られる体制の確保に努めること。
- (5) 事業所は、運営方針、職員の職務内容、支援内容、金銭及び物品管理の方法、対象者の権利擁護に関する事項等、運営規程を定めること。このほか、事業の実施に当たっては、「妊産婦等生活援助事業ガイドライン」（令和×年×月×日こ支家第×号こども家庭庁支援局長通知）で示した内容を十分に踏まえて実施すること。

なお、生活する場を提供するに当たり、対象者の所持する物の保管を行う場合には、あらかじめ、運営規程に保管の方法等を定めるとともに、対象者に説明し同意を得ることとし、保管の状況等を月に1回以上対象者に知らせること。

また、事業者は、対象者の金銭や通帳等を保管するに当たっては、民法上の財産管理権を有しているものではないため、対象者の同意を得ずに取り扱うことがないように留意すること。
- (6) 事業所の職員は、対象者の意向を尊重するとともに、対象者との信頼関係の構築にも努めること。また、事業所は、対象者の権利擁護及び虐待防止を図るため、職員に対する研修の実施や、苦情を受け付けるための窓口の設置等、必要な措置を講ずること。
- (7) 生活する場を提供するに当たって、対象者が未成年者の場合は、親権者へ連絡した上で支援を実施することが望ましいが、親権者への連絡に当たっては、親子関係等に十分配慮した上で実施すること。

ただし、親権者に連絡することにより、対象者の生命及び身体等に危険が生じるおそれがある場合や、親権者に連絡することを対象者が強く拒否している場合等においては、児童相談所等の関係機関と十分連携・協議した上で、対象者にとって安全・安心の確保に最善となる対応を行うこと。
- (8) 対象者が監護すべき児童についても、対象者が不在の場合等、状況に応じて事

業所内外で適切な支援を行うこと。

- (9) 個人情報 of 適切な管理に十分配慮した上で、関係者間での情報の共有に努めるとともに、法第 34 条の 7 の 5 第 5 項において、本事業に従事する者について守秘義務が課されていることを踏まえ、適切な対応を実施すること。
- (10) 関係機関で情報共有を行うことについて、対象者から支援開始時点等で同意を得ておくこと。ただし、同意を得られない場合においても、必要に応じて都道府県（児童相談所を含む。）、市町村（こども家庭センターを含む。）及び要保護児童地域対策協議会など、関係機関で情報共有を行うこと。
- (11) 乳児院や母子生活支援施設等の入所施設において生活の場を提供する場合には、入所施設の定員とは別に枠を設けて実施すること。
- (12) 支援終了後、関係機関により引き続き支援を行う場合には、必要に応じて対象者の状況等について、丁寧な情報提供を行うこと。
- (13) 対象者が都道府県等の管内に居住していない場合であっても、緊急を要する場合には支援を行うこと。
- (14) 対象者が都道府県等の管外に転居する場合においても、転居先の関係機関とも連絡調整を行う等、転居先においても必要な支援が行われるよう努めること。
- (15) 事業者は、職員を各種研修会、セミナー等に積極的に参加させる等、職員の資質の向上に努めるとともに、都道府県等においても、各種研修会、セミナー等に参加できる環境を整えるよう努めること。

# 令和4年改正児童福祉法に基づく事業の実施に要する費用に係る安心こども基金の活用について

- 令和3年度補正予算においては、新たな子育て家庭支援の基盤を早急に整備していくための国による財政支援として、安心こども基金に602億円を計上し、令和6年度からの令和4年改正児童福祉法の施行を待たず、先行して事業を実施していただいているところ。
- 改正法により新規に創設される事業のうち、①こどもの権利擁護環境整備事業、②親子再統合支援事業、③社会的養護自立支援拠点事業及び④妊産婦等生活援助事業の4つの事業の実施に必要な費用に対する改正法施行後の国による財政支援については、令和6年度から令和11年度末までの間は、各都道府県に交付済みの安心こども基金を活用して行うこととするので、改正法の円滑な施行とともに、地方自治体における切れ目のない取組の推進を図っていただきたい。

## 子育て支援対策臨時特例交付金(新たな子育て家庭支援の基盤を早急に整備していくための支援)を活用した令和4年改正児童福祉法に基づく事業の実施について (令和5年12月22日付け こども家庭庁支援局虐待防止対策課・家庭福祉課事務連絡)(抄)

令和4年6月に成立した「児童福祉法等の一部を改正する法律」(令和4年法律第66号)(以下「令和4年改正児童福祉法」という。)については、令和6年4月からの円滑な施行に向けて、子育て支援対策臨時特例交付金(新たな子育て家庭支援の基盤を早急に整備していくための支援)(以下「安心こども基金」という。)により、令和4年改正児童福祉法の施行を待たず、先行して事業を実施し、必要な基盤整備を進めていただいているところです。

本日、閣議決定された令和6年度予算案において、令和4年改正児童福祉法に基づく事業の実施に必要な予算が計上されているところですが、①こどもの権利擁護環境整備事業、②親子再統合支援事業、③社会的養護自立支援拠点事業及び④妊産婦等生活援助事業の4つの事業の実施に必要な予算については、令和6年度予算案には計上せず、令和6年度から令和11年度末までの間、各都道府県の安心こども基金を活用して、国による財政支援を行うことといたします。

上記4事業の実施要件や国庫補助基準額は、別添のとおりとなりますので、貴都道府県管内における令和11年度末までの所要額を踏まえた予算措置や、条例や規則等の改正など、安心こども基金による事業の実施に必要な対応を進めていただきますよう、お願いいたします。

なお、上記の4事業に係る令和11年度末までの所要見込額を差し引いた、安心こども基金の残余については、今後改正を予定している安心こども基金の管理運営要領の規定に基づき、精算する予定であり、追って、精算手続きの詳細についてお知らせすることとしています。

※ 発出するまでの間において、変更が生じる場合がある。

(安心こども基金管理運営要領 別添)

## 社会的養護自立支援拠点事業

### 1 事業の目的

措置解除者等や虐待経験がありながらもこれまで公的支援につながらなかった者等（以下「社会的養護経験者等」という。）の孤立を防ぎ、社会的養護経験者等を必要な支援に適切につなぐため、相互の交流を行う場所を開設し、必要な情報の提供、相談及び助言並びにこれらの者の支援に関連する関係機関との連絡調整を行うとともに、これらの者が帰住先を失っている場合等において、状況が安定するまで一時的に滞在させ、居住支援・生活支援を行うこと等により、将来の自立に結びつける。

### 2 事業の実施主体

都道府県、指定都市又は児童相談所設置市（以下「都道府県等」という。）とする。  
なお、都道府県等は、4に掲げる事業内容の全部又は一部について、当該事業を適切に実施できると認められた者に委託して実施することができる。

### 3 社会的養護自立支援拠点事業者

社会的養護自立支援拠点事業者は、地方公共団体及び社会福祉法人等であって都道府県知事（指定都市及び児童相談所設置市にあっては、その長とする。）が適当と認められた者とする。

### 4 事業の内容

「社会的養護自立支援拠点事業等の実施について（令和×年×月×日こ支家第×号こども家庭庁支援局長通知）」の別紙1「社会的養護自立支援拠点事業実施要綱」に定めるとおりとする。

### 5 補助基準額・補助率

#### (1) 補助基準額

ア 基本分	1 か所当たり	23,794 千円
イ 生活相談支援員配置加算		
・ 職員を2人配置する場合	1 か所当たり	5,166 千円
ウ 生活相談支援の回数に応じた加算		
・ 支援回数 1201 回～2400 回の場合	1 か所当たり	2,494 千円
・ 支援回数 2401 回以上の場合	1 か所当たり	4,988 千円
エ 就労相談支援の回数に応じた加算		
・ 支援回数 1201 回～2400 回の場合	1 か所当たり	2,494 千円
・ 支援回数 2401 回以上の場合	1 か所当たり	4,988 千円
オ 心理療法担当職員加算		

・ 職員を配置する場合	1 か所当たり	6,955 千円
・ 上記以外の場合（嘱託契約等）	1 か所当たり	887 千円
カ 法律相談対応準備加算	1 か所当たり	2,113 千円
キ 開設準備経費加算	1 か所当たり	4,000 千円
ク 賃借料加算	1 か所当たり	3,000 千円
ケ 自立生活支援加算	1 か所当たり	2,599 千円
※ イ又はウのいずれか一方の加算のみ補助		

## （2）補助率

国：1／2、都道府県・指定都市・児童相談所設置市：1／2

## 6 対象経費

報酬、給料及び職員手当等、旅費、需用費（消耗品費、教材費、燃料費、印刷製本費、会議費、光熱水費）、備品購入費、役務費（通信運搬費、広告費、保険料）、報償費、委託料、使用料及び賃借料、共済費、扶助費、補助金、負担金

※ 発出するまでの間において、変更が生じる場合がある。

(安心こども基金管理運営要領 別添)

## 妊産婦等生活援助事業

### 1 事業の目的

家庭生活に支障が生じている特定妊婦と出産後の母子等に対する支援の強化を図るため、一時的な住まいや食事の提供、養育等に係る相談・助言や、母子生活支援施設や医療機関等の関係機関との連携、特別養子縁組に係る情報提供等その他必要な支援を行うことで、支援が必要な妊産婦等が安心した生活を行うことができるよう支援する。

### 2 事業の実施主体

都道府県、市（特別区を含む。）及び福祉事務所設置町村（以下「都道府県等」という。）とする。

なお、都道府県等は、3に掲げる事業内容の全部又は一部について、乳児院、母子生活支援施設、産科医療機関、女性自立支援施設、民間団体等、当該事業を適切に実施することができる者と認められた者に委託して実施することができる。

### 3 妊産婦等生活援助事業者

妊産婦等生活援助事業者は、地方公共団体及び社会福祉法人等であって都道府県知事（指定都市及び児童相談所設置市にあつては、その長とする。）が適当と認められた者とする。

### 4 事業の内容

「妊産婦等生活援助事業の実施について（令和※年※月※日こ支家第※号こども家庭庁支援局長通知）」の別紙「妊産婦等生活援助事業実施要綱」に定めるとおりとする。

### 5 補助基準額・補助率

#### (1) 補助基準額

ア 基本分	1 か所当たり	30,250 千円
イ 入居機能加算		
・ 宿直手当加算	1 か所当たり	1,606 千円
・ 居室稼働加算		
居室稼働 450 人日～900 人日の場合	1 か所当たり	6,205 千円
居室稼働 901 人日以上の場合	1 か所当たり	12,278 千円
・ 居室確保加算	1 か所当たり	10,000 千円
ウ 休日相談対応体制加算	1 か所当たり	1,300 千円
エ 心理療法連携支援加算	1 か所当たり	887 千円
オ 法律相談連携支援加算	1 か所当たり	887 千円

#### (2) 補助率

国：1/2、都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市：1/2

国：1/2、都道府県：1/4、市・福祉事務所設置町村：1/4

## 6 対象経費

報酬、給料及び職員手当等、旅費、需用費（消耗品費、教材費、燃料費、印刷製本費、会議費、光熱水費）、備品購入費、役務費（通信運搬費、広告費、保険料）、報償費、委託料、使用料及び賃借料、共済費、扶助費、補助金、負担金

改正後	現行
<p>※ 発出するまでの間において、変更が生じる場合がある。</p> <p>こ支家第 47 号 令和 5 年 5 月 10 日 こ支家第 677 号 令和 5 年 10 月 31 日 こ支家第 680 号 令和 6 年 1 月 19 日 <u>こ支家第※号</u> <u>令和※年※月※日</u></p>	<p>こ支家第 47 号 令和 5 年 5 月 10 日 こ支家第 677 号 令和 5 年 10 月 31 日 こ支家第 680 号 令和 6 年 1 月 19 日</p>
<p>各 都 道 府 県 知 事 指 定 都 市 の 市 長 中 核 市 の 市 長 宛 児童相談所設置市の市長</p> <p>こども家庭庁長官</p>	<p>各 都 道 府 県 知 事 指 定 都 市 の 市 長 中 核 市 の 市 長 宛 児童相談所設置市の市長</p> <p>こども家庭庁長官</p>
<p>児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について</p>	<p>児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について</p>
<p>このたび「児童福祉法による児童入所施設措置費等の国庫負担金」に係る交付要綱が次のとおり に定められ、令和 5 年 4 月 1 日から適用されることとなったので、その事務処理に当たっては適正かつ 円滑なる執行を期せられたく通知する。 ただし、令和 4 年度分以前の取扱いについては、なお従前の例によるものとする。</p>	<p>このたび「児童福祉法による児童入所施設措置費等の国庫負担金」に係る交付要綱が次のとおり に定められ、令和 5 年 4 月 1 日から適用されることとなったので、その事務処理に当たっては適正かつ 円滑なる執行を期せられたく通知する。<u>なお、「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金 について」(平成 11 年 4 月 30 日厚生省発児第 86 号厚生事務次官通知)は廃止する。</u> ただし、令和 4 年度分以前の取扱いについては、なお従前の例によるものとする。</p>
<p>(通則) この交付要綱は、こども家庭庁の所掌に属する補助金等交付規則(令和 5 年内閣府令第 4 1 号)の 規定に基づき、「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金」の交付について定めることを 目的とする。</p>	<p>(通則) この交付要綱は、こども家庭庁の所掌に属する補助金等交付規則(令和 5 年内閣府令第 4 1 号)の 規定に基づき、「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金」の交付について定めることを 目的とする。</p>
<p>第 1 用語の意義 次に掲げる用語の意義は、それぞれ各号に定めるところによること。 1 「措置費等」とは、都道府県、指定都市(地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 252 条の 19 第 1 項の指定都市をいう。以下同じ。)、中核市、児童相談所設置市、市町村または児童相談所 が児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号。以下「法」という。)第 27 条第 1 項第 3 号に規定する措置 (障害児入所施設を除く。)、第 22 条第 1 項に規定する助産の実施、第 23 条第 1 項に規定する母子 保護の実施、第 24 条第 5 項又は第 6 項に規定する保育の実施(以下「保育の措置」とい う。)、<u>第 21 条の 18 第 2 項の措置、第 26 条第 1 項第 2 号又は第 27 条第 1 項第 2 号に規定する指 導の委託(以下「指導委託」という。)</u>、第 33 条の 6 第 1 項に規定する児童自立生活援助事業の</p>	<p>第 1 用語の意義 次に掲げる用語の意義は、それぞれ各号に定めるところによること。 1 「措置費等」とは、都道府県、指定都市(地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 252 条の 19 第 1 項の指定都市をいう。以下同じ。)、中核市、児童相談所設置市、市町村または児童相談所 が児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号。以下「法」という。)第 27 条第 1 項第 3 号に規定する措置 (障害児入所施設を除く。)、第 22 条第 1 項に規定する助産の実施、第 23 条第 1 項に規定する母子 保護の実施、法第 24 条第 5 項又は第 6 項に規定する保育の実施(以下「保育の措置」とい う。)、第 33 条の 6 第 1 項に規定する児童自立生活援助事業の実施又は第 33 条第 1 項及び第 2 項 に規定する児童の一時保護業務を行った場合における法第 50 条第 6 号、第 6 号の 2、第 7 号、第</p>



改正後	現行
<p>実施又は第 33 条第 1 項及び第 2 項に規定する児童の一時保護業務を行った場合における第 50 条第 6 号、第 6 号の 2、<u>第 6 号の 4（市町村に委託する場合を除く。以下同じ。）</u> 第 7 号、第 7 号の 3 及び第 8 号又は第 51 条<u>第 2 号の 2</u>、第 3 号及び第 5 号に規定するその児童等の入所後又は委託後の保護又は養育に係る費用、指導委託に係る費用、里親支援センターにおいて行う里親支援事業に係る費用、家庭支援事業の措置に係る費用、保育の措置に係る費用（別に定めるところにより助産施設におけると同様の取扱いをする厚生労働大臣が設置する高度専門医療に関する研究等を行う国立研究開発法人に関する法律（平成 20 年法律第 93 号）第 2 条各号に規定する国立高度専門医療研究センター及び独立行政法人国立病院機構の設置する医療機関（以下「国立高度専門医療研究センター等」という。）については、入所後の助産に要する費用とする。）をいい、これを次の費目に分けるものとする。</p> <p>（1）事務費 児童福祉施設（児童自立生活援助事業所 <u>（里親の居宅において事業を行うものを除く）</u>）及び小規模住居型児童養育事業所（以下「ファミリーホーム」という。）を含む。以下「施設」という。）及び児童相談所が設ける一時保護所を運営するために必要な職員の人件費その他事務の執行に伴う諸経費 <u>並びに指導委託、家庭支援事業の措置の実施に必要な経費</u>をいう。</p> <p>（2）略</p> <p>2 「定員」とは都道府県、指定都市、中核市、児童相談所設置市及び市町村以外のものが設置する施設にあつては、都道府県知事又は指定都市、中核市若しくは児童相談所設置市の長が認可した定員（母子生活支援施設については世帯数とする。この項において以下同じ。）をいい、都道府県立、指定都市立、中核市立、児童相談所設置市立及び市町村立（指定都市及び中核市を除く。以下同じ。）の施設にあつては、その都道府県、指定都市、中核市、児童相談所設置市及び市町村の条例等で定めた定員をいう。</p> <p>また、<u>児童自立生活援助事業所（児童自立生活援助事業所Ⅲ型（児童福祉法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 11 号。以下「規則」という。）第 36 条の 4 の 2 第 3 号に規定する児童自立生活援助事業所Ⅲ型（以下、「児童自立生活援助事業所Ⅲ型」という。）を除く）</u>及びファミリーホームにあつては、都道府県知事又は指定都市若しくは児童相談所設置市の長に届出を行った運営規程に定められた入居定員をいう。</p> <p>さらに、保育の措置については、子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号。以下「支援法」という。）第 31 条第 1 項又は第 43 条第 1 項の規定に基づき市町村の確認を受けた利用定員をいう。</p> <p>ただし、都道府県知事又は指定都市、中核市若しくは児童相談所設置市の長が暫定定員を定めたときは、その暫定定員をいう。</p> <p>3 「保護単価」とは、措置児童等の 1 人当たりの事務費及び事業費の月額（一時保護所にあつては、その一時保護所の運営に必要な事務費及び事業費の年額 <u>又は月額</u>）その他の単価であつて、第 3 に定めるところにより都道府県知事又は指定都市、中核市若しくは児童相談所設置市の長がその施設 <u>（里親支援センターを除く）</u>、里親及び一時保護所について設定したものをいう。</p> <p><u>4 「事務単価」とは、指導委託にあつては、対象児童の 1 人当たりの事務費の月額、里親支援センターにあつては、その里親支援センターで実施する里親支援事業に必要な事務費の月額、家庭支援事業の措置にあつては、その事業の実施に必要な事務費、保育の措置にあつては、対象児童</u></p>	<p>7 号の 3 及び第 8 号又は第 51 条第 3 号及び第 5 号に規定するその児童等の入所後又は委託後の保護又は養育又は保育の措置に係る費用（別に定めるところにより助産施設におけると同様の取扱いをする厚生労働大臣が設置する高度専門医療に関する研究等を行う国立研究開発法人に関する法律（平成 20 年法律第 93 号）第 2 条各号に規定する国立高度専門医療研究センター及び独立行政法人国立病院機構の設置する医療機関（以下「国立高度専門医療研究センター等」という。）については、入所後の助産に要する費用とする。）をいい、これを次の費目に分けるものとする。</p> <p>（1）事務費 児童福祉施設（児童自立生活援助事業所 <u>（以下「自立援助ホーム」という。）</u>）及び小規模住居型児童養育事業所（以下「ファミリーホーム」という。）を含む。以下「施設」という。）及び児童相談所が設ける一時保護所を運営するために必要な職員の人件費その他事務の執行に伴う諸経費をいう。</p> <p>（2）事業費 事務費以外の経費であつて、施設に入所し、又は里親に委託されている児童等（ただし、措置停止されている児童を除く。）若しくは一時保護所に一時保護されている児童等に直接必要な諸経費を総称したものをいう。</p> <p>2 「定員」とは都道府県、指定都市、中核市、児童相談所設置市及び市町村以外のものが設置する施設にあつては、都道府県知事又は指定都市、中核市若しくは児童相談所設置市の長が認可した定員（母子生活支援施設については世帯数とする。この項において以下同じ。）をいい、都道府県立、指定都市立、中核市立、児童相談所設置市立及び市町村立（指定都市及び中核市を除く。以下同じ。）の施設にあつては、その都道府県、指定都市、中核市、児童相談所設置市及び市町村の条例等で定めた定員をいう。</p> <p>また、<u>自立援助ホーム</u>及びファミリーホームにあつては、都道府県知事又は指定都市若しくは児童相談所設置市の長に届出を行った運営規程に定められた入居定員をいう。</p> <p>さらに、保育の措置については、子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号。以下「支援法」という。）第 31 条第 1 項又は第 43 条第 1 項の規定に基づき市町村の確認を受けた利用定員をいう。</p> <p>ただし、都道府県知事又は指定都市、中核市若しくは児童相談所設置市の長が暫定定員を定めたときは、その暫定定員をいう。</p> <p>3 「保護単価」とは、措置児童等の 1 人当たりの事務費及び事業費の月額（一時保護所にあつては、その一時保護所の運営に必要な事務費及び事業費の年額）その他の単価であつて、第 3 に定めるところにより都道府県知事又は指定都市、中核市若しくは児童相談所設置市の長がその施設、里親及び一時保護所について設定したものをいう。</p> <p><u>（新規）</u></p>

改正後	現行
<p><u>の1人当たりの事務費及び事業費の月額その他の単価であって、家庭支援事業の措置を除き、第3に定めるところにより都道府県知事又は指定都市若しくは児童相談所設置市の長がその施設、指導委託を受ける機関、団体（以下「指導機関」という。）について設定したものをいう。</u></p> <p>5 「支弁額」とは、保護単価に、その月の定員、措置人員その他の員数を乗じて得た値<u>及び事務単価に対象児童数その他の員数を乗じて得た値</u>であって、第4に定めるところにより施設、<u>指導機関、里親又は児童自立生活援助事業所（里親の居宅において事業を行うものに限る）</u>に対し各月算定して支弁しなければならないもの及び一時保護所費<u>並びに家庭支援事業の措置に係る経費</u>をいう。</p> <p>5～11 略</p>	<p>4 「支弁額」とは、保護単価に、その月の定員、措置人員その他の員数を乗じて得た値であって、第4に定めるところにより施設又は里親に対し各月算定して支弁しなければならないもの及び一時保護所費をいう。</p> <p>5 「地域区分」の適用範囲については、次によるものとする。ただし、保育の措置に係る「地域区分」の適用範囲については、特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等（平成27年内閣府告示第49号。以下「告示」という。）第1条第9号の規定によるものとする。</p> <p>(1) 「20/100」とは、一般職の職員の給与に関する法律(昭和25年法律第95号)第11条の3の規定に基づく人事院規則9-49（以下「人事院規則」という。）別表第一（以下「別表」という。）の級地が「一級地」とされている地域とする。</p> <p>(2) 「16 /100」とは、人事院規則別表の級地が「二級地」とされている地域とする。</p> <p>(3) 「15/100」とは、人事院規則別表の級地が「三級地」とされている地域及び習志野市、八千代市とする。</p> <p>(4) 「12/100」とは、人事院規則別表の級地が「四級地」とされている地域及び綾瀬市、海老名市、座間市、高石市とする。</p> <p>(5) 「10/100」とは、人事院規則別表の級地が「五級地」とされている地域及び鶴ヶ島市、新座市、富士見市、ふじみ野市、埼玉県三芳町、四街道市、小金井市、神奈川県寒川町、逗子市、摂津市、松原市、広島県府中町とする。</p> <p>(6) 「6/100」とは、人事院規則別表の級地が「六級地」とされている地域及び狭山市、蕨市、白井市、伊勢原市、大府市、長岡京市、大阪狭山市、大阪府忠岡町、貝塚市とする。</p> <p>(7) 「3/100」とは、人事院規則別表の級地が「七級地」とされている地域及び稲沢市、東海市、知立市、愛西市、四條畷市、生駒郡斑鳩町とする。</p> <p>(8) 「その他」とは(1)から(7)以外に属する地域とする。</p> <p>6 「義務教育諸学校」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する小学校（特別支援学校の小学部並びに義務教育学校の前期課程を含む。）及び中学校（中等教育学校の前期課程、特別支援学校の中等部並びに義務教育学校の後期課程を含む。）をいい、「高等学校」とは、学校教育法に規定する高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）をいう。</p> <p>7 「助産施設」には、妊産婦を入所させる国立高度専門医療センター等を含むものとする。</p> <p>8 「児童養護施設における乳児」とは、法第27条第1項第3号による入所の措置が行われた日の属する月の初日において1歳に達していない児童をいい、その児童がその年度中に1歳に達した場合においても、その年度中に限り乳児とみなすものとし、「児童養護施設における1歳児」とは、入所の措置が行われた日の属する月の初日において1歳以上で2歳に達していない児童をいい、その児童がその年度中に2歳に達した場合においても、その年度中に限り1歳児とみなすものとし、「児童養護施設における2歳児」とは、入所の措置が行われた日の属する月の初日において2歳以上で3歳に達していない児童をいい、その児童がその年度中に3歳に達した場合にお</p>

第2 国庫負担額等

1 国庫負担の基本額

この国庫負担金は、各年度においてその地方公共団体における支弁総額（個々の施設等に対する各月の支弁額の年間の合計額の全施設等の合計額と指導委託及び家庭支援事業の措置にかかる支弁基準額の合算額をいい、その額が、その地方公共団体が児童等の措置等のために要した実支出額（当該費用のための寄付金があるときは、その寄付金の額を控除するものとする。）を超えるときは実支出額とする。）から当該年度における第5に定める徴収金基準額を控除した額を基本額として負担するものであること。

2 負担額及び負担区分

国は、1により算定した国庫負担の基本額に対し、法第53条の規定によりその2分の1に相当する額を負担するものであること。

なお、国、都道府県、指定都市、中核市、児童相談所設置市又は市町村は、法第50条第6号、第6号の2、第6号の4、第7号、第7号の3及び第8号、第51条第2号の2、第3号及び第5号、第53条、第55条及び第59条の4の規定により、次の表に掲げる区分によりそれぞれの措置費等を負担するものであること。

経費の種別	措置等主体の区分	児童等の入所先等の区分	措置費等の負担区分		
			市町村	都道府県	国
母子生活支援施設及び助産施設の措置費等	市及び福祉事務所を管理する町村	市町村立施設及び私立施設	1/4	1/4	1/2
		都道府県立施設		1/2	1/2
	都道府県、指定都市、中核市、児童相談所設置市	都道府県立施設、市町村立施設及び私立施設		1/2	1/2

いても、その年度中に限り2歳児とみなすものとし、「児童養護施設における年少児」とは、就学前の措置児のうち乳児、1歳児及び2歳児を除いたものをいう。

9 「母子生活支援施設の保育室における3歳未満児」とは、法第23条第1項による母子保護の実施が行われた日の属する月の初日において3歳に達していない児童をいい、その児童がその年度中に3歳に達した場合においても、その年度中に限り3歳未満とみなすものとする。

10 「乳児院における2歳未満児」とは、法第37条本文の規定による入所の措置がとられた日の属する月の初日において2歳に達していない児童をいい、その児童がその年度中に2歳に達した場合においても、その年度中に限り2歳未満とみなし、「乳児院における2歳児」とは、入所の措置がとられた日の属する月の初日において2歳以上で3歳に達していない児童をいい、その児童がその年度中に3歳に達した場合においても、その年度中に限り2歳とみなし、「乳児院における3歳以上児」とは、措置児のうち2歳未満児及び2歳児を除いたものをいう。

11 「職員配置の改善」とは、社会的養護の充実として質の向上を図るものであり、児童養護施設、児童自立支援施設、乳児院、母子生活支援施設、児童心理治療施設、一時保護所において、第3の2(1)の表第2欄に規定する職員の配置を行うことをいう。

第2 国庫負担額等

1 国庫負担の基本額

この国庫負担金は、各年度においてその地方公共団体における支弁総額（個々の施設等に対する各月の支弁額の年間の合計額の全施設等の合計額をいい、その額が、その地方公共団体が児童等の措置等のために要した実支出額（当該費用のための寄付金があるときは、その寄付金の額を控除するものとする。）を超えるときは実支出額とする。）から当該年度における第5に定める徴収金基準額を控除した額を基本額として負担するものであること。

2 負担額及び負担区分

国は、1により算定した国庫負担の基本額に対し、法第53条の規定によりその2分の1に相当する額を負担するものであること。

なお、国、都道府県、指定都市、中核市、児童相談所設置市又は市町村は、法第50条第6号、第6号の2、第7号、第7号の3及び第8号、第51条第3号及び第5号、第53条、第55条及び第59条の4の規定により、次の表に掲げる区分によりそれぞれの措置費等を負担するものであること。

経費の種別	措置等主体の区分	児童等の入所先等の区分	措置費等の負担区分		
			市町村	都道府県	国
母子生活支援施設及び助産施設の措置費等	市及び福祉事務所を管理する町村	市町村立施設及び私立施設	1/4	1/4	1/2
		都道府県立施設		1/2	1/2
	都道府県、指定都市、中核市、児童相談所設置市	都道府県立施設、市町村立施設及び私立施設		1/2	1/2

改正後						現行					
その他の施設 里親、 <u>児童自立生活援助事業所（里親の居宅において事業を行うものに限る。）</u> の措置費等	都道府県、指定都市、児童相談所設置市	都道府県立施設、市町村立施設及び私立施設		1/2	1/2	その他の施設 里親の措置費等	都道府県、指定都市、児童相談所設置市	都道府県立施設、市町村立施設及び私立施設		1/2	1/2
一時保護所の措置費等	都道府県、指定都市、児童相談所設置市	児童相談所（一時保護施設）		1/2	1/2	一時保護所の措置費等	都道府県、指定都市、児童相談所設置市	児童相談所（一時保護施設）		1/2	1/2
保育の措置費	市町村（指定都市、中核市及び児童相談所設置市含む。）	特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所（以下「特定教育・保育施設等」という。）	1/4	1/4	1/2	保育の措置費	市町村（指定都市、中核市及び児童相談所設置市含む。）	特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所（以下「特定教育・保育施設等」という。）	1/4	1/4	1/2
<u>指導委託の措置費等</u>	<u>都道府県、指定都市、児童相談所設置市</u>	<u>私立の指導機関</u>		<u>1/2</u>	<u>1/2</u>						
<u>家庭支援事業の措置費</u>	<u>市町村（指定都市、中核市及び児童相談所設置市含む。）</u>	<u>＝</u>	<u>1/4</u>	<u>1/4</u>	<u>1/2</u>						

3、4 略

### 第3 保護単価及び事務単価その他の支弁基準の設定方法

#### 1 保護単価及び事務単価その他の支弁基準の関係者への通知

都道府県知事又は指定都市、中核市若しくは児童相談所設置市の長は、それぞれの監督に属する施設及び里親について、次の2から4までに定めるところによりその年度における措置費等の保護単価及び事務単価その他の支弁基準を設定しなければならないこと。

ただし、次の2から4によらず、家庭支援事業の措置については、別に定める基準額により設定することとし、保育の措置については、支援法第19条第1第2号及び第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る支援法第27条第3項第1号、第29条第3項第1号、第30条第2項第3号に掲

### 3 国庫負担金の概算払

国は、必要があると認める場合においては、国の支払計画承認額の範囲内において概算払をすることができるものであること。

### 4 国庫負担金の返還

国は、交付すべき国庫負担金の額を確定した場合において、既にその額を超える国庫負担金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について国庫に返還することを命ずるものであること。

### 第3 保護単価その他の支弁基準の設定方法

#### 1 保護単価その他の支弁基準の関係者への通知

都道府県知事又は指定都市、中核市若しくは児童相談所設置市の長は、それぞれの監督に属する施設及び里親について、次の2から4までに定めるところによりその年度における措置費等の保護単価その他の支弁基準を設定しなければならないこと。

ただし、保育の措置については、次の2から4によらず、支援法第19条第1第2号及び第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る支援法第27条第3項第1号、第29条第3項第1号、第30条第2項第3号に掲げる内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額に基づき設定するこ

改正後

げる内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額に基づき設定すること。

この場合において、都道府県知事又は指定都市、中核市若しくは児童相談所設置市の市長はその保護単価及び事務単価その他の支弁基準（家庭支援事業の措置に係る支弁基準額は除く）について市町村長、施設の長、里親に対し通知する措置を講ずること（保育の措置については、市町村長から特定教育・保育施設等の長に対し通知すること。）。

2 事務費の保護単価の設定方法

(1) 児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設、乳児院、母子生活支援施設、児童自立生活援助事業所（里親の居宅において事業を行うものを除く）、ファミリーホームのその年度における措置児童等1人当たり（母子生活支援施設については1世帯当たり）の事務費の月額保護単価の設定は、個々の施設ごとにその所在する地域、定員等により定まる別表1の事務費の保護単価表の1一般分保護単価（別表3の職種別職員定数表等に基づき算定した額）をそのまま設定するものとする。ただし、次表の「1配置改善加算分保護単価」の第2欄に掲げる職員配置の改善を行った場合には、同表の第3欄に定める「配置改善加算分保護単価」に読み替えてそのまま設定すること。

また、次表の「2里親支援専門相談員加算分保護単価」から「22 こども家庭ソーシャルワーカー取得促進事業加算費」の第2欄に掲げる場合に該当するときは、それぞれ同表の第3欄に定める加算分保護単価を加算した額をもってその施設の事務費の保護単価とすること。

単価の名称 第1欄	設定の条件 第2欄	適用される単価 第3欄
1 配置改善加算分保護単価	児童養護施設において 5:1、4.5:1、4:1 のいずれかの職員（児童指導員、保育士）配置を行った場合	別表1の事務費の保護単価表の2加算分保護単価の(1)-ア、(1)-イ、(1)-ウのいずれかの配置改善加算分保護単価
	児童自立支援施設において 4:1、3.5:1、3:1 のいずれかの職員（児童自立支援専門員、児童生活支援員）配置を行った場合	別表1の事務費の保護単価表の2加算分保護単価の(2)-ア、(2)-イ、(2)-ウのいずれかの配置改善加算分保護単価
	乳児院において2歳未満児に対し、1.5:1、1.4:1、1.3:1及び3歳以上幼児に対し、3.5:1、3:1 のいずれかの職員（看護師、保育士、児童指導員）配置を行った場合	別表1の事務費の保護単価表の2加算分保護単価の(3)-ア、(3)-イ、(3)-ウ、(3)-エ、(3)-オのいずれかの配置改善加算分保護単価
	児童心理治療施設において 4:1、3.5:1、3:1 のいずれかの職員（児童指導員、保育士）配置を行った場合	別表1の事務費の保護単価表の2加算分保護単価の(4)-ア、(4)-イ、(4)-ウのいずれかの配置改善加算分保護単価
	一時保護所において 5:1、4.5:1、4:1、3:1、2:1 のいずれかの職員（児童指導員、保育士）配置を行った場合	別表1の事務費の保護単価表の2加算分保護単価の(5)-ア、(5)-イ、(5)-ウ、(5)-エ、(5)-オのいずれかの配置改善加算分保護単価

現行

と。

この場合において、都道府県知事又は指定都市、中核市若しくは児童相談所設置市の市長はその保護単価その他の支弁基準について市町村長、施設の長、里親に対し通知する措置を講ずること（保育の措置については、市町村長から特定教育・保育施設等の長に対し通知すること。）。

2 事務費の保護単価の設定方法

(1) 児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設、乳児院、母子生活支援施設、自立援助ホーム及びファミリーホームのその年度における措置児童等1人当たり（母子生活支援施設については1世帯当たり）の事務費の月額保護単価の設定は、個々の施設ごとにその所在する地域、定員等により定まる別表1の事務費の保護単価表の1一般分保護単価（別表2の職種別職員定数表等に基づき算定した額）をそのまま設定するものとする。ただし、次表の「1配置改善加算分保護単価」の第2欄に掲げる職員配置の改善を行った場合には、同表の第3欄に定める「配置改善加算分保護単価」に読み替えてそのまま設定すること。

また、次表の「2里親支援専門相談員加算分保護単価」から「21 自立支援担当職員加算費」の第2欄に掲げる場合に該当するときは、それぞれ同表の第3欄に定める加算分保護単価を加算した額をもってその施設の事務費の保護単価とすること。

単価の名称 第1欄	設定の条件 第2欄	適用される単価 第3欄
1 配置改善加算分保護単価	児童養護施設において 5:1、4.5:1、4:1 のいずれかの職員（児童指導員、保育士）配置を行った場合	別表1の事務費の保護単価表の2加算分保護単価の(1)-ア、(1)-イ、(1)-ウのいずれかの配置改善加算分保護単価
	児童自立支援施設において 4:1、3.5:1、3:1 のいずれかの職員（児童自立支援専門員、児童生活支援員）配置を行った場合	別表1の事務費の保護単価表の2加算分保護単価の(2)-ア、(2)-イ、(2)-ウのいずれかの配置改善加算分保護単価
	乳児院において2歳未満児に対し、1.5:1、1.4:1、1.3:1及び3歳以上幼児に対し、3.5:1、3:1 のいずれかの職員（看護師、保育士、児童指導員）配置を行った場合	別表1の事務費の保護単価表の2加算分保護単価の(3)-ア、(3)-イ、(3)-ウ、(3)-エ、(3)-オのいずれかの配置改善加算分保護単価
	児童心理治療施設において 4:1、3.5:1、3:1 のいずれかの職員（児童指導員、保育士）配置を行った場合	別表1の事務費の保護単価表の2加算分保護単価の(4)-ア、(4)-イ、(4)-ウのいずれかの配置改善加算分保護単価
	一時保護所において 5:1、4.5:1、4:1、3:1、2:1 のいずれかの職員（児童指導員、保育士）配置を行った場合	別表1の事務費の保護単価表の2加算分保護単価の(5)-ア、(5)-イ、(5)-ウ、(5)-エ、(5)-オのいずれかの配置改善加算分保護単価

改正後			現行		
2 里親支援専門相談員加算分保護単価	児童養護施設及び乳児院が別に定める基準に該当する場合	別表1の事務費の保護単価表の2加算分保護単価の(10)里親支援専門相談員加算分月額保護単価×配置里親支援専門相談員数	2 里親支援専門相談員加算分保護単価	児童養護施設及び乳児院が別に定める基準に該当する場合	別表1の事務費の保護単価表の2加算分保護単価の(10)里親支援専門相談員加算分月額保護単価×配置里親支援専門相談員数
3 心理療法担当職員加算分保護単価(常勤職員)	児童養護施設、乳児院、児童自立支援施設、児童心理治療施設及び母子生活支援施設において、別表3のその施設の職員定数表に掲げる「心理療法担当職員」がおかれている場合	別表1の事務費の保護単価表の2加算分保護単価の(11)心理療法担当職員分保護単価×配置心理療法担当職員数(ただし、児童心理治療施設においては、一般分保護単価に含まれる心理療法担当職員数を減じた数)	3 心理療法担当職員加算分保護単価(常勤職員)	児童養護施設、乳児院、児童自立支援施設、児童心理治療施設又は母子生活支援施設において、別表2のその施設の職員定数表に掲げる「心理療法担当職員」がおかれている場合	別表1の事務費の保護単価表の2加算分保護単価の(11)心理療法担当職員分保護単価×配置心理療法担当職員数(ただし、児童心理治療施設においては、一般分保護単価に含まれる心理療法担当職員数を減じた数)
4 個別対応職員加算分保護単価	乳児院(10人未満の施設に限る。)、母子生活支援施設、 <u>児童自立生活援助事業所(規則第36条の4の2第1号に規定する児童自立生活援助事業所I型(以下「児童自立生活援助事業所I型」という。))及びファミリーホーム</u> が別に定める基準に該当する場合	別表1の事務費の保護単価表の2加算分保護単価の(12)個別対応職員加算分月額保護単価 <u>(I)又は(13)個別対応職員加算分月額保護単価(II)</u>	4 個別対応職員加算分保護単価	乳児院(10人未満の施設に限る。)又は母子生活支援施設が別に定める基準に該当する場合	別表1の事務費の保護単価表の2加算分保護単価の(12)個別対応職員加算分月額保護単価
5 職業指導員加算分保護単価	児童養護施設及び児童自立支援施設であって、別表3のその施設の職員定数表に掲げる「職業指導員」が別に定める基準によりおかれている場合	別表1の事務費の保護単価表の2加算分保護単価の(14)職業指導員加算分保護単価	5 職業指導員加算分保護単価	児童養護施設又は児童自立支援施設であって、別表2のその施設の職員定数表に掲げる「職業指導員」が別に定める基準によりおかれている場合	別表1の事務費の保護単価表の2加算分保護単価の(13)職業指導員加算分保護単価
6 看護師加算分保護単価	児童養護施設が別に定める基準に該当する場合	別表1の事務費の保護単価表の2加算分保護単価の(15)看護師加算分月額保護単価	6 看護師加算分保護単価	児童養護施設が別に定める基準に該当する場合	別表1の事務費の保護単価表の2加算分保護単価の(14)看護師加算分月額保護単価
7 母子生活支援施設保育士加算分保護単価	母子生活支援施設であって、別表3のその施設の職員の定数表に掲げる「保育士」がおかれる場合	別表1の事務費の保護単価表の2加算分保護単価(16)母子生活支援施設保育士加算分保護単価	7 母子生活支援施設保育士加算分保護単価	母子生活支援施設であって、別表2のその施設の職員の定数表に掲げる「保育士」がおかれる場合	別表1の事務費の保護単価表の2加算分保護単価(15)母子生活支援施設保育士加算分保護単価
8 母子生活支援施設母子支援員加算分保護単価	母子生活支援施設であって、別表3のその施設の職員の定数表に掲げる「母子支援員」がおかれている定員10世帯、20世帯の施設の場合及び定員30世帯以上の施設であり計4人おかれている場合	別表1の事務費の保護単価表の2加算分保護単価の(17)母子生活支援施設母子支援員加算分保護単価	8 母子生活支援施設母子支援員加算分保護単価	母子生活支援施設であって、別表2のその施設の職員の定数表に掲げる「母子支援員」がおかれている定員10世帯、20世帯の施設の場合及び定員30世帯以上の施設であり計4人おかれている場合	別表1の事務費の保護単価表の2加算分保護単価の(16)母子生活支援施設母子支援員加算分保護単価

改正後			現行		
9 母子生活支援施設少年指導員兼事務員加算分保護単価	母子生活支援施設であって、別表 3 のその施設の職員の定数表に掲げる「少年指導員兼事務員」が定員 10 世帯以上の場合計 2 人、20 世帯以上の場合計 2 人若しくは 3 人、30 世帯以上の場合計 2 人、3 人若しくは 4 人おかれている場合	別表 1 の事務費の保護単価表の 2 加算分保護単価の (18) 母子生活支援施設少年指導員兼事務員加算分保護単価×(配置少年指導員兼事務員数-1)	9 母子生活支援施設少年指導員兼事務員加算分保護単価	母子生活支援施設であって、別表 2 のその施設の職員の定数表に掲げる「少年指導員兼事務員」が定員 10 世帯以上の場合計 2 人、20 世帯以上の場合計 2 人若しくは 3 人、30 世帯以上の場合計 2 人、3 人若しくは 4 人おかれている場合	別表 1 の事務費の保護単価表の 2 加算分保護単価の (17) 母子生活支援施設少年指導員兼事務員加算分保護単価×(配置少年指導員兼事務員数-1)
10 小規模グループケア加算分保護単価	児童養護施設、児童自立支援施設、乳児院及び児童心理治療施設が別に定める基準に該当する場合	別表 1 の事務費の保護単価表の 2 加算分保護単価の (19) 小規模グループケア加算分月額保護単価×小規模グループケア実施か所数	10 小規模グループケア加算分保護単価	児童養護施設、児童自立支援施設、乳児院及び児童心理治療施設が別に定める基準に該当する場合	別表 1 の事務費の保護単価表の 2 加算分保護単価の (18) 小規模グループケア加算分月額保護単価×小規模グループケア実施か所数
11 家庭支援専門相談員加算分保護単価	児童養護施設、児童自立支援施設、乳児院及び児童心理治療施設が別に定める基準に該当する場合	別表 1 の事務費の保護単価表の 2 加算分保護単価 (20) 家庭支援専門相談員加算分保護単価×配置家庭支援専門相談員数	11 家庭支援専門相談員加算分保護単価	児童養護施設、児童自立支援施設、乳児院及び児童心理治療施設が別に定める基準に該当する場合	別表 1 の事務費の保護単価表の 2 加算分保護単価 (19) 家庭支援専門相談員加算分保護単価×配置家庭支援専門相談員数
12 単身赴任手当加算分保護単価	別に定める基準による職員が在職している場合	別に定める基準により設定された保護単価	12 単身赴任手当加算分保護単価	別に定める基準による職員が在職している場合	別に定める基準により設定された保護単価
13 民間施設給与等改善費	地方公共団体の経営する施設以外の施設の場合 ただし、昭和 46 年 7 月 16 日社庶第 121 号社会局長、児童家庭局長通知にいう社会福祉事業団等（以下「社会福祉事業団等」という。）経営の施設を除く。	一般分保護単価表（里親支援専門相談員加算分保護単価、心理療法担当職員加算分保護単価（常勤単価に限る）、個別対応職員加算分保護単価 (I)、職業指導員加算分保護単価、看護師加算分保護単価、母子生活支援施設保育士加算分保護単価、母子生活支援施設母子支援員加算分保護単価、母子生活支援施設少年指導員兼事務員加算分保護単価、小規模グループケア加算分保護単価、家庭支援専門相談員加算分保護単価、単身赴任手当加算分保護単価、小規模かつ地域分散化加算分保護単価、地域小規模児童養護施設等バックアップ職員加算、医療的ケア児等受入加算分保護単価及び自立支援担当職員加算 (I) 分保護単価の加算が行われている場	13 民間施設給与等改善費	地方公共団体の経営する施設以外の施設の場合 ただし、昭和 46 年 7 月 16 日社庶第 121 号社会局長、児童家庭局長通知にいう社会福祉事業団等（以下「社会福祉事業団等」という。）経営の施設を除く。	一般分保護単価表（里親支援専門相談員加算分保護単価、心理療法担当職員加算分保護単価（常勤単価に限る）、個別対応職員加算分保護単価、職業指導員加算分保護単価、看護師加算分保護単価、母子生活支援施設保育士加算分保護単価、母子生活支援施設母子支援員加算分保護単価、母子生活支援施設少年指導員兼事務員加算分保護単価、小規模グループケア加算分保護単価、家庭支援専門相談員加算分保護単価、単身赴任手当加算分保護単価、小規模かつ地域分散化加算分保護単価、地域小規模児童養護施設等バックアップ職員加算、医療的ケア児等受入加算分保護単価及び自立支援担当職員加算 (I) 分保護単価の加算が行われている場合に

改正後			現行		
		合においては、それらの単価を加算した額) × 別に定める基準による加算率(ただし、加算率については別に定めるところにより、全部又は一部を減ずることができる。)			においては、それらの単価を加算した額) × 別に定める基準による加算率(ただし、加算率については別に定めるところにより、全部又は一部を減ずることができる。)
14除雪費	豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年4月5日法律第73号)第2条第2項の規定に基づく地域に所在する地方公共団体の経営する施設以外の施設の場合	別表1の事務費の保護単価の2加算分保護単価の(34)除雪費加算分保護単価	14除雪費	豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年4月5日法律第73号)第2条第2項の規定に基づく地域に所在する地方公共団体の経営する施設以外の施設の場合	別表1の事務費の保護単価の2加算分保護単価の(31)除雪費加算分保護単価
15降灰除去費	活動火山対策特別措置法(昭和48年7月24日法律第61号)第23条第1項の規定に基づく降灰防除地域に所在する施設の場合	別表1の事務費の保護単価の2加算分保護単価の(35)降灰除去費加算分保護単価	15降灰除去費	活動火山対策特別措置法(昭和48年7月24日法律第61号)第23条第1項の規定に基づく降灰防除地域に所在する施設の場合	別表1の事務費の保護単価の2加算分保護単価の(32)降灰除去費加算分保護単価
16社会的養護処遇改善加算費	地方公共団体の経営する施設以外の施設が別に定める基準を設定する場合ただし、社会福祉事業団等経営の施設を除く。	別表1の事務費の保護単価の2加算分保護単価の(36)社会的養護処遇改善加算分保護単価	16社会的養護処遇改善加算費	地方公共団体の経営する施設以外の施設が別に定める基準を設定する場合ただし、社会福祉事業団等経営の施設を除く。	別表1の事務費の保護単価の2加算分保護単価の(33)社会的養護処遇改善加算分保護単価
17社会的養護従事者処遇改善加算費	乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、 <u>児童自立生活援助事業所(里親の居宅において事業を行うものを除く)</u> 及びファミリーホームが別に定める基準に該当する場合	別表1の事務費の保護単価表の2加算分保護単価の(37)社会的養護従事者処遇改善加算分保護単価	17社会的養護従事者処遇改善加算費	乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、 <u>自立援助ホーム</u> 、ファミリーホームが別に定める基準に該当する場合	別表1の事務費の保護単価表の2加算分保護単価の(34)社会的養護従事者処遇改善加算分保護単価
18小規模かつ地域分散化加算費	児童養護施設が別に定める基準に該当する場合	別表1の事務費の保護単価表の2加算分保護単価の(39)小規模かつ地域分散化加算分月額保護単価×加配された職員の合計数	18小規模かつ地域分散化加算費	児童養護施設が別に定める基準に該当する場合	別表1の事務費の保護単価表の2加算分保護単価の(35)小規模かつ地域分散化加算分月額保護単価×加配された職員の合計数
19地域小規模児童養護施設等バックアップ職員加算	児童養護施設が別に定める基準に該当する場合	別表1の事務費の保護単価表の2加算分保護単価の(40)地域小規模児童養護施設等バックアップ職員加算分月額保護単価	19地域小規模児童養護施設等バックアップ職員加算	児童養護施設が別に定める基準に該当する場合	別表1の事務費の保護単価表の2加算分保護単価の(36)地域小規模児童養護施設等バックアップ職員加算分月額保護単価
20医療的ケア児等受入加算費	児童養護施設及び乳児院が別に定める基準に該当する場合	別表1の事務費の保護単価表の2加算分保護単価の(41)医療的ケア児等受入加算分月額保護単価×実施か所数	20医療的ケア児等受入加算費	児童養護施設及び乳児院が別に定める基準に該当する場合	別表1の事務費の保護単価表の2加算分保護単価の(37)医療的ケア児等受入加算分月額保護単価×実施か所数



改正後		現行			
21 自立支援担当職員加算費	児童養護施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設、児童心理治療施設及び <u>児童自立生活援助事業所（児童自立生活援助事業所Ⅰ型に限る）</u> が別に定める基準に該当する場合	別表1の事務費の保護単価表の2加算分保護単価の(42)自立支援担当職員加算（Ⅰ）分保護単価又は(43)自立支援担当職員加算（Ⅱ）分保護単価	21 自立支援担当職員加算費	児童養護施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設、児童心理治療施設及び <u>自立援助ホーム</u> が別に定める基準に該当する場合	別表1の事務費の保護単価表の2加算分保護単価の(38)自立支援担当職員加算（Ⅰ）分保護単価又は(39)自立支援担当職員加算（Ⅱ）分保護単価
<u>22 こども家庭ソーシャルワーカー取得促進事業加算費</u>	<u>別に定める基準による職員が在職している場合</u>	<u>別表1の事務費の保護単価表の2加算分保護単価の(38) こども家庭ソーシャルワーカー取得促進事業加算分保護単価</u>			

(2) 児童養護施設の乳児加算分、1歳児加算分、2歳児加算分、年少児加算分及び特別指導費加算分、児童養護施設及び乳児院の指導員特別加算分、児童養護施設、乳児院、児童自立支援施設及び母子生活支援施設の心理療法担当職員加算分（常勤単価を除く。）、児童養護施設、乳児院、児童自立支援施設、母子生活支援施設及び児童心理治療施設の基幹的職員加算分、児童養護施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設、児童心理治療施設、ファミリーホーム及び里親の学習指導費加算分、母子生活支援施設の特別生活指導費加算分、夜間警備体制強化加算分及び保育機能強化加算分、母子生活支援施設（定員40世帯以上）の母子支援員、少年指導員加算分、児童養護施設、乳児院、児童自立支援施設及び児童心理治療施設のボイラー技士雇上費加算分、一時保護所の専門職員等加算分、一時保護所の新基準対応加算分及び一時保護所のユニットケア加算分の保護単価は、別表1の事務費の2加算分保護単価をそのまま設定するものとする。

また、児童養護施設、乳児院、児童自立支援施設、児童心理治療施設、母子生活支援施設、児童自立生活援助事業所及びファミリーホームの第三者評価受審費加算分、児童養護施設、乳児院、児童自立支援施設、児童心理治療施設、母子生活支援施設、児童自立生活援助事業所（児童自立生活援助事業所Ⅲ型を除く）及びファミリーホームの賃借費加算分、一時保護所の第三者評価受審費加算分、賃借費加算分の保護単価は第4の2の表の(1)に掲げる保護単価をそのまま設定するものとする。

なお、別に定める基準により施設機能強化推進費、入所児童（者）処遇特別加算費及び一時保護実施特別加算費及び一時保護所処遇改善加算費を必要とするものと認定された場合はその認定額を加算するものとする。

(3) 児童養護施設のうち別に定める要件に適合する地域小規模児童養護施設に係る措置費の支弁にあたっては、事務費の一般分保護単価並びに加算分保護単価のうち乳児加算分、1歳児加算分、2歳児加算分、年少児加算分、除雪費加算分、学習指導費加算分、特別指導費加算分、賃借費加算分、民間施設給与等改善費、社会的養護処遇改善加算分、小規模かつ地域分散化加算分、自立支援担当職員加算分、社会的養護従事者処遇改善加算分、こども家庭ソーシャルワーカー取得促進事業加算費及び事業費について「児童養護施設」を「地域小規模児童養護施設」と読み替えるものとし、児童養護措置費算定の際には本体施設と定員及び現員を切り分けて算定するものとする。

(4) 母子生活支援施設のうち別に定める要件に適合する小規模分園型（サテライト型）母子生活支援施設に係る措置費の支弁にあたっては、事務費の一般分保護単価並びに加算分保護単価のうち除雪費加算分、賃借費加算分、民間施設給与等改善費、社会的養護処遇改善加算分、自立支援担当職員加算分、社会的養護従事者処遇改善加算分、こども家庭ソーシャルワ

(2) 児童養護施設の乳児加算分、1歳児加算分、2歳児加算分、年少児加算分及び特別指導費加算分、児童養護施設及び乳児院の指導員特別加算分、児童養護施設、乳児院、児童自立支援施設及び母子生活支援施設の心理療法担当職員加算分（常勤単価を除く。）、児童養護施設、乳児院、児童自立支援施設、母子生活支援施設及び児童心理治療施設の基幹的職員加算分、児童養護施設、乳児院、児童自立支援施設、児童心理治療施設、母子生活支援施設、自立援助ホーム及びファミリーホームの第三者評価受審費加算分及び賃借費加算分、児童養護施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設、児童心理治療施設、ファミリーホーム及び里親の学習指導費加算分、母子生活支援施設の特別生活指導費加算分、夜間警備体制強化加算分及び保育機能強化加算分、母子生活支援施設（定員40世帯以上）の母子支援員、少年指導員加算分、児童養護施設、乳児院、児童自立支援施設及び児童心理治療施設のボイラー技士雇上費加算分、一時保護所の専門職員等加算分、第三者評価受審費加算分、賃借費加算分の保護単価は、別表1の事務費の2加算分保護単価をそのまま設定するものとする。

なお、別に定める基準により施設機能強化推進費、入所児童（者）処遇特別加算費及び一時保護実施特別加算費及び一時保護所処遇改善加算費を必要とするものと認定された場合はその認定額を加算するものとする。

(3) 児童養護施設のうち別に定める要件に適合する地域小規模児童養護施設に係る措置費の支弁にあたっては、事務費の一般分保護単価並びに加算分保護単価のうち乳児加算分、1歳児加算分、2歳児加算分、年少児加算分、除雪費加算分、学習指導費加算分、特別指導費加算分、賃借費加算分、民間施設給与等改善費、社会的養護処遇改善加算分、小規模かつ地域分散化加算分、自立支援担当職員加算分、社会的養護従事者処遇改善加算分及び事業費について「児童養護施設」を「地域小規模児童養護施設」と読み替えるものとし、児童養護措置費算定の際には本体施設と定員及び現員を切り分けて算定するものとする。

(4) 母子生活支援施設のうち別に定める要件に適合する小規模分園型（サテライト型）母子生活支援施設に係る措置費の支弁にあたっては、事務費の一般分保護単価並びに加算分保護単価のうち除雪費加算分、賃借費加算分、民間施設給与等改善費、社会的養護処遇改善加算分、自立支援担当職員加算分、社会的養護従事者処遇改善加算分及び事業費について「母子

改正後

一カー取得促進事業加算費及び事業費について「母子生活支援施設」を「小規模分園型（サテライト型）母子生活支援施設」と読み替えるものとし、措置費算定の際には本体施設と定員及び現員を切り分けて算定するものとする。

(5)、(6)略

3略

4 事務単価の設定方法

(1) 里親支援センターの事務費の月額事務単価の設定は個々の施設ごとにその所在する地域により定まる別表2の事務単価表の1一般分事務単価をそのまま設定するものとする。

また、次表の「1 里親等支援員加算費」から「7休日・夜間支援体制強化事業加算費」の第2欄に掲げる場合に該当するときは、それぞれ同表の第3欄に定める加算分事務単価を加算した額をもってその里親支援センターの事務費の事務単価とすること。

単価の名称 第 1 欄	設定の条件 第 2 欄	適用される単価 第 3 欄
<u>1 里親等支援員加算費</u>	<u>里親支援センターが支援対象とする登録里親世帯が60世帯を超えており、別表3のその施設の職員定数表に掲げる「里親等支援員」が2人以上配置されている場合</u>	<u>別表2の事務単価表の2加算分事務単価の(1)里親支援員加算分事務単価×(配置里親等支援員数-1) (61帯以上20世帯ごとに1人を上限とする。)</u>
<u>2 心理療法担当職員加算費(常勤職員)</u>	<u>里親支援センターにおいて、別表3のその施設の職員定数表に掲げる「心理療法担当職員」がおかれている場合</u>	<u>別表2の事務単価表の2加算分事務単価の(2)心理療法担当職員分保護単価×配置心理療法担当職員数</u>
<u>3 親子関係再構築支援加算費</u>	<u>里親支援センターが別に定める基準に該当する場合</u>	<u>別表2の事務単価表の2加算分事務単価の(4)親子関係再構築支援加算(I)分事務単価別又は(5)親子関係再構築支援加算(II)分事務単価</u>

現行

生活支援施設」を「小規模分園型（サテライト型）母子生活支援施設」と読み替えるものとし、措置費算定の際には本体施設と定員及び現員を切り分けて算定するものとする。

(5) (1)により保護単価が設定されたときは、これをその年度の当初の月に係る事務費の支弁から適用するものとし、その後においてその年度中にその施設の定員の改定・加算分に係る変更等があった場合においては、その改定等のあった日の属する月の翌月分（その月初日に改定等があったときはその月分）の支弁から、(1)の方法により、その施設の保護単価を改定すること。

この場合における支弁基準の設定は、第1及び第4に掲げる事項に必要な補正を加えてそのまま設定すれば足りること。

(6) 施設が新設される場合において、その開所する月（施設の開所は各月の初日から行うものとする。）の前月分の事務費の保護単価は、(1)の方法に準じて設定するものとする。

3 事業費の保護単価の設定方法

事業費の保護単価の設定は、第4の2の表の(2)から(28)までに掲げる事業費の各費目の保護単価をそのまま設定すること。

(新規)

改正後			現行
4 自立支援担当職員加算費	里親支援センターが別に定める基準に該当する場合	別表2の事務単価表の2加算分事務単価の(6)自立支援担当職員加算(Ⅰ)分事務単価又は(7)自立支援担当職員加算(Ⅱ)分事務単価	
5 市町村連携事業加算費	里親支援センターが別に定める基準に該当する場合	別表2の事務単価表の2加算分事務単価の(8)市町村連携事業加算分事務単価	
6 レスパイト・ケア体制構築事業加算費	里親支援センターが別に定める基準に該当する場合	別表2の事務単価表の2加算分事務単価の(9)レスパイト・ケア体制構築事業加算(Ⅰ)分事務単価又は(10)レスパイト・ケア体制構築事業加算(Ⅱ)分事務単価	
7 休日・夜間支援体制強化事業加算費	里親支援センターが別に定める基準に該当する場合	別表2の事務単価表の2加算分事務単価の(11)休日・夜間支援体制強化事業加算分事務単価	
8 こども家庭ソーシャルワーカー取得促進事業加算費	里親支援センターに別に定める基準による職員が在職している場合	別表1の事務単価表の2加算分保護単価の(12)こども家庭ソーシャルワーカー取得促進事業加算分事務単価	
<p>(2) 指導委託に係る指導機関の事務費の月額保護単価の設定は別表2の事務単価表の1一般分事務単価をそのまま設定するものとする。</p> <p>(3) 里親支援センターの心理療法担当職員加算分(常勤単価を除く。)は、別表2の事務費の2加算分事務単価をそのまま設定するものとする。</p> <p>また里親支援センターの第三者評価受審費加算分及び賃借費加算分は、第4の2の表の(1)に掲げる事務費の各費目の事務単価をそのまま設定するものとする。</p> <p>(4) (1)により里親支援センターの事務単価が設定されたときは、これをその年度の当初の月に係る事務費の支弁から適用するものとし、その後においてその年度中に加算分に係る変更等があった場合においては、その改定等があった日の属する月の翌月分(その月初日に改定等があったときはその月分)の支弁から、(1)の方法により、その里親支援センターの事務単価を改定すること。</p> <p>この場合における支弁基準の設定は、第1及び第4に掲げる事項に必要な補正を加えてそのまま設定すれば足りること。</p> <p>(5) 里親支援センターが新設される場合において、その開所する月(里親支援センターの開所は各月の初日から行うものとする。)の前月分の事務費の事務単価は、(1)の方法に準じて設定するものとする。</p>			
5 措置費等の支弁基準の設定方法			4 措置費等の支弁基準の設定方法

改正後	現行
<p>2、3及び4により保護単価等を定めたときは、措置費等の各費目ごとのその保護単価等による支弁要件、その用途及び各月の支弁額の算式に関する事項を定めた支弁基準を設定するものとする。</p> <p>この場合における支弁基準の設定は、第1及び第4に掲げる事項に必要な補正を加えてそのまま設定すれば足りること。</p> <p>第4 各月の支弁額の算式及び支弁の方法</p> <p>1 地方公共団体の支弁義務</p> <p>地方公共団体は、法第50条第6号、第6号の2、<u>第6号の4</u>、第7号、第7号の3、第8号、第51条<u>第2号の2</u>、第3号及び第5号の規定によりその施設等に対し、2及び3に定めるところにより算定した事務費及び事業費の費目の種類ごとの支弁額を合算した額を、その月の措置費等の支弁額として支弁しなければならないこと。</p> <p>ただし、保育の措置<u>及び家庭支援事業の措置</u>については、第3の1のただし書きに掲げる費用について定めるところにより算定した額を支弁しなければならないこと。</p> <p>2 措置費等の費目の用途及び各月の支弁額の算式</p> <p>児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設、乳児院、母子生活支援施設、助産施設、<u>里親支援センター</u>、<u>児童自立生活援助事業所</u>、ファミリーホーム、里親又は一時保護所に対する措置費等の費目の種類は、次表第1欄に掲げるとおりとし、それぞれの費目の種類ごとの支弁対象児童等、その経費の用途及びその各月の支弁額の算式は、同表の第2欄から第4欄に掲げるとおりとすること。</p>	<p>2及び3により保護単価を定めたときは、措置費等の各費目ごとのその保護単価による支弁要件、その用途及び各月の支弁額の算式に関する事項を定めた支弁基準を設定するものとする。</p> <p>この場合における支弁基準の設定は、第1及び第4に掲げる事項に必要な補正を加えてそのまま設定すれば足りること。</p> <p>第4 各月の支弁額の算式及び支弁の方法</p> <p>1 地方公共団体の支弁義務</p> <p>地方公共団体は、法第50条第6号、第6号の2、第7号、第7号の3、第8号、第51条第3号及び第5号の規定によりその施設等に対し、2及び3に定めるところにより算定した事務費及び事業費の費目の種類ごとの支弁額を合算した額を、その月の措置費等の支弁額として支弁しなければならないこと。</p> <p>ただし、保育の措置については、第3の1のただし書きに掲げる費用について定めるところにより算定した額を支弁しなければならないこと。</p> <p>2 措置費等の費目の用途及び各月の支弁額の算式</p> <p>児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設、乳児院、母子生活支援施設、助産施設、<u>自立援助ホーム</u>、ファミリーホーム、里親又は一時保護所に対する措置費等の費目の種類は、次表第1欄に掲げるとおりとし、それぞれの費目の種類ごとの支弁対象児童等、その経費の用途及びその各月の支弁額の算式は、同表の第2欄から第4欄に掲げるとおりとすること。</p>

改正後				現行			
費目の種類 第1欄	支弁対象児童等 第2欄	経費の用途 第3欄	各月支弁額の算式 第4欄	費目の種類 第1欄	支弁対象児童等 第2欄	経費の用途 第3欄	各月支弁額の算式 第4欄
(1) 事務費	児童養護施設、児童自立支援施設（通所部を含む）、児童心理治療施設（通所部を含む）、乳児院、母子生活支援施設、 <u>里親支援センター、児童自立生活援助事業所（里親の居宅において事業を行うものを除く）</u> 、ファミリーホーム、里親又は一時保護所（一時保護の委託を受けた施設を含む。）	施設等を運営するために必要な職員の人件費その他事務の執行に伴う諸経費	(1) 次のアからセまでにより算定した額の合算額 ア 乳児院、 <u>里親支援センター、児童自立生活援助事業所（ファミリーホームを行う住居において実施する場合に限る）</u> 、ファミリーホーム以外の施設については次の算式(1)、乳児院については算式(2)、 <u>里親支援センターについては算式(3)、児童自立生活援助事業所（ファミリーホームを行う住居において実施する場合に限る）</u> については算式(4)により算定した額。ファミリーホームについては算式(5)により算定した額。ただし、その月初日においてその施設に対し、2以上の支弁義務者がある場合における各支弁義務者の支弁額の算定は次の算式(6)（関係支弁義務者が協議を行い、各支弁義務者が措置児童数等にかかわらず、支弁すべき人員（いわゆる協定人員）を定めて支弁することとしているときは算式(7)）によって算定した額とする。ただし、社会的養護処遇改善加算費及び社会的養護従事者処遇改善加算費の算定方法は別に定めるところによる。 算式(1) その施設の月額保護単価×その施設の定員（（通所部の場合は通所部の定員）（その月初日において私的契約児及び家庭裁判所からの補導委託児等があるときは、その数を控除した数）） ただし、新設により開所した <u>児童自立生活援助事業所Ⅲ型を除く。</u> ）にあつては、初めて児童を受託した日の属する月から算定する。	(1) 事務費	児童養護施設、児童自立支援施設（通所部を含む）、児童心理治療施設（通所部を含む）、乳児院、母子生活支援施設、 <u>自立援助ホーム</u> 、ファミリーホーム、里親又は一時保護所（一時保護の委託を受けた施設を含む。）	施設等を運営するために必要な職員の人件費その他事務の執行に伴う諸経費	(1) 次のアからセまでにより算定した額の合算額 ア 乳児院、ファミリーホーム以外の施設については次の算式(1)、乳児院については算式(2)、ファミリーホームについては算式(3)により算定した額。ただし、その月初日においてその施設に対し、2以上の支弁義務者がある場合における各支弁義務者の支弁額の算定は次の算式(4)（関係支弁義務者が協議を行い、各支弁義務者が措置児童数等にかかわらず、支弁すべき人員（いわゆる協定人員）を定めて支弁することとしているときは算式(5)）によって算定した額とする。ただし、社会的養護処遇改善加算費及び社会的養護従事者処遇改善加算費の算定方法は別に定めるところによる。  算式(1) その施設の月額保護単価×その施設の定員（（通所部の場合は通所部の定員）（その月初日において私的契約児及び家庭裁判所からの補導委託児等があるときは、その数を控除した数）） ただし、新設により開所した <u>自立援助ホーム</u> にあつては、初めて児童を受託した日の属する月から算定する。

改正後				現行			
費目の種類 第1欄	支弁対象児童等 第2欄	経費の用途 第3欄	各月支弁額の算式 第4欄	費目の種類 第1欄	支弁対象児童等 第2欄	経費の用途 第3欄	各月支弁額の算式 第4欄
(1) 事務費			<p>なお、職員配置の改善を行った場合には、月額保護単価を各施設に対応する配置改善加算分保護単価に置き換えて算定する。</p> <p>算式(2)  <math>2\text{歳未満児の月額保護単価} \times [\text{定員} (\text{その月初日において私的契約児があるときは、その数を控除した数}) - \text{その月初日の} 2\text{歳児措置児数} - \text{その月初日の} 3\text{歳以上児措置児数}] + 2\text{歳児の月額保護単価} \times \text{その月初日の} 2\text{歳児措置児数} + 3\text{歳以上児の月額保護単価} \times \text{その月初日の} 3\text{歳以上児措置児数}</math></p> <p>なお、職員配置の改善を行った場合には、月額保護単価を各施設に対応する配置改善加算分保護単価に置き換えて算定する。</p> <p><u>算式(3)</u>  <u>その施設の月額事務単価</u></p> <p><u>算式(4)</u>  <u>児童自立生活援助事業所を実施するファミリーホームの月額保護単価</u>  <u><math>\times</math>その月初日の児童自立生活援助事業所の現員</u>  <u>(ただし、そのファミリーホームが新設により開所し、初めて児童を受託した日の属する月から6ヶ月間を除く。)</u></p> <p>算式(5)            新設により開所した場合については、初めて児童を受託した日の属する月から6ヶ月間は、その施設の月額保護単価<math>\times</math>その施設の定員とし、それ以降については、その施設の月額保護単価<math>\times</math>その施設のその月初日の現員(その月初日において私的契</p>	(1) 事務費			<p>なお、職員配置の改善を行った場合には、月額保護単価を各施設に対応する配置改善加算分保護単価に置き換えて算定する。</p> <p>算式(2)  <math>2\text{歳未満児の月額保護単価} \times [\text{定員} (\text{その月初日において私的契約児があるときは、その数を控除した数}) - \text{その月初日の} 2\text{歳児措置児数} - \text{その月初日の} 3\text{歳以上児措置児数}] + 2\text{歳児の月額保護単価} \times \text{その月初日の} 2\text{歳児措置児数} + 3\text{歳以上児の月額保護単価} \times \text{その月初日の} 3\text{歳以上児措置児数}</math></p> <p>なお、職員配置の改善を行った場合には、月額保護単価を各施設に対応する配置改善加算分保護単価に置き換えて算定する。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p>算式(3)            新設により開所した場合については、初めて児童を受託した日の属する月から6ヶ月間は、その施設の月額保護単価<math>\times</math>その施設の定員とし、それ以降については、その施設の月額保護単価<math>\times</math>その施設のその月初日の現員(その月初日において私的契</p>

改正後				現行			
費目の種類 第1欄	支弁対象児童等 第2欄	経費の用途 第3欄	各月支弁額の算式 第4欄	費目の種類 第1欄	支弁対象児童等 第2欄	経費の用途 第3欄	各月支弁額の算式 第4欄
(1) 事務費			<p>約児及び家庭裁判所からの補導委託児等があるときは、その数を控除した数)</p> <p>算式(6) その施設の月額保護単価×その施設の定員(その月初日において私的契約児及び家庭裁判所からの補導委託児等があるときは、その数を控除した数)×支弁率 その支弁義務者の支弁すべきその月初日の措置児童数等又は世帯数 その施設その月初日の総措置児童数等又は世帯数</p> <p>算式(7) その施設の月額保護単価×その協定人員(その月初日において私的契約児及び家庭裁判所からの補導委託児等があるときは、その数を控除した数)</p> <p>イ～カ 略</p>	(1) 事務費			<p>約児及び家庭裁判所からの補導委託児等があるときは、その数を控除した数)</p> <p>算式(4) その施設の月額保護単価×その施設の定員(その月初日において私的契約児及び家庭裁判所からの補導委託児等があるときは、その数を控除した数)×支弁率 その支弁義務者の支弁すべきその月初日の措置児童数等又は世帯数 その施設その月初日の総措置児童数等又は世帯数</p> <p>算式(5) その施設の月額保護単価×その協定人員(その月初日において私的契約児及び家庭裁判所からの補導委託児等があるときは、その数を控除した数)</p> <p>イ その月初日において、児童養護施設に乳児、1歳児、2歳児又は年少児がそれぞれ入所している場合には、次の算式により算定した額。 なお、職員配置の改善を行った場合には、月額保護単価を施設に対応する乳児加算分保護単価等に置き換えて算定する。</p> <p>算式 乳児、1歳児、2歳児又は年少児加算分月額保護単価×その月初日の乳児、1歳児、2歳児又は年少児数</p> <p>ウ 児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設、乳児院が寒冷地手当支給規則の一部を改正する省令(平成16年総務省令第129号)の施行(平成16年10月28日)前の寒冷地手当支給規則(昭和39年総理府令第33号)別表第1に掲げる旧5級地である</p>

改正後				現行			
費目の種類 第1欄	支弁対象児童等 第2欄	経費の用途 第3欄	各月支弁額の算式 第4欄	費目の種類 第1欄	支弁対象児童等 第2欄	経費の用途 第3欄	各月支弁額の算式 第4欄
(1) 事務費				(1) 事務費			<p>地域に所在する場合であって、その月初日においてボイラーを有し、かつ、ボイラー技士がおかれている場合又はその他の地域に所在する場合であって、その初日において「ボイラー及び圧力容器安全規則」（昭和47年労働省令第33号）第1条第1号に規定するボイラーを設置しており、かつ、同規則第97条に規定するボイラー技士免許を受けた者が置かれている場合において、それぞれボイラー技士1人分の雇上費として次の算式によって算定した額。</p> <p>算式 ボイラー技士雇上費加算分月額保護単価×アの算式により算定された定員</p> <p>エ 児童養護施設が別に定める基準に該当する場合には次の算式によって算定した額。 算式特別指導費加算分月額保護単価×アの算式により算定された定員</p> <p>オ 児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設、母子生活支援施設、ファミリーホーム及び里親が別に定める基準に該当する場合には、次の算式によって算定した額。 算式 学習指導加算分保護単価×その月の対象児童数</p> <p>カ 児童養護施設及び乳児院が別に定める基準に該当する場合には次の算式によって算定した額。 算式 指導員特別加算分月額保護単価×アの算式により算定した定員</p>



改正後				現行			
費目の種類 第1欄	支弁対象児童等 第2欄	経費の用途 第3欄	各月支弁額の算式 第4欄	費目の種類 第1欄	支弁対象児童等 第2欄	経費の用途 第3欄	各月支弁額の算式 第4欄
(1) 事務費			<p>キ 児童養護施設、乳児院、児童自立支援施設、<u>母子生活支援施設及び里親支援センター</u>が別に定める基準に該当する場合には、次の算式によって算定した額。</p> <p>算式            心理療法担当職員加算分月額保護単価 <u>又は事務単価</u>（常勤的非常勤単価又は非常勤単価）×配置心理療法担当職員数×アの算式により算定した定員</p> <p>ク～シ 略</p>	(1) 事務費			<p>キ 児童養護施設、乳児院、児童自立支援施設 <u>及び</u> 母子生活支援施設が別に定める基準に該当する場合には、次の算式によって算定した額。</p> <p>算式            心理療法担当職員加算分月額保護単価（常勤的非常勤単価又は非常勤単価）×配置心理療法担当職員数×アの算式により算定した定員</p> <p>ク 児童養護施設、乳児院、児童自立支援施設、児童心理治療施設及び母子生活支援施設が別に定める基準に該当する場合には、次の算式によって算定した額。</p> <p>ただし、基幹的職員加算の対象者は1施設1名とし、施設長は加算の対象としないこと。</p> <p>算式            基幹的職員加算分月額保護単価×アの算式により算定した定員</p> <p>ケ 母子生活支援施設が別に定める基準に該当する場合には次の算式により算定した額。</p> <p>算式            特別生活指導費加算分月額保護単価×アの算式により算定した定員×配置人数</p> <p>コ 母子生活支援施設が別に定める基準に該当する場合には次の算式によって算定した額。</p> <p>算式            夜間警備体制強化加算分月額保護単価×アの算式により算定した定</p> <p>サ 母子生活支援施設が別に定める基準に該当する場合には、次の算式</p>

改正後				現行			
費目の種類 第1欄	支弁対象児童等 第2欄	経費の用途 第3欄	各月支弁額の算式 第4欄	費目の種類 第1欄	支弁対象児童等 第2欄	経費の用途 第3欄	各月支弁額の算式 第4欄
(1) 事務費			<p>ス 児童養護施設、乳児院、児童自立支援施設、児童心理治療施設、母子生活支援施設、<u>里親支援センター、児童自立生活援助事業所</u>及びファミリーホームが別に定める基準に該当する場合には次の額。</p> <p>算式 第三者評価受審に係る実費。ただし、年額 314,000 円を限度とする。</p> <p>セ 児童養護施設、乳児院、児童自立支援施設、児童心理治療施設、<u>里親支援センター、児童自立生活援助事業所（児童自立生活援助事業所Ⅲ型を除く。）</u>及びファミリーホームにおいて別に定める基準に該当する場合には次の額。</p> <p>算式 建物の賃借に係る実費。 なお、入居に際して礼金の支払が発生する場合には、当該実費を合算した額。</p> <p>(2) 施設が新設される場合における事務費の支弁額は、その開所する月（<u>児童自立生活援助事業所（児童自立生活援助事業所Ⅲ型を除く。）</u>及びファミリーホームにあっては、初めて児童を受</p>	(1) 事務費			<p>によって算定した額。</p> <p>算式 保育機能強化加算分月額保護単価×アの算式により算定した定員</p> <p>シ 母子生活支援施設が別に定める基準に該当する場合には、次の算式により算定した額。</p> <p>算式 母子生活支援施設（定員 40 世帯以上）母子支援員、少年指導員加算分保護単価×アの算式により算定した定員</p> <p>ス 児童養護施設、乳児院、児童自立支援施設、児童心理治療施設、母子生活支援施設、<u>自立援助ホーム</u>及びファミリーホームが別に定める基準に該当する場合には次の額。</p> <p>算式 第三者評価受審に係る実費。ただし、年額 314,000 円を限度とする。</p> <p>セ 児童養護施設、乳児院、児童自立支援施設、児童心理治療施設、母子生活支援施設、<u>自立援助ホーム</u>及びファミリーホームにおいて別に定める基準に該当する場合には次の額。</p> <p>算式 建物の賃借に係る実費。 なお、入居に際して礼金の支払が発生する場合には、当該実費を合算した額。</p> <p>(2) 施設が新設される場合における事務費の支弁額は、その開所する月（<u>自立援助ホーム</u>及びファミリーホームにあっては、初めて児童を受託した日の属する月）の前月分の支払額は、次の算式</p>

改正後				現行			
費目の種類 第1欄	支弁対象児童等 第2欄	経費の使途 第3欄	各月支弁額の算式 第4欄	費目の種類 第1欄	支弁対象児童等 第2欄	経費の使途 第3欄	各月支弁額の算式 第4欄
(1) 事務費			<p>託した日の属する月)の前月分の支払額は、次の算式により算定した額とし、開所した月からは(1)による。ただし、その開所した日とその月の初日でなかった場合においては、本文の適用はない。</p> <p>算式 その施設の月額保護単価（民間施設給与等改善費、社会的養護処遇改善費及び社会的養護従事者処遇改善加算費を除く。）×その施設の定員×0.5（半月分）</p> <p>(3) 一時保護所の事務費の支弁額は、次のアからオまでにより算定した額の合算額とする。 ア～オ 略</p>	(1) 事務費			<p>により算定した額とし、開所した月からは(1)による。ただし、その開所した日とその月の初日でなかった場合においては、本文の適用はない。</p> <p>算式 その施設の月額保護単価（民間施設給与等改善費、社会的養護処遇改善費及び社会的養護従事者処遇改善加算費を除く。）×その施設の定員×0.5（半月分）</p> <p>(3) 一時保護所の事務費の支弁額は、次のアからオまでにより算定した額の合算額とする。 ア 次により算出した利用定員が該当する保護単価。{ [前年度の一時保護延べ人日/12月/30.4]（小数点以下第1位の数値を切り上げる）×1.205 }（小数点以下第1位の数値を四捨五入） イ その一時保護所が別に定める基準に該当する場合においては、次の額を加算する。 一時保護所の専門職員等加算分保護単価 ウ 一時保護所が別に定める基準に該当する場合には次の額を加算する。 第三者評価受審に係る実費。ただし、年額314,000円を限度とする。 エ 建物の賃借に係る実費。 なお、礼金の支払が発生する場合には、当該実費を合算した額。 オ 一時保護所が別に定める基準により児童相談所一時保護所処遇改善加算費を必要とするものと認定された場合はその認定額を加算するものとするこ</p>

改正後				現行			
費目の種類 第1欄	支弁対象児童等 第2欄	経費の使途 第3欄	各月支弁額の算式 第4欄	費目の種類 第1欄	支弁対象児童等 第2欄	経費の使途 第3欄	各月支弁額の算式 第4欄
			<p><u>カ 一時保護所が別に定める基準により一時保護所の新基準対応加算分を必要とするものと認定された場合はその認定額を加算するものとする。</u></p> <p><u>キ 一時保護所が別に定める基準により一時保護所のユニットケア加算費を必要とするものと認定された場合はその認定額を加算するものとする。</u></p> <p>(4) 児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設、乳児院及び<u>児童自立生活援助事業所（児童自立生活援助事業所Ⅰ型に限る。）</u>において暫定定員を超えて認可定員又は条例等で定めた定員に達する範囲内で一時保護を受託した場合、ファミリーホームにおいて定員に達する範囲内で一時保護を受託した場合（ただし、新設により開所し、初めて児童を受託した日の属する月から6ヶ月間を除く。）、障害児入所施設において認可定員又は条例等で定めた定員に達する範囲内で一時保護を受託した場合、及び肢体不自由児又は重症心身障害児を入所させる児童福祉法第6条の2の2第3項に規定する指定発達支援医療機関において一時保護を受託した場合のそれぞれの支弁額は、次の算式により算定した額とする。</p> $\left[ \begin{array}{l} \text{その施設の月額保護単価} / 30.4 \\ \text{(10円未満の端数は切り捨て)} \\ \times \text{その月の受託延べ日数} \end{array} \right]$ <p>(注) 受託施設が障害児入所施設又は指定発達支援医療機関である場合の施設の月額保護単価は「障害児入所給付費等国庫負担金及び障害児入所医療費等国庫負担</p>				<p>と。</p> <p><u>(新規)</u></p> <p><u>(新規)</u></p> <p>(4) 児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設、乳児院及び<u>自立援助ホーム</u>において暫定定員を超えて認可定員又は条例等で定めた定員に達する範囲内で一時保護を受託した場合、ファミリーホームにおいて定員に達する範囲内で一時保護を受託した場合（ただし、新設により開所し、初めて児童を受託した日の属する月から6ヶ月間を除く。）、障害児入所施設において認可定員又は条例等で定めた定員に達する範囲内で一時保護を受託した場合、及び肢体不自由児又は重症心身障害児を入所させる児童福祉法第6条の2の2第3項に規定する指定発達支援医療機関において一時保護を受託した場合のそれぞれの支弁額は、次の算式により算定した額とする。</p> $\left[ \begin{array}{l} \text{その施設の月額保護単価} / 30.4 \\ \text{(10円未満の端数は切り捨て)} \\ \times \text{その月の受託延べ日数} \end{array} \right]$ <p>(注) 受託施設が障害児入所施設又は指定発達支援医療機関である場合の施設の月額保護単価は「障害児入所給付費等国庫負担金及び障害児入所医療費等国庫負担</p>

改正後				現行			
費目の種類 第1欄	支弁対象児童等 第2欄	経費の使途 第3欄	各月支弁額の算式 第4欄	費目の種類 第1欄	支弁対象児童等 第2欄	経費の使途 第3欄	各月支弁額の算式 第4欄
			金交付要綱」（「障害児入所給付費等国庫負担金及び障害児入所医療費等国庫負担金について」（平成19年12月18日厚生労働省発障第1218002号厚生労働事務次官通知）の別紙）において定める月額保護単価とする。				担金について」（平成19年12月18日厚生労働省発障第1218002号厚生労働事務次官通知）の別紙）において定める月額保護単価とする。
(2) 一 般 生 活 費	児童養護施設、児童自立支援施設（通所部を含む）、児童心理治療施設（通所部を含む）、乳児院、 <u>児童自立生活援助事業所</u> 若しくはファミリーホームの入所児童、若しくは里親の委託児童、一時保護所（一時保護委託を含み、別に定める基準に適合する一時保護実施特別加算事業に一時保護委託をされた児童を除く。）の一時保護児（以下「一時保護児」という。）	その児童の給食に要する材料費等及び日常生活に必要な経常的諸経費	(1) 児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設、乳児院、ファミリーホーム、里親、 <u>児童自立生活援助事業所</u> 又は母子生活支援施設の場合次の算式(1)により算定した額。 ただし、乳児院において別に定める基準により乳児院病虚弱等児童加算費の加算が認められるときには算式(1)により算定した額に次の算式(2)により算定した額を加算する。 算式(1) 次の表の一般生活費月額保護単価×その月初日の措置児童等数（通所部の場合は通所部の措置児童数とする。また、母子生活支援施設にあってはその月初日の入所者数とする。 ただし、保育室のある場合には3歳以上入所児童又は3歳未満入所児童数とし、次の表に掲げる単価をそれぞれ乗じて得た額を上記により算出した額に合算するものとする。）	(2) 一 般 生 活 費	児童養護施設、児童自立支援施設（通所部を含む）、児童心理治療施設（通所部を含む）、乳児院若しくはファミリーホームの入所児童、若しくは里親の委託児童、一時保護所（一時保護委託を含み、別に定める基準に適合する一時保護実施特別加算事業に一時保護委託をされた児童を除く。）の一時保護児（以下「一時保護児」という。）	その児童の給食に要する材料費等及び日常生活に必要な経常的諸経費	(1) 児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設、乳児院、ファミリーホーム、里親、 <u>自立援助ホーム</u> 又は母子生活支援施設の場合次の算式(1)により算定した額。 ただし、乳児院において別に定める基準により乳児院病虚弱等児童加算費の加算が認められるときには算式(1)により算定した額に次の算式(2)により算定した額を加算する。 算式(1) 次の表の一般生活費月額保護単価×その月初日の措置児童等数（通所部の場合は通所部の措置児童数とする。また、母子生活支援施設にあってはその月初日の入所者数とする。 ただし、保育室のある場合には3歳以上入所児童又は3歳未満入所児童数とし、次の表に掲げる単価をそれぞれ乗じて得た額を上記により算出した額に合算するものとする。）
	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>		<u>自立援助ホームの入所児童</u>	<u>その児童に要する日常生活に必要な経常的諸経費</u>		
	母子生活支援施設の入所者	その入所者に要する日常生活に必要な経常的諸経費			母子生活支援施設の入所者	その入所者に要する日常生活に必要な経常的諸経費	

改正後				現行					
費目の種類 第1欄	支弁対象児童等 第2欄	経費の用途 第3欄	各月支弁額の算式 第4欄	費目の種類 第1欄	支弁対象児童等 第2欄	経費の用途 第3欄	各月支弁額の算式 第4欄		
(2) 一般生活費	母子生活支援施設の保育室における保育児童（保育機能強化事業の母子家庭の母等の児童を含む。）	その児童の給食に要する材料費（3歳未満児については主食及び副食給食費、その他の児童については副食給食費）	一般生活費保護単価表	(2) 一般生活費	母子生活支援施設の保育室における保育児童（保育機能強化事業の母子家庭の母等の児童を含む。）	その児童の給食に要する材料費（3歳未満児については主食及び副食給食費、その他の児童については副食給食費）	一般生活費保護単価表		
			施設種別				一般生活費（月額）	施設種別	一般生活費（月額）
			児童養護施設				乳児分 <u>63,860円</u> 乳児以外分 <u>55,270円</u>	児童養護施設	乳児分 <u>61,760円</u> 乳児以外分 <u>53,450円</u>
			児童自立支援施設				入所児分 <u>55,270円</u> 通所児分 <u>16,980円</u>	児童自立支援施設	入所児分 <u>53,450円</u> 通所児分 <u>16,430円</u>
			児童心理治療施設				入所児分 <u>55,730円</u> 通所児分 <u>16,980円</u>	児童心理治療施設	入所児分 <u>53,910円</u> 通所児分 <u>16,430円</u>
			里親、 <u>児童自立生活援助事業所（里親の居宅において事業を行うものに限る）</u>				乳児分 <u>64,120円</u> 乳児以外分 <u>55,530円</u>	里親	乳児分 <u>62,020円</u> 乳児以外分 <u>53,710円</u>
			乳児院				3才未満児分 <u>63,860円</u> 3才以上児分 <u>55,270円</u>	乳児院	3才未満児分 <u>61,760円</u> 3才以上児分 <u>53,450円</u>
			ファミリーホーム				乳児分 <u>63,860円</u> 乳児以外分 <u>55,270円</u>	ファミリーホーム	乳児分 <u>61,760円</u> 乳児以外分 <u>53,450円</u>
			<u>児童自立生活援助事業所（里親の居宅において事業を行うものを除く）</u>				<u>55,270円</u>	<u>自立援助ホーム</u>	<u>別に定める基準に該当する者</u> <u>53,450円</u> <u>上記以外の者</u> <u>11,690円</u>
			母子生活支援施設				入所者 <u>4,130円</u> 保育室保育入所児童 3歳未満児 <u>10,350円</u> 3歳以上児 <u>6,570円</u>	母子生活支援施設	入所者 <u>3,990円</u> 保育室保育入所児童 3歳未満児 <u>10,010円</u> 3歳以上児 <u>6,350円</u>
			算式(2) 乳児院病虚弱等児童加算費月額保護単価 <u>111,650円</u> × その月初日の別に定める基準による病虚弱等措置児童数				算式(2) 乳児院病虚弱等児童加算費月額保護単価 <u>106,610円</u> × その月初日の別に定める基準による病虚弱等措置児童数		
			(2) <u>里親、ファミリーホーム及び児童自立生活援助事業所（児童自立生活援助事業所Ⅲ型に限る）</u> に対し各月初日以外の日に委託又はその解除の措置があった場合は、乳児（1歳未満の者をいい、月の途中において1歳に達した者				(2) 里親又はファミリーホームに対し各月初日以外の日に委託又はその解除の措置があった場合は、乳児（1歳未満の者をいい、月の途中において1歳に達した者については、その月中は乳児とみなす。）又は乳児以外の児童のそ		

改正後				現行			
費目の種類 第1欄	支弁対象児童等 第2欄	経費の用途 第3欄	各月支弁額の算式 第4欄	費目の種類 第1欄	支弁対象児童等 第2欄	経費の用途 第3欄	各月支弁額の算式 第4欄
(2) 一般生活費			<p>については、その月中は乳児とみなす。) 又は乳児以外の児童のその月分については(1)の定めにかかわらず、次の算式により算定した額。</p> <p>算式            ((1)の里親、ファミリーホーム及び児童自立生活援助事業所(児童自立生活援助事業所Ⅲ型に限る)一般生活費月額保護単価÷30.4) ×その月の委託措置等児延人員数</p> <p>(3)、4)略</p>	(2) 一般生活費			<p>の月分については(1)の定めにかかわらず、次の算式により算定した額。</p> <p>算式            ((1)の里親又はファミリーホームの一般生活費月額保護単価÷30.4) ×その月の委託措置児延人員数</p> <p>(3) 児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設、乳児院及び母子生活支援施設において、年度当初の定員設定に当たり、前年度又は直近3年度の在籍児童の延べ日数に基づいて算出している施設であって、各月初日以外の日に措置又はその解除の措置があった場合は、児童(母子生活支援施設にあっては入所者又は保育室保育入所児童)のその月分については(1)の定めにかかわらず、次の算式により算定した額。</p> <p>算式            (1) 一般生活費月額保護単価÷30.4) ×その月の措置児童(者)延人員数</p> <p>(4) 里親及びファミリーホームに委託されている児童又は児童養護施設及び母子生活支援施設に入所している児童が、児童心理治療施設又は児童自立支援施設に通所する場合については、次の算式により算定した額。</p> <p>算式            (月額保護単価÷その月の開所日数) ×その月の通所した日数</p> <p>(注) 10 円未満の端数は切り捨てる。また、「開所日数」とは、日曜日、国民の祝日及び休日を除いた日数をいう。</p>

改正後				現行			
費目の種類 第1欄	支弁対象児童等 第2欄	経費の用途 第3欄	各月支弁額の算式 第4欄	費目の種類 第1欄	支弁対象児童等 第2欄	経費の用途 第3欄	各月支弁額の算式 第4欄
(2) 一 般 生 活 費			<p>(5) 一時保護所（一時保護委託を含む）の場合次の算式により算定した額。</p> <p>算式</p> <p>①法第33条の規定により一時保護された日から5日目までの場合 法第33条の規定により一時保護される児童で一般生活費を必要とする延児童数×<u>4,590円</u>（児童が乳児の場合、延児童数×<u>6,230円</u>）</p> <p>②6日目から30日目まで 法第33条の規定により一時保護される児童で一般生活費を必要とする延児童数×<u>1,270円</u>（児童が乳児の場合、延児童数×<u>1,290円</u>）</p> <p>③①及び②以外 法第33条の規定により一時保護される児童で一般生活費を必要とする延児童数×<u>1,820円</u>（児童が乳児の場合、延児童数×<u>2,100円</u>）</p> <p>法第27条第1項第3号の規定により措置される児童で被服の支給を必要とする延児童数×3,300円（ただし、6カ月以内に措置の変更をする場合を除く）</p> <p>④乳児院において別に定める基準により乳児院病虚弱等児童加算費の加算が認められるときには算式①～③により算定した額に次の算式により算定した額を加算する。 法第33条の規定により一時保護された延児童数×<u>3,670円</u></p>	(2) 一 般 生 活 費			<p>(5) 一時保護所（一時保護委託を含む）の場合次の算式により算定した額。</p> <p>算式</p> <p>①法第33条の規定により一時保護された日から5日目までの場合 法第33条の規定により一時保護される児童で一般生活費を必要とする延児童数×<u>4,440円</u>（児童が乳児の場合、延児童数×<u>6,030円</u>）</p> <p>②6日目から30日目まで 法第33条の規定により一時保護される児童で一般生活費を必要とする延児童数×<u>1,230円</u>（児童が乳児の場合、延児童数×<u>1,240円</u>）</p> <p>③①及び②以外 法第33条の規定により一時保護される児童で一般生活費を必要とする延児童数×<u>1,760円</u>（児童が乳児の場合、延児童数×<u>2,030円</u>）</p> <p>法第27条第1項第3号の規定により措置される児童で被服の支給を必要とする延児童数×3,300円（ただし、6カ月以内に措置の変更をする場合を除く）</p> <p>④乳児院において別に定める基準により乳児院病虚弱等児童加算費の加算が認められるときには算式①～③により算定した額に次の算式により算定した額を加算する。 法第33条の規定により一時保護された延児童数×<u>3,650円</u></p>



改正後				現行			
費目の種類 第1欄	支弁対象児童等 第2欄	経費の使途 第3欄	各月支弁額の算式 第4欄	費目の種類 第1欄	支弁対象児童等 第2欄	経費の使途 第3欄	各月支弁額の算式 第4欄
	里親及びファミリーホームの委託児童	略	略		里親及びファミリーホームの委託児童	里親及びファミリーホームの養育者が一時的な休息の支援を受ける場合のその児童に係る日常生活に必要な経常的諸費用	里親及びファミリーホームの養育者が別に定める基準により一時的な休息の支援を受ける場合次の算式により算定した額。 算式 別に定める基準による延児童数（2歳未満児）×8,640円+別に定める基準による延児童数（2歳以上児）×5,600円
(3) 被虐待児受入加算費	児童養護施設、児童自立支援施設、乳児院、母子生活支援施設及び児童心理治療施設、 <u>児童自立生活援助事業所（里親の居宅において事業を行うものを除く）</u> 、ファミリーホームの入所児童、一時保護委託児童	その児童（世帯）を支援するための職員の雇上経費及び日常生活に必要な経常的諸経費	次の算式により算定した額。 児童養護施設、児童自立支援施設、乳児院、母子生活支援施設及び児童心理治療施設、 <u>児童自立生活援助事業所（里親の居宅において事業を行うものを除く）</u> 、ファミリーホームの入所児童 算式（1） 別に定める基準による児童数×月額26,100円 一時保護委託児童 算式（2） 別に定める基準による児童数×日額850円	(3) 被虐待児受入加算費	児童養護施設、児童自立支援施設、乳児院、母子生活支援施設及び児童心理治療施設、自立援助ホーム、ファミリーホームの入所児童、一時保護委託児童	その児童（世帯）を支援するための職員の雇上経費及び日常生活に必要な経常的諸経費	次の算式により算定した額。 児童養護施設、児童自立支援施設、乳児院、母子生活支援施設及び児童心理治療施設、 <u>自立援助ホーム</u> 、ファミリーホームの入所児童 算式（1） 別に定める基準による児童数×月額26,100円 一時保護委託児童 算式（2） 別に定める基準による児童数×日額850円
(4) 乳児等受入加算費	児童養護施設、児童自立支援施設、乳児院、児童心理治療施設、母子生活支援施設、ファミリーホーム、障害児入所施設の一時保護委託児童（3歳未満児）	その児童（世帯）を支援するための職員の雇上経費及び日常生活に必要な経常的諸経費	次の算式により算定した額。 算式 一時保護委託児童数（3歳未満児）×日額2,620円	(4) 乳児等受入加算費	児童養護施設、児童自立支援施設、乳児院、児童心理治療施設、母子生活支援施設、ファミリーホーム、障害児入所施設の一時保護委託児童（3歳未満児）	その児童（世帯）を支援するための職員の雇上経費及び日常生活に必要な経常的諸経費	次の算式により算定した額。 算式 一時保護委託児童数（3歳未満児）×日額2,620円

改正後				現行			
費目の種類 第1欄	支弁対象児童等 第2欄	経費の用途 第3欄	各月支弁額の算式 第4欄	費目の種類 第1欄	支弁対象児童等 第2欄	経費の用途 第3欄	各月支弁額の算式 第4欄
(5) 助産施設基本分保護費	ア 助産施設の入所妊産婦	施設の運営に必要な事務費及び生活諸経費	<p>次の算式により算定した額の合算額。</p> <p>算式</p> <p>ア その入所妊産婦が社会保険（健康保険、日雇労働者健康保険、国民健康保険、船員保険、国家公務員共済組合、公共企業体職員等共済組合、地方公務員等共済組合又は私立学校教職員共済組合等をいう。以下同じ。）の被保険者、組合員又は被扶養者である場合においては、診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省告示第59号。以下「診療報酬の算定方法」という。）及び入院時食事療養費に係る食事療養及び入院時生活療養費に係る生活療養の費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第99号。以下「入院時食事療養費の算定基準」という。）に準じて算定した額から、その社会保険において給付が行われる額を控除した額。</p> <p>イ アに該当しない入所妊産婦については診療報酬の算定方法及び入院時食事療養費の算定基準に準じて算定した額。</p> <p>なお、別に定める基準により施設機能強化推進費（総合防災対策強化事業に限る。）を必要とするものと認定された施設（第二種助産施設に限る。）にあつては、その認定額を加算する。</p> <p>（注）異常分娩のため第二種助産施設から入院する場合等については、この欄に掲げる経費のほか、医療費を支弁できるものとし、その支弁要件、その用途及び各月の支弁額の算式については、この表の(14)の費目の項に定めるところによる。</p>	(5) 助産施設基本分保護費	ア 助産施設の入所妊産婦	施設の運営に必要な事務費及び生活諸経費	<p>次の算式により算定した額の合算額。</p> <p>算式</p> <p>ア その入所妊産婦が社会保険（健康保険、日雇労働者健康保険、国民健康保険、船員保険、国家公務員共済組合、公共企業体職員等共済組合、地方公務員等共済組合又は私立学校教職員共済組合等をいう。以下同じ。）の被保険者、組合員又は被扶養者である場合においては、診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省告示第59号。以下「診療報酬の算定方法」という。）及び入院時食事療養費に係る食事療養及び入院時生活療養費に係る生活療養の費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第99号。以下「入院時食事療養費の算定基準」という。）に準じて算定した額から、その社会保険において給付が行われる額を控除した額。</p> <p>イ アに該当しない入所妊産婦については診療報酬の算定方法及び入院時食事療養費の算定基準に準じて算定した額。</p> <p>なお、別に定める基準により施設機能強化推進費（総合防災対策強化事業に限る。）を必要とするものと認定された施設（第二種助産施設に限る。）にあつては、その認定額を加算する。</p> <p>（注）異常分娩のため第二種助産施設から入院する場合等については、この欄に掲げる経費のほか、医療費を支弁できるものとし、その支弁要件、その用途及び各月の支弁額の算式については、この表の(14)の費目の項に定めるところによる。</p>

改正後					現行						
費目の種類 第1欄	支弁対象児童等 第2欄			経費の使途 第3欄	各月支弁額の算式 第4欄	費目の種類 第1欄	支弁対象児童等 第2欄			経費の使途 第3欄	各月支弁額の算式 第4欄
(5) 助産施設基本分保護費	イ 点数以外の分	(ア) 分娩介助料	助産施設の入所妊産婦	分娩介助料	分娩を取り扱った場合においては、アにより支弁する点数分のほか、分娩介助料として分娩児1人につき <u>237,720 円</u> を限度として支弁できる。	イ 点数以外の分	(ア) 分娩介助料	助産施設の入所妊産婦	分娩介助料	分娩を取り扱った場合においては、アにより支弁する点数分のほか、分娩介助料として分娩児1人につき <u>236,200 円</u> を限度として支弁できる。	
		(イ) 胎盤処置料		胎盤処置料	胎盤の処置を他に委託した場合においてはアにより支弁する点数分のほか、その実績を支弁して差し支えない。				(イ) 胎盤処置料	胎盤処置料	胎盤の処置を他に委託した場合においてはアにより支弁する点数分のほか、その実績を支弁して差し支えない。
		(ウ) 新生児介補料		新生児介補料	新生児の介補を行った場合においてはアにより支弁する点数分のほか、新生児介補料として分娩児1人当たり1日につき3,810円を限度として支弁できる。				(ウ) 新生児介補料	新生児介補料	新生児の介補を行った場合においてはアにより支弁する点数分のほか、新生児介補料として分娩児1人当たり1日につき3,810円を限度として支弁できる。
		(エ) 保険料		保険料	分娩を取り扱った場合においては、アにより支弁する点数分のほか、医学的管理の下における出産について、特定出産事故に係る事故が発生した場合において、出生者の養育に係る経済的負担の軽減を図るための補償金の支払に要する費用の支出に備えるための保険契約（出生者等に対し、総額3,000万円以上の補償金を支払う契約）が締結されており、かつ、特定出産事故に関する情報の収集、整理、分析及び提供の適正かつ確実な実施のための措置を講じている場合に、その保険料相当額として、分娩児1人につき12,000円を限度として支弁できる。				(エ) 保険料	保険料	分娩を取り扱った場合においては、アにより支弁する点数分のほか、医学的管理の下における出産について、特定出産事故に係る事故が発生した場合において、出生者の養育に係る経済的負担の軽減を図るための補償金の支払に要する費用の支出に備えるための保険契約（出生者等に対し、総額3,000万円以上の補償金を支払う契約）が締結されており、かつ、特定出産事故に関する情報の収集、整理、分析及び提供の適正かつ確実な実施のための措置を講じている場合に、その保険料相当額として、分娩児1人につき12,000円を限度として支弁できる。
(6) 幼稚園費	児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設、乳児院若しくはファミリーホームの入所児童、里親の委託児童又は一時保護児			幼稚園及び支援法第19条第1項第1号の認定を受けた児童（支援法第11条に規定する子どものための教育・保育給付費の育・保育給付費の支給を受けている児童	次の算式により算定した額。 その施設等のその月またはその年度におけるその措置児童につき、幼稚園等に就園している児童であって、幼稚園等の就園に必要な入学金、保育料、制服等の実費（寄付金は除く。）を合算した額。 ただし、各自治体において幼稚園就園奨励費の補助又は施設等利用給付費の支	(6) 幼稚園費	児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設、乳児院若しくはファミリーホームの入所児童、里親の委託児童又は一時保護児			幼稚園及び支援法第19条第1項第1号の認定を受けた児童（支援法第11条に規定する子どものための教育・保育給付費の育・保育給付費の支給を受けている児童	次の算式により算定した額。 その施設等のその月またはその年度におけるその措置児童につき、幼稚園等に就園している児童であって、幼稚園等の就園に必要な入学金、保育料、制服等の実費（寄付金は除く。）を合算した額。 ただし、各自治体において幼稚園就園奨励費の補助又は施設等利用給付費の支

改正後				現行																			
費目の種類 第1欄	支弁対象児童等 第2欄	経費の使途 第3欄	各月支弁額の算式 第4欄	費目の種類 第1欄	支弁対象児童等 第2欄	経費の使途 第3欄	各月支弁額の算式 第4欄																
		に限る。)が利用 する施設・事業所 (以下「幼稚園 等」という。) の就園に必要な経 費	給がある場合においては、その額を控除 した額とする。			に限る。)が利用 する施設・事業所 (以下「幼稚園 等」という。) の就園に必要な経 費	給がある場合においては、その額を控除 した額とする。																
(7) 教 育 費	児童養護施設、児童自立 支援施設、児童心理治療 施設、母子生活支援施設 (第3欄の(7)に限る)、 <b>児童自立生活援助事業所</b> 若しくはファミリーホーム の入所児童、里親の委 託児童又は一時保護児で あって、義務教育諸学校 又は特別支援学校の高等 部に在学中のもの及び特 別支援学校の高等部第1 学年に入学するもの。	次に掲げる経費 (1) その児童の義 務教育(特別支 援学校高等部の 教育を含む。) に必要な学用品 費、 <b>習い事に係 る費用及び学習 に用いるスマー トフォン等の通 信端末の購入・ 利用に係る費用</b> (2) 教材代 (3) 通学のための 交通費 (4) 部活動費 (5) 学習塾費 (6) 児童自立支援 施設の教材費 (7) その児童の特 別支援学校高等部 入学に必要な学用 品費等 (8) 特別支援学校 高等部の児童が就 職又は進学に役立 つ資格取得又は講 習等の受講をする ための経費	次の算式(1)によって算定した額。 ただし、教材代、通学のための交通費、 部活動費又は学習塾費を支弁すべき児童が あるときは、それぞれ算式(2)から算式(5) により算定した額を、児童自立支援施設に おいては、教材費として算式(6)により算定 した額を、特別支援学校高等部第1学年に 入学する児童があるときは算式(7)により算 定した額を、資格取得又は講習等の受講を した特別支援学校高等部に在学する児童で あって別に定めるものがあるときは算式(8) により算定した額を、それぞれ算式(1)によ って算定した額に加算する。なお、算式(7) については4月分の措置費等として支弁す る。 算式(1) 次の表の教育費学年別月額保護単価 ×その月の学年別就学措置児童数  教育費保護単価表(措置児童数1人当たり) <table border="1" data-bbox="866 1444 1457 1570"> <thead> <tr> <th>学年別</th> <th>小学校</th> <th>中学校</th> <th>特別支援学 校高等部</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>保護単価 (月額)</td> <td>7,210円</td> <td>9,380円</td> <td>9,380円</td> </tr> </tbody> </table> 算式(2) その施設又は里親のその月における その措置児童の別に定めるところによ り教科書に準ずる正規の教材として学	学年別	小学校	中学校	特別支援学 校高等部	保護単価 (月額)	7,210円	9,380円	9,380円	(7) 教 育 費	児童養護施設、児童自立 支援施設、児童心理治療 施設、母子生活支援施設 (第3欄の(7)に限る)、 <b>自立援助ホーム</b> 若しくは ファミリーホームの入所 児童、里親の委託児童又 は一時保護児であって、 義務教育諸学校又は特別 支援学校の高等部に在学 中のもの及び特別支援学 校の高等部第1学年に入 学するもの。	次に掲げる経費 (1) その児童の義 務教育(特別支 援学校高等部の 教育を含む。) に必要な学用品 費 (2) 教材代 (3) 通学のための 交通費 (4) 部活動費 (5) 学習塾費 (6) 児童自立支援 施設の教材費 (7) その児童の特 別支援学校高等部 入学に必要な学用 品費等 (8) 特別支援学校 高等部の児童が就 職又は進学に役立 つ資格取得又は講 習等の受講をする ための経費	次の算式(1)によって算定した額。 ただし、教材代、通学のための交通費、 部活動費又は学習塾費を支弁すべき児童が あるときは、それぞれ算式(2)から算式(5) により算定した額を、児童自立支援施設に おいては、教材費として算式(6)により算定 した額を、特別支援学校高等部第1学年に 入学する児童があるときは算式(7)により算 定した額を、資格取得又は講習等の受講を した特別支援学校高等部に在学する児童で あって別に定めるものがあるときは算式(8) により算定した額を、それぞれ算式(1)によ って算定した額に加算する。なお、算式(7) については4月分の措置費等として支弁す る。 算式(1) 次の表の教育費学年別月額保護単価 ×その月の学年別就学措置児童数  教育費保護単価表(措置児童数1人当たり) <table border="1" data-bbox="2261 1444 2852 1570"> <thead> <tr> <th>学年別</th> <th>小学校</th> <th>中学校</th> <th>特別支援学 校高等部</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>保護単価 (月額)</td> <td>2,210円</td> <td>4,380円</td> <td>4,380円</td> </tr> </tbody> </table> 算式(2) その施設又は里親のその月における その措置児童の別に定めるところによ り教科書に準ずる正規の教材として学	学年別	小学校	中学校	特別支援学 校高等部	保護単価 (月額)	2,210円	4,380円	4,380円
学年別	小学校	中学校	特別支援学 校高等部																				
保護単価 (月額)	7,210円	9,380円	9,380円																				
学年別	小学校	中学校	特別支援学 校高等部																				
保護単価 (月額)	2,210円	4,380円	4,380円																				

改正後				現行			
費目の種類 第1欄	支弁対象児童等 第2欄	経費の使途 第3欄	各月支弁額の算式 第4欄	費目の種類 第1欄	支弁対象児童等 第2欄	経費の使途 第3欄	各月支弁額の算式 第4欄
			校長が指定するものの購入に必要な実費を合算した額。				校長が指定するものの購入に必要な実費を合算した額。
(7) 教 育 費			<p>算式(3) その施設又は里親のその月におけるその措置児童であって、交通費の支給を必要と認めるものがあるときは、その児童が最も経済的な通常の経路及び方法により通学する場合のその普通旅客運賃の定期乗車券（定期乗車券のない場合にあつては、これに準ずるもの。）の実費を合算した額。</p> <p>算式(4) その施設又は里親のその月におけるその措置児童のうち部活動に入部している児童であって、部活動に必要な道具代、遠征費等の実費を合算した額。</p> <p>算式(5) その施設又は里親のその月におけるその措置児童の中学生のうち学習塾に通っている児童であって、学習塾に必要な授業料（月謝）、講習会費等の実費を合算した額。</p> <p>算式(6) 教材費月額保護単価小学校該当児 200円、中学校該当児 290円×その月の児童自立支援施設の小学校又は中学校別該当措置児童数（ただし、算式(2)及び算式(3)の対象児童を除く。）</p> <p>算式(7) 入学時特別加算費月額保護単価 86,300円×特別支援学校の高等部第1学年入学措置児童数</p> <p>算式(8) 資格取得等特別加算費月額保護単価 57,620円×該当児童数(資格取得又は講習等の受講をした特別支援学校高等部に在学する児童であつて別に定めるものの数)</p>	(7) 教 育 費			<p>算式(3) その施設又は里親のその月におけるその措置児童であって、交通費の支給を必要と認めるものがあるときは、その児童が最も経済的な通常の経路及び方法により通学する場合のその普通旅客運賃の定期乗車券（定期乗車券のない場合にあつては、これに準ずるもの。）の実費を合算した額。</p> <p>算式(4) その施設又は里親のその月におけるその措置児童のうち部活動に入部している児童であって、部活動に必要な道具代、遠征費等の実費を合算した額。</p> <p>算式(5) その施設又は里親のその月におけるその措置児童の中学生のうち学習塾に通っている児童であって、学習塾に必要な授業料（月謝）、講習会費等の実費を合算した額。</p> <p>算式(6) 教材費月額保護単価小学校該当児 200円、中学校該当児 290円×その月の児童自立支援施設の小学校又は中学校別該当措置児童数（ただし、算式(2)及び算式(3)の対象児童を除く。）</p> <p>算式(7) 入学時特別加算費月額保護単価 86,300円×特別支援学校の高等部第1学年入学措置児童数</p> <p>算式(8) 資格取得等特別加算費月額保護単価 57,620円×該当児童数(資格取得又は講習等の受講をした特別支援学校高等部に在学する児童であつて別に定めるものの数)</p>

改正後				現行																			
費目の種類 第1欄	支弁対象児童等 第2欄	経費の使途 第3欄	各月支弁額の算式 第4欄	費目の種類 第1欄	支弁対象児童等 第2欄	経費の使途 第3欄	各月支弁額の算式 第4欄																
(8) 学校給食費	児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設、 <u>児童自立生活援助事業所</u> 若しくはファミリーホームの入所児童、里親の委託児童又は一時保護児であって、学校給食を実施している義務教育諸学校又は特別支援学校の高等部に在学中のもの。	その児童のその学校給食に必要な経費	その施設又は里親のその月におけるその措置児童がその義務教育諸学校又は特別支援学校の高等部から学校給食費として徴収される実費を合算した額。	(8) 学校給食費	児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設、自立援助ホーム若しくはファミリーホームの入所児童、里親の委託児童又は一時保護児であって、学校給食を実施している義務教育諸学校又は特別支援学校の高等部に在学中のもの。	その児童のその学校給食に必要な経費	その施設又は里親のその月におけるその措置児童がその義務教育諸学校又は特別支援学校の高等部から学校給食費として徴収される実費を合算した額。																
(9) 見学旅行費	児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設、 <u>児童自立生活援助事業所</u> 若しくはファミリーホームの入所児童、里親の委託児童又は一時保護児であって、小学校第6学年、中学校第3学年若しくは高等学校第3学年（特別支援学校の高等部を含む。）の在学中のもので、その学校の教育課程において実施される見学旅行（通常の「見学旅行」をいう。）に参加するもの。	その児童の見学旅行に直接必要な交通費、宿泊費等	次の算式により算定した額の合算額 算式 次の表の見学旅行費学年別年額保護単価×その月の学年別見学旅行参加措置児童数  見学旅行費保護単価表 (措置児童(者)1人当たり)	(9) 見学旅行費	児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設、自立援助ホーム若しくはファミリーホームの入所児童、里親の委託児童又は一時保護児であって、小学校第6学年、中学校第3学年若しくは高等学校第3学年（特別支援学校の高等部を含む。）の在学中のもので、その学校の教育課程において実施される見学旅行（通常の「見学旅行」をいう。）に参加するもの。	その児童の見学旅行に直接必要な交通費、宿泊費等	次の算式により算定した額の合算額 算式 次の表の見学旅行費学年別年額保護単価×その月の学年別見学旅行参加措置児童数  見学旅行費保護単価表 (措置児童(者)1人当たり)																
			<table border="1"> <thead> <tr> <th>学年別</th> <th>保護単価(年額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小学校第6学年</td> <td>22,690円</td> </tr> <tr> <td>中学校第3学年</td> <td>60,910円</td> </tr> <tr> <td>高等学校第3学年 (特別支援学校高等部を含む)</td> <td>111,290円</td> </tr> </tbody> </table>	学年別	保護単価(年額)	小学校第6学年	22,690円	中学校第3学年	60,910円	高等学校第3学年 (特別支援学校高等部を含む)	111,290円				<table border="1"> <thead> <tr> <th>学年別</th> <th>保護単価(年額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小学校第6学年</td> <td>22,690円</td> </tr> <tr> <td>中学校第3学年</td> <td>60,910円</td> </tr> <tr> <td>高等学校第3学年 (特別支援学校高等部を含む)</td> <td>111,290円</td> </tr> </tbody> </table>	学年別	保護単価(年額)	小学校第6学年	22,690円	中学校第3学年	60,910円	高等学校第3学年 (特別支援学校高等部を含む)	111,290円
学年別	保護単価(年額)																						
小学校第6学年	22,690円																						
中学校第3学年	60,910円																						
高等学校第3学年 (特別支援学校高等部を含む)	111,290円																						
学年別	保護単価(年額)																						
小学校第6学年	22,690円																						
中学校第3学年	60,910円																						
高等学校第3学年 (特別支援学校高等部を含む)	111,290円																						
(10) 入進学支度金	児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設、母子生活支援施設若しくはファミリーホームの入所児童、里親の委託児童又は一時保護児であって、小学校第1学年に入学し、又は中学校第1学年に進学するもの。	その児童の入進学に際して必要な学用品等の購入費	次の算式によって算定した額の合算額とし、4月分の措置費等として支弁する。 算式 次の表の入進学支度金学年別年額保護単価×学年別入進学措置児童数	(10) 入進学支度金	児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設、母子生活支援施設若しくはファミリーホームの入所児童、里親の委託児童又は一時保護児であって、小学校第1学年に入学し、又は中学校第1学年に進学するもの。	その児童の入進学に際して必要な学用品等の購入費	次の算式によって算定した額の合算額とし、4月分の措置費等として支弁する。 算式 次の表の入進学支度金学年別年額保護単価×学年別入進学措置児童数																

改正後				現行															
費目の種類 第1欄	支弁対象児童等 第2欄	経費の使途 第3欄	各月支弁額の算式 第4欄	費目の種類 第1欄	支弁対象児童等 第2欄	経費の使途 第3欄	各月支弁額の算式 第4欄												
(10) 入 進 学 支 度 金	児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設、母子生活支援施設若しくはファミリーホームの入所児童、里親の委託児童又は一時保護児であって、小学校第1学年に入学し、又は中学校第1学年に進学するもの。	その児童の入進学に際して必要な学用品等の購入費	入進学支度金保護単価表 (措置児童1人当たり) <table border="1"> <tr> <th>学 年 別</th> <th>保護単価 (年額)</th> </tr> <tr> <td>小学校第1学年 入学児童</td> <td>64,300 円</td> </tr> <tr> <td>中学校第1学年 入学児童</td> <td>81,000 円</td> </tr> </table>	学 年 別	保護単価 (年額)	小学校第1学年 入学児童	64,300 円	中学校第1学年 入学児童	81,000 円	(10) 入 進 学 支 度 金	児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設、母子生活支援施設若しくはファミリーホームの入所児童、里親の委託児童又は一時保護児であって、小学校第1学年に入学し、又は中学校第1学年に進学するもの。	その児童の入進学に際して必要な学用品等の購入費	入進学支度金保護単価表 (措置児童1人当たり) <table border="1"> <tr> <th>学 年 別</th> <th>保護単価 (年額)</th> </tr> <tr> <td>小学校第1学年 入学児童</td> <td>64,300 円</td> </tr> <tr> <td>中学校第1学年 入学児童</td> <td>81,000 円</td> </tr> </table>	学 年 別	保護単価 (年額)	小学校第1学年 入学児童	64,300 円	中学校第1学年 入学児童	81,000 円
学 年 別	保護単価 (年額)																		
小学校第1学年 入学児童	64,300 円																		
中学校第1学年 入学児童	81,000 円																		
学 年 別	保護単価 (年額)																		
小学校第1学年 入学児童	64,300 円																		
中学校第1学年 入学児童	81,000 円																		
(11) 特 別 育 成 費	児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設、母子生活支援施設(第3欄の(3)、(5)、(6)及び(7)に限る。(5)は中学生含む。)、 <u>児童自立生活援助事業所</u> 若しくはファミリーホームの入所児童、里親の委託児童又は一時保護児であって、高等学校に在学しているもの及び高等学校第1学年に入学するもの及び義務教育終了児童のうち高等学校等に在籍していないもの(既に就職しているものは除く。)又は別に定めるもの(第3欄の(4)、(5)及び(6)に限る)。	次に掲げる経費 (1) その児童の高等学校在学中における教育に必要な授業料、クラブ費等の学校納付金、教科書代、学用品費等の教科学習費等、 <u>習い事に係る費用及び学習に用いるスマートフォン等の購入・利用に係る費用</u> (2) 通学のための交通費 (3) その児童の高等学校入学に際し必要な学用品費 (4) 就職又は進学に役立つ資格取得又は講習等の受講をするための経費	次の算式によって算定した額の合算額。 ただし、算式(3)については4月分の措置費等として支弁する。 算式(1) 次の表の特別育成費公私別月額保護単価を上限として、実費を合算した額。  特別育成費保護単価表 (措置児童1人当たり) <table border="1"> <tr> <th>公 私 別</th> <th>保護単価 (月額)</th> </tr> <tr> <td>国・公立高等学校</td> <td><u>28,330</u> 円</td> </tr> <tr> <td>私立高等学校</td> <td><u>39,540</u> 円</td> </tr> </table> 算式(2) その施設又は里親のその月におけるその措置児童であって、交通費の支給を必要と認めるものがあるときは、その児童が最も経済的な通常の経路及び方法により通学する場合のその普通旅客運賃の定期乗車券(定期乗車券のない場合にあっては、これに準ずるもの。)の実費を合算した額 算式(3) 入学時特別加算費年額保護単価86,300円を上限として、実費を合算した額。	公 私 別	保護単価 (月額)	国・公立高等学校	<u>28,330</u> 円	私立高等学校	<u>39,540</u> 円	(11) 特 別 育 成 費	児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設、母子生活支援施設(第3欄の(3)、(5)及び(6)に限る。(5)は中学生含む。)、 <u>自立援助ホーム</u> 若しくはファミリーホームの入所児童、里親の委託児童又は一時保護児であって、高等学校に在学しているもの及び高等学校第1学年に入学するもの及び義務教育終了児童のうち高等学校等に在籍していないもの(既に就職しているものは除く。)又は別に定めるもの(第3欄の(4)、(5)及び(6)に限る)。	次に掲げる経費 (1) その児童の高等学校在学中における教育に必要な授業料、クラブ費等の学校納付金、教科書代、学用品費等の教科学習費等 (2) 通学のための交通費 (3) その児童の高等学校入学に際し必要な学用品費 (4) 就職又は進学に役立つ資格取得又は講習等の受講をするための経費	次の算式によって算定した額の合算額。 ただし、算式(3)については4月分の措置費等として支弁する。 算式(1) 次の表の特別育成費公私別月額保護単価を上限として、実費を合算した額。  特別育成費保護単価表 (措置児童1人当たり) <table border="1"> <tr> <th>公 私 別</th> <th>保護単価 (月額)</th> </tr> <tr> <td>国・公立高等学校</td> <td><u>23,330</u> 円</td> </tr> <tr> <td>私立高等学校</td> <td><u>34,540</u> 円</td> </tr> </table> 算式(2) その施設又は里親のその月におけるその措置児童であって、交通費の支給を必要と認めるものがあるときは、その児童が最も経済的な通常の経路及び方法により通学する場合のその普通旅客運賃の定期乗車券(定期乗車券のない場合にあっては、これに準ずるもの。)の実費を合算した額 算式(3) 入学時特別加算費年額保護単価86,300円を上限として、実費を合算した額。	公 私 別	保護単価 (月額)	国・公立高等学校	<u>23,330</u> 円	私立高等学校	<u>34,540</u> 円
公 私 別	保護単価 (月額)																		
国・公立高等学校	<u>28,330</u> 円																		
私立高等学校	<u>39,540</u> 円																		
公 私 別	保護単価 (月額)																		
国・公立高等学校	<u>23,330</u> 円																		
私立高等学校	<u>34,540</u> 円																		

改正後				現行			
費目の種類 第1欄	支弁対象児童等 第2欄	経費の用途 第3欄	各月支弁額の算式 第4欄	費目の種類 第1欄	支弁対象児童等 第2欄	経費の用途 第3欄	各月支弁額の算式 第4欄
(11) 特別育成費		(5) 学習塾等を利用した場合にかかる経費 (6) 特別な配慮を必要とする入所児童が個別学習支援を受けた場合にかかる経費 <b>(7) 大学受験にかかる経費</b>	算式(4) 資格取得等特別加算費年額保護単価57,620円を上限として、実費を合算した額。(対象児童は、資格取得又は講習等の受講をした児童であって別に定めるもの) 算式(5) 補習費保護単価 20,000 円(高等学校第3学年は 25,000 円)を上限として、実費を合算した額。(対象児童は、学習塾等を利用した児童であって別に定めるもの) 算式(6) 補習費特別保護単価25,000円を上限として、実費を合算した額。(対象児童は、個別学習支援を受けた児童であって別に定めるもの) <b>算式(7) 大学受験費保護単価158,000円を上限として、実費を合算した額。</b>	(11) 特別育成費		(5) 学習塾等を利用した場合にかかる経費 (6) 特別な配慮を必要とする入所児童が個別学習支援を受けた場合にかかる経費 <b>(創設)</b>	算式(4) 資格取得等特別加算費年額保護単価57,620円を上限として、実費を合算した額。(対象児童は、資格取得又は講習等の受講をした児童であって別に定めるもの) 算式(5) 補習費保護単価 20,000 円(高等学校第3学年は 25,000 円)を上限として、実費を合算した額。(対象児童は、学習塾等を利用した児童であって別に定めるもの) 算式(6) 補習費特別保護単価25,000円を上限として、実費を合算した額。(対象児童は、個別学習支援を受けた児童であって別に定めるもの) <b>(創設)</b>
(12) 夏季等特別行事費	児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設若しくはファミリーホームの入所児童、里親の委託児童又は一時保護児であって、義務教育諸学校に在学しているもので、その学校又は教育委員会が、当該学年の児童・生徒の全員を参加させて行う夏季等の臨海、林間学校等の行事に参加するもの。	その児童の夏季等特別行事に参加するために必要な交通費等	次の算式によって算定した額 算式 夏季等特別行事費1件当たり保護単価3,150円×夏季等特別行事参加措置児童数	(12) 夏季等特別行事費	児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設若しくはファミリーホームの入所児童、里親の委託児童又は一時保護児であって、義務教育諸学校に在学しているもので、その学校又は教育委員会が、当該学年の児童・生徒の全員を参加させて行う夏季等の臨海、林間学校等の行事に参加するもの。	その児童の夏季等特別行事に参加するために必要な交通費等	次の算式によって算定した額 算式 夏季等特別行事費1件当たり保護単価3,150円×夏季等特別行事参加措置児童数



改正後				現行			
費目の種類 第1欄	支弁対象児童等 第2欄	経費の用途 第3欄	各月支弁額の算式 第4欄	費目の種類 第1欄	支弁対象児童等 第2欄	経費の用途 第3欄	各月支弁額の算式 第4欄
(13) 期 末 一 時 扶 助 費	児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設、乳児院若しくはファミリーホームの入所児童又は里親の委託児童又は一時保護児	その児童の年末における被服等の購入費	次の算式によって算定した額とし、12月分の措置費等又は一時保護所費として支弁する。 算式 期末一時扶助費年額保護単価5,950円 ×12月初日の措置又は一時保護児童数	(13) 期 末 一 時 扶 助 費	児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設、乳児院若しくはファミリーホームの入所児童又は里親の委託児童又は一時保護児	その児童の年末における被服等の購入費	次の算式によって算定した額とし、12月分の措置費等又は一時保護所費として支弁する。 算式 期末一時扶助費年額保護単価5,760円 ×12月初日の措置又は一時保護児童数
(14) 医 療 費	児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設、乳児院、 <u>児童自立生活援助事業所</u> 、ファミリーホーム若しくは助産施設の措置児童等又は里親の委託児童又は一時保護児であって、疾病等により医師、歯科医師等によって診察、治療、投薬、手術等の医療を受けるためにその支弁を必要と認められるもの。	その児童等の医療に必要な経費	次の算式によって算定した額 算式 その施設等のその月におけるその措置児童等につき、診療報酬の算定方法及び入院時食事療養費の算定基準に準じて算定した額（その医療機関が社会保険の指定医療機関であり、かつ、その措置児童等が社会保険の被扶養者等である場合においては、その社会保険において給付が行われる額を控除した額とする。）を合算した額。 なお、その措置児童等の移送に要する費用についても健康保険法（大正11年法律第70号）の取扱いの場合に準じて支弁して差し支えない。ただし、 <u>児童自立生活援助事業所</u> の入所児童にあつては、別に定める期間において、医療機関や薬局の窓口で負担した実費の額。	(14) 医 療 費	児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設、乳児院、 <u>自立援助ホーム</u> 、ファミリーホーム若しくは助産施設の措置児童等又は里親の委託児童又は一時保護児であつて、疾病等により医師、歯科医師等によって診察、治療、投薬、手術等の医療を受けるためにその支弁を必要と認められるもの。	その児童等の医療に必要な経費	次の算式によって算定した額 算式 その施設等のその月におけるその措置児童等につき、診療報酬の算定方法及び入院時食事療養費の算定基準に準じて算定した額（その医療機関が社会保険の指定医療機関であり、かつ、その措置児童等が社会保険の被扶養者等である場合においては、その社会保険において給付が行われる額を控除した額とする。）を合算した額。 なお、その措置児童等の移送に要する費用についても健康保険法（大正11年法律第70号）の取扱いの場合に準じて支弁して差し支えない。ただし、 <u>自立援助ホーム</u> の入所児童にあつては、別に定める期間において、医療機関や薬局の窓口で負担した実費の額。

改正後				現行			
費目の種類 第1欄	支弁対象児童等 第2欄	経費の使途 第3欄	各月支弁額の算式 第4欄	費目の種類 第1欄	支弁対象児童等 第2欄	経費の使途 第3欄	各月支弁額の算式 第4欄
(15) 職業 補 導 費	児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設、 <u>児童自立生活援助事業所</u> 若しくはファミリーホームの入所児童、里親の委託児童又は一時保護児であって義務教育を終了した後、公共職業訓練施設等の職業補導機関に通うもの。	次に掲げる経費 (1) その児童の交通費 (2) その児童に係る教科書代等	次の算式により算定した額の合算額 算式(1) その施設又は里親のその月におけるその措置児童が最も経済的な通常の経路及び方法により通う場合のその普通旅客運賃の定期乗車券（定期乗車券のない場合にあつてはこれに準ずるもの）の実費 算式(2) 職業補導費月額保護単価5,030円×その月の職業補導機関に通っている措置児童数	(15) 職業 補 導 費	児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設、自立援助ホーム若しくはファミリーホームの入所児童、里親の委託児童又は一時保護児であつて義務教育を終了した後、公共職業訓練施設等の職業補導機関に通うもの。	次に掲げる経費 (1) その児童の交通費 (2) その児童に係る教科書代等	次の算式により算定した額の合算額 算式(1) その施設又は里親のその月におけるその措置児童が最も経済的な通常の経路及び方法により通う場合のその普通旅客運賃の定期乗車券（定期乗車券のない場合にあつてはこれに準ずるもの）の実費 算式(2) 職業補導費月額保護単価5,030円×その月の職業補導機関に通っている措置児童数
(16) 冷 暖 房 費	児童養護施設、児童自立支援施設（通所部を含む）、児童心理治療施設（通所部を含む）、乳児院、 <u>児童自立生活援助事業所</u> 、母子生活支援施設若しくはファミリーホームの入所児童等、里親の委託児童又は一時保護児	その児童の冷暖房費	次の算式(1)によって算定した額とし、里親に委託されている児童及び児童養護施設、母子生活支援施設又はファミリーホームに入所している児童が児童心理治療施設又は児童自立支援施設へ通所する場合には、算式(2)により、一時保護児においては、算式(3)により算定した額。 算式(1) 次の表の冷暖房費級地別月額保護単価×その月初日の措置児童等数 算式(2) 次の表の冷暖房費級地別月額保護単価÷その月の開所日数×その月の通所した日数 (注) 10円未満の端数は切り捨てる。 また、「開所日数」とは、日曜日、国民の祝日及び休日を除いた日数をいう。 算式(3) 次の表の冷暖房費級地別月額保護単価÷30.4×その月の一時保護児延人員数	(16) 冷 暖 房 費	児童養護施設、児童自立支援施設（通所部を含む）、児童心理治療施設（通所部を含む）、乳児院、 <u>自立援助ホーム</u> 、母子生活支援施設若しくはファミリーホームの入所児童等、里親の委託児童又は一時保護児	その児童の冷暖房費	次の算式(1)によって算定した額とし、里親に委託されている児童及び児童養護施設、母子生活支援施設又はファミリーホームに入所している児童が児童心理治療施設又は児童自立支援施設へ通所する場合には、算式(2)により、一時保護児においては、算式(3)により算定した額。 算式(1) 次の表の冷暖房費級地別月額保護単価×その月初日の措置児童等数 算式(2) 次の表の冷暖房費級地別月額保護単価÷その月の開所日数×その月の通所した日数 (注) 10円未満の端数は切り捨てる。 また、「開所日数」とは、日曜日、国民の祝日及び休日を除いた日数をいう。 算式(3) 次の表の冷暖房費級地別月額保護単価÷30.4×その月の一時保護児延人員数

改正後

現行

費目の種類 第1欄	支弁対象児童等 第2欄	経費の用途 第3欄	各月支弁額の算式 第4欄					
(16) 冷暖房費			冷暖房費保護単価表 (措置児童等1人当たり)					
			級地別 施設 種別	1 級地	2 級地	3 級地	4 級地	そ の 他
			児童養護 施設	5,290 円	4,980 円	4,920 円	3,780 円	870 円
			児童自立 支援施設	6,080 円	5,700 円	5,630 円	4,330 円	870 円
			里親	3,640 円	3,490 円	3,450 円	2,760 円	870 円
			母子生活 支援施設	2,440 円	2,240 円	2,210 円	1,660 円	130 円
			乳児院	8,780 円	8,130 円	8,020 円	6,240 円	870 円
			児童心理 治療施設	6,520 円	6,090 円	6,010 円	4,640 円	870 円
			一時保護 所	4,740 円	4,470 円	4,420 円	3,530 円	870 円
			ファミリ ーホーム	4,840 円	4,580 円	4,530 円	3,460 円	870 円
児童自立 生活援助 事業所 (里親の 居宅にお いて事業 を行うも のを除 く。)A	5,850 円	5,490 円	5,420 円	4,170 円	870 円			
児童自立 生活援助 事業所 (里親の 居宅にお いて事業 を行うも のを除 く。)B	2,810 円	2,580 円	2,540 円	1,870 円	130 円			
児童自立 生活援助 事業所 (里親の 居宅にお いて事業 を行うも のに限 る。)	3,640 円	3,490 円	3,450 円	2,760 円	870 円			
(注1)この表における「1級地から4級地」については、国家公務員の寒冷地手当に関する法律(昭和24年法律第200号)第1条第1号及び2号に定める地域とし、そ								

費目の種類 第1欄	支弁対象児童等 第2欄	経費の用途 第3欄	各月支弁額の算式 第4欄					
(16) 冷暖房費			冷暖房費保護単価表 (措置児童等1人当たり)					
			級地別 施設 種別	1 級地	2 級地	3 級地	4 級地	そ の 他
			児童養護 施設	5,290 円	4,980 円	4,920 円	3,780 円	870 円
			児童自立 支援施設	6,080 円	5,700 円	5,630 円	4,330 円	870 円
			里親	3,640 円	3,490 円	3,450 円	2,760 円	870 円
			母子生活 支援施設	2,440 円	2,240 円	2,210 円	1,660 円	130 円
			乳児院	8,780 円	8,130 円	8,020 円	6,240 円	870 円
			児童心理 治療施設	6,520 円	6,090 円	6,010 円	4,640 円	870 円
			一時保護 所	4,740 円	4,470 円	4,420 円	3,530 円	870 円
			ファミリ ーホーム	4,840 円	4,580 円	4,530 円	3,460 円	870 円
自立援助 ホームA	5,850 円	5,490 円	5,420 円	4,170 円	870 円			
自立援助 ホームB	2,810 円	2,580 円	2,540 円	1,870 円	130 円			
(新設)								
(注1)この表における「1級地から4級地」については、国家公務員の寒冷地手当に関する法律(昭和24年法律第200号)第								

改正後				現行			
費目の種類 第1欄	支弁対象児童等 第2欄	経費の使途 第3欄	各月支弁額の算式 第4欄	費目の種類 第1欄	支弁対象児童等 第2欄	経費の使途 第3欄	各月支弁額の算式 第4欄
(16) 冷 暖 房 費			<p>の他は1級地から4級地までの地域以外の地域とする。</p> <p>(注2)「<u>児童自立生活援助事業所(里親の居宅において事業を行うものを除く)A</u>」は、別に定める基準に該当する場合とし、「<u>児童自立生活援助事業所(里親の居宅において事業を行うものを除く)B</u>」は、それ以外とする。</p> <p>(注3)児童自立支援施設及び児童心理治療施設の通所部については、母子生活支援施設の単価に準ずる。</p> <p>(注4)「一時保護所」は、一時保護委託児童を除き、一時保護委託児童に対する冷暖房費保護単価は、委託先の施設種別における単価とし、表の施設種別以外に一時保護委託した場合は、「一時保護所」の単価を用いること。</p> <p>(注5)「その他」の地域のうち、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律(平成16年法律第136号)の施行(平成16年10月28日)前の国家公務員の寒冷地手当に関する法律第1条に定める地域において、5級地から2級地までの地域に該当する場合(<u>児童自立生活援助事業所(里親の居宅において事業を行うものを除く)B</u>を除く。)は次の表を用いること。</p>	(16) 冷 暖 房 費			<p>1条第1号及び2号に定める地域とし、その他は1級地から4級地までの地域以外の地域とする。</p> <p>(注2)「<u>自立援助ホームA</u>」は、別に定める基準に該当する場合とし、「<u>自立援助ホームB</u>」は、それ以外とする。</p> <p>(注3)児童自立支援施設及び児童心理治療施設の通所部については、母子生活支援施設の単価に準ずる。</p> <p>(注4)「一時保護所」は、一時保護委託児童を除き、一時保護委託児童に対する冷暖房費保護単価は、委託先の施設種別における単価とし、表の施設種別以外に一時保護委託した場合は、「一時保護所」の単価を用いること。</p> <p>(注5)「その他」の地域のうち、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律(平成16年法律第136号)の施行(平成16年10月28日)前の国家公務員の寒冷地手当に関する法律第1条に定める地域において、5級地から2級地までの地域に該当する場合(自立援助ホームBを除く。)は次の表を用いること。</p>

改正後					現行										
費目の種類 第1欄	支弁対象児童等 第2欄	経費の用途 第3欄	各月支弁額の算式 第4欄				費目の種類 第1欄	支弁対象児童等 第2欄	経費の用途 第3欄	各月支弁額の算式 第4欄					
			級地別 施設 種別	旧 5 級 地	旧 4 級 地	旧 3 級 地	旧 2 級 地				級地別 施設 種別	旧 5 級 地	旧 4 級 地	旧 3 級 地	旧 2 級 地
			児童養護施設	2,730 円	2,090 円	1,350 円	1,010 円				児童養護施設	2,730 円	2,090 円	1,350 円	1,010 円
			児童自立支援施設	2,730 円	2,090 円	1,350 円	1,010 円				児童自立支援施設	2,730 円	2,090 円	1,350 円	1,010 円
			里親	2,730 円	2,090 円	1,350 円	1,010 円				里親	2,730 円	2,090 円	1,350 円	1,010 円
			母子生活支援施設	450 円	380 円	240 円	150 円				母子生活支援施設	450 円	380 円	240 円	150 円
			乳児院	2,890 円	2,270 円	1,440 円	1,050 円				乳児院	2,890 円	2,270 円	1,440 円	1,050 円
			児童心理治療施設	2,730 円	2,090 円	1,350 円	1,010 円				児童心理治療施設	2,730 円	2,090 円	1,350 円	1,010 円
			一時保護所	2,730 円	2,090 円	1,350 円	1,010 円				一時保護所	2,730 円	2,090 円	1,350 円	1,010 円
			ファミリーホーム	2,730 円	2,090 円	1,350 円	1,010 円				ファミリーホーム	2,730 円	2,090 円	1,350 円	1,010 円
			児童自立生活援助事業所 (里親の居宅において事業を行うものを除く。)A	2,730 円	2,090 円	1,350 円	1,010 円				自立援助ホームA (新規)	2,730 円	2,090 円	1,350 円	1,010 円
			児童自立生活援助事業所 (里親の居宅において事業を行うものに限る。)	2,730 円	2,090 円	1,350 円	1,010 円								
(17) 就職 支 度 費	児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設、ファミリーホーム若しくは児童自立生活援助事業所の入所児童又は里親の委託児童であって、その児童が就職するためその措置が解除されることとなったもの。なお、児童自立生活援助事業所の入所児童について	(1) その児童の就職に際し必要な寝具類、被服類等の購入費 (2) その児童の就職に際し必要な住居費、生活費等	次の算式(1)によって算定した額とし、措置が解除される日の属する月の措置費等として支弁する。 ただし、別に定める基準に該当する場合には、算式(2)によって算定した額を加算する。 算式(1) 就職支度費1件当たり保護単価 82,760円×その月の就職による措置解除児童数 算式(2)	(17) 就職 支 度 費	児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設、ファミリーホーム若しくは自立援助ホームの入所児童又は里親の委託児童であって、その児童が就職するためその措置が解除されることとなったもの。なお、自立援助ホームの入所児童については、既に就職しているものを含む。	(1) その児童の就職に際し必要な寝具類、被服類等の購入費 (2) その児童の就職に際し必要な住居費、生活費等	次の算式(1)によって算定した額とし、措置が解除される日の属する月の措置費等として支弁する。 ただし、別に定める基準に該当する場合には、算式(2)によって算定した額を加算する。 算式(1) 就職支度費1件当たり保護単価 82,760円×その月の就職による措置解除児童数 算式(2)								

改正後				現行			
費目の種類 第1欄	支弁対象児童等 第2欄	経費の使途 第3欄	各月支弁額の算式 第4欄	費目の種類 第1欄	支弁対象児童等 第2欄	経費の使途 第3欄	各月支弁額の算式 第4欄
	は、既に就職しているものを含む。		就職支度費1件当たり特別基準保護単価 <u>413,340</u> 円×その月の別に定める基準による就職による措置解除児童数				就職支度費1件当たり特別基準保護単価 <u>198,540</u> 円×その月の別に定める基準による就職による措置解除児童数
(18) 大学進学等自立生活支度費	児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設、ファミリーホーム若しくは <u>児童自立生活援助事業所</u> の入所児童又は里親の委託児童であって、その児童が大学等へ進学するためその入所の措置が解除されたこととなったもの。なお、 <u>児童自立生活援助事業所</u> の入所児童については、既に大学等へ進学しているものを含む。	(1) その児童の進学に際し必要な学用品及び参考図書類等の購入費 (2) その児童の進学に際し必要な住居費、生活費等	次の算式(1)によって算定した額とし、措置が解除される日の属する月の措置費等として支弁する。 ただし、別に定める基準に該当する場合には、算式(2)によって算定した額を加算する。 算式(1) 大学進学等自立生活支度費1件当たり保護単価 82,760円×その月の進学による措置解除児童数  算式(2) 大学進学等自立生活支度費1件当たり特別基準保護単価 <u>413,340</u> 円×その月の別に定める基準による進学による措置解除児童数	(18) 大学進学等自立生活支度費	児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設、ファミリーホーム若しくは <u>自立援助ホーム</u> の入所児童又は里親の委託児童であって、その児童が大学等へ進学するためその入所の措置が解除されたこととなったもの。なお、 <u>自立援助ホーム</u> の入所児童については、既に大学等へ進学しているものを含む。	(1) その児童の進学に際し必要な学用品及び参考図書類等の購入費 (2) その児童の進学に際し必要な住居費、生活費等	次の算式(1)によって算定した額とし、措置が解除される日の属する月の措置費等として支弁する。 ただし、別に定める基準に該当する場合には、算式(2)によって算定した額を加算する。 算式(1) 大学進学等自立生活支度費1件当たり保護単価 82,760円×その月の進学による措置解除児童数  算式(2) 大学進学等自立生活支度費1件当たり特別基準保護単価 <u>198,540</u> 円×その月の別に定める基準による進学による措置解除児童数
(19) 葬祭費	児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設、乳児院、 <u>児童自立生活援助事業所</u> 若しくはファミリーホームの入所児童又は里親の委託児童であって、死亡したもの（以下「死亡児」という）	その死亡児の火葬又は埋葬納骨その他葬祭のために必要な経費	次の算式により算定した額。 ただし、その死亡児の葬祭に要した費用の額が 161,290円を超える場合であって、その総額のうち火葬に要した費用の額が 450円を超えるときはその超える額を、自動車料金その他死体の運搬に要した費用の額が 10,760円を超えるときは 9,190円の範囲内においてその超える額を、それぞれ加算する。 算式 葬祭費1件当たり保護単価161,290円×死亡児数	(19) 葬祭費	児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設、乳児院、 <u>自立援助ホーム</u> 若しくはファミリーホームの入所児童又は里親の委託児童であって、死亡したもの（以下「死亡児」という）	その死亡児の火葬又は埋葬納骨その他葬祭のために必要な経費	次の算式により算定した額。 ただし、その死亡児の葬祭に要した費用の額が 161,290円を超える場合であって、その総額のうち火葬に要した費用の額が 450円を超えるときはその超える額を、自動車料金その他死体の運搬に要した費用の額が 10,760円を超えるときは 9,190円の範囲内においてその超える額を、それぞれ加算する。 算式 葬祭費1件当たり保護単価161,290円×死亡児数

改正後				現行			
費目の種類 第1欄	支弁対象児童等 第2欄	経費の用途 第3欄	各月支弁額の算式 第4欄	費目の種類 第1欄	支弁対象児童等 第2欄	経費の用途 第3欄	各月支弁額の算式 第4欄
(20) 連れもどし費	児童自立支援施設の措置児童であって、その施設を逃亡したもの	その児童の搜索及びその児童を連れ戻すために必要な経費	その施設のその月におけるその児童につき搜索し又は連れもどす者の運賃、日当及び宿泊料につきその都道府県の旅費支給規程に定める額（運賃については、普通旅客運賃）とその児童の普通旅客運賃、宿泊料とを合計した額にこれらの経費以外の特に要した費用があるときにはこれを加えた額の合算額。	(20) 連れもどし費	児童自立支援施設の措置児童であって、その施設を逃亡したもの	その児童の搜索及びその児童を連れ戻すために必要な経費	その施設のその月におけるその児童につき搜索し又は連れもどす者の運賃、日当及び宿泊料につきその都道府県の旅費支給規程に定める額（運賃については、普通旅客運賃）とその児童の普通旅客運賃、宿泊料とを合計した額にこれらの経費以外の特に要した費用があるときにはこれを加えた額の合算額。
(21) 里親手当	里親委託児童及び児童自立生活援助事業所（里親の居宅において事業を行うものに限る）入所児童	その児童に係る委託手当	次の算式によって算定した額の合算額。 算式 ア 里親手当 里親手当月額保護単価 90,000 円×1人  イ 専門里親手当 専門里親手当月額保護単価 141,000 円×1人	(21) 里親手当	里親委託児童	その児童に係る委託手当	次の算式によって算定した額の合算額。 算式 ア 里親手当 里親手当月額保護単価 90,000 円×1人  イ 専門里親手当 専門里親手当月額保護単価 141,000 円×1人
(22) 里親委託児童通院費	里親委託児童（一時保護委託児童を含む。）及び児童自立生活援助事業所（里親の居宅において事業を行うものに限る）入所児童のうち、別に定めるところにより、定期的な通院が必要となるもの。	里親委託児童等が通院する際に必要な経費	次の算式により算定した額。 算式 ア 専門里親 里親委託児童通院費月額保護単価 15,000 円×該当児童数（通院する児童であって別に定めるものの数）  イ ア以外の里親 里親委託児童通院費月額保護単価 7,500 円×該当児童（通院する児童であって別に定めるものの数）	(22) 里親委託児童通院費	里親委託児童（一時保護委託児童を含む。）のうち、別に定めるところにより、定期的な通院が必要となるもの。	里親委託児童が通院する際に必要な経費	次の算式により算定した額。 算式 ア 専門里親 里親委託児童通院費月額保護単価 15,000 円×該当児童数（通院する児童であって別に定めるものの数）  イ ア以外の里親 里親委託児童通院費月額保護単価 7,500 円×該当児童（通院する児童であって別に定めるものの数）
(23) 受託支度費	里親委託児童、ファミリーホーム若しくは児童自立生活援助事業所の入所児童	新たに措置した際に必要な経費	次の算式によって算定した額 里親委託児童又はファミリーホーム入所児童 算式(1) 受託支度費1件当たり保護単価 44,630 円を上限として、実費を合算した額。 児童自立生活援助事業所入所等児童（別に定める基準に該当するものに限る）	(23) 受託支度費	里親委託児童、ファミリーホーム若しくは自立援助ホームの入所児童	新たに措置した際に必要な経費	次の算式によって算定した額 里親委託児童又はファミリーホーム入所児童 算式(1) 受託支度費1件当たり保護単価 44,630 円を上限として、実費を合算した額。 自立援助ホーム入所児童（別に定める基準に該当するものに限る）

改正後				現行			
費目の種類 第1欄	支弁対象児童等 第2欄	経費の用途 第3欄	各月支弁額の算式 第4欄	費目の種類 第1欄	支弁対象児童等 第2欄	経費の用途 第3欄	各月支弁額の算式 第4欄
			算式(2) 受託支度費1件当たり保護単価 44,630円を上限として、実費を合算した額。				算式(2) 受託支度費1件当たり保護単価 44,630円を上限として、実費を合算した額。
(24) 一時保護委託手当	一時保護委託児童であつて、別に定めるところによりその支弁を必要と認められるもの。	その児童に係る委託手当	次の算式により算定した額 算式 一時保護委託児童数×日額 4,630円	(24) 一時保護委託手当	一時保護委託児童であつて、別に定めるところによりその支弁を必要と認められるもの。	その児童に係る委託手当	次の算式により算定した額 算式(1) <u>保護者等が新型コロナウイルス感染症に感染したことにより医療機関へ一時保護委託した児童</u> <u>一時保護委託児童数×日額 36,460円</u> 算式(2) <u>(1)を除く一時保護委託児童</u> 一時保護委託児童数×日額 4,630円
(25) 予防接種費	児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設、乳児院、 <u>児童自立生活援助事業所</u> 若しくはファミリーホームの措置児童等又は里親の委託児童又は一時保護児であつて別に定める予防接種を受けるためにその支弁を必要と認められるもの。	その児童等の予防接種に必要な経費	その施設又は里親の措置児童等が予防接種を受ける場合のその予防接種にかかる実費	(25) 予防接種費	児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設、乳児院、 <u>自立援助ホーム</u> 若しくはファミリーホームの措置児童等又は里親の委託児童又は一時保護児であつて別に定める予防接種を受けるためにその支弁を必要と認められるもの。	その児童等の予防接種に必要な経費	その施設又は里親の措置児童等が予防接種を受ける場合のその予防接種にかかる実費
(26) 一時保護委託児童通学送迎費	幼稚園等、義務教育諸学校又は高等学校に通園又は通学する一時保護委託児童	一時保護委託児童が幼稚園等、義務教育諸学校又は高等学校に通学する場合の送迎に必要な経費	次の算式により算定した額 算式 幼稚園等、義務教育諸学校又は高等学校に通園又は通学する一時保護委託児童の送迎延べ日数×日額 1,860円	(26) 一時保護委託児童通学送迎費	幼稚園等、義務教育諸学校又は高等学校に通園又は通学する一時保護委託児童	一時保護委託児童が幼稚園等、義務教育諸学校又は高等学校に通学する場合の送迎に必要な経費	次の算式により算定した額 算式 幼稚園等、義務教育諸学校又は高等学校に通園又は通学する一時保護委託児童の送迎延べ日数×日額 1,860円



改正後				現行			
費目の種類 第1欄	支弁対象児童等 第2欄	経費の用途 第3欄	各月支弁額の算式 第4欄	費目の種類 第1欄	支弁対象児童等 第2欄	経費の用途 第3欄	各月支弁額の算式 第4欄
(27) 防災対策費	<u>児童自立生活援助事業所</u> 若しくはファミリーホームの措置児童等又は里親の委託児童	防災教育、避難訓練の実施及び防災用具の購入等、総合的な防災対策の充実にかかる経費	総合的な防災対策の充実にかかる実費の合算額（ただし、45万円以内）とし、3月分の措置費等として支弁する。	(27) 防災対策費	<u>自立援助ホーム</u> 若しくはファミリーホームの措置児童等又は里親の委託児童	防災教育、避難訓練の実施及び防災用具の購入等、総合的な防災対策の充実にかかる経費	総合的な防災対策の充実にかかる実費の合算額（ただし、45万円以内）とし、3月分の措置費等として支弁する。
(28) 視力矯正費	児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設、乳児院、 <u>児童自立生活援助事業所</u> 、若しくはファミリーホームの入所児童、里親の委託児童又は一時保護児	その児童等の視力矯正に必要な経費	その施設又は里親の措置児童等が日常生活を営む上で必要な視力矯正のための眼鏡等を購入する場合にかかる実費。	(28) 視力矯正費	児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設、乳児院、 <u>自立援助ホーム</u> 、若しくはファミリーホームの入所児童、里親の委託児童又は一時保護児	その児童等の視力矯正に必要な経費	その施設又は里親の措置児童等が日常生活を営む上で必要な視力矯正のための眼鏡等を購入する場合にかかる実費。
3 略				3 定員外支弁の禁止 事業費の各種目ごとの支弁額の算定に用いる措置人員の数には、やむを得ない特別の理由がある場合を除いては、その施設の定員を超える部分は算入しないものとする。			
第5 徴収金基準額 1 各月の基準額の算定方法 各年度における徴収金基準額は、その措置児童等（母子生活支援施設については入所世帯、助産施設については入所妊産婦とする。以下この項において同じ。）単位に、表の施設種別及び各月初日（月の途中で入所した措置児童等についてはその月の初日。以下この項において同じ。）の措置児童等及びその措置児童等の属する世帯の扶養義務者（ <u>児童自立生活援助事業所</u> の入所等児童の扶養義務者は除く。）の税額等による階層区分によって定まる基準額（この額にその月のその措置児童等に係る次の2により算定した支弁額が満たない場合においては、その支弁額とする。）により算定した額の年間の合算額とすること。 ただし、保育の措置については、保育の措置に係る児童について算定した支援法第27条第3項第2号、第29条第3項第2号、第30条第2項第3号及び第4号に掲げる政令で定める額の年間の合計額と <u>し、家庭支援事業の措置については、別に定める額と</u> すること。				第5 徴収金基準額 1 各月の基準額の算定方法 各年度における徴収金基準額は、その措置児童等（母子生活支援施設については入所世帯、助産施設については入所妊産婦とする。以下この項において同じ。）単位に、表の施設種別及び各月初日（月の途中で入所した措置児童等についてはその月の初日。以下この項において同じ。）の措置児童等及びその措置児童等の属する世帯の扶養義務者（ <u>自立援助ホーム</u> の入所児童の扶養義務者は除く。）の税額等による階層区分によって定まる基準額（この額にその月のその措置児童等に係る次の2により算定した支弁額が満たない場合においては、その支弁額とする。）により算定した額の年間の合算額とすること。 ただし、保育の措置については、保育の措置に係る児童について算定した支援法第27条第3項第2号、第29条第3項第2号、第30条第2項第3号及び第4号に掲げる政令で定める額の年間の合計額とすること。			

改正後

表1 児童入所施設徴収金基準額表（令和元年6月30日まで）

階層区分	定義	入所施設	
		徴収金基準額 (月額)	母子生活支援施設 児童自立支援施設通所部 児童心理治療施設通所部 <u>児童自立生活援助事業所</u>
A	生活保護法による被保護世帯（単給世帯含む）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	0円	0円
B	A階層を除き当該年度分の市町村民税非課税世帯	2,200円	1,100円
C1	A階層及びD階層を除き当該年度分の市町村民税の課税世帯であって、その市町村民税の額の区分が次の区分に該当する世帯	均等割の額のみ (所得割のない世帯)	4,500円
C2	所得割の額がある世帯	6,600円	3,300円
D1	A階層及びB階層を除き前年分の所得税課税世帯であって、その所得税の額の区分が次の区分に該当する世帯	15,000円以下	9,000円
D2		15,001円から 40,000円まで	13,500円
D3		40,001円から 70,000円まで	18,700円
D4		70,001円から 183,000円まで	29,000円
D5	183,001円から 403,000円まで	その月のその措置児童等にかかる措置費等の支弁額(全額徴収。ただし、その額が41,200円を超えるときは41,200円とする。)	20,600円
D6	403,001円から 703,000円まで	その月のその措置児童等にかかる措置費等の支弁額(全額徴収。ただし、その額が54,200円を超えるときは54,200円とする。)	その月のその入所世帯にかかる措置費等の支弁額(全額徴収。ただし、その額が27,100円を超えるときは27,100円とする。)
D7	703,001円から 1,078,000円まで	その月のその措置児童等にかかる措置費等の支弁額(全額徴収。ただし、その額が68,700円を超えるときは68,700円とする。)	その月のその入所世帯にかかる措置費等の支弁額(全額徴収。ただし、その額が34,300円を超えるときは34,300円とする。)
D8	1,078,001円から 1,632,000円まで	その月のその措置児童等にかかる措置費等の支弁額(全額徴収。ただし、その額が85,000円を超えるときは85,000円とする。)	その月のその入所世帯にかかる措置費等の支弁額(全額徴収。ただし、その額が42,500円を超えるときは42,500円とする。)

現行

表1 児童入所施設徴収金基準額表（令和元年6月30日まで）

階層区分	定義	入所施設	
		徴収金基準額 (月額)	母子生活支援施設 児童自立支援施設通所部 児童心理治療施設通所部 <u>自立援助ホーム</u>
A	生活保護法による被保護世帯（単給世帯含む）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	0円	0円
B	A階層を除き当該年度分の市町村民税非課税世帯	2,200円	1,100円
C1	A階層及びD階層を除き当該年度分の市町村民税の課税世帯であって、その市町村民税の額の区分が次の区分に該当する世帯	均等割の額のみ (所得割のない世帯)	4,500円
C2	所得割の額がある世帯	6,600円	3,300円
D1	A階層及びB階層を除き前年分の所得税課税世帯であって、その所得税の額の区分が次の区分に該当する世帯	15,000円以下	9,000円
D2		15,001円から 40,000円まで	13,500円
D3		40,001円から 70,000円まで	18,700円
D4		70,001円から 183,000円まで	29,000円
D5	183,001円から 403,000円まで	その月のその措置児童等にかかる措置費等の支弁額(全額徴収。ただし、その額が41,200円を超えるときは41,200円とする。)	20,600円
D6	403,001円から 703,000円まで	その月のその措置児童等にかかる措置費等の支弁額(全額徴収。ただし、その額が54,200円を超えるときは54,200円とする。)	その月のその入所世帯にかかる措置費等の支弁額(全額徴収。ただし、その額が27,100円を超えるときは27,100円とする。)
D7	703,001円から 1,078,000円まで	その月のその措置児童等にかかる措置費等の支弁額(全額徴収。ただし、その額が68,700円を超えるときは68,700円とする。)	その月のその入所世帯にかかる措置費等の支弁額(全額徴収。ただし、その額が34,300円を超えるときは34,300円とする。)
D8	1,078,001円から 1,632,000円まで	その月のその措置児童等にかかる措置費等の支弁額(全額徴収。ただし、その額が85,000円を超えるときは85,000円とする。)	その月のその入所世帯にかかる措置費等の支弁額(全額徴収。ただし、その額が42,500円を超えるときは42,500円とする。)

改正後					現行				
	D 9	1,632,001円から 2,303,000円まで	その月のその措置児童等にかかる措置費等の支弁額(全額徴収。ただし、その額が102,900円を超えるときは102,900円とする。)	その月のその入所世帯にかかる措置費等の支弁額(全額徴収。ただし、その額が51,400円を超えるときは51,400円とする。)		D 9	1,632,001円から 2,303,000円まで	その月のその措置児童等にかかる措置費等の支弁額(全額徴収。ただし、その額が102,900円を超えるときは102,900円とする。)	その月のその入所世帯にかかる措置費等の支弁額(全額徴収。ただし、その額が51,400円を超えるときは51,400円とする。)
	D10	2,303,001円から 3,117,000円まで	その月のその措置児童等にかかる措置費等の支弁額(全額徴収。ただし、その額が122,500円を超えるときは122,500円とする。)	その月のその入所世帯にかかる措置費等の支弁額(全額徴収。ただし、その額が61,200円を超えるときは61,200円とする。)		D10	2,303,001円から 3,117,000円まで	その月のその措置児童等にかかる措置費等の支弁額(全額徴収。ただし、その額が122,500円を超えるときは122,500円とする。)	その月のその入所世帯にかかる措置費等の支弁額(全額徴収。ただし、その額が61,200円を超えるときは61,200円とする。)
	D11	3,117,001円から 4,173,000円まで	その月のその措置児童等にかかる措置費等の支弁額(全額徴収。ただし、その額が143,800円を超えるときは143,800円とする。)	その月のその入所世帯にかかる措置費等の支弁額(全額徴収。ただし、その額が71,900円を超えるときは71,900円とする。)		D11	3,117,001円から 4,173,000円まで	その月のその措置児童等にかかる措置費等の支弁額(全額徴収。ただし、その額が143,800円を超えるときは143,800円とする。)	その月のその入所世帯にかかる措置費等の支弁額(全額徴収。ただし、その額が71,900円を超えるときは71,900円とする。)
	D12	4,173,001円から 5,334,000円まで	その月のその措置児童等にかかる措置費等の支弁額(全額徴収。ただし、その額が166,600円を超えるときは166,600円とする。)	その月のその入所世帯にかかる措置費等の支弁額(全額徴収。ただし、その額が83,300円を超えるときは83,300円とする。)		D12	4,173,001円から 5,334,000円まで	その月のその措置児童等にかかる措置費等の支弁額(全額徴収。ただし、その額が166,600円を超えるときは166,600円とする。)	その月のその入所世帯にかかる措置費等の支弁額(全額徴収。ただし、その額が83,300円を超えるときは83,300円とする。)
	D13	5,334,001円から 6,674,000円まで	その月のその措置児童等にかかる措置費等の支弁額(全額徴収その額が191,200円を超えるときは191,200円とする。)	その月のその入所世帯にかかる措置費等の支弁額(全額徴収。ただし、その額が95,600円を超えるときは95,600円とする。)		D13	5,334,001円から 6,674,000円まで	その月のその措置児童等にかかる措置費等の支弁額(全額徴収その額が191,200円を超えるときは191,200円とする。)	その月のその入所世帯にかかる措置費等の支弁額(全額徴収。ただし、その額が95,600円を超えるときは95,600円とする。)
	D14	6,674,001円以上	全額徴収	全額徴収		D14	6,674,001円以上	全額徴収	全額徴収
備 考	<p>1 この表のC 1階層における「均等割の額」とは、地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第1号に規定する均等割の額をいい、C 2階層における「所得割の額」とは、同項第2号に規定する所得割（この所得割を計算する場合には、同法第314条の7、第314条の8、同法附則第5条第3項、附則第5条の4第6項及び附則第5条の4の2第5項の規定は適用しないものとする。）の額をいう。</p> <p>なお、同法第323条に規定する市町村民税の減免があった場合には、その額を所得割の額又は均等割の額から順次控除して得た額を所得割の額又は均等割の額とする。</p> <p>2 この表のD 1～D14階層における「所得税の額」とは、所得税法（昭和40年法律第33号）、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）、災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（昭和22年法律第175号）及び「控除廃止の影響を受ける費用徴収制度等（厚生労働省雇用均等・児童家庭局所管の制度に限る。）に係る取扱いについて」（平成23年7月15日雇児発0715第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知。以下「控除廃止の影響を受ける費用徴収制度等（厚生労働省雇用均等・児童家庭局所管の制度に限る。）に係る取扱いについて」という。）の規定によって計算された所得税の額をいう。</p> <p>ただし、所得税額を計算する場合には、次の規定は適用しないものとする。</p>				<p>1 この表のC 1階層における「均等割の額」とは、地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第1号に規定する均等割の額をいい、C 2階層における「所得割の額」とは、同項第2号に規定する所得割（この所得割を計算する場合には、同法第314条の7、第314条の8、同法附則第5条第3項、附則第5条の4第6項及び附則第5条の4の2第5項の規定は適用しないものとする。）の額をいう。</p> <p>なお、同法第323条に規定する市町村民税の減免があった場合には、その額を所得割の額又は均等割の額から順次控除して得た額を所得割の額又は均等割の額とする。</p> <p>2 この表のD 1～D14階層における「所得税の額」とは、所得税法（昭和40年法律第33号）、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）、災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（昭和22年法律第175号）及び「控除廃止の影響を受ける費用徴収制度等（厚生労働省雇用均等・児童家庭局所管の制度に限る。）に係る取扱いについて」（平成23年7月15日雇児発0715第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知。以下「控除廃止の影響を受ける費用徴収制度等（厚生労働省雇用均等・児童家庭局所管の制度に限る。）に係る取扱いについて」という。）の規定によって計算された所得税の額をいう。</p> <p>ただし、所得税額を計算する場合には、次の規定は適用しないものとする。</p>				

改正後	現行
<p>(1) 所得税法第78条第1項（同条第2項第1号、第2号（地方税法第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に限る。）、第3号（地方税法第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に限る。）に規定する寄附金に限る。）、第92条第1項、第95条第1項、第2項及び第3項</p> <p>(2) 租税特別措置法第41条第1項、第2項、第6項及び第25項、第41条の2、第41条の3の2第1項、第2項、第5項及び第6項、第41条の19の2第1項、第41条の19の3第1項及び第3項、第41条の19の4第1項及び第3項</p> <p>3 この表の「入所施設」とは、児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設、乳児院、助産施設、ファミリーホーム及び里親をいう。</p> <p>4 児童の属する世帯の階層がB階層と認定された世帯であっても、次に掲げる世帯である場合には、上表の規定にかかわらず、当該階層の徴収金基準額は0円とする。</p> <p>(1) 「単身世帯」……扶養義務者のいない世帯（<u>児童自立生活援助事業所</u>の入所等児童は単身世帯とみなす。）</p> <p>(2) 「母子世帯等」……母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第1項に規定する「配偶者のない女子」及び同条第2項に規定する「配偶者のない男子」であって、民法（明治29年法律第89号）第877条の規定に基づき現に児童を扶養しているものの世帯。</p> <p>(3) 「在宅障害児（者）（社会福祉施設に措置された児童（者）、法第24条の2により障害児入所施設を利用する児童、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法という」）（平成17年法律第123号）第6条の自立支援給付の受給者（障害者総合支援法第5条第6項、第7項、第12項、第13項及び第14項のサービスに限る。）又は障害者総合支援法附則第22条の特定旧法受給者を除く。）のいる世帯」…次に掲げる児(者)を有する世帯をいう。</p> <p>ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者。</p> <p>イ 療育手帳制度要綱（「養育手帳制度について」（昭和48年9月27日厚生省発児第156号厚生労働事務次官通知）の別紙）に定める療育手帳の交付を受けた者。</p> <p>ウ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）に定める特別児童扶養手当の支給対象児、国民年金法（昭和34年法律第141号）に定める国民年金の障害基礎年金手当等の受給者。</p> <p>エ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者。</p> <p>(4) 「その他の世帯」…保護者の申請に基づき、生活保護法（昭和25年法律第144号）に定める要保護者等特に困窮していると法第56条の規定による都道府県又は市町村の長が認めた世帯。</p> <p>5 同一世帯から2人以上の児童等が入所している場合においては、その月の徴収金基準額の最も多額な児童等以外の児童等については、その施設のこの表の基準額に0.1を乗じた額をもってその児童等の基準額とする。</p> <p>ただし、措置児童等の属する世帯の扶養義務者が、法第21条の5の2の障害児通所給付費又は第24条の2の障害児入所給付費を支給されている場合、当該措置児童等の世帯に係る徴収金基準額については、「児童入所施設に係る徴収金基準額＋児童入所施設に係る徴収金基準額×0.1×(当該世帯における施設入所児童の人数－1)」を当該世帯に係る上限(当該世帯にお</p>	<p>(1) 所得税法第78条第1項（同条第2項第1号、第2号（地方税法第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に限る。）、第3号（地方税法第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に限る。）に規定する寄附金に限る。）、第92条第1項、第95条第1項、第2項及び第3項</p> <p>(2) 租税特別措置法第41条第1項、第2項、第6項及び第25項、第41条の2、第41条の3の2第1項、第2項、第5項及び第6項、第41条の19の2第1項、第41条の19の3第1項及び第3項、第41条の19の4第1項及び第3項</p> <p>3 この表の「入所施設」とは、児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設、乳児院、助産施設、ファミリーホーム及び里親をいう。</p> <p>4 児童の属する世帯の階層がB階層と認定された世帯であっても、次に掲げる世帯である場合には、上表の規定にかかわらず、当該階層の徴収金基準額は0円とする。</p> <p>(1) 「単身世帯」……扶養義務者のいない世帯（<u>自立援助ホーム</u>の入所児童は単身世帯とみなす。）</p> <p>(2) 「母子世帯等」……母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第1項に規定する「配偶者のない女子」及び同条第2項に規定する「配偶者のない男子」であって、民法（明治29年法律第89号）第877条の規定に基づき現に児童を扶養しているものの世帯。</p> <p>(3) 「在宅障害児（者）（社会福祉施設に措置された児童（者）、法第24条の2により障害児入所施設を利用する児童、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法という」）（平成17年法律第123号）第6条の自立支援給付の受給者（障害者総合支援法第5条第6項、第7項、第12項、第13項及び第14項のサービスに限る。）又は障害者総合支援法附則第22条の特定旧法受給者を除く。）のいる世帯」…次に掲げる児(者)を有する世帯をいう。</p> <p>ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者。</p> <p>イ 療育手帳制度要綱（「養育手帳制度について」（昭和48年9月27日厚生省発児第156号厚生労働事務次官通知）の別紙）に定める療育手帳の交付を受けた者。</p> <p>ウ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）に定める特別児童扶養手当の支給対象児、国民年金法（昭和34年法律第141号）に定める国民年金の障害基礎年金手当等の受給者。</p> <p>エ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者。</p> <p>(4) 「その他の世帯」…保護者の申請に基づき、生活保護法（昭和25年法律第144号）に定める要保護者等特に困窮していると法第56条の規定による都道府県又は市町村の長が認めた世帯。</p> <p>5 同一世帯から2人以上の児童等が入所している場合においては、その月の徴収金基準額の最も多額な児童等以外の児童等については、その施設のこの表の基準額に0.1を乗じた額をもってその児童等の基準額とする。</p> <p>ただし、措置児童等の属する世帯の扶養義務者が、法第21条の5の2の障害児通所給付費又は第24条の2の障害児入所給付費を支給されている場合、当該措置児童等の世帯に係る徴収金基準額については、「児童入所施設に係る徴収金基準額＋児童入所施設に係る徴収金基準額×0.1×(当該世帯における施設入所児童の人数－1)」を当該世帯に係る上限(当該世帯にお</p>

改正後

る施設入所児童のうち、徴収金基準額が全額徴収又は日割りであること若しくは児童自立支援施設通所部、児童心理治療施設通所部の徴収金基準額である場合は、当該世帯における施設入所児童の徴収金基準額の合算額を当該世帯の上限額とする。なお、法第 21条の5の2の障害児通所給付費又は第24条の2の障害児入所給付費を支給されている児童等に係る徴収金基準額は、「障害児入所給付費等国庫負担金及び障害児入所医療費等国庫負担金交付要綱」（「障害児入所給付費等国庫負担金及び障害児入所医療費等国庫負担金について」（平成19年12月18日厚生労働省発障第1218002号厚生労働事務次官通知）の別紙）等の徴収金基準額とする。）とし、その額がその月の利用者負担額（法第24条の7に規定する食事の提供に要した費用及び居住に要した費用並びに法第21条の5の28に規定する肢体不自由児通所医療又は第24条の20に規定する障害児入所医療に係る利用者負担を含む利用者負担の上限額（実際に利用者負担として支払った額が上限額を下回る場合は当該支払った額とする。）をいう。以下同じ。）を上回る場合は、その額と障害児施設の利用者負担額との差額を児童入所施設に係る徴収金基準額とし、障害児施設の利用者負担額が当該世帯の上限額を上回る場合は、児童入所施設に係る徴収金基準額は0円とする。

6 里親又はファミリーホームに委託されている児童及び児童養護施設又は母子生活支援施設に入所している児童が、児童自立支援施設又は児童心理治療施設へ通所する場合の通所に係る徴収金基準額は0円とする。

7 助産施設における助産の実施については次のとおりである。

(1) 法第22条に規定する助産の実施は、その妊産婦が次のいずれかに該当するときは行わないものとする。

ア その妊産婦の属する世帯の階層区分がD階層であるとき。ただし、真にやむを得ない特別の理由があるときはD階層のうち所得税の額が8,400円までの場合であっても差し支えない。

イ その妊産婦の属する世帯の階層区分がA階層及びB階層である場合を除いて、その妊産婦が社会保険の被保険者、組合員又は被扶養者でその社会保険において出産育児一時金等の出産に関する給付を受けることができる額（医学的管理の下における出産について、特定出産事故に係る事故が発生した場合において、出生者の養育に係る経済的負担の軽減を図るための補償金の支払に要する費用の支出に備えるための保険契約（出生者等に対し、総額3,000万円以上の補償金を支払う契約）が締結されており、かつ、特定出産事故に関する情報の収集、整理、分析及び提供の適正かつ確実な実施のための措置を講じている場合に、その保険料相当額として支払われる額を除く。以下「出産一時金」という。）が、404,000円以上であるとき。

(2) 入所妊産婦に係るこの表の適用については、その出産一時金の額にB階層にあつては、20%、C階層にあつては、30%、D階層のうち所得税の額が8,400円までの場合にあつては50%をそれぞれ乗じて得た額をこの表の徴収金基準額に加えるものとする。

なお、この表の徴収金基準額は、その入所した日から退所した日までの期間に係る基準額とみなす。

現行

る施設入所児童のうち、徴収金基準額が全額徴収又は日割りであること若しくは児童自立支援施設通所部、児童心理治療施設通所部の徴収金基準額である場合は、当該世帯における施設入所児童の徴収金基準額の合算額を当該世帯の上限額とする。なお、法第 21条の5の2の障害児通所給付費又は第24条の2の障害児入所給付費を支給されている児童等に係る徴収金基準額は、「障害児入所給付費等国庫負担金及び障害児入所医療費等国庫負担金交付要綱」（「障害児入所給付費等国庫負担金及び障害児入所医療費等国庫負担金について」（平成19年12月18日厚生労働省発障第1218002号厚生労働事務次官通知）の別紙）等の徴収金基準額とする。）とし、その額がその月の利用者負担額（法第24条の7に規定する食事の提供に要した費用及び居住に要した費用並びに法第21条の5の28に規定する肢体不自由児通所医療又は第24条の20に規定する障害児入所医療に係る利用者負担を含む利用者負担の上限額（実際に利用者負担として支払った額が上限額を下回る場合は当該支払った額とする。）をいう。以下同じ。）を上回る場合は、その額と障害児施設の利用者負担額との差額を児童入所施設に係る徴収金基準額とし、障害児施設の利用者負担額が当該世帯の上限額を上回る場合は、児童入所施設に係る徴収金基準額は0円とする。

6 里親又はファミリーホームに委託されている児童及び児童養護施設又は母子生活支援施設に入所している児童が、児童自立支援施設又は児童心理治療施設へ通所する場合の通所に係る徴収金基準額は0円とする。

7 助産施設における助産の実施については次のとおりである。

(1) 法第22条に規定する助産の実施は、その妊産婦が次のいずれかに該当するときは行わないものとする。

ア その妊産婦の属する世帯の階層区分がD階層であるとき。ただし、真にやむを得ない特別の理由があるときはD階層のうち所得税の額が8,400円までの場合であっても差し支えない。

イ その妊産婦の属する世帯の階層区分がA階層及びB階層である場合を除いて、その妊産婦が社会保険の被保険者、組合員又は被扶養者でその社会保険において出産育児一時金等の出産に関する給付を受けることができる額（医学的管理の下における出産について、特定出産事故に係る事故が発生した場合において、出生者の養育に係る経済的負担の軽減を図るための補償金の支払に要する費用の支出に備えるための保険契約（出生者等に対し、総額3,000万円以上の補償金を支払う契約）が締結されており、かつ、特定出産事故に関する情報の収集、整理、分析及び提供の適正かつ確実な実施のための措置を講じている場合に、その保険料相当額として支払われる額を除く。以下「出産一時金」という。）が、404,000円以上であるとき。

(2) 入所妊産婦に係るこの表の適用については、その出産一時金の額にB階層にあつては、20%、C階層にあつては、30%、D階層のうち所得税の額が8,400円までの場合にあつては50%をそれぞれ乗じて得た額をこの表の徴収金基準額に加えるものとする。

なお、この表の徴収金基準額は、その入所した日から退所した日までの期間に係る基準額とみなす。

改正後

表2 児童入所施設徴収金基準額表（令和元年7月1日から）

各月初日の措置児童等の属する世帯の階層区分		入所施設	母子生活支援施設 児童自立支援施設通所部 児童心理治療施設通所部 <u>児童自立生活援助事業所</u>
階層区分	定義	徴収金基準額 (月額)	徴収金基準額 (月額)
A	生活保護法による被保護世帯（単給世帯含む）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	0円	0円
B	A階層を除き当該年度分の市町村民税非課税世帯	2,200円	1,100円
C	A階層を除き当該年度分の市町村民税の課税世帯であって、その市町村民税の額が均等割の額のみ世帯（所得割の額のない世帯）	4,500円	2,200円
D1	A階層及びC階層を除き当該年度分の市町村民税の課税世帯であって、その市町村民税所得割の額の区分が次の区分に該当する世帯	9,000円以下	6,600円
D2		9,001円から27,000円まで	9,000円
D3		27,001円から57,000円まで	13,500円
D4		57,001円から93,000円まで	18,700円
D5		93,001円から177,300円まで	29,000円
D6	177,301円から258,100円まで	その月のその措置児童等にかかる措置費等の支弁額（全額徴収。ただし、その額が41,200円を超えるときは41,200円とする。）	20,600円
D7	258,101円から348,100円まで	その月のその措置児童等にかかる措置費等の支弁額（全額徴収。ただし、その額が54,200円を超えるときは54,200円とする。）	その月のその入所世帯にかかる措置費等の支弁額（全額徴収。ただし、その額が27,100円を超えるときは27,100円とする。）
D8	348,101円から456,100円まで	その月のその措置児童等にかかる措置費等の支弁額（全額徴収。ただし、その額が68,700円を超えるときは68,700円とする。）	その月のその入所世帯にかかる措置費等の支弁額（全額徴収。ただし、その額が34,300円を超えるときは34,300円とする。）
D9	456,101円から583,200円まで	その月のその措置児童等にかかる措置費等の支弁額（全額徴収。ただし、その額が85,000円を超えるときは85,000円とする。）	その月のその入所世帯にかかる措置費等の支弁額（全額徴収。ただし、その額が42,500円を超えるときは42,500円とする。）

現行

表2 児童入所施設徴収金基準額表（令和元年7月1日から）

各月初日の措置児童等の属する世帯の階層区分		入所施設	母子生活支援施設 児童自立支援施設通所部 児童心理治療施設通所部 <u>自立援助ホーム</u>
階層区分	定義	徴収金基準額 (月額)	徴収金基準額 (月額)
A	生活保護法による被保護世帯（単給世帯含む）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	0円	0円
B	A階層を除き当該年度分の市町村民税非課税世帯	2,200円	1,100円
C	A階層を除き当該年度分の市町村民税の課税世帯であって、その市町村民税の額が均等割の額のみ世帯（所得割の額のない世帯）	4,500円	2,200円
D1	A階層及びC階層を除き当該年度分の市町村民税の課税世帯であって、その市町村民税所得割の額の区分が次の区分に該当する世帯	9,000円以下	6,600円
D2		9,001円から27,000円まで	9,000円
D3		27,001円から57,000円まで	13,500円
D4		57,001円から93,000円まで	18,700円
D5		93,001円から177,300円まで	29,000円
D6	177,301円から258,100円まで	その月のその措置児童等にかかる措置費等の支弁額（全額徴収。ただし、その額が41,200円を超えるときは41,200円とする。）	20,600円
D7	258,101円から348,100円まで	その月のその措置児童等にかかる措置費等の支弁額（全額徴収。ただし、その額が54,200円を超えるときは54,200円とする。）	その月のその入所世帯にかかる措置費等の支弁額（全額徴収。ただし、その額が27,100円を超えるときは27,100円とする。）
D8	348,101円から456,100円まで	その月のその措置児童等にかかる措置費等の支弁額（全額徴収。ただし、その額が68,700円を超えるときは68,700円とする。）	その月のその入所世帯にかかる措置費等の支弁額（全額徴収。ただし、その額が34,300円を超えるときは34,300円とする。）
D9	456,101円から583,200円まで	その月のその措置児童等にかかる措置費等の支弁額（全額徴収。ただし、その額が85,000円を超えるときは85,000円とする。）	その月のその入所世帯にかかる措置費等の支弁額（全額徴収。ただし、その額が42,500円を超えるときは42,500円とする。）

改正後					現行				
	D10	583,201円から 704,000円まで	その月のその措置児童等にかかる措置費等の支弁額(全額徴収。ただし、その額が102,900円を超えるときは102,900円とする。)	その月のその入所世帯にかかる措置費等の支弁額(全額徴収。ただし、その額が51,400円を超えるときは51,400円とする。)		D10	583,201円から 704,000円まで	その月のその措置児童等にかかる措置費等の支弁額(全額徴収。ただし、その額が102,900円を超えるときは102,900円とする。)	その月のその入所世帯にかかる措置費等の支弁額(全額徴収。ただし、その額が51,400円を超えるときは51,400円とする。)
	D11	704,001円から 852,000円まで	その月のその措置児童等にかかる措置費等の支弁額(全額徴収。ただし、その額が122,500円を超えるときは122,500円とする。)	その月のその入所世帯にかかる措置費等の支弁額(全額徴収。ただし、その額が61,200円を超えるときは61,200円とする。)		D11	704,001円から 852,000円まで	その月のその措置児童等にかかる措置費等の支弁額(全額徴収。ただし、その額が122,500円を超えるときは122,500円とする。)	その月のその入所世帯にかかる措置費等の支弁額(全額徴収。ただし、その額が61,200円を超えるときは61,200円とする。)
	D12	852,001円から 1,044,000円まで	その月のその措置児童等にかかる措置費等の支弁額(全額徴収。ただし、その額が143,800円を超えるときは143,800円とする。)	その月のその入所世帯にかかる措置費等の支弁額(全額徴収。ただし、その額が71,900円を超えるときは71,900円とする。)		D12	852,001円から 1,044,000円まで	その月のその措置児童等にかかる措置費等の支弁額(全額徴収。ただし、その額が143,800円を超えるときは143,800円とする。)	その月のその入所世帯にかかる措置費等の支弁額(全額徴収。ただし、その額が71,900円を超えるときは71,900円とする。)
	D13	1,044,001円から 1,225,500円まで	その月のその措置児童等にかかる措置費等の支弁額(全額徴収。ただし、その額が166,600円を超えるときは166,600円とする。)	その月のその入所世帯にかかる措置費等の支弁額(全額徴収。ただし、その額が83,300円を超えるときは83,300円とする。)		D13	1,044,001円から 1,225,500円まで	その月のその措置児童等にかかる措置費等の支弁額(全額徴収。ただし、その額が166,600円を超えるときは166,600円とする。)	その月のその入所世帯にかかる措置費等の支弁額(全額徴収。ただし、その額が83,300円を超えるときは83,300円とする。)
	D14	1,225,501円から 1,426,500円まで	その月のその措置児童等にかかる措置費等の支弁額(全額徴収その額が191,200円を超えるときは191,200円とする。)	その月のその入所世帯にかかる措置費等の支弁額(全額徴収。ただし、その額が95,600円を超えるときは95,600円とする。)		D14	1,225,501円から 1,426,500円まで	その月のその措置児童等にかかる措置費等の支弁額(全額徴収その額が191,200円を超えるときは191,200円とする。)	その月のその入所世帯にかかる措置費等の支弁額(全額徴収。ただし、その額が95,600円を超えるときは95,600円とする。)
	D15	1,426,501円以上	全額徴収	全額徴収		D15	1,426,501円以上	全額徴収	全額徴収
備 考	<p>1 この表のC階層における「均等割の額」とは、地方税法第292条第1項第1号に規定する均等割の額をいい、D1～D15階層における「所得割の額」とは、同項第2号に規定する所得割(この所得割を計算する場合には、同法第314条の7、第314条の8、同法附則第5条第3項、附則第5条の4第6項及び附則第5条の4の2第5項の規定は適用しないものとする。)の額をいう。 なお、同法第323条に規定する市町村民税の減免があった場合には、その額を所得割の額又は均等割の額から順次控除して得た額を所得割の額又は均等割の額とする。</p> <p>2 階層区分の認定について、「控除廃止の影響を受ける費用徴収制度等(厚生労働省雇用均等・児童家庭局所管の制度に限る。)に係る取扱いについて」の規定によって再計算しない取扱いを原則とする。 ただし、令和元年6月30日から引き続き施設を利用する児童が属する世帯については、それまでに判定された階層区分から不利益な変更が生じることがないよう、都道府県等の判断により、「控除廃止の影響を受ける費用徴収制度等(厚生労働省雇用均等・児童家庭局所管の制度に限る。)に係る取扱いについて」の規定による調整方法を行うことにより経過措置を講じることとも可能とする。</p>				<p>1 この表のC階層における「均等割の額」とは、地方税法第292条第1項第1号に規定する均等割の額をいい、D1～D15階層における「所得割の額」とは、同項第2号に規定する所得割(この所得割を計算する場合には、同法第314条の7、第314条の8、同法附則第5条第3項、附則第5条の4第6項及び附則第5条の4の2第5項の規定は適用しないものとする。)の額をいう。 なお、同法第323条に規定する市町村民税の減免があった場合には、その額を所得割の額又は均等割の額から順次控除して得た額を所得割の額又は均等割の額とする。</p> <p>2 階層区分の認定について、「控除廃止の影響を受ける費用徴収制度等(厚生労働省雇用均等・児童家庭局所管の制度に限る。)に係る取扱いについて」の規定によって再計算しない取扱いを原則とする。 ただし、令和元年6月30日から引き続き施設を利用する児童が属する世帯については、それまでに判定された階層区分から不利益な変更が生じることがないよう、都道府県等の判断により、「控除廃止の影響を受ける費用徴収制度等(厚生労働省雇用均等・児童家庭局所管の制度に限る。)に係る取扱いについて」の規定による調整方法を行うことにより経過措置を講じることとも可能とする。</p>				

改正後	現行
<p>3 所得割の額を算定する場合には、措置児童等及びその措置児童等の属する世帯の扶養義務者が指定都市の区域内に住所を有する者であるときは、これらの者を指定都市以外の市町村の区域内に住所を有する者とみなして、所得割の額を算定するものとする。</p> <p>4 この表の「入所施設」とは、児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設、乳児院、助産施設、ファミリーホーム及び里親をいう。</p> <p>5 児童の属する世帯の階層がB階層と認定された世帯であっても、次に掲げる世帯である場合には、上表の規定にかかわらず、当該階層の徴収金基準額は0円とする。</p> <p>(1) 「単身世帯」……扶養義務者のいない世帯（<u>児童自立生活援助事業所</u>の入所等児童は単身世帯とみなす。）</p> <p>(2) 「母子世帯等」……母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条第1項に規定する「配偶者のない女子」及び同条第2項に規定する「配偶者のない男子」であって、民法第877条の規定に基づき現に児童を扶養しているものの世帯。</p> <p>(3) 「在宅障害児（者）（社会福祉施設に措置された児童（者）、法第24条の2により障害児入所施設を利用する児童、障害者総合支援法第6条の自立支援給付の受給者（障害者総合支援法第5条第6項、第7項、第12項、第13項及び第14項のサービスに限る。）又は障害者総合支援法附則第22条の特定旧法受給者を除く。）のいる世帯」…次に掲げる児（者）を有する世帯をいう。</p> <p>ア 身体障害者福祉法第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者。</p> <p>イ 療育手帳制度要綱に定める療育手帳の交付を受けた者。</p> <p>ウ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律に定める特別児童扶養手当の支給対象児、国民年金法に定める国民年金の障害基礎年金手当等の受給者。</p> <p>エ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者。</p> <p>(4) 「その他の世帯」…保護者の申請に基づき、生活保護法に定める要保護者等特に困窮していると法第56条の規定による都道府県又は市町村の長が認めた世帯。</p> <p>6 同一世帯から2人以上の児童等が入所している場合においては、その月の徴収金基準額の最も多額な児童等以外の児童等については、その施設のこの表の基準額に0.1を乗じた額をもってその児童等の基準額とする。</p> <p>ただし、措置児童等の属する世帯の扶養義務者が、法第21条の5の2の障害児通所給付費又は第24条の2の障害児入所給付費を支給されている場合、当該措置児童等の世帯に係る徴収金基準額については、「児童入所施設に係る徴収金基準額＋児童入所施設に係る徴収金基準額×0.1×(当該世帯における施設入所児童の人数－1)」を当該世帯に係る上限(当該世帯における施設入所児童のうち、徴収金基準額が全額徴収又は日割りであること若しくは児童自立支援施設通所部、児童心理治療施設通所部の徴収金基準額である場合は、当該世帯における施設入</p>	<p>3 所得割の額を算定する場合には、措置児童等及びその措置児童等の属する世帯の扶養義務者が指定都市の区域内に住所を有する者であるときは、これらの者を指定都市以外の市町村の区域内に住所を有する者とみなして、所得割の額を算定するものとする。</p> <p>4 この表の「入所施設」とは、児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設、乳児院、助産施設、ファミリーホーム及び里親をいう。</p> <p>5 児童の属する世帯の階層がB階層と認定された世帯であっても、次に掲げる世帯である場合には、上表の規定にかかわらず、当該階層の徴収金基準額は0円とする。</p> <p>(1) 「単身世帯」……扶養義務者のいない世帯（<u>自立援助ホーム</u>の入所児童は単身世帯とみなす。）</p> <p>(2) 「母子世帯等」……母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条第1項に規定する「配偶者のない女子」及び同条第2項に規定する「配偶者のない男子」であって、民法第877条の規定に基づき現に児童を扶養しているものの世帯。</p> <p>(3) 「在宅障害児（者）（社会福祉施設に措置された児童（者）、法第24条の2により障害児入所施設を利用する児童、障害者総合支援法第6条の自立支援給付の受給者（障害者総合支援法第5条第6項、第7項、第12項、第13項及び第14項のサービスに限る。）又は障害者総合支援法附則第22条の特定旧法受給者を除く。）のいる世帯」…次に掲げる児（者）を有する世帯をいう。</p> <p>ア 身体障害者福祉法第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者。</p> <p>イ 療育手帳制度要綱に定める療育手帳の交付を受けた者。</p> <p>ウ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律に定める特別児童扶養手当の支給対象児、国民年金法に定める国民年金の障害基礎年金手当等の受給者。</p> <p>エ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者。</p> <p>(4) 「その他の世帯」…保護者の申請に基づき、生活保護法に定める要保護者等特に困窮していると法第56条の規定による都道府県又は市町村の長が認めた世帯。</p> <p>6 同一世帯から2人以上の児童等が入所している場合においては、その月の徴収金基準額の最も多額な児童等以外の児童等については、その施設のこの表の基準額に0.1を乗じた額をもってその児童等の基準額とする。</p> <p>ただし、措置児童等の属する世帯の扶養義務者が、法第21条の5の2の障害児通所給付費又は第24条の2の障害児入所給付費を支給されている場合、当該措置児童等の世帯に係る徴収金基準額については、「児童入所施設に係る徴収金基準額＋児童入所施設に係る徴収金基準額×0.1×(当該世帯における施設入所児童の人数－1)」を当該世帯に係る上限(当該世帯における施設入所児童のうち、徴収金基準額が全額徴収又は日割りであること若しくは児童自立支援施設通所部、児童心理治療施設通所部の徴収金基準額である場合は、当該世帯における施設入</p>



改正後	現行
<p>所児童の徴収金基準額の合算額を当該世帯の上限額とする。なお、法第 21条の 5 の 2 の障害児通所給付費又は第24条の 2 の障害児入所給付費を支給されている児童等に係る徴収金基準額は、「障害児入所給付費等国庫負担金及び障害児入所医療費等国庫負担金について（平成19年12月18日厚生労働省発障第1218002号厚生労働事務次官通知）」等の徴収金基準額とする。）とし、その額がその月の利用者負担額（法第24条の 7 に規定する食事の提供に要した費用及び居住に要した費用並びに法第21条の 5 の28に規定する肢体不自由児通所医療又は第24条の20に規定する障害児入所医療に係る利用者負担を含む利用者負担の上限額（実際に利用者負担として支払った額が上限額を下回る場合は当該支払った額とする。）をいう。以下同じ。）を上回る場合は、その額と障害児施設の利用者負担額との差額を児童入所施設に係る徴収金基準額とし、障害児施設の利用者負担額が当該世帯の上限額を上回る場合は、児童入所施設に係る徴収金基準額は0円とする。</p> <p>7 里親又はファミリーホームに委託されている児童及び児童養護施設又は母子生活支援施設に入所している児童が、児童自立支援施設又は児童心理治療施設へ通所する場合の通所に係る徴収金基準額は0円とする。</p> <p>8 助産施設における助産の実施については次のとおりである。</p> <p>（1）法第22条に規定する助産の実施は、その妊産婦が次のいずれかに該当するときは行わないものとする。</p> <p>ア その妊産婦の属する世帯の階層区分がD階層であるとき。ただし、真にやむを得ない特別の理由があるときはD階層のうち市町村民税所得割の額が19,000円までの場合であっても差し支えない。</p> <p>イ その妊産婦の属する世帯の階層区分がA階層及びB階層である場合を除いて、出産一時金が、488,000円以上であるとき。</p> <p>（2）入所妊産婦に係るこの表の適用については、その出産一時金の額にB階層にあつては、20%、C階層にあつては、30%、D階層のうち市町村民税所得割の額が19,000円までの場合にあつては50%をそれぞれ乗じて得た額をこの表の徴収金基準額に加えるものとする。</p> <p>なお、この表の徴収金基準額は、その入所した日から退所した日までの期間に係る基準額とみなす。</p>	<p>所児童の徴収金基準額の合算額を当該世帯の上限額とする。なお、法第 21条の 5 の 2 の障害児通所給付費又は第24条の 2 の障害児入所給付費を支給されている児童等に係る徴収金基準額は、「障害児入所給付費等国庫負担金及び障害児入所医療費等国庫負担金について（平成19年12月18日厚生労働省発障第1218002号厚生労働事務次官通知）」等の徴収金基準額とする。）とし、その額がその月の利用者負担額（法第24条の 7 に規定する食事の提供に要した費用及び居住に要した費用並びに法第21条の 5 の28に規定する肢体不自由児通所医療又は第24条の20に規定する障害児入所医療に係る利用者負担を含む利用者負担の上限額（実際に利用者負担として支払った額が上限額を下回る場合は当該支払った額とする。）をいう。以下同じ。）を上回る場合は、その額と障害児施設の利用者負担額との差額を児童入所施設に係る徴収金基準額とし、障害児施設の利用者負担額が当該世帯の上限額を上回る場合は、児童入所施設に係る徴収金基準額は0円とする。</p> <p>7 里親又はファミリーホームに委託されている児童及び児童養護施設又は母子生活支援施設に入所している児童が、児童自立支援施設又は児童心理治療施設へ通所する場合の通所に係る徴収金基準額は0円とする。</p> <p>8 助産施設における助産の実施については次のとおりである。</p> <p>（1）法第22条に規定する助産の実施は、その妊産婦が次のいずれかに該当するときは行わないものとする。</p> <p>ア その妊産婦の属する世帯の階層区分がD階層であるとき。ただし、真にやむを得ない特別の理由があるときはD階層のうち市町村民税所得割の額が19,000円までの場合であっても差し支えない。</p> <p>イ その妊産婦の属する世帯の階層区分がA階層及びB階層である場合を除いて、出産一時金が、488,000円以上であるとき。</p> <p>（2）入所妊産婦に係るこの表の適用については、その出産一時金の額にB階層にあつては、20%、C階層にあつては、30%、D階層のうち市町村民税所得割の額が19,000円までの場合にあつては50%をそれぞれ乗じて得た額をこの表の徴収金基準額に加えるものとする。</p> <p>なお、この表の徴収金基準額は、その入所した日から退所した日までの期間に係る基準額とみなす。</p>
<p>2 各月の支弁額の算定方法</p> <p>児童養護施設、児童自立支援施設（通所部を含む）、児童心理治療施設（通所部を含む）、乳児院、母子生活支援施設、<u>児童自立生活援助事業所</u>、ファミリーホーム又は里親の各月のその措置児童等1人当たり又は1世帯当たりの支弁額は、次の算式(1)により算定した額とすること。</p> <p>ただし、その措置児童等の在籍日数が1ヵ月未満であるときは、算式(2)によるものとする。</p> <p>なお、民間施設給与等改善費、社会的養護処遇改善加算費、社会的養護従事者処遇改善加算費、施設機能強化推進費、単身赴任手当加算費、入所児童(者)処遇特別加算費、第三者評価受審費加算費、賃借費加算費、除雪費、降灰除去費、里親手当、保育機能強化加算費、一時保護実施特別加算費及び<u>子ども家庭ソーシャルワーカー取得促進事業加算費</u>は、徴収の対象とはならないこと。</p> <p>算 式 (1)</p> <p>その施設の事務費の月額保護単価（民間施設給与等改善費、社会的養護処遇改善加算費、社会</p>	<p>2 各月の支弁額の算定方法</p> <p>児童養護施設、児童自立支援施設（通所部を含む）、児童心理治療施設（通所部を含む）、乳児院、母子生活支援施設、<u>自立援助ホーム</u>、ファミリーホーム又は里親の各月のその措置児童等1人当たり又は1世帯当たりの支弁額は、次の算式(1)により算定した額とすること。</p> <p>ただし、その措置児童等の在籍日数が1ヵ月未満であるときは、算式(2)によるものとする。</p> <p>なお、民間施設給与等改善費、社会的養護処遇改善加算費、社会的養護従事者処遇改善加算費、施設機能強化推進費、単身赴任手当加算費、入所児童(者)処遇特別加算費、第三者評価受審費加算費、賃借費加算費、除雪費、降灰除去費、里親手当、保育機能強化加算費及び一時保護実施特別加算費は、徴収の対象とはならないこと。</p> <p>算 式 (1)</p> <p>その施設の事務費の月額保護単価（民間施設給与等改善費、社会的養護処遇改善加算費、社会</p>

改正後	現行
<p>的養護従事者処遇改善加算費、施設機能強化推進費、単身赴任手当加算費、入所児童(者)処遇特別加算費、第三者評価受審費加算費、賃借費加算費、除雪費、降灰除去費、保育機能強化加算費、一時保護実施特別加算費及び<u>子ども家庭ソーシャルワーカー取得促進事業加算費</u>の単価を除く。次の算式(2)においても同じ。) + 事業費の各費目(里親手当除く。次の算式(2)においても同じ。)のその月におけるその措置児童等につきその支弁した額の合算額</p> <p>算式(2)略</p> <p>第6～第8 略</p>	<p>的養護従事者処遇改善加算費、施設機能強化推進費、単身赴任手当加算費、入所児童(者)処遇特別加算費、第三者評価受審費加算費、賃借費加算費、除雪費、降灰除去費、保育機能強化加算費及び一時保護実施特別加算費の単価を除く。次の算式(2)においても同じ。) + 事業費の各費目(里親手当除く。次の算式(2)においても同じ。)のその月におけるその措置児童等につきその支弁した額の合算額</p> <p>算式(2)</p> <p>[ (事務費の月額保護単価 + 事業費の各費目のうち月額保護単価により支弁した額の合算額) ÷ その月の日数 ] × その月の措置児童等在籍日数 + 月額保護単価により支弁した費目以外の事業費の支弁した額の合算額</p> <p>第6 端数計算の方法</p> <p>この国庫負担金における金額の計算過程において、ある金額をある数値で除し、又はある金額にある数値を乗じて計算した場合の金額に1円未満の端数を生じたときは、その端数金額が生じた段階においてこれらを切り捨てるものとする。</p> <p>ただし、診療報酬の算定方法及び入院時食事療養費の算定基準に準じて算定する場合においてはその定めるところによるものとする。</p> <p>また、保育の措置については、告示第14条に定めるところによるものとする。</p> <p>第7 保護単価等の特例措置</p> <p>都道府県知事又は指定都市、中核市若しくは児童相談所設置市の市長は、特別の事由があるため、この交付要綱に定める保護単価、徴収金基準額その他この交付要綱に定める支弁及び徴収の要件によることが適当でないと認められるときは、その事案につき内閣総理大臣の承認を得て、別に定めるところによって支弁することができるものとする。</p> <p>第8 保護受託者の廃止に伴う経過措置</p> <p>児童福祉法の一部改正(平成16年法律第153号)により、廃止することとなった保護受託者については、改正法の施行の際現に保護受託者に委託されている児童がいる場合は、委託期間が満了するまでの間は従前の例により支弁することができるものとする。</p>

改正後									現行								
別表1 事務費の保護単価[児童1人(母子生活支援施設については1世帯)当たり]表 1 一般分保護単価 (1) 児童養護施設									別表1 事務費の保護単価[児童1人(母子生活支援施設については1世帯)当たり]表 1 一般分保護単価 (1) 児童養護施設								
地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他	地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
定員	円	円	円	円	円	円	円	円	定員	円	円	円	円	円	円	円	円
20人まで	339,130	330,080	327,820	321,030	316,510	307,470	300,680	293,900	20人まで	339,080	330,030	327,770	320,980	316,460	307,410	300,630	293,850
21～25人	298,770	290,780	288,780	282,780	278,780	270,780	264,790	258,790	21～25人	298,730	290,730	288,730	282,730	278,740	270,740	264,740	258,740
26～30	258,420	251,470	249,730	244,520	241,050	234,100	228,890	223,680	26～30	258,380	251,430	249,690	244,480	241,010	234,060	228,850	223,640
31～35	241,310	234,800	233,170	228,290	225,040	218,530	213,650	208,770	31～35	241,270	234,760	233,130	228,250	225,000	218,490	213,610	208,730
36～40	224,190	218,130	216,610	212,060	209,020	202,960	198,410	193,850	36～40	224,160	218,090	216,580	212,020	208,990	202,920	198,370	193,820
41～45	219,930	213,900	212,400	207,880	204,870	198,850	194,330	189,820	41～45	219,890	213,860	212,360	207,840	204,830	198,810	194,300	189,780
46～50	192,560	187,290	185,970	182,010	179,370	174,100	170,140	166,190	46～50	192,530	187,250	185,930	181,980	179,340	174,070	170,110	166,160
51～55	187,710	182,560	181,270	177,410	174,840	169,690	165,830	161,970	51～55	187,680	182,530	181,240	177,380	174,810	169,660	165,800	161,940
56～60	182,860	177,840	176,580	172,820	170,310	165,290	161,520	157,750	56～60	182,830	177,800	176,550	172,780	170,270	165,250	161,490	157,720
61～65	178,230	173,330	172,110	168,440	165,990	161,090	157,420	153,740	61～65	178,200	173,300	172,080	168,410	165,950	161,060	157,380	153,710
66～70	173,600	168,820	167,630	164,050	161,670	156,890	153,310	149,730	66～70	173,570	168,790	167,600	164,020	161,640	156,860	153,280	149,700
71～75	169,470	164,800	163,640	160,140	157,800	153,150	149,650	146,150	71～75	169,440	164,770	163,600	160,110	157,770	153,120	149,610	146,120
76～80	165,330	160,780	159,640	156,230	153,950	149,390	145,980	142,570	76～80	165,300	160,740	159,610	156,190	153,920	149,360	145,950	142,530
81～85	162,350	157,870	156,760	153,400	151,170	146,690	143,330	139,980	81～85	162,320	157,840	156,730	153,370	151,140	146,660	143,300	139,950
86～90	159,370	154,980	153,870	150,580	148,380	143,980	140,680	137,380	86～90	159,340	154,940	153,840	150,550	148,350	143,950	140,650	137,350
91～95	156,050	151,750	150,680	147,450	145,310	141,010	137,780	134,560	91～95	156,020	151,720	150,650	147,420	145,280	140,980	137,750	134,530
96～100	152,730	148,530	147,480	144,330	142,230	138,030	134,880	131,730	96～100	152,700	148,500	147,450	144,300	142,200	138,000	134,850	131,700
101～105	151,080	146,910	145,880	142,760	140,680	136,520	133,400	130,280	101～105	151,050	146,880	145,850	142,730	140,650	136,490	133,370	130,250
106～110	149,420	145,300	144,270	141,180	139,130	135,010	131,920	128,830	106～110	149,390	145,270	144,240	141,150	139,100	134,980	131,890	128,800
111～115	147,760	143,680	142,660	139,600	137,560	133,490	130,430	127,380	111～115	147,730	143,650	142,630	139,570	137,530	133,460	130,400	127,350
116～120	146,080	142,050	141,040	138,020	136,010	131,970	128,950	125,920	116～120	146,050	142,020	141,020	137,990	135,980	131,940	128,920	125,890
121～125	144,570	140,580	139,590	136,590	134,590	130,600	127,600	124,610	121～125	144,540	140,550	139,560	136,560	134,560	130,570	127,570	124,580
126～130	143,060	139,110	138,120	135,160	133,170	129,220	126,250	123,290	126～130	143,040	139,080	138,100	135,130	133,140	129,190	126,220	123,260
131～135	142,120	138,180	137,200	134,250	132,280	128,350	125,390	122,440	131～135	142,090	138,150	137,170	134,220	132,250	128,320	125,370	122,410
136～140	141,160	137,250	136,270	133,340	131,380	127,470	124,540	121,600	136～140	141,130	137,220	136,240	133,310	131,350	127,440	124,510	121,580
141～145	139,770	135,890	134,920	132,010	130,070	126,190	123,280	120,380	141～145	139,740	135,860	134,890	131,980	130,040	126,160	123,260	120,350
146～150	138,370	134,530	133,570	130,680	128,760	124,920	122,040	119,160	146～150	138,340	134,500	133,540	130,660	128,740	124,890	122,010	119,130
151人以上	137,680	133,850	132,900	130,030	128,110	124,290	121,420	118,560	151人以上	137,650	133,820	132,870	130,000	128,090	124,260	121,390	118,530

改正後									現行								
(1) 児童養護施設（本体定員のみでは定員41人以上を満たさないが、地域小規模児童養護施設と合計した場合に、定員41人以上となる場合）									(1) 児童養護施設（本体定員のみでは定員41人以上を満たさないが、地域小規模児童養護施設と合計した場合に、定員41人以上となる場合）								
地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他	地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円		円	円	円	円	円	円	円	円
20人まで	361,300	351,550	349,110	341,790	336,920	327,160	319,850	312,530	20人まで	361,240	351,490	349,050	341,740	336,860	327,100	319,790	312,470
21～25人	317,250	308,670	306,520	300,080	295,780	287,200	280,760	274,320	21～25人	317,200	308,620	306,470	300,030	295,730	287,150	280,710	274,270
26～30	273,200	265,780	263,930	258,360	254,650	247,230	241,660	236,100	26～30	273,160	265,740	263,880	258,320	254,610	247,190	241,620	236,060
31～35	254,490	247,560	245,830	240,630	237,160	230,240	225,040	219,850	31～35	254,450	247,520	245,780	240,590	237,120	230,190	225,000	219,800
36～40	235,780	229,340	227,730	222,900	219,680	213,240	208,420	203,590	36～40	235,740	229,300	227,690	222,860	219,640	213,200	208,380	203,550
(2) 地域小規模児童養護施設									(2) 地域小規模児童養護施設								
地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他	地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
1施設当たり	円	円	円	円	円	円	円	円	1施設当たり	円	円	円	円	円	円	円	円
	1,517,260	1,484,250	1,476,000	1,451,240	1,434,730	1,401,720	1,376,960	1,352,200		1,516,940	1,483,930	1,475,680	1,450,920	1,434,410	1,401,400	1,376,640	1,351,880

改正後									現行								
(3) 児童自立支援施設									(3) 児童自立支援施設								
地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他	地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
定員									定員								
	円	円	円	円	円	円	円	円		円	円	円	円	円	円	円	円
30人まで	298,880	291,390	289,510	283,890	280,140	272,650	267,030	261,410	30人まで	298,840	291,340	289,470	283,850	280,100	272,610	266,990	261,360
31～35人	281,730	274,620	272,840	267,490	263,940	256,810	251,470	246,130	31～35人	281,690	274,580	272,800	267,450	263,900	256,770	251,430	246,090
36～40	264,590	257,850	256,160	251,100	247,730	240,980	235,920	230,860	36～40	264,550	257,810	256,120	251,060	247,690	240,940	235,880	230,820
41～45	260,740	253,980	252,290	247,210	243,830	237,060	231,980	226,910	41～45	260,700	253,940	252,250	247,170	243,790	237,020	231,940	226,870
46～50	245,320	238,900	237,290	232,480	229,270	222,850	218,040	213,230	46～50	245,280	238,860	237,260	232,440	229,230	222,820	218,000	213,190
51～55	239,020	232,750	231,180	226,470	223,340	217,060	212,350	207,650	51～55	238,980	232,710	231,140	226,440	223,300	217,020	212,310	207,610
56～60	232,740	226,600	225,060	220,470	217,400	211,270	206,670	202,070	56～60	232,700	226,560	225,030	220,430	217,360	211,230	206,630	202,030
61～65	227,480	221,460	219,960	215,440	212,430	206,410	201,910	197,390	61～65	227,450	221,430	219,930	215,410	212,400	206,380	201,870	197,350
66～70	222,230	216,330	214,850	210,420	207,470	201,570	197,140	192,710	66～70	222,200	216,290	214,820	210,390	207,430	201,530	197,100	192,670
71～75	217,430	211,630	210,180	205,830	202,930	197,130	192,780	188,430	71～75	217,390	211,600	210,150	205,800	202,900	197,100	192,750	188,400
76～80	212,630	206,930	205,510	201,240	198,390	192,700	188,430	184,160	76～80	212,590	206,890	205,470	201,200	198,350	192,660	188,390	184,120
81～85	209,220	203,590	202,190	197,970	195,150	189,530	185,310	181,090	81～85	209,190	203,560	202,150	197,930	195,110	189,490	185,270	181,050
86～90	205,820	200,260	198,870	194,690	191,910	186,350	182,190	178,010	86～90	205,780	200,220	198,830	194,660	191,880	186,320	182,150	177,980
91～95	202,140	196,650	195,280	191,160	188,410	182,920	178,810	174,680	91～95	202,110	196,620	195,250	191,120	188,380	182,890	178,770	174,650
96～100	198,470	193,040	191,690	187,620	184,910	179,490	175,420	171,360	96～100	198,430	193,010	191,650	187,590	184,880	179,460	175,390	171,320
101～105	196,900	191,520	190,170	186,140	183,450	178,070	174,030	170,000	101～105	196,860	191,480	190,140	186,100	183,420	178,040	174,000	169,970
106～110	195,330	189,990	188,660	184,660	181,990	176,650	172,650	168,640	106～110	195,300	189,960	188,630	184,620	181,950	176,610	172,620	168,610
111～115	193,490	188,190	186,870	182,900	180,260	174,960	170,990	167,020	111～115	193,450	188,160	186,840	182,860	180,220	174,930	170,960	166,980
116～120	191,640	186,390	185,070	181,140	178,520	173,270	169,330	165,390	116～120	191,600	186,350	185,040	181,110	178,480	173,230	169,290	165,360
121～125	190,540	185,310	184,000	180,080	177,470	172,240	168,330	164,400	121～125	190,510	185,280	183,970	180,050	177,440	172,210	168,290	164,370
126～130	189,440	184,230	182,930	179,030	176,430	171,220	167,320	163,410	126～130	189,410	184,200	182,900	178,990	176,390	171,190	167,290	163,380
131～135	187,990	182,810	181,530	177,650	175,060	169,890	166,010	162,140	131～135	187,960	182,780	181,490	177,620	175,030	169,860	165,980	162,110
136～140	186,540	181,400	180,120	176,270	173,690	168,560	164,710	160,860	136～140	186,510	181,370	180,080	176,230	173,660	168,530	164,680	160,830
141～145	185,400	180,290	179,010	175,170	172,610	167,500	163,660	159,820	141～145	185,370	180,250	178,970	175,140	172,580	167,460	163,630	159,790
146～150	184,270	179,170	177,900	174,080	171,530	166,430	162,610	158,790	146～150	184,240	179,140	177,870	174,040	171,500	166,400	162,580	158,750
151人以上	183,290	178,220	176,950	173,150	170,610	165,540	161,730	157,930	151人以上	183,260	178,190	176,920	173,110	170,580	165,500	161,700	157,900

改正後									現行								
(4) 乳児院 (2歳未満児用)									(4) 乳児院 (2歳未満児用)								
地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他	地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円		円	円	円	円	円	円	円	円
10人まで	889,050	865,210	859,250	841,370	829,450	805,610	787,730	769,850	10人まで	888,900	865,060	859,100	841,220	829,300	805,460	787,580	769,700
11～15人	703,170	684,120	679,350	665,060	655,530	636,480	622,190	607,890	11～15人	703,050	683,990	679,230	664,940	655,410	636,350	622,060	607,770
16～20	627,770	610,370	606,020	592,970	584,280	566,880	553,830	540,790	16～20	627,650	610,260	605,910	592,860	584,170	566,770	553,720	540,680
21～25	548,690	533,440	529,620	518,190	510,560	495,310	483,870	472,440	21～25	548,590	533,340	529,520	518,090	510,460	495,210	483,770	472,340
26～30	527,790	513,060	509,380	498,340	490,970	476,250	465,200	454,160	26～30	527,690	512,970	509,280	498,240	490,880	476,150	465,100	454,060
31～35	512,380	498,050	494,470	483,720	476,560	462,230	451,490	440,750	31～35	512,280	497,950	494,370	483,630	476,460	462,140	451,390	440,650
36～40	496,960	483,040	479,560	469,110	462,150	448,230	437,780	427,340	36～40	496,870	482,940	479,460	469,010	462,050	448,130	437,690	427,240
41～45	483,720	470,130	466,740	456,560	449,770	436,180	426,000	415,820	41～45	483,620	470,040	466,650	456,460	449,670	436,090	425,900	415,720
46～50	470,470	457,240	453,930	444,000	437,380	424,150	414,220	404,300	46～50	470,380	457,140	453,830	443,910	437,290	424,060	414,130	404,200
51～55	465,010	451,920	448,650	438,830	432,280	419,190	409,370	399,560	51～55	464,920	451,820	448,560	438,730	432,190	419,100	409,280	399,460
56～60	459,550	446,610	443,370	433,660	427,180	414,230	404,520	394,810	56～60	459,460	446,520	443,280	433,570	427,090	414,140	404,430	394,720
61～65	454,630	441,810	438,610	429,000	422,590	409,760	400,150	390,530	61～65	454,540	441,720	438,520	428,910	422,500	409,670	400,060	390,440
66～70	449,710	437,020	433,840	424,330	417,980	405,300	395,780	386,260	66～70	449,620	436,930	433,750	424,240	417,890	405,210	395,680	386,170
71～75	445,350	432,770	429,630	420,200	413,910	401,330	391,900	382,470	71～75	445,250	432,680	429,540	420,100	413,810	401,240	391,810	382,380
76～80	440,980	428,520	425,400	416,060	409,830	397,370	388,020	378,680	76～80	440,890	428,430	425,310	415,970	409,740	397,280	387,930	378,590
81～85	436,790	424,430	421,350	412,090	405,910	393,560	384,300	375,030	81～85	436,700	424,340	421,260	412,000	405,820	393,470	384,210	374,940
86～90	432,600	420,350	417,290	408,110	401,990	389,750	380,570	371,390	86～90	432,510	420,260	417,200	408,020	401,900	389,660	380,480	371,300
91人以上	427,960	415,850	412,820	403,730	397,670	385,550	376,470	367,380	91人以上	427,870	415,760	412,730	403,640	397,580	385,470	376,380	367,290

改正後									現行								
(4) 乳児院 (2歳児用)									(4) 乳児院 (2歳児用)								
地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他	地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
定員									定員								
	円	円	円	円	円	円	円	円		円	円	円	円	円	円	円	円
10人まで	779,670	758,970	753,800	738,280	727,930	707,230	691,710	676,190	10人まで	779,550	758,850	753,680	738,150	727,810	707,110	691,590	676,070
11～15人	632,710	615,620	611,350	598,540	590,000	572,920	560,110	547,300	11～15人	632,600	615,520	611,250	598,440	589,900	572,820	560,010	547,200
16～20	546,310	531,200	527,430	516,100	508,540	493,430	482,100	470,770	16～20	546,220	531,110	527,340	516,010	508,450	493,350	482,010	470,680
21～25	505,290	491,230	487,720	477,170	470,140	456,080	445,540	434,990	21～25	505,210	491,150	487,630	477,080	470,050	455,990	445,450	434,900
26～30	474,040	460,790	457,480	447,540	440,920	427,670	417,730	407,800	26～30	473,960	460,710	457,400	447,460	440,830	427,590	417,650	407,710
31～35	459,690	446,810	443,600	433,940	427,500	414,620	404,970	395,310	31～35	459,610	446,730	443,510	433,860	427,420	414,540	404,880	395,230
36～40	445,340	432,840	429,710	420,330	414,080	401,580	392,200	382,820	36～40	445,260	432,760	429,630	420,250	414,000	401,500	392,120	382,740
41～45	430,990	418,860	415,830	406,730	400,660	388,530	379,430	370,330	41～45	430,910	418,780	415,750	406,650	400,580	388,450	379,350	370,250
46～50	416,650	404,890	401,940	393,120	387,240	375,480	366,660	357,840	46～50	416,570	404,810	401,870	393,050	387,160	375,400	366,580	357,760
51～55	411,910	400,280	397,370	388,640	382,820	371,190	362,460	353,730	51～55	411,830	400,200	397,290	388,560	382,740	371,110	362,380	353,650
56～60	407,180	395,670	392,790	384,160	378,400	366,890	358,260	349,620	56～60	407,100	395,590	392,710	384,080	378,320	366,810	358,180	349,540
61～65	402,450	391,060	388,210	379,670	373,980	362,590	354,050	345,510	61～65	402,370	390,980	388,140	379,600	373,900	362,520	353,980	345,430
66～70	397,710	386,450	383,630	375,190	369,560	358,290	349,850	341,400	66～70	397,640	386,370	383,560	375,110	369,480	358,220	349,770	341,320
71～75	392,980	381,840	379,060	370,700	365,140	354,000	345,650	337,290	71～75	392,900	381,770	378,980	370,630	365,060	353,920	345,570	337,220
76～80	388,250	377,230	374,480	366,220	360,710	349,700	341,440	333,180	76～80	388,170	377,160	374,400	366,140	360,640	349,620	341,360	333,110
81～85	383,510	372,620	369,900	361,740	356,290	345,400	337,240	329,070	81～85	383,440	372,550	369,830	361,660	356,220	345,330	337,160	329,000
86～90	378,780	368,020	365,320	357,250	351,870	341,110	333,030	324,960	86～90	378,700	367,940	365,250	357,180	351,800	341,030	332,960	324,890
91人以上	374,050	363,410	360,750	352,770	347,450	336,810	328,830	320,850	91人以上	373,970	363,330	360,670	352,690	347,370	336,740	328,760	320,780

改正後									現行								
(4) 乳児院 (3歳以上児用)									(4) 乳児院 (3歳以上児用)								
地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他	地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
定員									定員								
	円	円	円	円	円	円	円	円		円	円	円	円	円	円	円	円
10人まで	660,420	643,010	638,660	625,610	616,910	599,510	586,450	573,400	10人まで	660,320	642,910	638,560	625,510	616,810	599,410	586,360	573,300
11～15人	480,690	467,980	464,810	455,280	448,930	436,230	426,700	417,170	11～15人	480,610	467,910	464,740	455,210	448,860	436,150	426,630	417,100
16～20	403,790	392,790	390,040	381,790	376,290	365,280	357,030	348,780	16～20	403,740	392,730	389,980	381,730	376,230	365,220	356,970	348,720
21～25	368,480	358,360	355,830	348,240	343,180	333,060	325,470	317,880	21～25	368,420	358,300	355,770	348,180	343,120	333,000	325,410	317,820
26～30	341,020	331,610	329,250	322,190	317,480	308,060	301,000	293,940	26～30	340,970	331,550	329,200	322,130	317,420	308,010	300,940	293,880
31～35	325,720	316,710	314,450	307,690	303,180	294,160	287,400	280,630	31～35	325,670	316,650	314,400	307,640	303,130	294,110	287,350	280,580
36～40	310,430	301,810	299,650	293,190	288,880	280,260	273,800	267,330	36～40	310,370	301,750	299,600	293,140	288,830	280,210	273,740	267,280
41～45	295,130	286,910	284,850	278,690	274,580	266,360	260,190	254,030	41～45	295,080	286,860	284,800	278,640	274,530	266,310	260,140	253,980
46～50	279,830	272,010	270,050	264,190	260,280	252,460	246,590	240,730	46～50	279,780	271,960	270,000	264,140	260,230	252,410	246,540	240,680
51～55	274,520	266,850	264,930	259,170	255,330	247,650	241,890	236,130	51～55	274,480	266,800	264,880	259,120	255,280	247,600	241,840	236,080
56～60	269,220	261,680	259,800	254,140	250,380	242,840	237,180	231,530	56～60	269,170	261,630	259,750	254,100	250,330	242,790	237,140	231,480
61～65	263,920	256,520	254,670	249,120	245,420	238,030	232,480	226,930	61～65	263,870	256,470	254,620	249,080	245,380	237,980	232,430	226,890
66～70	258,610	251,360	249,540	244,100	240,470	233,220	227,780	222,330	66～70	258,570	251,310	249,500	244,060	240,430	233,170	227,730	222,290
71～75	253,310	246,200	244,420	239,080	235,520	228,410	223,070	217,740	71～75	253,270	246,150	244,370	239,040	235,480	228,360	223,030	217,690
76～80	248,010	241,030	239,290	234,060	230,570	223,600	218,370	213,140	76～80	247,960	240,990	239,240	234,010	230,530	223,550	218,320	213,090
81～85	242,700	235,870	234,160	229,040	225,620	218,790	213,670	208,540	81～85	242,660	235,830	234,120	228,990	225,580	218,740	213,620	208,500
86～90	237,400	230,710	229,040	224,020	220,670	213,980	208,960	203,940	86～90	237,360	230,660	228,990	223,970	220,630	213,940	208,920	203,900
91人以上	232,100	225,550	223,910	219,000	215,720	209,170	204,260	199,340	91人以上	232,050	225,500	223,870	218,950	215,680	209,130	204,210	199,300
(5) 乳幼児10人未満を入所させる乳児院									(5) 乳幼児10人未満を入所させる乳児院								
地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他	地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
定員									定員								
1人につき	円	円	円	円	円	円	円	円	1人につき	円	円	円	円	円	円	円	円
	684,390	666,240	661,700	648,090	639,010	620,860	607,240	593,630		684,300	666,150	661,610	648,000	638,920	620,770	607,150	593,540



改正後									現行								
(6) 母子生活支援施設									(6) 母子生活支援施設								
地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他	地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円		円	円	円	円	円	円	円	円
10世帯まで	188,370	183,890	182,550	179,410	177,170	172,690	169,320	165,960	10世帯まで	188,380	183,900	182,500	179,420	177,170	172,690	169,330	165,970
11～20世帯	165,070	160,820	159,650	156,580	154,460	150,210	147,020	143,840	11～20世帯	165,060	160,820	159,620	156,570	154,450	150,200	147,020	143,830
21～30	132,160	128,700	127,760	125,240	123,510	120,040	117,450	114,850	21～30	132,150	128,690	127,730	125,230	123,500	120,030	117,440	114,840
31～40	99,480	96,880	96,180	94,290	92,990	90,390	88,450	86,500	31～40	99,470	96,870	96,160	94,280	92,980	90,380	88,440	86,490
41～50	89,700	87,370	86,730	85,030	83,860	81,520	79,770	78,020	41～50	89,690	87,360	86,710	85,020	83,850	81,520	79,760	78,010
51世帯以上	79,920	77,850	77,280	75,770	74,730	72,650	71,100	69,540	51世帯以上	79,920	77,840	77,270	75,760	74,720	72,650	71,090	69,530
(7) 小規模分園型（サテライト型）母子生活支援施設									(7) 小規模分園型（サテライト型）母子生活支援施設								
地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他	地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円		円	円	円	円	円	円	円	円
1世帯につき	156,360	152,880	152,010	149,400	147,670	144,190	141,580	138,970	1世帯につき	156,430	152,960	152,090	149,480	147,740	144,270	141,660	139,050
(8) 児童心理治療施設									(8) 児童心理治療施設								
地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他	地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円		円	円	円	円	円	円	円	円
20人まで	476,690	463,330	460,130	453,410	449,630	436,300	426,120	416,510	20人まで	476,590	463,240	460,040	453,310	449,530	436,200	426,020	416,410
21～25	427,600	415,570	412,630	406,360	402,750	390,740	381,640	372,820	21～25	427,510	415,480	412,540	406,280	402,670	390,650	381,550	372,740
26～30	378,500	367,800	365,120	359,320	355,880	345,180	337,160	329,140	26～30	378,420	367,720	365,050	359,240	355,800	345,110	337,080	329,060
31～35	359,190	349,010	346,460	340,800	337,420	327,230	319,600	311,960	31～35	359,120	348,930	346,390	340,730	337,340	327,160	319,530	311,890
36～40	339,880	330,220	327,800	322,290	318,960	309,290	302,050	294,800	36～40	339,810	330,150	327,730	322,220	318,890	309,220	301,980	294,730
41～45	325,740	316,440	314,120	308,680	305,350	296,050	289,090	282,110	41～45	325,670	316,370	314,050	308,610	305,290	295,990	289,020	282,040
46人以上	311,590	302,670	300,430	295,070	291,750	282,820	276,130	269,430	46人以上	311,530	302,600	300,370	295,000	291,690	282,760	276,070	269,370

改正後									現行								
(9) 児童自立支援施設通所部									(9) 児童自立支援施設通所部								
地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他	地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
区分									区分								
児童自立支援施設通所部	円	円	円	円	円	円	円	円	児童自立支援施設通所部	円	円	円	円	円	円	円	円
	78,300	76,040	75,470	73,770	72,640	70,370	68,670	66,970		78,290	76,020	75,450	73,760	72,620	70,360	68,660	66,960
(10) 児童心理治療施設通所部									(10) 児童心理治療施設通所部								
地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他	地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
定員									定員								
児童心理治療施設通所部	円	円	円	円	円	円	円	円	児童心理治療施設通所部	円	円	円	円	円	円	円	円
	119,120	115,630	114,750	112,130	110,390	106,890	104,270	101,650		119,100	115,600	114,730	112,110	110,360	106,870	104,250	101,630
(11) <u>児童自立生活援助事業所（児童自立生活援助事業所Ⅰ型を実施する場合）</u>									(11) <u>自立援助ホーム</u>								
地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他	地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
定員									定員								
6人まで	円	円	円	円	円	円	円	円	6人まで	円	円	円	円	円	円	円	円
	263,890	258,240	256,830	252,590	249,760	244,110	239,870	235,630		263,860	258,200	256,790	252,550	249,720	244,070	239,830	235,590
7～9人	238,160	232,560	231,170	226,970	224,170	218,580	214,390	210,190	7～9人	238,120	232,530	231,130	226,940	224,140	218,550	214,350	210,160
10～12	225,290	219,730	218,340	214,160	211,380	205,820	201,650	197,470	10～12	225,250	219,690	218,300	214,130	211,350	205,780	201,610	197,440
13～15	217,570	212,020	210,640	206,480	203,710	198,160	194,000	189,840	13～15	217,530	211,990	210,600	206,440	203,670	198,130	193,970	189,810
16～18	212,420	206,890	205,510	201,360	198,590	193,060	188,910	184,760	16～18	212,390	206,850	205,470	201,320	198,550	193,020	188,870	184,720
19人以上	208,370	202,850	201,470	197,320	194,560	189,040	184,890	180,750	19人以上	208,340	202,810	201,430	197,290	194,520	189,000	184,860	180,710
(12) <u>児童自立生活援助事業所（規則第36条の4の2第2号に規定する児童自立生活援助事業所Ⅱ型を実施する場合）</u>									<u>(新規)</u>								
地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他									
定員																	
1～2	円	円	円	円	円	円	円	円									
	474,840	465,990	463,770	457,140	452,510	443,730	437,160	430,540									
3～4	386,720	377,870	375,660	369,020	364,390	355,620	349,040	342,420									
5	426,660	416,040	413,380	405,410	399,860	389,330	381,440	373,500									

改正後									現行								
(13) ファミリーホーム									(12) ファミリーホーム								
地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他	地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
現員	円	円	円	円	円	円	円	円	現員	円	円	円	円	円	円	円	円
5人まで	203,710	200,210	199,330	196,710	194,960	191,460	188,830	186,210	5人まで	203,690	200,190	199,310	196,690	194,940	191,440	188,810	186,180
6人	169,760	166,840	166,110	163,920	162,460	159,550	157,360	155,170	6人	169,740	166,820	166,090	163,900	162,450	159,530	157,340	155,150
(14) 一時保護所									(13) 一時保護所								
地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他	地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
定員	円	円	円	円	円	円	円	円	定員	円	円	円	円	円	円	円	円
5人まで	13,344,410	12,994,900	12,907,530	12,645,300	12,470,640	12,121,130	11,859,000	11,596,870	5人まで	13,347,400	12,997,890	12,910,510	12,648,380	12,473,620	12,124,110	11,861,980	11,599,850
6～10人	19,477,760	18,939,960	18,805,510	18,402,160	18,133,260	17,595,470	17,192,120	16,788,770	6～10人	19,479,570	18,941,770	18,807,330	18,403,980	18,135,080	17,597,280	17,193,930	16,790,580
11～15	31,317,060	30,429,750	30,207,930	29,542,440	29,098,730	28,211,400	27,546,010	26,880,530	11～15	31,316,530	30,429,230	30,207,410	29,541,920	29,098,270	28,210,970	27,545,490	26,880,010
16～20	37,450,400	36,374,810	36,105,910	35,299,210	34,761,410	33,685,820	32,879,130	32,072,440	16～20	37,448,710	36,373,120	36,104,230	35,297,520	34,759,730	33,684,140	32,877,440	32,070,750
21～25	43,583,750	42,319,860	42,003,900	41,055,980	40,424,040	39,160,100	38,212,250	37,264,340	21～25	43,580,890	42,317,010	42,001,040	41,053,120	40,421,180	39,157,310	38,209,390	37,261,490
26～30	49,717,090	48,264,920	47,901,880	46,812,730	46,086,660	44,634,590	43,545,370	42,456,250	26～30	49,713,070	48,260,900	47,897,860	46,808,720	46,082,640	44,630,470	43,541,350	42,452,230
31～35	60,848,190	59,046,510	58,596,090	57,244,830	56,343,990	54,542,310	53,191,050	51,839,800	31～35	60,841,830	59,040,150	58,589,730	57,238,470	56,337,630	54,535,950	53,184,690	51,833,440
36～40	66,981,530	64,991,570	64,494,680	63,001,600	62,006,610	60,016,650	58,524,130	57,031,710	36～40	66,974,000	64,984,040	64,486,550	62,994,070	61,999,080	60,009,120	58,516,600	57,024,180
41～45	73,114,880	70,936,620	70,392,060	68,758,360	67,669,230	65,490,990	63,857,300	62,223,610	41～45	73,106,180	70,927,920	70,383,370	68,749,670	67,660,540	65,482,290	63,848,600	62,214,970
46～50	79,248,220	76,881,680	76,290,050	74,515,130	73,331,860	70,965,330	69,190,420	67,415,520	46～50	79,238,300	76,871,810	76,280,190	74,505,270	73,321,990	70,955,460	69,180,550	67,405,650
51～55	85,381,560	82,826,730	82,188,030	80,271,900	78,994,480	76,439,600	74,523,540	72,607,430	51～55	85,370,530	82,815,700	82,177,000	80,260,870	78,983,450	76,428,630	74,512,510	72,596,390
56～60	91,514,910	88,771,790	88,086,020	86,028,670	84,657,110	81,914,000	79,856,600	77,799,330	56～60	91,502,710	88,759,590	88,073,820	86,016,470	84,644,910	81,901,800	79,844,400	77,787,130
61～65	97,648,250	94,716,850	93,984,000	91,785,440	90,319,730	87,388,340	85,189,780	82,991,240	61～65	97,634,890	94,703,480	93,970,640	91,772,070	90,306,360	87,374,970	85,176,410	82,977,870
66～70	103,781,600	100,661,900	99,881,990	97,542,290	95,982,350	92,862,670	90,522,900	88,183,140	66～70	103,767,060	100,647,370	99,867,450	97,527,670	95,967,820	92,848,140	90,508,370	88,168,610

※1か所当たりの年額

※1か所当たりの年額

改正後									現行								
2 加算分保護単価 (1) 児童養護施設の配置改善加算分保護単価 ア 5:1の職員配置を行った場合									2 加算分保護単価 (1) 児童養護施設の配置改善加算分保護単価 ア 5:1の職員配置を行った場合								
地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他	地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円		円	円	円	円	円	円	円	円
20人まで	339,130	330,080	327,820	321,030	316,510	307,470	300,680	293,900	20人まで	339,080	330,030	327,770	320,980	316,460	307,410	300,630	293,850
21～25人	307,910	299,650	297,590	291,390	287,260	279,010	272,810	266,620	21～25人	307,860	299,610	297,540	291,350	287,220	278,960	272,760	266,570
26～30	276,700	269,220	267,360	261,750	258,020	250,540	244,940	239,340	26～30	276,650	269,180	267,310	261,710	257,970	250,500	244,900	239,290
31～35	257,600	250,630	248,880	243,650	240,160	233,190	227,960	222,730	31～35	257,560	250,590	248,840	243,610	240,120	233,150	227,920	222,690
36～40	238,510	232,030	230,410	225,550	222,320	215,840	210,980	206,120	36～40	238,470	231,990	230,370	225,510	222,280	215,800	210,940	206,080
41～45	232,560	226,180	224,590	219,800	216,600	210,220	205,430	200,650	41～45	232,520	226,140	224,550	219,760	216,560	210,180	205,390	200,610
46～50	203,530	197,940	196,540	192,350	189,550	183,970	179,780	175,580	46～50	203,490	197,900	196,500	192,310	189,520	183,930	179,740	175,550
51～55	198,370	192,920	191,550	187,460	184,740	179,280	175,190	171,100	51～55	198,330	192,880	191,510	187,420	184,700	179,250	175,160	171,070
56～60	193,210	187,890	186,570	182,580	179,920	174,600	170,610	166,620	56～60	193,180	187,860	186,530	182,540	179,880	174,560	170,570	166,590
61～65	188,360	183,170	181,870	177,980	175,390	170,210	166,320	162,420	61～65	188,330	183,140	181,840	177,950	175,360	170,170	166,280	162,390
66～70	183,510	178,450	177,190	173,390	170,860	165,810	162,020	158,220	66～70	183,470	178,420	177,160	173,360	170,830	165,770	161,980	158,190
71～75	179,210	174,270	173,030	169,320	166,860	161,910	158,210	154,500	71～75	179,180	174,240	173,000	169,290	166,820	161,880	158,170	154,470
76～80	174,910	170,080	168,880	165,250	162,840	158,020	154,390	150,770	76～80	174,870	170,050	168,840	165,220	162,800	157,980	154,360	150,740
81～85	172,810	168,030	166,840	163,260	160,870	156,100	152,520	148,930	81～85	172,780	168,000	166,800	163,220	160,840	156,060	152,490	148,900
86～90	170,700	165,990	164,800	161,260	158,900	154,180	150,640	147,100	86～90	170,670	165,950	164,770	161,230	158,870	154,150	150,610	147,060
91～95	167,180	162,570	161,410	157,950	155,640	151,020	147,560	144,090	91～95	167,150	162,530	161,380	157,910	155,600	150,990	147,530	144,060
96～100	163,660	159,150	158,020	154,630	152,380	147,860	144,480	141,100	96～100	163,630	159,110	157,990	154,600	152,350	147,830	144,450	141,060
101～105	161,830	157,370	156,250	152,900	150,670	146,200	142,850	139,500	101～105	161,800	157,340	156,220	152,870	150,640	146,170	142,820	139,470
106～110	160,020	155,600	154,490	151,180	148,970	144,540	141,230	137,910	106～110	159,990	155,570	154,460	151,140	148,930	144,510	141,200	137,880
111～115	158,210	153,840	152,750	149,460	147,280	142,900	139,620	136,340	111～115	158,180	153,810	152,710	149,430	147,250	142,870	139,590	136,310
116～120	156,410	152,080	151,000	147,750	145,580	141,260	138,010	134,770	116～120	156,380	152,050	150,960	147,720	145,550	141,220	137,980	134,740
121～125	154,780	150,490	149,430	146,210	144,070	139,780	136,570	133,350	121～125	154,750	150,460	149,400	146,180	144,040	139,750	136,540	133,320
126～130	153,160	148,910	147,850	144,660	142,540	138,300	135,110	131,930	126～130	153,130	148,880	147,820	144,630	142,510	138,270	135,080	131,900
131～135	152,760	148,520	147,460	144,280	142,160	137,930	134,740	131,560	131～135	152,730	148,490	147,430	144,250	142,130	137,890	134,710	131,530
136～140	152,360	148,130	147,070	143,890	141,780	137,550	134,370	131,200	136～140	152,330	148,100	147,040	143,860	141,750	137,510	134,340	131,160
141～145	150,830	146,640	145,590	142,440	140,350	136,160	133,010	129,860	141～145	150,800	146,610	145,560	142,410	140,320	136,120	132,980	129,830
146～150	149,310	145,150	144,110	141,000	138,920	134,770	131,650	128,530	146～150	149,280	145,120	144,080	140,970	138,890	134,730	131,620	128,500
151人以上	148,740	144,600	143,570	140,460	138,390	134,250	131,150	128,040	151人以上	148,710	144,570	143,540	140,430	138,360	134,220	131,120	128,010

改正後									現行								
ア 5：1の職員配置を行った場合（本体定員のみでは定員41人以上を満たさないが、地域小規模児童養護施設と合計した場合に、定員41人以上となる場合）									ア 5：1の職員配置を行った場合（本体定員のみでは定員41人以上を満たさないが、地域小規模児童養護施設と合計した場合に、定員41人以上となる場合）								
地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他	地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円		円	円	円	円	円	円	円	円
20人まで	361,300	351,550	349,110	341,790	336,920	327,160	319,850	312,530	20人まで	361,240	351,490	349,050	341,740	336,860	327,100	319,790	312,470
21～25人	326,390	317,540	315,330	308,690	304,270	295,420	288,780	282,150	21～25人	326,340	317,490	315,280	308,640	304,220	295,370	288,730	282,090
26～30	291,480	283,540	281,550	275,590	271,620	263,670	257,720	251,760	26～30	291,430	283,490	281,500	275,540	271,570	263,630	257,670	251,710
31～35	270,780	263,390	261,540	255,990	252,290	244,900	239,350	233,810	31～35	270,740	263,350	261,500	255,950	252,250	244,850	239,300	233,760
36～40	250,090	243,250	241,540	236,400	232,970	226,130	220,990	215,850	36～40	250,050	243,200	241,490	236,350	232,930	226,080	220,940	215,810

改正後									現行								
イ 4.5:1の職員配置を行った場合									イ 4.5:1の職員配置を行った場合								
地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他	地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
定員	円	円	円	円	円	円	円	円	定員	円	円	円	円	円	円	円	円
20人まで	339,130	330,080	327,820	321,030	316,510	307,470	300,680	293,900	20人まで	339,080	330,030	327,770	320,980	316,460	307,410	300,630	293,850
21～25人	316,980	308,470	306,340	299,950	295,690	287,170	280,780	274,390	21～25人	316,930	308,420	306,290	299,900	295,640	287,120	280,730	274,340
26～30	294,840	286,850	284,850	278,860	274,860	266,870	260,880	254,890	26～30	294,790	286,800	284,800	278,810	274,810	266,820	260,830	254,840
31～35	273,780	266,340	264,480	258,900	255,180	247,750	242,170	236,590	31～35	273,740	266,300	264,440	258,860	255,140	247,710	242,130	236,550
36～40	252,730	245,840	244,120	238,960	235,520	228,630	223,470	218,300	36～40	252,680	245,790	244,070	238,920	235,470	228,580	223,420	218,260
41～45	245,110	238,370	236,680	231,630	228,260	221,520	216,460	211,400	41～45	245,070	238,330	236,640	231,590	228,210	221,470	216,410	211,360
46～50	214,410	208,510	207,040	202,610	199,660	193,760	189,340	184,910	46～50	214,370	208,470	207,000	202,570	199,620	193,730	189,300	184,880
51～55	208,950	203,200	201,760	197,440	194,560	188,810	184,490	180,180	51～55	208,920	203,160	201,720	197,410	194,530	188,770	184,460	180,140
56～60	203,500	197,880	196,480	192,280	189,460	183,860	179,650	175,440	56～60	203,460	197,850	196,440	192,240	189,430	183,820	179,610	175,400
61～65	199,740	194,230	192,850	188,710	185,960	180,440	176,310	172,180	61～65	199,710	194,190	192,820	188,680	185,920	180,410	176,270	172,140
66～70	195,980	190,570	189,210	185,150	182,450	177,030	172,970	168,910	66～70	195,940	190,530	189,180	185,120	182,410	177,000	172,940	168,880
71～75	191,360	186,070	184,750	180,780	178,130	172,840	168,880	164,910	71～75	191,320	186,030	184,710	180,740	178,100	172,810	168,840	164,870
76～80	186,740	181,570	180,280	176,410	173,820	168,650	164,780	160,910	76～80	186,700	181,530	180,240	176,370	173,780	168,620	164,750	160,870
81～85	184,380	179,280	178,000	174,170	171,620	166,520	162,690	158,860	81～85	184,350	179,240	177,960	174,130	171,580	166,480	162,650	158,820
86～90	182,030	176,980	175,720	171,940	169,420	164,370	160,590	156,800	86～90	182,000	176,950	175,690	171,900	169,380	164,340	160,550	156,770
91～95	178,310	173,370	172,140	168,430	165,970	161,030	157,330	153,630	91～95	178,270	173,340	172,100	168,400	165,930	161,000	157,300	153,600
96～100	174,590	169,760	168,550	164,940	162,520	157,700	154,080	150,460	96～100	174,550	169,730	168,520	164,900	162,490	157,660	154,040	150,420
101～105	172,600	167,820	166,630	163,050	160,660	155,890	152,300	148,720	101～105	172,560	167,780	166,590	163,010	160,620	155,850	152,270	148,690
106～110	170,610	165,890	164,700	161,160	158,800	154,070	150,530	146,990	106～110	170,580	165,850	164,670	161,130	158,760	154,040	150,500	146,960
111～115	169,430	164,730	163,560	160,040	157,690	152,990	149,480	145,950	111～115	169,390	164,700	163,520	160,000	157,660	152,960	149,440	145,920
116～120	168,240	163,580	162,410	158,910	156,580	151,910	148,410	144,910	116～120	168,210	163,540	162,370	158,880	156,540	151,880	148,380	144,870
121～125	166,440	161,830	160,670	157,200	154,900	150,270	146,810	143,340	121～125	166,410	161,790	160,630	157,170	154,860	150,240	146,770	143,310
126～130	164,640	160,070	158,920	155,500	153,210	148,630	145,200	141,770	126～130	164,610	160,030	158,890	155,460	153,180	148,600	145,170	141,740
131～135	164,090	159,520	158,380	154,960	152,680	148,120	144,700	141,280	131～135	164,060	159,490	158,350	154,930	152,650	148,090	144,670	141,240
136～140	163,530	158,980	157,840	154,430	152,160	147,600	144,180	140,770	136～140	163,500	158,950	157,810	154,400	152,120	147,570	144,150	140,740
141～145	161,880	157,360	156,240	152,860	150,600	146,090	142,710	139,330	141～145	161,840	157,330	156,210	152,820	150,570	146,060	142,680	139,290
146～150	160,220	155,750	154,640	151,290	149,050	144,580	141,230	137,880	146～150	160,190	155,720	154,600	151,250	149,020	144,550	141,200	137,850
151人以上	159,950	155,490	154,380	151,030	148,800	144,340	140,990	137,650	151人以上	159,920	155,460	154,350	151,000	148,770	144,310	140,960	137,620

改正後									現行								
イ 4.5:1の職員配置を行った場合 (本体定員のみでは定員41人以上を満たさないが、地域小規模児童養護施設と合計した場合に、定員41人以上となる場合)									イ 4.5:1の職員配置を行った場合 (本体定員のみでは定員41人以上を満たさないが、地域小規模児童養護施設と合計した場合に、定員41人以上となる場合)								
地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他	地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円		円	円	円	円	円	円	円	円
20人まで	361,300	351,550	349,110	341,790	336,920	327,160	319,850	312,530	20人まで	361,240	351,490	349,050	341,740	336,860	327,100	319,790	312,470
21～25人	335,460	326,360	324,080	317,250	312,690	303,580	296,750	289,920	21～25人	335,410	326,300	324,020	317,190	312,640	303,530	296,700	289,870
26～30	309,620	301,160	299,040	292,700	288,470	280,000	273,660	267,310	26～30	309,570	301,110	298,990	292,640	288,410	279,950	273,600	267,260
31～35	286,960	279,100	277,140	271,250	267,320	259,460	253,560	247,670	31～35	286,910	279,050	277,090	271,200	267,270	259,410	253,510	247,620
36～40	264,310	257,050	255,240	249,800	246,170	238,920	233,480	228,040	36～40	264,260	257,000	255,190	249,750	246,120	238,870	233,430	227,990

改正後									現行								
ウ 4：1の職員配置を行った場合									ウ 4：1の職員配置を行った場合								
地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他	地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
定員	円	円	円	円	円	円	円	円	定員	円	円	円	円	円	円	円	円
20人まで	366,540	356,710	354,250	346,880	341,960	332,130	324,760	317,380	20人まで	366,480	356,650	354,190	346,820	341,900	332,070	324,700	317,330
21～25人	339,830	330,660	328,360	321,480	316,900	307,720	300,850	293,970	21～25人	339,770	330,600	328,310	321,430	316,840	307,670	300,790	293,910
26～30	313,110	304,600	302,470	296,090	291,830	283,320	276,930	270,550	26～30	313,060	304,550	302,420	296,030	291,780	283,260	276,880	270,490
31～35	291,890	283,930	281,950	275,980	272,000	264,040	258,080	252,110	31～35	291,840	283,880	281,900	275,930	271,950	263,990	258,030	252,060
36～40	270,670	263,270	261,420	255,870	252,170	244,780	239,230	233,680	36～40	270,620	263,220	261,370	255,830	252,120	244,730	239,180	233,630
41～45	265,010	257,700	255,870	250,390	246,730	239,410	233,930	228,450	41～45	264,960	257,650	255,820	250,340	246,690	239,370	233,890	228,400
46～50	236,260	229,740	228,110	223,210	219,950	213,430	208,530	203,640	46～50	236,220	229,690	228,060	223,170	219,910	213,380	208,490	203,600
51～55	229,840	223,480	221,890	217,130	213,950	207,600	202,830	198,070	51～55	229,790	223,440	221,850	217,090	213,910	207,560	202,790	198,030
56～60	223,410	217,230	215,680	211,050	207,950	201,770	197,130	192,500	56～60	223,370	217,190	215,640	211,010	207,910	201,730	197,090	192,460
61～65	218,850	212,800	211,280	206,730	203,700	197,650	193,100	188,550	61～65	218,810	212,750	211,240	206,690	203,660	197,610	193,060	188,510
66～70	214,300	208,360	206,870	202,420	199,450	193,520	189,060	184,610	66～70	214,260	208,320	206,830	202,380	199,410	193,480	189,020	184,570
71～75	208,990	203,200	201,740	197,400	194,500	188,710	184,360	180,020	71～75	208,950	203,160	201,710	197,360	194,460	188,670	184,320	179,980
76～80	203,670	198,020	196,610	192,380	189,550	183,900	179,670	175,430	76～80	203,640	197,980	196,580	192,340	189,510	183,860	179,630	175,390
81～85	201,730	196,120	194,730	190,520	187,720	182,120	177,920	173,720	81～85	201,680	196,080	194,690	190,480	187,680	182,080	177,880	173,680
86～90	199,770	194,220	192,830	188,670	185,890	180,330	176,170	172,000	86～90	199,730	194,180	192,790	188,630	185,850	180,300	176,130	171,960
91～95	195,380	189,960	188,600	184,540	181,820	176,400	172,330	168,260	91～95	195,340	189,920	188,560	184,500	181,780	176,360	172,290	168,220
96～100	190,990	185,700	184,380	180,400	177,760	172,460	168,490	164,520	96～100	190,960	185,660	184,340	180,370	177,720	172,420	168,450	164,480
101～105	189,700	184,430	183,120	179,170	176,540	171,270	167,330	163,380	101～105	189,660	184,400	183,080	179,130	176,500	171,240	167,290	163,340
106～110	188,410	183,180	181,870	177,950	175,330	170,100	166,170	162,250	106～110	188,370	183,140	181,830	177,910	175,290	170,060	166,130	162,210
111～115	186,310	181,140	179,840	175,950	173,370	168,190	164,310	160,420	111～115	186,270	181,100	179,800	175,920	173,330	168,150	164,270	160,390
116～120	184,210	179,090	177,810	173,970	171,400	166,280	162,440	158,600	116～120	184,180	179,050	177,770	173,930	171,360	166,240	162,400	158,560
121～125	183,060	177,970	176,690	172,870	170,320	165,230	161,410	157,580	121～125	183,020	177,930	176,660	172,840	170,290	165,190	161,370	157,550
126～130	181,910	176,840	175,580	171,770	169,240	164,170	160,370	156,570	126～130	181,880	176,810	175,540	171,730	169,200	164,140	160,340	156,530
131～135	181,280	176,220	174,960	171,170	168,640	163,590	159,800	156,010	131～135	181,240	176,190	174,920	171,130	168,600	163,550	159,760	155,970
136～140	180,640	175,600	174,340	170,560	168,040	163,000	159,210	155,430	136～140	180,610	175,570	174,300	170,530	168,000	162,960	159,180	155,400
141～145	179,540	174,530	173,270	169,510	167,000	161,990	158,230	154,460	141～145	179,500	174,490	173,240	169,470	166,960	161,950	158,190	154,430
146～150	178,440	173,450	172,210	168,470	165,970	160,980	157,240	153,500	146～150	178,410	173,420	172,170	168,430	165,930	160,950	157,210	153,460
151人以上	177,250	172,290	171,050	167,340	164,860	159,900	156,180	152,470	151人以上	177,210	172,260	171,020	167,300	164,820	159,860	156,150	152,430



改正後									現行								
ウ 4：1の職員配置を行った場合（本体定員のみでは定員41人以上を満たさないが、地域小規模児童養護施設と合計した場合に、定員41人以上となる場合）									ウ 4：1の職員配置を行った場合（本体定員のみでは定員41人以上を満たさないが、地域小規模児童養護施設と合計した場合に、定員41人以上となる場合）								
地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他	地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円		円	円	円	円	円	円	円	円
20人まで	388,710	378,170	375,540	367,630	362,370	351,830	343,920	336,020	20人まで	388,650	378,110	375,480	367,570	362,300	351,760	343,860	335,960
21～25人	358,310	348,540	346,100	338,780	333,900	324,140	316,820	309,490	21～25人	358,250	348,480	346,040	338,720	333,840	324,080	316,760	309,440
26～30	327,900	318,910	316,670	309,930	305,430	296,450	289,710	282,970	26～30	327,840	318,850	316,610	309,870	305,380	296,390	289,650	282,910
31～35	305,070	296,690	294,600	288,320	284,130	275,750	269,470	263,190	31～35	305,020	296,640	294,550	288,270	284,080	275,700	269,420	263,140
36～40	282,250	274,480	272,540	266,720	262,830	255,060	249,230	243,410	36～40	282,200	274,430	272,490	266,660	262,780	255,010	249,180	243,360

改正後									現行								
(2) 児童自立支援施設の配置改善加算分保護単価 ア 4:1の職員配置を行った場合									(2) 児童自立支援施設の配置改善加算分保護単価 ア 4:1の職員配置を行った場合								
地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他	地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
定員	円	円	円	円	円	円	円	円	定員	円	円	円	円	円	円	円	円
30人まで	319,060	310,970	308,950	302,890	298,850	290,770	284,700	278,640	30人まで	319,010	310,930	308,910	302,850	298,800	290,720	284,660	278,590
31～35人	301,710	294,000	292,080	286,300	282,450	274,740	268,960	263,190	31～35人	301,660	293,960	292,030	286,260	282,400	274,700	268,920	263,140
36～40	284,360	277,040	275,200	269,710	266,050	258,730	253,240	247,740	36～40	284,310	276,990	275,160	269,670	266,000	258,690	253,190	247,700
41～45	282,620	275,210	273,360	267,810	264,100	256,700	251,150	245,590	41～45	282,570	275,170	273,320	267,760	264,060	256,650	251,110	245,550
46～50	269,300	262,180	260,400	255,070	251,510	244,390	239,050	233,720	46～50	269,260	262,140	260,360	255,020	251,460	244,350	239,010	233,670
51～55	261,940	255,000	253,260	248,060	244,590	237,640	232,430	227,230	51～55	261,900	254,960	253,220	248,020	244,540	237,600	232,390	227,190
56～60	254,580	247,820	246,120	241,050	237,660	230,890	225,810	220,740	56～60	254,540	247,780	246,080	241,010	237,620	230,850	225,770	220,700
61～65	248,460	241,830	240,180	235,200	231,890	225,260	220,290	215,310	61～65	248,420	241,800	240,140	235,160	231,850	225,220	220,250	215,270
66～70	242,340	235,850	234,230	229,360	226,110	219,620	214,750	209,890	66～70	242,300	235,810	234,190	229,320	226,070	219,580	214,710	209,850
71～75	236,780	230,420	228,830	224,060	220,870	214,510	209,740	204,960	71～75	236,740	230,380	228,780	224,020	220,830	214,470	209,700	204,930
76～80	231,220	224,980	223,430	218,750	215,630	209,400	204,720	200,040	76～80	231,180	224,940	223,390	218,710	215,590	209,360	204,680	200,000
81～85	228,250	222,080	220,530	215,890	212,800	206,620	201,980	197,350	81～85	228,220	222,040	220,490	215,850	212,760	206,580	201,950	197,310
86～90	225,290	219,160	217,630	213,040	209,970	203,840	199,250	194,650	86～90	225,250	219,120	217,590	213,000	209,930	203,800	199,210	194,610
91～95	220,880	214,850	213,340	208,810	205,790	199,750	195,230	190,700	91～95	220,840	214,810	213,300	208,770	205,750	199,720	195,190	190,660
96～100	216,480	210,530	209,040	204,580	201,610	195,660	191,200	186,740	96～100	216,440	210,490	209,010	204,550	201,570	195,630	191,170	186,710
101～105	215,680	209,760	208,270	203,830	200,870	194,940	190,490	186,050	101～105	215,640	209,720	208,240	203,790	200,830	194,900	190,450	186,010
106～110	214,890	208,990	207,510	203,080	200,120	194,220	189,790	185,360	106～110	214,860	208,950	207,470	203,040	200,090	194,180	189,750	185,320
111～115	212,040	206,210	204,750	200,370	197,460	191,620	187,250	182,870	111～115	212,000	206,170	204,710	200,330	197,420	191,580	187,210	182,830
116～120	209,190	203,430	201,990	197,670	194,790	189,030	184,710	180,390	116～120	209,150	203,390	201,950	197,630	194,750	188,990	184,670	180,350
121～125	208,800	203,050	201,610	197,290	194,410	188,640	184,330	180,010	121～125	208,770	203,010	201,570	197,250	194,370	188,610	184,290	179,970
126～130	208,410	202,660	201,220	196,900	194,030	188,270	183,950	179,630	126～130	208,380	202,620	201,190	196,860	193,990	188,230	183,910	179,590
131～135	206,880	201,160	199,730	195,440	192,580	186,860	182,570	178,280	131～135	206,840	201,120	199,690	195,400	192,540	186,820	182,530	178,240
136～140	205,350	199,670	198,240	193,980	191,130	185,450	181,190	176,930	136～140	205,310	199,630	198,210	193,950	191,100	185,410	181,150	176,890
141～145	204,820	199,150	197,720	193,460	190,620	184,940	180,680	176,420	141～145	204,790	199,110	197,680	193,420	190,580	184,900	180,640	176,380
146～150	204,310	198,620	197,210	192,940	190,100	184,420	180,160	175,900	146～150	204,270	198,590	197,170	192,910	190,070	184,390	180,130	175,870
151人以上	202,400	196,770	195,370	191,140	188,330	182,700	178,480	174,250	151人以上	202,370	196,730	195,330	191,110	188,290	182,660	178,440	174,220

改正後									現行								
イ 3.5:1の職員配置を行った場合									イ 3.5:1の職員配置を行った場合								
地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他	地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
定員									定員								
	円	円	円	円	円	円	円	円		円	円	円	円	円	円	円	円
30人まで	338,850	330,190	328,030	321,530	317,200	308,540	302,050	295,550	30人まで	338,800	330,140	327,980	321,480	317,150	308,490	302,000	295,500
31～35人	319,390	311,170	309,110	302,950	298,840	290,620	284,460	278,290	31～35人	319,340	311,120	309,070	302,900	298,790	290,570	284,410	278,250
36～40	299,920	292,140	290,200	284,370	280,480	272,710	266,870	261,040	36～40	299,880	292,090	290,150	284,320	280,430	272,660	266,830	260,990
41～45	296,420	288,610	286,660	280,810	276,900	269,090	263,240	257,390	41～45	296,370	288,570	286,610	280,760	276,860	269,050	263,190	257,340
46～50	281,340	273,870	272,010	266,410	262,670	255,200	249,600	244,000	46～50	281,300	273,830	271,960	266,360	262,630	255,160	249,560	243,960
51～55	276,120	268,760	266,920	261,400	257,730	250,370	244,860	239,340	51～55	276,070	268,720	266,880	261,360	257,690	250,330	244,810	239,290
56～60	270,900	263,660	261,840	256,410	252,790	245,540	240,110	234,670	56～60	270,850	263,610	261,800	256,370	252,740	245,500	240,070	234,630
61～65	265,090	257,980	256,200	250,870	247,310	240,190	234,860	229,520	61～65	265,050	257,940	256,160	250,820	247,270	240,150	234,810	229,480
66～70	259,290	252,310	250,560	245,320	241,830	234,840	229,610	224,370	66～70	259,250	252,260	250,520	245,270	241,780	234,800	229,560	224,330
71～75	255,420	248,520	246,790	241,610	238,160	231,250	226,070	220,900	71～75	255,380	248,480	246,750	241,570	238,120	231,210	226,030	220,850
76～80	251,560	244,730	243,030	237,910	234,490	227,660	222,540	217,420	76～80	251,510	244,690	242,980	237,860	234,440	227,620	222,500	217,380
81～85	248,960	242,180	240,480	235,390	232,000	225,210	220,130	215,040	81～85	248,920	242,130	240,430	235,350	231,950	225,170	220,080	214,990
86～90	246,360	239,610	237,930	232,870	229,510	222,760	217,710	212,650	86～90	246,320	239,570	237,890	232,830	229,460	222,720	217,660	212,610
91～95	243,420	236,730	235,050	230,030	226,690	219,990	214,970	209,950	91～95	243,370	236,680	235,010	229,990	226,640	219,940	214,930	209,900
96～100	240,480	233,830	232,170	227,190	223,860	217,220	212,230	207,250	96～100	240,440	233,790	232,130	227,140	223,820	217,180	212,190	207,210
101～105	238,140	231,560	229,910	224,980	221,690	215,100	210,170	205,230	101～105	238,100	231,520	229,870	224,930	221,650	215,060	210,130	205,190
106～110	235,810	229,290	227,660	222,770	219,510	212,990	208,110	203,220	106～110	235,760	229,250	227,610	222,720	219,470	212,950	208,070	203,180
111～115	233,300	226,840	225,220	220,380	217,160	210,710	205,870	201,030	111～115	233,250	226,800	225,180	220,340	217,120	210,660	205,830	200,990
116～120	230,780	224,390	222,790	218,000	214,800	208,420	203,620	198,830	116～120	230,740	224,350	222,750	217,960	214,760	208,380	203,580	198,790
121～125	229,870	223,500	221,910	217,130	213,940	207,560	202,780	198,000	121～125	229,830	223,460	221,860	217,080	213,900	207,520	202,740	197,960
126～130	228,950	222,600	221,010	216,240	213,060	206,710	201,940	197,180	126～130	228,910	222,560	220,970	216,200	213,020	206,670	201,900	197,140
131～135	227,640	221,310	219,730	214,990	211,830	205,500	200,760	196,010	131～135	227,600	221,270	219,690	214,940	211,790	205,460	200,720	195,970
136～140	226,320	220,030	218,450	213,730	210,580	204,290	199,570	194,840	136～140	226,280	219,990	218,410	213,690	210,540	204,250	199,530	194,800
141～145	225,290	219,020	217,440	212,740	209,600	203,310	198,610	193,900	141～145	225,250	218,980	217,400	212,690	209,560	203,270	198,570	193,860
146～150	224,270	218,000	216,440	211,740	208,610	202,350	197,650	192,950	146～150	224,230	217,960	216,400	211,700	208,570	202,310	197,610	192,910
151人以上	222,830	216,600	215,040	210,380	207,260	201,040	196,370	191,700	151人以上	222,790	216,560	215,000	210,340	207,220	201,000	196,330	191,660

改正後									現行								
ウ 3:1の職員配置を行った場合									ウ 3:1の職員配置を行った場合								
地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他	地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
定員									定員								
	円	円	円	円	円	円	円	円		円	円	円	円	円	円	円	円
30人まで	358,920	349,680	347,370	340,430	335,810	326,570	319,630	312,700	30人まで	358,870	349,620	347,310	340,380	335,760	326,510	319,580	312,640
31～35人	343,780	334,850	332,610	325,920	321,450	312,520	305,830	299,130	31～35人	343,720	334,800	332,560	325,870	321,400	312,470	305,770	299,080
36～40	328,630	320,020	317,870	311,400	307,100	298,480	292,030	285,570	36～40	328,580	319,970	317,810	311,350	307,050	298,430	291,980	285,510
41～45	328,750	320,010	317,820	311,260	306,880	298,130	291,570	285,010	41～45	328,700	319,960	317,770	311,200	306,830	298,080	291,520	284,960
46～50	317,300	308,790	306,660	300,270	296,010	287,500	281,110	274,720	46～50	317,250	308,740	306,610	300,220	295,960	287,450	281,060	274,670
51～55	310,280	301,930	299,840	293,580	289,400	281,050	274,790	268,530	51～55	310,230	301,880	299,790	293,530	289,350	281,000	274,740	268,480
56～60	303,270	295,080	293,040	286,900	282,790	274,610	268,470	262,330	56～60	303,220	295,030	292,990	286,840	282,740	274,560	268,420	262,280
61～65	295,960	287,940	285,940	279,930	275,920	267,900	261,900	255,880	61～65	295,910	287,890	285,890	279,880	275,870	267,850	261,850	255,830
66～70	288,640	280,800	278,840	272,960	269,040	261,200	255,320	249,440	66～70	288,590	280,750	278,790	272,910	268,990	261,150	255,270	249,390
71～75	284,680	276,920	274,980	269,160	265,280	257,520	251,700	245,880	71～75	284,630	276,870	274,930	269,110	265,230	257,480	251,650	245,830
76～80	280,710	273,040	271,120	265,360	261,520	253,840	248,080	242,330	76～80	280,660	272,990	271,070	265,310	261,470	253,790	248,030	242,280
81～85	276,780	269,180	267,290	261,580	257,790	250,190	244,500	238,800	81～85	276,730	269,130	267,240	261,540	257,740	250,150	244,450	238,760
86～90	272,850	265,330	263,450	257,820	254,060	246,550	240,910	235,280	86～90	272,800	265,280	263,400	257,770	254,010	246,500	240,860	235,230
91～95	268,660	261,230	259,380	253,800	250,090	242,650	237,090	231,510	91～95	268,620	261,180	259,330	253,750	250,040	242,610	237,040	231,460
96～100	264,480	257,140	255,300	249,790	246,120	238,770	233,260	227,750	96～100	264,430	257,090	255,250	249,740	246,070	238,720	233,220	227,710
101～105	263,860	256,530	254,690	249,190	245,530	238,200	232,700	227,200	101～105	263,810	256,480	254,640	249,140	245,480	238,150	232,660	227,160
106～110	263,240	255,920	254,090	248,600	244,950	237,630	232,140	226,660	106～110	263,190	255,870	254,040	248,550	244,900	237,580	232,090	226,610
111～115	260,530	253,290	251,470	246,040	242,420	235,170	229,740	224,300	111～115	260,490	253,240	251,430	245,990	242,370	235,120	229,690	224,250
116～120	257,830	250,650	248,860	243,470	239,890	232,710	227,330	221,940	116～120	257,780	250,610	248,810	243,430	239,840	232,660	227,280	221,900
121～125	256,800	249,650	247,850	242,490	238,910	231,750	226,380	221,020	121～125	256,760	249,600	247,810	242,440	238,860	231,700	226,340	220,970
126～130	255,780	248,630	246,850	241,500	237,930	230,790	225,440	220,090	126～130	255,730	248,590	246,810	241,450	237,890	230,740	225,390	220,040
131～135	255,110	247,980	246,200	240,860	237,300	230,170	224,820	219,480	131～135	255,060	247,940	246,160	240,810	237,250	230,120	224,770	219,440
136～140	254,450	247,330	245,550	240,220	236,660	229,540	224,210	218,870	136～140	254,400	247,280	245,510	240,170	236,610	229,490	224,160	218,830
141～145	253,350	246,250	244,480	239,160	235,600	228,510	223,190	217,860	141～145	253,300	246,210	244,430	239,110	235,560	228,460	223,140	217,820
146～150	252,250	245,180	243,410	238,100	234,560	227,480	222,170	216,860	146～150	252,210	245,130	243,360	238,050	234,510	227,430	222,130	216,820
151人以上	250,520	243,490	241,730	236,460	232,940	225,910	220,630	215,360	151人以上	250,480	243,440	241,690	236,410	232,900	225,860	220,590	215,320

改正後									現行								
(3) 乳児院の配置改善加算分保護単価 ア 1.5:1の職員配置を行った場合(2歳未満児用)									(3) 乳児院の配置改善加算分保護単価 ア 1.5:1の職員配置を行った場合(2歳未満児用)								
地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他	地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円		円	円	円	円	円	円	円	円
10人まで	943,440	918,040	911,700	892,650	879,950	854,560	835,510	816,470	10人まで	943,280	917,880	911,540	892,490	879,790	854,400	835,350	816,310
11～15人	739,430	719,340	714,320	699,250	689,200	669,110	654,040	638,970	11～15人	739,300	719,210	714,180	699,120	689,070	668,980	653,910	638,840
16～20	627,770	610,370	606,020	592,970	584,280	566,880	553,830	540,790	16～20	627,650	610,260	605,910	592,860	584,170	566,770	553,720	540,680
21～25	570,440	554,570	550,600	538,700	530,760	514,890	502,990	491,080	21～25	570,340	554,470	550,500	538,590	530,660	514,790	502,880	490,980
26～30	545,920	530,680	526,860	515,430	507,810	492,560	481,130	469,700	26～30	545,820	530,570	526,760	515,330	507,710	492,460	481,030	469,590
31～35	532,640	517,740	514,010	502,840	495,380	480,480	469,300	458,120	31～35	532,540	517,640	513,910	502,740	495,280	480,380	469,200	458,020
36～40	519,380	504,810	501,170	490,250	482,960	468,400	457,470	446,550	36～40	519,280	504,710	501,070	490,150	482,860	468,300	457,370	446,450
41～45	505,830	491,630	488,070	477,410	470,310	456,100	445,430	434,780	41～45	505,740	491,520	487,970	477,320	470,210	456,000	445,330	434,680
46～50	492,300	478,440	474,980	464,580	457,650	443,790	433,400	423,000	46～50	492,200	478,340	474,880	464,480	457,550	443,690	433,300	422,910
51～55	486,230	472,530	469,110	458,830	451,990	438,290	428,010	417,740	51～55	486,130	472,440	469,010	458,740	451,890	438,190	427,910	417,640
56～60	480,160	466,620	463,240	453,090	446,320	432,780	422,630	412,470	56～60	480,070	466,530	463,150	452,990	446,220	432,680	422,530	412,380
61～65	476,100	462,670	459,310	449,240	442,520	429,090	419,010	408,940	61～65	476,010	462,580	459,220	449,140	442,430	428,990	418,920	408,840
66～70	472,040	458,710	455,380	445,380	438,720	425,390	415,390	405,390	66～70	471,950	458,610	455,280	445,280	438,620	425,290	415,300	405,300
71～75	467,180	453,990	450,690	440,790	434,180	420,990	411,090	401,190	71～75	467,090	453,890	450,590	440,690	434,090	420,890	410,990	401,090
76～80	462,330	449,260	445,990	436,190	429,650	416,580	406,780	396,970	76～80	462,230	449,160	445,890	436,090	429,560	416,490	406,680	396,880
81～85	458,760	445,780	442,540	432,800	426,320	413,340	403,600	393,870	81～85	458,670	445,690	442,440	432,710	426,220	413,240	403,510	393,780
86～90	455,190	442,310	439,090	429,430	422,980	410,090	400,430	390,760	86～90	455,100	442,220	438,990	429,330	422,890	410,000	400,340	390,670
91人以上	450,160	437,410	434,220	424,660	418,290	405,530	395,970	386,410	91人以上	450,070	437,310	434,130	424,560	418,190	405,440	395,880	386,320

改正後									現行								
イ 1.4 : 1 の職員配置を行った場合 (2歳未満児用)									イ 1.4 : 1 の職員配置を行った場合 (2歳未満児用)								
地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他	地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
定員	円	円	円	円	円	円	円	円	定員	円	円	円	円	円	円	円	円
10人まで	943,440	918,040	911,700	892,650	879,950	854,560	835,510	816,470	10人まで	943,280	917,880	911,540	892,490	879,790	854,400	835,350	816,310
11～15人	775,930	754,800	749,510	733,660	723,090	701,960	686,100	670,250	11～15人	775,790	754,660	749,370	733,520	722,950	701,820	685,960	670,110
16～20	654,960	636,790	632,240	618,610	609,530	591,350	577,720	564,100	16～20	654,840	636,670	632,130	618,500	609,410	591,240	577,610	563,980
21～25	592,340	575,840	571,720	559,350	551,100	534,600	522,220	509,850	21～25	592,230	575,740	571,610	559,240	550,990	534,490	522,110	509,740
26～30	564,170	548,400	544,460	532,640	524,750	508,990	497,160	485,340	26～30	564,060	548,300	544,360	532,530	524,650	508,880	497,050	485,230
31～35	554,800	539,260	535,370	523,720	515,950	500,410	488,760	477,100	31～35	554,690	539,150	535,270	523,620	515,840	500,310	488,650	476,990
36～40	545,430	530,120	526,290	514,810	507,150	491,840	480,360	468,880	36～40	545,320	530,010	526,180	514,700	507,040	491,730	480,250	468,770
41～45	535,220	520,160	516,400	505,110	497,580	482,530	471,240	459,950	41～45	535,110	520,050	516,290	505,010	497,480	482,430	471,130	459,850
46～50	525,000	510,210	506,510	495,420	488,020	473,230	462,130	451,030	46～50	524,900	510,110	506,410	495,310	487,910	473,120	462,020	450,930
51～55	517,300	502,720	499,070	488,130	480,830	466,250	455,310	444,370	51～55	517,200	502,610	498,970	488,030	480,730	466,140	455,200	444,260
56～60	509,600	495,220	491,630	480,850	473,660	459,270	448,490	437,710	56～60	509,500	495,120	491,530	480,740	473,550	459,170	448,390	437,600
61～65	504,170	489,930	486,370	475,700	468,580	454,340	443,670	432,990	61～65	504,070	489,830	486,270	475,590	468,480	454,240	443,570	432,890
66～70	498,730	484,640	481,120	470,550	463,500	449,410	438,840	428,270	66～70	498,630	484,540	481,010	470,440	463,400	449,310	438,740	428,170
71～75	493,800	479,840	476,350	465,880	458,890	444,930	434,460	423,990	71～75	493,700	479,730	476,240	465,780	458,790	444,830	434,360	423,890
76～80	488,870	475,040	471,580	461,200	454,290	440,460	430,090	419,710	76～80	488,760	474,930	471,470	461,100	454,180	440,360	429,990	419,610
81～85	484,870	471,150	467,710	457,420	450,560	436,830	426,530	416,240	81～85	484,770	471,040	467,610	457,320	450,460	436,730	426,430	416,140
86～90	480,880	467,250	463,850	453,630	446,820	433,200	422,990	412,770	86～90	480,770	467,150	463,750	453,530	446,720	433,100	422,890	412,670
91人以上	473,910	460,490	457,130	447,050	440,340	426,910	416,840	406,770	91人以上	473,810	460,390	457,030	446,960	440,240	426,810	416,740	406,670

改正後									現行								
ウ 1.3:1の職員配置を行った場合(2歳未満児用)									ウ 1.3:1の職員配置を行った場合(2歳未満児用)								
地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他	地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
定員									定員								
	円	円	円	円	円	円	円	円		円	円	円	円	円	円	円	円
10人まで	998,190	971,230	964,490	944,270	930,790	903,830	883,610	863,390	10人まで	998,020	971,060	964,320	944,100	930,620	903,660	883,440	863,220
11～15人	812,190	790,020	784,480	767,850	756,760	734,590	717,960	701,330	11～15人	812,040	789,870	784,330	767,700	756,610	734,440	717,810	701,180
16～20	682,340	663,380	658,640	644,420	634,950	615,990	601,770	587,550	16～20	682,210	663,260	658,520	644,300	634,820	615,870	601,650	587,430
21～25	614,100	596,980	592,700	579,860	571,300	554,180	541,340	528,500	21～25	613,980	596,860	592,580	579,740	571,180	554,060	541,220	528,380
26～30	600,430	583,630	579,430	566,820	558,420	541,620	529,020	516,410	26～30	600,320	583,510	579,310	566,710	558,310	541,500	528,900	516,300
31～35	587,140	570,680	566,560	554,220	545,980	529,520	517,170	504,830	31～35	587,030	570,560	566,450	554,110	545,870	529,410	517,060	504,720
36～40	573,860	557,740	553,710	541,620	533,550	517,430	505,340	493,250	36～40	573,750	557,620	553,600	541,500	533,440	517,320	505,230	493,130
41～45	560,310	544,540	540,590	528,770	520,880	505,120	493,290	481,460	41～45	560,200	544,430	540,480	528,660	520,770	505,010	493,180	481,350
46～50	546,760	531,340	527,490	515,930	508,220	492,800	481,240	469,680	46～50	546,650	531,230	527,380	515,820	508,110	492,690	481,130	469,570
51～55	540,700	525,450	521,640	510,200	502,560	487,310	475,870	464,420	51～55	540,590	525,340	521,530	510,090	502,450	487,200	475,760	464,310
56～60	534,650	519,550	515,780	504,460	496,910	481,810	470,500	459,170	56～60	534,540	519,450	515,670	504,350	496,800	481,700	470,390	459,060
61～65	530,590	515,600	511,860	500,610	493,110	478,120	466,880	455,630	61～65	530,480	515,490	511,750	500,500	493,000	478,010	466,770	455,530
66～70	526,530	511,640	507,920	496,760	489,310	474,430	463,260	452,100	66～70	526,420	511,530	507,810	496,650	489,200	474,320	463,160	451,990
71～75	522,820	508,030	504,330	493,240	485,840	471,050	459,960	448,870	71～75	522,710	507,920	504,220	493,130	485,740	470,940	459,850	448,760
76～80	519,110	504,410	500,740	489,720	482,370	467,670	456,650	445,640	76～80	519,000	504,300	500,630	489,610	482,260	467,570	456,540	445,530
81～85	514,410	499,840	496,200	485,270	477,990	463,420	452,490	441,560	81～85	514,310	499,730	496,090	485,160	477,880	463,310	452,380	441,450
86～90	509,710	495,270	491,650	480,820	473,600	459,150	448,320	437,490	86～90	509,610	495,160	491,550	480,710	473,490	459,050	448,210	437,380
91人以上	504,680	490,370	486,800	476,070	468,910	454,600	443,870	433,140	91人以上	504,580	490,270	486,700	475,960	468,810	454,490	443,760	433,040

改正後									現行								
エ 3.5:1の職員配置を行った場合(3歳以上児用)									エ 3.5:1の職員配置を行った場合(3歳以上児用)								
地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他	地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
定員									定員								
	円	円	円	円	円	円	円	円		円	円	円	円	円	円	円	円
10人まで	660,420	643,010	638,660	625,610	616,910	599,510	586,450	573,400	10人まで	660,320	642,910	638,560	625,510	616,810	599,410	586,360	573,300
11～15人	480,690	467,980	464,810	455,280	448,930	436,230	426,700	417,170	11～15人	480,610	467,910	464,740	455,210	448,860	436,150	426,630	417,100
16～20	432,370	420,540	417,590	408,720	402,800	390,980	382,110	373,240	16～20	432,310	420,480	417,520	408,650	402,740	390,910	382,040	373,170
21～25	391,340	380,560	377,860	369,780	364,390	353,610	345,530	337,440	21～25	391,270	380,490	377,800	369,720	364,330	353,550	345,460	337,380
26～30	360,070	350,110	347,620	340,140	335,160	325,190	317,720	310,240	26～30	360,010	350,050	347,560	340,080	335,100	325,130	317,660	310,180
31～35	342,870	333,360	330,980	323,850	319,090	309,580	302,440	295,310	31～35	342,810	333,300	330,920	323,790	319,030	309,520	302,390	295,250
36～40	325,670	316,610	314,350	307,550	303,020	293,960	287,170	280,380	36～40	325,610	316,550	314,290	307,500	302,970	293,910	287,110	280,320
41～45	308,460	299,860	297,710	291,260	286,950	278,350	271,900	265,440	41～45	308,410	299,810	297,660	291,200	286,900	278,300	271,840	265,390
46～50	291,260	283,110	281,070	274,960	270,890	262,740	256,620	250,510	46～50	291,210	283,060	281,020	274,910	270,830	262,680	256,570	250,460
51～55	286,530	278,500	276,490	270,480	266,460	258,440	252,420	246,400	51～55	286,470	278,450	276,440	270,420	266,410	258,390	252,370	246,350
56～60	281,790	273,890	271,920	265,990	262,040	254,140	248,220	242,290	56～60	281,740	273,840	271,870	265,940	261,990	254,090	248,160	242,240
61～65	277,060	269,280	267,340	261,510	257,620	249,840	244,010	238,180	61～65	277,010	269,230	267,290	261,460	257,570	249,790	243,960	238,130
66～70	272,320	264,670	262,760	257,020	253,200	245,550	239,810	234,070	66～70	272,270	264,620	262,710	256,970	253,150	245,500	239,760	234,020
71～75	267,590	260,070	258,180	252,540	248,780	241,250	235,600	229,960	71～75	267,540	260,020	258,130	252,490	248,730	241,200	235,560	229,910
76～80	262,860	255,460	253,610	248,050	244,350	236,950	231,400	225,850	76～80	262,810	255,410	253,560	248,000	244,300	236,900	231,350	225,800
81～85	258,120	250,850	249,030	243,570	239,930	232,650	227,200	221,740	81～85	258,070	250,800	248,980	243,520	239,880	232,610	227,150	221,690
86～90	253,390	246,240	244,450	239,080	235,510	228,360	222,990	217,630	86～90	253,340	246,190	244,400	239,040	235,460	228,310	222,940	217,580
91人以上	248,660	241,630	239,870	234,600	231,090	224,060	218,790	213,520	91人以上	248,610	241,580	239,820	234,550	231,040	224,010	218,740	213,470



改正後									現行								
オ 3:1の職員配置を行った場合(3歳以上児用)									オ 3:1の職員配置を行った場合(3歳以上児用)								
地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他	地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
定員	円	円	円	円	円	円	円	円	定員	円	円	円	円	円	円	円	円
10人まで	660,420	643,010	638,660	625,610	616,910	599,510	586,450	573,400	10人まで	660,320	642,910	638,560	625,510	616,810	599,410	586,360	573,300
11~15人	518,790	504,990	501,540	491,190	484,290	470,490	460,140	449,790	11~15人	518,710	504,910	501,460	491,110	484,210	470,410	460,060	449,710
16~20	460,930	448,280	445,120	435,630	429,310	416,660	407,170	397,690	16~20	460,860	448,210	445,050	435,560	429,240	416,590	407,100	397,610
21~25	414,190	402,750	399,890	391,310	385,590	374,160	365,580	357,000	21~25	414,120	402,680	399,820	391,240	385,530	374,090	365,510	356,930
26~30	379,120	368,600	365,970	358,090	352,830	342,310	334,430	326,540	26~30	379,050	368,540	365,910	358,020	352,760	342,250	334,360	326,480
31~35	365,720	355,550	353,010	345,380	340,300	330,130	322,500	314,870	31~35	365,660	355,490	352,950	345,320	340,230	330,060	322,440	314,810
36~40	352,330	342,500	340,050	332,680	327,770	317,940	310,570	303,200	36~40	352,270	342,440	339,990	332,620	327,700	317,880	310,510	303,140
41~45	338,940	329,460	327,090	319,970	315,230	305,750	298,640	291,530	41~45	338,880	329,400	327,030	319,910	315,170	305,690	298,580	291,470
46~50	325,550	316,410	314,120	307,270	302,700	293,560	286,710	279,860	46~50	325,490	316,350	314,060	307,210	302,640	293,500	286,650	279,800
51~55	320,240	311,240	309,000	302,250	297,750	288,750	282,010	275,260	51~55	320,180	311,190	308,940	302,190	297,690	288,700	281,950	275,200
56~60	314,940	306,080	303,870	297,230	292,800	283,940	277,300	270,660	56~60	314,880	306,020	303,810	297,170	292,740	283,890	277,240	270,600
61~65	309,630	300,920	298,740	292,210	287,850	279,130	272,600	266,060	61~65	309,580	300,860	298,680	292,150	287,790	279,080	272,540	266,010
66~70	304,330	295,760	293,610	287,180	282,900	274,320	267,890	261,460	66~70	304,270	295,700	293,560	287,130	282,840	274,270	267,840	261,410
71~75	299,030	290,590	288,490	282,160	277,950	269,520	263,190	256,870	71~75	298,970	290,540	288,430	282,110	277,890	269,460	263,130	256,810
76~80	293,720	285,430	283,360	277,140	273,000	264,700	258,490	252,270	76~80	293,670	285,380	283,300	277,080	272,940	264,650	258,430	252,210
81~85	288,420	280,270	278,230	272,120	268,040	259,890	253,780	247,670	81~85	288,360	280,210	278,180	272,060	267,990	259,840	253,730	247,620
86~90	283,120	275,110	273,100	267,100	263,090	255,080	249,080	243,070	86~90	283,060	275,050	273,050	267,040	263,040	255,030	249,020	243,020
91人以上	277,810	269,940	267,980	262,080	258,140	250,270	244,370	238,470	91人以上	277,760	269,890	267,920	262,020	258,090	250,220	244,320	238,420
(4) 児童心理治療施設の配置改善加算分保護単価 ア 4:1の職員配置を行った場合									(4) 児童心理治療施設の配置改善加算分保護単価 ア 4:1の職員配置を行った場合								
地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他	地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
定員	円	円	円	円	円	円	円	円	定員	円	円	円	円	円	円	円	円
20人まで	481,650	468,260	464,920	458,200	454,370	440,990	430,950	420,910	20人まで	481,550	468,160	464,810	458,090	454,270	440,890	430,850	420,810
21~25人	439,990	427,660	424,580	418,100	414,330	402,000	392,750	383,500	21~25人	439,900	427,570	424,490	418,010	414,240	401,910	392,660	383,410
26~30	398,340	387,060	384,240	378,000	374,280	363,000	354,550	346,090	26~30	398,250	386,980	384,160	377,920	374,200	362,920	354,470	346,010
31~35	378,860	368,110	365,420	359,330	355,660	344,910	336,840	328,780	31~35	378,780	368,030	365,340	359,260	355,580	344,830	336,760	328,700
36~40	359,390	349,160	346,600	340,660	337,050	326,820	319,140	311,470	36~40	359,310	349,090	346,530	340,590	336,970	326,740	319,070	311,390
41~45	347,390	337,470	334,990	329,080	325,430	315,510	308,070	300,620	41~45	347,320	337,400	334,920	329,010	325,360	315,440	307,990	300,550
46人以上	335,400	325,780	323,380	317,490	313,830	304,210	297,000	289,780	46人以上	335,330	325,710	323,310	317,420	313,760	304,140	296,930	289,710

改正後									現行								
イ 3.5:1の職員配置を行った場合									イ 3.5:1の職員配置を行った場合								
地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他	地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円		円	円	円	円	円	円	円	円
20人まで	509,710	495,510	491,960	484,640	480,410	466,220	455,570	444,930	20人まで	509,600	495,400	491,850	484,530	480,300	466,110	455,460	444,820
21～25人	463,940	450,920	447,670	440,660	436,550	423,520	413,760	403,990	21～25人	463,850	450,820	447,570	440,570	436,450	423,430	413,660	403,890
26～30	418,180	406,330	403,360	396,690	392,680	380,830	371,940	363,050	26～30	418,090	406,240	403,280	396,600	392,590	380,740	371,850	362,970
31～35	396,550	385,290	382,470	375,990	372,060	360,800	352,350	343,900	31～35	396,470	385,210	382,390	375,910	371,980	360,720	352,270	343,820
36～40	374,930	364,250	361,580	355,300	351,460	340,780	332,770	324,750	36～40	374,850	364,170	361,500	355,220	351,380	340,700	332,690	324,680
41～45	361,110	350,800	348,210	342,000	338,160	327,830	320,100	312,350	41～45	361,040	350,720	348,140	341,920	338,090	327,760	320,020	312,280
46人以上	347,300	337,340	334,850	328,700	324,870	314,900	307,430	299,960	46人以上	347,230	337,270	334,780	328,630	324,800	314,830	307,360	299,890
ウ 3:1の職員配置を行った場合									ウ 3:1の職員配置を行った場合								
地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他	地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円		円	円	円	円	円	円	円	円
20人まで	536,820	521,850	518,100	510,200	505,580	490,610	479,380	468,150	20人まで	536,700	521,730	517,990	510,080	505,470	490,500	479,270	468,040
21～25人	487,420	473,720	470,290	462,790	458,330	444,630	434,360	424,080	21～25人	487,320	473,620	470,190	462,680	458,230	444,530	434,250	423,980
26～30	438,020	425,590	422,480	415,370	411,070	398,650	389,330	380,010	26～30	437,930	425,500	422,390	415,290	410,990	398,560	389,240	379,920
31～35	420,740	408,760	405,780	398,770	394,490	382,520	373,540	364,570	31～35	420,650	408,680	405,690	398,690	394,400	382,430	373,460	364,480
36～40	403,460	391,950	389,070	382,170	377,910	366,400	357,760	349,130	36～40	403,370	391,870	388,990	382,090	377,830	366,320	357,680	349,050
41～45	393,300	382,030	379,220	372,310	368,000	356,740	348,300	339,860	41～45	393,220	381,950	379,140	372,230	367,920	356,660	348,220	339,780
46人以上	383,140	372,130	369,380	362,450	358,100	347,090	338,830	330,580	46人以上	383,060	372,050	369,300	362,370	358,020	347,010	338,760	330,500

改正後									現行								
(5) 一時保護所の配置改善加算分保護単価 ア 5 : 1 の職員配置を行った場合									(5) 一時保護所の配置改善加算分保護単価 ア 5 : 1 の職員配置を行った場合								
地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他	地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円		円	円	円	円	円	円	円	円
5人まで	13,344,410	12,994,905	12,907,530	12,645,390	12,470,640	12,121,130	11,859,000	11,596,870	5人まで	13,347,400	12,997,800	12,910,510	12,648,380	12,473,620	12,124,110	11,861,980	11,599,850
6～10人	19,477,760	18,939,965	18,805,510	18,402,160	18,133,260	17,595,470	17,192,120	16,788,770	6～10人	19,479,570	18,941,770	18,807,330	18,403,980	18,135,080	17,597,280	17,193,930	16,790,590
11～15	31,317,060	30,429,755	30,207,930	29,542,440	29,098,790	28,211,490	27,546,010	26,880,530	11～15	31,316,540	30,429,430	30,207,410	29,541,920	29,098,270	28,210,970	27,545,490	26,880,610
16～20	37,450,400	36,374,810	36,105,010	35,299,210	34,761,410	33,685,820	32,879,130	32,072,440	16～20	37,448,710	36,373,120	36,104,220	35,297,520	34,759,730	33,684,140	32,877,440	32,070,750
21～25	43,583,750	42,319,305	42,003,900	41,055,980	40,424,040	39,160,160	38,212,250	37,264,340	21～25	43,580,800	42,317,010	42,001,040	41,053,120	40,421,180	39,157,310	38,209,300	37,261,400
26～30	55,850,430	54,209,985	53,799,870	52,569,520	51,749,220	50,108,840	48,878,490	47,648,150	26～30	55,845,240	54,204,780	53,794,680	52,564,320	51,744,090	50,103,640	48,873,300	47,642,960
31～35	66,981,530	64,991,575	64,494,080	63,001,600	62,006,610	60,016,650	58,524,180	57,031,710	31～35	66,974,000	64,984,040	64,486,550	62,994,070	61,999,080	60,009,120	58,516,650	57,024,180
36～40	73,114,880	70,926,025	70,392,060	68,758,360	67,669,230	65,490,990	63,857,300	62,223,610	36～40	73,106,180	70,927,030	70,383,370	68,749,670	67,660,540	65,482,290	63,848,600	62,214,920
41～45	79,248,220	76,881,635	76,290,050	74,515,130	73,331,860	70,965,330	69,190,420	67,415,520	41～45	79,238,300	76,871,810	76,280,190	74,505,270	73,321,990	70,955,460	69,180,550	67,405,660
46～50	85,381,560	82,826,735	82,188,030	80,271,900	78,994,480	76,439,660	74,523,540	72,607,430	46～50	85,370,520	82,815,700	82,177,000	80,260,870	78,983,450	76,428,630	74,512,510	72,596,390
51～55	91,514,910	88,771,725	88,086,020	86,028,670	84,657,110	81,914,000	79,856,660	77,799,330	51～55	91,502,710	88,759,530	88,073,820	86,016,470	84,644,910	81,901,800	79,844,460	77,787,130
56～60	97,648,250	94,716,855	93,984,000	91,785,440	90,319,730	87,388,340	85,189,780	82,991,240	56～60	97,634,880	94,703,480	93,970,640	91,772,070	90,306,360	87,374,970	85,176,410	82,977,870
61～65	103,781,600	100,661,905	99,881,090	97,542,200	95,982,350	92,862,670	90,522,900	88,183,140	61～65	103,767,000	100,647,370	99,867,450	97,527,670	95,967,820	92,845,140	90,508,370	88,168,610
66～70	109,914,940	106,606,965	105,779,970	103,298,970	101,644,980	98,337,010	95,856,020	93,375,050	66～70	109,899,240	106,591,250	105,764,270	103,283,270	101,629,270	98,321,310	95,840,320	93,359,350
※ 1 か所当たりの年額									※ 1 か所当たりの年額								

改正後									現行								
イ 4.5:1の職員配置を行った場合									イ 4.5:1の職員配置を行った場合								
地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他	地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
定員	円	円	円	円	円	円	円	円	定員	円	円	円	円	円	円	円	円
5人まで	13,344,410	12,994,900	12,907,530	12,645,390	12,470,640	12,121,130	11,859,000	11,596,870	5人まで	13,347,400	12,997,890	12,910,510	12,648,380	12,473,620	12,124,110	11,861,980	11,599,850
6～10人	19,477,700	18,939,900	18,805,510	18,402,160	18,133,260	17,595,470	17,192,120	16,788,770	6～10人	19,479,570	18,941,770	18,807,330	18,403,980	18,135,080	17,597,280	17,193,930	16,790,580
11～15	37,450,400	36,374,810	36,105,010	35,299,210	34,761,410	33,685,820	32,879,130	32,073,440	11～15	37,448,710	36,373,120	36,104,220	35,297,520	34,759,720	33,684,130	32,877,410	32,070,720
16～20	43,583,750	42,319,860	42,003,900	41,055,980	40,424,040	39,160,160	38,212,250	37,264,340	16～20	43,589,890	42,317,010	42,001,040	41,053,120	40,421,180	39,157,310	38,209,390	37,261,490
21～25	49,717,090	48,264,920	47,901,880	46,812,750	46,086,660	44,634,500	43,545,370	42,456,250	21～25	49,713,070	48,260,900	47,897,860	46,808,720	46,082,640	44,630,470	43,541,350	42,452,230
26～30	55,850,430	54,209,980	53,799,870	52,569,520	51,749,290	50,108,840	48,878,490	47,648,150	26～30	55,845,240	54,204,780	53,794,680	52,564,320	51,744,090	50,103,640	48,873,300	47,642,960
31～35	66,981,530	64,991,570	64,494,080	63,001,600	62,006,610	60,016,650	58,524,180	57,031,710	31～35	66,974,000	64,984,040	64,486,550	62,994,070	61,999,080	60,009,120	58,516,650	57,024,180
36～40	79,248,220	76,881,680	76,290,050	74,515,130	73,331,860	70,965,330	69,190,420	67,415,520	36～40	79,238,360	76,871,810	76,280,190	74,505,270	73,321,990	70,955,460	69,180,550	67,405,660
41～45	85,381,560	82,826,730	82,188,030	80,271,900	78,994,480	76,439,660	74,523,540	72,607,430	41～45	85,370,530	82,815,700	82,177,000	80,260,870	78,983,450	76,428,630	74,512,510	72,596,390
46～50	91,514,910	88,771,700	88,086,020	86,028,670	84,657,110	81,914,000	79,856,660	77,799,330	46～50	91,502,710	88,759,500	88,073,820	86,016,470	84,644,910	81,901,800	79,844,460	77,787,130
51～55	97,648,250	94,716,850	93,984,000	91,785,440	90,319,730	87,388,340	85,189,780	82,991,240	51～55	97,634,880	94,703,450	93,970,640	91,772,070	90,306,360	87,374,970	85,176,410	82,977,870
56～60	103,781,600	100,661,900	99,881,990	97,542,200	95,982,350	92,862,670	90,522,900	88,183,140	56～60	103,767,060	100,647,370	99,867,450	97,527,670	95,967,820	92,848,140	90,508,370	88,168,610
61～65	109,914,940	106,696,960	105,779,970	103,298,970	101,644,980	98,337,010	95,856,020	93,375,050	61～65	109,899,240	106,591,250	105,764,270	103,283,270	101,629,270	98,321,310	95,840,320	93,359,350
66～70	122,181,630	118,497,070	117,575,140	114,812,510	112,970,230	109,285,680	106,522,260	103,758,860	66～70	122,163,500	118,479,030	117,557,900	114,794,470	112,952,190	109,267,630	106,504,200	103,740,830
※1か所当たりの年額									※1か所当たりの年額								

改正後									現行								
ウ 4：1の職員配置を行った場合									ウ 4：1の職員配置を行った場合								
地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他	地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
定員	円	円	円	円	円	円	円	円	定員	円	円	円	円	円	円	円	円
5人まで	13,344,410	12,994,900	12,907,530	12,645,390	12,470,640	12,121,130	11,859,000	11,596,870	5人まで	13,347,400	12,997,890	12,910,510	12,648,380	12,473,620	12,124,110	11,861,980	11,599,850
6～10人	25,611,100	24,885,010	24,703,500	24,158,930	23,795,890	23,069,800	22,525,240	21,980,680	6～10人	25,611,750	24,885,660	24,704,140	24,159,580	23,796,530	23,070,450	22,525,890	21,981,230
11～15	37,450,400	36,374,810	36,105,010	35,299,210	34,761,410	33,685,820	32,879,130	32,073,440	11～15	37,448,710	36,373,120	36,104,220	35,297,520	34,759,730	33,684,140	32,877,410	32,070,750
16～20	43,583,750	42,319,860	42,003,900	41,055,980	40,424,040	39,160,160	38,212,250	37,264,340	16～20	43,589,890	42,317,010	42,001,040	41,053,120	40,421,180	39,157,310	38,209,390	37,261,490
21～25	55,850,430	54,209,980	53,799,870	52,569,520	51,740,290	50,108,840	48,878,490	47,648,150	21～25	55,845,240	54,204,780	53,794,680	52,564,320	51,744,090	50,103,640	48,873,300	47,642,960
26～30	61,983,780	60,155,030	59,697,850	58,326,280	57,411,910	55,583,170	54,211,610	52,840,060	26～30	61,977,400	60,148,670	59,691,490	58,319,920	57,405,550	55,576,810	54,205,250	52,833,700
31～35	73,114,880	70,936,620	70,392,060	68,758,360	67,669,230	65,490,990	63,857,300	62,223,610	31～35	73,106,180	70,927,930	70,383,370	68,749,670	67,660,540	65,482,290	63,848,600	62,214,920
36～40	85,381,590	82,826,730	82,188,030	80,371,900	78,994,480	76,439,660	74,523,540	72,607,420	36～40	85,370,530	82,815,700	82,177,000	80,260,870	78,983,450	76,428,630	74,512,510	72,596,390
41～45	91,514,910	88,771,730	88,086,030	86,028,670	84,657,110	81,914,000	79,856,660	77,799,320	41～45	91,502,710	88,759,530	88,073,820	86,016,470	84,644,910	81,901,800	79,844,460	77,787,120
46～50	97,648,270	94,716,850	93,984,000	91,785,440	90,319,730	87,388,240	85,189,780	82,991,240	46～50	97,634,880	94,703,430	93,970,640	91,772,070	90,306,360	87,374,970	85,176,410	82,977,870
51～55	103,781,600	100,661,900	99,881,090	97,549,200	95,982,350	92,862,670	90,522,900	88,183,140	51～55	103,767,060	100,647,370	99,867,450	97,527,670	95,967,820	92,848,140	90,508,370	88,168,610
56～60	116,648,280	112,552,010	111,677,960	109,055,740	107,307,600	103,811,350	101,189,140	98,566,960	56～60	116,631,410	112,535,140	111,661,090	109,038,870	107,290,730	103,794,480	101,172,270	98,550,080
61～65	122,181,630	118,497,070	117,575,940	114,812,510	112,970,230	109,285,680	106,522,260	103,758,860	61～65	122,163,590	118,479,030	117,557,900	114,784,470	112,952,190	109,267,630	106,504,220	103,740,820
66～70	128,314,970	124,442,130	123,473,040	120,569,280	118,632,850	114,760,020	111,855,390	108,950,770	66～70	128,295,700	124,422,920	123,454,720	120,550,070	118,613,640	114,740,810	111,836,180	108,931,590
※1か所当たりの年額									※1か所当たりの年額								

改正後									現行								
エ 3 : 1 の職員配置を行った場合									エ 3 : 1 の職員配置を行った場合								
地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他	地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円		円	円	円	円	円	円	円	円
5人まで	19,477,790	18,939,993	18,805,516	18,402,160	18,193,260	17,595,476	17,192,120	16,798,776	5人まで	19,479,570	18,941,770	18,807,330	18,403,980	18,195,080	17,597,280	17,193,930	16,799,590
6～10人	25,611,100	24,885,010	24,703,500	24,158,930	23,795,890	23,069,800	22,525,240	21,980,680	6～10人	25,611,750	24,885,660	24,704,140	24,159,580	23,796,530	23,070,450	22,525,890	21,981,230
11～15	43,583,750	42,319,800	42,003,900	41,055,980	40,424,040	39,160,160	38,212,250	37,264,340	11～15	43,580,890	42,317,010	42,001,040	41,053,120	40,421,180	39,157,310	38,209,390	37,261,490
16～20	55,850,430	54,209,980	53,799,870	52,569,520	51,749,290	50,108,840	48,878,490	47,648,150	16～20	55,845,240	54,204,780	53,794,680	52,564,320	51,744,090	50,103,640	48,873,300	47,642,960
21～25	61,983,780	60,155,030	59,697,850	58,326,280	57,411,910	55,583,170	54,211,610	52,840,060	21～25	61,977,420	60,148,670	59,691,490	58,319,920	57,405,550	55,576,810	54,205,250	52,833,700
26～30	74,250,470	72,045,140	71,493,820	69,839,820	68,737,160	66,531,850	64,877,850	63,223,870	26～30	74,241,770	72,036,450	71,485,130	69,831,120	68,728,460	66,523,150	64,869,160	63,215,180
31～35	91,514,910	88,771,790	88,086,020	86,028,670	84,657,110	81,914,000	79,856,660	77,799,320	31～35	91,502,710	88,759,590	88,073,820	86,016,470	84,644,910	81,901,800	79,844,460	77,787,120
36～40	97,648,290	94,716,850	93,984,090	91,785,440	90,319,730	87,388,340	85,189,780	82,991,240	36～40	97,634,880	94,703,480	93,970,640	91,772,070	90,306,360	87,374,970	85,176,410	82,977,870
41～45	109,914,940	106,606,980	105,779,970	103,298,970	101,644,980	98,337,010	95,856,020	93,375,050	41～45	109,899,240	106,591,250	105,764,270	103,283,270	101,629,270	98,321,310	95,840,320	93,359,350
46～50	122,181,630	118,407,070	117,575,940	114,812,510	112,970,230	109,285,680	106,522,260	103,758,860	46～50	122,163,590	118,479,030	117,557,900	114,794,470	112,952,190	109,267,640	106,504,220	103,740,820
51～55	128,314,870	124,442,130	123,473,930	120,569,280	118,632,850	114,760,020	111,855,390	108,950,770	51～55	128,295,750	124,422,920	123,454,720	120,550,070	118,613,640	114,740,810	111,836,180	108,931,560
56～60	140,581,660	136,332,240	135,269,900	132,082,810	129,958,100	125,708,700	122,521,630	119,334,580	56～60	140,560,120	136,310,690	135,248,360	132,061,270	129,936,560	125,687,160	122,500,080	119,313,040
61～65	152,848,350	148,222,350	147,065,870	143,596,350	141,283,350	136,657,370	133,187,870	129,718,390	61～65	152,824,470	148,198,470	147,041,990	143,572,470	141,259,470	136,633,490	133,163,990	129,694,510
66～70	158,981,090	154,167,410	152,963,850	149,353,120	146,945,970	142,131,710	138,520,990	134,910,300	66～70	158,956,640	154,142,360	152,938,810	149,328,070	146,920,920	142,106,660	138,495,940	134,885,250
※1 か所当たりの年額									※1 か所当たりの年額								

改正後									現行								
オ 2:1の職員配置を行った場合									オ 2:1の職員配置を行った場合								
地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他	地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
定員									定員								
	円	円	円	円	円	円	円	円		円	円	円	円	円	円	円	円
5人まで	25,611,100	24,885,010	24,703,500	24,158,930	23,795,890	23,069,800	22,525,240	21,980,680	5人まで	25,611,750	24,885,660	24,704,140	24,159,580	23,796,530	23,070,450	22,525,890	21,981,330
6～10人	37,877,700	36,775,130	36,499,410	35,672,460	35,121,130	34,018,480	33,191,480	32,364,490	6～10人	37,876,100	36,773,440	36,497,780	35,670,780	35,119,450	34,016,790	33,189,790	32,362,800
11～15	61,983,730	60,155,030	59,697,850	58,336,280	57,411,910	55,583,170	54,211,610	52,840,060	11～15	61,977,430	60,148,670	59,691,490	58,319,920	57,405,550	55,576,810	54,205,250	52,833,700
16～20	74,250,470	72,045,140	71,493,820	69,839,820	68,737,160	66,531,850	64,877,850	63,223,870	16～20	74,241,770	72,036,450	71,485,130	69,831,130	68,728,460	66,523,150	64,869,160	63,215,180
21～25	92,650,500	89,880,310	89,187,780	87,110,120	85,725,030	82,954,860	80,877,220	78,799,590	21～25	92,638,300	89,868,110	89,175,580	87,097,920	85,712,830	82,942,660	80,865,020	78,787,390
26～30	104,917,190	101,770,420	100,983,750	98,623,660	97,050,280	93,903,530	91,543,460	89,183,400	26～30	104,902,650	101,755,390	100,969,210	98,609,120	97,035,740	93,889,000	91,528,920	89,168,870
31～35	128,314,970	124,442,130	123,473,930	120,569,280	118,632,850	114,760,020	111,855,390	108,950,770	31～35	128,295,760	124,422,920	123,454,720	120,550,070	118,613,640	114,740,810	111,836,180	108,931,560
36～40	140,581,690	136,332,240	135,269,990	132,082,810	129,958,100	125,708,700	122,521,630	119,334,580	36～40	140,560,120	136,310,690	135,248,360	132,061,270	129,936,550	125,687,150	122,500,080	119,313,040
41～45	158,981,690	154,167,410	152,963,850	149,353,120	146,945,970	142,131,710	138,520,990	134,910,300	41～45	158,956,640	154,142,360	152,938,810	149,328,070	146,920,920	142,106,660	138,495,940	134,885,250
46～50	171,248,380	166,057,520	164,759,820	160,866,650	158,471,220	153,080,380	149,187,230	145,294,110	46～50	171,221,000	166,030,140	164,732,440	160,839,270	158,243,830	153,053,600	149,159,850	145,266,730
51～55	189,648,410	183,892,690	182,453,780	178,136,960	175,250,090	169,503,390	165,186,600	160,869,830	51～55	189,617,520	183,861,800	182,422,890	178,106,070	175,228,200	169,472,500	165,155,710	160,838,940
56～60	201,915,100	195,782,800	194,249,750	189,650,490	186,584,240	180,452,070	175,852,840	171,253,640	56～60	201,881,880	195,749,570	194,216,530	189,617,270	186,551,110	180,418,840	175,819,610	171,220,420
61～65	220,315,130	213,617,970	211,943,700	206,920,800	203,572,210	196,875,080	191,852,200	186,829,360	61～65	220,278,400	213,581,240	211,906,980	206,884,070	203,535,480	196,838,350	191,815,470	186,792,630
66～70	232,531,890	225,508,080	223,739,670	218,434,330	214,807,460	207,823,750	202,518,440	197,213,170	66～70	232,542,700	225,469,010	223,700,610	218,395,970	214,858,300	207,784,690	202,479,380	197,174,110
※1か所当たりの年額									※1か所当たりの年額								

改正後									現行								
(6) 児童養護施設の乳児加算分保護単価 (現員1人につき)									(6) 児童養護施設の乳児加算分保護単価 (現員1人につき)								
地域区分 職員配置	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他	地域区分 職員配置	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
(5.5:1)※1	円	円	円	円	円	円	円	円	(5.5:1)※1	円	円	円	円	円	円	円	円
1.6:1	259,630	252,120	250,240	244,610	240,860	233,350	227,720	222,090	1.6:1	259,580	252,070	250,190	244,560	240,810	233,310	227,680	222,050
※2 1.5:1	285,590	277,330	275,270	269,080	264,950	256,690	250,500	244,300	※2 1.5:1	285,540	277,280	275,210	269,020	264,890	256,640	250,440	244,250
1.4:1	317,320	308,150	305,850	298,970	294,390	285,210	278,330	271,450	1.4:1	317,260	308,090	305,790	298,910	294,330	285,150	278,270	271,390
1.3:1	335,990	326,270	323,850	316,560	311,700	301,990	294,700	287,420	1.3:1	335,920	326,210	323,780	316,500	311,640	301,930	294,640	287,360
(5:1)※1									(5:1)※1								
1.6:1	248,340	241,160	239,360	233,980	230,390	223,210	217,820	212,440	1.6:1	248,290	241,110	239,320	233,930	230,340	223,160	217,780	212,390
※2 1.5:1	271,990	264,130	262,160	256,260	252,330	244,470	238,570	232,670	※2 1.5:1	271,940	264,070	262,110	256,210	252,280	244,420	238,520	232,620
1.4:1	300,620	291,930	289,760	283,240	278,890	270,200	263,680	257,160	1.4:1	300,560	291,870	289,700	283,180	278,840	270,140	263,630	257,110
1.3:1	335,990	326,270	323,850	316,560	311,700	301,990	294,700	287,420	1.3:1	335,920	326,210	323,780	316,500	311,640	301,930	294,640	287,360
(4.5:1)※1									(4.5:1)※1								
1.6:1	237,990	231,110	229,390	224,230	220,790	213,910	208,750	203,590	1.6:1	237,950	231,060	229,340	224,180	220,740	213,860	208,700	203,540
※2 1.5:1	259,630	252,120	250,240	244,610	240,860	233,350	227,720	222,090	※2 1.5:1	259,580	252,070	250,190	244,560	240,810	233,310	227,680	222,050
1.4:1	285,590	277,330	275,270	269,080	264,950	256,690	250,500	244,300	1.4:1	285,540	277,280	275,210	269,020	264,890	256,640	250,440	244,250
1.3:1	317,320	308,150	305,850	298,970	294,390	285,210	278,330	271,450	1.3:1	317,260	308,090	305,790	298,910	294,330	285,150	278,270	271,390
(4:1)※1									(4:1)※1								
1.6:1	219,680	213,330	211,740	206,980	203,800	197,450	192,690	187,930	1.6:1	219,640	213,290	211,700	206,940	203,760	197,410	192,650	187,880
※2 1.5:1	237,990	231,110	229,390	224,230	220,790	213,910	208,750	203,590	※2 1.5:1	237,950	231,060	229,340	224,180	220,740	213,860	208,700	203,540
1.4:1	271,990	264,130	262,160	256,260	252,330	244,470	238,570	232,670	1.4:1	271,940	264,070	262,110	256,210	252,280	244,420	238,520	232,620
1.3:1	300,620	291,930	289,760	283,240	278,890	270,200	263,680	257,160	1.3:1	300,560	291,870	289,700	283,180	278,840	270,140	263,630	257,110
※1	少年に対する職員配置状況								※1	少年に対する職員配置状況							
※2	乳児に対する職員配置状況								※2	乳児に対する職員配置状況							
※3	※2の職員配置状況において、配置職員数が同数である場合には、より低い配置状況に合わせ、単価を設定すること。								※3	※2の職員配置状況において、配置職員数が同数である場合には、より低い配置状況に合わせ、単価を設定すること。							



改正後									現行								
(7) 児童養護施設の1歳児加算分保護単価 (現員1人につき)									(7) 児童養護施設の1歳児加算分保護単価 (現員1人につき)								
地域区分 職員配置	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他	地域区分 職員配置	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
(5.5:1) ※1	円	円	円	円	円	円	円	円	(5.5:1) ※1	円	円	円	円	円	円	円	円
1.6:1	243,860	236,910	235,170	229,950	226,470	219,520	214,300	209,080	1.6:1	243,810	236,860	235,120	229,900	226,420	219,470	214,250	209,030
※2 1.5:1	268,250	260,600	258,680	252,950	249,120	241,470	235,730	229,990	※2 1.5:1	268,200	260,540	258,630	252,890	249,070	241,420	235,680	229,940
1.4:1	298,060	289,550	287,430	281,050	276,800	268,300	261,920	255,550	1.4:1	298,000	289,490	287,370	280,990	276,740	268,240	261,860	255,490
1.3:1	315,590	306,590	304,340	297,580	293,080	284,080	277,330	270,580	1.3:1	315,530	306,520	304,270	297,520	293,020	284,020	277,270	270,520
(5:1) ※1									(5:1) ※1								
1.6:1	233,260	226,610	224,940	219,950	216,630	209,970	204,980	199,990	1.6:1	233,210	226,560	224,900	219,910	216,580	209,930	204,940	199,950
※2 1.5:1	255,480	248,190	246,370	240,900	237,260	229,970	224,500	219,040	※2 1.5:1	255,420	248,140	246,320	240,850	237,210	229,920	224,450	218,990
1.4:1	282,370	274,310	272,300	266,260	262,230	254,180	248,140	242,100	1.4:1	282,310	274,260	272,240	266,200	262,180	254,120	248,080	242,040
1.3:1	315,590	306,590	304,340	297,580	293,080	284,080	277,330	270,580	1.3:1	315,530	306,520	304,270	297,520	293,020	284,020	277,270	270,520
(4.5:1) ※1									(4.5:1) ※1								
1.6:1	223,540	217,160	215,570	210,790	207,600	201,220	196,440	191,660	1.6:1	223,500	217,120	215,530	210,740	207,560	201,180	196,400	191,610
※2 1.5:1	243,860	236,910	235,170	229,950	226,470	219,520	214,300	209,080	※2 1.5:1	243,810	236,860	235,120	229,900	226,420	219,470	214,250	209,030
1.4:1	268,250	260,600	258,680	252,950	249,120	241,470	235,730	229,990	1.4:1	268,200	260,540	258,630	252,890	249,070	241,420	235,680	229,940
1.3:1	298,060	289,550	287,430	281,050	276,800	268,300	261,920	255,550	1.3:1	298,000	289,490	287,370	280,990	276,740	268,240	261,860	255,490
(4:1) ※1									(4:1) ※1								
1.6:1	206,340	200,460	198,990	194,570	191,630	185,740	181,330	176,920	1.6:1	206,300	200,420	198,950	194,530	191,590	185,700	181,290	176,870
※2 1.5:1	223,540	217,160	215,570	210,790	207,600	201,220	196,440	191,660	※2 1.5:1	223,500	217,120	215,530	210,740	207,560	201,180	196,400	191,610
1.4:1	255,480	248,190	246,370	240,900	237,260	229,970	224,500	219,040	1.4:1	255,420	248,140	246,320	240,850	237,210	229,920	224,450	218,990
1.3:1	282,370	274,310	272,300	266,260	262,230	254,180	248,140	242,100	1.3:1	282,310	274,260	272,240	266,200	262,180	254,120	248,080	242,040
※1 少年に対する職員配置状況 ※2 1歳児に対する職員配置状況 ※3 ※2の職員配置状況において、配置職員数が同数である場合には、より低い配置状況に合わせ、単価を設定すること。									※1 少年に対する職員配置状況 ※2 1歳児に対する職員配置状況 ※3 ※2の職員配置状況において、配置職員数が同数である場合には、より低い配置状況に合わせ、単価を設定すること。								
(8) 児童養護施設の2歳児加算分保護単価 (現員1人につき)									(8) 児童養護施設の2歳児加算分保護単価 (現員1人につき)								
地域区分 職員配置	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他	地域区分 職員配置	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
(5.5:1) ※	円	円	円	円	円	円	円	円	(5.5:1) ※	円	円	円	円	円	円	円	円
(5:1) ※	173,060	168,130	166,890	163,190	160,720	155,780	152,080	148,380	(5.5:1) ※	173,030	168,090	166,860	163,150	160,690	155,750	152,050	148,350
(4.5:1) ※1	162,570	157,940	156,780	153,300	150,980	146,340	142,870	139,390	(5:1) ※	162,540	157,900	156,740	153,270	150,950	146,310	142,830	139,350
(4:1) ※	149,030	144,770	143,710	140,520	138,400	134,150	130,960	127,770	(4.5:1) ※1	149,000	144,740	143,680	140,490	138,370	134,120	130,930	127,740
	134,120	130,300	129,340	126,470	124,560	120,730	117,860	114,990	(4:1) ※	134,100	130,270	129,310	126,440	124,530	120,710	117,840	114,970
※ 少年に対する職員配置状況									※ 少年に対する職員配置状況								

改正後									現行								
(9) 児童養護施設の年少児加算分保護単価 (現員1人につき)									(9) 児童養護施設の年少児加算分保護単価 (現員1人につき)								
地域区分 職員配置	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他	地域区分 職員配置	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
(5.5:1)※1	円	円	円	円	円	円	円	円	(5.5:1)※1	円	円	円	円	円	円	円	円
4:01	36,740	35,690	35,430	34,650	34,120	33,070	32,290	31,500	4:01	36,740	35,690	35,430	34,640	34,110	33,070	32,280	31,490
※2 3.5:1	55,880	54,290	53,890	52,690	51,900	50,300	49,110	47,910	※2 3.5:1	55,870	54,280	53,880	52,680	51,890	50,290	49,100	47,900
3:01	81,280	78,970	78,390	76,650	75,490	73,170	71,430	69,690	3:01	81,270	78,950	78,370	76,630	75,470	73,150	71,410	69,680
(5:1)※1									(5:1)※1								
4:1	26,820	26,060	25,860	25,290	24,910	24,140	23,570	23,000	4:1	26,820	26,050	25,860	25,290	24,900	24,140	23,560	22,990
※2 3.5:1	46,250	44,930	44,600	43,610	42,950	41,630	40,640	39,650	※2 3.5:1	46,240	44,920	44,590	43,600	42,940	41,620	40,630	39,640
3:01	71,530	69,490	68,980	67,450	66,430	64,390	62,860	61,330	3:01	71,520	69,480	68,970	67,430	66,410	64,370	62,840	61,310
(4.5:1)※1									(4.5:1)※1								
4:01	14,900	14,470	14,370	14,050	13,840	13,410	13,090	12,770	4:01	14,900	14,470	14,360	14,050	13,830	13,410	13,090	12,770
※2 3.5:1	34,170	33,190	32,950	32,220	31,730	30,760	30,030	29,290	※2 3.5:1	34,160	33,190	32,940	32,210	31,720	30,750	30,020	29,290
3:01	59,610	57,910	57,480	56,210	55,360	53,660	52,380	51,110	3:01	59,600	57,900	57,470	56,190	55,340	53,640	52,370	51,090
(4:1)※1									(4:1)※1								
※2 3.5:1	19,160	18,610	18,470	18,060	17,790	17,240	16,830	16,420	※2 3.5:1	19,150	18,610	18,470	18,060	17,790	17,240	16,830	16,420
3:01	44,700	43,430	43,110	42,150	41,520	40,240	39,280	38,330	3:01	44,700	43,420	43,100	42,150	41,510	40,230	39,280	38,320
※1 少年に対する職員配置状況 ※2 3歳以上児に対する職員配置状況 ※3 ※2の職員配置状況において、配置職員数が同数である場合には、より低い配置状況に合わせ、単価を設定すること。									※1 少年に対する職員配置状況 ※2 3歳以上児に対する職員配置状況 ※3 ※2の職員配置状況において、配置職員数が同数である場合には、より低い配置状況に合わせ、単価を設定すること。								

改正後									現行								
(10) 里親支援専門相談員加算分保護単価 ア 児童養護施設									(10) 里親支援専門相談員加算分保護単価 ア 児童養護施設								
地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他	地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
定員	円	円	円	円	円	円	円	円	定員	円	円	円	円	円	円	円	円
20人まで	29,200	28,370	28,170	27,540	27,130	26,300	25,680	25,050	20人まで	29,200	28,370	28,160	27,540	27,120	26,290	25,670	25,050
21～25人	23,360	22,700	22,530	22,030	21,700	21,040	20,540	20,040	21～25人	23,360	22,690	22,530	22,030	21,700	21,030	20,540	20,040
26～30	19,470	18,910	18,780	18,360	18,080	17,530	17,120	16,700	26～30	19,460	18,910	18,770	18,360	18,080	17,530	17,110	16,700
31～35	16,690	16,210	16,090	15,740	15,500	15,030	14,670	14,310	31～35	16,680	16,210	16,090	15,730	15,500	15,020	14,670	14,310
36～40	14,600	14,180	14,080	13,770	13,560	13,150	12,840	12,520	36～40	14,600	14,180	14,080	13,770	13,560	13,140	12,830	12,520
41～45	12,980	12,610	12,520	12,240	12,050	11,690	11,410	11,130	41～45	12,970	12,610	12,510	12,240	12,050	11,680	11,410	11,130
46～50	11,680	11,350	11,260	11,010	10,850	10,520	10,270	10,020	46～50	11,680	11,340	11,260	11,010	10,850	10,510	10,270	10,020
51～55	10,620	10,310	10,240	10,010	9,860	9,560	9,330	9,110	51～55	10,610	10,310	10,240	10,010	9,860	9,560	9,330	9,110
56～60	9,730	9,450	9,390	9,180	9,040	8,760	8,560	8,350	56～60	9,730	9,450	9,380	9,180	9,040	8,760	8,550	8,350
61～65	8,980	8,730	8,660	8,470	8,340	8,090	7,900	7,710	61～65	8,980	8,730	8,660	8,470	8,340	8,090	7,900	7,700
66～70	8,340	8,100	8,040	7,870	7,750	7,510	7,330	7,150	66～70	8,340	8,100	8,040	7,860	7,750	7,510	7,330	7,150
71～75	7,780	7,560	7,510	7,340	7,230	7,010	6,840	6,680	71～75	7,780	7,560	7,510	7,340	7,230	7,010	6,840	6,680
76～80	7,300	7,090	7,040	6,880	6,780	6,570	6,420	6,260	76～80	7,300	7,090	7,040	6,880	6,780	6,570	6,410	6,260
81～85	6,870	6,670	6,620	6,480	6,380	6,180	6,040	5,890	81～85	6,870	6,670	6,620	6,480	6,380	6,180	6,040	5,890
86～90	6,490	6,300	6,260	6,120	6,030	5,840	5,700	5,560	86～90	6,480	6,300	6,250	6,120	6,020	5,840	5,700	5,560
91～95	6,140	5,970	5,930	5,800	5,710	5,530	5,400	5,270	91～95	6,140	5,970	5,920	5,790	5,710	5,530	5,400	5,270
96～100	5,840	5,670	5,630	5,510	5,420	5,260	5,130	5,010	96～100	5,840	5,670	5,630	5,500	5,420	5,250	5,130	5,010
101～105	5,560	5,400	5,360	5,240	5,160	5,010	4,890	4,770	101～105	5,560	5,400	5,360	5,240	5,160	5,000	4,890	4,770
106～110	5,310	5,160	5,120	5,000	4,930	4,780	4,660	4,550	106～110	5,310	5,150	5,120	5,000	4,930	4,780	4,660	4,550
111～115	5,080	4,930	4,890	4,790	4,710	4,570	4,460	4,350	111～115	5,070	4,930	4,890	4,790	4,710	4,570	4,460	4,350
116～120	4,860	4,730	4,690	4,590	4,520	4,380	4,280	4,170	116～120	4,860	4,720	4,690	4,590	4,520	4,380	4,270	4,170
121～125	4,670	4,540	4,500	4,400	4,340	4,200	4,100	4,000	121～125	4,670	4,540	4,500	4,400	4,340	4,200	4,100	4,000
126～130	4,490	4,360	4,330	4,230	4,170	4,040	3,950	3,850	126～130	4,490	4,360	4,330	4,230	4,170	4,040	3,950	3,850
131～135	4,320	4,200	4,170	4,080	4,020	3,890	3,800	3,710	131～135	4,320	4,200	4,170	4,080	4,010	3,890	3,800	3,710
136～140	4,170	4,050	4,020	3,930	3,870	3,750	3,660	3,580	136～140	4,170	4,050	4,020	3,930	3,870	3,750	3,660	3,570
141～145	4,020	3,910	3,880	3,800	3,740	3,620	3,540	3,450	141～145	4,020	3,910	3,880	3,790	3,740	3,620	3,540	3,450
146～150	3,890	3,780	3,750	3,670	3,610	3,500	3,420	3,340	146～150	3,890	3,780	3,750	3,670	3,610	3,500	3,420	3,340
151人以上	3,760	3,660	3,630	3,550	3,500	3,390	3,310	3,230	151人以上	3,760	3,660	3,630	3,550	3,500	3,390	3,310	3,230

改正後									現行								
イ 乳児院									イ 乳児院								
地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他	地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
定員	円	円	円	円	円	円	円	円	定員	円	円	円	円	円	円	円	円
10人まで	58,410	56,750	56,340	55,090	54,260	52,600	51,360	50,110	10人まで	58,400	56,740	56,330	55,080	54,250	52,590	51,350	50,100
11～15人	38,940	37,830	37,560	36,730	36,170	35,070	34,240	33,410	11～15人	38,930	37,830	37,550	36,720	36,170	35,060	34,230	33,400
16～20	29,200	28,370	28,170	27,540	27,130	26,300	25,680	25,050	16～20	29,200	28,370	28,160	27,540	27,120	26,290	25,670	25,050
21～25	23,360	22,700	22,530	22,030	21,700	21,040	20,540	20,040	21～25	23,360	22,690	22,530	22,030	21,700	21,030	20,540	20,040
26～30	19,470	18,910	18,780	18,360	18,080	17,530	17,120	16,700	26～30	19,460	18,910	18,770	18,360	18,080	17,530	17,110	16,700
31～35	16,690	16,210	16,090	15,740	15,500	15,030	14,670	14,310	31～35	16,680	16,210	16,090	15,730	15,500	15,020	14,670	14,310
36～40	14,600	14,180	14,080	13,770	13,560	13,150	12,840	12,520	36～40	14,600	14,180	14,080	13,770	13,560	13,140	12,830	12,520
41～45	12,980	12,610	12,520	12,240	12,050	11,690	11,410	11,130	41～45	12,970	12,610	12,510	12,240	12,050	11,680	11,410	11,130
46～50	11,680	11,350	11,260	11,010	10,850	10,520	10,270	10,020	46～50	11,680	11,340	11,260	11,010	10,850	10,510	10,270	10,020
51～55	10,620	10,310	10,240	10,010	9,860	9,560	9,330	9,110	51～55	10,610	10,310	10,240	10,010	9,860	9,560	9,330	9,110
56～60	9,730	9,450	9,390	9,180	9,040	8,760	8,560	8,350	56～60	9,730	9,450	9,380	9,180	9,040	8,760	8,550	8,350
61～65	8,980	8,730	8,660	8,470	8,340	8,090	7,900	7,710	61～65	8,980	8,730	8,660	8,470	8,340	8,090	7,900	7,700
66～70	8,340	8,100	8,040	7,870	7,750	7,510	7,330	7,150	66～70	8,340	8,100	8,040	7,860	7,750	7,510	7,330	7,150
71～75	7,780	7,560	7,510	7,340	7,230	7,010	6,840	6,680	71～75	7,780	7,560	7,510	7,340	7,230	7,010	6,840	6,680
76～80	7,300	7,090	7,040	6,880	6,780	6,570	6,420	6,260	76～80	7,300	7,090	7,040	6,880	6,780	6,570	6,410	6,260
81～85	6,870	6,670	6,620	6,480	6,380	6,180	6,040	5,890	81～85	6,870	6,670	6,620	6,480	6,380	6,180	6,040	5,890
86～90	6,490	6,300	6,260	6,120	6,030	5,840	5,700	5,560	86～90	6,480	6,300	6,250	6,120	6,020	5,840	5,700	5,560
91人以上	6,140	5,970	5,930	5,800	5,710	5,530	5,400	5,270	91人以上	6,140	5,970	5,920	5,790	5,710	5,530	5,400	5,270

改正後									現行								
(11) 心理療法担当職員加算分保護単価（常勤単価） ア 児童養護施設									(11) 心理療法担当職員加算分保護単価（常勤単価） ア 児童養護施設								
地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他	地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
定員	円	円	円	円	円	円	円	円	定員	円	円	円	円	円	円	円	円
20人まで	28,810	27,980	27,770	27,150	26,730	25,900	25,280	24,660	20人まで	28,800	27,970	27,770	27,140	26,730	25,900	25,280	24,650
21～25人	23,050	22,380	22,220	21,720	21,390	20,720	20,220	19,730	21～25人	23,040	22,380	22,210	21,710	21,380	20,720	20,220	19,720
26～30	19,200	18,650	18,510	18,100	17,820	17,270	16,850	16,440	26～30	19,200	18,650	18,510	18,090	17,820	17,260	16,850	16,430
31～35	16,460	15,990	15,870	15,510	15,270	14,800	14,440	14,090	31～35	16,460	15,980	15,860	15,510	15,270	14,800	14,440	14,090
36～40	14,400	13,990	13,880	13,570	13,360	12,950	12,640	12,330	36～40	14,400	13,980	13,880	13,570	13,360	12,950	12,640	12,320
41～45	12,800	12,430	12,340	12,060	11,880	11,510	11,230	10,960	41～45	12,800	12,430	12,340	12,060	11,880	11,510	11,230	10,950
46～50	11,520	11,190	11,110	10,860	10,690	10,360	10,110	9,860	46～50	11,520	11,190	11,100	10,850	10,690	10,360	10,110	9,860
51～55	10,470	10,170	10,100	9,870	9,720	9,420	9,190	8,960	51～55	10,470	10,170	10,090	9,870	9,720	9,410	9,190	8,960
56～60	9,600	9,320	9,250	9,050	8,910	8,630	8,420	8,220	56～60	9,600	9,320	9,250	9,040	8,910	8,630	8,420	8,210
61～65	8,860	8,610	8,540	8,350	8,220	7,970	7,780	7,580	61～65	8,860	8,600	8,540	8,350	8,220	7,970	7,770	7,580
66～70	8,230	7,990	7,930	7,750	7,630	7,400	7,220	7,040	66～70	8,230	7,990	7,930	7,750	7,630	7,400	7,220	7,040
71～75	7,680	7,460	7,400	7,240	7,130	6,900	6,740	6,570	71～75	7,680	7,460	7,400	7,230	7,120	6,900	6,740	6,570
76～80	7,200	6,990	6,940	6,780	6,680	6,470	6,320	6,160	76～80	7,200	6,990	6,940	6,780	6,680	6,470	6,320	6,160
81～85	6,770	6,580	6,530	6,380	6,290	6,090	5,940	5,800	81～85	6,770	6,580	6,530	6,380	6,290	6,090	5,940	5,800
86～90	6,400	6,210	6,170	6,030	5,940	5,750	5,610	5,480	86～90	6,400	6,210	6,170	6,030	5,940	5,750	5,610	5,470
91～95	6,060	5,890	5,840	5,710	5,620	5,450	5,320	5,190	91～95	6,060	5,890	5,840	5,710	5,620	5,450	5,320	5,190
96～100	5,760	5,590	5,550	5,430	5,340	5,180	5,050	4,930	96～100	5,760	5,590	5,550	5,420	5,340	5,180	5,050	4,930
101～105	5,480	5,330	5,290	5,170	5,090	4,930	4,810	4,690	101～105	5,480	5,320	5,280	5,170	5,090	4,930	4,810	4,690
106～110	5,230	5,080	5,050	4,930	4,860	4,710	4,590	4,480	106～110	5,230	5,080	5,040	4,930	4,860	4,700	4,590	4,480
111～115	5,010	4,860	4,830	4,720	4,650	4,500	4,390	4,280	111～115	5,010	4,860	4,830	4,720	4,640	4,500	4,390	4,280
116～120	4,800	4,660	4,620	4,520	4,450	4,310	4,210	4,110	116～120	4,800	4,660	4,620	4,520	4,450	4,310	4,210	4,100
121～125	4,610	4,470	4,440	4,340	4,270	4,140	4,040	3,940	121～125	4,600	4,470	4,440	4,340	4,270	4,140	4,040	3,940
126～130	4,430	4,300	4,270	4,170	4,110	3,980	3,890	3,790	126～130	4,430	4,300	4,270	4,170	4,110	3,980	3,880	3,790
131～135	4,260	4,140	4,110	4,020	3,960	3,830	3,740	3,650	131～135	4,260	4,140	4,110	4,020	3,960	3,830	3,740	3,650
136～140	4,110	3,990	3,960	3,870	3,820	3,700	3,610	3,520	136～140	4,110	3,990	3,960	3,870	3,810	3,700	3,610	3,520
141～145	3,970	3,860	3,830	3,740	3,680	3,570	3,480	3,400	141～145	3,970	3,850	3,830	3,740	3,680	3,570	3,480	3,400
146～150	3,840	3,730	3,700	3,620	3,560	3,450	3,370	3,280	146～150	3,840	3,730	3,700	3,620	3,560	3,450	3,370	3,280
151人以上	3,710	3,610	3,580	3,500	3,450	3,340	3,260	3,180	151人以上	3,710	3,610	3,580	3,500	3,440	3,340	3,260	3,180

改正後									現行								
イ 児童自立支援施設									イ 児童自立支援施設								
地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他	地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
定員									定員								
	円	円	円	円	円	円	円	円		円	円	円	円	円	円	円	円
30人まで	19,200	18,650	18,510	18,100	17,820	17,270	16,850	16,440	30人まで	19,200	18,650	18,510	18,090	17,820	17,260	16,850	16,430
31～35人	16,460	15,990	15,870	15,510	15,270	14,800	14,440	14,090	31～35人	16,460	15,980	15,860	15,510	15,270	14,800	14,440	14,090
36～40	14,400	13,990	13,880	13,570	13,360	12,950	12,640	12,330	36～40	14,400	13,980	13,880	13,570	13,360	12,950	12,640	12,320
41～45	12,800	12,430	12,340	12,060	11,880	11,510	11,230	10,960	41～45	12,800	12,430	12,340	12,060	11,880	11,510	11,230	10,950
46～50	11,520	11,190	11,110	10,860	10,690	10,360	10,110	9,860	46～50	11,520	11,190	11,100	10,850	10,690	10,360	10,110	9,860
51～55	10,470	10,170	10,100	9,870	9,720	9,420	9,190	8,960	51～55	10,470	10,170	10,090	9,870	9,720	9,410	9,190	8,960
56～60	9,600	9,320	9,250	9,050	8,910	8,630	8,420	8,220	56～60	9,600	9,320	9,250	9,040	8,910	8,630	8,420	8,210
61～65	8,860	8,610	8,540	8,350	8,220	7,970	7,780	7,580	61～65	8,860	8,600	8,540	8,350	8,220	7,970	7,770	7,580
66～70	8,230	7,990	7,930	7,750	7,630	7,400	7,220	7,040	66～70	8,230	7,990	7,930	7,750	7,630	7,400	7,220	7,040
71～75	7,680	7,460	7,400	7,240	7,130	6,900	6,740	6,570	71～75	7,680	7,460	7,400	7,230	7,120	6,900	6,740	6,570
76～80	7,200	6,990	6,940	6,780	6,680	6,470	6,320	6,160	76～80	7,200	6,990	6,940	6,780	6,680	6,470	6,320	6,160
81～85	6,770	6,580	6,530	6,380	6,290	6,090	5,940	5,800	81～85	6,770	6,580	6,530	6,380	6,290	6,090	5,940	5,800
86～90	6,400	6,210	6,170	6,030	5,940	5,750	5,610	5,480	86～90	6,400	6,210	6,170	6,030	5,940	5,750	5,610	5,470
91～95	6,060	5,890	5,840	5,710	5,620	5,450	5,320	5,190	91～95	6,060	5,890	5,840	5,710	5,620	5,450	5,320	5,190
96～100	5,760	5,590	5,550	5,430	5,340	5,180	5,050	4,930	96～100	5,760	5,590	5,550	5,420	5,340	5,180	5,050	4,930
101～105	5,480	5,330	5,290	5,170	5,090	4,930	4,810	4,690	101～105	5,480	5,320	5,280	5,170	5,090	4,930	4,810	4,690
106～110	5,230	5,080	5,050	4,930	4,860	4,710	4,590	4,480	106～110	5,230	5,080	5,040	4,930	4,860	4,700	4,590	4,480
111～115	5,010	4,860	4,830	4,720	4,650	4,500	4,390	4,280	111～115	5,010	4,860	4,830	4,720	4,640	4,500	4,390	4,280
116～120	4,800	4,660	4,620	4,520	4,450	4,310	4,210	4,110	116～120	4,800	4,660	4,620	4,520	4,450	4,310	4,210	4,100
121～125	4,610	4,470	4,440	4,340	4,270	4,140	4,040	3,940	121～125	4,600	4,470	4,440	4,340	4,270	4,140	4,040	3,940
126～130	4,430	4,300	4,270	4,170	4,110	3,980	3,890	3,790	126～130	4,430	4,300	4,270	4,170	4,110	3,980	3,880	3,790
131～135	4,260	4,140	4,110	4,020	3,960	3,830	3,740	3,650	131～135	4,260	4,140	4,110	4,020	3,960	3,830	3,740	3,650
136～140	4,110	3,990	3,960	3,870	3,820	3,700	3,610	3,520	136～140	4,110	3,990	3,960	3,870	3,810	3,700	3,610	3,520
141～145	3,970	3,860	3,830	3,740	3,680	3,570	3,480	3,400	141～145	3,970	3,850	3,830	3,740	3,680	3,570	3,480	3,400
146～150	3,840	3,730	3,700	3,620	3,560	3,450	3,370	3,280	146～150	3,840	3,730	3,700	3,620	3,560	3,450	3,370	3,280
151人以上	3,710	3,610	3,580	3,500	3,450	3,340	3,260	3,180	151人以上	3,710	3,610	3,580	3,500	3,440	3,340	3,260	3,180

改正後									現行								
ウ 乳児院									ウ 乳児院								
地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他	地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
定員									定員								
	円	円	円	円	円	円	円	円		円	円	円	円	円	円	円	円
10人まで	57,620	55,960	55,550	54,300	53,470	51,810	50,570	49,320	10人まで	57,610	55,950	55,540	54,290	53,460	51,800	50,550	49,310
11～15人	38,410	37,310	37,030	36,200	35,650	34,540	33,710	32,880	11～15人	38,410	37,300	37,020	36,190	35,640	34,530	33,700	32,870
16～20	28,810	27,980	27,770	27,150	26,730	25,900	25,280	24,660	16～20	28,800	27,970	27,770	27,140	26,730	25,900	25,280	24,650
21～25	23,050	22,380	22,220	21,720	21,390	20,720	20,220	19,730	21～25	23,040	22,380	22,210	21,710	21,380	20,720	20,220	19,720
26～30	19,200	18,650	18,510	18,100	17,820	17,270	16,850	16,440	26～30	19,200	18,650	18,510	18,090	17,820	17,260	16,850	16,430
31～35	16,460	15,990	15,870	15,510	15,270	14,800	14,440	14,090	31～35	16,460	15,980	15,860	15,510	15,270	14,800	14,440	14,090
36～40	14,400	13,990	13,880	13,570	13,360	12,950	12,640	12,330	36～40	14,400	13,980	13,880	13,570	13,360	12,950	12,640	12,320
41～45	12,800	12,430	12,340	12,060	11,880	11,510	11,230	10,960	41～45	12,800	12,430	12,340	12,060	11,880	11,510	11,230	10,950
46～50	11,520	11,190	11,110	10,860	10,690	10,360	10,110	9,860	46～50	11,520	11,190	11,100	10,850	10,690	10,360	10,110	9,860
51～55	10,470	10,170	10,100	9,870	9,720	9,420	9,190	8,960	51～55	10,470	10,170	10,090	9,870	9,720	9,410	9,190	8,960
56～60	9,600	9,320	9,250	9,050	8,910	8,630	8,420	8,220	56～60	9,600	9,320	9,250	9,040	8,910	8,630	8,420	8,210
61～65	8,860	8,610	8,540	8,350	8,220	7,970	7,780	7,580	61～65	8,860	8,600	8,540	8,350	8,220	7,970	7,770	7,580
66～70	8,230	7,990	7,930	7,750	7,630	7,400	7,220	7,040	66～70	8,230	7,990	7,930	7,750	7,630	7,400	7,220	7,040
71～75	7,680	7,460	7,400	7,240	7,130	6,900	6,740	6,570	71～75	7,680	7,460	7,400	7,230	7,120	6,900	6,740	6,570
76～80	7,200	6,990	6,940	6,780	6,680	6,470	6,320	6,160	76～80	7,200	6,990	6,940	6,780	6,680	6,470	6,320	6,160
81～85	6,770	6,580	6,530	6,380	6,290	6,090	5,940	5,800	81～85	6,770	6,580	6,530	6,380	6,290	6,090	5,940	5,800
86～90	6,400	6,210	6,170	6,030	5,940	5,750	5,610	5,480	86～90	6,400	6,210	6,170	6,030	5,940	5,750	5,610	5,470
91人以上	6,060	5,890	5,840	5,710	5,620	5,450	5,320	5,190	91人以上	6,060	5,890	5,840	5,710	5,620	5,450	5,320	5,190

改正後									現行								
エ 児童心理治療施設									エ 児童心理治療施設								
地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他	地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
定員	円	円	円	円	円	円	円	円	定員	円	円	円	円	円	円	円	円
20人まで	28,810	27,980	27,770	27,150	26,730	25,900	25,280	24,660	20人まで	28,800	27,970	27,770	27,140	26,730	25,900	25,280	24,650
21～25人	23,050	22,380	22,220	21,720	21,390	20,720	20,220	19,730	21～25人	23,040	22,380	22,210	21,710	21,380	20,720	20,220	19,720
26～30	19,200	18,650	18,510	18,100	17,820	17,270	16,850	16,440	26～30	19,200	18,650	18,510	18,090	17,820	17,260	16,850	16,430
31～35	16,460	15,990	15,870	15,510	15,270	14,800	14,440	14,090	31～35	16,460	15,980	15,860	15,510	15,270	14,800	14,440	14,090
36～40	14,400	13,990	13,880	13,570	13,360	12,950	12,640	12,330	36～40	14,400	13,980	13,880	13,570	13,360	12,950	12,640	12,320
41～45	12,800	12,430	12,340	12,060	11,880	11,510	11,230	10,960	41～45	12,800	12,430	12,340	12,060	11,880	11,510	11,230	10,950
46人以上	11,520	11,190	11,110	10,860	10,690	10,360	10,110	9,860	46人以上	11,520	11,190	11,100	10,850	10,690	10,360	10,110	9,860
オ 母子生活支援施設									オ 母子生活支援施設								
地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他	地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
定員	円	円	円	円	円	円	円	円	定員	円	円	円	円	円	円	円	円
10世帯まで	38,410	37,310	37,030	36,200	35,650	34,540	33,710	32,880	10世帯まで	38,410	37,300	37,020	36,190	35,640	34,530	33,700	32,870
11～20世帯	28,810	27,980	27,770	27,150	26,730	25,900	25,280	24,660	11～20世帯	28,800	27,970	27,770	27,140	26,730	25,900	25,280	24,650
21～30	19,200	18,650	18,510	18,100	17,820	17,270	16,850	16,440	21～30	19,200	18,650	18,510	18,090	17,820	17,260	16,850	16,430
31～40	14,400	13,990	13,880	13,570	13,360	12,950	12,640	12,330	31～40	14,400	13,980	13,880	13,570	13,360	12,950	12,640	12,320
41～50	11,520	11,190	11,110	10,860	10,690	10,360	10,110	9,860	41～50	11,520	11,190	11,100	10,850	10,690	10,360	10,110	9,860
51世帯以上	9,600	9,320	9,250	9,050	8,910	8,630	8,420	8,220	51世帯以上	9,600	9,320	9,250	9,040	8,910	8,630	8,420	8,210
(12) 個別対応職員加算分保護単価 (I) ア 乳幼児10人未満を入所させる乳児院									(12) 個別対応職員加算分保護単価 ア 乳幼児10人未満を入所させる乳児院								
地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他	地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
定員	円	円	円	円	円	円	円	円	定員	円	円	円	円	円	円	円	円
1人につき	64,020	62,180	61,720	60,330	59,410	57,570	56,180	54,800	1人につき	64,010	62,170	61,710	60,320	59,400	57,560	56,170	54,790



改正後									現行								
イ 母子生活支援施設									イ 母子生活支援施設								
地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他	地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
定員	円	円	円	円	円	円	円	円	定員	円	円	円	円	円	円	円	円
10世帯まで	38,410	37,310	37,030	36,200	35,650	34,540	33,710	32,880	10世帯まで	38,410	37,300	37,020	36,190	35,640	34,530	33,700	32,870
11～20世帯	28,810	27,980	27,770	27,150	26,730	25,900	25,280	24,660	11～20世帯	28,800	27,970	27,770	27,140	26,730	25,900	25,280	24,650
21～30	19,200	18,650	18,510	18,100	17,820	17,270	16,850	16,440	21～30	19,200	18,650	18,510	18,090	17,820	17,260	16,850	16,430
31～40	14,400	13,990	13,880	13,570	13,360	12,950	12,640	12,330	31～40	14,400	13,980	13,880	13,570	13,360	12,950	12,640	12,320
41～50	11,520	11,190	11,110	10,860	10,690	10,360	10,110	9,860	41～50	11,520	11,190	11,100	10,850	10,690	10,360	10,110	9,860
51世帯以上	9,600	9,320	9,250	9,050	8,910	8,630	8,420	8,220	51世帯以上	9,600	9,320	9,250	9,040	8,910	8,630	8,420	8,210
<u>ウ 児童自立生活援助事業所（児童自立生活援助事業所Ⅰ型を実施する場合）</u>									<u>（新規）</u>								
地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他									
定員	円	円	円	円	円	円	円	円									
6人まで	96,040	93,270	92,580	90,500	89,120	86,350	84,280	82,200									
7～9	64,020	62,180	61,720	60,330	59,410	57,570	56,180	54,800									
10～12	48,020	46,630	46,290	45,250	44,560	43,170	42,140	41,100									
13～15	38,410	37,310	37,030	36,200	35,650	34,540	33,710	32,880									
16～18	32,010	31,090	30,860	30,170	29,700	28,780	28,090	27,400									
19人以上	30,320	29,450	29,230	28,580	28,140	27,270	26,610	25,960									
<u>エ ファミリーホーム</u>									<u>（新規）</u>								
地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他									
現員	円	円	円	円	円	円	円	円									
1施設当たり	576,250	559,650	555,500	543,050	534,750	518,140	505,690	493,240									

改正後		現行
<u>(13) 個別対応職員加算分保護単価 (II)</u>		<u>(新規)</u>
<u>ア 児童自立生活援助事業所 (児童自立生活援助事業所 I 型を実施する場合)</u>		
<u>定員</u>	<u>月額</u>	
	円	
<u>1施設当たり</u>	<u>358,879</u>	
<u>イ ファミリーホーム</u>		
<u>定員</u>	<u>月額</u>	
	円	
<u>1施設当たり</u>	<u>358,879</u>	

改正後									現行								
(14) 職業指導員加算分保護単価									(13) 職業指導員加算分保護単価								
ア 児童養護施設									ア 児童養護施設								
地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他	地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	定員									定員							
	円	円	円	円	円	円	円	円		円	円	円	円	円	円	円	円
20人まで	26,230	25,490	25,300	24,740	24,370	23,620	23,060	22,500	20人まで	26,230	25,480	25,290	24,740	24,360	23,620	23,060	22,500
21～25人	20,990	20,390	20,240	19,790	19,490	18,900	18,450	18,000	21～25人	20,980	20,380	20,230	19,790	19,490	18,890	18,440	18,000
26～30	17,490	16,990	16,870	16,490	16,240	15,750	15,370	15,000	26～30	17,480	16,990	16,860	16,490	16,240	15,740	15,370	15,000
31～35	14,990	14,560	14,460	14,140	13,920	13,500	13,180	12,860	31～35	14,980	14,560	14,450	14,130	13,920	13,490	13,170	12,850
36～40	13,110	12,740	12,650	12,370	12,180	11,810	11,530	11,250	36～40	13,110	12,740	12,650	12,370	12,180	11,810	11,530	11,250
41～45	11,660	11,320	11,240	10,990	10,830	10,500	10,250	10,000	41～45	11,650	11,320	11,240	10,990	10,830	10,490	10,240	10,000
46～50	10,490	10,190	10,120	9,890	9,740	9,450	9,220	9,000	46～50	10,490	10,190	10,120	9,890	9,740	9,440	9,220	9,000
51～55	9,540	9,260	9,200	8,990	8,860	8,590	8,380	8,180	51～55	9,530	9,260	9,200	8,990	8,860	8,580	8,380	8,180
56～60	8,740	8,490	8,430	8,240	8,120	7,870	7,680	7,500	56～60	8,740	8,490	8,430	8,240	8,120	7,870	7,680	7,500
61～65	8,070	7,840	7,780	7,610	7,490	7,270	7,090	6,920	61～65	8,070	7,840	7,780	7,610	7,490	7,260	7,090	6,920
66～70	7,490	7,280	7,230	7,070	6,960	6,750	6,590	6,430	66～70	7,490	7,280	7,220	7,060	6,960	6,740	6,580	6,420
71～75	6,990	6,790	6,740	6,590	6,490	6,300	6,150	6,000	71～75	6,990	6,790	6,740	6,590	6,490	6,290	6,150	6,000
76～80	6,550	6,370	6,320	6,180	6,090	5,900	5,760	5,620	76～80	6,550	6,370	6,320	6,180	6,090	5,900	5,760	5,620
81～85	6,170	5,990	5,950	5,820	5,730	5,550	5,420	5,290	81～85	6,170	5,990	5,950	5,820	5,730	5,550	5,420	5,290
86～90	5,830	5,660	5,620	5,490	5,410	5,250	5,120	5,000	86～90	5,820	5,660	5,620	5,490	5,410	5,240	5,120	5,000
91～95	5,520	5,360	5,320	5,200	5,130	4,970	4,850	4,730	91～95	5,520	5,360	5,320	5,200	5,130	4,970	4,850	4,730
96～100	5,240	5,090	5,060	4,940	4,870	4,720	4,610	4,500	96～100	5,240	5,090	5,060	4,940	4,870	4,720	4,610	4,500
101～105	4,990	4,850	4,820	4,710	4,640	4,500	4,390	4,280	101～105	4,990	4,850	4,810	4,710	4,640	4,490	4,390	4,280
106～110	4,770	4,630	4,600	4,490	4,430	4,290	4,190	4,090	106～110	4,760	4,630	4,600	4,490	4,430	4,290	4,190	4,090
111～115	4,560	4,430	4,400	4,300	4,230	4,100	4,010	3,910	111～115	4,560	4,430	4,400	4,300	4,230	4,100	4,010	3,910
116～120	4,370	4,240	4,210	4,120	4,060	3,930	3,840	3,750	116～120	4,370	4,240	4,210	4,120	4,060	3,930	3,840	3,750
121～125	4,190	4,070	4,040	3,950	3,900	3,780	3,690	3,600	121～125	4,190	4,070	4,040	3,950	3,890	3,770	3,690	3,600
126～130	4,030	3,920	3,890	3,800	3,750	3,630	3,540	3,460	126～130	4,030	3,920	3,890	3,800	3,740	3,630	3,540	3,460
131～135	3,880	3,770	3,740	3,660	3,610	3,500	3,410	3,330	131～135	3,880	3,770	3,740	3,660	3,610	3,490	3,410	3,330
136～140	3,740	3,640	3,610	3,530	3,480	3,370	3,290	3,210	136～140	3,740	3,640	3,610	3,530	3,480	3,370	3,290	3,210
141～145	3,610	3,510	3,490	3,410	3,360	3,250	3,180	3,100	141～145	3,610	3,510	3,490	3,410	3,360	3,250	3,180	3,100
146～150	3,490	3,390	3,370	3,290	3,250	3,150	3,070	3,000	146～150	3,490	3,390	3,370	3,290	3,240	3,140	3,070	3,000
151人以上	3,380	3,280	3,260	3,190	3,140	3,040	2,970	2,900	151人以上	3,380	3,280	3,260	3,190	3,140	3,040	2,970	2,900

改正後									現行								
イ 児童自立支援施設									イ 児童自立支援施設								
地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他	地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円		円	円	円	円	円	円	円	円
30人まで	18,420	17,890	17,760	17,360	17,090	16,560	16,170	15,770	30人まで	18,420	17,890	17,750	17,360	17,090	16,560	16,160	15,760
31～35人	15,790	15,330	15,220	14,880	14,650	14,200	13,860	13,510	31～35人	15,790	15,330	15,220	14,880	14,650	14,190	13,850	13,510
36～40	13,810	13,420	13,320	13,020	12,820	12,420	12,120	11,820	36～40	13,810	13,410	13,310	13,020	12,820	12,420	12,120	11,820
41～45	12,280	11,930	11,840	11,570	11,390	11,040	10,780	10,510	41～45	12,280	11,920	11,830	11,570	11,390	11,040	10,770	10,510
46～50	11,050	10,730	10,650	10,410	10,250	9,940	9,700	9,460	46～50	11,050	10,730	10,650	10,410	10,250	9,930	9,700	9,460
51～55	10,050	9,760	9,680	9,470	9,320	9,030	8,820	8,600	51～55	10,040	9,750	9,680	9,460	9,320	9,030	8,810	8,600
56～60	9,210	8,940	8,880	8,680	8,540	8,280	8,080	7,880	56～60	9,210	8,940	8,870	8,680	8,540	8,280	8,080	7,880
61～65	8,500	8,250	8,190	8,010	7,890	7,640	7,460	7,280	61～65	8,500	8,250	8,190	8,010	7,890	7,640	7,460	7,270
66～70	7,890	7,660	7,610	7,440	7,320	7,100	6,930	6,760	66～70	7,890	7,660	7,610	7,440	7,320	7,090	6,920	6,750
71～75	7,370	7,150	7,100	6,940	6,840	6,620	6,460	6,300	71～75	7,360	7,150	7,100	6,940	6,830	6,620	6,460	6,300
76～80	6,900	6,710	6,660	6,510	6,410	6,210	6,060	5,910	76～80	6,900	6,700	6,650	6,510	6,410	6,210	6,060	5,910
81～85	6,500	6,310	6,260	6,120	6,030	5,840	5,700	5,560	81～85	6,500	6,310	6,260	6,120	6,030	5,840	5,700	5,560
86～90	6,140	5,960	5,920	5,780	5,700	5,520	5,390	5,250	86～90	6,140	5,960	5,910	5,780	5,690	5,520	5,380	5,250
91～95	5,810	5,650	5,600	5,480	5,400	5,230	5,100	4,980	91～95	5,810	5,650	5,600	5,480	5,390	5,230	5,100	4,980
96～100	5,520	5,360	5,320	5,200	5,130	4,970	4,850	4,730	96～100	5,520	5,360	5,320	5,200	5,120	4,960	4,850	4,730
101～105	5,260	5,110	5,070	4,960	4,880	4,730	4,620	4,500	101～105	5,260	5,110	5,070	4,960	4,880	4,730	4,610	4,500
106～110	5,020	4,880	4,840	4,730	4,660	4,510	4,410	4,300	106～110	5,020	4,870	4,840	4,730	4,660	4,510	4,400	4,300
111～115	4,800	4,660	4,630	4,530	4,460	4,320	4,210	4,110	111～115	4,800	4,660	4,630	4,520	4,460	4,320	4,210	4,110
116～120	4,600	4,470	4,440	4,340	4,270	4,140	4,040	3,940	116～120	4,600	4,470	4,440	4,340	4,270	4,140	4,040	3,940
121～125	4,420	4,290	4,260	4,160	4,100	3,970	3,880	3,780	121～125	4,420	4,290	4,260	4,160	4,100	3,970	3,880	3,780
126～130	4,250	4,120	4,090	4,000	3,940	3,820	3,730	3,640	126～130	4,250	4,120	4,090	4,000	3,940	3,820	3,730	3,630
131～135	4,090	3,970	3,940	3,850	3,800	3,680	3,590	3,500	131～135	4,090	3,970	3,940	3,850	3,790	3,680	3,590	3,500
136～140	3,940	3,830	3,800	3,720	3,660	3,550	3,460	3,380	136～140	3,940	3,830	3,800	3,720	3,660	3,550	3,460	3,370
141～145	3,810	3,700	3,670	3,590	3,530	3,420	3,340	3,260	141～145	3,810	3,700	3,670	3,590	3,530	3,420	3,340	3,260
146～150	3,680	3,570	3,550	3,470	3,420	3,310	3,230	3,150	146～150	3,680	3,570	3,550	3,470	3,410	3,310	3,230	3,150
151人以上	3,560	3,460	3,430	3,360	3,300	3,200	3,130	3,050	151人以上	3,560	3,460	3,430	3,360	3,300	3,200	3,120	3,050

改正後									現行								
(15) 看護師加算分保護単価									(14) 看護師加算分保護単価								
地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他	地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円		円	円	円	円	円	円	円	円
20人まで	25,780	24,960	24,750	24,130	23,720	22,890	22,270	21,660	20人まで	25,780	24,950	24,750	24,130	23,710	22,890	22,270	21,650
21～25人	20,630	19,970	19,800	19,310	18,970	18,310	17,820	17,320	21～25人	20,620	19,960	19,800	19,300	18,970	18,310	17,810	17,320
26～30	17,190	16,640	16,500	16,090	15,810	15,260	14,850	14,440	26～30	17,180	16,630	16,500	16,080	15,810	15,260	14,840	14,430
31～35	14,730	14,260	14,140	13,790	13,550	13,080	12,730	12,370	31～35	14,730	14,260	14,140	13,790	13,550	13,080	12,720	12,370
36～40	12,890	12,480	12,370	12,060	11,860	11,440	11,140	10,830	36～40	12,890	12,470	12,370	12,060	11,850	11,440	11,130	10,820
41～45	11,460	11,090	11,000	10,720	10,540	10,170	9,900	9,620	41～45	11,450	11,090	11,000	10,720	10,540	10,170	9,890	9,620
46～50	10,310	9,980	9,900	9,650	9,490	9,150	8,910	8,660	46～50	10,310	9,980	9,900	9,650	9,480	9,150	8,910	8,660
51～55	9,370	9,070	9,000	8,770	8,620	8,320	8,100	7,870	51～55	9,370	9,070	9,000	8,770	8,620	8,320	8,100	7,870
56～60	8,590	8,320	8,250	8,040	7,900	7,630	7,420	7,220	56～60	8,590	8,310	8,250	8,040	7,900	7,630	7,420	7,210
61～65	7,930	7,680	7,610	7,420	7,300	7,040	6,850	6,660	61～65	7,930	7,670	7,610	7,420	7,290	7,040	6,850	6,660
66～70	7,360	7,130	7,070	6,890	6,770	6,540	6,360	6,180	66～70	7,360	7,130	7,070	6,890	6,770	6,540	6,360	6,180
71～75	6,870	6,650	6,600	6,430	6,320	6,100	5,940	5,770	71～75	6,870	6,650	6,600	6,430	6,320	6,100	5,940	5,770
76～80	6,440	6,240	6,180	6,030	5,930	5,720	5,570	5,410	76～80	6,440	6,230	6,180	6,030	5,930	5,720	5,560	5,410
81～85	6,060	5,870	5,820	5,670	5,580	5,380	5,240	5,090	81～85	6,060	5,870	5,820	5,670	5,580	5,380	5,240	5,090
86～90	5,730	5,540	5,500	5,360	5,270	5,080	4,950	4,810	86～90	5,730	5,540	5,500	5,360	5,270	5,080	4,950	4,810
91～95	5,420	5,250	5,210	5,080	4,990	4,820	4,690	4,560	91～95	5,420	5,250	5,210	5,080	4,990	4,820	4,680	4,550
96～100	5,150	4,990	4,950	4,820	4,740	4,580	4,450	4,330	96～100	5,150	4,990	4,950	4,820	4,740	4,570	4,450	4,330
101～105	4,910	4,750	4,710	4,590	4,510	4,360	4,240	4,120	101～105	4,910	4,750	4,710	4,590	4,510	4,360	4,240	4,120
106～110	4,680	4,530	4,500	4,380	4,310	4,160	4,050	3,930	106～110	4,680	4,530	4,500	4,380	4,310	4,160	4,050	3,930
111～115	4,480	4,340	4,300	4,190	4,120	3,980	3,870	3,760	111～115	4,480	4,340	4,300	4,190	4,120	3,980	3,870	3,760
116～120	4,290	4,160	4,120	4,020	3,950	3,810	3,710	3,610	116～120	4,290	4,160	4,120	4,020	3,950	3,810	3,710	3,600
121～125	4,120	3,990	3,960	3,860	3,790	3,660	3,560	3,460	121～125	4,120	3,990	3,960	3,860	3,790	3,660	3,560	3,460
126～130	3,960	3,840	3,800	3,710	3,650	3,520	3,420	3,330	126～130	3,960	3,840	3,800	3,710	3,640	3,520	3,420	3,330
131～135	3,820	3,690	3,660	3,570	3,510	3,390	3,300	3,200	131～135	3,820	3,690	3,660	3,570	3,510	3,390	3,300	3,200
136～140	3,680	3,560	3,530	3,440	3,380	3,270	3,180	3,090	136～140	3,680	3,560	3,530	3,440	3,380	3,270	3,180	3,090
141～145	3,550	3,440	3,410	3,320	3,270	3,150	3,070	2,980	141～145	3,550	3,440	3,410	3,320	3,270	3,150	3,070	2,980
146～150	3,430	3,320	3,300	3,210	3,160	3,050	2,970	2,880	146～150	3,430	3,320	3,300	3,210	3,160	3,050	2,970	2,880
151人以上	3,320	3,220	3,190	3,110	3,060	2,950	2,870	2,790	151人以上	3,320	3,220	3,190	3,110	3,060	2,950	2,870	2,790

改正後									現行								
(16) 母子生活支援施設保育士加算分保護単価									(15) 母子生活支援施設保育士加算分保護単価								
地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他	地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
定員	円	円	円	円	円	円	円	円	定員	円	円	円	円	円	円	円	円
10世帯まで	34,980	33,980	33,730	32,990	32,490	31,500	30,750	30,000	10世帯まで	34,970	33,980	33,730	32,980	32,480	31,490	30,740	30,000
11～20世帯	26,230	25,490	25,300	24,740	24,370	23,620	23,060	22,500	11～20世帯	26,230	25,480	25,290	24,740	24,360	23,620	23,060	22,500
21～30	17,490	16,990	16,870	16,490	16,240	15,750	15,370	15,000	21～30	17,480	16,990	16,860	16,490	16,240	15,740	15,370	15,000
31～40	15,740	15,290	15,180	14,840	14,620	14,170	13,840	13,500	31～40	15,730	15,290	15,170	14,840	14,620	14,170	13,830	13,500
41～50	13,990	13,590	13,490	13,190	12,990	12,600	12,300	12,000	41～50	13,990	13,590	13,490	13,190	12,990	12,590	12,290	12,000
51世帯以上	12,240	11,890	11,800	11,540	11,370	11,020	10,760	10,500	51世帯以上	12,240	11,890	11,800	11,540	11,370	11,020	10,760	10,500
(17) 母子生活支援施設母子支援員加算分保護単価									(16) 母子生活支援施設母子支援員加算分保護単価								
地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他	地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
定員	円	円	円	円	円	円	円	円	定員	円	円	円	円	円	円	円	円
10世帯	58,050	56,310	55,870	54,570	53,700	51,970	50,660	49,360	10世帯	58,040	56,300	55,860	54,560	53,690	51,960	50,650	49,350
20世帯	29,020	28,150	27,940	27,280	26,850	25,980	25,330	24,680	20世帯	29,020	28,150	27,930	27,280	26,840	25,980	25,320	24,670
30世帯	19,350	18,770	18,620	18,190	17,900	17,320	16,880	16,450	30世帯	19,340	18,760	18,620	18,180	17,890	17,320	16,880	16,450
31～40	14,510	14,070	13,970	13,640	13,420	12,990	12,660	12,340	31～40	14,510	14,070	13,960	13,640	13,420	12,990	12,660	12,330
41～50	11,610	11,260	11,170	10,910	10,740	10,390	10,130	9,870	41～50	11,600	11,260	11,170	10,910	10,730	10,390	10,130	9,870
51世帯以上	9,670	9,380	9,310	9,090	8,950	8,660	8,440	8,220	51世帯以上	9,670	9,380	9,310	9,090	8,950	8,660	8,440	8,220
(18) 母子生活支援施設少年指導員兼事務員加算分保護単価									(17) 母子生活支援施設少年指導員兼事務員加算分保護単価								
地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他	地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
定員	円	円	円	円	円	円	円	円	定員	円	円	円	円	円	円	円	円
10世帯	55,680	54,020	53,610	52,360	51,530	49,870	48,630	47,380	10世帯	55,670	54,010	53,600	52,350	51,520	49,860	48,620	47,370
11～20	27,840	27,010	26,800	26,180	25,760	24,930	24,310	23,690	11～20	27,830	27,000	26,800	26,170	25,760	24,930	24,310	23,680
21～30	18,560	18,010	17,870	17,450	17,180	16,620	16,210	15,790	21～30	18,550	18,000	17,860	17,450	17,170	16,620	16,200	15,790
31～40	13,920	13,500	13,400	13,090	12,880	12,470	12,150	11,840	31～40	13,920	13,500	13,400	13,090	12,880	12,460	12,150	11,840
41～50	12,530	12,150	12,060	11,780	11,590	11,220	10,940	10,660	41～50	12,520	12,150	12,060	11,780	11,590	11,220	10,940	10,660
51世帯以上	11,130	10,800	10,720	10,470	10,300	9,970	9,720	9,470	51世帯以上	11,130	10,800	10,720	10,470	10,300	9,970	9,720	9,470

改正後									現行								
(19) 小規模グループケア加算分保護単価									(18) 小規模グループケア加算分保護単価								
ア 児童養護施設									ア 児童養護施設								
地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他	地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円		円	円	円	円	円	円	円	円
20人まで	34,610	33,780	33,570	32,950	32,540	31,710	31,080	30,460	20人まで	34,630	33,800	33,590	32,970	32,560	31,730	31,100	30,480
21～25人	27,690	27,020	26,860	26,360	26,030	25,360	24,870	24,370	21～25人	27,700	27,040	26,870	26,380	26,040	25,380	24,880	24,380
26～30	23,070	22,520	22,380	21,970	21,690	21,140	20,720	20,310	26～30	23,090	22,530	22,390	21,980	21,700	21,150	20,730	20,320
31～35	19,780	19,300	19,180	18,830	18,590	18,120	17,760	17,400	31～35	19,790	19,310	19,190	18,840	18,600	18,130	17,770	17,420
36～40	17,300	16,890	16,790	16,470	16,270	15,850	15,540	15,230	36～40	17,310	16,900	16,790	16,480	16,280	15,860	15,550	15,240
41～45	15,380	15,010	14,920	14,640	14,460	14,090	13,810	13,540	41～45	15,390	15,020	14,930	14,650	14,470	14,100	13,820	13,540
46～50	13,840	13,510	13,430	13,180	13,010	12,680	12,430	12,180	46～50	13,850	13,520	13,430	13,190	13,020	12,690	12,440	12,190
51～55	12,580	12,280	12,210	11,980	11,830	11,530	11,300	11,070	51～55	12,590	12,290	12,210	11,990	11,840	11,530	11,310	11,080
56～60	11,530	11,260	11,190	10,980	10,840	10,570	10,360	10,150	56～60	11,540	11,260	11,200	10,990	10,850	10,570	10,370	10,160
61～65	10,650	10,390	10,330	10,140	10,010	9,750	9,560	9,370	61～65	10,650	10,400	10,330	10,140	10,010	9,760	9,570	9,380
66～70	9,890	9,650	9,590	9,410	9,290	9,060	8,880	8,700	66～70	9,890	9,650	9,590	9,420	9,300	9,060	8,880	8,710
71～75	9,230	9,010	8,950	8,780	8,670	8,450	8,290	8,120	71～75	9,230	9,010	8,950	8,790	8,680	8,460	8,290	8,120
76～80	8,650	8,440	8,390	8,230	8,130	7,920	7,770	7,610	76～80	8,650	8,450	8,390	8,240	8,140	7,930	7,770	7,620
81～85	8,140	7,940	7,900	7,750	7,650	7,460	7,310	7,160	81～85	8,140	7,950	7,900	7,750	7,660	7,460	7,310	7,170
86～90	7,690	7,500	7,460	7,320	7,230	7,040	6,900	6,770	86～90	7,690	7,510	7,460	7,320	7,230	7,050	6,910	6,770
91～95	7,280	7,110	7,060	6,930	6,850	6,670	6,540	6,410	91～95	7,290	7,110	7,070	6,940	6,850	6,680	6,540	6,410
96～100	6,920	6,750	6,710	6,590	6,500	6,340	6,210	6,090	96～100	6,920	6,760	6,720	6,590	6,510	6,340	6,220	6,090
101～105	6,590	6,430	6,390	6,270	6,190	6,040	5,920	5,800	101～105	6,590	6,430	6,390	6,280	6,200	6,040	5,920	5,800
106～110	6,290	6,140	6,100	5,990	5,910	5,760	5,650	5,530	106～110	6,290	6,140	6,100	5,990	5,920	5,760	5,650	5,540
111～115	6,020	5,870	5,830	5,730	5,650	5,510	5,400	5,290	111～115	6,020	5,870	5,840	5,730	5,660	5,510	5,400	5,300
116～120	5,760	5,630	5,590	5,490	5,420	5,280	5,180	5,070	116～120	5,770	5,630	5,590	5,490	5,420	5,280	5,180	5,080
121～125	5,530	5,400	5,370	5,270	5,200	5,070	4,970	4,870	121～125	5,540	5,400	5,370	5,270	5,200	5,070	4,970	4,870
126～130	5,320	5,190	5,160	5,070	5,000	4,870	4,780	4,680	126～130	5,320	5,200	5,160	5,070	5,010	4,880	4,780	4,690
131～135	5,120	5,000	4,970	4,880	4,820	4,690	4,600	4,510	131～135	5,130	5,000	4,970	4,880	4,820	4,700	4,600	4,510
136～140	4,940	4,820	4,790	4,700	4,640	4,530	4,440	4,350	136～140	4,940	4,830	4,800	4,710	4,650	4,530	4,440	4,350
141～145	4,770	4,660	4,630	4,540	4,480	4,370	4,280	4,200	141～145	4,770	4,660	4,630	4,540	4,490	4,370	4,290	4,200
146～150	4,610	4,500	4,470	4,390	4,330	4,220	4,140	4,060	146～150	4,610	4,500	4,480	4,390	4,340	4,230	4,140	4,060
151人以上	4,460	4,360	4,330	4,250	4,190	4,090	4,010	3,930	151人以上	4,460	4,360	4,330	4,250	4,200	4,090	4,010	3,930

改正後									現行								
イ 児童自立支援施設									イ 児童自立支援施設								
地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他	地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円		円	円	円	円	円	円	円	円
30人まで	23,070	22,520	22,380	21,970	21,690	21,140	20,720	20,310	30人まで	23,090	22,530	22,390	21,980	21,700	21,150	20,730	20,320
31～35人	19,780	19,300	19,180	18,830	18,590	18,120	17,760	17,400	31～35人	19,790	19,310	19,190	18,840	18,600	18,130	17,770	17,420
36～40	17,300	16,890	16,790	16,470	16,270	15,850	15,540	15,230	36～40	17,310	16,900	16,790	16,480	16,280	15,860	15,550	15,240
41～45	15,380	15,010	14,920	14,640	14,460	14,090	13,810	13,540	41～45	15,390	15,020	14,930	14,650	14,470	14,100	13,820	13,540
46～50	13,840	13,510	13,430	13,180	13,010	12,680	12,430	12,180	46～50	13,850	13,520	13,430	13,190	13,020	12,690	12,440	12,190
51～55	12,580	12,280	12,210	11,980	11,830	11,530	11,300	11,070	51～55	12,590	12,290	12,210	11,990	11,840	11,530	11,310	11,080
56～60	11,530	11,260	11,190	10,980	10,840	10,570	10,360	10,150	56～60	11,540	11,260	11,200	10,990	10,850	10,570	10,370	10,160
61～65	10,650	10,390	10,330	10,140	10,010	9,750	9,560	9,370	61～65	10,650	10,400	10,330	10,140	10,010	9,760	9,570	9,380
66～70	9,890	9,650	9,590	9,410	9,290	9,060	8,880	8,700	66～70	9,890	9,650	9,590	9,420	9,300	9,060	8,880	8,710
71～75	9,230	9,010	8,950	8,780	8,670	8,450	8,290	8,120	71～75	9,230	9,010	8,950	8,790	8,680	8,460	8,290	8,120
76～80	8,650	8,440	8,390	8,230	8,130	7,920	7,770	7,610	76～80	8,650	8,450	8,390	8,240	8,140	7,930	7,770	7,620
81～85	8,140	7,940	7,900	7,750	7,650	7,460	7,310	7,160	81～85	8,140	7,950	7,900	7,750	7,660	7,460	7,310	7,170
86～90	7,690	7,500	7,460	7,320	7,230	7,040	6,900	6,770	86～90	7,690	7,510	7,460	7,320	7,230	7,050	6,910	6,770
91～95	7,280	7,110	7,060	6,930	6,850	6,670	6,540	6,410	91～95	7,290	7,110	7,070	6,940	6,850	6,680	6,540	6,410
96～100	6,920	6,750	6,710	6,590	6,500	6,340	6,210	6,090	96～100	6,920	6,760	6,720	6,590	6,510	6,340	6,220	6,090
101～105	6,590	6,430	6,390	6,270	6,190	6,040	5,920	5,800	101～105	6,590	6,430	6,390	6,280	6,200	6,040	5,920	5,800
106～110	6,290	6,140	6,100	5,990	5,910	5,760	5,650	5,530	106～110	6,290	6,140	6,100	5,990	5,920	5,760	5,650	5,540
111～115	6,020	5,870	5,830	5,730	5,650	5,510	5,400	5,290	111～115	6,020	5,870	5,840	5,730	5,660	5,510	5,400	5,300
116～120	5,760	5,630	5,590	5,490	5,420	5,280	5,180	5,070	116～120	5,770	5,630	5,590	5,490	5,420	5,280	5,180	5,080
121～125	5,530	5,400	5,370	5,270	5,200	5,070	4,970	4,870	121～125	5,540	5,400	5,370	5,270	5,200	5,070	4,970	4,870
126～130	5,320	5,190	5,160	5,070	5,000	4,870	4,780	4,680	126～130	5,320	5,200	5,160	5,070	5,010	4,880	4,780	4,690
131～135	5,120	5,000	4,970	4,880	4,820	4,690	4,600	4,510	131～135	5,130	5,000	4,970	4,880	4,820	4,700	4,600	4,510
136～140	4,940	4,820	4,790	4,700	4,640	4,530	4,440	4,350	136～140	4,940	4,830	4,800	4,710	4,650	4,530	4,440	4,350
141～145	4,770	4,660	4,630	4,540	4,480	4,370	4,280	4,200	141～145	4,770	4,660	4,630	4,540	4,490	4,370	4,290	4,200
146～150	4,610	4,500	4,470	4,390	4,330	4,220	4,140	4,060	146～150	4,610	4,500	4,480	4,390	4,340	4,230	4,140	4,060
151人以上	4,460	4,360	4,330	4,250	4,190	4,090	4,010	3,930	151人以上	4,460	4,360	4,330	4,250	4,200	4,090	4,010	3,930



改正後									現行								
ウ 乳児院									ウ 乳児院								
地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他	地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	定員									定員							
	円	円	円	円	円	円	円	円		円	円	円	円	円	円	円	円
10人まで	69,230	67,570	67,150	65,910	65,080	63,420	62,170	60,930	10人まで	69,270	67,610	67,190	65,940	65,110	63,450	62,210	60,960
11～15人	46,150	45,040	44,770	43,940	43,380	42,280	41,450	40,620	11～15人	46,180	45,070	44,790	43,960	43,410	42,300	41,470	40,640
16～20	34,610	33,780	33,570	32,950	32,540	31,710	31,080	30,460	16～20	34,630	33,800	33,590	32,970	32,560	31,730	31,100	30,480
21～25	27,690	27,020	26,860	26,360	26,030	25,360	24,870	24,370	21～25	27,700	27,040	26,870	26,380	26,040	25,380	24,880	24,380
26～30	23,070	22,520	22,380	21,970	21,690	21,140	20,720	20,310	26～30	23,090	22,530	22,390	21,980	21,700	21,150	20,730	20,320
31～35	19,780	19,300	19,180	18,830	18,590	18,120	17,760	17,400	31～35	19,790	19,310	19,190	18,840	18,600	18,130	17,770	17,420
36～40	17,300	16,890	16,790	16,470	16,270	15,850	15,540	15,230	36～40	17,310	16,900	16,790	16,480	16,280	15,860	15,550	15,240
41～45	15,380	15,010	14,920	14,640	14,460	14,090	13,810	13,540	41～45	15,390	15,020	14,930	14,650	14,470	14,100	13,820	13,540
46～50	13,840	13,510	13,430	13,180	13,010	12,680	12,430	12,180	46～50	13,850	13,520	13,430	13,190	13,020	12,690	12,440	12,190
51～55	12,580	12,280	12,210	11,980	11,830	11,530	11,300	11,070	51～55	12,590	12,290	12,210	11,990	11,840	11,530	11,310	11,080
56～60	11,530	11,260	11,190	10,980	10,840	10,570	10,360	10,150	56～60	11,540	11,260	11,200	10,990	10,850	10,570	10,370	10,160
61～65	10,650	10,390	10,330	10,140	10,010	9,750	9,560	9,370	61～65	10,650	10,400	10,330	10,140	10,010	9,760	9,570	9,380
66～70	9,890	9,650	9,590	9,410	9,290	9,060	8,880	8,700	66～70	9,890	9,650	9,590	9,420	9,300	9,060	8,880	8,710
71～75	9,230	9,010	8,950	8,780	8,670	8,450	8,290	8,120	71～75	9,230	9,010	8,950	8,790	8,680	8,460	8,290	8,120
76～80	8,650	8,440	8,390	8,230	8,130	7,920	7,770	7,610	76～80	8,650	8,450	8,390	8,240	8,140	7,930	7,770	7,620
81～85	8,140	7,940	7,900	7,750	7,650	7,460	7,310	7,160	81～85	8,140	7,950	7,900	7,750	7,660	7,460	7,310	7,170
86～90	7,690	7,500	7,460	7,320	7,230	7,040	6,900	6,770	86～90	7,690	7,510	7,460	7,320	7,230	7,050	6,910	6,770
91人以上	7,280	7,110	7,060	6,930	6,850	6,670	6,540	6,410	91人以上	7,290	7,110	7,070	6,940	6,850	6,680	6,540	6,410

改正後									現行								
エ 児童心理治療施設									エ 児童心理治療施設								
地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他	地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	定員									定員							
	円	円	円	円	円	円	円	円		円	円	円	円	円	円	円	円
20人まで	34,610	33,780	33,570	32,950	32,540	31,710	31,080	30,460	20人まで	34,630	33,800	33,590	32,970	32,560	31,730	31,100	30,480
21～25人	27,690	27,020	26,860	26,360	26,030	25,360	24,870	24,370	21～25人	27,700	27,040	26,870	26,380	26,040	25,380	24,880	24,380
26～30	23,070	22,520	22,380	21,970	21,690	21,140	20,720	20,310	26～30	23,090	22,530	22,390	21,980	21,700	21,150	20,730	20,320
31～35	19,780	19,300	19,180	18,830	18,590	18,120	17,760	17,400	31～35	19,790	19,310	19,190	18,840	18,600	18,130	17,770	17,420
36～40	17,300	16,890	16,790	16,470	16,270	15,850	15,540	15,230	36～40	17,310	16,900	16,790	16,480	16,280	15,860	15,550	15,240
41～45	15,380	15,010	14,920	14,640	14,460	14,090	13,810	13,540	41～45	15,390	15,020	14,930	14,650	14,470	14,100	13,820	13,540
46人以上	13,840	13,510	13,430	13,180	13,010	12,680	12,430	12,180	46人以上	13,850	13,520	13,430	13,190	13,020	12,690	12,440	12,190

改正後									現行								
(20) 家庭支援専門相談員加算分保護単価									(19) 家庭支援専門相談員加算分保護単価								
ア 児童養護施設									ア 児童養護施設								
地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他	地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円		円	円	円	円	円	円	円	円
20人まで	28,810	27,980	27,770	27,150	26,730	25,900	25,280	24,660	20人まで	28,800	27,970	27,770	27,140	26,730	25,900	25,280	24,650
21～25人	23,050	22,380	22,220	21,720	21,390	20,720	20,220	19,730	21～25人	23,040	22,380	22,210	21,710	21,380	20,720	20,220	19,720
26～30	19,200	18,650	18,510	18,100	17,820	17,270	16,850	16,440	26～30	19,200	18,650	18,510	18,090	17,820	17,260	16,850	16,430
31～35	16,460	15,990	15,870	15,510	15,270	14,800	14,440	14,090	31～35	16,460	15,980	15,860	15,510	15,270	14,800	14,440	14,090
36～40	14,400	13,990	13,880	13,570	13,360	12,950	12,640	12,330	36～40	14,400	13,980	13,880	13,570	13,360	12,950	12,640	12,320
41～45	12,800	12,430	12,340	12,060	11,880	11,510	11,230	10,960	41～45	12,800	12,430	12,340	12,060	11,880	11,510	11,230	10,950
46～50	11,520	11,190	11,110	10,860	10,690	10,360	10,110	9,860	46～50	11,520	11,190	11,100	10,850	10,690	10,360	10,110	9,860
51～55	10,470	10,170	10,100	9,870	9,720	9,420	9,190	8,960	51～55	10,470	10,170	10,090	9,870	9,720	9,410	9,190	8,960
56～60	9,600	9,320	9,250	9,050	8,910	8,630	8,420	8,220	56～60	9,600	9,320	9,250	9,040	8,910	8,630	8,420	8,210
61～65	8,860	8,610	8,540	8,350	8,220	7,970	7,780	7,580	61～65	8,860	8,600	8,540	8,350	8,220	7,970	7,770	7,580
66～70	8,230	7,990	7,930	7,750	7,630	7,400	7,220	7,040	66～70	8,230	7,990	7,930	7,750	7,630	7,400	7,220	7,040
71～75	7,680	7,460	7,400	7,240	7,130	6,900	6,740	6,570	71～75	7,680	7,460	7,400	7,230	7,120	6,900	6,740	6,570
76～80	7,200	6,990	6,940	6,780	6,680	6,470	6,320	6,160	76～80	7,200	6,990	6,940	6,780	6,680	6,470	6,320	6,160
81～85	6,770	6,580	6,530	6,380	6,290	6,090	5,940	5,800	81～85	6,770	6,580	6,530	6,380	6,290	6,090	5,940	5,800
86～90	6,400	6,210	6,170	6,030	5,940	5,750	5,610	5,480	86～90	6,400	6,210	6,170	6,030	5,940	5,750	5,610	5,470
91～95	6,060	5,890	5,840	5,710	5,620	5,450	5,320	5,190	91～95	6,060	5,890	5,840	5,710	5,620	5,450	5,320	5,190
96～100	5,760	5,590	5,550	5,430	5,340	5,180	5,050	4,930	96～100	5,760	5,590	5,550	5,420	5,340	5,180	5,050	4,930
101～105	5,480	5,330	5,290	5,170	5,090	4,930	4,810	4,690	101～105	5,480	5,320	5,280	5,170	5,090	4,930	4,810	4,690
106～110	5,230	5,080	5,050	4,930	4,860	4,710	4,590	4,480	106～110	5,230	5,080	5,040	4,930	4,860	4,700	4,590	4,480
111～115	5,010	4,860	4,830	4,720	4,650	4,500	4,390	4,280	111～115	5,010	4,860	4,830	4,720	4,640	4,500	4,390	4,280
116～120	4,800	4,660	4,620	4,520	4,450	4,310	4,210	4,110	116～120	4,800	4,660	4,620	4,520	4,450	4,310	4,210	4,100
121～125	4,610	4,470	4,440	4,340	4,270	4,140	4,040	3,940	121～125	4,600	4,470	4,440	4,340	4,270	4,140	4,040	3,940
126～130	4,430	4,300	4,270	4,170	4,110	3,980	3,890	3,790	126～130	4,430	4,300	4,270	4,170	4,110	3,980	3,880	3,790
131～135	4,260	4,140	4,110	4,020	3,960	3,830	3,740	3,650	131～135	4,260	4,140	4,110	4,020	3,960	3,830	3,740	3,650
136～140	4,110	3,990	3,960	3,870	3,820	3,700	3,610	3,520	136～140	4,110	3,990	3,960	3,870	3,810	3,700	3,610	3,520
141～145	3,970	3,860	3,830	3,740	3,680	3,570	3,480	3,400	141～145	3,970	3,850	3,830	3,740	3,680	3,570	3,480	3,400
146～150	3,840	3,730	3,700	3,620	3,560	3,450	3,370	3,280	146～150	3,840	3,730	3,700	3,620	3,560	3,450	3,370	3,280
151人以上	3,710	3,610	3,580	3,500	3,450	3,340	3,260	3,180	151人以上	3,710	3,610	3,580	3,500	3,440	3,340	3,260	3,180

改正後									現行								
イ 児童自立支援施設									イ 児童自立支援施設								
地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他	地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
定員	円	円	円	円	円	円	円	円	定員	円	円	円	円	円	円	円	円
30人まで	19,200	18,650	18,510	18,100	17,820	17,270	16,850	16,440	30人まで	19,200	18,650	18,510	18,090	17,820	17,260	16,850	16,430
31～35人	16,460	15,990	15,870	15,510	15,270	14,800	14,440	14,090	31～35人	16,460	15,980	15,860	15,510	15,270	14,800	14,440	14,090
36～40	14,400	13,990	13,880	13,570	13,360	12,950	12,640	12,330	36～40	14,400	13,980	13,880	13,570	13,360	12,950	12,640	12,320
41～45	12,800	12,430	12,340	12,060	11,880	11,510	11,230	10,960	41～45	12,800	12,430	12,340	12,060	11,880	11,510	11,230	10,950
46～50	11,520	11,190	11,110	10,860	10,690	10,360	10,110	9,860	46～50	11,520	11,190	11,100	10,850	10,690	10,360	10,110	9,860
51～55	10,470	10,170	10,100	9,870	9,720	9,420	9,190	8,960	51～55	10,470	10,170	10,090	9,870	9,720	9,410	9,190	8,960
56～60	9,600	9,320	9,250	9,050	8,910	8,630	8,420	8,220	56～60	9,600	9,320	9,250	9,040	8,910	8,630	8,420	8,210
61～65	8,860	8,610	8,540	8,350	8,220	7,970	7,780	7,580	61～65	8,860	8,600	8,540	8,350	8,220	7,970	7,770	7,580
66～70	8,230	7,990	7,930	7,750	7,630	7,400	7,220	7,040	66～70	8,230	7,990	7,930	7,750	7,630	7,400	7,220	7,040
71～75	7,680	7,460	7,400	7,240	7,130	6,900	6,740	6,570	71～75	7,680	7,460	7,400	7,230	7,120	6,900	6,740	6,570
76～80	7,200	6,990	6,940	6,780	6,680	6,470	6,320	6,160	76～80	7,200	6,990	6,940	6,780	6,680	6,470	6,320	6,160
81～85	6,770	6,580	6,530	6,380	6,290	6,090	5,940	5,800	81～85	6,770	6,580	6,530	6,380	6,290	6,090	5,940	5,800
86～90	6,400	6,210	6,170	6,030	5,940	5,750	5,610	5,480	86～90	6,400	6,210	6,170	6,030	5,940	5,750	5,610	5,470
91～95	6,060	5,890	5,840	5,710	5,620	5,450	5,320	5,190	91～95	6,060	5,890	5,840	5,710	5,620	5,450	5,320	5,190
96～100	5,760	5,590	5,550	5,430	5,340	5,180	5,050	4,930	96～100	5,760	5,590	5,550	5,420	5,340	5,180	5,050	4,930
101～105	5,480	5,330	5,290	5,170	5,090	4,930	4,810	4,690	101～105	5,480	5,320	5,280	5,170	5,090	4,930	4,810	4,690
106～110	5,230	5,080	5,050	4,930	4,860	4,710	4,590	4,480	106～110	5,230	5,080	5,040	4,930	4,860	4,700	4,590	4,480
111～115	5,010	4,860	4,830	4,720	4,650	4,500	4,390	4,280	111～115	5,010	4,860	4,830	4,720	4,640	4,500	4,390	4,280
116～120	4,800	4,660	4,620	4,520	4,450	4,310	4,210	4,110	116～120	4,800	4,660	4,620	4,520	4,450	4,310	4,210	4,100
121～125	4,610	4,470	4,440	4,340	4,270	4,140	4,040	3,940	121～125	4,600	4,470	4,440	4,340	4,270	4,140	4,040	3,940
126～130	4,430	4,300	4,270	4,170	4,110	3,980	3,890	3,790	126～130	4,430	4,300	4,270	4,170	4,110	3,980	3,880	3,790
131～135	4,260	4,140	4,110	4,020	3,960	3,830	3,740	3,650	131～135	4,260	4,140	4,110	4,020	3,960	3,830	3,740	3,650
136～140	4,110	3,990	3,960	3,870	3,820	3,700	3,610	3,520	136～140	4,110	3,990	3,960	3,870	3,810	3,700	3,610	3,520
141～145	3,970	3,860	3,830	3,740	3,680	3,570	3,480	3,400	141～145	3,970	3,850	3,830	3,740	3,680	3,570	3,480	3,400
146～150	3,840	3,730	3,700	3,620	3,560	3,450	3,370	3,280	146～150	3,840	3,730	3,700	3,620	3,560	3,450	3,370	3,280
151人以上	3,710	3,610	3,580	3,500	3,450	3,340	3,260	3,180	151人以上	3,710	3,610	3,580	3,500	3,440	3,340	3,260	3,180

改正後									現行								
ウ 乳児院									ウ 乳児院								
地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他	地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円		円	円	円	円	円	円	円	円
10人まで	57,620	55,960	55,550	54,300	53,470	51,810	50,570	49,320	10人まで	57,610	55,950	55,540	54,290	53,460	51,800	50,550	49,310
11～15人	38,410	37,310	37,030	36,200	35,650	34,540	33,710	32,880	11～15人	38,410	37,300	37,020	36,190	35,640	34,530	33,700	32,870
16～20	28,810	27,980	27,770	27,150	26,730	25,900	25,280	24,660	16～20	28,800	27,970	27,770	27,140	26,730	25,900	25,280	24,650
21～25	23,050	22,380	22,220	21,720	21,390	20,720	20,220	19,730	21～25	23,040	22,380	22,210	21,710	21,380	20,720	20,220	19,720
26～30	19,200	18,650	18,510	18,100	17,820	17,270	16,850	16,440	26～30	19,200	18,650	18,510	18,090	17,820	17,260	16,850	16,430
31～35	16,460	15,990	15,870	15,510	15,270	14,800	14,440	14,090	31～35	16,460	15,980	15,860	15,510	15,270	14,800	14,440	14,090
36～40	14,400	13,990	13,880	13,570	13,360	12,950	12,640	12,330	36～40	14,400	13,980	13,880	13,570	13,360	12,950	12,640	12,320
41～45	12,800	12,430	12,340	12,060	11,880	11,510	11,230	10,960	41～45	12,800	12,430	12,340	12,060	11,880	11,510	11,230	10,950
46～50	11,520	11,190	11,110	10,860	10,690	10,360	10,110	9,860	46～50	11,520	11,190	11,100	10,850	10,690	10,360	10,110	9,860
51～55	10,470	10,170	10,100	9,870	9,720	9,420	9,190	8,960	51～55	10,470	10,170	10,090	9,870	9,720	9,410	9,190	8,960
56～60	9,600	9,320	9,250	9,050	8,910	8,630	8,420	8,220	56～60	9,600	9,320	9,250	9,040	8,910	8,630	8,420	8,210
61～65	8,860	8,610	8,540	8,350	8,220	7,970	7,780	7,580	61～65	8,860	8,600	8,540	8,350	8,220	7,970	7,770	7,580
66～70	8,230	7,990	7,930	7,750	7,630	7,400	7,220	7,040	66～70	8,230	7,990	7,930	7,750	7,630	7,400	7,220	7,040
71～75	7,680	7,460	7,400	7,240	7,130	6,900	6,740	6,570	71～75	7,680	7,460	7,400	7,230	7,120	6,900	6,740	6,570
76～80	7,200	6,990	6,940	6,780	6,680	6,470	6,320	6,160	76～80	7,200	6,990	6,940	6,780	6,680	6,470	6,320	6,160
81～85	6,770	6,580	6,530	6,380	6,290	6,090	5,940	5,800	81～85	6,770	6,580	6,530	6,380	6,290	6,090	5,940	5,800
86～90	6,400	6,210	6,170	6,030	5,940	5,750	5,610	5,480	86～90	6,400	6,210	6,170	6,030	5,940	5,750	5,610	5,470
91人以上	6,060	5,890	5,840	5,710	5,620	5,450	5,320	5,190	91人以上	6,060	5,890	5,840	5,710	5,620	5,450	5,320	5,190

改正後									現行								
エ 児童心理治療施設									エ 児童心理治療施設								
地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他	地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円		円	円	円	円	円	円	円	円
20人まで	28,810	27,980	27,770	27,150	26,730	25,900	25,280	24,660	20人まで	28,800	27,970	27,770	27,140	26,730	25,900	25,280	24,650
21～25人	23,050	22,380	22,220	21,720	21,390	20,720	20,220	19,730	21～25人	23,040	22,380	22,210	21,710	21,380	20,720	20,220	19,720
26～30	19,200	18,650	18,510	18,100	17,820	17,270	16,850	16,440	26～30	19,200	18,650	18,510	18,090	17,820	17,260	16,850	16,430
31～35	16,460	15,990	15,870	15,510	15,270	14,800	14,440	14,090	31～35	16,460	15,980	15,860	15,510	15,270	14,800	14,440	14,090
36～40	14,400	13,990	13,880	13,570	13,360	12,950	12,640	12,330	36～40	14,400	13,980	13,880	13,570	13,360	12,950	12,640	12,320
41～45	12,800	12,430	12,340	12,060	11,880	11,510	11,230	10,960	41～45	12,800	12,430	12,340	12,060	11,880	11,510	11,230	10,950
46人以上	11,520	11,190	11,110	10,860	10,690	10,360	10,110	9,860	46人以上	11,520	11,190	11,100	10,850	10,690	10,360	10,110	9,860

改正後				現行			
(21) 心理療法担当職員加算分保護単価(常勤の非常勤・非常勤単価)				(20) 心理療法担当職員加算分保護単価(常勤の非常勤・非常勤単価)			
ア 児童養護施設 (常勤の非常勤職員)		イ 児童自立支援施設 (常勤の非常勤職員)		ア 児童養護施設 (常勤の非常勤職員)		イ 児童自立支援施設 (常勤の非常勤職員)	
定員	月額	定員	月額	定員	月額	定員	月額
	円		円		円		円
20人まで	14,320	30人まで	9,540	20人まで	14,310	30人まで	9,540
21 ~ 25人	11,450	31 ~ 35人	8,180	21 ~ 25人	11,450	31 ~ 35人	8,180
26 ~ 30	9,540	36 ~ 40	7,160	26 ~ 30	9,540	36 ~ 40	7,150
31 ~ 35	8,180	41 ~ 45	6,360	31 ~ 35	8,180	41 ~ 45	6,360
36 ~ 40	7,160	46 ~ 50	5,720	36 ~ 40	7,150	46 ~ 50	5,720
41 ~ 45	6,360	51 ~ 55	5,200	41 ~ 45	6,360	51 ~ 55	5,200
46 ~ 50	5,720	56 ~ 60	4,770	46 ~ 50	5,720	56 ~ 60	4,770
51 ~ 55	5,200	61 ~ 65	4,400	51 ~ 55	5,200	61 ~ 65	4,400
56 ~ 60	4,770	66 ~ 70	4,090	56 ~ 60	4,770	66 ~ 70	4,090
61 ~ 65	4,400	71 ~ 75	3,810	61 ~ 65	4,400	71 ~ 75	3,810
66 ~ 70	4,090	76 ~ 80	3,580	66 ~ 70	4,090	76 ~ 80	3,570
71 ~ 75	3,810	81 ~ 85	3,370	71 ~ 75	3,810	81 ~ 85	3,360
76 ~ 80	3,580	86 ~ 90	3,180	76 ~ 80	3,570	86 ~ 90	3,180
81 ~ 85	3,370	91 ~ 95	3,010	81 ~ 85	3,360	91 ~ 95	3,010
86 ~ 90	3,180	96 ~ 100	2,860	86 ~ 90	3,180	96 ~ 100	2,860
91 ~ 95	3,010	101 ~ 105	2,720	91 ~ 95	3,010	101 ~ 105	2,720
96 ~ 100	2,860	106 ~ 110	2,600	96 ~ 100	2,860	106 ~ 110	2,600
101 ~ 105	2,720	111 ~ 115	2,490	101 ~ 105	2,720	111 ~ 115	2,490
106 ~ 110	2,600	116 ~ 120	2,380	106 ~ 110	2,600	116 ~ 120	2,380
111 ~ 115	2,490	121 ~ 125	2,290	111 ~ 115	2,490	121 ~ 125	2,290
116 ~ 120	2,380	126 ~ 130	2,200	116 ~ 120	2,380	126 ~ 130	2,200
121 ~ 125	2,290	131 ~ 135	2,120	121 ~ 125	2,290	131 ~ 135	2,120
126 ~ 130	2,200	136 ~ 140	2,040	126 ~ 130	2,200	136 ~ 140	2,040
131 ~ 135	2,120	141 ~ 145	1,970	131 ~ 135	2,120	141 ~ 145	1,970
136 ~ 140	2,040	146 ~ 150	1,900	136 ~ 140	2,040	146 ~ 150	1,900
141 ~ 145	1,970	151人以上	1,840	141 ~ 145	1,970	151人以上	1,840
146 ~ 150	1,900			146 ~ 150	1,900		
151人以上	1,840			151人以上	1,840		

改正後		現行					
ウ 乳児院 (常勤の非常勤職員)		エ 母子生活支援施設 (常勤の非常勤職員)		ウ 乳児院 (常勤の非常勤職員)		エ 母子生活支援施設 (常勤の非常勤職員)	
定員	月額 円	定員	月額 円	定員	月額 円	定員	月額 円
10人まで	28,640	10世帯まで	28,640	10人まで	28,630	10世帯まで	28,630
11 ~ 15人	19,090	11 ~ 20世帯	14,320	11 ~ 15人	19,080	11 ~ 20世帯	14,310
16 ~ 20	14,320	21 ~ 30	9,540	16 ~ 20	14,310	21 ~ 30	9,540
21 ~ 25	11,450	31 ~ 40	7,160	21 ~ 25	11,450	31 ~ 40	7,150
26 ~ 30	9,540	41 ~ 50	5,720	26 ~ 30	9,540	41 ~ 50	5,720
31 ~ 35	8,180	51世帯以上	4,770	31 ~ 35	8,180	51世帯以上	4,770
36 ~ 40	7,160			36 ~ 40	7,150		
41 ~ 45	6,360			41 ~ 45	6,360		
46 ~ 50	5,720			46 ~ 50	5,720		
51 ~ 55	5,200			51 ~ 55	5,200		
56 ~ 60	4,770			56 ~ 60	4,770		
61 ~ 65	4,400			61 ~ 65	4,400		
66 ~ 70	4,090			66 ~ 70	4,090		
71 ~ 75	3,810			71 ~ 75	3,810		
76 ~ 80	3,580			76 ~ 80	3,570		
81 ~ 85	3,370			81 ~ 85	3,360		
86 ~ 90	3,180			86 ~ 90	3,180		
91人以上	3,010			91人以上	3,010		

改正後		改正後		現行		現行	
オ 児童養護施設 (非常勤職員)		カ 児童自立支援施設 (非常勤職員)		オ 児童養護施設 (非常勤職員)		カ 児童自立支援施設 (非常勤職員)	
定員	月額	定員	月額	定員	月額	定員	月額
	円		円		円		円
20人まで	9,220	30人まで	6,150	20人まで	9,220	30人まで	6,140
21 ~ 25人	7,380	31 ~ 35人	5,270	21 ~ 25人	7,370	31 ~ 35人	5,270
26 ~ 30	6,150	36 ~ 40	4,610	26 ~ 30	6,140	36 ~ 40	4,610
31 ~ 35	5,270	41 ~ 45	4,100	31 ~ 35	5,270	41 ~ 45	4,090
36 ~ 40	4,610	46 ~ 50	3,690	36 ~ 40	4,610	46 ~ 50	3,680
41 ~ 45	4,100	51 ~ 55	3,350	41 ~ 45	4,090	51 ~ 55	3,350
46 ~ 50	3,690	56 ~ 60	3,070	46 ~ 50	3,680	56 ~ 60	3,070
51 ~ 55	3,350	61 ~ 65	2,830	51 ~ 55	3,350	61 ~ 65	2,830
56 ~ 60	3,070	66 ~ 70	2,630	56 ~ 60	3,070	66 ~ 70	2,630
61 ~ 65	2,830	71 ~ 75	2,460	61 ~ 65	2,830	71 ~ 75	2,460
66 ~ 70	2,630	76 ~ 80	2,300	66 ~ 70	2,630	76 ~ 80	2,300
71 ~ 75	2,460	81 ~ 85	2,170	71 ~ 75	2,460	81 ~ 85	2,170
76 ~ 80	2,300	86 ~ 90	2,050	76 ~ 80	2,300	86 ~ 90	2,050
81 ~ 85	2,170	91 ~ 95	1,940	81 ~ 85	2,170	91 ~ 95	1,940
86 ~ 90	2,050	96 ~ 100	1,840	86 ~ 90	2,050	96 ~ 100	1,840
91 ~ 95	1,940	101 ~ 105	1,750	91 ~ 95	1,940	101 ~ 105	1,750
96 ~ 100	1,840	106 ~ 110	1,670	96 ~ 100	1,840	106 ~ 110	1,670
101 ~ 105	1,750	111 ~ 115	1,600	101 ~ 105	1,750	111 ~ 115	1,600
106 ~ 110	1,670	116 ~ 120	1,530	106 ~ 110	1,670	116 ~ 120	1,530
111 ~ 115	1,600	121 ~ 125	1,470	111 ~ 115	1,600	121 ~ 125	1,470
116 ~ 120	1,530	126 ~ 130	1,420	116 ~ 120	1,530	126 ~ 130	1,410
121 ~ 125	1,470	131 ~ 135	1,360	121 ~ 125	1,470	131 ~ 135	1,360
126 ~ 130	1,420	136 ~ 140	1,310	126 ~ 130	1,410	136 ~ 140	1,310
131 ~ 135	1,360	141 ~ 145	1,270	131 ~ 135	1,360	141 ~ 145	1,270
136 ~ 140	1,310	146 ~ 150	1,230	136 ~ 140	1,310	146 ~ 150	1,230
141 ~ 145	1,270	151人以上	1,190	141 ~ 145	1,270	151人以上	1,190
146 ~ 150	1,230			146 ~ 150	1,230		
151人以上	1,190			151人以上	1,190		

改正後		改正後		現行		現行	
キ 乳児院 (非常勤職員)		ク 母子生活支援施設 (非常勤職員)		キ 乳児院 (非常勤職員)		ク 母子生活支援施設 (非常勤職員)	
定員	月額	定員	月額	定員	月額	定員	月額
	円		円		円		円
10人まで	18,450	10世帯まで	18,450	10人まで	18,440	10世帯まで	18,440
11 ~ 15人	12,300	11 ~ 20世帯	9,220	11 ~ 15人	12,290	11 ~ 20世帯	9,220
16 ~ 20	9,220	21 ~ 30	6,150	16 ~ 20	9,220	21 ~ 30	6,140
21 ~ 25	7,380	31 ~ 40	4,610	21 ~ 25	7,370	31 ~ 40	4,610
26 ~ 30	6,150	41 ~ 50	3,690	26 ~ 30	6,140	41 ~ 50	3,680
31 ~ 35	5,270	51世帯以上	3,070	31 ~ 35	5,270	51世帯以上	3,070
36 ~ 40	4,610			36 ~ 40	4,610		
41 ~ 45	4,100			41 ~ 45	4,090		
46 ~ 50	3,690			46 ~ 50	3,680		
51 ~ 55	3,350			51 ~ 55	3,350		
56 ~ 60	3,070			56 ~ 60	3,070		
61 ~ 65	2,830			61 ~ 65	2,830		
66 ~ 70	2,630			66 ~ 70	2,630		
71 ~ 75	2,460			71 ~ 75	2,460		
76 ~ 80	2,300			76 ~ 80	2,300		
81 ~ 85	2,170			81 ~ 85	2,170		
86 ~ 90	2,050			86 ~ 90	2,050		
91人以上	1,940			91人以上	1,940		



改正後									現行								
(22) 基幹的職員加算分保護単価									(21) 基幹的職員加算分保護単価								
ア 児童養護施設									ア 児童養護施設								
地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他	地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円		円	円	円	円	円	円	円	円
20人まで	860	840	830	810	790	760	740	720	20人まで	860	840	830	810	790	760	740	720
21～25人	690	670	660	640	630	610	590	580	21～25人	690	670	660	640	630	610	590	580
26～30	570	560	550	540	530	510	490	480	26～30	570	560	550	540	530	510	490	480
31～35	490	480	470	460	450	430	420	410	31～35	490	480	470	460	450	430	420	410
36～40	430	420	410	400	390	380	370	360	36～40	430	420	410	400	390	380	370	360
41～45	380	370	370	360	350	340	330	320	41～45	380	370	370	360	350	340	330	320
46～50	340	330	330	320	310	300	290	290	46～50	340	330	330	320	310	300	290	290
51～55	310	300	300	290	290	280	270	260	51～55	310	300	300	290	290	280	270	260
56～60	280	280	270	270	260	250	240	240	56～60	280	280	270	270	260	250	240	240
61～65	260	250	250	250	240	230	230	220	61～65	260	250	250	250	240	230	230	220
66～70	240	240	230	230	220	220	210	200	66～70	240	240	230	230	220	220	210	200
71～75	230	220	220	210	210	200	190	190	71～75	230	220	220	210	210	200	190	190
76～80	210	210	200	200	190	190	180	180	76～80	210	210	200	200	190	190	180	180
81～85	200	190	190	190	180	180	170	170	81～85	200	190	190	190	180	180	170	170
86～90	190	180	180	180	170	170	160	160	86～90	190	180	180	180	170	170	160	160
91～95	180	170	170	170	160	160	150	150	91～95	180	170	170	170	160	160	150	150
96～100	170	160	160	160	150	150	150	140	96～100	170	160	160	160	150	150	150	140
101～105	160	160	150	150	150	140	140	130	101～105	160	160	150	150	150	140	140	130
106～110	150	150	150	140	140	140	130	130	106～110	150	150	150	140	140	140	130	130
111～115	150	140	140	140	130	130	130	120	111～115	150	140	140	140	130	130	130	120
116～120	140	140	130	130	130	120	120	120	116～120	140	140	130	130	130	120	120	120
121～125	130	130	130	130	120	120	120	110	121～125	130	130	130	130	120	120	120	110
126～130	130	120	120	120	120	110	110	110	126～130	130	120	120	120	120	110	110	110
131～135	120	120	120	120	110	110	110	100	131～135	120	120	120	120	110	110	110	100
136～140	120	120	110	110	110	110	100	100	136～140	120	120	110	110	110	110	100	100
141～145	120	110	110	110	110	100	100	100	141～145	120	110	110	110	110	100	100	100
146～150	110	110	110	100	100	100	100	90	146～150	110	110	110	100	100	100	100	90
151人以上	110	100	100	100	100	90	90	90	151人以上	110	100	100	100	100	90	90	90

改正後									現行								
イ 児童自立支援施設									イ 児童自立支援施設								
地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他	地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円		円	円	円	円	円	円	円	円
30人まで	570	560	550	540	530	510	490	480	30人まで	570	560	550	540	530	510	490	480
31～35人	490	480	470	460	450	430	420	410	31～35人	490	480	470	460	450	430	420	410
36～40	430	420	410	400	390	380	370	360	36～40	430	420	410	400	390	380	370	360
41～45	380	370	370	360	350	340	330	320	41～45	380	370	370	360	350	340	330	320
46～50	340	330	330	320	310	300	290	290	46～50	340	330	330	320	310	300	290	290
51～55	310	300	300	290	290	280	270	260	51～55	310	300	300	290	290	280	270	260
56～60	280	280	270	270	260	250	240	240	56～60	280	280	270	270	260	250	240	240
61～65	260	250	250	250	240	230	230	220	61～65	260	250	250	250	240	230	230	220
66～70	240	240	230	230	220	220	210	200	66～70	240	240	230	230	220	220	210	200
71～75	230	220	220	210	210	200	190	190	71～75	230	220	220	210	210	200	190	190
76～80	210	210	200	200	190	190	180	180	76～80	210	210	200	200	190	190	180	180
81～85	200	190	190	190	180	180	170	170	81～85	200	190	190	190	180	180	170	170
86～90	190	180	180	180	170	170	160	160	86～90	190	180	180	180	170	170	160	160
91～95	180	170	170	170	160	160	150	150	91～95	180	170	170	170	160	160	150	150
96～100	170	160	160	160	150	150	150	140	96～100	170	160	160	160	150	150	150	140
101～105	160	160	150	150	150	140	140	130	101～105	160	160	150	150	150	140	140	130
106～110	150	150	150	140	140	140	130	130	106～110	150	150	150	140	140	140	130	130
111～115	150	140	140	140	130	130	130	120	111～115	150	140	140	140	130	130	130	120
116～120	140	140	130	130	130	120	120	120	116～120	140	140	130	130	130	120	120	120
121～125	130	130	130	130	120	120	120	110	121～125	130	130	130	130	120	120	120	110
126～130	130	120	120	120	120	110	110	110	126～130	130	120	120	120	120	110	110	110
131～135	120	120	120	120	110	110	110	100	131～135	120	120	120	120	110	110	110	100
136～140	120	120	110	110	110	110	100	100	136～140	120	120	110	110	110	110	100	100
141～145	120	110	110	110	110	100	100	100	141～145	120	110	110	110	110	100	100	100
146～150	110	110	110	100	100	100	100	90	146～150	110	110	110	100	100	100	100	90
151人以上	110	100	100	100	100	90	90	90	151人以上	110	100	100	100	100	90	90	90

改正後									現行									
ウ 乳児院									ウ 乳児院									
地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他	地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他	
	定員									定員								
	円	円	円	円	円	円	円	円		円	円	円	円	円	円	円	円	円
10人まで	1,730	1,670	1,660	1,620	1,590	1,530	1,490	1,450	10人まで	1,730	1,670	1,660	1,620	1,590	1,530	1,490	1,450	
11～15人	1,150	1,110	1,110	1,080	1,060	1,020	990	960	11～15人	1,150	1,110	1,110	1,080	1,060	1,020	990	960	
16～20	860	840	830	810	790	760	740	720	16～20	860	840	830	810	790	760	740	720	
21～25	690	670	660	640	630	610	590	580	21～25	690	670	660	640	630	610	590	580	
26～30	570	560	550	540	530	510	490	480	26～30	570	560	550	540	530	510	490	480	
31～35	490	480	470	460	450	430	420	410	31～35	490	480	470	460	450	430	420	410	
36～40	430	420	410	400	390	380	370	360	36～40	430	420	410	400	390	380	370	360	
41～45	380	370	370	360	350	340	330	320	41～45	380	370	370	360	350	340	330	320	
46～50	340	330	330	320	310	300	290	290	46～50	340	330	330	320	310	300	290	290	
51～55	310	300	300	290	290	280	270	260	51～55	310	300	300	290	290	280	270	260	
56～60	280	280	270	270	260	250	240	240	56～60	280	280	270	270	260	250	240	240	
61～65	260	250	250	250	240	230	230	220	61～65	260	250	250	250	240	230	230	220	
66～70	240	240	230	230	220	220	210	200	66～70	240	240	230	230	220	220	210	200	
71～75	230	220	220	210	210	200	190	190	71～75	230	220	220	210	210	200	190	190	
76～80	210	210	200	200	190	190	180	180	76～80	210	210	200	200	190	190	180	180	
81～85	200	190	190	190	180	180	170	170	81～85	200	190	190	190	180	180	170	170	
86～90	190	180	180	180	170	170	160	160	86～90	190	180	180	180	170	170	160	160	
91人以上	180	170	170	170	160	160	150	150	91人以上	180	170	170	170	160	160	150	150	

改正後									現行									
エ 児童心理治療施設									エ 児童心理治療施設									
地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他	地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他	
	定員									定員								
	円	円	円	円	円	円	円	円		円	円	円	円	円	円	円	円	円
20人まで	860	840	830	810	790	760	740	720	20人まで	860	840	830	810	790	760	740	720	
21～25人	690	670	660	640	630	610	590	580	21～25人	690	670	660	640	630	610	590	580	
26～30	570	560	550	540	530	510	490	480	26～30	570	560	550	540	530	510	490	480	
31～35	490	480	470	460	450	430	420	410	31～35	490	480	470	460	450	430	420	410	
36～40	430	420	410	400	390	380	370	360	36～40	430	420	410	400	390	380	370	360	
41～45	380	370	370	360	350	340	330	320	41～45	380	370	370	360	350	340	330	320	
46人以上	340	330	330	320	310	300	290	290	46人以上	340	330	330	320	310	300	290	290	

改正後									現行								
オ 母子生活支援施設									オ 母子生活支援施設								
地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他	地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
定員	円	円	円	円	円	円	円	円	定員	円	円	円	円	円	円	円	円
10世帯まで	1,150	1,110	1,110	1,080	1,060	1,020	990	960	10世帯まで	1,150	1,110	1,110	1,080	1,060	1,020	990	960
11～20世帯	860	840	830	810	790	760	740	720	11～20世帯	860	840	830	810	790	760	740	720
21～30	570	560	550	540	530	510	490	480	21～30	570	560	550	540	530	510	490	480
31～40	430	420	410	400	390	380	370	360	31～40	430	420	410	400	390	380	370	360
41～50	340	330	330	320	310	300	290	290	41～50	340	330	330	320	310	300	290	290
51世帯以上	280	280	270	270	260	250	240	240	51世帯以上	280	280	270	270	260	250	240	240

改正後				現行			
(23) ボイラー技士雇上費加算分保護単価		(24) 児童養護施設の特別指導費加算分保護単価		(22) ボイラー技士雇上費加算分保護単価		(23) 児童養護施設の特別指導費加算分保護単価	
定員	月額	定員	月額	定員	月額	定員	月額
	円		円		円		円
20人まで	10,060	20人まで	7,790	20人まで	10,060	20人まで	7,780
21 ~ 25人	8,050	21 ~ 25人	6,230	21 ~ 25人	8,040	21 ~ 25人	6,220
26 ~ 30	6,710	26 ~ 30	5,190	26 ~ 30	6,700	26 ~ 30	5,190
31 ~ 35	5,750	31 ~ 35	4,450	31 ~ 35	5,740	31 ~ 35	4,440
36 ~ 40	5,030	36 ~ 40	3,890	36 ~ 40	5,030	36 ~ 40	3,890
41 ~ 45	4,470	41 ~ 45	3,460	41 ~ 45	4,470	41 ~ 45	3,460
46 ~ 50	4,020	46 ~ 50	3,110	46 ~ 50	4,020	46 ~ 50	3,110
51 ~ 55	3,660	51 ~ 55	2,830	51 ~ 55	3,650	51 ~ 55	2,830
56 ~ 60	3,350	56 ~ 60	2,590	56 ~ 60	3,350	56 ~ 60	2,590
61 ~ 65	3,090	61 ~ 65	2,390	61 ~ 65	3,090	61 ~ 65	2,390
66 ~ 70	2,870	66 ~ 70	2,220	66 ~ 70	2,870	66 ~ 70	2,220
71 ~ 75	2,680	71 ~ 75	2,070	71 ~ 75	2,680	71 ~ 75	2,070
76 ~ 80	2,510	76 ~ 80	1,940	76 ~ 80	2,510	76 ~ 80	1,940
81 ~ 85	2,360	81 ~ 85	1,830	81 ~ 85	2,360	81 ~ 85	1,830
86 ~ 90	2,230	86 ~ 90	1,730	86 ~ 90	2,230	86 ~ 90	1,730
91 ~ 95	2,110	91 ~ 95	1,640	91 ~ 95	2,110	91 ~ 95	1,630
96 ~ 100	2,010	96 ~ 100	1,550	96 ~ 100	2,010	96 ~ 100	1,550
101 ~ 105	1,910	101 ~ 105	1,480	101 ~ 105	1,910	101 ~ 105	1,480
106 ~ 110	1,830	106 ~ 110	1,410	106 ~ 110	1,820	106 ~ 110	1,410
111 ~ 115	1,750	111 ~ 115	1,350	111 ~ 115	1,750	111 ~ 115	1,350
116 ~ 120	1,670	116 ~ 120	1,290	116 ~ 120	1,670	116 ~ 120	1,290
121 ~ 125	1,610	121 ~ 125	1,240	121 ~ 125	1,610	121 ~ 125	1,240
126 ~ 130	1,540	126 ~ 130	1,190	126 ~ 130	1,540	126 ~ 130	1,190
131 ~ 135	1,490	131 ~ 135	1,150	131 ~ 135	1,490	131 ~ 135	1,150
136 ~ 140	1,430	136 ~ 140	1,110	136 ~ 140	1,430	136 ~ 140	1,110
141 ~ 145	1,380	141 ~ 145	1,070	141 ~ 145	1,380	141 ~ 145	1,070
146 ~ 150	1,340	146 ~ 150	1,030	146 ~ 150	1,340	146 ~ 150	1,030
151人以上	1,290	151人以上	1,000	151人以上	1,290	151人以上	1,000
(25) 学習指導費加算分保護単価				(24) 学習指導費加算分保護単価			
定員	月額	定員	月額	定員	月額	定員	月額
	円		円		円		円
1人当たり	8,290			1人当たり	8,290		

改正後									現行										
<u>(26)</u> 母子生活支援施設(定員40世帯以上)の母子支援員、少年指導員加算分保護単価									<u>(25)</u> 母子生活支援施設(定員40世帯以上)の母子支援員、少年指導員加算分保護単価										
定員		月額							定員		月額								
世帯		円							世帯		円								
40		7,160							40		7,150								
41 ~ 50		5,720							41 ~ 50		5,720								
51世帯以上		4,770							51世帯以上		4,770								
<u>(27)</u> 母子生活支援施設の夜間警備体制強化加算分保護単価									<u>(26)</u> 母子生活支援施設の夜間警備体制強化加算分保護単価										
定員		月額							定員		月額								
		円									円								
10世帯まで		16,180							10世帯まで		16,180								
11 ~ 20世帯		8,090							11 ~ 20世帯		8,090								
21 ~ 30		5,390							21 ~ 30		5,390								
31 ~ 40		4,040							31 ~ 40		4,040								
41 ~ 50		3,230							41 ~ 50		3,230								
51世帯以上		2,690							51世帯以上		2,690								
<u>(28)</u> 母子生活支援施設の特別生活指導費加算分保護単価									<u>(27)</u> 母子生活支援施設の特別生活指導費加算分保護単価										
定員		月額							定員		月額								
		円									円								
10世帯まで		15,580							10世帯まで		15,570								
11 ~ 20		7,790							11 ~ 20		7,780								
21 ~ 30		5,190							21 ~ 30		5,190								
31 ~ 40		3,890							31 ~ 40		3,890								
41 ~ 50		3,110							41 ~ 50		3,110								
51世帯以上		2,590							51世帯以上		2,590								
<u>(29)</u> 母子生活支援施設の保育機能強化加算分保護単価									<u>(28)</u> 母子生活支援施設の保育機能強化加算分保護単価										
地域区分		20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他	地域区分		20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
定員		円							定員		円								
10世帯まで		34,980	33,980	33,730	32,990	32,490	31,500	30,750	30,000	10世帯まで		34,970	33,980	33,730	32,980	32,480	31,490	30,740	30,000
11~20世帯		26,230	25,490	25,300	24,740	24,370	23,620	23,060	22,500	11~20世帯		26,230	25,480	25,290	24,740	24,360	23,620	23,060	22,500
21~30		17,490	16,990	16,870	16,490	16,240	15,750	15,370	15,000	21~30		17,480	16,990	16,860	16,490	16,240	15,740	15,370	15,000
31~40		15,740	15,290	15,180	14,840	14,620	14,170	13,840	13,500	31~40		15,730	15,290	15,170	14,840	14,620	14,170	13,830	13,500
41~50		13,990	13,590	13,490	13,190	12,990	12,600	12,300	12,000	41~50		13,990	13,590	13,490	13,190	12,990	12,590	12,290	12,000
51世帯以上		12,240	11,890	11,800	11,540	11,370	11,020	10,760	10,500	51世帯以上		12,240	11,890	11,800	11,540	11,370	11,020	10,760	10,500

改正後										現行																																																																																																																																	
<u>(30)</u> 児童養護施設、乳児院の指導員特別加算分保護単価					<u>(31)</u> 一時保護所の専門職員等加算分保護単価					<u>(29)</u> 児童養護施設、乳児院の指導員特別加算分保護単価					<u>(30)</u> 一時保護所の専門職員等加算分保護単価																																																																																																																												
<table border="1"> <tr><th>定員</th><th>月額</th></tr> <tr><td></td><td>円</td></tr> <tr><td>20人まで</td><td>9,390</td></tr> <tr><td>21～25人</td><td>7,510</td></tr> <tr><td>26～30人</td><td>6,260</td></tr> <tr><td>31～35人</td><td>5,360</td></tr> </table>					定員	月額		円	20人まで	9,390	21～25人	7,510	26～30人	6,260	31～35人	5,360	(削除)					<table border="1"> <tr><th>区分</th><th>定員</th><th>年額</th></tr> <tr><td></td><td></td><td>円</td></tr> <tr><td>個別対応職員分</td><td>11～20人</td><td>5,861,464</td></tr> <tr><td></td><td>21人以上</td><td>11,722,928</td></tr> </table>					区分	定員	年額			円	個別対応職員分	11～20人	5,861,464		21人以上	11,722,928	<table border="1"> <tr><th>区分</th><th>年額</th></tr> <tr><td></td><td>円</td></tr> <tr><td>栄養士加算分</td><td>4,738,511</td></tr> </table>					区分	年額		円	栄養士加算分	4,738,511	<table border="1"> <tr><th>区分</th><th>定員</th><th>年額</th></tr> <tr><td></td><td></td><td>円</td></tr> <tr><td>事務職員加算分</td><td>20人まで</td><td>1,414,880</td></tr> <tr><td></td><td>21人以上</td><td>4,994,869</td></tr> </table>					区分	定員	年額			円	事務職員加算分	20人まで	1,414,880		21人以上	4,994,869	<table border="1"> <tr><th>定員</th><th>月額</th></tr> <tr><td></td><td>円</td></tr> <tr><td>20人まで</td><td>9,390</td></tr> <tr><td>21～25人</td><td>7,510</td></tr> <tr><td>26～30人</td><td>6,260</td></tr> <tr><td>31～35人</td><td>5,360</td></tr> </table>					定員	月額		円	20人まで	9,390	21～25人	7,510	26～30人	6,260	31～35人	5,360	<table border="1"> <tr><th>区分</th><th>年額</th></tr> <tr><td></td><td>円</td></tr> <tr><td>心理療法担当職員加算分</td><td>6,155,504</td></tr> </table>					区分	年額		円	心理療法担当職員加算分	6,155,504	<table border="1"> <tr><th>区分</th><th>定員</th><th>年額</th></tr> <tr><td></td><td></td><td>円</td></tr> <tr><td>個別対応職員分</td><td>11～20人</td><td>5,860,179</td></tr> <tr><td></td><td>21人以上</td><td>11,720,358</td></tr> </table>					区分	定員	年額			円	個別対応職員分	11～20人	5,860,179		21人以上	11,720,358	<table border="1"> <tr><th>区分</th><th>年額</th></tr> <tr><td></td><td>円</td></tr> <tr><td>栄養士加算分</td><td>4,737,226</td></tr> </table>					区分	年額		円	栄養士加算分	4,737,226	<table border="1"> <tr><th>区分</th><th>定員</th><th>年額</th></tr> <tr><td></td><td></td><td>円</td></tr> <tr><td>事務職員加算分</td><td>20人まで</td><td>1,414,880</td></tr> <tr><td></td><td>21人以上</td><td>4,993,584</td></tr> </table>					区分	定員	年額			円	事務職員加算分	20人まで	1,414,880		21人以上	4,993,584
定員	月額																																																																																																																																										
	円																																																																																																																																										
20人まで	9,390																																																																																																																																										
21～25人	7,510																																																																																																																																										
26～30人	6,260																																																																																																																																										
31～35人	5,360																																																																																																																																										
区分	定員	年額																																																																																																																																									
		円																																																																																																																																									
個別対応職員分	11～20人	5,861,464																																																																																																																																									
	21人以上	11,722,928																																																																																																																																									
区分	年額																																																																																																																																										
	円																																																																																																																																										
栄養士加算分	4,738,511																																																																																																																																										
区分	定員	年額																																																																																																																																									
		円																																																																																																																																									
事務職員加算分	20人まで	1,414,880																																																																																																																																									
	21人以上	4,994,869																																																																																																																																									
定員	月額																																																																																																																																										
	円																																																																																																																																										
20人まで	9,390																																																																																																																																										
21～25人	7,510																																																																																																																																										
26～30人	6,260																																																																																																																																										
31～35人	5,360																																																																																																																																										
区分	年額																																																																																																																																										
	円																																																																																																																																										
心理療法担当職員加算分	6,155,504																																																																																																																																										
区分	定員	年額																																																																																																																																									
		円																																																																																																																																									
個別対応職員分	11～20人	5,860,179																																																																																																																																									
	21人以上	11,720,358																																																																																																																																									
区分	年額																																																																																																																																										
	円																																																																																																																																										
栄養士加算分	4,737,226																																																																																																																																										
区分	定員	年額																																																																																																																																									
		円																																																																																																																																									
事務職員加算分	20人まで	1,414,880																																																																																																																																									
	21人以上	4,993,584																																																																																																																																									
<u>(32)</u> 一時保護所の新基準対応加算分保護単価										<u>(新規)</u>																																																																																																																																	
看護師加算単価																																																																																																																																											
<table border="1"> <tr><th>地域区分</th><th>20/100</th><th>16/100</th><th>15/100</th><th>12/100</th><th>10/100</th><th>6/100</th><th>3/100</th><th>その他</th></tr> <tr><td>定員</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td>円</td><td>円</td><td>円</td><td>円</td><td>円</td><td>円</td><td>円</td><td>円</td></tr> <tr><td>1施設当たり</td><td>536,656</td><td>519,544</td><td>515,266</td><td>502,432</td><td>493,875</td><td>476,763</td><td>463,929</td><td>451,095</td></tr> </table>										地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他	定員										円	円	円	円	円	円	円	円	1施設当たり	536,656	519,544	515,266	502,432	493,875	476,763	463,929	451,095	※ 1施設当たりの月額																																																																																													
地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他																																																																																																																																			
定員																																																																																																																																											
	円	円	円	円	円	円	円	円																																																																																																																																			
1施設当たり	536,656	519,544	515,266	502,432	493,875	476,763	463,929	451,095																																																																																																																																			
学習指導員加算																																																																																																																																											
<table border="1"> <tr><th>地域区分</th><th>20/100</th><th>16/100</th><th>15/100</th><th>12/100</th><th>10/100</th><th>6/100</th><th>3/100</th><th>その他</th></tr> <tr><td>定員</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td>円</td><td>円</td><td>円</td><td>円</td><td>円</td><td>円</td><td>円</td><td>円</td></tr> <tr><td>1施設当たり</td><td>530,475</td><td>513,564</td><td>509,337</td><td>496,653</td><td>488,198</td><td>471,287</td><td>458,604</td><td>445,921</td></tr> </table>										地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他	定員										円	円	円	円	円	円	円	円	1施設当たり	530,475	513,564	509,337	496,653	488,198	471,287	458,604	445,921	※ 1施設当たりの月額																																																																																													
地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他																																																																																																																																			
定員																																																																																																																																											
	円	円	円	円	円	円	円	円																																																																																																																																			
1施設当たり	530,475	513,564	509,337	496,653	488,198	471,287	458,604	445,921																																																																																																																																			

改正後									現行
<u>心理職配置改善（定員10人につき1人）</u>									
	地域区分								
定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他	
	円	円	円	円	円	円	円	円	
10人まで	554,560	538,730	534,770	522,910	514,990	499,170	487,300	475,430	
11～20	1,109,123	1,077,471	1,069,558	1,045,818	1,029,992	998,340	974,600	950,861	
21～30	1,663,685	1,616,206	1,604,337	1,568,728	1,544,989	1,497,510	1,461,901	1,426,292	
31～40	2,218,247	2,154,942	2,139,116	2,091,637	2,059,985	1,996,680	1,949,202	1,901,723	
41～50	2,772,809	2,693,678	2,673,895	2,614,547	2,574,982	2,495,851	2,436,502	2,377,154	
51～60	3,327,370	3,232,413	3,208,673	3,137,456	3,089,977	2,995,020	2,923,802	2,852,584	
61～70	3,881,932	3,771,149	3,743,453	3,660,365	3,604,974	3,494,190	3,411,103	3,328,015	
※1施設当たりの月額									
<u>夜間職員（常勤職員を1名以上配置する施設）</u>									
	地域区分								
定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他	
	円	円	円	円	円	円	円	円	
1施設当たり	481,093	465,790	461,964	450,487	442,835	427,532	416,055	404,577	
※1施設当たりの月額									
<u>夜間職員（上記以外の施設）</u>									
	月額								
	円								
	244,705								
※1施設当たりの月額									
<u>(33) 一時保護所のユニットケア加算分保護単価</u>									
	地域区分								
	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他	
	円	円	円	円	円	円	円	円	
1グループ当たり	653,584	637,969	634,066	622,355	614,547	598,932	587,221	575,510	
※1グループ当たりの月額									



改正後		現行	
<u>(34) 除雪費加算分保護単価</u> 児童養護施設、児童自立支援施設、乳児院、児童心理治療施設、母子生活支援施設、ファミリーホーム、 <u>児童自立生活援助事業所（里親の居宅において事業を行うものを除く。）</u>		<u>(31) 除雪費加算分保護単価</u> 児童養護施設、児童自立支援施設、乳児院、児童心理治療施設、母子生活支援施設、ファミリーホーム、 <u>自立援助ホーム</u>	
定員	月額	定員	月額
1人(1世帯)当たり	円 6,270	1人(1世帯)当たり	円 6,180
<u>(35) 降灰除去費加算分保護単価</u> 児童養護施設、児童自立支援施設、乳児院、児童心理治療施設、母子生活支援施設、ファミリーホーム、 <u>児童自立生活援助事業所（里親の居宅において事業を行うものを除く。）</u>		<u>(32) 降灰除去費加算分保護単価</u> 児童養護施設、児童自立支援施設、乳児院、児童心理治療施設、母子生活支援施設、ファミリーホーム、 <u>自立援助ホーム</u>	
定員	月額	定員	月額
1施設当たり	円 164,890	1施設当たり	円 155,870

改正後	現行																																																				
<p><u>(36)</u> 社会的養護処遇改善加算 分保護単価</p> <p>処遇改善加算（Ⅰ）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>職員</th> <th>月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1人当たり</td> <td>円 6,080</td> </tr> </tbody> </table> <p>処遇改善加算（Ⅱ）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>職員</th> <th>月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1人当たり</td> <td>円 6,080</td> </tr> </tbody> </table> <p>処遇改善加算（Ⅲ）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>職員</th> <th>月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1人当たり</td> <td>円 18,250</td> </tr> </tbody> </table> <p>処遇改善加算（Ⅳ）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>職員</th> <th>月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1人当たり</td> <td>円 42,590</td> </tr> </tbody> </table> <p>処遇改善加算（Ⅴ）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>職員</th> <th>月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1人当たり</td> <td>円 6,080</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>(37)</u> 社会的養護従事者処遇改 善加算分保護単価</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>職員</th> <th>月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1人当たり</td> <td>円 10,950</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>(38)</u> こども家庭ソーシャルワーカー取得促進事業加算分保護単価</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>職員</th> <th>月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1人当たり</td> <td>円 24,342</td> </tr> </tbody> </table>	職員	月額	1人当たり	円 6,080	職員	月額	1人当たり	円 6,080	職員	月額	1人当たり	円 18,250	職員	月額	1人当たり	円 42,590	職員	月額	1人当たり	円 6,080	職員	月額	1人当たり	円 10,950	職員	月額	1人当たり	円 24,342	<p><u>(33)</u> 社会的養護処遇改善加算 分保護単価</p> <p>処遇改善加算（Ⅰ）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>職員</th> <th>月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1人当たり</td> <td>円 6,080</td> </tr> </tbody> </table> <p>処遇改善加算（Ⅱ）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>職員</th> <th>月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1人当たり</td> <td>円 6,080</td> </tr> </tbody> </table> <p>処遇改善加算（Ⅲ）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>職員</th> <th>月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1人当たり</td> <td>円 18,250</td> </tr> </tbody> </table> <p>処遇改善加算（Ⅳ）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>職員</th> <th>月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1人当たり</td> <td>円 42,590</td> </tr> </tbody> </table> <p>処遇改善加算（Ⅴ）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>職員</th> <th>月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1人当たり</td> <td>円 6,080</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>(34)</u> 社会的養護従事者処遇改 善加算分保護単価</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>職員</th> <th>月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1人当たり</td> <td>円 10,950</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>(新規)</u></p>	職員	月額	1人当たり	円 6,080	職員	月額	1人当たり	円 6,080	職員	月額	1人当たり	円 18,250	職員	月額	1人当たり	円 42,590	職員	月額	1人当たり	円 6,080	職員	月額	1人当たり	円 10,950
職員	月額																																																				
1人当たり	円 6,080																																																				
職員	月額																																																				
1人当たり	円 6,080																																																				
職員	月額																																																				
1人当たり	円 18,250																																																				
職員	月額																																																				
1人当たり	円 42,590																																																				
職員	月額																																																				
1人当たり	円 6,080																																																				
職員	月額																																																				
1人当たり	円 10,950																																																				
職員	月額																																																				
1人当たり	円 24,342																																																				
職員	月額																																																				
1人当たり	円 6,080																																																				
職員	月額																																																				
1人当たり	円 6,080																																																				
職員	月額																																																				
1人当たり	円 18,250																																																				
職員	月額																																																				
1人当たり	円 42,590																																																				
職員	月額																																																				
1人当たり	円 6,080																																																				
職員	月額																																																				
1人当たり	円 10,950																																																				

改正後									現行								
_(39)_小規模かつ地域分散化加算分保護単価									_(35)_小規模かつ地域分散化加算分保護単価								
ア 分園型小規模グループケア									ア 分園型小規模グループケア								
地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他	地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	定員	円	円	円	円	円	円	円		定員	円	円	円	円	円	円	円
20人まで	28,810	27,980	27,770	27,150	26,730	25,900	25,280	24,660	20人まで	28,800	27,970	27,770	27,140	26,730	25,900	25,280	24,650
21～25人	23,050	22,380	22,220	21,720	21,390	20,720	20,220	19,730	21～25人	23,040	22,380	22,210	21,710	21,380	20,720	20,220	19,720
26～30	19,200	18,650	18,510	18,100	17,820	17,270	16,850	16,440	26～30	19,200	18,650	18,510	18,090	17,820	17,260	16,850	16,430
31～35	16,460	15,990	15,870	15,510	15,270	14,800	14,440	14,090	31～35	16,460	15,980	15,860	15,510	15,270	14,800	14,440	14,090
36～40	14,400	13,990	13,880	13,570	13,360	12,950	12,640	12,330	36～40	14,400	13,980	13,880	13,570	13,360	12,950	12,640	12,320
41～45	12,800	12,430	12,340	12,060	11,880	11,510	11,230	10,960	41～45	12,800	12,430	12,340	12,060	11,880	11,510	11,230	10,950
46～50	11,520	11,190	11,110	10,860	10,690	10,360	10,110	9,860	46～50	11,520	11,190	11,100	10,850	10,690	10,360	10,110	9,860
51～55	10,470	10,170	10,100	9,870	9,720	9,420	9,190	8,960	51～55	10,470	10,170	10,090	9,870	9,720	9,410	9,190	8,960
56～60	9,600	9,320	9,250	9,050	8,910	8,630	8,420	8,220	56～60	9,600	9,320	9,250	9,040	8,910	8,630	8,420	8,210
61～65	8,860	8,610	8,540	8,350	8,220	7,970	7,780	7,580	61～65	8,860	8,600	8,540	8,350	8,220	7,970	7,770	7,580
66～70	8,230	7,990	7,930	7,750	7,630	7,400	7,220	7,040	66～70	8,230	7,990	7,930	7,750	7,630	7,400	7,220	7,040
71～75	7,680	7,460	7,400	7,240	7,130	6,900	6,740	6,570	71～75	7,680	7,460	7,400	7,230	7,120	6,900	6,740	6,570
76～80	7,200	6,990	6,940	6,780	6,680	6,470	6,320	6,160	76～80	7,200	6,990	6,940	6,780	6,680	6,470	6,320	6,160
81～85	6,770	6,580	6,530	6,380	6,290	6,090	5,940	5,800	81～85	6,770	6,580	6,530	6,380	6,290	6,090	5,940	5,800
86～90	6,400	6,210	6,170	6,030	5,940	5,750	5,610	5,480	86～90	6,400	6,210	6,170	6,030	5,940	5,750	5,610	5,470
91～95	6,060	5,890	5,840	5,710	5,620	5,450	5,320	5,190	91～95	6,060	5,890	5,840	5,710	5,620	5,450	5,320	5,190
96～100	5,760	5,590	5,550	5,430	5,340	5,180	5,050	4,930	96～100	5,760	5,590	5,550	5,420	5,340	5,180	5,050	4,930
101～105	5,480	5,330	5,290	5,170	5,090	4,930	4,810	4,690	101～105	5,480	5,320	5,280	5,170	5,090	4,930	4,810	4,690
106～110	5,230	5,080	5,050	4,930	4,860	4,710	4,590	4,480	106～110	5,230	5,080	5,040	4,930	4,860	4,700	4,590	4,480
111～115	5,010	4,860	4,830	4,720	4,650	4,500	4,390	4,280	111～115	5,010	4,860	4,830	4,720	4,640	4,500	4,390	4,280
116～120	4,800	4,660	4,620	4,520	4,450	4,310	4,210	4,110	116～120	4,800	4,660	4,620	4,520	4,450	4,310	4,210	4,100
121～125	4,610	4,470	4,440	4,340	4,270	4,140	4,040	3,940	121～125	4,600	4,470	4,440	4,340	4,270	4,140	4,040	3,940
126～130	4,430	4,300	4,270	4,170	4,110	3,980	3,890	3,790	126～130	4,430	4,300	4,270	4,170	4,110	3,980	3,880	3,790
131～135	4,260	4,140	4,110	4,020	3,960	3,830	3,740	3,650	131～135	4,260	4,140	4,110	4,020	3,960	3,830	3,740	3,650
136～140	4,110	3,990	3,960	3,870	3,820	3,700	3,610	3,520	136～140	4,110	3,990	3,960	3,870	3,810	3,700	3,610	3,520
141～145	3,970	3,860	3,830	3,740	3,680	3,570	3,480	3,400	141～145	3,970	3,850	3,830	3,740	3,680	3,570	3,480	3,400
146～150	3,840	3,730	3,700	3,620	3,560	3,450	3,370	3,280	146～150	3,840	3,730	3,700	3,620	3,560	3,450	3,370	3,280
151人以上	3,710	3,610	3,580	3,500	3,450	3,340	3,260	3,180	151人以上	3,710	3,610	3,580	3,500	3,440	3,340	3,260	3,180
イ 地域小規模児童養護施設									イ 地域小規模児童養護施設								
地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他	地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	定員	円	円	円	円	円	円	円		定員	円	円	円	円	円	円	円
1施設当たり	576,250	559,650	555,500	543,050	534,750	518,140	505,690	493,240	1施設当たり	576,140	559,540	555,390	542,940	534,640	518,040	505,590	493,140

改正後									現行								
(40) 地域小規模児童養護施設等バックアップ職員加算分保護単価									(36) 地域小規模児童養護施設等バックアップ職員加算分保護単価								
地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他	地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円		円	円	円	円	円	円	円	円
20人まで	28,810	27,980	27,770	27,150	26,730	25,900	25,280	24,660	20人まで	28,800	27,970	27,770	27,140	26,730	25,900	25,280	24,650
21～25人	23,050	22,380	22,220	21,720	21,390	20,720	20,220	19,730	21～25人	23,040	22,380	22,210	21,710	21,380	20,720	20,220	19,720
26～30	19,200	18,650	18,510	18,100	17,820	17,270	16,850	16,440	26～30	19,200	18,650	18,510	18,090	17,820	17,260	16,850	16,430
31～35	16,460	15,990	15,870	15,510	15,270	14,800	14,440	14,090	31～35	16,460	15,980	15,860	15,510	15,270	14,800	14,440	14,090
36～40	14,400	13,990	13,880	13,570	13,360	12,950	12,640	12,330	36～40	14,400	13,980	13,880	13,570	13,360	12,950	12,640	12,320
41～45	12,800	12,430	12,340	12,060	11,880	11,510	11,230	10,960	41～45	12,800	12,430	12,340	12,060	11,880	11,510	11,230	10,950
46～50	11,520	11,190	11,110	10,860	10,690	10,360	10,110	9,860	46～50	11,520	11,190	11,100	10,850	10,690	10,360	10,110	9,860
51～55	10,470	10,170	10,100	9,870	9,720	9,420	9,190	8,960	51～55	10,470	10,170	10,090	9,870	9,720	9,410	9,190	8,960
56～60	9,600	9,320	9,250	9,050	8,910	8,630	8,420	8,220	56～60	9,600	9,320	9,250	9,040	8,910	8,630	8,420	8,210
61～65	8,860	8,610	8,540	8,350	8,220	7,970	7,780	7,580	61～65	8,860	8,600	8,540	8,350	8,220	7,970	7,770	7,580
66～70	8,230	7,990	7,930	7,750	7,630	7,400	7,220	7,040	66～70	8,230	7,990	7,930	7,750	7,630	7,400	7,220	7,040
71～75	7,680	7,460	7,400	7,240	7,130	6,900	6,740	6,570	71～75	7,680	7,460	7,400	7,230	7,120	6,900	6,740	6,570
76～80	7,200	6,990	6,940	6,780	6,680	6,470	6,320	6,160	76～80	7,200	6,990	6,940	6,780	6,680	6,470	6,320	6,160
81～85	6,770	6,580	6,530	6,380	6,290	6,090	5,940	5,800	81～85	6,770	6,580	6,530	6,380	6,290	6,090	5,940	5,800
86～90	6,400	6,210	6,170	6,030	5,940	5,750	5,610	5,480	86～90	6,400	6,210	6,170	6,030	5,940	5,750	5,610	5,470
91～95	6,060	5,890	5,840	5,710	5,620	5,450	5,320	5,190	91～95	6,060	5,890	5,840	5,710	5,620	5,450	5,320	5,190
96～100	5,760	5,590	5,550	5,430	5,340	5,180	5,050	4,930	96～100	5,760	5,590	5,550	5,420	5,340	5,180	5,050	4,930
101～105	5,480	5,330	5,290	5,170	5,090	4,930	4,810	4,690	101～105	5,480	5,320	5,280	5,170	5,090	4,930	4,810	4,690
106～110	5,230	5,080	5,050	4,930	4,860	4,710	4,590	4,480	106～110	5,230	5,080	5,040	4,930	4,860	4,700	4,590	4,480
111～115	5,010	4,860	4,830	4,720	4,650	4,500	4,390	4,280	111～115	5,010	4,860	4,830	4,720	4,640	4,500	4,390	4,280
116～120	4,800	4,660	4,620	4,520	4,450	4,310	4,210	4,110	116～120	4,800	4,660	4,620	4,520	4,450	4,310	4,210	4,100
121～125	4,610	4,470	4,440	4,340	4,270	4,140	4,040	3,940	121～125	4,600	4,470	4,440	4,340	4,270	4,140	4,040	3,940
126～130	4,430	4,300	4,270	4,170	4,110	3,980	3,890	3,790	126～130	4,430	4,300	4,270	4,170	4,110	3,980	3,880	3,790
131～135	4,260	4,140	4,110	4,020	3,960	3,830	3,740	3,650	131～135	4,260	4,140	4,110	4,020	3,960	3,830	3,740	3,650
136～140	4,110	3,990	3,960	3,870	3,820	3,700	3,610	3,520	136～140	4,110	3,990	3,960	3,870	3,810	3,700	3,610	3,520
141～145	3,970	3,860	3,830	3,740	3,680	3,570	3,480	3,400	141～145	3,970	3,850	3,830	3,740	3,680	3,570	3,480	3,400
146～150	3,840	3,730	3,700	3,620	3,560	3,450	3,370	3,280	146～150	3,840	3,730	3,700	3,620	3,560	3,450	3,370	3,280
151人以上	3,710	3,610	3,580	3,500	3,450	3,340	3,260	3,180	151人以上	3,710	3,610	3,580	3,500	3,440	3,340	3,260	3,180

改正後									現行								
(41) 医療的ケア児等受入加算分保護単価									(37) 医療的ケア児等受入加算分保護単価								
ア 児童養護施設									ア 児童養護施設								
地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他	地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円		円	円	円	円	円	円	円	円
20人まで	69,230	67,570	67,150	65,910	65,080	63,420	62,170	60,930	20人まで	69,270	67,610	67,190	65,940	65,110	63,450	62,210	60,960
21～25人	55,380	54,050	53,720	52,720	52,060	50,730	49,740	48,740	21～25人	55,410	54,080	53,750	52,760	52,090	50,760	49,770	48,770
26～30	46,150	45,040	44,770	43,940	43,380	42,280	41,450	40,620	26～30	46,180	45,070	44,790	43,960	43,410	42,300	41,470	40,640
31～35	39,560	38,610	38,370	37,660	37,180	36,240	35,520	34,810	31～35	39,580	38,630	38,390	37,680	37,210	36,260	35,550	34,830
36～40	34,610	33,780	33,570	32,950	32,540	31,710	31,080	30,460	36～40	34,630	33,800	33,590	32,970	32,560	31,730	31,100	30,480
41～45	30,760	30,030	29,840	29,290	28,920	28,180	27,630	27,080	41～45	30,780	30,040	29,860	29,310	28,940	28,200	27,650	27,090
46～50	27,690	27,020	26,860	26,360	26,030	25,360	24,870	24,370	46～50	27,700	27,040	26,870	26,380	26,040	25,380	24,880	24,380
51～55	25,170	24,570	24,420	23,960	23,660	23,060	22,610	22,150	51～55	25,180	24,580	24,430	23,980	23,680	23,070	22,620	22,170
56～60	23,070	22,520	22,380	21,970	21,690	21,140	20,720	20,310	56～60	23,090	22,530	22,390	21,980	21,700	21,150	20,730	20,320
61～65	21,300	20,790	20,660	20,280	20,020	19,510	19,130	18,740	61～65	21,310	20,800	20,670	20,290	20,030	19,520	19,140	18,760
66～70	19,780	19,300	19,180	18,830	18,590	18,120	17,760	17,400	66～70	19,790	19,310	19,190	18,840	18,600	18,130	17,770	17,420
71～75	18,460	18,010	17,900	17,570	17,350	16,910	16,580	16,240	71～75	18,470	18,020	17,910	17,580	17,360	16,920	16,590	16,250
76～80	17,300	16,890	16,790	16,470	16,270	15,850	15,540	15,230	76～80	17,310	16,900	16,790	16,480	16,280	15,860	15,550	15,240
81～85	16,290	15,890	15,800	15,500	15,310	14,920	14,630	14,330	81～85	16,290	15,900	15,810	15,510	15,320	14,930	14,630	14,340
86～90	15,380	15,010	14,920	14,640	14,460	14,090	13,810	13,540	86～90	15,390	15,020	14,930	14,650	14,470	14,100	13,820	13,540
91～95	14,570	14,220	14,130	13,870	13,700	13,350	13,080	12,820	91～95	14,580	14,230	14,140	13,880	13,710	13,360	13,090	12,830
96～100	13,840	13,510	13,430	13,180	13,010	12,680	12,430	12,180	96～100	13,850	13,520	13,430	13,190	13,020	12,690	12,440	12,190
101～105	13,180	12,870	12,790	12,550	12,390	12,080	11,840	11,600	101～105	13,190	12,870	12,790	12,560	12,400	12,080	11,850	11,610
106～110	12,580	12,280	12,210	11,980	11,830	11,530	11,300	11,070	106～110	12,590	12,290	12,210	11,990	11,840	11,530	11,310	11,080
111～115	12,040	11,750	11,680	11,460	11,310	11,030	10,810	10,590	111～115	12,040	11,750	11,680	11,470	11,320	11,030	10,820	10,600
116～120	11,530	11,260	11,190	10,980	10,840	10,570	10,360	10,150	116～120	11,540	11,260	11,200	10,990	10,850	10,570	10,370	10,160
121～125	11,070	10,810	10,740	10,540	10,410	10,140	9,940	9,740	121～125	11,080	10,810	10,750	10,550	10,410	10,150	9,950	9,750
126～130	10,650	10,390	10,330	10,140	10,010	9,750	9,560	9,370	126～130	10,650	10,400	10,330	10,140	10,010	9,760	9,570	9,380
131～135	10,250	10,010	9,940	9,760	9,640	9,390	9,210	9,020	131～135	10,260	10,010	9,950	9,770	9,640	9,400	9,210	9,030
136～140	9,890	9,650	9,590	9,410	9,290	9,060	8,880	8,700	136～140	9,890	9,650	9,590	9,420	9,300	9,060	8,880	8,710
141～145	9,540	9,320	9,260	9,090	8,970	8,740	8,570	8,400	141～145	9,550	9,320	9,260	9,090	8,980	8,750	8,580	8,410
146～150	9,230	9,010	8,950	8,780	8,670	8,450	8,290	8,120	146～150	9,230	9,010	8,950	8,790	8,680	8,460	8,290	8,120
151人以上	8,930	8,710	8,660	8,500	8,390	8,180	8,020	7,860	151人以上	8,930	8,720	8,670	8,510	8,400	8,180	8,020	7,860

改正後									現行								
イ 乳児院									イ 乳児院								
地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他	地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円		円	円	円	円	円	円	円	円
10人まで	122,880	119,690	118,890	118,060	114,900	111,710	109,320	106,930	10人まで	122,910	119,710	118,920	118,090	114,930	111,740	109,350	106,950
11～15人	81,920	79,790	79,260	78,710	76,600	74,470	72,880	71,280	11～15人	81,940	79,810	79,280	78,720	76,620	74,490	72,900	71,300
16～20	61,440	59,840	59,440	59,030	57,450	55,850	54,660	53,460	16～20	61,450	59,860	59,460	59,040	57,460	55,870	54,670	53,470
21～25	49,150	47,870	47,550	47,220	45,960	44,680	43,730	42,770	21～25	49,160	47,880	47,560	47,230	45,970	44,690	43,740	42,780
26～30	40,960	39,890	39,630	39,350	38,300	37,230	36,440	35,640	26～30	40,970	39,900	39,640	39,360	38,310	37,240	36,450	35,650
31～35	35,100	34,190	33,970	33,730	32,830	31,910	31,230	30,550	31～35	35,110	34,200	33,970	33,740	32,830	31,920	31,240	30,550
36～40	30,720	29,920	29,720	29,510	28,720	27,920	27,330	26,730	36～40	30,720	29,930	29,730	29,520	28,730	27,930	27,330	26,740
41～45	27,300	26,590	26,420	26,230	25,530	24,820	24,290	23,760	41～45	27,310	26,600	26,420	26,240	25,540	24,830	24,300	23,760
46～50	24,570	23,930	23,770	23,610	22,980	22,340	21,860	21,380	46～50	24,580	23,940	23,780	23,610	22,980	22,340	21,870	21,390
51～55	22,340	21,760	21,610	21,460	20,890	20,310	19,870	19,440	51～55	22,340	21,760	21,620	21,470	20,890	20,310	19,880	19,440
56～60	20,480	19,940	19,810	19,670	19,150	18,610	18,220	17,820	56～60	20,480	19,950	19,820	19,680	19,150	18,620	18,220	17,820
61～65	18,900	18,410	18,290	18,160	17,670	17,180	16,810	16,450	61～65	18,900	18,410	18,290	18,160	17,680	17,190	16,820	16,450
66～70	17,550	17,090	16,980	16,860	16,410	15,950	15,610	15,270	66～70	17,550	17,100	16,980	16,870	16,410	15,960	15,620	15,280
71～75	16,380	15,950	15,850	15,740	15,320	14,890	14,570	14,250	71～75	16,380	15,960	15,850	15,740	15,320	14,890	14,580	14,260
76～80	15,360	14,960	14,860	14,750	14,360	13,960	13,660	13,360	76～80	15,360	14,960	14,860	14,760	14,360	13,960	13,660	13,370
81～85	14,450	14,080	13,980	13,890	13,510	13,140	12,860	12,580	81～85	14,460	14,080	13,990	13,890	13,520	13,140	12,860	12,580
86～90	13,650	13,300	13,210	13,110	12,760	12,410	12,140	11,880	86～90	13,650	13,300	13,210	13,120	12,770	12,410	12,150	11,880
91人以上	12,930	12,590	12,510	12,420	12,090	11,760	11,500	11,250	91人以上	12,930	12,600	12,510	12,430	12,090	11,760	11,510	11,250

改正後									現行								
(42) 自立支援担当職員加算（Ⅰ）分保護単価									(38) 自立支援担当職員加算（Ⅰ）分保護単価								
ア 児童養護施設									ア 児童養護施設								
地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他	地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円		円	円	円	円	円	円	円	円
20人まで	28,810	27,980	27,770	27,150	26,730	25,900	25,280	24,660	20人まで	28,800	27,970	27,770	27,140	26,730	25,900	25,280	24,650
21～25人	23,050	22,380	22,220	21,720	21,390	20,720	20,220	19,730	21～25人	23,040	22,380	22,210	21,710	21,380	20,720	20,220	19,720
26～30	19,200	18,650	18,510	18,100	17,820	17,270	16,850	16,440	26～30	19,200	18,650	18,510	18,090	17,820	17,260	16,850	16,430
31～35	16,460	15,990	15,870	15,510	15,270	14,800	14,440	14,090	31～35	16,460	15,980	15,860	15,510	15,270	14,800	14,440	14,090
36～40	14,400	13,990	13,880	13,570	13,360	12,950	12,640	12,330	36～40	14,400	13,980	13,880	13,570	13,360	12,950	12,640	12,320
41～45	12,800	12,430	12,340	12,060	11,880	11,510	11,230	10,960	41～45	12,800	12,430	12,340	12,060	11,880	11,510	11,230	10,950
46～50	11,520	11,190	11,110	10,860	10,690	10,360	10,110	9,860	46～50	11,520	11,190	11,100	10,850	10,690	10,360	10,110	9,860
51～55	10,470	10,170	10,100	9,870	9,720	9,420	9,190	8,960	51～55	10,470	10,170	10,090	9,870	9,720	9,410	9,190	8,960
56～60	9,600	9,320	9,250	9,050	8,910	8,630	8,420	8,220	56～60	9,600	9,320	9,250	9,040	8,910	8,630	8,420	8,210
61～65	8,860	8,610	8,540	8,350	8,220	7,970	7,780	7,580	61～65	8,860	8,600	8,540	8,350	8,220	7,970	7,770	7,580
66～70	8,230	7,990	7,930	7,750	7,630	7,400	7,220	7,040	66～70	8,230	7,990	7,930	7,750	7,630	7,400	7,220	7,040
71～75	7,680	7,460	7,400	7,240	7,130	6,900	6,740	6,570	71～75	7,680	7,460	7,400	7,230	7,120	6,900	6,740	6,570
76～80	7,200	6,990	6,940	6,780	6,680	6,470	6,320	6,160	76～80	7,200	6,990	6,940	6,780	6,680	6,470	6,320	6,160
81～85	6,770	6,580	6,530	6,380	6,290	6,090	5,940	5,800	81～85	6,770	6,580	6,530	6,380	6,290	6,090	5,940	5,800
86～90	6,400	6,210	6,170	6,030	5,940	5,750	5,610	5,480	86～90	6,400	6,210	6,170	6,030	5,940	5,750	5,610	5,470
91～95	6,060	5,890	5,840	5,710	5,620	5,450	5,320	5,190	91～95	6,060	5,890	5,840	5,710	5,620	5,450	5,320	5,190
96～100	5,760	5,590	5,550	5,430	5,340	5,180	5,050	4,930	96～100	5,760	5,590	5,550	5,420	5,340	5,180	5,050	4,930
101～105	5,480	5,330	5,290	5,170	5,090	4,930	4,810	4,690	101～105	5,480	5,320	5,280	5,170	5,090	4,930	4,810	4,690
106～110	5,230	5,080	5,050	4,930	4,860	4,710	4,590	4,480	106～110	5,230	5,080	5,040	4,930	4,860	4,700	4,590	4,480
111～115	5,010	4,860	4,830	4,720	4,650	4,500	4,390	4,280	111～115	5,010	4,860	4,830	4,720	4,640	4,500	4,390	4,280
116～120	4,800	4,660	4,620	4,520	4,450	4,310	4,210	4,110	116～120	4,800	4,660	4,620	4,520	4,450	4,310	4,210	4,100
121～125	4,610	4,470	4,440	4,340	4,270	4,140	4,040	3,940	121～125	4,600	4,470	4,440	4,340	4,270	4,140	4,040	3,940
126～130	4,430	4,300	4,270	4,170	4,110	3,980	3,890	3,790	126～130	4,430	4,300	4,270	4,170	4,110	3,980	3,880	3,790
131～135	4,260	4,140	4,110	4,020	3,960	3,830	3,740	3,650	131～135	4,260	4,140	4,110	4,020	3,960	3,830	3,740	3,650
136～140	4,110	3,990	3,960	3,870	3,820	3,700	3,610	3,520	136～140	4,110	3,990	3,960	3,870	3,810	3,700	3,610	3,520
141～145	3,970	3,860	3,830	3,740	3,680	3,570	3,480	3,400	141～145	3,970	3,850	3,830	3,740	3,680	3,570	3,480	3,400
146～150	3,840	3,730	3,700	3,620	3,560	3,450	3,370	3,280	146～150	3,840	3,730	3,700	3,620	3,560	3,450	3,370	3,280
151人以上	3,710	3,610	3,580	3,500	3,450	3,340	3,260	3,180	151人以上	3,710	3,610	3,580	3,500	3,440	3,340	3,260	3,180

改正後									現行								
イ 地域小規模児童養護施設									イ 地域小規模児童養護施設								
地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他	地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円		円	円	円	円	円	円	円	円
1施設当たり	576,250	559,650	555,500	543,050	534,750	518,140	505,690	493,240	1施設当たり	576,140	559,540	555,390	542,940	534,640	518,040	505,590	493,140
ウ 児童自立支援施設									ウ 児童自立支援施設								
地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他	地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円		円	円	円	円	円	円	円	円
30人まで	19,200	18,650	18,510	18,100	17,820	17,270	16,850	16,440	30人まで	19,200	18,650	18,510	18,090	17,820	17,260	16,850	16,430
31～35	16,460	15,990	15,870	15,510	15,270	14,800	14,440	14,090	31～35	16,460	15,980	15,860	15,510	15,270	14,800	14,440	14,090
36～40	14,400	13,990	13,880	13,570	13,360	12,950	12,640	12,330	36～40	14,400	13,980	13,880	13,570	13,360	12,950	12,640	12,320
41～45	12,800	12,430	12,340	12,060	11,880	11,510	11,230	10,960	41～45	12,800	12,430	12,340	12,060	11,880	11,510	11,230	10,950
46～50	11,520	11,190	11,110	10,860	10,690	10,360	10,110	9,860	46～50	11,520	11,190	11,100	10,850	10,690	10,360	10,110	9,860
51～55	10,470	10,170	10,100	9,870	9,720	9,420	9,190	8,960	51～55	10,470	10,170	10,090	9,870	9,720	9,410	9,190	8,960
56～60	9,600	9,320	9,250	9,050	8,910	8,630	8,420	8,220	56～60	9,600	9,320	9,250	9,040	8,910	8,630	8,420	8,210
61～65	8,860	8,610	8,540	8,350	8,220	7,970	7,780	7,580	61～65	8,860	8,600	8,540	8,350	8,220	7,970	7,770	7,580
66～70	8,230	7,990	7,930	7,750	7,630	7,400	7,220	7,040	66～70	8,230	7,990	7,930	7,750	7,630	7,400	7,220	7,040
71～75	7,680	7,460	7,400	7,240	7,130	6,900	6,740	6,570	71～75	7,680	7,460	7,400	7,230	7,120	6,900	6,740	6,570
76～80	7,200	6,990	6,940	6,780	6,680	6,470	6,320	6,160	76～80	7,200	6,990	6,940	6,780	6,680	6,470	6,320	6,160
81～85	6,770	6,580	6,530	6,380	6,290	6,090	5,940	5,800	81～85	6,770	6,580	6,530	6,380	6,290	6,090	5,940	5,800
86～90	6,400	6,210	6,170	6,030	5,940	5,750	5,610	5,480	86～90	6,400	6,210	6,170	6,030	5,940	5,750	5,610	5,470
91～95	6,060	5,890	5,840	5,710	5,620	5,450	5,320	5,190	91～95	6,060	5,890	5,840	5,710	5,620	5,450	5,320	5,190
96～100	5,760	5,590	5,550	5,430	5,340	5,180	5,050	4,930	96～100	5,760	5,590	5,550	5,420	5,340	5,180	5,050	4,930
101～105	5,480	5,330	5,290	5,170	5,090	4,930	4,810	4,690	101～105	5,480	5,320	5,280	5,170	5,090	4,930	4,810	4,690
106～110	5,230	5,080	5,050	4,930	4,860	4,710	4,590	4,480	106～110	5,230	5,080	5,040	4,930	4,860	4,700	4,590	4,480
111～115	5,010	4,860	4,830	4,720	4,650	4,500	4,390	4,280	111～115	5,010	4,860	4,830	4,720	4,640	4,500	4,390	4,280
116～120	4,800	4,660	4,620	4,520	4,450	4,310	4,210	4,110	116～120	4,800	4,660	4,620	4,520	4,450	4,310	4,210	4,100
121～125	4,610	4,470	4,440	4,340	4,270	4,140	4,040	3,940	121～125	4,600	4,470	4,440	4,340	4,270	4,140	4,040	3,940
126～130	4,430	4,300	4,270	4,170	4,110	3,980	3,890	3,790	126～130	4,430	4,300	4,270	4,170	4,110	3,980	3,880	3,790
131～135	4,260	4,140	4,110	4,020	3,960	3,830	3,740	3,650	131～135	4,260	4,140	4,110	4,020	3,960	3,830	3,740	3,650
136～140	4,110	3,990	3,960	3,870	3,820	3,700	3,610	3,520	136～140	4,110	3,990	3,960	3,870	3,810	3,700	3,610	3,520
141～145	3,970	3,860	3,830	3,740	3,680	3,570	3,480	3,400	141～145	3,970	3,850	3,830	3,740	3,680	3,570	3,480	3,400
146～150	3,840	3,730	3,700	3,620	3,560	3,450	3,370	3,280	146～150	3,840	3,730	3,700	3,620	3,560	3,450	3,370	3,280
151人以上	3,710	3,610	3,580	3,500	3,450	3,340	3,260	3,180	151人以上	3,710	3,610	3,580	3,500	3,440	3,340	3,260	3,180



改正後									現行								
エ 母子生活支援施設									エ 母子生活支援施設								
地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他	地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
定員	円	円	円	円	円	円	円	円	定員	円	円	円	円	円	円	円	円
10世帯まで	38,410	37,310	37,030	36,200	35,650	34,540	33,710	32,880	10世帯まで	38,410	37,300	37,020	36,190	35,640	34,530	33,700	32,870
11～20世帯	28,810	27,980	27,770	27,150	26,730	25,900	25,280	24,660	11～20世帯	28,800	27,970	27,770	27,140	26,730	25,900	25,280	24,650
21～30	19,200	18,650	18,510	18,100	17,820	17,270	16,850	16,440	21～30	19,200	18,650	18,510	18,090	17,820	17,260	16,850	16,430
31～40	14,400	13,990	13,880	13,570	13,360	12,950	12,640	12,330	31～40	14,400	13,980	13,880	13,570	13,360	12,950	12,640	12,320
41～50	11,520	11,190	11,110	10,860	10,690	10,360	10,110	9,860	41～50	11,520	11,190	11,100	10,850	10,690	10,360	10,110	9,860
51世帯以上	9,600	9,320	9,250	9,050	8,910	8,630	8,420	8,220	51世帯以上	9,600	9,320	9,250	9,040	8,910	8,630	8,420	8,210
オ 小規模分園型（サテライト型）母子生活支援施設									オ 小規模分園型（サテライト型）母子生活支援施設								
地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他	地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
定員	円	円	円	円	円	円	円	円	定員	円	円	円	円	円	円	円	円
1世帯につき	115,230	111,930	111,100	108,610	106,950	103,630	101,140	98,640	1世帯につき	115,230	111,900	111,070	108,580	106,920	103,600	101,110	98,620
カ 児童心理治療施設									カ 児童心理治療施設								
地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他	地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
定員	円	円	円	円	円	円	円	円	定員	円	円	円	円	円	円	円	円
20人まで	28,810	27,980	27,770	27,150	26,730	25,900	25,280	24,660	20人まで	28,800	27,970	27,770	27,140	26,730	25,900	25,280	24,650
21～25	23,050	22,380	22,220	21,720	21,390	20,720	20,220	19,730	21～25	23,040	22,380	22,210	21,710	21,380	20,720	20,220	19,720
26～30	19,200	18,650	18,510	18,100	17,820	17,270	16,850	16,440	26～30	19,200	18,650	18,510	18,090	17,820	17,260	16,850	16,430
31～35	16,460	15,990	15,870	15,510	15,270	14,800	14,440	14,090	31～35	16,460	15,980	15,860	15,510	15,270	14,800	14,440	14,090
36～40	14,400	13,990	13,880	13,570	13,360	12,950	12,640	12,330	36～40	14,400	13,980	13,880	13,570	13,360	12,950	12,640	12,320
41～45	12,800	12,430	12,340	12,060	11,880	11,510	11,230	10,960	41～45	12,800	12,430	12,340	12,060	11,880	11,510	11,230	10,950
46人以上	11,520	11,190	11,110	10,860	10,690	10,360	10,110	9,860	46人以上	11,520	11,190	11,100	10,850	10,690	10,360	10,110	9,860

改正後									現行										
キ 児童自立生活援助事業所（児童自立生活援助事業所Ⅰ型に限る）									キ 自立援助ホーム										
定員	地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他	定員	地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円	円		円	円	円	円	円	円	円	円	円
6人まで		96,040	93,270	92,580	90,500	89,120	86,350	84,280	82,200	6人まで		96,020	93,250	92,560	90,490	89,100	86,340	84,260	82,190
7～9		64,020	62,180	61,720	60,330	59,410	57,570	56,180	54,800	7～9		64,010	62,170	61,710	60,320	59,400	57,560	56,170	54,790
10～12		48,020	46,630	46,290	45,250	44,560	43,170	42,140	41,100	10～12		48,010	46,620	46,280	45,240	44,550	43,170	42,130	41,090
13～15		38,410	37,310	37,030	36,200	35,650	34,540	33,710	32,880	13～15		38,410	37,300	37,020	36,190	35,640	34,530	33,700	32,870
16～18		32,010	31,090	30,860	30,170	29,700	28,780	28,090	27,400	16～18		32,000	31,080	30,850	30,160	29,700	28,780	28,080	27,390
19人以上		30,320	29,450	29,230	28,580	28,140	27,270	26,610	25,960	19人以上		30,320	29,450	29,230	28,570	28,130	27,260	26,610	25,950

改正後				現行	
<u>(43)</u> 自立支援担当職員加算（Ⅱ）分保護単価				<u>(39)</u> 自立支援担当職員加算（Ⅱ）分保護単価	
ア 児童養護施設 (非常勤職員)		イ 地域小規模児童養護施設 (非常勤職員)		ア 児童養護施設 (非常勤職員)	
イ 地域小規模児童養護施設 (非常勤職員)				イ 地域小規模児童養護施設 (非常勤職員)	
定員	月額	定員	月額	定員	月額
	円		円		円
20人まで	12,470	1施設当たり	249,540	20人まで	12,470
21 ~ 25人	9,980			21 ~ 25人	9,970
26 ~ 30	8,310			26 ~ 30	8,310
31 ~ 35	7,130			31 ~ 35	7,120
36 ~ 40	6,230			36 ~ 40	6,230
41 ~ 45	5,540			41 ~ 45	5,540
46 ~ 50	4,990			46 ~ 50	4,980
51 ~ 55	4,530			51 ~ 55	4,530
56 ~ 60	4,150			56 ~ 60	4,150
61 ~ 65	3,830			61 ~ 65	3,830
66 ~ 70	3,560			66 ~ 70	3,560
71 ~ 75	3,320			71 ~ 75	3,320
76 ~ 80	3,110			76 ~ 80	3,110
81 ~ 85	2,930			81 ~ 85	2,930
86 ~ 90	2,770			86 ~ 90	2,770
91 ~ 95	2,620			91 ~ 95	2,620
96 ~ 100	2,490			96 ~ 100	2,490
101 ~ 105	2,370			101 ~ 105	2,370
106 ~ 110	2,260			106 ~ 110	2,260
111 ~ 115	2,170			111 ~ 115	2,160
116 ~ 120	2,080			116 ~ 120	2,070
121 ~ 125	1,990			121 ~ 125	1,990
126 ~ 130	1,920			126 ~ 130	1,910
131 ~ 135	1,840			131 ~ 135	1,840
136 ~ 140	1,780			136 ~ 140	1,780
141 ~ 145	1,720			141 ~ 145	1,720
146 ~ 150	1,660			146 ~ 150	1,660
151人以上	1,610			151人以上	1,600

改正後		現行	
ウ 児童自立支援施設 (非常勤職員)		ウ 児童自立支援施設 (非常勤職員)	
定員	月額	定員	月額
	円		円
30人まで	8,310	30人まで	8,310
31 ~ 35人	<u>7,130</u>	31 ~ 35人	<u>7,120</u>
36 ~ 40	6,230	36 ~ 40	6,230
41 ~ 45	5,540	41 ~ 45	5,540
46 ~ 50	<u>4,990</u>	46 ~ 50	<u>4,980</u>
51 ~ 55	4,530	51 ~ 55	4,530
56 ~ 60	4,150	56 ~ 60	4,150
61 ~ 65	3,830	61 ~ 65	3,830
66 ~ 70	3,560	66 ~ 70	3,560
71 ~ 75	3,320	71 ~ 75	3,320
76 ~ 80	3,110	76 ~ 80	3,110
81 ~ 85	2,930	81 ~ 85	2,930
86 ~ 90	2,770	86 ~ 90	2,770
91 ~ 95	2,620	91 ~ 95	2,620
96 ~ 100	2,490	96 ~ 100	2,490
101 ~ 105	2,370	101 ~ 105	2,370
106 ~ 110	2,260	106 ~ 110	2,260
111 ~ 115	<u>2,170</u>	111 ~ 115	<u>2,160</u>
116 ~ 120	<u>2,080</u>	116 ~ 120	<u>2,070</u>
121 ~ 125	1,990	121 ~ 125	1,990
126 ~ 130	<u>1,920</u>	126 ~ 130	<u>1,910</u>
131 ~ 135	1,840	131 ~ 135	1,840
136 ~ 140	1,780	136 ~ 140	1,780
141 ~ 145	1,720	141 ~ 145	1,720
146 ~ 150	1,660	146 ~ 150	1,660
151人以上	<u>1,610</u>	151人以上	<u>1,600</u>

改正後		改正後		現行		現行	
エ 母子生活支援施設 (非常勤職員)		オ 小規模分園型(サテライト型) 母子生活支援施設(非常勤職員)		エ 母子生活支援施設 (非常勤職員)		オ 小規模分園型(サテライト型) 母子生活支援施設(非常勤職員)	
定員	月額	定員	月額	定員	月額	定員	月額
	円		円		円		円
10世帯まで	16,630	1世帯につき	49,900	10世帯まで	16,630	1世帯につき	49,890
11 ~ 20世帯	12,470			11 ~ 20世帯	12,470		
21 ~ 30	8,310			21 ~ 30	8,310		
31 ~ 40	6,230			31 ~ 40	6,230		
31 ~ 50	4,990			31 ~ 50	4,980		
51世帯以上	4,150			51世帯以上	4,150		
カ 児童心理治療施設 (非常勤職員)		キ 児童自立生活援助事業所(児童自立生活援助事業所I型に限る) (非常勤職員)		カ 児童心理治療施設 (非常勤職員)		キ 自立援助ホーム (非常勤職員)	
定員	月額	定員	月額	定員	月額	定員	月額
	円		円		円		円
30人まで	8,310	6人まで	41,590	30人まで	8,310	6人まで	41,570
31 ~ 35	7,130	7 ~ 9	27,720	31 ~ 35	7,120	7 ~ 9	27,710
36 ~ 40	6,230	10 ~ 12	20,790	36 ~ 40	6,230	10 ~ 12	20,780
41 ~ 45	5,540	13 ~ 15	16,630	41 ~ 45	5,540	13 ~ 15	16,630
46人以上	4,990	16 ~ 18	13,860	46人以上	4,980	16 ~ 18	13,850
		19人以上	13,130			19人以上	13,120

改正後									現行
別表2 事務費の事務単価 1 一般分事務単価 (1) 里親支援センター									別表2 職種別定数表
地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他	
1施設当たり	円 3,192,811	円 3,120,792	円 3,102,787	円 3,048,773	円 3,012,763	円 2,940,744	円 2,886,729	円 2,832,715	
(2) 在宅指導措置委託									
1件当たり月額									
	円 109,000								

改正後									現行
<u>2 加算分事務単価</u>									
<u>(1) 里親支援員加算費分事務単価</u>									
<u>地域区分</u>									
	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他	
<u>配置支援員 1人につき</u>	円 523,557	円 506,786	円 502,593	円 490,015	円 481,629	円 464,858	円 452,279	円 439,701	
<u>(2) 心理療法担当職員加算費（常勤単価）</u>									
<u>ア 里親支援センター</u>									
<u>地域区分</u>									
	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他	
<u>1施設当たり</u>	円 532,686	円 516,683	円 512,683	円 500,681	円 492,680	円 476,677	円 464,676	円 452,674	
<u>(3) 心理療法担当職員加算費（常勤的非常勤・非常勤単価）</u>									
<u>ア 里親支援センター</u>									
<u>（常勤的非常勤職員）</u>									
	月額								
<u>1施設当たり</u>	円 286,420								
<u>イ 里親支援センター</u>									
<u>（非常勤職員）</u>									
	月額								
<u>1施設当たり</u>	円 184,560								

改正後									現行
<u>(4) 親子関係再構築支援加算(Ⅰ)分事務単価</u>									
ア 里親支援センター									
地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他	
	円	円	円	円	円	円	円	円	円
1施設当たり	532,686	516,683	512,683	500,681	492,680	476,677	464,676	452,674	
<u>(5) 親子関係再構築支援加算(Ⅱ)分事務単価</u>									
ア 里親支援センター									
月額									
	円								
	283,752								
<u>(6) 自立支援担当職員加算(Ⅰ)分事務単価</u>									
ア 里親支援センター									
地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他	
	円	円	円	円	円	円	円	円	円
1施設当たり	532,686	516,683	512,683	500,681	492,680	476,677	464,676	452,674	
<u>(7) 自立支援担当職員加算(Ⅱ)分事務単価</u>									
ア 里親支援センター									
月額									
	円								
	283,752								
<u>(8) 市町村連携事業加算分事務単価</u>									
地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他	
	円	円	円	円	円	円	円	円	円
1施設当たり	556,296	539,524	535,332	522,753	514,367	497,596	485,018	472,439	



改正後									現行
<u>(9) レスパイトケア体制構築事業加算 (I) 分保事務単価</u>									
地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他	
	円	円	円	円	円	円	円	円	
1施設当たり	532,686	516,683	512,683	500,681	492,680	476,677	464,676	452,674	
<u>(10) レスパイトケア体制構築事業加算 (II) 分事務単価</u>									
月額									
	円								
	283,752								
<u>(11) 休日・夜間支援体制強化事業加算分事務単価</u>									
地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他	
	円	円	円	円	円	円	円	円	
1施設当たり	751,741	734,970	730,777	718,199	709,813	693,042	680,463	667,885	
<u>(12) こども家庭ソーシャルワーカー取得促進事業加算分事務単価</u>									
職員	月額								
1人当たり		円							
		24,342							

改正後

現行

改正後	現行																																												
<p>別表 3</p> <p>児童福祉施設の職種別職員定数表</p> <p>(1)～(6)略</p>	<p>別表 2</p> <p>児童福祉施設の職種別職員定数表</p> <p>(1) 児童養護施設</p> <table border="1" data-bbox="1131 280 2078 751"> <thead> <tr> <th>職種別</th> <th>職員の定数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>施設長</td> <td>1人。ただし、定員が30人未満の場合は児童指導員と兼務することができる。</td> </tr> <tr> <td>児童指導員 保育士</td> <td>通じて定員5.5人につき1人。ただし、定員45人以下の施設については、この定数のほか1人を加算する。</td> </tr> <tr> <td>個別対応職員</td> <td>1人。</td> </tr> <tr> <td>家庭支援専門相談員</td> <td>1人。</td> </tr> <tr> <td>栄養士</td> <td>1人。ただし、定員41人以上の場合に限る。</td> </tr> <tr> <td>事務員</td> <td>1人。</td> </tr> <tr> <td>調理員等</td> <td>定員90人未満の場合は4人。以下同様に30人ごとに1人を加算する。</td> </tr> <tr> <td>嘱託医</td> <td>1人。</td> </tr> </tbody> </table> <p>(参考：加算職員一覧(児童養護施設))</p> <table border="1" data-bbox="1131 831 2078 1549"> <thead> <tr> <th>加算種別</th> <th>加算職員数等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>乳児加算</td> <td>0歳児1.6人につき看護師1人。</td> </tr> <tr> <td>1歳児加算</td> <td>1歳児1.6人につき児童指導員又は保育士1人。</td> </tr> <tr> <td>2歳児加算</td> <td>2歳児2人につき児童指導員又は保育士1人。</td> </tr> <tr> <td>年少児加算</td> <td>3歳以上の就学前児童4人につき児童指導員又は保育士1人。</td> </tr> <tr> <td>里親支援専門相談員加算</td> <td>2人まで。</td> </tr> <tr> <td>心理療法担当職員加算</td> <td>2人まで。</td> </tr> <tr> <td>職業指導員加算</td> <td>1人。実習設備を設けて職業指導を行う場合に限る。</td> </tr> <tr> <td>看護師加算</td> <td>看護師1人。</td> </tr> <tr> <td>小規模グループケア加算</td> <td>児童指導員又は保育士1人。管理宿直等職員1人。(非常勤)</td> </tr> <tr> <td>小規模かつ地域分散化加算</td> <td>児童指導員又は保育士3人まで。</td> </tr> <tr> <td>地域小規模児童養護施設等バックアップ職員加算</td> <td>1人。</td> </tr> <tr> <td>家庭支援専門相談員加算</td> <td>2人まで。</td> </tr> </tbody> </table>	職種別	職員の定数	施設長	1人。ただし、定員が30人未満の場合は児童指導員と兼務することができる。	児童指導員 保育士	通じて定員5.5人につき1人。ただし、定員45人以下の施設については、この定数のほか1人を加算する。	個別対応職員	1人。	家庭支援専門相談員	1人。	栄養士	1人。ただし、定員41人以上の場合に限る。	事務員	1人。	調理員等	定員90人未満の場合は4人。以下同様に30人ごとに1人を加算する。	嘱託医	1人。	加算種別	加算職員数等	乳児加算	0歳児1.6人につき看護師1人。	1歳児加算	1歳児1.6人につき児童指導員又は保育士1人。	2歳児加算	2歳児2人につき児童指導員又は保育士1人。	年少児加算	3歳以上の就学前児童4人につき児童指導員又は保育士1人。	里親支援専門相談員加算	2人まで。	心理療法担当職員加算	2人まで。	職業指導員加算	1人。実習設備を設けて職業指導を行う場合に限る。	看護師加算	看護師1人。	小規模グループケア加算	児童指導員又は保育士1人。管理宿直等職員1人。(非常勤)	小規模かつ地域分散化加算	児童指導員又は保育士3人まで。	地域小規模児童養護施設等バックアップ職員加算	1人。	家庭支援専門相談員加算	2人まで。
職種別	職員の定数																																												
施設長	1人。ただし、定員が30人未満の場合は児童指導員と兼務することができる。																																												
児童指導員 保育士	通じて定員5.5人につき1人。ただし、定員45人以下の施設については、この定数のほか1人を加算する。																																												
個別対応職員	1人。																																												
家庭支援専門相談員	1人。																																												
栄養士	1人。ただし、定員41人以上の場合に限る。																																												
事務員	1人。																																												
調理員等	定員90人未満の場合は4人。以下同様に30人ごとに1人を加算する。																																												
嘱託医	1人。																																												
加算種別	加算職員数等																																												
乳児加算	0歳児1.6人につき看護師1人。																																												
1歳児加算	1歳児1.6人につき児童指導員又は保育士1人。																																												
2歳児加算	2歳児2人につき児童指導員又は保育士1人。																																												
年少児加算	3歳以上の就学前児童4人につき児童指導員又は保育士1人。																																												
里親支援専門相談員加算	2人まで。																																												
心理療法担当職員加算	2人まで。																																												
職業指導員加算	1人。実習設備を設けて職業指導を行う場合に限る。																																												
看護師加算	看護師1人。																																												
小規模グループケア加算	児童指導員又は保育士1人。管理宿直等職員1人。(非常勤)																																												
小規模かつ地域分散化加算	児童指導員又は保育士3人まで。																																												
地域小規模児童養護施設等バックアップ職員加算	1人。																																												
家庭支援専門相談員加算	2人まで。																																												

改正後	現行	
	医療的ケア児等受入加算	児童指導員又は保育士2人。 管理宿直等職員2人。(非常勤)
	自立支援担当職員加算	1人。
	指導員特別加算	児童指導員1人。ただし、定員35人以下の場合に限る。(非常勤)
	特別指導費加算	指導員1人。(非常勤)
	学習指導費加算	指導員。(非常勤)
	ボイラー技士雇上費加算	ボイラー技士1人。(非常勤)
	(2) 児童自立支援施設	
	職種別	職員の定数
	施設長	1人。
	児童自立支援専門員 児童生活支援員	通じて定員4.5人につき1人。
	個別対応職員	1人。
	家庭支援専門相談員	1人。
	栄養士	1人。ただし、定員41人以上の場合に限る。
	事務員	1人。
	調理員等	定員90人未満の場合は4人。以下同様に30人ごとに1人を加算する。
	嘱託医	2人。
		通所部設置の場合
職種別		職員の定数
児童自立支援専門員 児童生活支援員		通じて通所部定員7.5人に1人
	(参考：加算職員一覧(児童自立支援施設))	
	加算種別	加算職員数等
	心理療法担当職員加算	2人まで。ただし、定員に応じて心理療法担当職員を配置する場合は定員10人以上につき1人。
職業指導員加算	1人。実習設備を設けて職業指導を行う場合に限る。	

改正後	現行																			
	小規模グループケア加算	児童自立支援専門員又は児童生活支援員 1 人。 管理宿直等職員 1 人。（非常勤）																		
	家庭支援専門相談員加算	2 人まで。																		
	自立支援担当職員加算	1 人。																		
	学習指導費加算	指導員。（非常勤）																		
	ボイラー技士雇上費加算	ボイラー技士 1 人。（非常勤）																		
(3) 乳児院（乳幼児10人未満を入所させる乳児院を除く。）																				
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1131 616 1404 651">職種別</th> <th data-bbox="1406 616 2069 651">職 員 の 定 数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1131 652 1404 691">施設長</td> <td data-bbox="1406 652 2069 691">1 人。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1131 692 1404 730">嘱託医</td> <td data-bbox="1406 692 2069 730">1 人。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1131 732 1404 1062">看護師 保育士 児童指導員</td> <td data-bbox="1406 732 2069 1062">2 歳未満児（定員から 2 歳児及び 3 歳以上児の現員を差し引いたもの）通じて 1.6 人につき 1 人。 2 歳児の現員通じて 2 人につき 1 人。 3 歳以上児の現員通じて 4 人につき 1 人。 ただし、看護師は定員 10 人の場合は 2 人以上、10 人を超える場合は 10 人増すごとに 1 人以上とし、その他は保育士又は児童指導員とする。 なお、定員 20 人以下の施設については、この定数のほか保育士 1 人を加算する。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1131 1064 1404 1102">個別対応職員</td> <td data-bbox="1406 1064 2069 1102">1 人。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1131 1104 1404 1142">家庭支援専門相談員</td> <td data-bbox="1406 1104 2069 1142">1 人。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1131 1144 1404 1182">栄養士</td> <td data-bbox="1406 1144 2069 1182">1 人。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1131 1184 1404 1222">事務員</td> <td data-bbox="1406 1184 2069 1222">1 人。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1131 1224 1404 1294">調理員等</td> <td data-bbox="1406 1224 2069 1294">定員 30 人未満の場合は 4 人。定員 30 人以上 10 人ごとに 1 人を加算する。</td> </tr> </tbody> </table>			職種別	職 員 の 定 数	施設長	1 人。	嘱託医	1 人。	看護師 保育士 児童指導員	2 歳未満児（定員から 2 歳児及び 3 歳以上児の現員を差し引いたもの）通じて 1.6 人につき 1 人。 2 歳児の現員通じて 2 人につき 1 人。 3 歳以上児の現員通じて 4 人につき 1 人。 ただし、看護師は定員 10 人の場合は 2 人以上、10 人を超える場合は 10 人増すごとに 1 人以上とし、その他は保育士又は児童指導員とする。 なお、定員 20 人以下の施設については、この定数のほか保育士 1 人を加算する。	個別対応職員	1 人。	家庭支援専門相談員	1 人。	栄養士	1 人。	事務員	1 人。	調理員等	定員 30 人未満の場合は 4 人。定員 30 人以上 10 人ごとに 1 人を加算する。
職種別	職 員 の 定 数																			
施設長	1 人。																			
嘱託医	1 人。																			
看護師 保育士 児童指導員	2 歳未満児（定員から 2 歳児及び 3 歳以上児の現員を差し引いたもの）通じて 1.6 人につき 1 人。 2 歳児の現員通じて 2 人につき 1 人。 3 歳以上児の現員通じて 4 人につき 1 人。 ただし、看護師は定員 10 人の場合は 2 人以上、10 人を超える場合は 10 人増すごとに 1 人以上とし、その他は保育士又は児童指導員とする。 なお、定員 20 人以下の施設については、この定数のほか保育士 1 人を加算する。																			
個別対応職員	1 人。																			
家庭支援専門相談員	1 人。																			
栄養士	1 人。																			
事務員	1 人。																			
調理員等	定員 30 人未満の場合は 4 人。定員 30 人以上 10 人ごとに 1 人を加算する。																			
(参考：加算職員一覧(乳児院(乳幼児10人未満を入所させる乳児院を除く。)))																				
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1131 1370 1456 1406">加算種別</th> <th data-bbox="1458 1370 2069 1406">加 算 職 員 数 等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1131 1407 1456 1445">里親支援専門相談員加算</td> <td data-bbox="1458 1407 2069 1445">2 人まで。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1131 1447 1456 1517">心理療法担当職員加算</td> <td data-bbox="1458 1447 2069 1517">2 人まで。</td> </tr> </tbody> </table>			加算種別	加 算 職 員 数 等	里親支援専門相談員加算	2 人まで。	心理療法担当職員加算	2 人まで。												
加算種別	加 算 職 員 数 等																			
里親支援専門相談員加算	2 人まで。																			
心理療法担当職員加算	2 人まで。																			

改正後	現行	
	小規模グループケア加算	児童指導員又は保育士1人。 管理宿直等職員1人。(非常勤)
	家庭支援専門相談員加算	2人まで。
	医療的ケア児等受入加算	児童指導員、保育士又は看護師2人。 管理宿直等職員1人。(非常勤)
	指導員特別加算	児童指導員1人。ただし、定員35人以下の場合に限る。(非常勤)
	ボイラー技士雇上費加算	ボイラー技士1人。(非常勤)
(4) 乳幼児10人未満を入所させる乳児院		
	職種別	職 員 の 定 数
	施設長	1人。
	看護師 保育士 児童指導員	通じて7人。ただし、看護師はその内1人以上とし、 その他は保育士又は児童指導員とする。
	家庭支援専門相談員	1人。
	嘱託医	1人。
	調理員等	1人。
	(参考：加算職員一覧(乳幼児10人未満を入所させる乳児院))	
	加算種別	加 算 職 員 数 等
	里親支援専門相談員加算	2人まで。
	心理療法担当職員加算	2人まで。
	個別対応職員加算	1人。
	小規模グループケア加算	児童指導員又は保育士1人。 管理宿直等職員1人。(非常勤)
	家庭支援専門相談員加算	1人。
	医療的ケア児等受入加算	児童指導員、保育士又は看護師2人。 管理宿直等職員1人。(非常勤)
	指導員特別加算	児童指導員1人。ただし、定員35人以下の場合に限る。(非常勤)
	ボイラー技士雇上費加算	ボイラー技士1人。(非常勤)

改正後

現行

(5) 母子生活支援施設

職種別	職 員 の 定 数
施設長	1人。
母子支援員	定員10世帯未満の場合は1人。定員10世帯以上20世帯未満の場合は2人。定員20世帯以上の場合は3人。
保育士	保育所に準ずる設備のある場合に限り、その児童30人につき1人。 (ただし、1母子生活支援施設につき最低1人はおくことができる。)
少年指導員 兼事務員	定員20世帯未満の場合は1人。定員20世帯以上の場合は2人。
調理員等	1人。
嘱託医	1人。

(参考：加算職員一覧(母子生活支援施設))

加算種別	加 算 職 員 数 等
心理療法担当職員加算	2人まで。
個別対応職員加算	1人。
母子支援員、少年指導員 加算	各1人。ただし、定員40世帯以上の場合に限る。(非常勤)
自立支援担当職員加算	1人。
夜間警備体制強化加算	1人。(非常勤、委託でも可)
特別生活指導費加算	特に保護・指導が困難な母子が4人以上入所の場合1人。特に保護・指導が困難な母子が8人以上入所の場合2人。(非常勤)
保育機能強化加算	保育士1人。
学習指導費加算	指導員。(非常勤)

(6) 児童心理治療施設

職種別	職 員 の 定 数
施設長	1人。

改正後	現行	
	医師	1人。
	心理療法担当職員	定員10人につき1人。
	看護師	1人。
	児童指導員 保育士	通じて定員4.5人につき1人。
	個別対応職員	1人。
	家庭支援専門相談員	1人。
	栄養士	1人。ただし、定員41人以上の場合に限る。
	事務員	1人。
	調理員等	4人。
	通所部設置の場合	
	職種別	職員の定数
	心理療法担当職員	入所部及び通所部定員10人に1人。
	児童指導員 保育士	通じて通所部定員7.5人に1人。
	(参考：加算職員一覧(児童心理治療施設))	
	加算種別	加算職員数等
	心理療法担当職員	ただし、定員9人につき1人、8人につき1人、7人につき1人配置した場合に限る。
	小規模グループケア加算	児童指導員又は保育士1人。 管理宿直等職員1人。(非常勤)
	家庭支援専門相談員加算	2人まで。
	自立支援担当職員加算	1人。
	学習指導費加算	指導員。(非常勤)
	ボイラー技士雇上費加算	ボイラー技士1人。(非常勤)
	(7)里親支援センター	
	職種別	職員の定数
	施設長	1人。
	里親リクルーター	1人。
	(新設)	



改正後		現行	
<u>里親等支援員</u>	<u>1人。</u>		
<u>里親トレーナー</u>	<u>1人。</u>		
<u>(参考：加算職員一覧(里親支援センター))</u>			
<u>加算種別</u>	<u>加算職員数等</u>		
<u>心理療法担当職員</u>	<u>2人まで。</u>		
<u>親子関係再構築支援加算</u>	<u>家庭支援専門相談員1人。</u>		
<u>自立支援担当職員加算</u>	<u>1人。</u>		
<u>里親支援員加算</u>	<u>里親支援センター管内の登録里親世帯数が60世帯を超えて、20世帯につき1人を上限とする。</u>		
<u>市町村連携事業加算</u>	<u>1人。</u>		
<u>レスパイト・ケア体制構築事業</u>	<u>1人。</u>		
<u>休日・夜間支援体制強化事業</u>	<u>里親支援員1人。 管理宿直等職員1人。</u>		
<u>(8) 児童自立生活援助事業所(児童自立生活援助事業所I型)</u>		<u>(7) 自立援助ホーム</u>	
<u>職種別</u>	<u>職員の定数</u>	<u>職種別</u>	<u>職員の定数</u>
<u>指導員</u>	<u>2人。ただし、定員が7人以上の場合は3人とし、以降7人から3人増える毎に1人を加算する。</u>	<u>指導員</u>	<u>2人。ただし、定員が7人以上の場合は3人とし、以降7人から3人増える毎に1人を加算する。</u>
<u>補助者</u>	<u>1人。(非常勤)</u>	<u>補助者</u>	<u>1人。(非常勤)</u>
<u>(参考：加算職員一覧(児童自立生活援助事業所(児童自立生活援助事業所I型))</u>		<u>(参考：加算職員一覧(自立援助ホーム))</u>	
<u>加算種別</u>	<u>加算職員数等</u>	<u>加算種別</u>	<u>加算職員数等</u>
<u>自立支援担当職員加算</u>	<u>1人。</u>	<u>自立支援担当職員加算</u>	<u>1人。</u>
<u>個別対応職員</u>	<u>1人。</u>		
<u>(9) 児童自立生活援助事業所(児童自立生活援助事業所II型)</u>		<u>(新設)</u>	
<u>職種別</u>	<u>職員の定数</u>		
<u>指導員</u>	<u>定員2人に対して1人。</u>		
<u>(10) ファミリーホーム</u>		<u>(8) ファミリーホーム</u>	
<u>職種別</u>	<u>職員の定数</u>	<u>職種別</u>	<u>職員の定数</u>
<u>指導員</u>	<u>1人。</u>	<u>指導員</u>	<u>1人。</u>

改正後		現行	
補助者	2人。(非常勤)	補助者	2人。(非常勤)
(参考：加算職員一覧(ファミリーホーム))		(参考：加算職員一覧(ファミリーホーム))	
加算種別	加算職員数等	加算種別	加算職員数等
<u>個別対応職員</u>	<u>1人。</u>	学習指導費加算	指導員。(非常勤)
学習指導費加算	指導員。(非常勤)		
<b>(11)</b> 地域小規模児童養護施設		<b>(9)</b> 地域小規模児童養護施設	
職種別	職員の定数	職種別	職員の定数
児童指導員 保育士	3人。(うち1人は非常勤)	児童指導員 保育士	3人。(うち1人は非常勤)
(参考：加算職員一覧(地域小規模児童養護施設))		(参考：加算職員一覧(地域小規模児童養護施設))	
加算種別	加算職員数等	加算種別	加算職員数等
小規模かつ地域分散化加算	児童指導員又は保育士3人まで。	小規模かつ地域分散化加算	児童指導員又は保育士3人まで。
自立支援担当職員加算	1人。	自立支援担当職員加算	1人。
<b>(12)</b> 小規模分園型(サテライト型)母子生活支援施設		<b>(10)</b> 小規模分園型(サテライト型)母子生活支援施設	
職種別	職員の定数	職種別	職員の定数
母子支援員	1人。	母子支援員	1人。
(参考：加算職員一覧(小規模分園型(サテライト型)母子生活支援施設))		(参考：加算職員一覧(小規模分園型(サテライト型)母子生活支援施設))	
加算種別	加算職員数等	加算種別	加算職員数等
自立支援担当職員加算	1人。	自立支援担当職員加算	1人。
(注)上記のほか、児童養護施設、児童自立支援施設、乳児院、母子生活支援施設、児童心理治療施設、 <u>児童自立生活援助事業所Ⅲ型を除く</u> 、地域小規模児童養護施設、小規模分園型(サテライト型)母子生活支援施設の一般分保護単価には、管理宿直専門員(1人、非常勤)及び年休代替要員費等が含まれる。		(注)上記のほか、児童養護施設、児童自立支援施設、乳児院、母子生活支援施設、児童心理治療施設、 <u>自立援助ホーム</u> 、地域小規模児童養護施設、小規模分園型(サテライト型)母子生活支援施設の一般分保護単価には、管理宿直専門員(1人、非常勤)及び年休代替要員費等が含まれる。	

改正後

(参考)

保護単価(入所児童等1人当たり)表

(令和5年4月1日)

Table with columns for expense categories (e.g., 一般生活費, 被虐待児受入加算費) and rows for various services (e.g., 児童養護施設, 児童自立支援施設, ファミリーホーム, 児童心理治療施設, 乳児院, 母子生活支援施設, 児童自立生活援助事業所).

現行

(参考)

保護単価(入所児童等1人当たり)表

(令和5年4月1日)

Table with columns for expense categories (e.g., 一般生活費, 被虐待児受入加算費) and rows for various services (e.g., 児童養護施設, 児童自立支援施設, ファミリーホーム, 児童心理治療施設, 乳児院, 母子生活支援施設, 自立援助ホーム).

改正後

Table with columns: 経費の種類 (Expense Type), 一般生活費 (General Living Expenses), 被虐待児受入加算費 (Abused Child Admission Additional Fee), 幼稚園費 (Nursery Fee), 教育費 (Education Fee), 学校給食費 (School Lunch Fee), 見学旅行費 (Field Trip Fee), 入進学支度金 (Admission Preparation Fee), 特別育成費 (Special Education Fee), 夏季等特別行事費 (Summer Special Event Fee), 期末一時扶助費 (End-term Temporary Assistance Fee), 職業補導費 (Vocational Guidance Fee), 就職支援費・大学進学等自立生活支度費 (Job Support/College Admission Self-living Expenses), 祭費 (Festive Expenses), 冷暖房費 (Heating/Cooling Fees), 予防接種費 (Vaccination Fees), 防災対策費 (Disaster Countermeasure Fees), 視力矯正費 (Vision Correction Fees). Rows include: 一時保護所 (Temporary Protection Facility), ①一時保護された日から5日目まで (Up to 5 days since temporary protection), ②6日目から30日まで (From 6th day to 30th day), ③①及び②以外 (Other than ① and ②), ④乳児院病室等児童加算費 (Additional charges for infant hospital wards, etc.).

(注) この表に定めるもののほか、(1) 児童養護施設等の入所児童が疾病等により医療を受けたときは、「診療報酬の算定方法」及び「入院時食事療養費の算定基準」に準じて算定した額が医療費として支弁され、(2) 重観及び児童自立生活援助事業所並型のうち重観の居室において事業を行うものについては委託手当として月額90,000円(専門重観は月額141,000円)が支弁され、(3) ファミリーホーム(専門重観は月額41,000円)が支弁され、(4) ファミリーホーム、児童自立生活援助事業所並型若しくは重観(専門重観を含む。)に対して新規に委託したときは委託児童1人につき委託開始月に44,630円を上乗せとして、実費を合算した額が加算され、(5) 重観(専門重観を含む。)及びファミリーホームが一時的な休居のための援助を受けるときは別に定める基準により委託児童1人につき8,640円(2歳未満児)、5,600円(2歳以上児)が支弁され、(6) 児童自立生活援助施設児童が退社したときは退社しただけを支弁され、(7) 児童自立生活援助施設児童が退社したときは退社しただけを支弁され、(8) 児童自立生活援助施設児童が退社したときは退社しただけを支弁され、(9) 一時保護委託児童が幼稚園等、義務教育諸学校又は高等学校に通学する場合、対象児童1人につき月額1,860円が支弁される。

現行

Table with columns: 経費の種類 (Expense Type), 一般生活費 (General Living Expenses), 被虐待児受入加算費 (Abused Child Admission Additional Fee), 幼稚園費 (Nursery Fee), 教育費 (Education Fee), 学校給食費 (School Lunch Fee), 見学旅行費 (Field Trip Fee), 入進学支度金 (Admission Preparation Fee), 特別育成費 (Special Education Fee), 夏季等特別行事費 (Summer Special Event Fee), 期末一時扶助費 (End-term Temporary Assistance Fee), 職業補導費 (Vocational Guidance Fee), 就職支援費・大学進学等自立生活支度費 (Job Support/College Admission Self-living Expenses), 祭費 (Festive Expenses), 冷暖房費 (Heating/Cooling Fees), 予防接種費 (Vaccination Fees), 防災対策費 (Disaster Countermeasure Fees), 視力矯正費 (Vision Correction Fees). Rows include: 一時保護所 (Temporary Protection Facility), ①一時保護された日から5日目まで (Up to 5 days since temporary protection), ②6日目から30日まで (From 6th day to 30th day), ③①及び②以外 (Other than ① and ②), ④乳児院病室等児童加算費 (Additional charges for infant hospital wards, etc.).

(注) この表に定めるもののほか、(1) 児童養護施設等の入所児童が疾病等により医療を受けたときは、「診療報酬の算定方法」及び「入院時食事療養費の算定基準」に準じて算定した額が医療費として支弁され、(2) 重観については委託手当として月額90,000円(専門重観は月額141,000円)が支弁され、(3) ファミリーホーム、児童自立生活援助事業所並型若しくは重観(専門重観を含む。)に対して新規に委託したときは委託児童1人につき委託開始月に44,630円を上乗せとして、実費を合算した額が加算され、(4) 重観(専門重観を含む。)及びファミリーホームが一時的な休居のための援助を受けるときは別に定める基準により委託児童1人につき8,640円(2歳未満児)、5,600円(2歳以上児)が支弁され、(5) 児童自立生活援助施設児童が退社したときは退社しただけを支弁され、(6) 児童自立生活援助施設児童が退社したときは退社しただけを支弁され、(7) 児童自立生活援助施設児童が退社したときは退社しただけを支弁され、(8) 児童自立生活援助施設児童が退社したときは退社しただけを支弁され、(9) 一時保護委託児童が幼稚園等、義務教育諸学校又は高等学校に通学する場合、対象児童1人につき月額1,860円が支弁される。

「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について」通知の施行について」の一部改正新旧対照表（案）

令和5年度	令和4年度
<p data-bbox="68 184 810 237">※ 発出するまでの間において、変更が生じる場合がある。</p> <p data-bbox="1160 212 1478 363">こ支家第49号 令和5年5月10日 <u>こ支家第※号</u> <u>令和※年※月※日</u></p> <p data-bbox="89 464 575 606">各 都道府県知事 指定都市市長 中核市市長 児童相談所設置市市長</p> <p data-bbox="1056 625 1368 659">こども家庭庁支援局長</p> <p data-bbox="350 741 1219 816">「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について」 通知の施行について</p> <p data-bbox="89 894 1451 1050">標記については、本日別途こども家庭庁長官通知「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について」（令和5年5月10日こ支家第47号こども家庭庁長官通知）（以下「交付要綱」という。）が通知されたところであるが、その実施については次によることとし、その適正なる運用を図られたく通知する。</p> <p data-bbox="89 1050 1451 1163">本通知は令和5年4月1日から適用することとし、「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について」通知の施行について」（平成11年4月30日児発第416号厚生省児童家庭局長通知）は廃止する。</p> <p data-bbox="118 1165 1285 1203">ただし、令和4年度以前までの取扱いについては、なお、従前の例によるものとする。</p>	<p data-bbox="2555 212 2873 287">こ支家第49号 令和5年5月10日</p> <p data-bbox="1484 464 1970 606">各 都道府県知事 指定都市市長 中核市市長 児童相談所設置市市長</p> <p data-bbox="2451 625 2763 659">こども家庭庁支援局長</p> <p data-bbox="1742 741 2611 816">「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について」 通知の施行について</p> <p data-bbox="1484 894 2849 1050">標記については、本日別途こども家庭庁長官通知「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について」（令和5年5月10日こ支家第47号こども家庭庁長官通知）（以下「交付要綱」という。）が通知されたところであるが、その実施については次によることとし、その適正なる運用を図られたく通知する。</p> <p data-bbox="1484 1050 2849 1163">本通知は令和5年4月1日から適用することとし、「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について」通知の施行について」（平成11年4月30日児発第416号厚生省児童家庭局長通知）は廃止する。</p> <p data-bbox="1510 1165 2677 1203">ただし、令和4年度以前までの取扱いについては、なお、従前の例によるものとする。</p>

令和5年度	令和4年度
<p style="text-align: center;">目 次</p> <p>第1 暫定定員及び保護単価等の設定について</p> <p>第2 民間施設給与等改善費について</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>第3 教育費の取扱いについて</p> <p>第4 見学旅行費の取扱いについて</p> <p>第5 入進学支度金の取扱いについて</p> <p>第6 特別育成費の取扱いについて</p> <p>第7 医療費の取扱いについて</p> <p>第8 冷暖房費の取扱いについて</p> <p>第9 就職支度費の取扱いについて</p> <p>第10 大学進学等自立生活支度費の取扱いについて</p> <p>第11 里親及びファミリーホーム養育者が一時的な休息のための援助を受ける経費について</p> <p>第12 里親手当について</p> <p>第13 里親委託児童通院費について</p> <p>第14 <u>児童自立生活援助事業所</u>における受託支度費の取扱いについて</p> <p>第15 一時保護委託について</p> <p>第16 予防接種費について</p> <p>第17 一時保護委託児童通学送迎費について</p> <p>第18 視力矯正費について</p> <p>第19 <u>防災対策費</u>について</p> <p>第20 国庫負担金の交付の決定及び措置費等の支弁について</p> <p>第21 徴収金基準額等について</p> <p>第22 職員配置の改善について</p> <p>第23 保育の措置の取扱いについて</p> <p>第24 <u>家庭支援事業の措置の取扱い</u>について</p> <p>第25 児童入所施設における措置費等の経理について</p>	<p style="text-align: center;">目 次</p> <p>第1 暫定定員及び保護単価の設定について</p> <p>第2 民間施設給与等改善費について</p> <p>第3 <u>一般生活費の取扱い</u>について</p> <p>第4 教育費の取扱いについて</p> <p>第5 見学旅行費の取扱いについて</p> <p>第6 入進学支度金の取扱いについて</p> <p>第7 特別育成費の取扱いについて</p> <p>第8 医療費の取扱いについて</p> <p>第9 冷暖房費の取扱いについて</p> <p>第10 就職支度費の取扱いについて</p> <p>第11 大学進学等自立生活支度費の取扱いについて</p> <p>第12 里親及びファミリーホーム養育者が一時的な休息のための援助を受ける経費について</p> <p>第13 里親手当について</p> <p>第14 里親委託児童通院費について</p> <p>第15 <u>自立援助ホーム</u>における受託支度費の取扱いについて</p> <p>第16 一時保護委託について</p> <p>第17 予防接種費について</p> <p>第18 一時保護委託児童通学送迎費について</p> <p>第19 視力矯正費について</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>第20 国庫負担金の交付の決定及び措置費等の支弁について</p> <p>第21 徴収金基準額等について</p> <p>第22 職員配置の改善について</p> <p>第23 保育の措置の取扱いについて</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>第24 児童入所施設における措置費等の経理について</p>
<p>第1 暫定定員及び保護単価等の設定について</p> <p>1 暫定定員の設定について（<u>里親支援センター</u>、小規模住居型児童養育事業（以下「ファミリーホーム」という。）及び平成28年9月5日雇児発0905第2号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知別紙「一時保護実施特別加算費実施要綱」に基づく事業（以下「一時保護実施特別加算事業」という。）は除く。）</p> <p>都道府県知事又は指定都市、中核市若しくは児童相談所設置市の長は、各年度の保護単価の設定に際しては、その設定しようとするすべての施設につき、算式1から算式4のいずれかによって算定した数とその施設の定員（一時保護実施特別加算事業を実施している場合においては、一時保護実施特別加算事業の定員を除く。）に満たない場合においては、その満たない数に定員を改定し（これが困難なときは暫定定員を設ける。）、これに基づいて保護単価の設定及び支弁を行うものとする。ただし、注（4）の要件を満たした場合に限り、算式1から算式4によらず算式5又は算式6により算定できること。</p> <p>なお、算式5又は算式6については、当分の間の特例的な措置であることを申し添える。</p> <p>また、連続して3年を超えて暫定定員を設定している施設については、定員を改定するものとする。</p> <p>算式1～算式6（略）</p>	<p>第1 暫定定員及び保護単価の設定について</p> <p>1 暫定定員の設定について（小規模住居型児童養育事業（以下「ファミリーホーム」という。）及び平成28年9月5日雇児発0905第2号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知別紙「一時保護実施特別加算費実施要綱」に基づく事業（以下「一時保護実施特別加算事業」という。）は除く。）</p> <p>都道府県知事又は指定都市、中核市若しくは児童相談所設置市の長は、各年度の保護単価の設定に際しては、その設定しようとするすべての施設につき、算式1から算式4のいずれかによって算定した数とその施設の定員（一時保護実施特別加算事業を実施している場合においては、一時保護実施特別加算事業の定員を除く。）に満たない場合においては、その満たない数に定員を改定し（これが困難なときは暫定定員を設ける。）、これに基づいて保護単価の設定及び支弁を行うものとする。ただし、注（4）の要件を満たした場合に限り、算式1から算式4によらず算式5又は算式6により算定できること。</p> <p>なお、算式5又は算式6については、当分の間の特例的な措置であることを申し添える。</p> <p>また、連続して3年を超えて暫定定員を設定している施設については、定員を改定するものとする。</p> <p>算式1</p> <p>[前年度の在籍児童の延べ日数÷30.4日÷12月（小数点以下の端数切り上げ）]×1.11以</p>

内の数値（小数点以下第1位の数値により四捨五入）

算式2

[直近3年度の在籍児童の延べ日数÷30.4日÷12月÷3年（小数点以下の端数切り上げ）]  
×1.11以内の数値（小数点以下第1位の数値により四捨五入）

算式3

[前年度の各月初日の在籍児童数÷12月（小数点以下の端数切り上げ）] ×1.11以内の数  
値（小数点以下第1位の数値により四捨五入）

算式4

[直近3年度の各月初日の在籍児童数12月÷3年（小数点以下の端数切り上げ）] ×1.11  
以内の数値（小数点以下第1位の数値により四捨五入）

算式5

[前年度の在籍児童の延べ日数÷30.4日÷12月（小数点以下の端数切り上げ）] ×1.16以  
内の数値（小数点以下第1位の数値により四捨五入）

算式6

[前年度の在籍児童の延べ日数÷30.4日÷12月（小数点以下の端数切り上げ）] ×1.21以  
内の数値（小数点以下第1位の数値により四捨五入）

(注) (1) 在籍児童とは、私的契約児、一時保護委託児、家庭裁判所からの補導委託児等、乳児  
院については短期入所措置児童を含み、一時保護実施特別加算事業の対象児童として一  
時保護の委託を受けた児童は除く。なお、母子生活支援施設については世帯数とする。

(2) ~ (5) (略)

(注) (1) 在籍児童とは、私的契約児、一時保護委託児、家庭裁判所からの補導委託児等、乳児  
院については短期入所措置児童、その施設の認可定員の範囲内で実施する「平成29年3  
月31日雇児発0331第56号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知別紙「就学者自立生活  
援助事業実施要綱」に基づく事業（以下「就学者自立生活援助事業」という。）及び平  
成29年3月31日雇児発0331第10号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知別紙「社会的  
養護自立支援事業実施要綱」に基づく事業（以下「社会的養護自立支援事業」という。）  
の対象者を含み、一時保護実施特別加算事業の対象児童として一時保護の委託を受けた  
児童は除く。なお、母子生活支援施設については世帯数とする。

(2) 暫定定員を設定する場合にあっては、その施設について算式1から算式4のいずれか  
によって算定した数のうち最も大きい数となる算式を用いることができること。  
なお、開始後3年を経過していない場合は、直近3年度を直近2年度と読み替えること  
。また、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年度・令和3年度・令和4年度  
の年間平均入所児童数が定員の90%未満に減少した施設においては、前年度とあるのを、  
仮に令和2年度・令和3年度・令和4年度において新型コロナウイルス感染症の影響によ  
り年間平均入所児童数が定員の90%未満に減少している場合、令和2年度・令和3年度・  
令和4年度を除く直近年度と、直近3年度とあるのを、仮に令和2年度・令和3年度・令  
和4年度において新型コロナウイルス感染症の影響により年間平均入所児童数が定員90%  
未満に減少している場合、令和2年度・令和3年度・令和4年度を除く直近3年度と、そ  
れぞれ読み替えて算定して差し支えないこと。

(3) 1.11は100%/90%で10%以上の階差は認めない趣旨であること。

(4) 算式5又は算式6は以下の要件を満たした場合に限り、算定できること。

① 算式5によって算定する場合の要件

以下のア又はイの要件を満たしている施設の場合に限り算定できる。

ア 以下の（ア）及び（イ）のいずれの要件も満たしている施設

（ア） 前年度中の措置児童数（実人員）に対する一時保護委託児童数（実人  
員）の割合が15%以上の施設

（イ） 定員を超過しない限り、児童相談所より一時保護の要請があった際に  
応じる施設

イ 以下の（ア）及び（イ）のいずれの要件も満たしている施設

（ア） 前年度中の措置児童（実人員）のうち10%以上を里親又はファミリー  
ホーム（実人員）へ委託し、かつ、委託した子どものアフターケア等に

(6) 児童自立生活援助事業所（児童自立生活援助事業所Ⅰ型に限る）であって、平均在籍児童数は少ないが頻繁な入退所があるものについては、前年度の新規入所児童数が定員の2倍以上である場合には、暫定定員を設定しないものとする。また、前年度新規入所児童数が定員の2倍以上に達しない場合であっても、上記算式を適用すべきでない特段の事由がある場合については、入所児童の具体的な入所計画等を基礎とし、かつ、上記算式の趣旨を鑑み、都道府県知事、指定都市若しくは児童相談所設置市の長が定めることができるものとする。

(7)～(8) (略)

2 事務費の保護単価等の設定について

(1) 事務費の保護単価等の設定に際しては、別紙(1)の「事務費保護単価設定表」及び「事務単価設定表」を必ず備えておくこと。

(2) 事務費の一般分保護単価に含まれている職員構成は、交付要綱の別表3の職種別職員定数表のとおりであるが、児童養護施設における一般分保護単価と加算分保護単価を合算した支弁額に含まれている職員構成は次の表の通りであるので、これらの職員については充足すること。

(3) 児童養護施設及び乳児院の里親支援専門相談員加算分保護単価は、令和●年●月●日こ支家発●号こども家庭庁支援局長通知「里親支援専門相談員の配置について」に該当する場合に限り、それぞれ保護単価を設定することができるものであること。

取り組む施設

(イ) 里親支援専門相談員を配置又は里親支援機関に指定されている施設  
 ② 算式6によって算定する場合の要件  
 以下のア及びイのいずれの要件も満たしている施設の場合に限り算定できる。

ア 以下の(ア)及び(イ)のいずれの要件も満たしている施設

(ア) 前年度中の措置児童数(実人員)に対する一時保護委託児童数(実人員)の割合が15%以上の施設

(イ) 定員を超過しない限り、児童相談所より一時保護の要請があった際に応じる施設

イ 以下の(ア)及び(イ)のいずれの要件も満たしている施設

(ア) 前年度中の措置児童(実人員)のうち10%以上を里親又はファミリーホーム(実人員)へ委託し、かつ、委託した子どものアフターケア等に取り組む施設

(イ) 里親支援専門相談員を配置又は里親支援機関に指定されている施設

(5) その施設が前年度中に開設し、若しくは増改築があり、又は定員の改定があったもので上記算式を適用することが著しく困難であるものについては、措置児童等の具体的な入所計画を基礎とし、かつ、算式の趣旨を尊重し、都道府県知事又は指定都市、中核市若しくは児童相談所設置市の長が定めるものとする。

(6) 自立援助ホームであって、平均在籍児童数は少ないが頻繁な入退所があるものについては、前年度の新規入所児童数が定員の2倍以上である場合には、暫定定員を設定しないものとする。また、前年度新規入所児童数が定員の2倍以上に達しない場合であっても、上記算式を適用すべきでない特段の事由がある場合については、入所児童の具体的な入所計画等を基礎とし、かつ、上記算式の趣旨を鑑み、都道府県知事、指定都市若しくは児童相談所設置市の長が定めることができるものとする。

(7) 定員の改定又は暫定定員を設定する要件を満たしていないこと、又はそれらを行った根拠を別紙(1)の様式による「事務費保護単価設定表(3)定員認定表」に明記しておくこと。

(8) 暫定定員を設定したときは、保護単価設定表、支弁台帳その他事務処理上の措置費関係の書類に定員数の記載があるときは、その数の次にかっこを附し、暫定定員を明示(「定員〇〇名(暫定定員〇〇名)」のように。)すること。

2 事務費の保護単価の設定について

(1) 事務費の保護単価の設定に際しては、別紙(1)の「事務費保護単価設定表」を必ず備えておくこと。

(2) 事務費の一般分保護単価に含まれている職員構成は、交付要綱の別表2の職種別職員定数表のとおりであるが、児童養護施設における一般分保護単価と加算分保護単価を合算した支弁額に含まれている職員構成は次の表の通りであるので、これらの職員については充足すること。

施設種別	職員	職員定数
児童養護施設	看護師	乳 児 1.6人につき1人
	児童指導員、保育士	1 歳 児 1.6人につき1人
		2 歳 児 2人につき1人
	年少児	4人につき1人

(新規)



令和5年度

- (4) 児童養護施設及び乳児院の里親支援専門相談員加算分保護単価、児童養護施設、乳児院、児童自立支援施設、児童心理治療施設、里親支援センター及び母子生活支援施設の心理療法担当職員加算分保護単価及び事務単価、児童養護施設及び児童自立支援施設の職業指導員分保護単価、看護師加算分保護単価は、令和●年●月●日こ支家発●号こども家庭庁支援局長通知「家庭支援専門相談員、心理療法担当職員、個別対応職員、職業指導員及び医療的ケアを担当する職員の配置について」に該当する場合に限り、それぞれ保護単価又は事務単価を設定することができるものであること。  
 なお、心理療法担当職員加算分保護単価は、児童自立支援施設及び児童心理治療施設を除き1施設につき常勤、常勤的非常勤又は非常勤のいずれかの単価で1人又は2人加算できるものであること。
- (5) 乳幼児10人未満を入所させる乳児院及び母子生活支援施設の個別対応職員加算分保護単価は、被虐待児等特に個別の対応が必要とされる児童への個別面接、生活場面での1対1の対応、保護者への援助、里親への照会、他の児童指導員等への助言指導等を行う職員がおかれている場合に限り、保護単価を設定することができるものであること。  
また、児童自立生活援助事業所（児童自立生活援助事業所Ⅰ型に限る）及びファミリーホームの個別対応職員の加算分保護単価は、令和●年●月●日こ支家発●号こども家庭庁支援局長通知「家庭支援専門相談員、心理療法担当職員、個別対応職員、職業指導員及び医療的ケアを担当する職員の配置について」に該当する場合に限り、それぞれ保護単価を設定することができるものであること。
- (6) ～ (10) (略)
- (11) 児童養護施設、児童自立支援施設、乳児院、児童心理治療施設、母子生活支援施設、児童自立生活援助事業所（児童自立生活援助事業所Ⅰ型に限る）、ファミリーホーム、障害児入所施設、その他児童福祉法に規定する施設及び事業所であって、都道府県知事又は指定都市、児童相談所設置市の長が適当と認めたものの一時保護実施特別加算分保護単価は、一時保護実施特別加算事業により一時保護児童の受入体制を整備した場合に限り、保護単価を設定できるものであること。

令和4年度

- (3) 児童養護施設及び乳児院の里親支援専門相談員加算分保護単価、児童養護施設、乳児院、児童自立支援施設、児童心理治療施設及び母子生活支援施設の心理療法担当職員加算分保護単価、児童養護施設及び児童自立支援施設の職業指導員分保護単価、看護師加算分保護単価は、平成24年4月5日雇児発0405第11号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「家庭支援専門相談員、里親支援専門相談員、心理療法担当職員、個別対応職員、職業指導員及び医療的ケアを担当する職員の配置について」に該当する場合に限り、それぞれ保護単価を設定することができるものであること。  
 なお、心理療法担当職員加算分保護単価は、児童自立支援施設及び児童心理治療施設を除き1施設につき常勤、常勤的非常勤又は非常勤のいずれかの単価で1人又は2人加算できるものであること。
- (4) 乳幼児10人未満を入所させる乳児院及び母子生活支援施設の個別対応職員加算分保護単価は、被虐待児等特に個別の対応が必要とされる児童への個別面接、生活場面での1対1の対応、保護者への援助、里親への照会、他の児童指導員等への助言指導等を行う職員がおかれている場合に限り、保護単価を設定することができるものであること。
- (5) 児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設及び児童自立支援施設の小規模グループケア加算分保護単価は、平成17年3月30日雇児発第0330008号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「児童養護施設等のケア形態の小規模化の推進について」にそれぞれ該当する場合に限り、保護単価を設定できるものであること。
- (6) 児童養護施設の特別指導費加算分保護単価は、その施設において、児童指導員及び保育士が交付要綱の職種別定数表に掲げられている定数並びに前記(2)の乳児、1歳児、2歳児及び年少児の定数を満たしており、それ以外に平成20年6月12日雇児発第0612014号の6厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「年長児童に対する処遇体制の強化について」に該当する場合に限り、保護単価を設定することができるものであること。
- (7) 児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設、母子生活支援施設、ファミリーホーム及び里親の学習指導加算分保護単価は、平成20年6月12日雇児発第0612014号の6厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「年長児童に対する処遇体制の強化について」に該当する場合に限り、保護単価を設定することができるものであること。
- (8) 児童養護施設及び乳児院の指導員特別加算分保護単価は定員35人以下の施設において、児童指導員及び保育士が交付要綱の職種別職員定数表に掲げられている定数並びに前記(2)の乳児、1歳児、2歳児及び年少児の定数を満たしており、かつ、それ以外に児童指導員又は保育士が置かれている場合に限り、保護単価を設定することができるものであること。
- (9) 家庭支援専門相談員加算分保護単価は、定員30人以上の児童養護施設、児童自立支援施設、乳児院及び児童心理治療施設又は施設入所児童以外に地域の要支援家庭等への支援を行う児童養護施設、児童自立支援施設、乳児院及び児童心理治療施設のうち既に家庭支援専門相談員が配置され、さらに家庭支援専門相談員を配置した場合に限り、保護単価を設定することができるものであること。
- (10) 児童養護施設、児童自立支援施設、乳児院、児童心理治療施設、母子生活支援施設、自立援助ホーム、ファミリーホーム、障害児入所施設、その他児童福祉法に規定する施設及び事業所であって、都道府県知事又は指定都市、児童相談所設置市の長が適当と認めたものの一時保護実施特別加算分保護単価は、一時保護実施特別加算事業により一時保護児童の受入体制を整備した場合に限り、保護単価を設定できるものであること。

(12)～(16) (略)

(17) 児童養護施設、乳児院、児童自立支援施設、児童心理治療施設、母子生活支援施設、里親支援センター、児童自立生活援助事業所、ファミリーホーム及び一時保護所の第三者評価受審費加算分保護単価及び事務単価は、別に定めるところにより第三者評価を受審した場合に設定することができるものであること。

また、第三者評価受審費加算（一時保護所は除く。）は、3年間に1回に限り算定できるものであること。

(18) 地域小規模児童養護施設、小規模分園型（サテライト）母子生活支援施設、分園型小規模グループケア、里親支援センター、児童自立生活援助事業所（里親の居宅において事業を行うものを除く）及びファミリーホーム（以下、「地域小規模児童養護施設等」という。）の賃借費加算分保護単価及び事務単価は、当該事業を賃借で実施している場合において、都道府県知事又は指定都市、中核市若しくは児童相談所設置市の長の承認を得た場合に限り、保護単価及び事務単価を設定することができるものであること。

本加算を受けようとする施設は、別紙（1）の「（5）賃借費加算分申請書」に必要事項を記入し、建物の賃借に係る契約書の写し等を添付し、都道府県知事又は指定都市、中核市若しくは児童相談所設置市の長に申請するものとする。

都道府県知事又は指定都市、中核市若しくは児童相談所設置市の市長は、申請書を審査し、承認した月から加算の対象とするものとする。

また加算の対象となった施設においては、契約内容等が変更となった場合には遅滞なく都道府県知事又は指定都市、中核市若しくは児童相談所設置市の長に届け出なければならない。

(19) (略)

(20) 児童養護施設、乳児院、児童自立支援施設、児童心理治療施設、母子生活支援施設、児童自立生活援助事業所（里親の居宅において事業を行うものを除く）及びファミリーホームの社会的養護処遇改善加算は、平成29年6月12日雇児発0612第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「民間の児童養護施設職員等の処遇改善について」に該当する場合に限り、保護単価を設定することができるものであること。

なお、2以上の支弁義務者がある場合における各支弁義務者の支弁額の算定は、支弁率や協定人員に基づき算定すること。

(11) 母子生活支援施設の夜間警備体制強化加算分保護単価は、平成13年8月2日雇児発第509号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「母子生活支援施設における夜間警備体制の強化について」に該当する場合に限り、保護単価を設定することができるものであること。

(12) 母子生活支援施設の特別生活指導費加算分保護単価は、平成23年6月17日雇児発0617第16号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金（母子生活支援施設における特別生活指導費）の交付の取扱いについて」に該当する場合に限り、保護単価を設定することができるものであること。

(13) 母子生活支援施設の保育機能強化加算は、平成15年10月22日雇児発第1022003号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「母子生活支援施設における保育機能強化事業の実施について」に該当する場合に限り、保護単価を設定することができるものであること。

(14) 母子生活支援施設の定員40世帯以上の母子支援員、少年指導員加算分保護単価は、定員40世帯以上の施設において、母子支援員又は少年指導員を配置した場合に限り、保護単価を設定することができるものであること。

(15) 児童養護施設、乳児院、児童自立支援施設、児童心理治療施設及び母子生活支援施設の基幹的職員加算は、平成21年3月31日雇児発第0331014号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「基幹的職員研修事業の運営について」に該当する場合に限り、保護単価を設定することができるものであること。

(16) 児童養護施設、乳児院、児童自立支援施設、児童心理治療施設、母子生活支援施設、自立援助ホーム、ファミリーホーム及び一時保護所の第三者評価受審費加算分保護単価は、別に定めるところにより第三者評価を受審した場合に設定することができるものであること。

また、第三者評価受審費加算（一時保護所は除く。）は、3年間に1回に限り算定できるものであること。

(17) 地域小規模児童養護施設、小規模分園型（サテライト）母子生活支援施設、分園型小規模グループケア、自立援助ホーム及びファミリーホーム（以下、「地域小規模児童養護施設等」という。）の賃借費加算分保護単価は、当該事業を賃借で実施している場合において、都道府県知事又は指定都市、中核市若しくは児童相談所設置市の長の承認を得た場合に限り、保護単価を設定することができるものであること。

本加算を受けようとする施設は、別紙（1）の「（5）賃借費加算分申請書」に必要事項を記入し、建物の賃借に係る契約書の写し等を添付し、都道府県知事又は指定都市、中核市若しくは児童相談所設置市の長に申請するものとする。

都道府県知事又は指定都市、中核市若しくは児童相談所設置市の市長は、申請書を審査し、承認した月から加算の対象とするものとする。

また加算の対象となった施設においては、契約内容等が変更となった場合には遅滞なく都道府県知事又は指定都市、中核市若しくは児童相談所設置市の長に届け出なければならない。

(18) 除雪費の使途は、建物、工作物、敷地内の専用道路の除雪及び雪囲いを行うために要する費用であって毎年度2月分の一般分保護単価に加算するものであること。

(19) 児童養護施設、乳児院、児童自立支援施設、児童心理治療施設、母子生活支援施設、自立援助ホーム及びファミリーホームの社会的養護処遇改善加算は、平成29年6月12日雇児発0612第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「民間の児童養護施設職員等の処遇改善について」に該当する場合に限り、保護単価を設定することができるものであること。

なお、2以上の支弁義務者がある場合における各支弁義務者の支弁額の算定は、支弁率や協定人員に基づき算定すること。

令和5年度

(21) 児童養護施設、乳児院、児童自立支援施設、児童心理治療施設、母子生活支援施設、児童自立生活援助事業所（里親の居宅において事業を行うものを除く）及びファミリーホームの社会的養護従事者処遇改善加算は、令和5年3月3日子発0303第4号厚生労働省子ども家庭局長通知「児童養護施設職員等の処遇改善について」に該当する場合に限り、保護単価を設定することができるものであること。

なお、2以上の支弁義務者がある場合における各支弁義務者の支弁額の算定は、支弁率や協定人員に基づき算定すること。

(22) ～ (24) (略)

(25) 児童養護施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設、児童心理治療施設、里親支援センター及び児童自立生活援助事業所（児童自立生活援助事業所Ⅲ型を除く。）の自立支援担当職員加算（Ⅰ）又は（Ⅱ）分保護単価及び事務単価は、令和3年3月8日子発0308第4号厚生労働省子ども家庭局長通知「児童養護施設等における自立支援体制の強化について」に該当する場合に限り、保護単価及び事務単価を設定できるものであること。

(26) 児童養護施設、乳児院、児童自立支援施設、児童心理治療施設、母子生活支援施設、里親支援センター、児童自立生活援助事業所（里親の居宅において事業を行うものを除く）及びファミリーホームのこども家庭ソーシャルワーカー取得促進事業加算分保護単価及び事務単価は、令和●年●月●日こ支家第●号こども家庭庁支援局長通知「～について」に該当する場合に限り、保護単価及び事務単価を設定できるものであること。

(26) 里親支援センターの親子関係再構築支援加算分事務単価は、令和●年●月●日こ支家第●号こども家庭庁支援局長通知「家庭支援専門相談員、心理療法担当職員、個別対応職員、職業指導員及び医療的ケアを担当する職員の配置について」に該当する場合に限り、事務単価を設定できるものであること。

(27) 里親支援センターの市町村連携事業加算費、レスパイト・ケア体制構築事業加算及び休日・夜間支援体制強化事業加算分事務単価は、昭和62年5月20日児発450号厚生省児童家庭局長通知「児童福祉施設（児童家庭局所管施設）における施設機能強化推進費について」に該当する場合に限り、事務単価を設定できるものであること。

(28) 事務費の保護単価における施設の定員については、その月初日において私的契約児及び家庭裁判所からの補導委託児等があるときは、その数を控除した数とする。

なお、その月初日においてその施設に対し、2以上の支弁義務者がある場合の定員についても、上記と同様の取扱いとなること。

3 事業費の保護単価の設定について

(1) (略)

令和4年度

(20) 児童養護施設、乳児院、児童自立支援施設、児童心理治療施設、母子生活支援施設、自立援助ホーム及びファミリーホームの社会的養護従事者処遇改善加算は、令和5年3月3日子発0303第4号厚生労働省子ども家庭局長通知「児童養護施設職員等の処遇改善について」に該当する場合に限り、保護単価を設定することができるものであること。

なお、2以上の支弁義務者がある場合における各支弁義務者の支弁額の算定は、支弁率や協定人員に基づき算定すること。

(21) 別に定める要件に適合する地域小規模児童養護施設及び小規模分園型（サテライト）母子生活支援施設、一時保護実施特別加算事業、医療的ケア児等受入加算、自立支援担当職員加算の社会的養護処遇改善加算及び社会的養護従事者処遇改善加算における各加算等の対象者等については、本体施設の職員と合わせて算定すること。その際の加算分保護単価の設定は、本体施設の加算分保護単価に計上すること。

(22) 児童養護施設の小規模かつ地域分散化加算分保護単価及び地域小規模児童養護施設等バックアップ職員加算は、それぞれ令和元年10月4日子発1004第5号厚生労働省子ども家庭局長通知「児童養護施設の小規模かつ地域分散化された生活単位における養育体制の充実について」に該当する場合に限り、保護単価を設定できるものであること。なお、地域小規模児童養護施設等バックアップ職員加算は本体施設の加算分保護単価に計上すること。

(23) 児童養護施設及び乳児院の医療的ケア児等受入加算分保護単価は、令和2年3月6日子発0306第5号厚生労働省子ども家庭局長通知「医療的ケア児等のための「4人の生活単位」の設置運営について」に該当する場合に限り、保護単価を設定できるものであること。

(24) 児童養護施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設、児童心理治療施設及び自立援助ホームの自立支援担当職員加算（Ⅰ）又は（Ⅱ）分保護単価は、令和3年3月8日子発0308第4号厚生労働省子ども家庭局長通知「児童養護施設等における自立支援体制の強化について」に該当する場合に限り、保護単価を設定できるものであること。

(25) 事務費の保護単価における施設の定員については、その月初日においてその施設の定員の範囲内で実施する就学者自立生活援助事業及び社会的養護自立支援事業を含み、私的契約児及び家庭裁判所からの補導委託児等があるときは、その数を控除した数とする。

なお、その月初日においてその施設に対し、2以上の支弁義務者がある場合の定員についても、上記と同様の取扱いとなること。

3 事業費の保護単価の設定について

(1) 乳児院病虚弱等児童加算費保護単価は、平成10年6月12日児発第458号厚生省児童家庭

- (2) 児童養護施設、乳児院、母子生活支援施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、児童自立生活援助事業所（里親の居宅において事業を行うものを除く）及びファミリーホームの被虐待児受入加算費保護単価は、交付要綱に定める職種別職員定数表並びに2の(2)の乳児、1歳児、2歳児及び年少児の定数を満たしており、かつ、平成16年5月17日雇児発第0517001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「被虐待児受入加算費について」により、都道府県知事並びに指定都市、中核市、児童相談所設置市、市及び福祉事務所を設置する町村の長の承認を得た場合に限り、保護単価を設定することができるものであること。

児童相談所からの一時保護委託児童の被虐待児受入加算費保護単価は、平成17年4月19日雇児発第0419001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局通知「一時保護委託児童の被虐待児受入加算費について」により、都道府県知事並びに指定都市及び児童相談所設置市の長の承認を得た場合に限り、保護単価を設定することができるものであること。

4 施設の新設に伴う事務費の支弁について

- (1) 施設の開所に際しては、事前の職員雇用等各般の準備を必要とする実情にかんがみ、施設の開所日（実際に児童を入所させる日をいう。）は各月の初日に行うよう運用を図るものとし、その際、事務費に関しては、その開所月の前月分（ただし、1か月分の半額）についても支弁をおこなうことができる。

なお、児童自立生活援助事業所（児童自立生活援助事業所Ⅲ型を除く）及びファミリーホームの開所日については、実際に児童を入所させる日でなくても可能であること。

- (2) (略)

第2 民間施設給与等改善費について

1 (略)

- (1) (略)

局長通知「乳児院病虚弱等児童加算費について」により、都道府県知事、指定都市の市長及び児童相談所設置市の市長の承認を得た場合に限り、保護単価を設定することができるものであること。

- (2) 児童養護施設、乳児院、母子生活支援施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、自立援助ホーム及びファミリーホームの被虐待児受入加算費保護単価は、交付要綱に定める職種別職員定数表並びに2の(2)の乳児、1歳児、2歳児及び年少児の定数を満たしており、かつ、平成16年5月17日雇児発第0517001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「被虐待児受入加算費について」により、都道府県知事並びに指定都市、中核市、児童相談所設置市、市及び福祉事務所を設置する町村の長の承認を得た場合に限り、保護単価を設定することができるものであること。

児童相談所からの一時保護委託児童の被虐待児受入加算費保護単価は、平成17年4月19日雇児発第0419001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局通知「一時保護委託児童の被虐待児受入加算費について」により、都道府県知事並びに指定都市及び児童相談所設置市の長の承認を得た場合に限り、保護単価を設定することができるものであること。

4 施設の新設に伴う事務費の支弁について

- (1) 施設の開所に際しては、事前の職員雇用等各般の準備を必要とする実情にかんがみ、施設の開所日（実際に児童を入所させる日をいう。）は各月の初日に行うよう運用を図るものとし、その際、事務費に関しては、その開所月の前月分（ただし、1か月分の半額）についても支弁をおこなうことができる。

なお、自立援助ホーム及びファミリーホームの開所日については、実際に児童を入所させる日でなくても可能であること。

- (2) 施設の新設又は拡張に伴う定員の認可にあたっては、児童相談所等と十分連絡し、措置児童等の具体的な入所計画を樹立し、設備の規模に関係なく、その計画に基づき段階的に認可するか、又は暫定定員を設けることとし、定員と現員との著しい開差を生じないよう十分留意すること。

第2 民間施設給与等改善費について

- 1 交付要綱に定める民間施設給与等改善費（以下「民改費」という。）の加算率は、次の(1)の基本分、(2)の処遇改善分及び(3)の管理費スプリンクラー設置加算分の値を合計して得た値とする。ただし、処遇改善分の算定に当たっては(2)の要件を満たしたものであること。

(1) 基本分

施設の 区分	職員1人当りの 平均勤続年数	民間施設給与等 改善費加算率		左の内訳	
		基本分	処遇改善分	人件費加算分	管理費加算分
B階級	19年	24%	3%	25%	2%
C階級	18年	23%	3%	24%	2%
D階級	17年	22%	3%	23%	2%
E階級	16年	21%	3%	22%	2%
F階級	15年	20%	3%	21%	2%
G階級	14年	19%	3%	20%	2%
H階級	13年	18%	3%	19%	2%

I階級	12年	17%	3%	18%	2%
J階級	11年	16%	3%	17%	2%
K階級	10年	15%	3%	16%	2%
L階級	9年	14%	3%	15%	2%
M階級	8年	13%	3%	14%	2%
N階級	7年	12%	3%	13%	2%
O階級	6年	11%	3%	12%	2%
P階級	5年	10%	3%	11%	2%
Q階級	3年以上5年未満	9%	3%	10%	2%
R階級	3年未満	8%	3%	9%	2%

(2) 処遇改善分  
ア (略)

イ 処遇改善の具体的内容について、都道府県知事又は指定都市、中核市若しくは児童相談所設置市の長に対して、以下の事項を記載した別紙様式4の「民間施設給与等改善費計画書」を作成し、職員に対して当該計画の内容について周知を行うこと。

① 加算見込額  
(算式)

当該年度における1ヵ月の一般分保護単価表（里親支援専門相談員加算分保護単価、心理療法担当職員加算分保護単価（常勤単価に限る）、個別対応職員加算分保護単価、職業指導員加算分保護単価、看護師加算分保護単価、母子生活支援施設保育士加算分保護単価、母子生活支援施設母子支援員加算分保護単価、母子生活支援施設少年指導員兼事務員加算分保護単価、小規模グループケア加算分保護単価、家庭支援専門相談員加算分保護単価、単身赴任手当加算分保護単価、小規模かつ地域分散化加算分保護単価、地域小規模児童養護施設等バックアップ職員加算分保護単価、医療的ケア児等受入加算分保護単価及び自立支援担当職員加算（I）分保護単価の加算が行われている場合においては、それらの単価を加算した額（以下「民間施設給与等改善費対象額」という。）（見込額）」×「12月（処遇改善実施期間が12月に満たないときは、保護単価を設定した時から直近の3月までの月数）」×「3%」（千円未満の端数は切り捨て）

② 処遇改善見込額 各施設において処遇改善実施期間における処遇改善に要する見込額（当該改善に伴う法定福利費等の事業主負担増加額を含む。）の総額（社会的養護処遇改善加算、社会的養護従事者処遇改善加算及び子ども家庭ソーシャルワーカー取得促進事業加算を受ける場合は、当該総額から社会的養護処遇改善加算、社会的養護従事者処遇改善加算及び子ども家庭ソーシャルワーカー取得促進事業加算の処遇改善見込み額を控除した金額。）

③～⑤ (略)

(2) 処遇改善分

ア 次に掲げる要件を満たす処遇改善を実施する計画を策定していること。

- ① 基準年度（当該児童養護施設等において、最初に民間施設給与等改善費の処遇改善分を受けた年度の前年度をいう。以下同じ。）の職員（非常勤職員を含む。以下同じ。）の賃金（退職手当を除く。翌年度以降に採用された新規職員については、基準年度に適用されていた賃金算定のルールを当該新規採用職員に適用した場合の賃金とし、基準年度に存在しなかった施設の職員については、当初予定していた就業規則等に基づく賃金で、地域の賃金水準との均衡が図られていると認められるものとする。以下同じ。）に対して改善するものであること。
- ② イの②により算定される処遇改善見込額がイの①により算定される加算見込額以上であること。

イ 処遇改善の具体的内容について、都道府県知事又は指定都市、中核市若しくは児童相談所設置市の長に対して、以下の事項を記載した別紙様式4の「民間施設給与等改善費計画書」を作成し、職員に対して当該計画の内容について周知を行うこと。

① 加算見込額  
(算式)

当該年度における1ヵ月の一般分保護単価表（里親支援専門相談員加算分保護単価、心理療法担当職員加算分保護単価（常勤単価に限る）、個別対応職員加算分保護単価、職業指導員加算分保護単価、看護師加算分保護単価、母子生活支援施設保育士加算分保護単価、母子生活支援施設母子支援員加算分保護単価、母子生活支援施設少年指導員兼事務員加算分保護単価、小規模グループケア加算分保護単価、家庭支援専門相談員加算分保護単価、単身赴任手当加算分保護単価、小規模かつ地域分散化加算分保護単価、地域小規模児童養護施設等バックアップ職員加算分保護単価、医療的ケア児等受入加算分保護単価及び自立支援担当職員加算（I）分保護単価の加算が行われている場合においては、それらの単価を加算した額（以下「民間施設給与等改善費対象額」という。）（見込額）」×「12月（処遇改善実施期間が12月に満たないときは、保護単価を設定した時から直近の3月までの月数）」×「3%」（千円未満の端数は切り捨て）

② 処遇改善見込額 各施設において処遇改善実施期間における処遇改善に要する見込額（当該改善に伴う法定福利費等の事業主負担増加額を含む。）の総額（社会的養護処遇改善加算及び社会的養護従事者処遇改善加算を受ける場合は、当該総額から社会的養護処遇改善加算及び社会的養護従事者処遇改善加算の処遇改善見込み額を控除した金額。）

③ 処遇改善を行う給与項目 増額若しくは新設した又はする予定である給与の項目の種類（基本給、手当、賞与又は一時金等）等

④ 処遇改善実施期間 4月から翌年3月まで（年度の途中で保護単価の設定を受けた施設については、保護単価の設定をしたときから直近の3月まで）

ウ (略)

エ 年度終了後速やかに、都道府県知事又は指定都市、中核市若しくは児童相談所設置市の長に対して、以下の事項を記載した「民間施設給与等改善費実績報告書」を提出すること。

① 加算見込額  
(算式)

「当該年度における1年間の民間施設給与等改善費対象額の総額(実績)」×「処遇改善分に係る加算率(%)」÷「基本分、処遇改善分及び管理費スプリンクラー設置加算分に係る加算率(%)」(千円未満の端数は切り捨て)

② 処遇改善実施期間

③ ②の期間における次の事項

- (ア) 対象となる職員の総数
- (イ) 処遇改善を実施した職員数
- (ウ) 職員に支給した賃金総額
- (エ) 職員一人当たりの賃金月額

④ 実施した処遇改善の方法

⑤ ④の実施に要した費用の総額(処遇改善に伴う法定福利費等の事業主負担増加額を含む。千円未満の端数を切り捨て)次の(ア)から(イ)を控除した額を処遇改善の実施に要した費用の総額とすること。また、法定福利費等の事業主負担増加額の計算に当たっては各施設の処遇改善の実施方法等に応じた適切な方法によること。

- (ア) 処遇改善を行った場合の賃金の総額(法定福利費等の事業主負担額を含む。)
- (イ) 基準年度における賃金水準を適用した場合の賃金の総額(法定福利費等の事業主負担額を含み、社会的養護処遇改善加算、社会的養護従事者処遇改善加算及び子ども家庭ソーシャルワーカー取得促進事業加算を受ける場合については、当該額から社会的養護処遇改善加算、社会的養護従事者処遇改善加算及び子ども家庭ソーシャルワーカー取得促進事業加算の処遇改善加算見込額を控除した金額。)

⑥ ①の加算実績額と⑤の処遇改善の実施に要した費用の総額の差額(残額が生じた場合に限る。)及び職員への支払方法

⑦ 職員1人当たりの処遇改善額

オ～ケ (略)

⑤ 処遇改善を行う方法 処遇改善の実施時期や1人当たりの処遇改善見込額を可能な限り具体的に記載

ウ エの①の加算実績額とエの⑤の処遇改善の実施に要した費用の総額を比較して差額が生じた場合については、翌年度において、その全額を一時金等により処遇改善に充てること。

エ 年度終了後速やかに、都道府県知事又は指定都市、中核市若しくは児童相談所設置市の長に対して、以下の事項を記載した「民間施設給与等改善費実績報告書」を提出すること。

① 加算見込額  
(算式)

「当該年度における1年間の民間施設給与等改善費対象額の総額(実績)」×「処遇改善分に係る加算率(%)」÷「基本分、処遇改善分及び管理費スプリンクラー設置加算分に係る加算率(%)」(千円未満の端数は切り捨て)

② 処遇改善実施期間

③ ②の期間における次の事項

- (ア) 対象となる職員の総数
- (イ) 処遇改善を実施した職員数
- (ウ) 職員に支給した賃金総額
- (エ) 職員一人当たりの賃金月額

④ 実施した処遇改善の方法

⑤ ④の実施に要した費用の総額(処遇改善に伴う法定福利費等の事業主負担増加額を含む。千円未満の端数を切り捨て)次の(ア)から(イ)を控除した額を処遇改善の実施に要した費用の総額とすること。また、法定福利費等の事業主負担増加額の計算に当たっては各施設の処遇改善の実施方法等に応じた適切な方法によること。

- (ア) 処遇改善を行った場合の賃金の総額(法定福利費等の事業主負担額を含む。)
- (イ) 基準年度における賃金水準を適用した場合の賃金の総額(法定福利費等の事業主負担額を含み、社会的養護処遇改善加算及び社会的養護従事者処遇改善加算を受ける場合については、当該額から社会的養護処遇改善加算及び社会的養護従事者処遇改善加算の処遇改善加算見込額を控除した金額。)

⑥ ①の加算実績額と⑤の処遇改善の実施に要した費用の総額の差額(残額が生じた場合に限る。)及び職員への支払方法

⑦ 職員1人当たりの処遇改善額

オ 処遇改善の対象となる職員については、その職種にかかわらず、施設に勤務する職員(非常勤職員を含む。)とすること。なお、処遇改善を実施する職員の範囲については各施設の実情に応じて決定する。

カ 処遇改善分に係る支給を受けた施設は、処遇改善に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ当該帳簿及び証拠書類を実績報告後5年間保管しておかなければならないこと。

キ 基本給において処遇改善を実施する場合には、給与規程や給与表等の見直し、給与規程や給与表等に基づいて定期昇給すべき号給の改善(例えば、通常、定期昇給分として1号給昇給するところを2号給昇給する、などが考えられる。)、給与規程や給与表等に基づく施設等ごとの定期昇給に上乘せする形による処遇改善を行う必要がある。

ク 処遇改善の実施により、当該処遇改善を行う給与の項目以外の給与水準を低下させてはならないこと。ただし、業績に応じて変動することとされている賞与等が当該要

(3) (略)

2 施設区分は、職員1人当たり平均勤続年数を基礎として選定するものとし、その選定方法は次により行うこと。

(1) (略)

(2) 個々の職員の勤続年数の算定に当たっては、現に勤務する施設における勤続年数、当該職員その他の社会福祉施設（現に勤務する施設以外の施設であって、社会福祉法第2条に定める施設のうち、保護施設、老人福祉施設（軽費老人ホーム、養護老人ホーム及び特別養護老人ホームに限る）、婦人保護施設、児童福祉施設（児童自立生活援助事業所（里親の居宅において事業を行うものを除く）及びファミリーホームを含む。）、障害児通所支援事業（施設を必要とするものに限る。）を行う事業所、障害者支援施設、障害福祉サービス事業（施設を必要とするものに限る。）を行う事業所、盲人ホーム、視覚障害者情報提供施設並びに福祉ホーム）における通算勤続年数、児童福祉法第12条の4に定める施設における勤続年数、「就業前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」に定める認定こども園及び子ども・子育て支援法第7条第5項に定める地域型保育事業（施設を必要とするものに限る。）を行う事業所における勤続年数における勤続年数を合算するものであること。

また、看護師にあつては、医療法に定める病院、診療所、介護老人保健施設及び助産所での勤続年数も合算するものであること。

(3)、(4) (略)

因により変動した場合についてはこの限りではないこと。  
ケ 処遇増加分に対する実際の支払いの時期については、月ごとの支払のほか一括して支払うことも可能とし、各施設の実情に応じた方法によるものとする。

(3) 管理費スプリンクラー設置加算分

ア スプリンクラー設備（「消防法施行令」（昭和36年3月25日政令第37号）、「同法施行規則」（昭和36年4月1日自治省令第6号）に定める設備・設置基準及び昭和62年10月27日消防予第189号「既存の社会福祉施設に対する消防用設備等の技術上の特例基準の適用について」（消防庁予防課長通知）に基づくスプリンクラー設備をいう。以下同じ。）を設置している次の加算対象施設（平屋建等も含む。）に対し、管理費加算分として0.3パーセント加算する。

イ 加算対象施設

乳児院

ウ 本加算を受けようとする施設は、別紙（1）の「（6）管理費スプリンクラー設置加算分申請書」に必要事項を記入し、スプリンクラー設備を設置したことを証明する書類（消防法施行規則第31条の3第3項にいう消防機関が発行する検査済証又は当該設備整備工事の完了を証する書類の写し）を添付し、都道府県又は指定都市、中核市若しくは児童相談所設置市に申請するものとする。

エ 都道府県又は指定都市、中核市若しくは児童相談所設置市は、申請書を審査し、設置の翌月から加算を適用するものとする。

オ 本加算分は、平成16年3月12日付雇児発第0312001号、社援発第0312001号、老発第0312001号「社会福祉法人が経営する社会福祉施設における運営費の運用及び指導について」（雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長及び老健局長連名通知）の3の（3）にいう限度額に含まれるものとする。

2 施設区分は、職員1人当たり平均勤続年数を基礎として選定するものとし、その選定方法は次により行うこと。

(1) 算定の対象となる職員は、その施設に勤務するすべての常勤職員（嘱託職員等の非常勤職員を除く。）とすること。ただし、常勤職員以外の職員であっても、1日6時間以上かつ月20日以上勤務している者にあつては、これを常勤とみなして算定すること。

(2) 個々の職員の勤続年数の算定に当たっては、現に勤務する施設における勤続年数、当該職員その他の社会福祉施設（現に勤務する施設以外の施設であって、社会福祉法第2条に定める施設のうち、保護施設、老人福祉施設（軽費老人ホーム、養護老人ホーム及び特別養護老人ホームに限る）、婦人保護施設、児童福祉施設（自立援助ホーム及びファミリーホームを含む。）、障害児通所支援事業（施設を必要とするものに限る。）を行う事業所、障害者支援施設、障害福祉サービス事業（施設を必要とするものに限る。）を行う事業所、盲人ホーム、視覚障害者情報提供施設並びに福祉ホーム）における通算勤続年数、児童福祉法第12条の4に定める施設における勤続年数、「就業前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」に定める認定こども園及び子ども・子育て支援法第7条第5項に定める地域型保育事業（施設を必要とするものに限る。）を行う事業所における勤続年数における勤続年数を合算するものであること。

また、看護師にあつては、医療法に定める病院、診療所、介護老人保健施設及び助産所での勤続年数も合算するものであること。

(3) その施設の職員1人当たりの平均勤続年数は、前記（1）により算定した全職員の合算総勤続年数を算定の基礎となった職員数により除して得た年数をいうこと。

(4) 前記職員1人当たり平均勤続年数の算定は、当該年度の4月1日現在において行い、その年度途中においてその施設の職員の異動があつても、加算率の改定は行わないものであること。

ただし、1の（2）の管理費スプリンクラー設置加算分については、設備設置の翌月

(削除)

第3 教育費の取扱いについて  
1～7 (略)

第4 (略)

第5 入進学支度金の取扱いについて

入進学支度金については、原則として施設において新たに小学校第1学年（義務教育学校前期課程含む。）に入学し又は中学校第1学年（義務教育学校後期課程含む。）に進学するものに対して支弁するものであるが、その施設に新たに措置された児童が転校を余儀なくさ

から加算することができるものであること。

第3 一般生活費の取扱いについて

自立援助ホームにおける一般生活費について、別に定める基準に該当する児童等は、以下に該当するものをいう。なお、支弁に当たっては、別紙様式（2）を徴収すること。

- 1 障害等を有しており、就労等が困難で収入がない児童等（子どもシェルターに保護されている児童等を含む）。なお、このうち企業等を退職した場合（月初日を除く。）は翌月から対象とすること。
- 2 児童養護施設等に入所できない高校生であって就労等による収入がない児童等

第4 教育費の取扱いについて

- 1 教育費のうち、「教科書に準ずる正規の教材」として学校長が指定するものの購入に必要な教材代の支弁に当たっては、学校長の指定証明を徴すること。
- 2 前記の「教科書に準ずる正規の教材」の範囲は、学校において当該学級の全児童が必ず購入することになっている副読本的図書、ワークブック、和洋辞書及び正規授業である特別活動のうち、クラブ活動において当該クラブの全児童が購入することになっている用具類に限られること。  
なお、特別支援学校の高等部の通学児及び児童自立支援施設の就学児については他の施策により教科書代の支給が無い場合には、これを支弁して差し支えないこと。
- 3 母子生活支援施設に入所している児童にあつては、特別支援学校高等部第1学年に入学する際の入学時特別加算費のみ支弁できること。
- 4 資格取得等特別加算費は、児童の自立支援や就職支援を目的とするために特別支援学校高等部第3学年を対象とするものであるが、例えば特別支援学校高等部第3学年以外に支弁することが適当と判断される場合には支弁して差し支えないこと。なお、支弁に当たっては、別紙様式（3）を徴することとし、特別支援学校高等部在学中に1回限りの支弁とするので、同一児童に重複して支弁されないよう留意すること。
- 5 学習塾費については、施設内等において受講する通信教育等に必要な経費（授業料等）について支弁ができること。
- 6 母子生活支援施設に入所している中学生の学習塾費については、特別育成費にて支弁できること。
- 7 小学生に対する学習支援は、平成20年6月12日雇児発第0612014号の6厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「年長児童に対する処遇体制の強化について」により、別途定めること。

第5 見学旅行費の取扱いについて

見学旅行費は、学校において児童の保護者よりその実施前に所要経費の全額を前納させる場合も考えられるので、見学旅行参加予定児童数及び見学旅行の時期等を考慮し、予め概算支弁する等実情に応じた措置をとること。

なお、見学旅行費は学校の最終学年の教育課程において実施される見学旅行の参加に要する経費に充てられるものであるが、上級学校進学又は就職等の関係で、例えば、中学第2学年在学時において繰り上げ実施される場合には、これを確認のうえ支弁して差し支えないこと。

また、見学旅行には、疾病等による特別な事情がない限り参加させるよう配慮すること。

第6 入進学支度金の取扱いについて

入進学支度金については、原則として施設において新たに小学校第1学年（義務教育学校前期課程含む。）に入学し又は中学校第1学年（義務教育学校後期課程含む。）に進学するものに対して支弁するものであるが、その施設に新たに措置された児童が転校を余儀なくさ



れ、制服等に指定がある場合には、その学籍に応じて第1学年に在籍しているものとみなして支弁して差し支えないこと。

なお、現物給付を原則とするが、特に母子生活支援施設については、支援の状況に応じ、母親に現金を預けて現物を購入させ、領収書等により確認する等の柔軟な運用を図られたい。（教育費及び特別育成費の入学時特別加算費についても同じ。）

また、里親委託児童の入進学に際して必要な学用品等を当該児童の入学又は進学年度より前の年度内のいずれかの月で購入する場合、当該購入費用の里親への支弁については、当該児童の支給要件や措置の状況等を確認した上で、入学又は進学年の4月より前に支弁して差し支えない。この場合の単価は、入学又は進学年度の前年度の単価を用いることとする。

加えて、里親委託児童の高校進学に際して必要な学用品等についても、同様に、特別育成費の入学時特別加算費において、当該児童の支給要件や措置の状況等を確認し、請求書等で必要な金額を確認した上で、進学年の4月より前に支弁して差し支えない。なお、支払いは1回限りとする。

## 第6 (略)

## 第7 医療費の取扱いについて

医療費については、特に次の点に留意し、適正なる支弁を行われたいこと。

- 1 嘱託医又は保健所等を活用し、健康管理の徹底を図り疾病の予防に努めること。
- 2 施設の常備薬等による治療が困難と思料される場合は、直ちに嘱託医の診療を受けるなど早期治療に努めるよう指導すること。
- 3 措置児童等が社会保険の被保険者、組合員又は、被扶養者であるかどうかの把握及び確認を行い、医療の給付を受ける際はこれを適用すること。
- 4 医療費の支弁に際しては、その請求の内容を十分審査するものとし、また、この経費は、施設を経由せずに直接医療機関に支払うようにすること。
- 5 都道府県知事又は指定都市、中核市若しくは児童相談所設置市の長においては、医療費の支弁を行った後においてこれを施設別、入院通院別、病類別等に分類整理し、医療費の支弁状況を常時把握しておくこと。
- 6 児童自立生活援助事業所の入所児童については、就労し、最初の賃金を得る月までの間を

れ、制服等に指定がある場合には、その学籍に応じて第1学年に在籍しているものとみなして支弁して差し支えないこと。

なお、現物給付を原則とするが、特に母子生活支援施設については、支援の状況に応じ、母親に現金を預けて現物を購入させ、領収書等により確認する等の柔軟な運用を図られたい。（教育費及び特別育成費の入学時特別加算費についても同じ。）

## 第7 特別育成費の取扱いについて

- 1 特別育成費は交付要綱に定める額を上限として実費とする（通学のための交通費を除く）。なお、特別育成費は年間の所要経費を満たすものとして算定されているので、必要に応じて数月分を合わせてあらかじめ支弁する等実情に応じた運用を図るよう留意すること。
- 2 特別育成費のうち通学のための交通費については、最も経済的な通常の経路及び方法により通学する場合のその通学定期旅客運賃の実費とし、新幹線や座席指定等の料金は除くこと。なお、全寮制の高等学校に通う児童等が施設や里親家庭等に帰省する際に必要な交通費など高等学校生活に必要な交通費についても、支弁の対象として差し支えないこと。
- 3 資格取得等特別加算費は、児童の自立支援や就職支援を目的とするために高等学校第3学年を対象とするものであるが、高等学校第3学年以外に支弁することが適当と判断される場合には支弁して差し支えないこと。また、高等学校第3学年相当の年齢の児童で、高等学校に在学していない児童についても、支給対象となるので、高等学校第3学年の児童と同様に取扱われたい。なお、支弁に当たっては、別紙様式(3)を徴することとし、高等学校在学中に1回限りの支弁とするので、同一児童に重複して支弁されないよう留意すること。
- 4 補習費は、学習塾などを利用した際に係る通塾費用等に充てられる経費であり、高校生（母子生活支援施設においては、中学生を含む。）等を支弁の対象としている。なお、施設内等において受講する通信教育等に必要な経費（授業料等）についても支弁ができること。
- 5 補習費特別保護単価は、集団学習に馴染むことが困難であると考えられる中学生及び高校生等に対し、家庭教師等を施設に招き個別学習支援を行う方法等により実施した場合に支弁対象とするものである。

## 第8 医療費の取扱いについて

医療費については、特に次の点に留意し、適正なる支弁を行われたいこと。

- 1 嘱託医又は保健所等を活用し、健康管理の徹底を図り疾病の予防に努めること。
- 2 施設の常備薬等による治療が困難と思料される場合は、直ちに嘱託医の診療を受けるなど早期治療に努めるよう指導すること。
- 3 措置児童等が社会保険の被保険者、組合員又は、被扶養者であるかどうかの把握及び確認を行い、医療の給付を受ける際はこれを適用すること。
- 4 医療費の支弁に際しては、その請求の内容を十分審査するものとし、また、この経費は、施設を経由せずに直接医療機関に支払うようにすること。
- 5 都道府県知事又は指定都市、中核市若しくは児童相談所設置市の長においては、医療費の支弁を行った後においてこれを施設別、入院通院別、病類別等に分類整理し、医療費の支弁状況を常時把握しておくこと。
- 6 自立援助ホームの入所児童については、就労し、最初の賃金を得る月までの間を対象とし、

対象とし、国民健康保険等に加入している（国民健康保険等の加入手続き中の場合や国民健康保険等に加入できない特段の事情がある場合を含む）入所児童（者）が医療機関又は薬局で支払った自己負担額について、4によらず直接施設に支弁するものとする。なお、支弁にあたっては、領収書を徴すること。

## 第8 略

### 第9 就職支度費の取扱いについて

1 就職支度費は、施設において児童の就職に際し必要な寝具類、被服等の購入費に充て、入所措置又は児童自立生活援助事業の援助の実施が解除される日の属する月に現物給付の方法で支給することとし、支弁にあたっては、雇用先の採用証明書等を徴すること。

就職の形態については正規雇用が望ましいが、正規雇用以外の場合でも支弁して差し支えないこと。

なお、昼間課程の高校生及び大学生のアルバイトは就職に該当しないこと。

また、就職支度費は、算式（1）、（2）それぞれについて、入所措置又は児童自立生活援助事業の援助の実施が解除された場合に1回限り支弁できるものであることから、過去に就職支度費を支弁された児童等は対象外である。

2 算式（2）の特別基準については、就職支度費の支弁対象児童のうち、次に掲げる要件のいずれかに該当するものについて、平成7年4月3日厚生省児童家庭局企画課長通知「児童福祉法による措置費国庫負担金等の交付基準の取り扱いについて」により認定された場合に、1の外に支弁できるものであること。（特別基準のみ支弁することも可能とする。）

ただし、公的年金給付（児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）第3条第2項の公的年金給付をいう。）の受給者である場合、入所措置から継続して児童自立生活援助事業所を利用する場合には対象とならないこと。

(1) 保護者のいない（死亡あるいは行方不明）児童等

(2) 保護者がいる場合でも、養育拒否、虐待、放任等養育が適切でなく、保護者から就職するために必要な経済的援助が見込まれない児童等

（削除）

### 第10 大学進学等自立生活支度費の取扱いについて

1 大学進学等自立生活支度費は、施設において児童の大学等への進学に際し必要な学用品、参考図書類等の購入費に充て、入所措置又は児童自立生活援助事業の援助の実施が解除される日の属する月に現物給付又は口座振込の方法で支給すること。

なお、支弁にあたっては、進学先の合格通知書等の写しを徴すること。

2 算式（2）の特別基準については、大学進学等自立生活支度費の支弁対象児童のうち、次に掲げる要件のいずれかに該当するものについて、厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課長通知「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金（大学進学等自立生活支度費）の交付基の取り扱いについて」により認定された場合に、1の外に支弁できるものであること。

ただし、公的年金給付（児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）第3条第2項の公的年金給付をいう。）の受給者である場合、入所措置から継続して児童自立生活援助事業所を利用する場合には対象とならないこと。

国民健康保険等に加入している（国民健康保険等の加入手続き中の場合や国民健康保険等に加入できない特段の事情がある場合を含む）入所児童（者）が医療機関又は薬局で支払った自己負担額について、4によらず直接施設に支弁するものとする。なお、支弁にあたっては、領収書を徴すること。

### 第9 冷暖房費の取扱いについて

自立援助ホームにおける冷暖房費について、別に定める基準に該当する児童等は、以下に該当するものをいう。なお、支弁にあたっては、別紙（2）を徴収すること。

1 障害等を有しており、就労等が困難で収入がない児童等（子どもシェルターに保護されている児童等を含む。）。なお、このうち企業等を退職した場合（月初日を除く。）は翌月から対象とすること。

2 児童養護施設等に入所できない高校生であって就労等による収入がない児童等

### 第10 就職支度費の取扱いについて

1 就職支度費は、施設において児童の就職に際し必要な寝具類、被服等の購入費に充て、入所措置が解除される日の属する月に現物給付の方法で支給することとし、支弁にあたっては、雇用先の採用証明書等を徴すること。

就職の形態については正規雇用が望ましいが、正規雇用以外の場合でも支弁して差し支えないこと。

なお、昼間課程の高校生及び大学生のアルバイトは就職に該当しないこと。

また、就職支度費は、入所措置が解除された場合に1回限り支弁できるものであることから、過去に就職支度費を支弁された児童等は対象外である。

2 特別基準については、就職支度費の支弁対象児童のうち、次に掲げる要件のいずれかに該当するものについて、別に定めるところにより認定された場合に、1の外に支弁できるものであること。

ただし、公的年金給付（児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）第3条第2項の公的年金給付をいう。）の受給者である場合には対象とならないこと。

(1) 保護者のいない（死亡あるいは行方不明）児童等

(2) 保護者がいる場合でも、養育拒否、虐待、放任等養育が適切でなく、保護者から就職するために必要な経済的援助が見込まれない児童等

3 自立援助ホームに入所している児童等についても、1と同様の取扱いとすること。

### 第11 大学進学等自立生活支度費の取扱いについて

1 大学進学等自立生活支度費は、施設において児童の大学等への進学に際し必要な学用品、参考図書類等の購入費に充て、入所措置が解除される日の属する月に現物給付又は口座振込の方法で支給すること。

なお、支弁にあたっては、進学先の合格通知書等の写しを徴すること。

2 特別基準については、大学進学等自立生活支度費の支弁対象児童のうち、次に掲げる要件のいずれかに該当するものについて、別に定めるところにより認定された場合に、1の外に支弁できるものであること。

ただし、公的年金給付（児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）第3条第2項の公的年金給付をいう。）の受給者である場合には対象とならないこと。

- (1) 保護者のいない（死亡あるいは行方不明）児童等  
 (2) 保護者がいる場合でも、養育拒否、虐待、放任等養育が適切でなく、保護者から進学するために必要な経済的援助が見込まれない児童等  
 3 なお、日中に就業し、かつ、夜間大学等へ就学するため措置又は児童自立生活援助事業の援助の実施が解除となる児童等、就職支度費及び大学進学等自立生活支度費の双方の対象となる児童については、特別基準分を除き、併給して差し支えない。

## 第11 (略)

## 第12 里親手当について

- 1 親族里親及び養子縁組前提里親については里親手当は支弁しない。その他の規定については里親の一形態であるので、交付要綱で定められている里親の規定をそのまま適用すること。  
 2 里親の認定及び里親手当の支弁等については、里親となることを希望する者に対し、平成14年9月5日雇児発第0905002号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「里親制度の運営について」等の内容について十分な説明を行うこと。

3 児童自立生活援助事業所Ⅲ型であって、里親の居宅において事業を行う場合、当該里親が専門里親であり、かつ対象とする児童が以下の①から③のいずれかに該当し、都道府県知事はその養育に関し特に支援が必要と認めたものである場合には、専門里親手当の単価を用いることとし、その他の場合においては里親手当の単価を用いること。

- ①児童虐待等の行為により心身に有害な影響を受けた児童  
②非行のある若しくは非行に結び付くおそれのある行動をする児童  
③身体障害、知的障害若しくは精神障害がある児童

## 第13 里親委託児童通院費について

- 1 里親委託児童通院費の支弁対象となる児童は、障害や重篤な虐待による心理的ケアなど定期的な通院が必要であり、通院に際して通院費用が発生する児童を対象とすること。

この場合の通院とは、医療機関のほか、障害児通所支援を受ける場合を対象とし、通院費とは、乗用車（自家用車）のガソリン代など燃料費及び公共の交通機関の利用（障害児通所支援に限る）について対象とすること。

なお、電車やバス等の公共交通機関を利用して医療機関に通院する場合は、従前の取扱いのとおり「医療費」において支弁すること。

- 2 対象児童の認定については、児童相談所など関係機関が必要性を判断したうえで都道府県知事若しくは指定都市及び児童相談所設置市の長が認定を行うこと。

また、当該支弁額については、医療費支弁の際にレセプト等により通院の実績を確認することとし、乗用車利用の際の加算額の認定については、各都道府県、指定都市及び児童相談所設置市における旅費支給規程に準じて算定した額（日当相当は含まない）とする。

なお、算定額が交付要綱に定める加算額に満たない場合は、その満たない額とすること。

3 児童自立生活援助事業所Ⅲ型であって里親の居宅において事業を行う場合、当該里親が専門里親であり、かつ対象とする児童が以下のいずれかに該当し、都道府県知事はその養育に関し特に支援が必要と認めたものである場合には専門里親手当の単価を用いることとし、その他の場合においては里親手当の単価を用いること。

- ①児童虐待等の行為により心身に有害な影響を受けた児童  
②非行のある若しくは非行に結び付くおそれのある行動をする児童  
③身体障害、知的障害若しくは精神障害がある児童

- (1) 保護者のいない（死亡あるいは行方不明）児童等  
 (2) 保護者がいる場合でも、養育拒否、虐待、放任等養育が適切でなく、保護者から進学するために必要な経済的援助が見込まれない児童等  
 3 なお、日中に就業し、かつ、夜間大学等へ就学するため措置が解除となる児童等、就職支度費及び大学進学等自立生活支度費の双方の対象となる児童については、特別基準分を除き、併給して差し支えない。

## 第12 里親及びファミリーホーム養育者が一時的な休息のための援助を受ける経費について

里親及びファミリーホーム養育者が乳児院、児童養護施設等または他の里親を活用して一時的な休息のための支援を受ける場合には、別途厚生労働省子ども家庭局長通知に該当する場合に限り、保護単価を設定できるものであること。

## 第13 里親手当について

- 1 親族里親及び養子縁組前提里親については里親手当は支弁しない。その他の規定については里親の一形態であるので、交付要綱で定められている里親の規定をそのまま適用すること。  
 2 里親の認定及び里親手当の支弁等については、里親となることを希望する者に対し、平成14年9月5日雇児発第0905002号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「里親制度の運営について」等の内容について十分な説明を行うこと。

## 第14 里親委託児童通院費について

- 1 里親委託児童通院費の支弁対象となる児童は、障害や重篤な虐待による心理的ケアなど定期的な通院が必要であり、通院に際して通院費用が発生する児童を対象とすること。

この場合の通院とは、医療機関のほか、障害児通所支援を受ける場合を対象とし、通院費とは、乗用車（自家用車）のガソリン代など燃料費及び公共の交通機関の利用（障害児通所支援に限る）について対象とすること。

なお、電車やバス等の公共交通機関を利用して医療機関に通院する場合は、従前の取扱いのとおり「医療費」において支弁すること。

- 2 対象児童の認定については、児童相談所など関係機関が必要性を判断したうえで都道府県知事若しくは指定都市及び児童相談所設置市の長が認定を行うこと。

また、当該支弁額については、医療費支弁の際にレセプト等により通院の実績を確認することとし、乗用車利用の際の加算額の認定については、各都道府県、指定都市及び児童相談所設置市における旅費支給規程に準じて算定した額（日当相当は含まない）とする。

なお、算定額が交付要綱に定める加算額に満たない場合は、その満たない額とすること。

第14 児童自立生活援助事業所における受託支度費の取扱いについて

児童自立生活援助事業所における受託支度費について、別に定める基準に該当する児童等は、以下に該当するものをいう。

- 1 保護者のいない（死亡あるいは行方不明）児童等
- 2 保護者がいる場合でも、養育拒否、虐待、放任等養育が適切でなく、保護者から必要な経済的援助が見込まれない児童等

なお、児童自立生活援助事業所のうち、児童自立生活援助事業所Ⅱ型又はⅢ型を活用し、措置又は委託されていた施設若しくは里親の居宅において継続して支援を受ける児童については、受託支度費の対象外とする。

## 第15～第18（略）

第19 防災対策費の支弁について

児童自立生活援助事業所のうち児童自立生活援助事業所Ⅱ型においては、実施場所である児童養護施設等と一体的に防災対策等を実施する場合、本体施設分と児童自立生活援助事業所Ⅱ型とで適切に経費の按分を行い支弁すること。

また、児童自立生活援助事業所のうち児童自立生活援助事業所Ⅲ型においては、実施場所であるファミリーホーム又は里親に委託されている児童を対象として防災対策費が支弁される場合、児童自立生活援助事業所Ⅲ型への防災対策費の支弁は行わないこと。

## 第20 略

第15 自立援助ホームにおける受託支度費の取扱いについて

自立援助ホームにおける受託支度費について、別に定める基準に該当する児童等は、以下に該当するものをいう。

- 1 保護者のいない（死亡あるいは行方不明）児童等
- 2 保護者がいる場合でも、養育拒否、虐待、放任等養育が適切でなく、保護者から必要な経済的援助が見込まれない児童等

## 第16 一時保護委託手当について

一時保護委託手当の支弁対象となる児童は、別途厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「一時保護の充実について」に基づき里親等に一時保護委託された児童とすること。

## 第17 予防接種費について

予防接種費について、別に定める予防接種は以下のものをいう。

- ・予防接種法（昭和23年法律第68号）に規定するA類疾病を予防するための予防接種
- ・ロタウイルス
- ・破傷風トキソイド
- ・RSウイルス感染症
- ・流行性耳下腺炎

## 第18 一時保護委託児童通学送迎費について

- 1 一時保護委託児童通学送迎費とは、一時保護委託児童が通学する際に、一時保護の委託を受けた施設の職員や里親が送迎した場合の乗用車（自家用車）のガソリン代など燃料費及び公共の交通機関の利用にかかる費用について対象とすること。

- 2 対象児童の認定については、児童相談所など関係機関が必要性を判断したうえで都道府県知事若しくは指定都市及び児童相談所設置市の長が認定を行うこと。

また、当該支弁額については、乗用車利用の際の加算額の認定については、各都道府県、指定都市及び児童相談所設置市における旅費支給規程に準じて算定した額（日当相当は含まない）とする。

なお、算定額が交付要綱に定める加算額に満たない場合は、その満たない額とすること。

## 第19 視力矯正費について

視力矯正を行うための眼鏡やコンタクトレンズ等視力矯正のための医療器具にかかる費用は、児童の健全な育成や福祉の増進に寄与することを目的として支弁するものであるため、眼鏡又はコンタクトレンズ等を選択する際は、日常生活において必要最小限度のものの実費とすることとする。

## 第20 国庫負担金の交付の決定及び措置費の支弁について

## 第21 徴収金基準額等について

## 1 徴収金基準額について

(1) (略)

(2) その世帯の課税階層区分の認定については、その児童及びその児童と同一世帯に属して生計を一にしている扶養義務者（児童の直系血族のほか、妊産婦等の配偶者及び兄弟姉妹等（その者がその世帯における家計の主宰者である場合）を含む。）のすべてのもの（児童自立生活援助事業所の入所児童の扶養義務者は除く。）について、それらの者の課税額の合計額により行うものであること。

(3) ～ (5) (略)

## 1 国庫負担金の交付決定について

国は、入所施設分の措置費等について都道府県知事又は指定都市、中核市若しくは児童相談所設置市の長からの申請に基づいて、都道府県知事又は指定都市、中核市若しくは児童相談所設置市の長に対し、都道府県分国庫負担金及び市町村分国庫負担金の年間分につき交付の決定を一括して行い第4・四半期において年間分の所要額調書を徴し必要な過不足調整を行い、年度末に交付の決定の変更措置がとられ、その年度における年間交付額の実質的決定がなされる予定であるので、都道府県知事は、都道府県及びその管内の市町村に対する国庫負担金の配分交付に当たっては、その申請内容及び過去の支出実績を十分検討のうえ、すみやかに交付の決定又は変更を行うこと。

なお、これに伴う支払計画の示達については、原則として各四半期単位に行う予定であるのでその都度速やかに市町村に対してこれを示達すること。

## 2 措置費等の支弁について

都道府県、指定都市、中核市、児童相談所設置市、市及び市町村がその支弁すべき施設に対して措置費を支弁する場合には、この費用の性質にかんがみ毎月その翌月分を概算支弁するように努めること。

## 第21 徴収金基準額等について

## 1 徴収金基準額について

(1) 都道府県、指定都市及び児童相談所設置市（母子生活支援施設及び助産施設に係るものについては中核市及び市町村を含む。この項において以下同じ。）において適正かつ簡明に行えるよう、表1の各月初日（月の途中に入所した者についてはその月の初日。この項において以下同じ。）の措置児童等（母子生活支援施設については世帯、助産施設については妊産婦。この項について以下同じ。）の属する世帯の課税階層の区分等に応じ、措置児童等1人当たりの基準額が定められていること。

(2) その世帯の課税階層区分の認定については、その児童及びその児童と同一世帯に属して生計を一にしている扶養義務者（児童の直系血族のほか、妊産婦等の配偶者及び兄弟姉妹等（その者がその世帯における家計の主宰者である場合）を含む。）のすべてのもの（自立援助ホームの入所児童の扶養義務者は除く。）について、それらの者の課税額の合計額により行うものであること。

(3) その世帯の各階層区分の確認については、次によること。

ア 被保護世帯の確認は、福祉事務所に照合するか、又はその旨の福祉事務所長の証明書を徴して行うこと。

イ 当該年度分の市町村民税の課税状況の確認には、その市町村に照合するか、又は課税額若しくは非課税であることの証明書を徴して行うこと。

ウ 前年分の所得税の課税状況の確認は、その市町村、税務署若しくは源泉徴収義務者に照合するか、又は課税額若しくは非課税であることの証明書をそれらの機関から徴して行うこと。

エ アからウまでによって確認した場合においては、その確認方法、確認年月日、税額、階層区分、徴収金基準額、保護者からの実際の徴収金の額、以後の階層区分確認の経過等を記載した階層区分認定表を作成し、これを児童保護台帳等に添付しておくこと。

なお、上記の書類には、その認定確認者の氏名及び押印の欄を設けること。

(4) 課税階層区分の認定の見直しについては、原則として毎年度7月に行うこととする。

なお、4月から6月の間における当該年度分の市町村民税の課税状況及び1月から6月の間における前年分の所得税の課税状況を把握するにあたっては、その状況が不明である場合もあるので、各々、前年度分、前々年分の課税状況により認定を行うものとする。

(5) 令和元年7月1日以降の課税階層区分の認定について、認定方法を地方税額に変更することにより、費用徴収額が増額する場合は、経過措置として、当面の間、従前の徴収

2 私的契約児童に係る利用料について

措置（助産施設の場合は助産の実施、母子生活支援施設の場合は母子保護の実施）を必要とする児童等をすべて措置した（実施した）後において、なお、その施設の定員に余裕のある場合においては、入所している措置児童等の福祉を害しない範囲内において私的契約による児童等を入所させることは差し支えないが、この場合におけるその児童等に係る費用（これを「利用料」又は「私的契約料」という。）は、すべてその家庭から徴収すべきであって、その額はその施設の措置児童等1人当たり又は1世帯当たりの措置費等の保護単価により算定した額より下回ることは許されない（児童自立生活援助事業所等における家庭裁判所による入所にかかる利用料は家庭裁判所からの委託費とする。）ものであること。

3 (略)

4 (略)

第22、第23 (略)

金額の算出方法（表1）により得た額とすることを可能とする。

2 私的契約児童に係る利用料について

措置（助産施設の場合は助産の実施、母子生活支援施設の場合は母子保護の実施）を必要とする児童等をすべて措置した（実施した）後において、なお、その施設の定員に余裕のある場合においては、入所している措置児童等の福祉を害しない範囲内において私的契約による児童等を入所させることは差し支えないが、この場合におけるその児童等に係る費用（これを「利用料」又は「私的契約料」という。）は、すべてその家庭から徴収すべきであって、その額はその施設の措置児童等1人当たり又は1世帯当たりの措置費等の保護単価により算定した額より下回ることは許されない（自立援助ホーム等における家庭裁判所による入所にかかる利用料は家庭裁判所からの委託費とする。）ものであること。

3 特例措置について

児童養護施設等の階層区分の認定について、次に掲げる事項を例外措置として取り扱うものである。

ア 前年に比して収入が減少したり、不時のやむを得ざる支出が必要となる等の事情により、世帯の負担能力に著しい変動が生じ、費用負担が困難であると都道府県知事又は指定都市、中核市若しくは児童相談所設置市市長が認めた場合は、当該年の課税額を推定し、階層区分の変更を行って差し支えない。この場合、階層区分が2階層以上変動しない場合は、変更しないものとする。

イ この階層区分の変更は、例外措置であるので、原則として措置児童等の属する世帯又は本人からの申し立てにより行うこととするが、措置児童等の属する世帯又は入所者本人が生活保護法による援助を受けるなど、明らかに階層区分の変更が必要な場合には、申し立ての有無によらず変更決定を行って差し支えないものとする。

ウ 階層区分の変更後の費用徴収は、変更が必要と認められる月（その月分を納入済みの時は、その翌月）から行うものとする。

4 乳児院における短期入所措置について

令和元年7月1日以降の乳児院の短期入所措置における経費等については、次によること。

(1) 事務費の支弁

交付要綱に定めるところによる。

定員（暫定定員を含む）の範囲内で短期入所の児童を受け入れるものとし、事務費の支弁については、特段の措置は講じない。

(2) 事業費の支弁

一般生活費については、短期間の入所を行いやすいよう次の算式とおりの日額の保護単価を設定する。

算式

交付要綱に定める一般生活費月額保護単価 ÷ 30.4 × その月の短期入所措置児延人員数

(3) 費用徴収

短期入所に係る保護者の費用徴収については、交付要綱の徴収金基準額表の定めにかかわらず、同表のC階層からD4階層（但し、地方税の額が81,000円以下の場合）までは、日額1,000円、D4階層（但し、地方税の額が81,001円以上の場合）からD14階層までは日額2,000円とし、これに入所措置日数を乗じて得た額を当該措置児に係る費用徴収額とする。

なお、A、B階層については無料、D15階層については全額徴収とする。

第22 職員配置の改善について

児童養護施設等の職員配置の改善については、人材確保等の事情により、5.5 : 1 から 4 : 1 等の職員配置を一挙に実施することが困難な施設も予想されることから、措置費の保護単価を段階的に設けていること。

職員配置の改善の趣旨としては、「社会的養護の課題と将来像」に掲げる「本体施設（児童養護施設は全て小規模ケア）、グループホーム、里親・ファミリーホームがそれぞれ概ね3分の1ずつ」を目指すためのものであるため、積極的に取り組まれることをお願いするとともに、当該保護単価の設定においては、家庭的養護推進計画を策定していること（小規模化等を実施している、又は、目指していること）等を要件とするものであり、実施状況を別紙（1）－1により把握すること。併せて、各施設における職員配置状況についても把握すること。

#### 第23 保育の措置の取扱いについて

##### 1 趣旨

児童養護施設等の階層区分の認定について、次に掲げる事項を例外措置として取り扱うものである。

子ども・子育て支援新制度（以下「新制度」という。）の施行に伴い、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第24条第5項及び第6項に基づき、「保育の申込みの勧奨や支援」又は「あっせん・申請、その他の支援を受けたにもかかわらず、なお保育が利用できないなど、やむを得ない事由」等の場合において、措置による保育の実施を規定している。

当該規定に基づき、措置により保育所等に入所した児童に係る費用については、その要保護性に鑑み、今般、児童入所施設措置費等負担金により支弁することとしたものである。

##### 2 想定事例

虐待のおそれがある子どもなど、特別な支援が必要な子どもであるが、保護者が、自ら進んで利用しようとしめないケース など

##### 3 費用の支弁

法第24条第5項及び第6項に基づく保育の措置に係る費用の支弁は、法第51条第5号に定める市町村の支弁とされる。

##### 4 費用の徴収

法第56条第3項に基づき、費用を支弁した市町村の長は、本人又はその扶養義務者から、その負担能力に応じ、その費用の全部又は一部を徴収することができることとされている。その徴収基準額については、新制度の2号及び3号認定に適用される利用者負担額に準ずるものとし、保育標準時間認定に適用される額を基本とする。

なお、市町村において、保育短時間認定の利用時間で足りると判断する場合においては、保育短時間認定に適用される額によることも可能である。

また、本人又はその扶養義務者入所児童の扶養義務者が子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第56条の各号に掲げる事由に該当すると市町村が認めた場合には、子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号）第24条に準じて徴収基準額を定めることも可能であること。

#### 第24 家庭支援事業の措置の取扱いについて

家庭支援事業の措置における支弁基準額及び徴収金基準額については、令和●年●月●日●号 ことども家庭庁成育局長・支援局長通知「家庭支援事業に係る措置費の支弁の取扱いについて」に規定する金額によること。

#### 第25 児童入所施設における措置費等の経理について

児童入所施設における措置費の経理については、別に定めるところによること。

#### (新規)

#### 第24 児童入所施設における措置費等の経理について

児童入所施設における措置費の経理については、別に定めるところによること。

別紙(1)  
 ①(元号) 年度事務費保護単価設定表((元号) 年 月 日設定)  
 施設名 地域 区分 定員 名 設置責任者  
 (暫定定員 名) 職名・氏名

別紙(1)  
 (元号) 年度事務費保護単価設定表((元号) 年 月 日設定)  
 施設名 地域 区分 定員 名 設置責任者  
 (暫定定員 名) 職名・氏名

(1) 保護単価(月額)設定表

(1) 保護単価(月額)設定表

区分	金額	備考
一般分保護単価	円	
里親支援専門相談員加算分保護単価		
心理担当職員加算分保護単価(常勤)		
個別対応職員加算分保護単価		
職業指導員加算分保護単価		
看護師加算分保護単価		
母子生活支援施設保育士加算分保護単価		
母子生活支援施設母子支援員加算分保護単価		
母子生活支援施設少年指導員兼事務員加算分保護単価		
小規模グループケア加算分保護単価		
家庭支援専門相談員加算分保護単価		
小規模かつ地域分散化加算分保護単価		
地域小規模児童養護施設等バックアップ職員加算分保護単価		
医療的ケア児等受入加算分保護単価		
自立支援担当職員加算分保護単価		
民間施設給与等改善費		(ア)+(イ)+(ウ)+(エ)+(オ)+(カ)+(キ)+(ク)+(ケ)+(コ)+(サ)+(タ)+(チ)+(ツ)+(テ)+(ト) ×別に定める率
社会的養護処遇改善加算		
社会的養護従事者処遇改善加算		
こども家庭ソーシャルワーカー取得促進事業加算		
計		
2月分保護単価	㊦+除雪費	

区分	金額	備考
一般分保護単価	円	
里親支援専門相談員加算分保護単価		
心理担当職員加算分保護単価(常勤)		
個別対応職員加算分保護単価		
職業指導員加算分保護単価		
看護師加算分保護単価		
母子生活支援施設保育士加算分保護単価		
母子生活支援施設母子支援員加算分保護単価		
母子生活支援施設少年指導員兼事務員加算分保護単価		
小規模グループケア加算分保護単価		
家庭支援専門相談員加算分保護単価		
小規模かつ地域分散化加算分保護単価		
地域小規模児童養護施設等バックアップ職員加算分保護単価		
医療的ケア児等受入加算分保護単価		
自立支援担当職員加算分保護単価		
民間施設給与等改善費		(ア)+(イ)+(ウ)+(エ)+(オ)+(カ)+(キ)+(ク)+(ケ)+(コ)+(サ)+(タ)+(チ)+(ツ)+(テ)+(ト) ×別に定める率
社会的養護処遇改善加算		
社会的養護従事者処遇改善加算		
計		
2月分保護単価	㊦+除雪費	

(注) 1 給与改定等により、事務費の保護単価の改定があった場合には、改めて作成すること。



- (注) 1 給与改定等により、事務費の保護単価の改定があった場合には、改めて作成すること。  
 2 単身赴任手当加算費がある場合は適宜、民間施設給与等改善費の上段に単身赴任手当加算分保護単価の項を設けること。  
 3 除雪費及び降灰除去費がある場合は、2月分保護単価に加算し、その旨備考欄に記入すること。  
 4 各月初日現在において2歳児又は3歳以上児が措置されている乳児院については、2歳未満児用、2歳児用及び3歳以上児用に本表を別様に作成し、それぞれ一般分保護単価㉞区分の備考欄に2歳未満児、2歳児、3歳以上児の措置人員を記入すること。  
 5 職員配置の改善を行った場合には、一般分事務費保護単価を施設に対応する配置改善加算分保護単価に置き換えて算定すること。  
6 表に掲げる区分の他、措置費の支弁に必要な項目があれば適宜追加して差し支えない。

- 2 単身赴任手当加算費がある場合は適宜、民間施設給与等改善費の上段に単身赴任手当加算分保護単価の項を設けること。  
 3 除雪費及び降灰除去費がある場合は、2月分保護単価に加算し、その旨備考欄に記入すること。  
 4 各月初日現在において2歳児又は3歳以上児が措置されている乳児院については、2歳未満児用、2歳児用及び3歳以上児用に本表を別様に作成し、それぞれ一般分保護単価㉞区分の備考欄に2歳未満児、2歳児、3歳以上児の措置人員を記入すること。  
 5 職員配置の改善を行った場合には、一般分事務費保護単価を施設に対応する配置改善加算分保護単価に置き換えて算定すること。

② (元号) \_\_\_\_\_ 年度事務単価設定表 ( (元号) \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日設定)

施設名 \_\_\_\_\_  
 地域 \_\_\_\_\_  
 区分 \_\_\_\_\_

設置責任者 \_\_\_\_\_  
 職名・氏名 \_\_\_\_\_

(1) 事務単価 (月額) 設定表

区 分		金 額	備 考
設定単価 (事務単価)	一般分保護単価 ㉞	円	
	里親等支援員加算分事務単価 ㉟		
	心理担当職員加算分保護単価(常勤) ㊱		
	親子関係再構築支援加算分保護単価 ㊲		
	自立支援担当職員加算分保護単価 ㊳		
	市町村連携事業加算分保護単価 ㊴		
	レスパイト・ケア体制構築事業加算分保護単価 ㊵		
	休日・夜間支援体制強化事業加算分保護単価 ㊶		
	こども家庭ソーシャルワーカー取得促進事業加算 _____		
	計 ㊷		

- (注) 1 給与改定等により、事務単価の改定があった場合には、改めて作成すること。  
 2 表に掲げる区分の他、措置費の支弁に必要な項目があれば適宜追加して差し支えない。

別紙(1) - 1 (略)

別紙(1) - 1

児童養護施設等の職員配置の改善に係る家庭的養護推進計画取り組み状況  
及び人材確保状況報告書

(元号) 年度分

項目	取り組み状況
① 家庭的養護推進計画策定状況	有 ・ 無
② 施設の小規模化等に向けた取り組み状況	

- 児童養護施設及び乳児院については、①、②に係る取り組み状況の概要を記載すること。
- ②については、平成24年11月30日付雇児発1130第3号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「児童養護施設等の小規模化及び家庭的養護の推進について」の別添「児童養護施設等の小規模化及び家庭的養護の推進のために」による「8. 小規模化・地域分散化に対応した運営方法」を参考に取り組み状況を記載すること。

各施設における人材確保の状況

職員採用予定時期	新規採用者職種及び人数 (退職者については4月及び10月のみ記入)	職員配置改善状況
(元号)年4月時点		○:○ ⇒ ○:○
(元号)年5月時点		
(元号)年6月時点		
(元号)年7月時点		
(元号)年8月時点		
(元号)年9月時点		
(元号)年10月時点		
(元号)年11月時点		
(元号)年12月時点		
(元号)年1月時点		
(元号)年2月時点		
(元号)年3月時点		

- 事務費保護単価については、4月1日及び10月1日時点における職員の配置状況を確認のうえ設定を行い、単価設定後に新規採用等により職員配置が改善された場合にあっては、保護単価の改定を行うこと。なお、児童自立支援施設及び児童心理治療施設における心理療法担当職員加算についても同様の取扱いとすること。
- 当該報告書については、事務費保護単価設定時(4月及び10月)及び上記1による単価改定時に別紙(1)と併せて提出すること。

(2) 職員の職種別定数及び現員表

職 種 別	定 数	現 員	備 考
何 々	人	人	
〃			
計			

- (注) 1 「定数」欄には、交付要綱の別表3により算定した職種別定数を記載すること。  
 2 「現員」欄には、その施設に勤務するすべての職員について記載することとし、非常勤職員については備考欄にその旨記入すること。

(2) 職員の職種別定数及び現員表

職 種 別	定 数	現 員	備 考
何 々	人	人	
〃			
計			

- (注) 1 「定数」欄には、交付要綱の別表2により算定した職種別定数を記載すること。  
 2 「現員」欄には、その施設に勤務するすべての職員について記載することとし、非常勤職員については備考欄にその旨記入すること。

(略)

(3) 定員認定表 (算式1)

区 分	定 員	在籍延べ日数			
		措置児童数	私的契約児	一時保護委託児	計
	人	日	日	日	日
年度4月					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
1					
2					
3					
計					㊸
定員の認定	認可定員	定員改定の要否			在籍延べ日数
	㊹	{ 要せず (㊹と㊺のいずれか少ない方の数値) 定員改定・暫定定員設定			$[(㊸ \div 30.4 \div 12) \times 1.11]$ ㊻

- (注) 1 母子生活支援施設については、世帯数を記載のこと。  
 2 ㊻欄の数値は、小数点以下第1位の数値により四捨五入すること。なお、「要せず」「定員改定」又は「暫定定員設定」の不用文字はそのいずれかを抹消すること。

(3) 定員認定表 (算式2)

区 分	定 員	在籍延べ日数			
		措置児童等	私的契約児	一時保護委託児	計
	人	日	日	日	日
年度4月					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
1					
2					
3					
計					㉞
年度4月					
5					
-----					
3					
計					㉟
年度4月					
5					
-----					
計					㊱
直近3カ年 計					㊲
定員の認 定	認可定員	定員改定の要否			在籍延べ日数
	㊳	{ 要せず (㊳と㊲のいずれか少ない方の数値) 定員改定・暫定定員設定			$[(㊲ \div 30.4 \div 12 \div 3) \times 1.11]$ ㊴

(注) 1 母子生活支援施設については、世帯数を記載のこと。  
 2 ㊴欄の数値は、小数点以下第1位の数値により四捨五入すること。なお、「要せず」「定員改定」又は「暫定定員設定」の不用文字はそのいずれかを抹消すること。

(3) 定員認定表 (算式3)

区 分	定 員	各月初日在籍児童数			
		措置児童等	私的契約児	一時保護委託児	計
	人	人	人	人	人
年度4月					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
1					
2					
3					
計					㉞
定員の認定	認可定員	定員改定の要否			在籍児童数
	㉠	{ 要せず (㉠と㉡のいずれか少ない方の数値) 定員改定・暫定定員設定			$[(㉞ \div 12) \times 1.11]$ ㉡

- (注) 1 母子生活支援施設については、世帯数を記載のこと。  
 2 ㉡欄の数値は、小数点以下第1位の数値により四捨五入すること。なお、「要せず」「定員改定」又は「暫定定員設定」の不用文字はそのいずれかを抹消すること。

(3) 定員認定表 (算式4)

区 分	定 員	各月初日在籍児童数			
		措置児童等	私的契約児	一時保護委託児	計
	人	人	人	人	人
年度4月					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
1					
2					
3					
計					㊸
年度4月					
5					
-----					
3					
計					㊹
年度4月					
5					
-----					
計					㊺
直近3カ 年計					㊻
定員の認 定	認可定員	定員改定の要否			在籍延べ日数
	㊼	{ 要せず (㊼と㊽のいずれか少ない方の数値) 定員改定・暫定定員設定			$[(㊽ \div 12 \div 3) \times 1.11]$ ㊾

(注) 1 母子生活支援施設については、世帯数を記載のこと。  
 2 ㊾欄の数値は、小数点以下第1位の数値により四捨五入すること。なお、「要せず」「定員改定」又は「暫定定員設定」の不用文字はそのいずれかを抹消すること。

(3) 定員認定表 (算式5)

区 分	定 員	在籍延べ日数			
		措置児童等	私的契約児	一時保護委託児	計
	人	日	日	日	日
年度4月					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
1					
2					
3					
計					㊸
定員の認定	認可定員	定員改定の要否			在籍延べ日数
	㊹	{ 要せず (㊸と㊺のいずれか少ない方の数値) 暫定定員設定			$[(㊸ \div 30.4 \div 12) \times 1.16]$ ㊻

(注) 母子生活支援施設については、世帯数を記載のこと。

上記算式により在籍延べ日数を算定する場合は、以下の①又は②のいずれかの要件を満たしている施設について算定できる。

① 一時保護委託児童の受入体制強化

以下のア及びイのいずれの要件も満たしている施設について算定できる。

ア 前年度の措置児童（実人員）に対する一時保護委託児童数（実人員）の割合が15%以上の施設

	実人員等
前年度の措置児童数【実人員】 (①)	
前年度の一時保護委託児童【実人員】 (②)	
割合 (15% ≧ ② ÷ ①)	



令和5年度

令和4年度

イ 児童相談所から一時保護の要請があった場合に<sup>①</sup>応じる施設

	対応の可否
児童相談所より一時保護委託の要請があった場合、 応じること	

② 里親支援の取組促進

以下のア及びイのいずれの要件も満たしている施設について算定できる。

ア 年間の措置児童のうち里親等へ委託した児童の割合が10%以上の施設

	実人員等
前年度の措置児童数【実人員】 (①)	
前年度の里親又はファミリーホームへ委託した児童数【実人員】 (②)	
割合 (10% ≧ ② ÷ ①)	

イ 里親支援専門相談員を配置又は里親支援機関に指定されている施設

	配置の有無等
里親支援専門相談員の配置の有無	
里親支援機関の指定の有無	

(3) 定員認定表 (算式6)

区 分	定 員	在籍延べ日数			
		措置児童等	私的契約児	一時保護委託児	計
	人	日	日	日	日
年度4月					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
1					
2					
3					
計					㊸
定員の認定	認可定員	定員改定の要否			在籍延べ日数
	㊹	{ 要せず (㊸と㊺のいずれか少ない方の数値) 暫定定員設定			$[(㊸ \div 30.4 \div 12) \times 1.21]$ ㊻

(注) 母子生活支援施設については、世帯数を記載のこと。

上記算式により在籍延べ日数を算定する場合は、以下の①及び②のいずれの要件も満たしている施設について算定できる。

① 一時保護委託児童の受入体制強化

以下のア及びイのいずれの要件も満たしている施設について算定できる。

ア 前年度の措置児童（実人員）に対する一時保護委託児童数（実人員）の割合が15%以上の施設

	実人員等
前年度の措置児童数【実人員】 (①)	
前年度の一時保護委託児童【実人員】 (②)	
割合 (15% ≧ ② ÷ ①)	

イ 児童相談所から一時保護の要請があった場合に<sup>①</sup>応じる施設

	対応の可否
児童相談所より一時保護委託の要請があった場合、 応じること	

② 里親支援の取組促進

以下のア及びイのいずれの要件も満たしている施設について算定できる。

ア 年間の措置児童のうち里親等へ委託した児童の割合が10%以上の施設

	実人員等
前年度の措置児童数【実人員】 (①)	
前年度の里親又はファミリーホームへ委託した児童数【実人員】 (②)	
割合 (10% ≧ ② ÷ ①)	

イ 里親支援専門相談員を配置又は里親支援機関に指定されている施設

	配置の有無等
里親支援専門相談員の配置の有無	
里親支援機関の指定の有無	

(4) 賃借費加算分申請書

区 分	内 容
施 設 の 種 類	
施 設 の 名 称	
賃 借 物 件 の 所 在 地	
賃 借 契 約 期 間	年 月 日～ 年 月 日
1 か 月 あ た り の 賃 借 料	

- (注) 1 本申請は賃貸借契約後、契約書の写し等を添付して提出すること。  
 2 施設の種類は、地域小規模児童養護施設等の別を記載すること。  
 3 同一施設が賃借による地域小規模児童養護施設等の事業を複数実施している場合には、賃借物件ごとにそれぞれ申請すること。

(5) スプリンクラー設置加算分申請書

区 分	内 容
施 設 の 種 類 ㉑	
施 設 の 名 称 ㉒	
スプリンクラー設置年月日 ㉓	年 月 日
民改費基本分の区分 ㉔	
スプリンクラー機種等 ㉕	

- (注) 1 本申請は、スプリンクラーを設置後に行うものとする。  
 2 ㉓欄は、本設備の設置工事が完了した時点を記入することとし、消防法施行規則第31条の3の3項にいう消防機関の検査済証等本設備を設置したことが証明できる書類を添付すること。  
 3 ㉔欄は、該当する区分の階級を記載すること。

別紙(2)

冷暖房費申請書

一般生活費及び冷暖房費申請書

知事(市長) 殿

知事(市長) 殿

児童自立生活援助事業所管理者氏名

自立援助ホーム管理者氏名

標記について、次のとおり申請します。

標記について、次のとおり申請します。

児童自立生活援助事業所名：

自立援助ホーム名：

番号	氏名	該当する条件

番号	氏名	該当する条件

- ※ 該当する条件には以下の該当する番号を記載すること。
- 1 障害等を有しており、就労等が困難で収入がない児童(子どもシェルターに保護されている児童等を含む)。
  - 2 児童養護施設等に入所できない高校生であって就労等による収入がない児童等

- ※ 該当する条件には以下の該当する番号を記載すること。
- 1 障害等を有しており、就労等が困難で収入がない児童(子どもシェルターに保護されている児童等を含む)。
  - 2 児童養護施設等に入所できない高校生であって就労等による収入がない児童等

別紙(3)

資格取得等特別加算費申請書

知事(市長) 殿

施設長(里親) 氏名

標記について、次のとおり申請します。

1. 施設(里親) 名	
2. 対象児童名	
3. 希望する資格又は講座等名称	
4. 資格又は講座等の実施者名	
5. 本申請の対象児童への加算実績の有無	

別紙(4)

(元号) 年度 民間施設給与等改善費計画書

知事(市長) 殿

都道府県等名	
施設等名	
施設等類型	

(1) 職員1人当たりの平均勤続年数算定表

施設の区分	○階級		設定年月日	年 月 日	
			開設年月日	年 月 日	
氏 名	職 種	①現に勤務する施設の勤続年数	②その他の社会福祉施設等の通算勤続年数	③合計 ①+②	その職種の資格 取得年月日
		年 月	年 月	年 月	
合計	① 人			②	
職員1人当たり 平均勤続年数		(算式) ②÷①=③ (6か月以上の端数は1年に切り上げ)		1人当たり平均 ③ 年	

- (注) 1 施設区分欄については、該当する施設の区分の階級を記載すること。  
 2 職員1人当たり平均勤続年数の③欄の算定にあたっては、6か月以上の端数は1年とし、6か月未満の端数は切り捨てるものとし、整数年であること。  
 3 個々の職員の勤続年数の算定にあたっては、年度当初における事務費の保護単価設定の際に行うものとし、各年度4月1日現在により算定すること。  
 4 直接処遇職員のうち、その資格が定められた職員が設定年月日現在において、その資格を有していない場合には、その者の勤続年数の「③合計」欄には、その勤続年数に0.8を乗じた年数を記載すること。  
 5 民間施設給与等改善費加算率のうち人件費加算分については、施設職員の給与改善を目的としたものであり、施設等に対しては、目的に沿った適正な執行をされるよう周知徹底を図られたい。  
 なお、各都道府県の実施する監査時においても、執行が適正なものであるか確認すること。

(2) 民間施設給与等改善費計画書

①	加算見込額	円
②	処遇改善見込総額	円
③	処遇改善を行う給与項目 (該当する項目に○印を付すこと。手当等については、 具体的名称を記載すること。)	基本給、手当( )、賞与(一時金)、その他( )
④	処遇改善実施期間	年 月 ~ 年 月
⑤	処遇改善を行う方法	(留意点) 処遇改善の実施時期や1人当たりの処遇改善見込額を可能な限り 具体的に記載。

上記について、すべての職員に対し、周知をした上で、提出していることを証明いたします。

(元号) 年 月 日  
施設等名  
施設長等名



別紙(5)

(元号) 年度 民間施設給与等改善費実績報告書

知事(市長) 殿

都道府県等名	
施設等名	
施設等類型	

(1) 民間施設給与等改善費実績報告書

①	加算実績額	円
②	処遇改善実績総額	円
③	処遇改善を行った給与項目 (該当する項目に○印を付すこと。手当等については、 具体的名称を記載すること。)	基本給、手当( )、賞与(一時金)、その他( )
④	処遇改善実施期間	年 月 ~ 年 月
⑤	処遇改善を行う方法	(留意点) 処遇改善の実施時期や1人当たりの処遇改善実績額を可能な限り 具体的に記載。

上記について、すべての職員に対し、周知をした上で、提出していることを証明いたします。

(元号) 年 月 日  
施設等名  
施設長等名

別紙(6)

(元号) 年度 社会的養護処遇改善加算計画書

知事(市長) 殿

都道府県等名	
施設等名	
施設等類型	

(1) 処遇改善について

①	加算見込総額( (2) ~ (6) の合計)	円
②	処遇改善見込総額( (2) ~ (7) の合計)	円
③	処遇改善実施期間	年 月 ~ 年 月

(2) 処遇改善加算(Ⅰ)について

①	加算見込額	円
②	処遇改善見込総額	円
③	処遇改善を行う給与項目 (該当する項目に○印を付すこと。手当等については、 具体的名称を記載すること。)	基本給、手当( )、賞与(一時金)、その他( )
④	処遇改善実施期間	年 月 ~ 年 月
⑤	処遇改善を行う方法	(留意点) 当該改善額は見込かつ全体の平均で、法定福利費等の増加額も含み税引 き前であるため、実際の個人の手取り額とは必ずしも一致しない。 なお、加算対象者の職位の名称及び業務内容等については様式1に記載 すること。

(3) 処遇改善加算(Ⅱ)について

①	加算見込額	円
②	処遇改善見込総額	円
③	処遇改善を行う給与項目 (該当する項目に○印を付すこと。手当等については、 具体的名称を記載すること。)	基本給、手当( )、賞与(一時金)、その他( )
④	処遇改善実施期間	年 月 ~ 年 月
⑤	処遇改善を行う方法	(留意点) 当該改善額は見込かつ全体の平均で、法定福利費等の増加額も含み税引 き前であるため、実際の個人の手取り額とは必ずしも一致しない。 なお、加算対象者の職位の名称及び業務内容等については様式1に記載 すること。

(4) 処遇改善加算(Ⅲ)について

①	加算見込額	円
②	処遇改善見込総額	円
③	処遇改善を行う給与項目 (該当する項目に○印を付すこと。手当等については、 具体的名称を記載すること。)	基本給、手当( )、賞与(一時金)、その他( )
④	処遇改善実施期間	年 月 ~ 年 月
⑤	処遇改善を行う方法	(留意点) 当該改善額は見込かつ全体の平均で、法定福利費等の増加額も含み税引 き前であるため、実際の個人の手取り額とは必ずしも一致しない。 なお、加算対象者の職位の名称及び業務内容等については様式1に記載 すること。

(5) 処遇改善加算(Ⅳ)について

①	加算見込額	円
②	処遇改善見込総額	円
③	処遇改善を行う給与項目 (該当する項目に○印を付すこと。手当等については、 具体的名称を記載すること。)	基本給、手当( )、賞与(一時金)、その他( )
④	処遇改善実施期間	年 月 ~ 年 月
⑤	処遇改善を行う方法	(留意点) 当該改善額は見込かつ全体の平均で、法定福利費等の増加額も含み税引 き前であるため、実際の個人の手取り額とは必ずしも一致しない。 なお、加算対象者の職位の名称及び業務内容等については様式1に記載 すること。

令和5年度

令和4年度

(6) 処遇改善加算 (V) について

①	加算見込額	円
②	処遇改善見込総額	円
③	処遇改善を行う給与項目 (該当する項目に○印を付すこと。手当等については、 具体的名称を記載すること。)	基本給、手当 ( )、賞与 (一時金)、その他 ( )
④	処遇改善実施期間	年 月 ~ 年 月
⑤	処遇改善を行う方法	(留意点) 当該改善額は見込かつ全体の平均で、法定福利費等の増加額も含み税引 き前であるため、実際の個人の手取り額とは必ずしも一致しない。 なお、加算対象者の職位の名称及び業務内容等については様式1に記載 すること。

(7) 上記以外の者について

①	加算見込額	円
②	処遇改善見込総額	円
③	処遇改善を行う給与項目 (該当する項目に○印を付すこと。手当等については、 具体的名称を記載すること。)	基本給、手当 ( )、賞与 (一時金)、その他 ( )
④	処遇改善実施期間	年 月 ~ 年 月
⑤	処遇改善を行う方法	(留意点) 当該改善額は見込かつ全体の平均で、法定福利費等の増加額も含み税引 き前であるため、実際の個人の手取り額とは必ずしも一致しない。 なお、加算対象者の職位の名称及び業務内容等については様式1に記載 すること。

上記について、すべての職員に対し、周知をした上で、提出していることを証明いたします。

(元号) 年 月 日  
 施設等名  
 施設長等名

別紙(6)  
様式1(添付書類)

加算対象者内訳書【事業計画】

1. 処遇改善加算(Ⅰ)

番号	氏名	職位の名称	発令年月日	業務内容	加算見込額	処遇改善見込額
					円	円

2. 処遇改善加算(Ⅱ)

番号	氏名	職位の名称	発令年月日	業務内容	研修名(注)	研修終了年月日	加算見込額	処遇改善見込額
							円	円

3. 処遇改善加算(Ⅲ)

番号	氏名	職位の名称	発令年月日	業務内容	研修名(注)	研修終了年月日	加算見込額	処遇改善見込額
							円	円

令和5年度

令和4年度

4. 処遇改善加算 (IV)

番号	氏名	職位の名称	発令年月日	業務内容	研修名 (注)	研修終了 年月日	加算見込額	処遇改善 見込額
							円	円

5. 処遇改善加算 (V)

番号	氏名	職位の名称	発令年月日	業務内容	研修名 (注)	研修終了 年月日	加算見込額	処遇改善 見込額
							円	円

6. 1～5以外の者

番号	氏名	職位の名称	発令年月日	業務内容	研修名 (注)	研修終了 年月日	処遇改善 見込額
							円

加算見込額

処遇改善見込額

注：処遇改善 (II) ～ (IV) については修了している2つの研修を記載すること。  
注：欄が不足する場合は適宜追加すること。

令和5年度

令和4年度

別紙（6）  
様式2（添付書類）

研修修了証明書

1. 処遇改善加算（Ⅱ）

番号	氏名	職位の名称	発令年月日	研修名 (注)	研修内容	研修終了年月日

2. 処遇改善加算（Ⅲ）

番号	氏名	職位の名称	発令年月日	研修名 (注)	研修内容	研修終了年月日

3. 処遇改善加算（Ⅳ）

番号	氏名	職位の名称	発令年月日	研修名 (注)	研修内容	研修終了年月日

4. 処遇改善加算（Ⅴ）

番号	氏名	職位の名称	発令年月日	研修名 (注)	研修内容	研修終了年月日

注：処遇改善（Ⅱ）～（Ⅳ）については修了している2つの研修を記載すること。

注：欄が不足する場合は適宜追加すること。

上記について、すべての職員に対し、周知をした上で、提出していることを証明いたします。

(元号) 年 月 日  
施設等名  
施設長等名

別紙(7)

(元号) 年度 社会的養護処遇改善加算実績報告書  
知事(市長) 殿

都道府県等名	
施設等名	
施設等類型	

(1) 処遇改善実績

①	加算実績総額((2)~(6)の合計)	円
②	処遇改善実施期間	年 月 ~ 年 月
③	処遇改善に要した費用の総額 ( (2) ~ (7) の合計 ) (法定福利費等の事業主負担増加額を含む) (千円未満切り捨て)	円
	ア 処遇改善を行った場合の賃金の総額	円
	イ 基準年度における賃金水準を適用した場合の処遇改善の総額	円
	(再掲) 法定福利費等の事業主負担増加額	円
④	加算実績額と処遇改善に要した費用の総額との差額(①-③) (残額が生じた場合のみ)	円
	支払った給与の項目	基本給、手当( )、賞与(一時金)、その他( )
	具体的な支払い方法	

(2) 処遇改善加算(1)実績

①	加算実績額	円
②	処遇改善実施期間	年 月 ~ 年 月
③	処遇改善に要した費用の総額(法定福利費等の事業主負担増加額を除く) ( (1) ② の期間における総額 )	円
	ア 処遇改善を行った場合の賃金の総額	円
	イ 基準年度における賃金水準を適用した場合の処遇改善の総額	円
④	処遇改善の方法	基本給、手当( )、賞与(一時金)、その他( )
	支払った給与の項目	
	処遇改善の具体的な方法	



(3) 処遇改善加算(Ⅱ)実績

①	加算実績額	円
②	処遇改善実施期間	年 月 ~ 年 月
③	処遇改善に要した費用の総額(法定福利費等の事業主負担増加額を除く) (1)②の期間における総額	円
	ア 処遇改善を行った場合の賃金の総額	円
	イ 基準年度における賃金水準を適用した場合の処遇改善の総額	円
④	処遇改善の方法 支払った給与の項目	基本給、手当( )、賞与(一時金)、その他( )
	処遇改善の具体的な方法	

(4) 処遇改善加算(Ⅲ)実績

①	加算実績額	円
②	処遇改善実施期間	年 月 ~ 年 月
③	処遇改善に要した費用の総額(法定福利費等の事業主負担増加額を除く) (1)②の期間における総額	円
	ア 処遇改善を行った場合の賃金の総額	円
	イ 基準年度における賃金水準を適用した場合の処遇改善の総額	円
④	処遇改善の方法 支払った給与の項目	基本給、手当( )、賞与(一時金)、その他( )
	処遇改善の具体的な方法	

(5) 処遇改善加算(Ⅳ)実績

①	加算実績額	円
②	処遇改善実施期間	年 月 ~ 年 月
③	処遇改善に要した費用の総額(法定福利費等の事業主負担増加額を除く) (1)②の期間における総額	円
	ア 処遇改善を行った場合の賃金の総額	円
	イ 基準年度における賃金水準を適用した場合の処遇改善の総額	円
④	処遇改善の方法 支払った給与の項目	基本給、手当( )、賞与(一時金)、その他( )
	処遇改善の具体的な方法	

(6) 処遇改善加算 (V) 実績

①	加算実績額	円
②	処遇改善実施期間	年 月 ~ 年 月
③	処遇改善に要した費用の総額 (法定福利費等の事業主負担増加額を除く) (1)②の期間における総額	円
	ア 処遇改善を行った場合の賃金の総額	円
	イ 基準年度における賃金水準を適用した場合の処遇改善の総額	円
④	処遇改善の方法 支払った給与の項目	基本給、手当 ( )、賞与 (一時金)、その他 ( )
	処遇改善の具体的な方法	

(7) 上記以外の者

①	加算実績額	円
②	処遇改善実施期間	年 月 ~ 年 月
③	処遇改善に要した費用の総額 (法定福利費等の事業主負担増加額を除く) (1)②の期間における総額	円
	ア 処遇改善を行った場合の賃金の総額	円
	イ 基準年度における賃金水準を適用した場合の処遇改善の総額	円
④	処遇改善の方法 支払った給与の項目	基本給、手当 ( )、賞与 (一時金)、その他 ( )
	処遇改善の具体的な方法	

上記について、すべての職員に対し、周知をした上で、提出していることを証明いたします。

(元号) 年 月 日  
 施設等名  
 施設長等名

別紙(7)  
様式(添付書類)

加算対象者内訳書【実績報告】

1. 処遇改善加算(Ⅰ)

番号	氏名	職位の名称	発令年月日	業務内容	加算額	処遇改善額
					円	円

2. 処遇改善加算(Ⅱ)

番号	氏名	職位の名称	発令年月日	業務内容	研修名 (注1)	研修終了 年月日	加算額	処遇改善額
							円	円

3. 処遇改善加算(Ⅲ)

番号	氏名	職位の名称	発令年月日	業務内容	研修名 (注)	研修終了 年月日	加算額	処遇改善額
							円	円

令和5年度

令和4年度

4. 処遇改善加算 (IV)

番号	氏名	職位の名称	発令年月日	業務内容	研修名 (注)	研修終了 年月日	加算額	処遇改善額
							円	円

5. 処遇改善加算 (V)

番号	氏名	職位の名称	発令年月日	業務内容	研修名 (注)	研修終了 年月日	加算額	処遇改善額
							円	円

6. 1～5以外の者

番号	氏名	職位の名称	発令年月日	業務内容	研修名 (注)	研修終了 年月日	処遇改善額
							円

加算額

処遇改善額

注：処遇改善 (II) ～ (IV) については修了している2つの研修を記載すること。

注：欄が不足する場合は適宜追加すること。

別紙(8)

(元号) 年度 社会的養護従事者処遇改善加算計画書

知事(市長) 殿

都道府県等名	
施設等名	
施設等類型	

①	処遇改善実施期間	年 月 ~ 年 月
②	常勤換算従事者数	4月: 人 5月: 人 6月: 人 7月: 人 8月: 人 9月: 人 10月: 人 11月: 人 12月: 人 1月: 人 2月: 人 3月: 人
③	処遇改善加算額(④+⑤)	円
④	処遇改善見込額	円
	(うち基本給又は決まって毎月支払われる手当分)	( 円)
⑤	処遇改善に伴い増加する法定福利費等の事業主負担分	円
⑥	賃金の水準について、本加算適用前より引下げを行わない。	<input type="checkbox"/> 引き下げを行わない ※引き下げを行っていない場合、チェック(☑)を入れて下さい。

上記について、すべての職員に対し、周知をした上で、提出していることを証明いたします。

(元号) 年 月 日  
 施設等名  
 施設長等名

別紙(9)

(元号) 年度 社会的養護従事者処遇改善加算実績報告書

知事(市長) 殿

都道府県等名	
施設等名	
施設等類型	

①	処遇改善実施期間	年 月 ~ 年 月
②	常勤換算従事者数	4月: 人 5月: 人 6月: 人 7月: 人 8月: 人 9月: 人 10月: 人 11月: 人 12月: 人 1月: 人 2月: 人 3月: 人
③	処遇改善加算額(④+⑤)	円
④	処遇改善見込額	円
	(うち基本給又は決まって毎月支払われる手当分)	( 円)
⑤	処遇改善に伴い増加する法定福利費等の事業主負担分	円
⑥	賃金の水準について、本加算適用前より引下げを行わない。	<input type="checkbox"/> 引き下げを行わない ※引き下げを行っていない場合、チェック(☑)を入れて下さい。

上記について、すべての職員に対し、周知をした上で、提出していることを証明いたします。

(元号) 年 月 日  
 施設等名  
 施設長等名

※ 処遇改善を行うための給与規程の改正等について、改正前後の内容が分かる資料など、必要な書類を添付すること。

別紙(9)  
様式(添付書類)

社会的養護従事者処遇改善加算対象者内訳書【実績報告】

処遇改善内訳(職員別内訳) (元号) 年 月分

No	職員名	職位(職種)の名称	常勤換算値 ※1	処遇改善実績額(月額) ※2		備考
				基本給又は決まって 毎月支払われる手当	その他	
				円	円	円
				円	円	円
				円	円	円
				円	円	円
				円	円	円
				円	円	円
				円	円	円
				円	円	円
				円	円	円
				円	円	円
				円	円	円
				円	円	円
				円	円	円
				円	円	円
				円	円	円
				円	円	円
				円	円	円
				円	円	円
				円	円	円
				円	円	円
				円	円	円
				円	円	円
				円	円	円
				円	円	円
				円	円	円
				円	円	円
				円	円	円
合計				円	円	円

**【記載要領】**  
 ※1 常勤職員は「1.0」、非常勤職員は以下の算式によって得た値を記入すること。  
 (「常勤職員」とは、施設等が定めた勤務時間数(所定労働時間)の全てを勤務している者をいい、「非常勤職員」は常勤職員以外の職員をいう。)  
**【算式】** 1か月の勤務時間数 ÷ 常勤職員の1か月の勤務時間数 = 常勤換算値  
 ※小数点以下第2位四捨五入  
 ※2 法定福利費等の事業主負担額を除く。

施設等名  
施設長等名

別紙(8)

(元号) 年度 子ども家庭ソーシャルワーカー取得促進事業加算計画書

知事(市長) 殿

都道府県等名	
施設等名	
施設等類型	

①	処遇改善実施期間	年 月 ~ 年 月
②	対象となる職員数(常勤換算)数	4月: 人 5月: 人 6月: 人 7月: 人 8月: 人 9月: 人 10月: 人 11月: 人 12月: 人 1月: 人 2月: 人 3月: 人
③	処遇改善加算額(④+⑤)	円
④	処遇改善見込額	円
⑤	処遇改善に伴い増加する法定福利費等の事業主負担分	円
⑥	賃金の水準について、本加算適用前より引下げを行わない。	<input type="checkbox"/> 引き下げを行わない <small>※引き下げを行っていない場合、チェック(☑)を入れて下さい。</small>

上記について、すべての職員に対し、周知をした上で、提出していることを証明いたします。

(元号) 年 月 日  
 施設等名  
 施設長等名



別紙(9)

(元号) 年度 子ども家庭ソーシャルワーカー取得促進事業加算実績報告書

知事(市長) 殿

都道府県等名	
施設等名	
施設等類型	

①	処遇改善実施期間	年 月 ~ 年 月
②	対象となる職員数(常勤換算)数	4月: 人 5月: 人 6月: 人 7月: 人 8月: 人 9月: 人 10月: 人 11月: 人 12月: 人 1月: 人 2月: 人 3月: 人
③	処遇改善加算額(④+⑤)	円
④	処遇改善見込額	円
⑤	処遇改善に伴い増加する法定福利費等の事業主負担分	円
⑥	賃金の水準について、本加算適用前より引下げを行わない。	<input type="checkbox"/> 引き下げを行わない <small>※引き下げを行っていない場合、チェック(☑)を入れて下さい。</small>

上記について、すべての職員に対し、周知をした上で、提出していることを証明いたします。

(元号) 年 月 日  
施設等名  
施設長等名

※ 処遇改善を行うための給与規程の改正等について、改正前後の内容が分かる資料など、必要な書類を添付すること。

別紙(9)  
様式(添付書類)

こども家庭ソーシャルワーカー取得促進事業加算対象者内訳書【実績報告】

処遇改善内訳(職員別内訳)(元号) 年 月分

No	職員名	職位(職種)の名称	常勤換算値 ※1	処遇改善実績額(月額)※2		備考
				基本給又は決まって 毎月支払われる手当	その他	
				円	円	円
				円	円	円
				円	円	円
				円	円	円
				円	円	円
				円	円	円
				円	円	円
				円	円	円
				円	円	円
				円	円	円
				円	円	円
				円	円	円
				円	円	円
				円	円	円
				円	円	円
				円	円	円
				円	円	円
				円	円	円
				円	円	円
				円	円	円
				円	円	円
合計				円	円	円

【記載要領】

※1 常勤職員は「1.0」、非常勤職員は以下の算式によって得た値を記入すること。  
(「常勤職員」とは、施設等が定めた勤務時間数(所定労働時間)の全てを勤務している者をいい、「非常勤職員」は常勤職員以外の職員をいう。)

【算式】 1か月の勤務時間数 ÷ 常勤職員の1か月の勤務時間数 = 常勤換算値

※小数点以下第2位四捨五入

※2 法定福利費等の事業主負担額を除く。

施設等名  
施設長等名

改正後	現行
<p style="text-align: right;"><u>こ支家※※第※号</u> <u>令和※年※月※日</u></p>	<p style="text-align: right;"><u>雇児発0405第11号</u> <u>平成24年4月5日</u></p>
<p>※ 発出するまでの間において、変更が生じる場合がある。</p>	<p>[一部改正]平成27年12月11日 雇児発1211第4号 平成28年6月20日 雇児発0620第16号 平成29年9月1日 子発0901第1号 令和元年5月10日 子発0510第2号 令和4年2月18日 子発0218第8号</p>
<p>各 都道府県知事 指定都市市長 殿 中核市市長 児童相談所設置市市長</p> <p style="text-align: right;"><u>こども家庭庁支援局長</u></p> <p>家庭支援専門相談員、心理療法担当職員、個別対応職員、 職業指導員及び医療的ケアを担当する職員の配置について</p> <p>児童養護施設等に入所している子どもへの支援を担当する職員の配置については、早期の家庭復帰等を支援する体制を強化するとともに、被虐待児等に対する適切な援助体制を確保するため、平成11年度より家庭支援専門相談員（ファミリーソーシャルワーカー）及び心理療法担当職員の配置、平成13年度より個別対応職員の配置、平成20年度より医療的ケアを担当する職員の配置をそれぞれ行うとともに、順次その配置対象施設を拡大し、必要な職員配置の推進を図ってきたところである。</p> <p>今般、児童養護施設等における多様なニーズに応じた個別的なケアを実施するための体制強化について、次に定めるところにより令和6年4月1日から実施することとしたので、その適切かつ効果的な運用を期されたく通知する。</p> <p>なお、この通知の施行に伴い、平成24年4月5日雇児発0405第11号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「家庭支援専門相談員、里親支援専門相談員、心理療法担当職員、個別対応職員、職業指導員及び医療的ケアを担当する職員の配置について」は、廃止する。</p> <p>おって、この通知は地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言である。</p>	<p>各 都道府県知事 指定都市市長 殿 中核市市長 児童相談所設置市市長</p> <p style="text-align: right;">厚生労働省雇用均等・児童家庭局長</p> <p>家庭支援専門相談員、<u>里親支援専門相談員</u>、心理療法担当職員、個別対応職員、職業指導員及び医療的ケアを担当する職員の配置について</p> <p>児童養護施設等の入所児童については、早期の家庭復帰等を支援する体制を強化するとともに、被虐待児童等に対する適切な援助体制を確保するため、平成11年度より家庭支援専門相談員（ファミリーソーシャルワーカー）及び心理療法担当職員の配置を行い、平成13年度より個別対応職員の配置を行い、順次対象施設を拡大するなど、その推進を図ってきたところである。</p> <p>今般、新たに児童養護施設及び乳児院に里親支援専門相談員（里親支援ソーシャルワーカー）を配置し、里親支援の充実を図ることとし、次に定めるところにより平成24年4月1日から実施することとしたので、その適切かつ効果的な運用を期されたく通知する。</p> <p>なお、この通知の施行に伴い、家庭支援専門相談員、心理療法担当職員、職業指導員及び医療的ケアを担当する職員についての既存通知を整理し、平成16年4月28日雇児発第0428005号当職通知「乳児院等における早期家庭復帰等の支援体制の強化について」、平成18年6月27日雇児発第0627002号当職通知「児童養護施設、乳児院及び児童自立支援施設における虐待を受けた子ども等に対する適切な援助体制の確保について」、平成13年8月2日雇児発第508号当職通知「母子生活支援施設における夫等からの暴力を受けた母子及び被虐待児等に対する適切な処遇体制の確保について」、平成17年4月20日雇児発第0420003号当局家庭福祉課長通知「児童養護施設等の職業指導員加算分保護単価の採択方針について」及び平成20年6月12日雇児発第0612014号の4当職通知「児童養護施設における医療的支援体制の強化について」は、廃止する。</p> <p>おって、この通知は地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言である。</p>

改正後	現行
<p>第1 家庭支援専門相談員（ファミリーソーシャルワーカー）</p> <p>1 趣旨 虐待等の家庭環境上の理由により入所等している<u>こども</u>の保護者等に対し、児童相談所との密接な連携のもとに電話、面接等により<u>こども</u>の早期家庭復帰、里親及びファミリーホームへの委託等を可能とするための相談援助等の支援を行う<u>他、退所・委託解除後のこどもに対する継続的な相談援助や里親等委託・養子縁組の促進、地域の子育て家庭への支援などの業務を担う職員を児童養護施設等に配置することにより、入所等しているこども</u>の早期の退所を促進し、親子関係の再構築等を<u>図るとともに、退所・委託解除後のこどもや里親及びファミリーホーム、養子縁組を希望する家庭、地域の子育て家庭への支援の充実を図ることを</u>目的とする。</p> <p>2 配置施設 家庭支援専門相談員を配置する施設は、児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設、児童自立支援施設<u>及び里親支援センター</u>とする。</p> <p>3 資格要件 家庭支援専門相談員は、社会福祉士若しくは精神保健福祉士の資格を有する者、児童養護施設等において<u>こども</u>の養育に5年以上従事した者又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第13条第3項各号のいずれかに該当する者でなければならない。</p> <p>4 家庭支援専門相談員の業務内容 (1) <u>虐待等の家庭環境上の理由により入所等しているこども</u>の早期家庭復帰のための保護者等に対する相談援助業務 ①施設内又は保護者等の居宅訪問による相談援助 ②家庭復帰後における相談援助 (2) 退所・委託解除後の<u>こども</u>に対する継続的な相談援助 (3) 里親<u>及びファミリーホームへの</u>委託の推進のための業務 ① 里親希望家庭への相談援助 ② 里親<u>及びファミリーホームへの</u>委託後における相談援助 ③ 里親の新規開拓 (4) ～ (6) 略  (7) 施設職員への助言等及びケース会議への出席（<u>里親支援センターに配置する場合は、施設職員に加えて、里親及びファミリーホームに従事する者（以下「里親等」という。）への助言等を含む</u>） (8) 、 (9) 略</p> <p>5 加算の要件 <u>家庭支援専門相談員は以下のとおり加配を行うことができる。</u></p>	<p>第1 家庭支援専門相談員（ファミリーソーシャルワーカー）</p> <p>1 趣旨 虐待等の家庭環境上の理由により入所している<u>児童</u>の保護者等に対し、児童相談所との密接な連携のもとに電話、面接等により<u>児童</u>の早期家庭復帰、里親委託等を可能とするための相談援助等の支援を行い、<u>入所児童</u>の早期の退所を促進し、親子関係の再構築等が<u>図られること</u>を目的とする。</p> <p>2 配置施設 家庭支援専門相談員を配置する施設は、児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設及び児童自立支援施設とする。</p> <p>3 資格要件 家庭支援専門相談員は、社会福祉士若しくは精神保健福祉士の資格を有する者、児童養護施設等において<u>児童</u>の養育に5年以上従事した者又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第13条第3項各号のいずれかに該当する者でなければならない。</p> <p>4 家庭支援専門相談員の業務内容 (1) <u>対象児童</u>の早期家庭復帰のための保護者等に対する相談援助業務 ① 保護者等への施設内又は保護者宅訪問による相談援助 ② 保護者等への家庭復帰後における相談援助 (2) 退所後の<u>児童</u>に対する継続的な相談援助 (3) 里親委託の推進のための業務 ① 里親希望家庭への相談援助 ② 里親への委託後における相談援助 ③ 里親の新規開拓 (4) 養子縁組の推進のための業務 ① 養子縁組を希望する家庭への相談援助等 ② 養子縁組の成立後における相談援助等 (5) 地域の子育て家庭に対する育児不安の解消のための相談援助 (6) 要保護児童の状況の把握や情報交換を行うための協議会への参画 (7) 施設職員への指導・助言及びケース会議への出席  (8) 児童相談所等関係機関との連絡・調整 (9) その他業務の遂行に必要な業務</p>

改正後	現行
<p><u>(1) 児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設及び児童自立支援施設で実施する場合</u> 次に掲げる要件の一方に該当する場合は1人を、両方の要件に該当する場合は2人の家庭支援専門相談員を加配できること。 ①定員30人以上の施設 ②地域の要支援家庭等に対して訪問支援等を行う施設</p> <p><u>(2) 里親支援センターで実施する場合</u> <u>次に掲げる①及び②の要件を満たす場合は里親支援センター（Ⅰ）の単価を、②の要件のみ満たす場合は里親支援センター（Ⅱ）の単価を加算できること。</u> <u>①支援対象の里子及びファミリーホームに委託されているこども（以下「里子等」という。）の実親支援を実施した延べ日数が年間240日以上</u> <u>②支援対象の里子等の実親支援を実施した延べ日数が年間120日以上</u></p> <p>6 留意事項 (1) 施設長は、<u>こども</u>の措置を行った児童相談所と密接な連携を図り、その助言に基づいて、家庭支援専門相談員をして具体的な家庭復帰、親子関係再構築等の支援を行わせるよう努めること。 (2) 施設長は、家庭復帰等が見込まれる<u>こども</u>を把握し、家庭復帰等に向けた計画を作成し、それに基づき、家庭支援専門相談員をして支援を行うこと。 (3) 略</p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(4) 地域の要支援家庭や施設から家庭に復帰したこども</u>がいる家庭等を巡回して訪問支援等を行う場合には、以下に留意すること。 ①支援対象者の把握については、児童相談所や要保護児童対策地域協議会等と連携して対応すること。 ②支援に当たっては、施設の心理療法担当職員、里親支援専門相談員、自立支援担当職員等と連携して対応すること。 ③年間を通しておおむね10世帯程度の地域の要支援家庭等に対して支援するように努めること。</p> <p><u>(削除)</u></p>	<p>5 留意事項 (1) 施設長は、<u>対象</u>児童の措置を行った児童相談所と密接な連携を図り、その助言に基づいて、家庭支援専門相談員をして具体的な家庭復帰、親子関係再構築等の支援を行わせるよう努めること。 (2) 施設長は、家庭復帰等が見込まれる<u>対象</u>児童を把握し、家庭復帰等に向けた計画を作成し、それに基づき、家庭支援専門相談員をして支援を行うこと。 (3) 家庭支援専門相談員は、支援を行った内容について記録を備えるとともに、施設長はその評価を行うこと。</p> <p><u>(4) 次に掲げる要件の一方に該当する場合は1人を、両方の要件に該当する場合は2人の家庭支援専門相談員を加配できること。</u> <u>①定員30人以上の施設</u> <u>②地域の要支援家庭等に対して訪問支援等を行う施設</u></p> <p>(5) 地域の要支援家庭や施設から家庭に復帰した<u>児童</u>がいる家庭等を巡回して訪問支援等を行う場合には、以下に留意すること。 ①支援対象者の把握については、児童相談所や要保護児童対策地域協議会等と連携して対応すること。 ②支援に当たっては、施設の心理療法担当職員、里親支援専門相談員、自立支援担当職員等と連携して対応すること。 ③年間を通しておおむね10世帯程度の地域の要支援家庭等に対して支援するように努めること。</p> <p><u>第2 里親支援専門相談員（里親支援ソーシャルワーカー）</u> <u>1 趣旨</u> <u>児童養護施設及び乳児院に地域の里親及びファミリーホームを支援する拠点としての機能をもたせ、児童相談所の里親担当職員、里親委託等推進員、里親会等と連携して、(a)所属施設の入所児童の里親委託の推進、(b)退所児童のアフターケアとしての里親支援、(c)所属施設からの退所児童以外を含めた地域支援としての里親支援を行い、里親委託の推進及び里親支援の充実を図ることを目的とする。</u></p>

改正後	現行
	<p><u>2 配置施設</u>  <u>里親支援専門相談員を配置する施設は、里親支援を行う児童養護施設及び乳児院とする。</u></p> <p><u>3 資格要件</u>  <u>里親支援専門相談員は、社会福祉士若しくは精神保健福祉士の資格を有する者、児童福祉法第13条第3項各号のいずれかに該当する者又は児童養護施設等（里親を含む。）において児童の養育に5年以上従事した者であって、里親制度への理解及びソーシャルワークの視点を有するものでなければならない。</u></p> <p><u>4 里親支援専門相談員の業務内容</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li><u>(1) 里親の新規開拓</u></li> <li><u>(2) 里親候補者の週末里親等の調整</u></li> <li><u>(3) 里親への研修</u></li> <li><u>(4) 里親委託の推進</u></li> <li><u>(5) 里親家庭への訪問及び電話相談</u></li> <li><u>(6) レスパイト・ケアの調整</u></li> <li><u>(7) 里親サロンの運営</u></li> <li><u>(8) 里親会の活動への参加勧奨及び活動支援</u></li> <li><u>(9) アフターケアとしての相談</u></li> </ul> <p><u>5 施設の指定等</u>  <u>里親支援専門相談員を配置して里親支援を行おうとする施設は、都道府県知事、指定都市又は児童相談所設置市市長（以下「都道府県知事等」という。）が定める期間内に都道府県知事等へ申請を行い、次に定めるところにより都道府県知事等が年度ごとに指定するものとする。</u>  <u>なお、都道府県、指定都市又は児童相談所設置市（以下「都道府県等」という。）の民生主管部（局）長は、当該年度の4月末日までに別紙様式1により、この指定の結果を、また、実施状況については、翌年度4月末日までに別紙様式2により、当局家庭福祉課長まで報告すること。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li><u>(1) 児童福祉法第45条第1項の規定により都道府県等が条例で定める最低基準が遵守されており、かつ、施設の運営が適正に行われている場合に限ること。</u></li> <li><u>(2) 次の要件に該当する里親委託の推進に向けて意欲的に取り組む自治体においては、</u>  <u>1 施設当たり里親支援専門相談員を2人配置できること。</u>  <u>① 「「里親委託・施設地域分散化等加速化プラン」の実施方針について（令和3年2月4日子家発0204第1号）」に基づく里親委託加速化プランに採択された自治体</u></li> <li><u>(3) 指定する施設については、平成20年4月1日雇児発0401011号当職通知「里支援機関事業の実施について」に基づき、あわせて里親支援機関に指定することが望ましい。</u></li> </ul> <p><u>6 留意事項</u>  <u>(1) 里親支援専門相談員は、児童と里親の側に立って里親委託の推進と里親支援を行う</u></p>

改正後	現行
<p>第2 心理療法担当職員</p> <p>1 趣旨 虐待等による心的外傷等のため心理療法を必要とする <u>こども</u> 及び夫等からの暴力等による心的外傷等のため心理療法を必要とする母子 (<u>以下、第2において「対象こども等」という</u>) に、遊戯療法、カウンセリング等の心理療法を実施し、心理的な困難を改善し、安心感・安全感の再形成及び人間関係の修正等を図ることにより、対象 <u>こども</u> 等の自立を支援することを目的とする。</p> <p>2 配置施設 心理療法担当職員を配置する施設は、次の施設とする。 (1) 児童養護施設にあつては、心理療法を行う必要があると認められる <u>こども 10</u> 人以上に心理療法を行う施設又は地域の里親、ファミリーホーム、<u>児童自立生活援助事業所</u> 等に対して定期的に巡回して心理療法を行う施設 (2) 児童自立支援施設にあつては、心理療法を行う必要があると認められる <u>こども 10</u> 人以上に心理療法を行う施設又は地域の里親、ファミリーホーム、<u>児童自立生活援助事業所</u> 等に対して定期的に巡回して心理療法を行う施設又は定員 <u>10</u> 人以上につき 1 人心理療法担当職員を配置する施設 (3) 乳児院にあつては、心理療法を行う必要があると認められる乳幼児又はその保護者 <u>10</u> 人以上に心理療法を行う施設又は地域の里親、ファミリーホーム、<u>児童自立生活援助事業所</u> 等に対して定期的に巡回して心理療法を行う施設 (4) 略 (5) 母子生活支援施設にあつては、心理療法を行う必要があると認められる母又は子 <u>10</u> 人以上に心理療法を行う施設又は地域の里親、ファミリーホーム、<u>児童自立生活援助事業所</u> 等に対して定期的に巡回して心理療法を行う施設 <u>(6) 里親支援センターにあつては、心理療法を行う必要があると認められる里子等 10 人以上に心理療法を行う施設。心理療法を行う里子等が 10 人以上の場合 1 人、20 人以上の場合は 2 人を配置することができる。</u></p> <p>3 資格要件 心理療法担当職員は、次の資格要件を満たす者でなければならない。 (1) 乳児院、児童養護施設、母子生活支援施設 <u>又は里親支援センター</u> に配置する場合 学校教育法 (昭和 <u>22</u> 年法律第 <u>26</u> 号) の規定による大学 (短期大学を除く。) <u>若しくはは大学院</u> において、心理学を専修する学科、<u>研究科</u> 若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であつて、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者 (2) 児童自立支援施設に配置する場合</p>	<p><u>専任の職員とし、施設の直接処遇職員の勤務ローテーションに入らないこと。</u> <u>(2) 里親支援専門相談員は、必要に応じて、施設の所在する都道府県等の所管区域を越えて里親支援を行うことができる。</u></p> <p>第3 心理療法担当職員</p> <p>1 趣旨 虐待等による心的外傷等のため心理療法を必要とする <u>児童</u> 及び夫等からの暴力等による心的外傷等のため心理療法を必要とする母子に、遊戯療法、カウンセリング等の心理療法を実施し、心理的な困難を改善し、安心感・安全感の再形成及び人間関係の修正等を図ることにより、対象 <u>児童</u> 等の自立を支援することを目的とする。</p> <p>2 配置施設 心理療法担当職員を配置する施設は、次の施設とする。 (1) 児童養護施設にあつては、心理療法を行う必要があると認められる <u>児童 10</u> 人以上に心理療法を行う施設又は地域の里親、ファミリーホーム、<u>自立援助ホーム</u> 等に対して定期的に巡回して心理療法を行う施設 (2) 児童自立支援施設にあつては、心理療法を行う必要があると認められる <u>児童 10</u> 人以上に心理療法を行う施設又は地域の里親、ファミリーホーム、<u>自立援助ホーム</u> 等に対して定期的に巡回して心理療法を行う施設若しくは定員 <u>10</u> 人以上につき 1 人心理療法担当職員を配置する施設 (3) 乳児院にあつては、心理療法を行う必要があると認められる乳幼児又はその保護者 <u>10</u> 人以上に心理療法を行う施設又は地域の里親、ファミリーホーム、<u>自立援助ホーム</u> 等に対して定期的に巡回して心理療法を行う施設 (4) 児童心理治療施設にあつては、定員 9 人につき 1 人、定員 8 人につき 1 人又は定員 7 人につき 1 人心理療法担当職員を配置する施設 (5) 母子生活支援施設にあつては、心理療法を行う必要があると認められる母又は子 <u>10</u> 人以上に心理療法を行う施設又は地域の里親、ファミリーホーム、<u>自立援助ホーム</u> 等に対して定期的に巡回して心理療法を行う施設 <u>(新設)</u></p> <p>3 資格要件 心理療法担当職員は、次の資格要件を満たす者でなければならない。 (1) 乳児院、児童養護施設 <u>又は</u> 母子生活支援施設に配置する場合 学校教育法 (昭和 <u>22</u> 年法律第 <u>26</u> 号) の規定による大学 (短期大学を除く。) において、心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であつて、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者 (2) 児童自立支援施設に配置する場合</p>

改正後	現行
<p>児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第80条第4項の規定によるものとする</p> <p>(3) 児童心理治療施設に配置する場合 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第73条第3項の規定によるものとする</p> <p>4 心理療法担当職員の業務内容</p> <p>(1) <u>対象子ども等</u>に対する心理療法</p> <p>(2) <u>対象子ども等</u>に対する生活場面面接</p> <p>(3) <u>施設職員への助言等(里親支援センターに配置する場合は、施設職員に加えて、里親等への助言等を含む)</u></p> <p>(4)、(5) 略</p> <p><u>5 加配等の要件</u></p> <p>(1) <u>心理療法担当職員は、常勤職員であることが原則であるが、当面、常勤的非常勤職員(1日6時間以上かつ月20日以上勤務する非常勤職員、複数の非常勤職員により左記の時間数等を満たす場合を含む。)及び非常勤職員でも可とする。</u>  <u>なお、児童自立支援施設において、定員10人以上につき1人心理療法担当職員を配置する場合及び児童心理治療施設において、定員9人につき1人、定員8人につき1人又は定員7人につき1人心理療法担当職員を配置する場合には常勤職員とする。</u></p> <p>(2) <u>次に掲げる要件の一方に該当する場合は1人を、両方の要件に該当する場合は2人の心理療法担当職員を加配することができる。(定員10人以上につき1人心理療法担当職員を配置する児童自立支援施設、児童心理治療施設及び里親支援センターを除く)</u></p> <p><u>①対象子ども等10人以上に心理療法を行う施設</u></p> <p><u>②地域の里親、ファミリーホーム、児童自立生活援助事業所等に対して定期的に巡回して心理療法を行う施設</u></p> <p>(3) <u>地域の里親、ファミリーホーム、児童自立生活援助事業所等に対して定期的に巡回して、心理療法等を行う場合には、以下に留意すること。</u></p> <p><u>①対象子ども等の把握については、児童相談所や地域の里親支援機関等と連携して対応すること。</u></p> <p><u>②支援に当たっては、施設の心理療法担当職員、里親支援専門相談員、自立支援担当職員等と連携して対応すること。</u></p> <p><u>③施設の心理療法室や設備を使用することが有効である場合には、訪問による支援だけでなく、施設内で支援を行うことも可能であること。</u></p> <p><u>④必要に応じて、地域の要支援家庭を訪問等して支援を行うことも可能とすること。</u></p> <p><u>⑤加算分保護単価は、その取組に応じて、以下のいずれかを適用すること。</u></p> <p><u>ア地域の対象子ども等10人以上に支援を行う場合 常勤職員単価</u></p> <p><u>イ地域の対象子ども等5人以上10人未満に支援を行う場合 常勤的非常勤職員単価</u></p> <p><u>6 留意事項</u></p> <p>(1) 施設長は、心理療法の実施に当たっては、<u>子ども等</u>の自立支援計画に明確に位置付け、それに基づき行うものとする。</p>	<p>児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第80条第4項の規定によるものとする</p> <p>(3) 児童心理治療施設に配置する場合 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第73条第3項の規定によるものとする</p> <p>4 心理療法担当職員の業務内容</p> <p>(1) <u>対象児童等</u>に対する心理療法</p> <p>(2) <u>対象児童等</u>に対する生活場面面接</p> <p>(3) 施設職員への助言及び指導</p> <p>(4) ケース会議への出席</p> <p>(5) その他</p> <p><u>(新規)</u></p> <p><u>5 留意事項</u></p> <p>(1) 施設長は、心理療法の実施に当たっては、<u>児童等</u>の自立支援計画に明確に位置付け、それに基づき行うものとする。</p>



改正後	現行
<p>(2) 施設長は、<u>子ども</u>の措置を行った児童相談所又は母子の保護を行った福祉事務所と密接に連携し、その指導・助言に基づいて心理療法等を行うよう努める。なお、心理療法の実施については、精神科の嘱託医等の意見を聴くことが望ましい。</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>(3) 心理療法等は、年間を通しておおむね週5日程度実施する。なお、母子生活支援施設においては、母子の就労等の関係から休日・夜間における実施にも配慮すること。</p> <p>(4) 心理療法等を行うための部屋（専用室が望ましい）及び必要な設備を有すること。</p> <p>(5) 乳児院、児童養護施設及び里親支援センターの心理療法担当職員は、対象となる<u>子ども</u>の保護者等に対して、定期的な助言・援助を行うため、児童相談所等と連携を<u>図り</u>ながら、積極的な家庭等への訪問指導を行うものとする。</p> <p>(6) 必要に応じて、退所後の訪問指導を行うなど配慮すること。</p> <p>(7) 心理療法担当職員は、人材育成を行いにくい職種であることから、心理学を修めた者を児童指導員や個別対応職員などとしても採用するなどにより、人材育成を図ることができる。</p> <p><u>(削除)</u></p>	<p>(2) 施設長は、<u>児童</u>の措置を行った児童相談所又は母子の保護を行った福祉事務所と密接に連携し、その指導・助言に基づいて心理療法等を行うよう努める。なお、心理療法の実施については、精神科の嘱託医等の意見を聴くことが望ましい。</p> <p><u>(3) 心理療法担当職員は、常勤職員であることが原則であるが、当面、常勤的非常勤職員（1日6時間以上かつ月20日以上勤務する非常勤職員、複数の非常勤職員により左記の時間数等を満たす場合を含む。）及び非常勤職員でも可とする。</u></p> <p><u>なお、児童自立支援施設において、定員10人以上につき1人心理療法担当職員を配置する場合及び児童心理治療施設において、定員9人につき1人、定員8人につき1人又は定員7人につき1人心理療法担当職員を配置する場合には常勤職員とする。</u></p> <p>(4) 心理療法等は、年間を通しておおむね週5日程度実施する。なお、母子生活支援施設においては、母子の就労等の関係から休日・夜間における実施にも配慮すること。</p> <p>(5) 心理療法等を行うための部屋（専用室が望ましい）及び必要な設備を有すること。</p> <p>(6) 乳児院及び児童養護施設の心理療法担当職員は、対象となる子どもの保護者等に対して、定期的な助言・援助を行うため、児童相談所等と連携を<u>はかり</u>ながら、積極的な家庭への訪問指導を行うものとする。</p> <p>(7) 必要に応じて、退所後の訪問指導を行うなど配慮すること。</p> <p>(8) 心理療法担当職員は、人材育成を行いにくい職種であることから、心理学を修めた者を児童指導員や個別対応職員などとしても採用するなどにより、人材育成を図ることができる。</p> <p><u>(9) 次に掲げる要件の一方に該当する場合は1人を、両方の要件に該当する場合は2人の心理療法担当職員を加配することができる。（定員10人以上につき1人心理療法担当職員を配置する児童自立支援施設及び児童心理治療施設を除く）</u></p> <p><u>①心理療法を行う必要があると認められる児童等10人以上に心理療法を行う施設</u></p> <p><u>②地域の里親、ファミリーホーム、自立援助ホーム等に対して定期的に巡回して心理療法を行う施設</u></p> <p><u>(10) 地域の里親、ファミリーホーム、自立援助ホーム等に対して定期的に巡回して、心理療法等を行う場合には、以下に留意すること。</u></p> <p><u>①支援対象者の把握については、児童相談所や地域の里親支援機関等と連携して対応すること。</u></p> <p><u>②支援に当たっては、施設の心理療法担当職員、里親支援専門相談員、自立支援担当職員等と連携して対応すること。</u></p> <p><u>③施設の心理療法室や設備を使用することが有効である場合には、訪問による支援だけでなく、施設内で支援を行うことも可能であること。</u></p> <p><u>④必要に応じて、地域の要支援家庭を訪問等して支援を行うことも可能とすること。</u></p> <p><u>⑤加算分保護単価は、その取組に応じて、以下のいずれかを適用すること。</u></p> <p><u>ア地域の対象児童10人以上に支援を行う場合 常勤職員単価</u></p> <p><u>イ地域の対象児童5人以上10人未満に支援を行う場合 常勤的非常勤職員単価</u></p>
<p>第<u>3</u> 個別対応職員</p> <p>1 趣旨</p> <p>虐待を受けた<u>子ども</u>の施設入所等の増加に対応するため、被虐待児等の個別の対応が必要</p>	<p>第<u>4</u> 個別対応職員</p> <p>1 趣旨</p> <p>虐待を受けた<u>児童等</u>の施設入所の増加に対応するため、被虐待児等の個別の対応が必要</p>

改正後	現行
<p>要な<u>子ども</u>への1対1の対応、保護者への援助等を行う職員を配置し、虐待を受けた<u>子ども</u>への対応の充実を図ることを目的とする。</p> <p>2 配置施設 個別対応職員を配置する施設は、児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設、<u>児童自立生活援助事業所（児童福祉法施行規則第36条の4の2第1号に規定する児童自立生活援助事業所I型に限る。以下同じ。）及びファミリーホーム</u>とする。</p> <p>3 個別対応職員の業務内容 (1) 虐待を受けた経験のある<u>子ども</u>等特に個別の対応が必要とされる<u>子ども</u>への個別面接 (2) 当該<u>子ども</u>への生活場面での1対1の対応 (3) 当該<u>子ども</u>の保護者への援助 (4) その他</p> <p><u>4 施設の指定等</u> (1) <u>個別対応職員を配置しようとする児童自立生活援助事業所及びファミリーホームは、都道府県知事等が定める期間内に別紙様式1により、都道府県知事等へ申請を行い、次に定めるところにより都道府県知事等が年度ごとに配置施設を指定するものとする。</u> (2) <u>児童自立生活援助事業所及びファミリーホームに個別対応職員を配置する場合の保護単価は、虐待を受けた子ども等、特に個別の対応が必要であると都道府県知事等が認めた子どもが3人以上の場合は加算（Ⅰ）、1人又は2人の場合は加算（Ⅱ）の保護単価を用いること。</u></p> <p>第4 職業指導員</p> <p>1 趣旨 勤労の基礎的な能力及び態度を育て、<u>子ども</u>がその適性、能力等に応じた職業選択を行うことができるよう、適切な相談、助言、情報の提供、実習、講習等の支援により職業指導を行うとともに、就労及び自立を支援することを目的とする。</p> <p>2 配置施設（略）</p> <p>3 職業指導員の業務内容 (1) <u>子ども</u>の職業選択のための相談、助言、情報の提供等 (2) 実習、講習等による職業指導 (3) 入所<u>している子ども</u>の就職の支援 (4) 退所<u>した子ども</u>のアフターケアとしての就労及び自立に関する相談援助</p> <p>4 施設の指定等 職業指導員を配置して職業指導を行おうとする施設は、都道府県知事等が定める期間内に都道府県知事等へ申請を行い、次に定めるところにより都道府県知事等が年度ごとに指</p>	<p>な<u>児童</u>への1対1の対応、保護者への援助等を行う職員を配置し、虐待を受けた<u>児童等</u>への対応の充実を図ることを目的とする。</p> <p>2 配置施設 個別対応職員を配置する施設は、児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設、児童自立支援施設<u>及び</u>母子生活支援施設とする。</p> <p>3 個別対応職員の業務内容 (1) <u>被虐待児童</u>等特に個別の対応が必要とされる<u>児童</u>への個別面接 (2) 当該<u>児童</u>への生活場面での1対1の対応 (3) 当該<u>児童</u>の保護者への援助 (4) その他</p> <p><u>(新規)</u></p> <p>第5 職業指導員</p> <p>1 趣旨 勤労の基礎的な能力及び態度を育て、<u>児童</u>がその適性、能力等に応じた職業選択を行うことができるよう、適切な相談、助言、情報の提供、実習、講習等の支援により職業指導を行うとともに、就労及び自立を支援することを目的とする。</p> <p>2 配置施設 職業指導員を配置する施設は、実習設備を設けて職業指導を行う児童養護施設又は児童自立支援施設とする。</p> <p>3 職業指導員の業務内容 (1) <u>児童</u>の職業選択のための相談、助言、情報の提供等 (2) 実習、講習等による職業指導 (3) 入所<u>児童</u>の就職の支援 (4) 退所<u>児童</u>のアフターケアとしての就労及び自立に関する相談援助</p> <p>4 施設の指定等 職業指導員を配置して職業指導を行おうとする施設は、都道府県知事等が定める期間内に都道府県知事等へ申請を行い、次に定めるところにより都道府県知事等が年度ごとに指</p>

改正後	現行
<p>定するものとする。また、職業指導員の活動状況及び成果については、別紙様式2により、翌年度4月末日までに、当局家庭福祉課長まで報告すること。</p> <p>なお、職業指導員は<u>支援を行った子ども</u>の就職に結びつくよう、十分にその指導を行い得る者を配置すること。</p> <p>(1) 1か所の施設について職業指導員の加算は1人分とすること。</p> <p>(2) 指導のための準備を含めた職業指導に係る総活動時間が概ね法人で規定する常勤職員の勤務時間数を下回らないこと。</p> <p>(3) 職業指導等の対象<u>となる子ども</u>が概ね10人を下回らないこと。</p> <p>(4) 指導内容が学校教育における指導か塾等に通うことで得るもの（英会話、パソコンの資格取得、調理業務等）でないこと。</p> <p>(5) 職業指導員は職業指導を行う専任の職員とし、施設の直接処遇の勤務ローテーションに入らないこと。</p> <p><u>(6) 自立支援担当職員加算を算定している場合は、本加算は算定できない。</u></p> <p>第5 医療的ケアを担当する職員</p> <p>1 趣旨</p> <p>被虐待児や障害児等継続的な服薬管理などの医療的ケア及び健康管理（以下「医療的ケア」という。）を必要とする<u>子ども（以下「医療的ケア児」という。）</u>に対し、日常生活上の観察や体調把握、緊急時の対応などを行い医療的支援体制の強化を図ることを目的とする。</p> <p>2 配置施設</p> <p>医療的ケアを担当する職員を配置する施設は、<u>医療的ケア児</u>が15人以上入所している児童養護施設とする。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 医療的ケアを担当する職員等の業務内容</p> <p>(1) <u>医療的ケア児</u>の医療的ケア及び緊急時における対応等</p> <p>(2) 医師又は嘱託医との連携</p> <p>(3) 常備薬の管理及び与薬</p> <p>(4) 病欠児及び早退児の観察</p> <p>(5) <u>入所している子ども</u>の健康管理及び身体発達上の相談への対応</p> <p>(6) <u>医療的ケア児</u>の医療機関への受診及び行事への付添</p> <p>(7) <u>入所している子ども</u>の健康上の相談への対応</p> <p>(8) 感染予防</p> <p>(9) 緊急時における医療機関との連絡調整</p> <p>(10) その他医療的ケアのために必要な業務</p> <p>5 施設の指定等</p> <p>医療的ケアを担当する職員を配置して医療的支援体制の強化を行おうとする施設は、都道府県知事等が定める期間内に都道府県知事等へ申請を行い、次に定めるところにより都道府県知事等が年度ごとに指定するものとする。</p> <p>なお、都道府県等の民生主管部（局）長は、当該年度の4月末日までに別紙様式3により、当局家庭福祉課長まで報告すること。</p>	<p>定するものとする。また、職業指導員の活動状況及び成果については、別紙様式3により、翌年度4月末日までに、当局家庭福祉課長まで報告すること。</p> <p>なお、職業指導員は<u>対象児童</u>の就職に結びつくよう、十分にその指導を行い得る者を配置すること。</p> <p>(1) 1か所の施設について職業指導員の加算は1人分とすること。</p> <p>(2) 指導のための準備を含めた職業指導に係る総活動時間が概ね法人で規定する常勤職員の勤務時間数を下回らないこと。</p> <p>(3) 職業指導等の対象<u>児童</u>が概ね10人を下回らないこと。</p> <p>(4) 指導内容が学校教育における指導か塾等に通うことで得るもの（英会話、パソコンの資格取得、調理業務等）でないこと。</p> <p>(5) 職業指導員は職業指導を行う専任の職員とし、施設の直接処遇の勤務ローテーションに入らないこと。</p> <p><u>(新規)</u></p> <p>第6 医療的ケアを担当する職員</p> <p>1 趣旨</p> <p>被虐待児や障害児等継続的な服薬管理などの医療的ケア及び健康管理（以下「医療的ケア」という。）を必要とする<u>児童</u>に対し、日常生活上の観察や体調把握、緊急時の対応などを行い医療的支援体制の強化を図ることを目的とする。</p> <p>2 配置施設</p> <p>医療的ケアを担当する職員を配置する施設は、<u>医療的ケアを必要とする児童</u>が15人以上入所している児童養護施設とする。</p> <p>3 資格要件</p> <p>医療的ケアを担当する職員は、看護師とする。</p> <p>4 医療的ケアを担当する職員等の業務内容</p> <p>(1) 対象<u>児童</u>の医療的ケア及び緊急時における対応等</p> <p>(2) 医師又は嘱託医との連携</p> <p>(3) 常備薬の管理及び与薬</p> <p>(4) 病欠児及び早退児の観察</p> <p>(5) <u>入所者</u>の健康管理及び身体発達上の相談への対応</p> <p>(6) 対象<u>児童</u>の医療機関への受診及び行事への付添</p> <p>(7) <u>入所者</u>の健康上の相談への対応</p> <p>(8) 感染予防</p> <p>(9) 緊急時における医療機関との連絡調整</p> <p>(10) その他医療的ケアのために必要な業務</p> <p>5 施設の指定等</p> <p>医療的ケアを担当する職員を配置して医療的支援体制の強化を行おうとする施設は、都道府県知事等が定める期間内に都道府県知事等へ申請を行い、次に定めるところにより都道府県知事等が年度ごとに指定するものとする。</p> <p>なお、都道府県等の民生主管部（局）長は、当該年度の4月末日までに別紙様式4により、当局家庭福祉課長まで報告すること。</p>

改正後	現行
<p>(1) 児童福祉法第 <u>45</u> 条第 1 項の規定により都道府県等が条例で定める最低基準が遵守されており、かつ、施設の運営が適正に行われている場合に限ること。</p> <p>(2) 医療的ケアが必要と都道府県知事等が認めた <u>医療的ケア児</u> が <u>15</u> 人以上入所している場合に限ること。</p> <p>(3) 1 か所の施設について医療的ケアを担当する職員の加算は 1 人分とすること。</p> <p>6 留意事項</p> <p>医療的ケアを担当する職員を配置する施設の長は、児童の日常の健康を把握するとともに、対象児童のケアについて、医療的ケアを担当する職員をして適切な支援が行われるよう努めること。</p> <p><u>第 6</u> 経費</p> <p>この通知に基づく職員の配置に要する経費については、<u>令和 5 年 5 月 10 日こ支家第 47 号</u> <u>子ども家庭庁長官通知</u>「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について」によるものとする。</p>	<p>(1) 児童福祉法第 <u>45</u> 条第 1 項の規定により都道府県等が条例で定める最低基準が遵守されており、かつ、施設の運営が適正に行われている場合に限ること。</p> <p>(2) 医療的ケアが必要と都道府県知事等が認めた対象 <u>児童</u> が <u>15</u> 人以上入所している場合に限ること。</p> <p>(3) 1 か所の施設について医療的ケアを担当する職員の加算は 1 人分とすること。</p> <p>6 留意事項</p> <p>医療的ケアを担当する職員を配置する施設の長は、児童の日常の健康を把握するとともに、対象児童のケアについて、医療的ケアを担当する職員をして適切な支援が行われるよう努めること。</p> <p><u>第 7</u> 経費</p> <p>この通知に基づく職員の配置に要する経費については、<u>平成 11 年 4 月 30 日厚生省発児第 86 号厚生事務次官通知</u>「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について」によるものとする。</p>

改正後

現行

別紙様式 1

個別対応職員加算費申請書

知事（市長） 殿

施設名

標記について、次のとおり申請します。

1. 施設名	
2. 個別の対応が必要とされるこどもの人数	
3. 各こどもの個別対応が必要である理由	理由（具体的な心身の状況などを記載）
1人目	
2人目	
3人目	
4人目	
5人目	
6人目	

(注) 行が足りない場合は適宜行を追加すること。

別紙様式 1

文 書 番 号  
(元号) 年 月 日

厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課長

都 道 府 県  
指 定 都 市 民生主管部（局）長  
児童相談所設置市

(元号) 年度里親支援専門相談員を配置する施設の指定状況について

標記について、平成24年4月5日雇児発0405第11号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「家庭支援専門相談員、里親支援専門相談員、心理療法担当職員、個別対応職員、職業指導員及び医療的ケアを担当する職員の配置について」の第2の5に基づき指定したので、次のとおり報告する。

1 (元号) 年度里親支援専門相談員配置施設指定状況

施設種別	所管施設数	里親支援専門相談員配置指定施設数	うち、里親委託加速化プランの採択により里親支援専門相談員を2人配置する施設数
児童養護施設			
乳児院			

2 (元号) 年度里親支援専門相談員配置指定施設一覧 ……別紙

(案)

改正後

現行

(削除)

別紙

(元号) 年度里親支援専門相談員配置指定施設一覧

都道府縣市名

<u>番号</u>	<u>施設種別</u> <u>(注)</u>	<u>指定施設名</u>	<u>経営主体</u>	<u>里親支援専門</u> <u>相談員配置年</u> <u>月日</u>	<u>施設の所在地</u> <u>を管轄する児</u> <u>童相談所名</u>

(注) 「施設種別」欄には、児童養護施設又は乳児院の別を記入すること。

改正後

現行

(削除)

別紙様式 2

文 書 番 号  
(元号) 年 月 日

厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課長

都 道 府 県  
指 定 都 市 民生主管部 (局) 長  
児童相談所設置市

(元号) 年度里親支援専門相談員による里親支援の実施状況について

(別紙様式 1 の文書番号) により指定した旨報告した里親支援専門相談員配置施設について、平成 2 4 年 4 月 5 日雇児発 0 4 0 5 第 1 1 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「家庭支援専門相談員、里親支援専門相談員、心理療法担当職員、個別対応職員、職業指導員及び医療的ケアを担当する職員の配置について」の第 2 の 5 に基づき次のとおり里親支援の実施状況を報告する。

1 (元号) 年度里親支援専門相談員配置施設実施状況

<u>施設種別</u>	<u>所管施設数</u>	<u>里親支援専門相談員配置指定施設数</u>	<u>うち、里親委託加速化プランの採択により里親支援専門相談員を 2 人配置する施設数</u>
<u>児童養護施設</u>			
<u>乳児院</u>			

2 里親支援専門相談員の活動状況 . . . . . 別紙 (様式は任意とする)

改正後	現行
<p>別紙様式 <u>2</u></p> <p style="text-align: right;">文 書 番 号 (元号) 年 月 日</p> <p><u>こども家庭庁支援局</u>家庭福祉課長</p> <p style="text-align: center;">都 道 府 県 指 定 都 市 民生主管部 (局) 長 児童相談所設置市</p> <p>(元号) 年度における職業指導員の活動状況及びその成果について</p> <p>標記について、<u>令和※年※月※日こ支家※※第※号こども家庭庁支援局長通知「家庭支援専門相談員、心理療法担当職員、個別対応職員、職業指導員及び医療的ケアを担当する職員の配置について」の第4</u>の4に基づき、別添のとおり報告する。</p> <p>【添付書類】 (元号) 年度職業指導員活動状況等報告書 (施設ごと・任意様式)</p>	<p>別紙様式第 <u>3</u></p> <p style="text-align: right;">文 書 番 号 (元号) 年 月 日</p> <p><u>厚生労働省子ども家庭局</u>家庭福祉課長</p> <p style="text-align: center;">都 道 府 県 指 定 都 市 民生主管部 (局) 長 児童相談所設置市</p> <p>(元号) 年度における職業指導員の活動状況及びその成果について</p> <p>標記について、<u>平成24年4月5日雇児発0405第11号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「家庭支援専門相談員、里親支援専門相談員、心理療法担当職員、個別対応職員、職業指導員及び医療的ケアを担当する職員の配置について」の第5</u>の4に基づき、別添のとおり報告する。</p> <p>【添付書類】 (元号) 年度職業指導員活動状況等報告書 (施設ごと・任意様式)</p>



改正後

現行

別紙様式 3

別紙様式 4

文 書 番 号  
(元号) 年 月 日

文 書 番 号  
(元号) 年 月 日

こども家庭庁支援局家庭福祉課長

厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課長

都 道 府 県  
指 定 都 市 民生主管部 (局) 長  
児童相談所設置市

都 道 府 県  
指 定 都 市 民生主管部 (局) 長  
児童相談所設置市

(元号) 年度児童養護施設における医療的ケア担当職員の指定状況について

(元号) 年度児童養護施設における医療的ケア担当職員の指定状況について

標記について、令和※年※月※日こ支家※※第※号こども家庭庁支援局長通知「家庭支援専門相談員、心理療法担当職員、個別対応職員、職業指導員及び医療的ケアを担当する職員の配置について」の第5の4に基づき、別添のとおり報告する。

標記について、平成24年4月5日雇児発0405第11号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「家庭支援専門相談員、里親支援専門相談員、心理療法担当職員、個別対応職員、職業指導員及び医療的ケアを担当する職員の配置について」の第6の5に基づき次のとおり報告する。

1	施設名			
2	設置主体・経営主体			
3	定員 名	暫定定員 名		
4	継続的な医療的ケアが必要な <u>こどもの</u> 数 (単なる風邪等は除く。)		名	
5	主な疾病 (上位3つ)	(1)		
		(2)		
		(3)		
6	いちばん重と思われる疾病			
7	院内学級設置の有無	有・無	(有りの場合)	分校・分教室
8	医師 (又は嘱託医) との連携状況			
9	管内における当該施設の位置付け			

1	施設名			
2	設置主体・経営主体			
3	定員 名	暫定定員 名		
4	継続的な医療的ケアが必要な <u>児童</u> 数 (単なる風邪等は除く。)		名	
5	主な疾病 (上位3つ)	(1)		
		(2)		
		(3)		
6	いちばん重と思われる疾病			
7	院内学級設置の有無	有・無	(有りの場合)	分校・分教室
8	医師 (又は嘱託医) との連携状況			
9	管内における当該施設の位置付け			

改正後	現 行
<p>※ 発出するまでの間において、変更が生じる場合がある。</p> <p style="text-align: right;">児 発 第 4 5 0 号 昭和62年 5 月 20 日</p>	<p style="text-align: right;">児 発 第 4 5 0 号 昭和62年 5 月 20 日</p>
<p>[一部改正] 昭和63年 4 月 7 日 児 発 第 3 2 1 号                      平成元年 5 月 29 日 児 発 第 3 9 0 号 の 3                      平成 2 年 6 月 7 日 児 発 第 4 7 5 号 の 5                      平成 4 年 4 月 1 0 日 児 発 第 3 8 2 号 の 7                      平成 5 年 4 月 9 日 児 発 第 3 3 1 号 の 7                      平成 6 年 6 月 2 9 日 児 発 第 6 3 9 号 の 4                      平成 7 年 4 月 3 日 児 発 第 3 7 1 号 の 7                      平成 8 年 6 月 2 4 日 児 発 第 6 1 8 号 の 7                      平成 9 年 5 月 2 8 日 児 発 第 3 7 5 号                      平成10年 6 月 1 2 日 児 発 第 4 5 7 号                      平成11年 4 月 1 日 児 発 第 3 2 1 号                      平成11年 4 月 3 0 日 児 発 第 4 1 8 号                      平成12年 5 月 1 9 日 児 発 第 5 2 0 号 の 2                      平成13年 8 月 2 日 雇 児 発 第 5 0 7 号 の 2                      平成14年 1 1 月 1 1 日 雇 児 発 第 1 1 1 1 0 0 5 号                      平成15年 5 月 2 3 日 雇 児 発 第 0 5 2 3 0 0 4 号 の 2                      平成16年 7 月 1 6 日 雇 児 発 第 0 7 1 6 0 0 4 号                      平成17年 6 月 1 日 雇 児 発 第 0 6 0 1 0 0 5 号                      平成17年 1 0 月 2 8 日 雇 児 発 第 1 0 2 8 0 0 5 号 の 2                      平成18年 6 月 2 7 日 雇 児 発 第 0 6 2 7 0 0 9 号                      平成19年 7 月 2 5 日 雇 児 発 第 0 7 2 5 0 0 1 号 の 6                      平成20年 6 月 1 2 日 雇 児 発 第 0 6 1 2 0 1 4 号 の 5                      平成21年 6 月 2 9 日 雇 児 発 第 0 6 2 9 0 0 1 号 の 5                      平成22年 5 月 1 8 日 雇 児 発 0 5 1 8 第 5 号                      平成23年 6 月 1 7 日 雇 児 発 0 6 1 7 第 1 7 号                      平成24年 4 月 5 日 雇 児 発 0 4 0 5 第 5 号                      平成25年 5 月 2 4 日 雇 児 発 0 5 2 4 第 2 号                      平成26年 6 月 2 日 雇 児 発 0 6 0 2 第 2 号                      平成27年 1 2 月 1 1 日 雇 児 発 1 2 1 1 第 6 号                      平成29年 6 月 2 0 日 雇 児 発 0 6 2 0 第 1 8 号                      令和元年 5 月 1 0 日 子 発 0 5 1 0 第 2 号                      令和 2 年 3 月 6 日 子 発 0 3 0 6 第 4 号                      令和 3 年 3 月 8 日 子 発 0 3 0 8 第 3 号                      令和 4 年 2 月 1 8 日 子 発 0 2 1 8 第 2 号  <u>令和 6 年※月※日 こ 支 家 第 ※ 号</u></p>	<p>[一部改正] 昭和63年 4 月 7 日 児 発 第 3 2 1 号                      平成元年 5 月 2 9 日 児 発 第 3 9 0 号 の 3                      平成 2 年 6 月 7 日 児 発 第 4 7 5 号 の 5                      平成 4 年 4 月 1 0 日 児 発 第 3 8 2 号 の 7                      平成 5 年 4 月 9 日 児 発 第 3 3 1 号 の 7                      平成 6 年 6 月 2 9 日 児 発 第 6 3 9 号 の 4                      平成 7 年 4 月 3 日 児 発 第 3 7 1 号 の 7                      平成 8 年 6 月 2 4 日 児 発 第 6 1 8 号 の 7                      平成 9 年 5 月 2 8 日 児 発 第 3 7 5 号                      平成10年 6 月 1 2 日 児 発 第 4 5 7 号                      平成11年 4 月 1 日 児 発 第 3 2 1 号                      平成11年 4 月 3 0 日 児 発 第 4 1 8 号                      平成12年 5 月 1 9 日 児 発 第 5 2 0 号 の 2                      平成13年 8 月 2 日 雇 児 発 第 5 0 7 号 の 2                      平成14年 1 1 月 1 1 日 雇 児 発 第 1 1 1 1 0 0 5 号                      平成15年 5 月 2 3 日 雇 児 発 第 0 5 2 3 0 0 4 号 の 2                      平成16年 7 月 1 6 日 雇 児 発 第 0 7 1 6 0 0 4 号                      平成17年 6 月 1 日 雇 児 発 第 0 6 0 1 0 0 5 号                      平成17年 1 0 月 2 8 日 雇 児 発 第 1 0 2 8 0 0 5 号 の 2                      平成18年 6 月 2 7 日 雇 児 発 第 0 6 2 7 0 0 9 号                      平成19年 7 月 2 5 日 雇 児 発 第 0 7 2 5 0 0 1 号 の 6                      平成20年 6 月 1 2 日 雇 児 発 第 0 6 1 2 0 1 4 号 の 5                      平成21年 6 月 2 9 日 雇 児 発 第 0 6 2 9 0 0 1 号 の 5                      平成22年 5 月 1 8 日 雇 児 発 0 5 1 8 第 5 号                      平成23年 6 月 1 7 日 雇 児 発 0 6 1 7 第 1 7 号                      平成24年 4 月 5 日 雇 児 発 0 4 0 5 第 5 号                      平成25年 5 月 2 4 日 雇 児 発 0 5 2 4 第 2 号                      平成26年 6 月 2 日 雇 児 発 0 6 0 2 第 2 号                      平成27年 1 2 月 1 1 日 雇 児 発 1 2 1 1 第 6 号                      平成29年 6 月 2 0 日 雇 児 発 0 6 2 0 第 1 8 号                      令和元年 5 月 1 0 日 子 発 0 5 1 0 第 2 号                      令和 2 年 3 月 6 日 子 発 0 3 0 6 第 4 号                      令和 3 年 3 月 8 日 子 発 0 3 0 8 第 3 号                      令和 4 年 2 月 1 8 日 子 発 0 2 1 8 第 2 号</p>
<p>都道府県知事 各 指定都市市長 殿 中核市市長</p> <p style="text-align: right;">厚生省児童家庭局長</p> <p>児童福祉施設（<u>こども家庭庁</u>所管施設）における施設機能強化推進費について</p>	<p>都道府県知事 各 指定都市市長 殿 中核市市長</p> <p style="text-align: right;">厚生省児童家庭局長</p> <p>児童福祉施設（児童家庭局所管施設）における施設機能強化推進費について</p>

## 改正後

標記については、「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について」（平成11年4月30日厚生省発児第86号厚生事務次官通知）をもって通知されたところであるが、この経費の適切な運用を図るため、今般、別紙のとおり実施要綱を定めたので、管内児童福祉施設に対し周知徹底のうえ、格段のご指導を願いたい。

おって、昭和55年10月1日児発第858号本職通知「児童福祉施設及び精神薄弱者援護施設における地域参加・交流促進費について」は、廃止する。ただし、昭和61年度以前分の取扱いについては、なお従前の例による。

## 現 行

標記については、「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について」（平成11年4月30日厚生省発児第86号厚生事務次官通知）をもって通知されたところであるが、この経費の適切な運用を図るため、今般、別紙のとおり実施要綱を定めたので、管内児童福祉施設に対し周知徹底のうえ、格段のご指導を願いたい。

おって、昭和55年10月1日児発第858号本職通知「児童福祉施設及び精神薄弱者援護施設における地域参加・交流促進費について」は、廃止する。ただし、昭和61年度以前分の取扱いについては、なお従前の例による。

改正後	現 行
<p>別紙</p> <p style="text-align: center;">施設機能強化推進費実施要綱</p> <p>第1 目的  児童福祉施設等において、(1) 施設等がもつ専門的な知識や技術等を活かし、地域の人々を対象とした相談、指導等を実施するとともに、施設と地域等との交流を促進することにより、入所するこどもの生きがいの高揚や家庭復帰、社会復帰にむけての自立意欲の助長を図るため、(2) 施設における火災・地震等の災害時に備え、職員等の防災教育及び災害発生時の安全かつ、迅速な避難・誘導体制を充実する等の施設の総合的な防災対策を図るため、(3) 児童養護施設入所するこどもに一定期間一人暮らし又は少人数での共同生活を体験することにより、施設退所後のこどもの社会的自立の促進を図るため、(4) 里親支援センターにおいて、地域の社会的資源を活用しつつ、里親及び小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）に従事する者、その養育されるこども並びに里親になろうとする者に対応する援助を行うことにより、家庭養育の推進を図るため、施設機能の充実強化を推進する。</p> <p>第2 一般事業  1～2 (略)</p> <p>3 加算の方法等  事業を実施しようとする施設（<u>里親支援センターを除く</u>）から、毎年度当初に別紙様式1を参考とした申請書を都道府県知事（指定都市、中核市及び児童相談所設置市の市長を含む。以下同じ。）に提出させ、当該施設の年間事業計画及び当該申請事業の内容、必要性及び経費等について必要な審査を行い、必要と認めた場合は、次の方法により加算すること。  なお、個々の事業の加算の認定に当たっては、相応の規模及び頻度で計画的、積極的に実施することにより、入所するこどもの処遇等施設運営の充実強化に効果が期待できるものについて対象とすること。  また、当該施設において児童福祉法（昭和22年法律第164号）第45条第1項の規定により都道府県（<u>指定都市及び児童相談所設置市を含む。以下同じ。</u>）が条例で定める最低基準（以下「最低基準」という。）が遵守されており、かつ、法人及び施設運営が適正に行われている場合に限ること。</p>	<p>別紙</p> <p style="text-align: center;">施設機能強化推進費実施要綱</p> <p>第1 目的  児童福祉施設等において、(1) 施設等がもつ専門的な知識や技術等を活かし、地域の人々を対象とした相談、指導等を実施するとともに、施設と地域等との交流を促進することにより、入所児（者）の生きがいの高揚や家庭復帰、社会復帰にむけての自立意欲の助長を図るため、(2) 施設における火災・地震等の災害時に備え、職員等の防災教育及び災害発生時の安全かつ、迅速な避難・誘導体制を充実する等の施設の総合的な防災対策を図るため、(3) 児童養護施設入所児童等に一定期間一人暮らし又は少人数での共同生活を体験することにより、施設退所児童等の社会的自立の促進を図るため、施設機能の充実強化を推進する。</p> <p>第2 一般事業  1 事業の種類及び内容  (1) 種類  ① 社会復帰等自立促進事業  ア. 施設入所児等社会（家庭）復帰促進事業  イ. 心身機能低下防止事業  ウ. 処遇困難事例研究事業  エ. 社会体験・就労体験事業  ② 専門機能強化事業  ア. 養育機能等強化事業  イ. 広域入所促進事業  ③ 総合防災対策強化事業  (2) 内容  別表のとおり</p> <p>2 事業の選択  事業は各施設の運営状況等から可能な範囲で実施するものとする。</p> <p>3 加算の方法等  事業を実施しようとする施設から、毎年度当初に別紙様式1を参考とした申請書を都道府県知事（指定都市、中核市及び児童相談所設置市の市長を含む。以下同じ。）に提出させ、当該施設の年間事業計画及び当該申請事業の内容、必要性及び経費等について必要な審査を行い、必要と認めた場合は、次の方法により加算すること。  なお、個々の事業の加算の認定に当たっては、相応の規模及び頻度で計画的、積極的に実施することにより、入所児（者）の処遇等施設運営の充実強化に効果が期待できるものについて対象とすること。  また、当該施設において児童福祉法（昭和22年法律第164号）第45条第1項の規定により都道府県が条例で定める最低基準（以下「最低基準」という。）が遵守されており、かつ、法人及び施設運営が適正に行われている場合に限ること。  おって、第2の1の(1)の②のイの事業の加算の認定に当たっては、当分の間、別に定めるところ</p>

改正後	現行
<p>おって、第2の1の(1)の②のイの事業の加算の認定に当たっては、当分の間、別に定めるところによること。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>4～5 (略)</p> <p>第3 特別事業</p> <p>1 自立生活支援事業</p> <p>(1) 事業の内容等</p> <p>ア 対象者</p> <p>自立生活支援事業の対象者は、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設、<u>児童自立生活援助事業所（児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号。）第36条の4の2第1号に規定する児童自立生活援助事業所Ⅰ型において実施する場合に限る。以下同じ。）</u>、里親及びファミリーホームに措置又は委託等により入所等している者であって、<u>施設退所前等</u>の一定期間、自立のための一人暮らし又は少人数での共同生活体験を希望する者又は当該生活体験が必要であると施設長が認めた者であること。</p>	<p>ろによること。</p> <p>(1) 個々の事業毎の加算額は、別表にあるそれぞれの単価を限度額とすること。</p> <p>(2) 施設当たりの加算総額は入所施設にあっては、年額100万円以内（ただし、助産施設（第二種助産施設に限る。）にあっては、第2の1の(1)の③の事業のみを対象とし、年額45万円以内とする。）とする。</p> <p>なお、第2の1の(1)の②のイの事業を実施する場合には、上記により算定された加算額に45万円以内の金額を加えることができることとする。</p> <p>ただし、実所要額がこれを下回る場合には実所要額とし、また、1施設当たりの加算総額が10万円未満の場合は国庫負担の対象としないこと。</p> <p>なお、里親及びファミリーホーム（1の(1)の①のエの事業及び第3の1の事業が対象）については、1世帯あたりの実所要額が10万円未満の場合であっても国庫負担の対象とすること。</p> <p>(3) この加算額は、5月に支弁する事務費等の加算分として支弁するものとする。</p> <p>なお、助産施設（第二種助産施設に限る。）に対する支弁月及び認定額の算定等については、次の算式に準じて、個々の施設状況により決定するものとする。</p> <p>また、里親及びファミリーホームの認定額は5月初日の現員とする。（ただし、ファミリーホームについては、事務費の月額保護単価を定員により算定している場合は現員ではなく定員とする。）</p> $\text{認定額} = \begin{matrix} \text{施設機能強化推進費加算分保護単価} \\ \text{(10円未満については、四捨五入)} \end{matrix} \times \text{その施設の5月初日の定員等}$ $\left( \begin{matrix} \text{施設機能強化推進費加算分保護単価} \\ \text{( " )} \end{matrix} = \right)$ <p>4 支出対象経費</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・需用費（消耗品費、燃料費、印刷製本費、修繕費、食糧費（茶菓）、光熱水費、医療材料費）</li> <li>・役務費（通信運搬料。ただし、社会福祉法人会計基準を適用する場合には、通信運搬費、広報費、手数料及び損害保険料とする。）</li> <li>・旅費</li> <li>・謝金</li> <li>・備品購入費</li> <li>・原材料費</li> <li>・使用料及び賃借料</li> <li>・賃金（総合防災対策強化事業に限る。）</li> <li>・委託費（総合防災対策強化事業に限る。）</li> </ul> <p>5 対象除外</p> <p>デイ・サービス事業及びショート・ステイ事業等別途国庫補助金が交付される事業及び都道府県等の単独補助事業を実施している施設については同種の事業は対象から除外すること。</p> <p>第3 特別事業</p> <p>1 自立生活支援事業</p> <p>(1) 事業の内容等</p> <p>ア 対象者</p> <p>自立生活支援事業の対象者は、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設、<u>自立援助ホーム</u>、里親及びファミリーホームに措置又は委託等により入所等している者（<u>措置延長者を含む。以下同じ。</u>）であって、<u>措置（又は委託）解除前</u>一定期間、自立のための一人暮らし又は少人数での共同生活体験を希望する者又は当該生活体験が必要であると施設長が認めた者であること。</p> <p>施設長は、対象者を選定したときは、速やかに都道府県知事及び関係者に通知すること。</p>

施設長は、対象者を選定したときは、速やかに都道府県知事及び関係者に通知すること。

イ 対象施設等

自立生活支援事業を実施しようとする者は、都道府県知事が定める期間内に都道府県知事へ事業実施の申請を行い、次により都道府県知事が毎年度指定するものとする。

都道府県、指定都市及び児童相談所設置市民生主管部（局）長は、当該年度の4月末日までに別紙様式2により、この申請及び指定の結果を当局家庭福祉課長まで報告すること。

（ア）児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設、児童自立生活援助事業所が実施する場合には、令和3年3月8日子発0308第4号厚生労働省子ども家庭局長通知「児童養護施設等における自立支援体制の強化について」に定める自立支援担当職員を配置した施設であること。

里親及びファミリーホームが実施する場合には、平成31年4月17日子発0417第3号厚生労働省子ども家庭局長通知「里親養育包括支援（フォスタリング）事業の実施について」の別紙「里親養育包括支援（フォスタリング）事業実施要綱」の「5 里親等委託児童自立支援事業」に基づく自立支援担当支援員 又は里親支援センターに配置されている自立支援担当職員の支援を受けることが望ましいこと。

（イ）対象施設等の施設又は居宅の一部を使用して実施するものは認められないこと。

（ウ）指定を受けた施設等であっても、やむを得ないと認められる事由が無く、年度途中の実績が本要綱の要件を下回る場合は指定を取り消すこと。

ウ（略）

エ 支援期間・対象人員

支援期間は、施設退所等の予定日前のおおむね1年以内とし、対象者の適性や能力等を勘案のうえ期間を設定すること。また、一度に実施する人員は、施設の支援・管理が行き届くよう、1施設等当たり最大6人までとすること。

オ（略）

（2）加算の方法等

都道府県は、指定施設から、毎年度当初に別紙様式1を参考とした申請書を都道府県知事に提出させ、当該施設の年間事業計画及び当該申請事業の内容1、必要性及び経費等について審査を行い、必要と認めた場合は次により加算すること。

ア、イ（略）

2 親子支援事業

（1）（略）

イ 対象施設等

自立生活支援事業を実施しようとする者は、都道府県知事が定める期間内に都道府県知事へ事業実施の申請を行い、次により都道府県知事が毎年度指定するものとする。

都道府県、指定都市及び児童相談所設置市民生主管部（局）長は、当該年度の4月末日までに別紙様式2により、この申請及び指定の結果を当局家庭福祉課長まで報告すること。

（ア）児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設、自立援助ホームが実施する場合には、令和3年3月8日子発0308第4号厚生労働省子ども家庭局長通知「児童養護施設等における自立支援体制の強化について」に定める自立支援担当職員を配置した施設であること。

里親及びファミリーホームが実施する場合には、平成31年4月17日子発0417第3号厚生労働省子ども家庭局長通知「里親養育包括支援（フォスタリング）事業の実施について」の別紙「里親養育包括支援（フォスタリング）事業実施要綱」の「5 里親等委託児童自立支援事業」に基づく自立支援担当支援員の支援を受けることが望ましいこと。

（イ）対象施設等の施設又は居宅の一部を使用して実施するものは認められないこと。

（ウ）指定を受けた施設等であっても、やむを得ないと認められる事由が無く、年度途中の実績が本要綱の要件を下回る場合は指定を取り消すこと。

ウ 対象者の居住場所

指定施設等の敷地外の独立家屋又はアパート等とし、通常の生活に必要な設備を有すること。

エ 支援期間・対象人員

支援期間は、措置（又は委託）解除予定日前のおおむね1年以内とし、対象者の適性や能力等を勘案のうえ期間を設定すること。また、一度に実施する人員は、施設の支援・管理が行き届くよう、1施設等当たり最大6人までとすること。

オ 事業の実施及び訓練の内容

自立生活支援事業の全般についての実務上の責任者（事業担当責任者）を配置し、あらかじめ個別支援計画を定め、対象者の社会的自立に向けて生活指導等を行うこと。

一人暮らし又は少人数での共同生活のどちらの方法により支援を実施するかについては、対象者の希望及び適性・能力等を勘案のうえ決定すること。また、少人数での共同生活を実施する場合には、夜間において対象者だけの生活とならないよう職員の配置を考慮すること。

（2）加算の方法等

指定施設から、毎年度当初に別紙様式1を参考とした申請書を都道府県知事に提出させ、当該施設の年間事業計画及び当該申請事業の内容1、必要性及び経費等について審査を行い、必要と認めた場合は次により加算すること。

ア 事業費の限度額

本事業の実施に要する経費は、本事業の実施に必要な居住場所1人分につき年額809,800円を限度とする（年間最大6人分まで）。

イ この加算額は5月に支弁する事務費の加算分として支弁するものとする。

$$\text{加算額} = \text{自立生活支援事業費加算分保護単価} \times \text{居住場所数（最大6人分）}$$

2 親子支援事業

（1）事業の内容等

ア 実施施設

この事業は、市町村、児童相談所及びその他関係機関と連携し、地域における要支援家庭等の親子を通所又は宿泊により受け入れて、親子分離に至る前に親子関係の再構築に向けた日常

改正後	現 行
<p>(2) 加算の方法等  <u>都道府県は</u>、本事業を実施しようとする施設から、毎年度当初に別紙様式1を参考とした申請書を都道府県知事に提出させ、当該施設の年間事業計画及び当該申請事業の内容、必要性及び経費等について審査を行い、必要と認めた場合は次により加算すること。  ア～ウ (略)</p> <p>3 家族療法事業  (1) 事業の内容等  ア 実施施設  この事業は、乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設及び児童自立支援施設（以下「実施施設」という。）において実施するものとする。  イ 対象<u>となる子ども</u>及び家族  この事業の対象者は、次の<u>子ども</u>及びその家族とすること。  (ア) 実施施設に措置されている<u>子ども</u>とその家族で、施設長が必要と認めたものであること。  (イ) 児童相談所、家庭児童相談室、実施施設等に相談があった在宅のひきこもりの<u>子ども</u></p>	<p>的な支援を行う事業であり、乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設及び母子生活支援施設（以下「実施施設」という。）において実施するものとする。</p> <p>イ 対象児童及び家族等  以下に掲げる支援を必要とする家庭等のうち、市町村、児童相談所及びその他関係機関と連携のうえ、親子で通所又は宿泊により支援を行うことが適切であると、実施施設が認めた家庭等であること。  ・地域の要支援家庭  ・里親・特別養子縁組家庭  ・特定妊婦  ・家庭復帰間もない児童のいる家庭  ・その他、実施施設、市町村、児童相談所及びその他関係機関が必要と認めた家庭等</p> <p>ウ 対象施設等  この事業を実施しようとする者は、都道府県知事が定める期間内に都道府県知事へ事業実施の申請を行い、次により都道府県知事が毎年度指定するものとする。  都道府県、指定都市及び児童相談所設置民生主管部（局）長は、当該年度の4月末日までに別紙様式2により、この申請及び指定の結果を当局家庭福祉課長まで報告すること。  (ア) 当該施設において最低基準が遵守されており、かつ、法人及び施設運営が適正に行われている場合に限ること。  (イ) 指定を受けた施設であっても、やむを得ないと認められる事由が無く、年度途中の実績が本要綱の要件を下回る場合は指定を取り消すこと。</p> <p>エ 事業の実施及び内容  市町村及びその他関係機関等と連携し、地域における要支援家庭等の親子を通所又は宿泊により受け入れて、以下に掲げる支援を実施すること。  ・子どもの発達段階に応じた育児・養育方法を一緒に行いながら学習させる支援（ペアレント・トレーニング等）  ・育児・養育、生活に関する相談支援  ・親子レスパイト支援  ・子育て支援サービス等の情報提供や関係機関への接続等の支援  ・その他、親子支援に資する取組</p> <p>(2) 加算の方法等  本事業を実施しようとする施設から、毎年度当初に別紙様式1を参考とした申請書を都道府県知事に提出させ、当該施設の年間事業計画及び当該申請事業の内容、必要性及び経費等について審査を行い、必要と認めた場合は次により加算すること。</p> <p>ア 事業の限度額  本事業の実施に要する経費は、1施設当たり年額 5,450,000円とする。  イ この加算額は5月に支弁する事務費の加算分として支弁するものとする。  ウ 実所要額が年間を通して加算額に満たない場合は、その満たない額とすること。</p> <p>3 家族療法事業  (1) 事業の内容等  ア 実施施設  この事業は、乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設及び児童自立支援施設（以下「実施施設」という。）において実施するものとする。  イ 対象<u>児童</u>及び家族  この事業の対象者は、次の児童及びその家族とすること。  (ア) 実施施設に措置されている<u>児童</u>とその家族で、施設長が必要と認めたものであること。  (イ) 児童相談所、家庭児童相談室、実施施設等に相談があった在宅のひきこもりの<u>児童等</u>とそ</p>

改正後	現 行
<p>とその家族で、都道府県知事が必要であると認めたものであること。</p> <p>ウ、エ（略）</p> <p>オ 事業の実施及び内容 対象となる子ども等に対し、3か月から6か月を単位とした治療計画をたて面接治療、宿泊治療、親子レクリエーション、家庭訪問治療等を行うこと。</p> <p>(2) 加算の方法等 都道府県は、指定施設から、毎年度当初に別紙様式1を参考とした申請書を都道府県知事に提出させ、当該施設の年間事業計画及び当該申請事業の内容、必要性及び経費等について審査を行い、必要と認めた場合は次により加算すること。</p> <p>ア、イ（略）</p> <p>4 施設入所児童家庭生活体験事業 (1) 事業の内容等 ア 対象となる子ども 本事業の対象となる子どもは、児童養護施設、乳児院、児童自立支援施設及び児童心理治療施設の措置児童であって、里親あるいはボランティア家庭等（以下「委託家庭」という。）で家庭生活を体験させることが適当であると施設長が認める子どもであること。なお、保護者のいない（死亡あるいは行方不明）児童、保護者がいる場合でも養育拒否等家庭復帰が見込まれない子どもを優先すること。</p> <p>イ（略）</p>	<p>の家族で、都道府県知事が必要であると認めたものであること。</p> <p>ウ 対象施設等 この事業を実施しようとする者は、都道府県知事が定める期間内に都道府県知事へ事業実施の申請を行い、次により都道府県知事が毎年度指定するものとする。 都道府県、指定都市及び児童相談所設置市民生主管部（局）長は、当該年度の4月末日までに別紙様式2により、この申請及び指定の結果を当局家庭福祉課長まで報告すること。 (ア) 当該施設において最低基準が遵守されており、かつ、法人及び施設運営が適正に行われている場合に限ること。 (イ) 指定を受けた施設であっても、やむを得ないと認められる事由が無く、年度途中の実績が本要綱の要件を下回る場合は指定を取り消すこと。</p> <p>エ 設備 必要に応じて、親子相談室、心理治療室、宿泊治療室等の設備を設けること。</p> <p>オ 事業の実施及び内容 対象児童等に対し、3か月から6か月を単位とした治療計画をたて面接治療、宿泊治療、親子レクリエーション、家庭訪問治療等を行うこと。</p> <p>(2) 加算の方法等 指定施設から、毎年度当初に別紙様式1を参考とした申請書を都道府県知事に提出させ、当該施設の年間事業計画及び当該申請事業の内容、必要性及び経費等について審査を行い、必要と認めた場合は次により加算すること。</p> <p>ア 事業費の限度額 本事業の実施に要する経費は、実施延家族数に応じて1施設当たり次の額を限度とする。ただし年度内における実施延家族数が、年間75家族数を下回る場合はこの経費の支弁の対象としないこと。 (ア) 実施延家族数が年間125家族以上 年額 2,018,000円 (イ) 実施延家族数が年間125家族未満 年額 1,009,000円</p> <p>イ この加算額は5月に支弁する事務費の加算分として支弁するものとする。</p> $\text{認定額} = \begin{matrix} \text{家族療法事業費加算分保護単価} \\ \text{(10円未満については四捨五入)} \end{matrix} \times \text{その施設の5月初日の定員}$ $\left( \begin{matrix} \text{家族療法事業費加算分保護単価} \\ \text{( " )} \end{matrix} = \frac{\text{1施設当たりの年額} \div \text{その施設の5月初日の定員}}{\text{ " }} \right)$ <p>4 施設入所児童家庭生活体験事業 (1) 事業の内容等 ア 対象児童 本事業の対象児童は、児童養護施設、乳児院、児童自立支援施設及び児童心理治療施設の措置児童であって、里親あるいはボランティア家庭等（以下「委託家庭」という。）で家庭生活を体験させることが適当であると施設長が認める児童であること。なお、保護者のいない（死亡あるいは行方不明）児童、保護者がいる場合でも養育拒否等家庭復帰が見込まれない児童を優先すること。</p> <p>イ 対象施設等 本事業を実施しようとする者は、都道府県知事が定める期間内に都道府県知事へ事業実施の申請を行い、次により都道府県知事が毎年度認めるものであること。 都道府県、指定都市及び児童相談所設置市民生主管部（局）長は、当該年度の4月末日までに別紙様式2により、この申請及び認定の結果を当局家庭福祉課長まで報告すること。</p>



改正後	現 行
<p>ウ 事業の実施及び内容  児童養護施設等に<u>入所する子ども</u>を週末及び夏季休暇等の連続した休暇の期間等を利用して、委託家庭において家庭生活を体験させることにより、社会性の涵養、情緒の安定、退所後の自立を促進すること。</p> <p>(2) 加算の方法等  <u>都道府県は</u>、本事業を実施しようとする施設から、毎年度当初に別紙様式1を参考とした申請書を都道府県知事に提出させ、当該施設の年間事業計画及び当該申請事業の内容、必要性及び経費等について審査を行い、必要と認めた場合は次により加算すること。</p> <p>ア 事業費の限度額  本事業の実施に関する経費は、次のとおりとする。  <u>(ア)</u> 委託先が未委託里親家庭及びボランティア家庭（子育て支援員研修（社会的養護コース）受講者等がいる家庭）である場合  加算額＝191,400円×その施設の年間対象者数  <u>(イ)</u> 委託先が<u>(ア)</u>以外の家庭である場合  加算額＝112,200円×その施設の年間対象者数</p> <p>イ この加算額は5月に支弁する事務費の加算分として支弁するものとする。  ウ 実所要額が年間を通して加算額に満たない場合は、その満たない額とすること。</p> <p>5 <u>里親支援センター機能強化事業</u>  (1) <u>事業の内容等</u>  ① <u>市町村連携事業</u>  ア 事業内容  <u>市町村連携支援員を配置し、次の(ア)から(ウ)を実施すること。</u>  <u>(ア) 市町村及びその関係機関、民生委員・児童委員、子育て支援団体に活動するボランティア等を通じたリクルート活動及び里親制度その他のこどもの養育に必要な制度（以下「里親制度」という。）の普及促進</u>  <u>(イ) 市町村が実施する子育て短期支援事業における連携・協力</u>  ・市町村との登録里親に関する情報の共有による事業実施の円滑化  ・こどもの保護者による市町村を超えた広域利用を可能とするための里親及びファミリーホーム（以下「里親等」という。）に関する情報の市町村間の共有の調整  ・里親等の強みと特性を踏まえたマッチング  ・業務を利用する保護者のこどもの養育・保護を行う里親等に対する助言  <u>(ウ) その他、家庭養育の推進に関する市町村との連携に資する取組</u></p> <p>イ <u>市町村連携支援員の資格要件</u>  市町村連携支援員は、次のいずれかに該当する者とする。  <u>(ア) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）（以下「法」という。）第13条第3項第1号から第7号に定める児童福祉司の資格要件のいずれかに該当する者</u>  <u>(イ) 里親として、又はファミリーホーム、児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設若しくは児童自立支援施設においてこどもの養育に5年以上従事した者であって、里親制度等への理解及びソーシャルワークの視点を有する者</u>  <u>(ウ) 都道府県知事が(ア)又は(イ)に該当する者と同等以上の能力を有すると認めた者</u></p> <p>② <u>レスパイト・ケア体制構築事業</u>  ア 事業内容  <u>一時的な休息のための援助（以下「レスパイト・ケア」という。）を担当する職員（レスパイト・ケア担当職員）を配置し、里親等が養育しているこどもを里親支援センターに</u></p>	<p>・ 当該施設において最低基準が遵守されており、かつ、法人及び施設運営が適正に行われている場合に限ること。</p> <p>ウ 事業の実施及び内容  児童養護施設等の入所<u>児童</u>を週末及び夏季休暇等の連続した休暇の期間等を利用して、委託家庭において家庭生活を体験させることにより、社会性の涵養、情緒の安定、退所後の自立を促進すること。</p> <p>(2) 加算の方法等  本事業を実施しようとする施設から、毎年度当初に別紙様式1を参考とした申請書を都道府県知事に提出させ、当該施設の年間事業計画及び当該申請事業の内容、必要性及び経費等について審査を行い、必要と認めた場合は次により加算すること。</p> <p>ア 事業費の限度額  本事業の実施に関する経費は、次のとおりとする。  ① 委託先が未委託里親家庭及びボランティア家庭（子育て支援員研修（社会的養護コース）受講者等がいる家庭）である場合  加算額＝191,400円×その施設の年間対象者数  ② 委託先が①以外の家庭である場合  加算額＝112,200円×その施設の年間対象者数</p> <p>イ この加算額は5月に支弁する事務費の加算分として支弁するものとする。  ウ 実所要額が年間を通して加算額に満たない場合は、その満たない額とすること。</p>

において受け入れて養育を実施すること。

なお、実施に当たっては、「里親及びファミリーホーム養育者の一時的な休息のための援助の実施について」（令和4年2月18日子発0218第3号厚生労働省子ども家庭局長通知）で示した内容を十分に踏まえて実施すること。

#### イ レスパイト・ケア担当職員の資格要件

レスパイト・ケア担当職員は、次のいずれかに該当する者とする。

##### (ア) 保育士

(イ) 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第43条第1項各号に定める児童指導員の資格要件のいずれかに該当する者

(ウ) 里親等としてこどもの養育経験を有する者

(エ) 都道府県知事がアからウまでに該当するものと同等以上の能力を有すると認めた者

#### ウ 加算要件

レスパイト・ケア体制構築事業加算は、レスパイト・ケアを実施した日数に応じて、レスパイト・ケア体制構築事業加算（Ⅰ）又はレスパイト・ケア体制構築事業加算（Ⅱ）のいずれかを加算する。

##### (ア) レスパイト・ケア体制構築事業加算（Ⅰ）

レスパイト・ケアを実施した日数が年間240日以上

##### (イ) レスパイト・ケア担当職員加算（Ⅱ）

レスパイト・ケアを実施した日数が年間120日以上

なお、レスパイト・ケアの日数については、実施見込みで加算することとし、直近の連続する2年間で実績の日数が実施見込み日数を下回る場合には、次年度においては直近の連続する2年間の実績日数の平均を加算要件に照らして、加算の可否及び適応する加算区分を判断するものとする。

### ③ 休日・夜間支援体制強化事業

#### ア 事業内容

里親支援センターにおいて、就労している里親等への相談体制を確保するため、開所時間外の、休日や夜間等に開所及び連絡体制を確保する。

#### イ 加算要件

休日・夜間支援体制強化事業加算は、以下に掲げる（ア）及び（イ）の要件を満たした場合に加算する。

（ア）里親等支援員を1名追加で雇い上げた上で、里親支援センターが開所しなければならない週5日間・平均40時間を超えて、平均して週8時間以上里親支援センターを開所すること。

（イ）（ア）の開所時間に加え、さらに平均して週56時間以上里親支援センターを開所する又は里親支援センターが開所していない時間帯において、宿日直職員を配置する等の方法により、里親等への適切な指導や助言等を行える者が対応可能となるよう連絡体制を整えること。

また、これらの対応時間の合計が平均して週56時間以上になる場合も要件を満たすものとする。

なお、開所時間外の連絡体制を整える方法については、宿日直職員の配置のほか、緊急に電話を里親等支援員につなぐ対応を外部に委託等することも可能とする。

### （2）対象施設

（1）の①～③の事業を実施する里親支援センターを対象とする。

事業を実施しようとする者は、都道府県知事が定める期間内に都道府県知事へ事業実施の申請を行い、次により都道府県知事が毎年度認めるものであること。なお、申請書には（1）の①～③のいずれかの事業を実施するかわかるように記載すること。

改正後

都道府県、指定都市及び児童相談所設置市民生主管部（局）長は、当該年度の4月末日までに別紙様式2の2により、この申請及び認定の結果を当局家庭福祉課長まで報告すること。

(3) 加算の方法等

都道府県は、本事業を実施しようとする施設から、毎年度当初に別紙様式1を参考とした申請書を都道府県知事に提出させ、当該施設の年間事業計画及び当該申請事業の内容、必要性及び経費等について審査を行い、必要と認めた場合は次により加算すること。

ア 事業費の限度額

「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について」に定める金額を上限とする。

イ この加算額は5月に支弁する事務費の加算分として支弁するものとする。

6 支出対象経費

(略)

第4 報告等

1～3 (略)

4 都道府県、指定都市及び児童相談所設置市民生主管部（局）長は、別紙様式3 及び別紙様式3の3の施設機能強化推進費特別事業実施報告書を翌年度4月末日までに当局家庭福祉課長あて提出すること。

現 行

5 支出対象経費

・給料 ・職員手当等 ・共済費 ・賃金 ・需用費（消耗品費、燃料費、印刷製本費、修繕費、食糧費、光熱水費、医療材料費） ・役務費（通信運搬料。ただし、施設入所児童家庭生活体験事業に限り、社会福祉法人会計基準を適用する場合には、通信運搬費、広報費、手数料及び損害保険料とする。） ・旅費（交通費） ・謝金 ・備品購入費 ・原材料費 ・使用料及び賃借料

第4 報告等

1 本事業の経理は、平成23年7月27日雇児発0727第1号・社援発0727第1号・老発0727第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知「社会福祉法人会計基準の制定について」により行う（ただし、平成27年3月31日までの間は、引き続き「平成12年2月17日社援第310号厚生省大臣官房障害保健福祉部長、社会・援護局長、老人保健福祉局長、児童家庭局長通知「社会福祉法人会計基準の制定について」等により行うことができる。）ものであるが、一般事業及び特別事業ごとの収支の内訳について、補助簿などを設けるなど明確に区分し、その実態を明らかにしておくこと。

2 本事業を実施した施設等は、翌年度4月末日までに別紙様式1を参考とした事業実績報告書を都道府県知事に提出すること。また、特別事業を実施した施設等は、各々、別紙様式3を参考とした施設機能強化推進費特別事業実施報告書も併せて提出すること。

3 都道府県知事は、本事業を実施した施設等については、監査時等随時事業の検証を行うこと。

4 都道府県、指定都市及び児童相談所設置市民生主管部（局）長は、別紙様式3の施設機能強化推進費特別事業実施報告書を翌年度4月末日までに当局家庭福祉課長あて提出すること。

改正後

現行

別表 (略)

別表

施設機能強化推進費事業内容

事業名	社会復帰等自立促進事業				専門機能強化事業		総合防災対策強化事業
	施設入所児等社会(家庭)復帰促進事業	心身機能低下防止事業	処遇困難事例研究事業	社会体験・就労体験事業	養育機能等強化事業	広域入所促進事業	
事業内容	<p>ア 施設を退所し、社会復帰した者(児)を施設に招き、入所児(者)との交流活動を行うこと等により、就労のための心構え、社会性・協調性等入所児(者)の社会復帰への自立意欲の向上を図る。</p> <p>イ 入所児童のうち、家庭に問題がある等のケースについてその保護者を施設に招き、家庭環境の整備、処遇方法等の指導を行うことにより、早期家庭復帰を図る。</p> <p>ウ 施設を退所した者のうち、生活面や就労面の不安などにより一時的に施設に戻る事ができるよう、施設における居場所を確保する。</p>	<p>地域の児童、学生グループ、老人クラブ等を定期的に施設に招き、入所児(者)との座談会、レクリエーション及び身寄りのない入所児(者)の1日親子対話等、交流の機会を設けることにより、入所児(者)の孤独感の解消、心身機能の低下防止等を図る。</p>	<p>在宅の障害児(者)等の介護経験者や在宅の非行等の問題行動を有する児童の養育経験者等を施設に招き、近隣の施設の指導者、保育士等と共に処遇困難ケースについての研究会を行うほか、職員の間施設間交流により新たな処遇技術等を体得させる。</p>	<p>児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設若しくはファミリーホームの入所児童又は里親委託児童のうち、中学生以上の児童に対して、社会体験や就労体験、職場体験学習等を実施することにより、退所後の自立の促進を図る。</p>	<p>家庭において、非行等の問題行動を有する児童を抱えている家族、または夫の暴力の問題等を抱えている母子世帯及び女性に対し養育や問題解決方法等についての相談にのり、指導することを通じて、家庭で行っている様々な養育の方法や夫の母子等に対する暴力等の実態を把握し、知識を深める。</p>	<p>母子生活支援施設において、夫の暴力等のため、住所地から避難する母子世帯等が利用するための寝具、調理器具等を準備することにより広域入所の円滑な実施を図る。</p>	<p>施設における火災・地震等の災害時に備え、職員等の防災教育及び災害発生時の安全かつ迅速な避難誘導体制を充実する等の施設の総合的な防災対策の充実強化を図る。</p>
実施方法(例)	<p>ア ①施設経験者等部外者を招へいし、講話、座談会を実施する。</p> <p>②入所児童の一般工場、事業所等への見学あるいは、事業主等への施設紹介などを実施する。</p> <p>イ 保護者を招き、家庭環境の整備、処遇方法等の指導を行う。</p> <p>ウ 施設内に空き居室など施設退所者を受け入れられるスペースがある場合に、施設退所者を一定期間住まわせ、必要に応じて、関係機関との連携や生活指導、就職指導等を行い、社会的自立の促進を図る。</p>	<p>部外者招へいによる入所児(者)との座談会、レクリエーション、1日親子等を実施する。</p>	<p>① 近隣施設の職員と共同で処遇困難な事例等の研究会を開催する。</p> <p>② 職員を県内又は県外の施設で実施研修させる。</p>	<p>加算を受ける施設等が、社会体験、就労体験等を行う児童の受入先を確保し、施設長等が当該事業を実施することが適当と認める中学生以上の児童に対し実施する。</p>	<p>パンフレット、スライド、ビデオ等により養育方法を助言、指導する。</p>	<p>寝具、調理器具、日用品等の整備を図る経費を助成する。</p>	<p>① 現体制では夜勤体制及び宿直体制の確保が困難な施設に宿直専門員を雇上げる等夜間巡視体制の強化を図る。</p> <p>② 地域住民等への防災支援協力体制の整備及び合同避難訓練等を実施する。</p> <p>③ 職員等への防災教育、訓練の実施及び避難具の整備を促進する。</p>
加算単価	(ア+イ) 30万円以内 (ウ) 30万円以内	30万円以内	30万円以内	10万円以内	15万円以内	45万円以内	45万円以内

改正後

現 行

別紙様式1 (略)

別紙様式1

施設機能強化推進費加算申請・報告書

- 1 施設の名称及び所在地：
- 2 設置主体及び経営主体：
- 3 入所児（者）の定員及び現員：
- 4 申請（支出済）額：
- 5 事業内容等

(1) 事業実施計画（実績）及び支出予定（済）額

事業の種類	事業名	事業内容		支出予定（済）額			
		実施時期	内容	総事業費	科目	金額	積算内訳
社会復帰等自立促進事業	〇〇〇〇事業			円	印刷製本費 旅 費 ・ ・	円	
専門機能強化事業	〇〇〇〇事業				光熱水費 消耗品費		
総合防災対策強化事業					賃 金 委 託 費		
合 計	事業	—	—		—	—	—

(記入上の注意)

広域入所促進事業の実績報告については、「内容」の欄に広域入所世帯数（実数）も記入（実績報告時のみ）すること。

別紙様式 2

別紙様式 2

番  
(元号) 年 月 日

番  
(元号) 年 月 日

こども家庭庁支援局家庭福祉課長

厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課長

都 道 府 県  
指 定 都 市 民生主管部 (局) 長  
児童相談所設置市

都 道 府 県  
指 定 都 市 民生主管部 (局) 長  
児童相談所設置市

(元号) 年度施設機能強化推進費特別事業実施施設指定状況について

(元号) 年度施設機能強化推進費特別事業実施施設指定状況について

標記について、昭和 62 年 5 月 20 日児発第 450 号厚生省児童家庭局長通知の第 3 の 1 の (1) のイ、第 3 の 2 の (1) のウ、第 3 の 3 の (1) のウ及び第 3 の 4 の (1) のイに基づき報告する。

標記について、昭和 62 年 5 月 20 日児発第 450 号厚生省児童家庭局長通知の第 3 の 1 の (1) のイ、第 3 の 2 の (1) のウ、第 3 の 3 の (1) のウ及び第 3 の 4 の (1) のイに基づき報告する。

1. (元号) 年度施設機能強化推進費特別事業実施施設指定状況

施設等 種別	所管 施設等数	自立生活支援事業		親子支援事業		家族療法事業		施設入所児童 家庭生活体験事業	
		申請施設 等数 (注1)	指定施設 等数 (注2)	申請施設 等数 (注1)	指定施設 等数 (注2)	申請施設 等数 (注1)	指定施設 等数 (注2)	申請施設 等数 (注1)	指定施設 等数 (注2)
乳児院	か所	/	/	か所	か所	か所	か所	か所	か所
児童養護 施設	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所
児童心理 治療施設	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所
児童自立 支援施設	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所
母子生活 支援施設	か所	か所	か所	か所	か所	/	/	/	/
自立援助 ホーム	か所	か所	か所	/	/	/	/	/	/
里親	世帯	世帯	世帯	/	/	/	/	/	/
ファミリ ーホーム	か所	か所	か所	/	/	/	/	/	/

1. (元号) 年度施設機能強化推進費特別事業実施施設指定状況

施設等 種別	所管 施設等数	自立生活支援事業		親子支援事業		家族療法事業		施設入所児童 家庭生活体験事業	
		申請施設 等数 (注1)	指定施設 等数 (注2)	申請施設 等数 (注1)	指定施設 等数 (注2)	申請施設 等数 (注1)	指定施設 等数 (注2)	申請施設 等数 (注1)	指定施設 等数 (注2)
乳児院	か所	/	/	か所	か所	か所	か所	か所	か所
児童養護 施設	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所
児童心理 治療施設	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所
児童自立 支援施設	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所
母子生活 支援施設	か所	か所	か所	か所	か所	/	/	/	/
自立援助 ホーム	か所	か所	か所	/	/	/	/	/	/
里親	世帯	世帯	世帯	/	/	/	/	/	/
ファミリ ーホーム	か所	か所	か所	/	/	/	/	/	/

(注 1) 都道府県市に申請があった施設等の数を記入すること

(注 2) 都道府県市に申請があったもののうち、指定等されたい施設等の数を記入すること。

(注 1) 都道府県市に申請があった施設等の数を記入すること

(注 2) 都道府県市に申請があったもののうち、指定等されたい施設等の数を記入すること。

2. (元号) 年度施設機能強化推進費特別事業指定施設等一覧.....別紙

2. (元号) 年度施設機能強化推進費特別事業指定施設等一覧.....別紙

別紙様式 2 の 2

(新規)

番 号  
(元号) 年 月 日

こども家庭庁支援局家庭福祉課長

都 道 府 県  
指 定 都 市 民生主管部 (局) 長  
児童相談所設置市

(元号) 年度施設機能強化推進費特別事業実施施設指定状況について

標記について、昭和 62 年 5 月 20 日児発第 450 号厚生省児童家庭局長通知の第 3 の 5 の (2) に基  
づき報告する。

1. (元号) 年度施設機能強化推進費特別事業実施施設指定状況

施設等 種別	所管 施設等数	市町村連携事業		レスパイト・ケア 体制構築事業 (I)		レスパイト・ケア 体制構築事業 (II)		休日・夜間支援 体制強化事業	
		申請施設 等数 (注1)	指定施設 等数 (注2)	申請施設 等数 (注1)	指定施設 等数 (注2)	申請施設 等数 (注1)	指定施設 等数 (注2)	申請施設 等数 (注1)	指定施設 等数 (注2)
里親支援 センター	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所

(注 1) 都道府県市に申請があった施設等の数を記入すること

(注 2) 都道府県市に申請があったもののうち、指定等されたい施設等の数を記入すること。

2. (元号) 年度施設機能強化推進費特別事業指定施設等一覧.....別紙

改正後

現行

別紙

(元号) 年度 施設機能強化推進費特別事業指定施設等一覧

番号	特別事業名 (注1)	施設等種別 (注2)	指定施設等名	経営主体	事業開始年月日

別紙

(元号) 年度 施設機能強化推進費特別事業指定施設等一覧

番号	特別事業名 (注1)	施設等種別 (注2)	指定施設等名	経営主体	事業開始年月日

(注1) 特別事業名欄には、自立生活支援事業、親子支援事業、家族療法事業、施設入所児童家庭生活体験事業、市町村連携事業、レスパイト・ケア体制構築事業（Ⅰ）、レスパイト・ケア体制構築事業（Ⅱ）、休日・夜間支援体制強化事業のいずれかから選択して記載すること。  
 (注2) 施設等種別欄には、乳児院、児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設、母子生活支援施設、里親支援センター、児童自立生活援助事業所、里親、ファミリーホームのいずれかから選択して記載すること。

(注1) 特別事業名欄には、自立生活支援事業、親子支援事業、家族療法事業、施設入所児童家庭生活体験事業のいずれかから選択して記載すること。  
 (注2) 施設等種別欄には、乳児院、児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設、母子生活支援施設、自立援助ホーム、里親、ファミリーホームのいずれかから選択して記載すること。



別紙様式3

別紙様式3

番  
(元号) 年 月 日

番  
(元号) 年 月 日

こども家庭庁支援局家庭福祉課長

厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課長

都道府県  
指定都市 民生主管部(局)長  
児童相談所設置市

都道府県  
指定都市 民生主管部(局)長  
児童相談所設置市

(元号) 年度施設機能強化推進費特別事業の実施状況について

(元号) 年度施設機能強化推進費特別事業の実施状況について

標記について、昭和62年5月20日児発第450号厚生省児童家庭局長通知の第4の4に基づき報告する。

標記について、昭和62年5月20日児発第450号厚生省児童家庭局長通知の第4の4に基づき報告する。

1. (元号) 年度施設機能強化推進費特別事業実施施設指定状況

施設等種別	所管施設等数	自立生活支援事業		親子支援事業		家族療法事業		施設入所児童家庭生活体験事業	
		申請施設等数(注1)	指定施設等数(注2)	申請施設等数(注1)	指定施設等数(注2)	申請施設等数(注1)	指定施設等数(注2)	申請施設等数(注1)	指定施設等数(注2)
乳児院	か所	/	/	か所	か所	か所	か所	か所	か所
児童養護施設	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所
児童心理治療施設	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所
児童自立支援施設	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所
母子生活支援施設	か所	か所	か所	か所	か所	/	/	/	/
自立援助ホーム	か所	か所	か所	/	/	/	/	/	/
里親	世帯	世帯	世帯	/	/	/	/	/	/
ファミリーホーム	か所	か所	か所	/	/	/	/	/	/

1. (元号) 年度施設機能強化推進費特別事業実施施設指定状況

施設等種別	所管施設等数	自立生活支援事業		親子支援事業		家族療法事業		施設入所児童家庭生活体験事業	
		申請施設等数(注1)	指定施設等数(注2)	申請施設等数(注1)	指定施設等数(注2)	申請施設等数(注1)	指定施設等数(注2)	申請施設等数(注1)	指定施設等数(注2)
乳児院	か所	/	/	か所	か所	か所	か所	か所	か所
児童養護施設	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所
児童心理治療施設	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所
児童自立支援施設	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所
母子生活支援施設	か所	か所	か所	か所	か所	/	/	/	/
自立援助ホーム	か所	か所	か所	/	/	/	/	/	/
里親	世帯	世帯	世帯	/	/	/	/	/	/
ファミリーホーム	か所	か所	か所	/	/	/	/	/	/

(注1) 都道府県市に申請があった施設等の数を記入すること

(注2) 都道府県市に申請があったもののうち、指定等された施設等の数を記入すること。

(注1) 都道府県市に申請があった施設等の数を記入すること

(注2) 都道府県市に申請があったもののうち、指定等された施設等の数を記入すること。

2. (元号) 年度施設機能強化推進費特別事業実施報告書.....別紙

2. (元号) 年度施設機能強化推進費特別事業実施報告書.....別紙

別紙様式3の2

(新規)

番 号  
(元号) 年 月 日

こども家庭庁支援局家庭福祉課長

都 道 府 県  
指 定 都 市 民生主管部(局)長  
児童相談所設置市

(元号) 年度施設機能強化推進費特別事業実施施設指定状況について

標記について、昭和62年5月20日児発第450号厚生省児童家庭局長通知の第4の4に基づき報告する。

1. (元号) 年度施設機能強化推進費特別事業実施施設指定状況

施設等種別	所管施設等数	市町村連携事業		レスパイト・ケア体制構築事業(Ⅰ)		レスパイト・ケア体制構築事業(Ⅱ)		休日・夜間支援体制強化事業	
		申請施設等数(注1)	指定施設等数(注2)	申請施設等数(注1)	指定施設等数(注2)	申請施設等数(注1)	指定施設等数(注2)	申請施設等数(注1)	指定施設等数(注2)
里親支援センター	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所

(注1) 都道府県市に申請があった施設等の数を記入すること

(注2) 都道府県市に申請があったもののうち、指定等されたい施設等の数を記入すること。

2. (元号) 年度施設機能強化推進費特別事業指定施設等一覧.....別紙









改正後

現 行

別紙

(元号) 年度 施設機能強化推進費特別事業実施報告書

(元号) 年 月 日

都道府縣市名

5. ① 市町村連携事業

番号	指定施設等名	経営主体	実施事業 (注)

(注) 実施事業欄には、ア事業内容の (ア) ~ (ウ) の事業について実施した内容を具体的に記載すること。

別紙

(元号) 年度 施設機能強化推進費特別事業実施報告書

(元号) 年 月 日

都道府縣市名

5. ② レスパイト・ケア体制構築事業

番号	指定施設等名	経営主体	適用加算 (注1)	レスパイト・ケアを実施 した日数(注2)

(注1) 適用加算の欄には、認定を受けた加算に応じて、「加算（Ⅰ）」又は「加算（Ⅱ）」のい  
ずれかを記載すること。

(注2) レスパイト・ケアを実施した日数欄には、当該年度にレスパイト・ケアを実施した日数を  
記載すること。



改正後

現 行

別紙

(元号) 年度 施設機能強化推進費特別事業実施報告書

(元号) 年 月 日  
都道府縣市名

5. ③ 休日・夜間支援体制強化事業

番号	指定施設等名	経営主体	里親支援センターの年間の開所時間(注1)	イ(イ) bに示す開所時間外の連絡体制の整備について	
				実施方法(注2)	実施時間(注3)

(注1) 里親支援センターの年間の開所時間欄には、当該年度の週平均の開所時間を記載すること。  
 (注2) 実施方法欄には、どのような連絡体制をとっているのか記載すること。  
 (例：非常勤の宿日直職員を〇時から〇時まで配置 など)  
 (注3) 実施時間欄には、イ(イ) bに示す開所時間外の連絡体制の整備を実施している、当該年度の週平均の時間を記載すること。

改正後	現行
<p data-bbox="83 205 813 256">※ 発出するまでの間において、変更が生じる場合がある。</p> <p data-bbox="1169 170 1478 401">子 発 0308 第 4 号                      令 和 3 年 3 月 8 日                      子 発 0218 第 4 号                      令 和 4 年 2 月 18 日  <u>こ 支 家 第 ※ 号</u>                      [一部改正] <u>令 和 ※ 年 ※ 月 ※ 日</u></p> <p data-bbox="121 443 575 594">各                      都 道 府 県 知 事                      指 定 都 市 市 長                      中 核 市 市 長                      児 童 相 談 所 設 置 市 市 長                      殿</p> <p data-bbox="908 716 1270 747">厚生労働省子ども家庭局長</p> <p data-bbox="427 869 1145 900">児童養護施設等における自立支援体制の強化について</p> <p data-bbox="100 1026 1448 1178">児童養護施設等において、施設等退所前の進学・就職等の自立支援及び退所後のアフターケアを担う職員を配置し、入所児童等の退所前後の自立に向けた支援を強化するため、別紙のとおり、自立支援担当職員加算実施要綱を定め、令和2年4月1日から実施することとしたので、その適正かつ円滑な実施を期されたく通知する。</p>	<p data-bbox="2564 170 2873 321">子 発 0308 第 4 号                      令 和 3 年 3 月 8 日                      [一部改正] 子 発 0218 第 4 号                      令 和 4 年 2 月 18 日</p> <p data-bbox="1516 407 1970 558">各                      都 道 府 県 知 事                      指 定 都 市 市 長                      中 核 市 市 長                      児 童 相 談 所 設 置 市 市 長                      殿</p> <p data-bbox="2303 716 2665 747">厚生労働省子ども家庭局長</p> <p data-bbox="1822 869 2540 900">児童養護施設等における自立支援体制の強化について</p> <p data-bbox="1495 1026 2843 1178">児童養護施設等において、施設等退所前の進学・就職等の自立支援及び退所後のアフターケアを担う職員を配置し、入所児童等の退所前後の自立に向けた支援を強化するため、別紙のとおり、自立支援担当職員加算実施要綱を定め、令和2年4月1日から実施することとしたので、その適正かつ円滑な実施を期されたく通知する。</p>

改正後	現行
<p>(別紙)</p> <p>自立支援担当職員加算実施要綱</p> <p>1. 目的  児童養護施設等において、施設等退所・<u>里親等委託解除</u>前の進学・就職等の自立支援及び退所・<u>委託解除</u>後のアフターケアを担う職員（以下「自立支援担当職員」という。）を配置し、入所・<u>里親等委託</u>児童等の退所・<u>委託解除</u>前後の自立に向けた支援の充実を図る。</p> <p>2. 対象施設等  児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、児童自立生活援助事業（<u>児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号。）第36条の4の2第1号に規定する児童自立生活援助事業所Ⅰ型において実施する場合に限る。以下同じ。</u>）、<u>母子生活支援施設及び里親支援センター</u>とする。</p> <p>3. 資格要件  (略)</p> <p>4. 業務内容  (1)～(3) (略)</p> <p>(4) 施設等退所・<u>里親等委託解除</u>前からの自立に向けた相談支援等  (5) 施設等退所・<u>里親等委託解除</u>者に対する継続的な状況把握及び相談支援等  (6) (略)</p> <p>5. 加算要件  (略)</p>	<p>(別紙)</p> <p>自立支援担当職員加算実施要綱</p> <p>1. 目的  児童養護施設等において、施設等退所前の進学・就職等の自立支援及び退所後のアフターケアを担う職員（以下「自立支援担当職員」という。）を配置し、入所児童等の退所前後の自立に向けた支援の充実を図る。</p> <p>2. 対象施設等  児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、児童自立生活援助事業（<u>自立援助ホーム</u>）<u>及び母子生活支援施設</u>とする。</p> <p>3. 資格要件  自立支援担当職員は、社会福祉士若しくは精神保健福祉士の資格を有する者、児童養護施設等において児童の養育に5年以上従事した者又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第13条第3項各号のいずれかに該当する者でなければならない。</p> <p>4. 業務内容  (1) 自立支援計画作成への助言及び進行管理  (2) 児童等の学習・進学支援、職業指導、就労支援等に関する社会資源との連携、他施設や関係機関との連携  (3) 高校中退者など個別対応が必要な児童等に対する生活支援、再進学又は就労支援等  (4) 施設等退所前からの自立に向けた相談支援等  (5) 施設等退所者に対する継続的な状況把握及び相談支援等  (6) その他児童等の自立支援に資する業務</p> <p>5. 加算要件  自立支援担当職員は、その取組に応じて、自立支援担当職員加算（Ⅰ）又は自立支援担当職員加算（Ⅱ）のいずれかを加算する。  なお、アフターケア対象者（母子生活支援施設については世帯。以下同じ。）の数及び支援回数については、年間の見込みで加算することとし、直近の連続する2年間で実績が申請した加算要件を下回る場合には、次年度において当加算要件に基づく加算は受けられないものであること。</p> <p>(1) 自立支援担当職員加算（Ⅰ）  アフターケア対象者20人以上かつ支援回数240回以上  （対象者1人につき月1回以上を想定）</p> <p>(2) 自立支援担当職員加算（Ⅱ）  アフターケア対象者10人以上かつ支援回数120回以上  （対象者1人につき月1回以上を想定）</p> <p>ただし、創設して間もない施設等又は小規模な施設等であって、アフターケア対象者が20人に満たない場合は、アフターケア対象者全員に対し月1回以上支援を行った場合は自立支援担当職員加算（Ⅰ）、アフターケア対象者の半数以上に対し月1回以上支援を行った場合は自立支援担当職員加算（Ⅱ）、アフターケア対象者がいないが、退所前からの支援に取り組む場合は、自立支援担当職員加算（Ⅱ）をそれぞれ加算できることとする。</p> <p>また、支援回数は、次の支援を行った場合を対象とする。  ア. アフターケア対象者の職場や自宅等を訪問し、相談支援等を行った場合</p>

改正後	現行
<p>6. 施設等の指定等</p> <p>自立支援担当職員を配置する施設等は、都道府県知事、指定都市、中核市又は児童相談所設置市長（以下「都道府県知事等」という。）が定める期間内に都道府県知事等へ申請を行い、次に定めるところにより都道府県知事等が年度ごとに指定するものとする。また、自立支援担当職員の活動状況については、別紙様式により、翌年度4月末日までに、当局家庭福祉課長まで報告すること。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 自立支援担当職員は当該業務を行う専任の職員とし、施設等の直接処遇の勤務ローテーションに入らないこと。ただし、<u>児童自立生活援助事業</u>において、5. 加算要件(1)自立支援担当職員加算(I)の要件を満たす場合にはこの限りでない。</p> <p>(3)～(6) (略)</p> <p>7. 経費</p> <p>この通知に基づく職員の配置に要する経費については、<u>「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について」</u>（令和5年5月10日こ支家第47号こども家庭庁長官通知）によるものとする。</p>	<p>イ. アフターケア対象者が施設等を来所し、相談支援等を行った場合 ウ. アフターケア対象者等に対して電話やメール等により相談支援等を行った場合</p> <p>6. 施設等の指定等</p> <p>自立支援担当職員を配置する施設等は、都道府県知事、指定都市、中核市又は児童相談所設置市長（以下「都道府県知事等」という。）が定める期間内に都道府県知事等へ申請を行い、次に定めるところにより都道府県知事等が年度ごとに指定するものとする。また、自立支援担当職員の活動状況については、別紙様式により、翌年度4月末日までに、当局家庭福祉課長まで報告すること。</p> <p>(1) 1か所の施設等について自立支援担当職員の加算は1人分とすること。</p> <p>(2) 自立支援担当職員は当該業務を行う専任の職員とし、施設等の直接処遇の勤務ローテーションに入らないこと。ただし、<u>自立援助ホーム</u>において、5. 加算要件(1)自立支援担当職員加算(I)の要件を満たす場合にはこの限りでない。</p> <p>(3) 児童等の自立支援に当たっては、学校、職場及び児童相談所その他関係機関と密に連携し、入所時から退所後まで切れ目のない支援を行うこと。</p> <p>(4) 職業指導員加算を算定している場合は、本加算は算定できない。</p> <p>(5) 2. 対象施設の児童養護施設とは、本体施設のほか、「児童養護施設等のケア形態の小規模化の推進について」（平成17年3月30日雇児発第0330008号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）に定める分園型小規模グループケア及び「地域児童養護施設の設置運営について」（平成12年5月1日児発第489号厚生省児童家庭局長通知）に定める地域小規模児童養護施設とし、母子生活支援施設とは、本体施設のほか、「小規模分園型（サテライト型）母子生活支援施設の設置運営について」に定める小規模分園型（サテライト型）母子生活支援施設とする。</p> <p>(6) 5. 加算要件を満たしている場合には、施設等退所前の自立支援及び退所後のアフターケアだけでなく、必要に応じて、地域の要支援家庭を訪問等して支援を行うことも可能とする。</p> <p>7. 経費</p> <p>この通知に基づく職員の配置に要する経費については、平成11年4月30日厚生省発児第86号厚生事務次官通知「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について」によるものとする。</p>

別紙様式

別紙様式

文 書 番 号  
(元号) 年 月 日

文 書 番 号  
(元号) 年 月 日

こども家庭庁支援局家庭福祉課長

厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課長

都 道 府 県  
指 定 都 市  
中 核 市 民生主管部（局）長  
児童相談所設置市

都 道 府 県  
指 定 都 市  
中 核 市 民生主管部（局）長  
児童相談所設置市

(元号) 年度における自立支援担当職員の活動状況について

(元号) 年度における自立支援担当職員の活動状況について

標記について、令和3年3月8日子発0308第4号厚生労働省子ども家庭局長通知「児童養護施設等における自立支援体制の強化について」の6に基づき、下記のとおり報告する。

標記について、令和3年3月8日子発0308第4号厚生労働省子ども家庭局長通知「児童養護施設等における自立支援体制の強化について」の6に基づき、下記のとおり報告する。

番号	施設種別 (注1)	施設名	適用加算 (注2)	アフターケア対 象者数(注3)	支援回数 (注4)

番号	施設種別 (注1)	施設名	適用加算 (注2)	アフターケア対 象者数(注3)	支援回数 (注4)

(注1) 施設等種別欄には、児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設、児童自立生活援助事業所、母子生活支援施設、里親支援センターのいずれかから選択して記載すること。

(注1) 施設等種別欄には、児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設、自立援助ホーム、母子生活支援施設のいずれかから選択して記載すること。

(注2) 適用加算欄には、認定を受けた加算に応じて、「加算（Ⅰ）」又は「加算（Ⅱ）」のいずれかを記載すること。

(注2) 適用加算欄には、認定を受けた加算に応じて、「加算（Ⅰ）」又は「加算（Ⅱ）」のいずれかを記載すること。

(注3) アフターケア対象者数欄には、年間支援を行ったアフターケア対象者数を記載すること。ただし、創設して間もない施設等又は小規模な施設等であって、アフターケア対象者が20人に満たない場合は、〇人（アフターケア対象者数）/〇人（アフターケア総対象者数）と記載すること。

(注3) アフターケア対象者数欄には、年間支援を行ったアフターケア対象者数を記載すること。ただし、創設して間もない施設等又は小規模な施設等であって、アフターケア対象者が20人に満たない場合は、〇人（アフターケア対象者数）/〇人（アフターケア総対象者数）と記載すること。

(注4) 支援回数欄には、年間延べ支援回数を記載すること。

(注4) 支援回数欄には、年間延べ支援回数を記載すること。

(案)

※ 発出するまでの間において、変更が生じる場合がある。

こ 支 家 第 ※ 号  
令 和 ※ 年 ※ 月 ※ 日

都 道 府 県 知 事  
各 指 定 都 市 市 長 殿  
児 童 相 談 所 設 置 市 市 長

こども家庭庁支援局長

児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金（児童福祉法第26条第1項第2号及び第27条第1項第2号に規定する指導の委託に要する費用）の交付の取扱いについて

標記について、次のとおり実施方法を定め、令和6年4月1日から実施することとしたので、その適正かつ円滑な実施を期されたく通知する。

(案)

1 目的

児童相談所における児童虐待相談対応件数は、極めて高い水準で推移しており、複雑・困難なケースも増加している。このため、都道府県又は児童相談所が行うこととされている要保護児童又はその保護者に対する指導などの業務について、困難を抱えるこどもの養育に関する専門性を有した民間団体を積極的に活用することにより、児童虐待の発生予防の充実に努めるとともに、児童虐待発生後の的確かつ円滑な対応を行う体制の強化を図ることを目的とする。

2 実施主体

この事業の実施主体は、都道府県（指定都市及び児童相談所設置市を含む。以下同じ。）とする。

3 事業内容

施設等入所までは要しないが、要保護性がある又は施設を退所後間もないなど、継続的な指導措置が必要とされるこども及びその保護者に対して、地理的要件、過去の相談経緯等の理由により児童家庭支援センターその他の指導を行う者として適切な水準の専門性を有すると認められる機関（以下「指導機関」という。）による指導が適当と考えられる、次に掲げる事例について、児童相談所長及び都道府県（以下「児童相談所等」という。）が指導機関に対し、児童福祉法（昭和22年法律第164号以下「法」という。）第26条第1項第2号及び第27条第1項第2号に規定する指導を委託（以下「指導委託」という）して行う場合に、指導機関において必要となる経費の支弁を行う。

- (1) 当該指導機関が有する専門的な支援プログラムを、対象のこども及びその保護者に対して実施することが必要であると考えられるケース
- (2) 児童相談所までの交通利便上支障があり、指導機関で実施した方が円滑な指導が期待できるケース
- (3) 指導が必要であるが、保護者が児童相談所による指導に対して拒否的であり、指導機関による指導を行う方が効果的であると判断されるケース
- (4) その他、児童相談所等が指導機関に委託して指導を行うことが適当と判断するケース

4 指導機関の要件

指導機関は、以下のいずれにも該当するものとする。

- (1) 都道府県及び市町村以外の者が設置する機関であること。
- (2) 指導機関の運営主体は、委託を受ける業務を適切かつ確実に行うことができると認められる法人であること。
- (3) 委託を受ける指導に従事するものとして、次のアからウのいずれかに該当する者を置いていること。

ア 学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学又は旧大学令（大正7年勅令第388号）に基づく大学において、心理学を専修する学科又はこれに相当する

(案)

課程を修めて卒業した者（当該学科又は当該課程を修めて同法に基づく専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）

イ 法第13条第3項各号のいずれかに該当する者

ウ 児童相談所長又は都道府県知事（指定都市及び児童相談所設置市の市長を含む。）がア又はイに掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者

5 指導の内容

指導機関が実施する具体的な指導の内容は、概ね次に掲げるものとする。

- (1) こどもに対する心理療法等のカウンセリング
- (2) こどもに対する家庭訪問等による生活支援、登校支援
- (3) 保護者による通所、こども及びその保護者の居宅への訪問等による相談支援、生活支援
- (4) 保護者とのこどもに関する情報及びこどもに対する支援内容の共有
- (5) 関係機関とこども及びその保護者に関する必要な情報の共有及び指導に際して必要となる連携体制の構築
- (6) 前各号に掲げるもののほか、児童相談所等が必要と認めるもの

6 事業の実施にあたっての留意事項

- (1) 指導機関に委託して指導を行う場合には、児童相談所等は予めその旨をこどもや保護者等に十分説明し、その同意を得た上で行うことを原則とし、委託による指導が決定した場合には、指導機関に対し、指導について参考となる情報を詳細に伝達するとともに、指導機関が的確な援助計画を作成できるよう助言を行うなど、指導の一貫性、適格性が確保できるよう努めること。
- (2) 指導機関が解除又は変更を適当と認めた場合には、速やかに児童相談所等にその旨の意見が述べられるよう体制を整備すること。
- (3) 児童相談所等は指導機関から定期的に指導の経過報告を求めるとともに、必要な助言、援助等を行うなど、指導機関と十分に連携を図ること。

7 支弁方法等

- (1) 指導委託の件数は、対象となるこども1人につき1件とする。
- (2) 都道府県は、指導委託の件数を、委託する指導機関ごとに把握し、月初日の指導委託件数に応じて、指導機関に支弁するものとする。ただし、その月において、5に掲げる指導を実施しなかったこどもについては、その月の対象件数から除くこと。
- (3) 各月の支弁額については、「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について」（令和5年5月10日こ支家第47号こども家庭庁長官通知）に規定する金額とする。
- (4) 指導機関の業務に支障がない範囲において、月ごとの支払いのほか数か月分をまとめて支弁することも可能とする。



(案)

7 支出対象経費

本事業の実施に必要な報酬、給料及び職員手当等、共済費、報償費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、食料費、光熱水費）、役務費（通信運搬費）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、補助金

こ支家第 125 号  
令和 6 年 3 月 12 日

都道府県知事  
各 指定都市市長 殿  
児童相談所設置市市長

こども家庭庁支援局長  
( 公 印 省 略 )

### 「都道府県社会的養育推進計画」の策定について

都道府県社会的養育推進計画（以下「計画」という。）については、各都道府県等において、「都道府県社会的養育推進計画」の策定について」（平成 30 年 7 月 6 日付け子発 0706 第 1 号厚生労働省子ども家庭局長通知）の別添「都道府県社会的養育推進計画の策定要領」を基に策定の上、これに基づき、児童虐待防止・社会的養護に関する各種施策を推進していただいているところである。

この間、令和 4 年 6 月に成立した児童福祉法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 66 号）において、こどもに対する家庭及び養育環境の支援を強化し、こどもの権利の擁護が図られた児童福祉施策を推進するための所要の措置を講ずる内容の改正が行われたほか、これに先立つ「令和 3 年度社会保障審議会児童部会社会的養育専門委員会」報告書（令和 4 年 2 月）においては、計画は、資源の計画的な整備方針のためのものとすべきことや、整備された資源による効果や課題に対して、国が適切な指標を設けて都道府県等に対して実態把握・分析を促していく必要性等について指摘されたところである。

これらを踏まえ、既存の計画を全面的に見直し、新たに計画を策定するに当たっての基本的考え方や計画に記載すべき事項、留意事項等をまとめ、別添のとおり新たに「都道府県社会的養育推進計画の策定要領」（以下「策定要領」という。）を作成したので、通知する。

貴職におかれては、内容について御了知いただき、児童相談所、管内の市区町村、施設等の関係機関等に対し周知を図るとともに、この策定要領を基に計画の全面的な見直しに向けた準備や検討を行い、令和 6 年度末までに、令和 7 年度から令和 11 年度を計画期間とする新たな計画を策定していただきたい。また、策定要領でお示しした取組については、計画の策定を待たず、可能なものから順次速やかに着手していただきたい。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言である。

(別添)

## 都道府県社会的養育推進計画の策定要領

令和4年の通常国会において成立した児童福祉法等の一部を改正する法律（令和4年法律第66号。以下「令和4年改正児童福祉法」という。）においては、こどもに対する家庭及び養育環境の支援を強化し、こどもの権利の擁護が図られた児童福祉施策を推進するための所要の措置を講ずる内容の改正が行われた。

また、これに先立つ「令和3年度社会保障審議会児童部会社会的養育専門委員会」報告書（令和4年2月）においては、児童福祉法（昭和22年法律第164号）の改正に向けた制度見直しの内容が示されるとともに、これに関連して、都道府県社会的養育推進計画（以下「計画」という。）について、資源の計画的な整備方針のための計画とすべきことや、整備された資源による効果や課題について、適切な指標を設けて都道府県に対して実態把握・分析を促していく必要性等が指摘されているところである。

この「都道府県社会的養育推進計画の策定要領」（以下「策定要領」という。）は、これらを踏まえ、既存の計画を全面的に見直し、新たに計画を策定するに当たっての基本的考え方や計画に記載すべき事項、留意事項等をまとめたものである。

各都道府県においては、この策定要領を基に計画の全面的な見直しに向けた準備や検討を進め、計画の策定を待たず、可能なものから順次速やかに取組を進めつつ、令和6年度末までに新たな計画を策定していただきたい。

## 目 次

1. 今回の計画策定の位置付け	3
2. 基本的考え方	6
3. 項目ごとの策定要領	11
(1) 都道府県における社会的養育の体制整備の基本的考え方及び全体像	11
(2) 当事者であるこどもの権利擁護の取組（意見聴取・意見表明等支援等）	13
(3) 市区町村のこども家庭支援体制の構築等に向けた都道府県の取組	17
①市区町村の相談支援体制の整備に向けた都道府県の支援・取組	17
②市区町村の家庭支援事業等の整備に向けた都道府県の支援・取組	19
③児童家庭支援センターの機能強化及び設置促進に向けた取組	21
(4) 支援を必要とする妊産婦等の支援に向けた取組	23
(5) 各年度における代替養育を必要とするこども数の見込み	25
(6) 一時保護改革に向けた取組	27
(7) 代替養育を必要とするこどものパーマネンシー保障に向けた取組	30
①児童相談所におけるケースマネジメント体制の構築に向けた取組	30
②親子関係再構築に向けた取組	31
③特別養子縁組等の推進のための支援体制の構築に向けた取組	34
(8) 里親・ファミリーホームへの委託の推進に向けた取組	36
①里親・ファミリーホームへの委託こども数の見込み等	36
②里親等支援業務の包括的な実施体制の構築に向けた取組	40
(9) 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組	43
①施設で養育が必要なこども数の見込み	43
②施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組	43
(10) 社会的養護自立支援の推進に向けた取組	48
①自立支援を必要とする社会的養護経験者等数の見込み及び実情把握	48
②社会的養護経験者等の自立に向けた取組	48
(11) 児童相談所の強化等に向けた取組	50
①中核市・特別区の児童相談所設置に向けた取組	50
②都道府県（児童相談所）における人材確保・育成、児童相談所設置等に向けた取組	51
(12) 障害児入所施設における支援	54
(13) 留意事項	55

## 1. 今回の計画策定の位置付け

- ・ 児童福祉に関する施策については、これまで、累次の一部改正が行われているが、児童福祉法等の一部を改正する法律（平成 28 年法律第 63 号。以下「平成 28 年改正児童福祉法」という。）においては、昭和 22 年の制定時から見直されてこなかった理念規定が改正され、こどもが権利の主体であることが位置付けられるとともに、こどもの「家庭養育優先原則」が明記された。さらに児童福祉法及び児童虐待の防止等に関する法律の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 69 号）においては、在宅での養育環境の改善を図るため、保護者に対する指導への司法関与や、家庭裁判所による一時保護の審査の導入など、司法の関与の強化等がなされた。
- ・ これら児童福祉法等の抜本的な改正を受けて、「新たな社会的養育の在り方に関する検討会」により、平成 29 年 8 月に「新しい社会的養育ビジョン」が取りまとめられ、平成 28 年改正児童福祉法に基づく社会的養育の全体像が示されるとともに、市区町村におけるこども家庭支援体制の構築や児童相談所改革等に加え、代替養育としての性格も有する一時保護改革、里親への包括的支援体制の在り方としてフォスタリング機関事業の構築、乳児院、児童養護施設等の施設の高機能化及び多機能化・機能転換、パーマネンシー保障としての特別養子縁組の推進と養親やこどもへの支援、こどもの自立支援など、平成 28 年改正児童福祉法の理念等を具体化するとともに、実現に向けた改革の工程と具体的な数値目標が示された。
- ・ 国においては、平成 28 年改正児童福祉法の理念の下、「新しい社会的養育ビジョン」で掲げられた取組を通じて、「家庭養育優先原則」を徹底し、こどもの最善の利益を実現していくために、平成 28 年改正児童福祉法等を受けて、既存の都道府県推進計画を全面的に見直すこととし、各都道府県が新たに計画を策定するに当たって踏まえるべき基本的考え方や留意点などのポイントをまとめた策定要領を作成し、平成 30 年 7 月に都道府県に対して発出し、令和元年度末までに新たな計画を策定するよう依頼した。
- ・ これを受け、各都道府県においては、策定要領を踏まえ、計画期間（令和 11 年度を終期とし、令和 2 年度から令和 6 年度、令和 7 年度から令和 11 年度の 2 期に区分）における数値目標と達成期限等を定めた新たな計画を策定し、これに基づき、里親・ファミリーホームへの委託の推進をはじめとした取組を進めてきたところである。同時に、国においても、都道府県の取組を強力に支援し、計画の加速化を促すため、令和 6 年度末までの期間を集中取組期間として位置付け、毎年度、「里親委託・施設地域分散化等加速化プラン」の提出を求め、里親等委託の推進等に向けて意欲的に取り組む自治体に対して、里親養育包括支援（フォスタリング）事業の補助率の嵩上げや児童養護施設等の小規模化かつ地域分散化の施設整備費等の補助率の嵩上げを行ってきた。また併せて、フォスタリング機関に対する支援の拡充や、地域小規模児童養護施設等の定員要件の緩和等の実施により、里親等委託、児童養護施設等の小規模化かつ地域分散化を推進してきたところである。
- ・ しかしながら、現行計画に基づく取組状況を見ると、里親等委託率（乳児院及び児童養護施設に入所措置されているこども及び里親及びファミリーホームに委託されているこどもの合計数に占める里親及びファミリーホームに委託されているこども数の割合をいう。以下同じ。）の状況は、国の目標値は「概ね 7 年以内（3 歳未満は概ね 5 年以内）に乳幼児の里親等委託率 75%以上、概ね 10 年以内に学童期以降の里親等委託率 50%以上」であるところ、令和 3 年度末時点で「3 歳未満 25.3%、3 歳以上の就学前 30.9%、学童期以降 21.7%、合計 23.5%」に、特別養子縁組の成立件数は、国の目標値は「5 年後に年間 1,000 人以上」であるところ、令和 4 年中では「580 件」にとどまっており、その取組は未だ十分ではない状況である。ただし、一部自治体においては、児童相談所に専任の係を設置するなどして里親等委託を推進し、上記目標を達成していることなどには注目する必要がある。
- ・ また、全国の児童相談所における児童虐待に関する相談対応件数は、児童虐待の防

止等に関する法律（平成12年法律第82号）施行前の平成11年度の11,631件に比べ、令和3年度には207,660件と約17.9倍に増加しているが、この児童虐待相談対応件数のうち、一時保護や里親・ファミリーホーム等への措置に至るのは約15%であり、これ以外で、児童相談所や市区町村が在宅での支援等の対応を行う必要のあるケースが数多く存在することや、措置が必要でも措置に至っていないケースがあるのではないかとの指摘があることも踏まえ、一時保護や里親・ファミリーホーム等への措置及び在宅での支援等を全体として格段に強化していかなければならない。

- なお、在宅での支援等の対応を行う必要のあるケースに対する市区町村における地域子ども・子育て支援事業の供給量を令和元年度の利用実績から見ると、要支援・要保護児童1人当たり、子育て短期支援事業のショートステイが約0.36日/年、養育支援訪問事業は約0.72件/年にとどまっており、市区町村の子ども・子育て支援については特に量的な拡充の必要がある。
- このような状況を踏まえて、令和4年6月に全会一致で成立した令和4年改正児童福祉法においては、こどもに対する家庭及び養育環境の支援を強化し、こどもの権利の擁護が図られた児童福祉施策を推進するため、以下のような措置を講ずることされた。
- まず、子育て世帯等に対する包括的な支援のための体制強化及び事業の拡充に向け、現行の子ども家庭総合支援拠点と子育て世代包括支援センターの設立の意義や機能は維持した上で組織を見直し、一体的に相談支援を行う機能を有するこども家庭センターの設置や、未就園児のいる子育て世帯を含む全ての子育て世帯の相談機関である地域子育て相談機関の整備、子育て世帯訪問支援事業や児童育成支援拠点事業、親子関係形成支援事業の創設等が行われた。
- また、一時保護施設及び児童相談所によるこどもへの処遇や支援、困難を抱える妊産婦等への支援の質の向上に向け、一時保護施設の環境改善に向けた設備及び運営に関する基準の策定、虐待等により傷ついた親子関係の修復や再構築のための親子再統合支援事業の創設、里親や委託児童等に対する里親支援事業を包括的に実施する里親支援センターの児童福祉施設としての位置付け、困難を抱える妊産婦等に一時的な住居や食事の提供、その後の養育等に係る情報提供等を行う妊産婦等生活援助事業の創設が行われた。
- さらに、社会的養護経験者等（社会的養護経験者や被虐待経験がありながらもこれまで公的支援につながらなかった者等をいう。以下同じ。）に対する自立支援の強化に向け、社会的養護経験者等の実情把握や支援を都道府県の業務として位置付けた上で、児童自立生活援助事業の一律の年齢制限の弾力化等や、社会的養護経験者等が相互の交流を行う場所を開設し、必要な情報の提供、相談及び助言並びに関係機関との連絡調整等を行う社会的養護自立支援拠点事業の創設が行われた。
- また、引き続きこどもの権利擁護の取組を推進するため、施設等への入所や一時保護等の措置の実施及びこれらの措置の実施中における処遇に対するこどもの意見又は意向に関し、都道府県の児童福祉審議会等による調査審議・意見具申が行われるようにすることその他の方法により、こどもの権利擁護に係る環境を整備することが都道府県の業務として位置付けられるとともに、在宅指導、里親等委託、施設入所等の措置、一時保護の決定、解除、更新等の際に、こどもの意見聴取等を行うこととされた。さらに、こどもの福祉に関し知識又は経験を有する者（意見表明等支援員）が、意見聴取等により意見又は意向を把握するとともに、それを勘案して児童相談所、都道府県その他関係機関との連絡調整等を行う意見表明等支援事業の創設が行われた。
- 加えて、一時保護の判断の適正性や手続の透明性の確保のため、一時保護開始時の判断に関する司法審査の導入のほか、こども家庭福祉の実務者の専門性の向上のため、一定の実務経験のある有資格者や現任者を対象とした認定資格（こども家庭ソーシャルワーカー）の導入などが盛り込まれた。

- ・ これら令和4年改正児童福祉法の内容については、今後、各都道府県において、計画に適切に反映した上で、取組を推進していく必要がある。とりわけ、市区町村における、こども家庭センターを中心とした相談支援体制と家庭支援事業（子育て短期支援事業、養育支援訪問事業、一時預かり事業、子育て世帯訪問支援事業、児童育成支援拠点事業及び親子関係形成支援事業の6事業をいう。以下同じ。）については、都道府県が実施する妊産婦等生活援助事業等と併せて虐待等に至る前の予防的支援策として、また、虐待等により親子関係の修復が必要な家庭に対しては親子関係再構築に向けた支援として、重要な役割を果たすものである。各都道府県においては、市区町村においてこれらが円滑かつ効果的に実施されるよう、必要な支援を行うことが重要である。
- ・ 併せて、国・地方公共団体においては、改めて、支援を必要とする家庭等に対しては、家庭養育優先原則とパーマネンシー保障の理念に基づくケースマネジメントを徹底する必要がある。
- ・ さらに、現行計画については、前出の社会的養育専門委員会報告書やこれまで実施された調査研究等において、自治体における記載内容の充実度にばらつきがある点や、一部の項目にしか整備目標が設定されていない点、PDCAサイクルの運用の視点が不十分であるといった点などが課題とされているところである。これらを踏まえ、里親・ファミリーホーム数、施設数に加え、児童家庭支援センターや里親支援センター、意見表明等支援や権利擁護、社会的養護経験者等の自立支援の体制などについても整備目標等を明記した整備計画へと抜本的な見直しを行うとともに、計画によって整備された資源による効果や課題について、適切な指標を設けて実態把握・分析を行い、適切にPDCAサイクルを運用していく必要がある。
- ・ 以上の内容を踏まえた取組が計画的かつ速やかに進められるよう、各都道府県においては、令和6年度末までに、現行計画を見直して、令和7年度から令和11年度を計画期間とする新たな計画を策定する必要がある。なお、その過程においては、こどもの最善の利益を念頭に、全てのこどもが健全に養育される権利を持っていることを十分踏まえ、こどもが不利益を被ることがないように、十分な配慮が必要である。
- ・ 今回、各都道府県が新たな計画を策定するに当たり、国として、踏まえるべき基本的考え方や計画に記載すべき事項、留意事項等をまとめ、新たな策定要領を示すものである。

## 2. 基本的考え方

### (1) 都道府県における社会的養育の体制整備の基本的考え方及び全体像

- ・ こどもの最善の利益を図るための「永続的な家族関係をベースにした家庭という育ちの場の保障、いわゆるパーマネンシー保障」（「新しい社会的養育ビジョン」（平成 29 年 8 月 2 日新たな社会的養育の在り方に関する検討会）より引用。以下同じ。）のためには、まず、市区町村において、家庭支援事業等を活用した予防的支援による家庭維持のための最大限の努力を行うべきである。
- ・ そして、代替養育を必要とする子どもに対しては、児童相談所は、家庭養育優先原則に基づき、まずは親族里親、養子縁組里親、養育里親若しくは専門里親又はファミリーホームの中から、こどもの意向や状況等を踏まえて代替養育先を検討する。これらのいずれも代替養育先として適当でない困難な課題のある子どもについては、小規模かつ地域分散化された施設又は高機能化された治療的なユニットへの入所の措置を行うとともに、家庭養育優先原則とパーマネンシー保障の理念に基づくケースマネジメントの徹底や積み重ねを継続していく必要がある。
- ・ 各都道府県においては、このことを念頭に置いて、こどもの最善の利益を実現するため、市区町村、児童相談所、里親・ファミリーホーム、施設等の体制強化、体制整備のための計画として、現行計画を見直して新たな計画を策定する必要がある。
- ・ 3. で示す計画の記載項目は、それぞれが緊密につながっており、一体的かつ全体的な視点をしっかりと持ち、計画を策定するとともに、地域の資源を最大限に活用しながら、取組を推進していく必要がある。
- ・ 計画の策定は、当事者である子ども（社会的養護経験者を含む。）のほか、里親・ファミリーホームや施設をはじめとした関係者の幅広い参画の下で行われる必要がある。また、市区町村の意見も反映する必要がある。なお、子ども・子育て支援事業計画（子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画及び都道府県子ども・子育て支援事業支援計画をいう。以下同じ。）等との整合性を図る必要がある。
- ・ 計画の策定等に当たっては、都道府県児童福祉審議会等の合議制の会議への意見聴取を行うこととする。また、計画の進捗についても、毎年度、評価のための指標等により自己点検・評価を実施し、その結果を当該会議へ報告することとする。
- ・ 自己点検・評価によって明らかになった課題等については、速やかに取組の見直し等を行い、適切に P D C A サイクルを運用する必要がある。なお、国においては、各都道府県の取組の進捗について、毎年度調査を実施し、評価のための指標等を取りまとめて、有識者の合議体等において分析・評価を行い、公表するとともに、必要な支援策を検討する。
- ・ なお、計画については、そこに掲げられた数値目標を単に達成すればよいものではなく、子ども一人一人に対して行われたソーシャルワークが子どもに還元されていることが重要であることに留意する必要がある。

### (2) 当事者である子どもの権利擁護の取組（意見聴取・意見表明等支援等）

- ・ 令和 4 年改正児童福祉法においては、里親等委託や施設入所、一時保護等の措置の実施及びこれらの措置の実施中における処遇に対するこどもの意見又は意向に関し、都道府県児童福祉審議会等による調査審議・意見具申が行われるようにすることその他の方法により、こどもの権利擁護に係る環境を整備することを都道府県の業務に位置付けるとともに、里親等委託や施設入所等の措置、一時保護決定時等の意見聴取等措置、さらにはこどもの意見表明等支援事業の創設等、こどもの権利擁護に関する取組について拡充が図られた。各都道府県においては、改めて子どもが権利の主体であることに留意した上で、「こどもの権利擁護スタートアップマニュ



アル」や「意見表明等支援員の養成のためのガイドライン」（いずれも令和5年12月26日付けこ支虐第224号こども家庭庁支援局長通知）を踏まえ、これらの内容を適切かつ積極的に推進するための具体的な取組を進めていく必要がある。

### （3）市区町村のこども家庭支援体制の構築等に向けた都道府県の取組

- ・ 児童相談所は、安全かつ健全にこどもが育つことのできる家庭維持に向け、適切に在宅指導措置を行うとともに、こどもの身近な場所において、家庭支援事業を活用するなどして、継続的に寄り添った支援が適切と考えられる事例については、市区町村に対して在宅指導措置の委託を行うことにより、効果的にこどもや保護者に対する支援を実施する必要がある。
- ・ 市区町村は、児童相談所をはじめとする各支援機関との緊密な連携の下、全ての妊産婦、子育て世帯、こどもへ一体的に相談支援を行う機関である市区町村のこども家庭センターによる相談支援を通じて、支援が必要な家庭等に対して家庭支援事業など必要な支援メニューを提供することにより、虐待等に至る前の予防的支援や、虐待等により親子関係の修復が必要な家庭に対する親子関係再構築に向けた支援を効果的に実施する必要がある。

### （4）支援を必要とする妊産婦等の支援に向けた取組

- ・ 支援を必要とする妊産婦等に対しては、子育て世帯訪問支援事業等をはじめとする家庭支援事業による支援のほか、妊産婦等生活援助事業により、相談支援をはじめ、居住等による食事の提供その他日常生活を営むのに必要な便宜の供与、個別支援計画の策定、産科・医療機関や行政手続、就労支援機関への同行支援など、支援の入口から、妊産婦等との関係を築きながら、ニーズに応じた支援を包括的に提供する必要がある。

### （5）各年度における代替養育を必要とするこども数の見込み

- ・ 現行計画における代替養育を必要とするこどもの数の見込みについて、近年の児童虐待相談対応件数の増加等を踏まえて時点修正する必要がある。その際、市区町村のこども家庭センターを中心とした相談支援や家庭支援事業等の予防的支援による家庭維持の見込数のほか、親子関係再構築に向けた支援等による家庭復帰や親族養育等への移行、養子縁組の成立の見込数を踏まえて算出する必要がある。

### （6）一時保護改革に向けた取組

- ・ 一時保護は、こどもの安全の迅速な確保、適切な保護を行い、こどもの心身の状況、置かれている環境などの状況を把握するために行われる。一時保護は、虐待を受けたこどもの最善の利益を守るため一時的にその養育環境から離すものであり、こどもにとっては、養育環境の変化により、精神的にも大きな不安を伴うものであることから、一時保護されたこどもに対して、一時保護の理由や目的などを丁寧に説明するとともに、こどもの適切な養育を受ける権利等の擁護が図られ、安全・安心な環境で適切なケアが提供されることが重要である。
- ・ 一時保護については、安全確保やアセスメントなどを適切に行うという目的に加え、代替養育としての性格も有するものでもあることから、一時保護を行う場合は、こうした一時保護の目的を達成した上で、こどもの家庭養育優先原則を踏まえ、まず家庭における養育環境と同様の養育環境を検討する。その上で、安全確保が困難な場合等には、できる限り良好な家庭的環境において個別性が尊重されるべきものである。また、こどもの年齢等に配慮しつつ、原則として個別対応を基本とする必要がある。さらに、こどもの権利擁護の観点から、意見箱の設置や相談を受け付けるための窓口の設置等、こどもに対して十分な意見の聴取とその反映を行う必要があるほか、こどもの権利制限をなるべく少なくして、安定したこどもの生活保障の取組を推進する必要がある。こうした取組を進めるため、「一時保護ガイドライン」（平成30年7月

6日付け子発 0706 第4号厚生労働省子ども家庭局長通知)を踏まえ、引き続き一時保護全般にわたる見直しや体制整備を図る必要がある。

- 各都道府県においては、一時保護における家庭養育優先原則を踏まえた体制整備に取り組むとともに、国において策定する一時保護施設の設備及び運営に関する基準を踏まえて、一時保護施設の設備及び運営について条例で基準を定め、必要な環境整備を行う必要がある。そのため、まずは委託一時保護が可能な里親・ファミリーホームの確保・養成を行うとともに、一時保護専用施設（「児童養護施設等における一時保護児童の受入体制の整備について」（平成28年9月5日付け雇児発 0905 第2号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）に基づき、児童養護施設等において、本体施設とは別に小規模なグループケアによる一時保護を実施するための施設をいう。以下同じ。）等の確保など、地域での一時保護の体制整備の充実に努める必要がある。

#### (7) 代替養育を必要とするこどものパーマネンシー保障に向けた取組

- 支援を必要とする家庭等に対しては、家庭養育優先原則とパーマネンシー保障の理念に基づくケースマネジメントを徹底する必要がある。
- すなわち、市区町村の家庭支援事業等を活用した予防的支援により家庭維持のための最大限の努力を行うとともに、代替養育を必要とするこどもに対しては、児童相談所において、実親に「こどもを取られてしまう」というような不安を抱かせないための説明上の工夫や委託後の交流確保等を通じ、里親等委託に対する実親の理解を醸成した上で、実親による里親か施設等かの選択を前提としない同意書の活用等を行うこと等により、まずは親族里親、養子縁組里親、養育里親若しくは専門里親又はファミリーホームの中から、こどもの意向や状況等を踏まえつつ、こどもにとって最良の養育先とする観点から代替養育先を検討する。さらに、これらのいずれも代替養育先として適当でない困難な課題のあるこどもについては、小規模かつ地域分散化された施設又は高機能化された治療的なユニットへの入所の措置を行う。なお、これら施設への入所の措置の期間は、できるだけ短期間となるよう、適切なケースワークや進行管理を行う。
- その上で、これらの代替養育の開始の時点から、児童相談所が中心となり、こどもの意向や状況等を踏まえながら、こどもを心身ともに安全かつ健全に養育できるよう家庭に対する支援を最大限に行って家庭復帰を目指すとともに、それが困難な場合には、親族等による養育や特別養子縁組を検討する必要がある。そのためには、早期のパーマネンシー保障に必要な判断・支援を着実に行って長期措置を防ぐための児童相談所における専門チームの配置などの体制整備を検討することが望ましい。
- 今般創設された親子再統合支援事業は、親子関係の再構築を支援するための支援メニューや体制の強化を図るための事業であり、分離して生活しているこどもと親のみを対象とした家庭復帰を唯一の目的とするものではなく、在宅で生活する親子を対象とする支援も含む、家族の状況や課題等に応じた関係修復や再構築のための支援を指すものである。親子関係再構築支援は、こどもの最善の利益の実現を目的とし、こどもの援助指針の一環として、こども、親、家族、親族等に対して行う総合的な支援であり、都道府県が推進役となり、児童相談所による支援のほか、市区町村や関係機関（里親・ファミリーホームや施設、児童家庭支援センター、医師や外部の専門家、民間団体等）、自治体内の他部署等を含め、重層的・複合的・継続的な支援が行える体制を構築していく必要がある。具体的には、「親子関係再構築のための支援体制強化に関するガイドライン」（令和5年12月26日付けこ支虐第223号こども家庭庁支援局長通知）を踏まえ、専門チームの配置など児童相談所における体制整備とともに、保護者支援プログラムの実施など民間との協働により支援を充実していくほか、こども家庭センターを中心とした家庭支援事業等による支援を通じて親子関係再構築支援が行われるよう市区町村と連携・協働することや、里親・ファミリーホームや施設との協働体制の構築を図っていくことが必要である。

- ・ 特別養子縁組を検討する場合において、適切な養子縁組里親が見つからない場合は、他の自治体や民間あっせん機関等への協力を打診することを検討するとともに、他自治体や民間あっせん機関等からの協力の依頼を受けた場合は、候補となる養子縁組里親の検討を行うなど協力することも必要である。また、家庭復帰が困難なケースについては、児童相談所長による特別養子適格の確認の審判の申立て等の活用も検討する必要がある。

#### (8) 里親・ファミリーホームへの委託の推進に向けた取組

- ・ 代替養育を必要とするこどもに対しては、一時保護時や何らかの障害のあるこどもも含め、「家庭と同様の養育環境」である里親・ファミリーホームへの委託を原則として検討する必要がある。特に就学前の乳幼児期は、愛着関係の基礎を作る時期であり、こどもが安心できる、温かく安定した家庭で養育されることが重要であることから、「児童福祉法等の一部を改正する法律の公布について」（平成 28 年 6 月 3 日付け雇児発 0603 第 1 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知。以下「平成 28 年改正児童福祉法公布通知」という。）に基づき、養子縁組や里親・ファミリーホームへの委託を原則とする。
- ・ 国においては、遅くとも令和 11 年度までに、全ての都道府県において、乳幼児の里親等委託率 75%以上、学童期以降の里親等委託率 50%以上を実現するための取組を推進する。各都道府県においては、こどもの権利やこどもの最善の利益はどの地域においても実現されるべきものであることから、個々のこどもに対する十分なアセスメントを行った上で、代替養育を必要とするこどもの数の見込み等を踏まえ、全ての都道府県において、乳幼児 75%以上、学童期以降 50%以上の里親等委託率となるよう、数値目標と達成期限を設定する。
- ・ なお、この数値目標については、家庭養育優先原則とパーマネンシー保障の理念に基づくケースマネジメントの結果も踏まえた代替養育を必要とするこどもの見込数に対して設定されるものであることに留意する必要がある。
- ・ 国としては、必要な支援策を講じるとともに、都道府県の代替養育を必要とするこどもの状況や里親等委託の取組状況を評価し、支援の在り方や進め方について検証する。
- ・ 児童福祉施設として新たに位置付けられた里親支援センターにおいて、里親のリクルートから里親等委託措置の解除後における支援に至るまでの一貫した里親等支援が効果的に実施されるよう、国において策定する実施要綱及びガイドライン等を踏まえて、その設置を促進する必要がある。

#### (9) 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組

- ・ 家庭では実施が困難な専門的ケアを要する、又は年長児で家庭養育に対する拒否感が強いなどという理由で施設養育が必要とされるこどもに対しては、こどもへの個別対応を基盤とした「できる限り良好な家庭的環境」、すなわち小規模かつ地域分散化された施設である地域小規模児童養護施設や分園型小規模グループケアで養育されるよう、必要な措置を講ずる。ただし、小規模かつ地域分散化の例外として、ケアニーズが非常に高いこどもに専門的なケアを行うため、心理職や医師、看護師などの専門職の即時の対応が必要な場合には、生活単位が集合することもあり得る。このような場合においては、十分なケアが可能になるように、できるだけ少人数（将来的には 4 人まで）の生活単位とし、その集合する生活単位の数も大きくなりやすい（概ね 4 単位程度まで）にしていくことが求められており、国においても必要な支援を講じ、各施設における取組に対する財政支援に最大限努力する。また、ユニット型施設については、計画的に小規模かつ地域分散化を進めていく。
- ・ これまで、こどもを保護し、養育する専門機関として重要な役割を担ってきた乳児院や児童養護施設等については、上記のように、家庭養育の優先を進める中にお

いても、施設での養育を必要とするこども（家庭での養育が困難なこども及び年長で今までの経緯から家庭的な生活をすることに拒否的になっているこども等）のための質の高い養育を、長期間の施設入所ではなく、より短期間のうちに集中的に提供する。

- ・ また、地域の現状を踏まえて、施設に児童家庭支援センターや里親支援センターを併設することや、一時保護専用施設の整備について検討するとともに、子育て短期支援事業をはじめとする市区町村の家庭支援事業を積極的に実施することなどにより、その専門性を、施設の多機能化・機能転換を図る中において発揮し、地域において支援を必要とする家庭等に対する支援機関として重要な役割を担っていくことが期待される。

#### (10) 社会的養護自立支援の推進に向けた取組

- ・ 令和4年改正児童福祉法において、社会的養護経験者等の実情把握及びその自立のために必要な援助については都道府県が行わなければならない業務とされたことなどから、各都道府県においては、これらの者の実情把握、児童自立生活援助事業の年齢要件等の弾力化、社会的養護自立支援拠点事業の実施等、社会的養護経験者等の自立支援を推進していく必要がある。

#### (11) 児童相談所の強化等に向けた取組

- ・ 都道府県は、中核市・特別区における児童相談所の設置について、引き続き都道府県内における設置の検討状況を把握するとともに、設置を検討している全ての中核市・特別区に対して、その円滑な設置に向け、人材育成等の必要な支援を行う。
- ・ 児童相談所においては、全国の児童虐待相談対応件数が年々増加していることに加えて、複雑・困難なケースも増加していることから、体制強化を計画的に進めるとともに、児童虐待防止対策を更に進めていくため、「新たな児童虐待防止対策体制総合強化プラン」（令和4年12月15日児童虐待防止対策に関する関係府省庁連絡会議）に沿って、児童福祉司等の増員や弁護士の配置等による法的対応体制の強化、児童相談所職員に対する研修の実施等による専門性の向上のほか、こども家庭ソーシャルワーカー資格の取得促進を図る必要がある。

#### (12) 障害児入所施設における支援

- ・ 障害児入所施設においても、被虐待児童が一定割合生活している。障害児入所施設においては、障害に対する正確な理解と障害特性に応じた環境の提供に加え、できる限り良好な家庭的環境の下で支援を行う必要がある。

#### (13) 留意事項

- ・ 各都道府県においては、令和6年度末までに、令和7年度から令和11年度を計画期間とする新たな計画の策定を行う。なお、市区町村におけるこども家庭センターの整備、サポートプランの作成等に向けた支援、里親支援センターの実施機関やその配置の調整等、乳児院・児童養護施設の高機能化及び多機能化・機能転換、小規模かつ地域分散化に向けた各施設の意向の確認等、現行計画の達成見込みの確認・要因分析等、資源等に関する地域の現状の把握、代替養育を必要とするこどもの数、里親等委託が必要なこどもの数、施設で養育が必要なこどもの数の見込みの算出、自立支援を必要とする社会的養護経験者等の数の見込みの算出及び実情把握など、可能なものから順次速やかに取組を進める。
- ・ 今後、都道府県の計画が着実に実施できるよう、様々な施策に必要な財政支援の在り方が課題となってくる。国としては、これらの課題への対応について、令和6年度以降の予算において、引き続き検討し、安定的な財源の確保に向けて、最大限努力していく。

### 3. 項目ごとの策定要領

#### (1) 都道府県における社会的養育の体制整備の基本的考え方及び全体像

- 令和4年改正児童福祉法の内容を踏まえて、家庭養育優先原則とパーマネンシー保障の理念に基づくケースマネジメントを徹底することを通じて、こどもの最善の利益を実現するために、各都道府県における社会的養育の体制整備の基本的考え方と全体像を明らかにすること。

##### ア 計画策定に当たっての留意事項

##### i 家庭養育優先原則とパーマネンシー保障の理念を踏まえた計画策定について

こどもの最善の利益を図るための「永続的な家族関係をベースにした家庭という育ちの場の保障、いわゆるパーマネンシー保障」のためには、まず、市区町村において、家庭支援事業等を活用した予防的支援による家庭維持のための最大限の努力を行うべきである。

そして、代替養育を必要とするこどもに対しては、児童相談所は、家庭養育優先原則に基づき、まずは親族里親、養子縁組里親、養育里親若しくは専門里親又はファミリーホームの中から、こどもの意向や状況等を踏まえて代替養育先を検討する。これらのいずれも代替養育先として適当でない困難な課題のあるこどもについては、小規模かつ地域分散化された施設又は高機能化された治療的なユニットへの入所の措置を行うとともに、家庭養育優先原則とパーマネンシー保障の理念に基づくケースマネジメントの徹底や積み重ねを継続していく必要がある。

各都道府県においては、このことを念頭に置いて、こどもの最善の利益を実現するため、市区町村、児童相談所、里親・ファミリーホーム、施設等の体制強化、体制整備のための計画として、現行計画を見直して新たな計画を策定する必要がある。

##### ii 計画の各項目に係る基本的考え方について

(i) 計画の全体像を体系的に表した上で、計画の各項目について、現行計画の達成見込みや達成・未達成（見込み）の要因分析の内容等を記載するとともに、資源等に関し、地域の現状（「資源の必要量等」の見込み、「現在の整備・取組状況等」、「整備すべき見込量等」）を明らかにした上で、整備すべき見込量等について整備・取組方針等を具体的に記載すること。

(ii) 計画の各項目は、それぞれが緊密につながっており、一体的かつ全体的な視点をしっかりと持って計画を策定するとともに、取組を推進していく必要がある。

##### iii 当事者であるこどもの意見の反映等について

計画の策定は、里親・ファミリーホームや施設をはじめとした関係者の幅広い参画の下に行うこと。特に、当事者であるこども（社会的養護経験者を含む。）を計画策定委員会等の委員に複数名選任した上で意見聴取を行うとともに、里親・ファミリーホームや施設等に在籍しているこどもに対してヒアリングやアンケートによる意見聴取を行い、それらの内容を十分に反映すること。なお、これら意見聴取に当たっては、当事者であるこども（社会的養護経験者を含む。）の置かれた状況等に十分に配慮するとともに、これらの方々が意見を表明する上で利用しやすいよう工夫した手段を用意すること。また、計画の見直しの際も同様とする。

##### iv 市区町村との連携体制等について

(i) 計画の策定に当たっては、こどもと家庭に最も身近な市区町村の意見を反映する必要がある。また、各都道府県においては、子ども・子育て支援担当

部局等との緊密な連携により、計画の内容について、子ども・子育て支援事業計画との整合性を図る必要がある。

- (ii) 市区町村は、子ども・子育て支援法第 60 条第 1 項の規定に基づく、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針（以下「子ども・子育て支援法に基づく基本指針」という。）に定めるとおり、こども家庭支援を推進する際には、社会的養護の地域資源を地域の子ども・子育て支援に活用するための連携が必要であり、この連携に当たっては、計画に規定する都道府県の施策についても考慮する必要がある。

v 評価のための指標と P D C A サイクルの運用について

- (i) 計画の策定に当たっては、都道府県児童福祉審議会等の合議制の会議への意見聴取を行うこととする。なお、計画の見直しの際も同様とする。
- (ii) 各都道府県においては、計画の進捗について、毎年度、評価のための指標等により自己点検・評価を実施し、その結果を都道府県児童福祉審議会等の合議制の会議へ報告することとする。
- (iii) 自己点検・評価によって明らかになった課題等については、速やかに取組の見直し等を行い、適切に P D C A サイクルを運用する必要がある。その際、当事者であるこども（社会的養護経験者を含む。）の意見を反映すること。
- (iv) 国においては、各都道府県の取組の進捗について、毎年度調査を実施し、評価のための指標等を取りまとめて、国に設置する有識者の合議体等において分析・評価を行い、公表するとともに、必要な支援策を検討する。

イ 計画記載事項（必要的記載事項）

アを踏まえて、社会的養育の体制整備の基本的考え方と計画体系、P D C A サイクルの運用の在り方を記載すること。

## (2) 当事者であるこどもの権利擁護の取組（意見聴取・意見表明等支援等）

- ・ 令和4年改正児童福祉法においては、こどもの権利擁護に関して、里親等委託、施設入所、在宅指導の措置や一時保護の決定時等の意見聴取等措置の義務化、意見表明等支援事業の創設が行われるとともに、こどもの権利擁護に係る環境整備が都道府県の業務として明記された。
- ・ 各都道府県においては、「こどもの権利擁護スタートアップマニュアル」や「意見表明等支援員の養成のためのガイドライン」を踏まえ、これらの内容を適切かつ積極的に推進するための具体的な取組について計画を策定すること。

### ア 計画策定に当たっての留意事項

#### i こどもへの意見聴取等措置について

- (i) 意見聴取等措置については、「こどもの権利擁護スタートアップマニュアル」を踏まえ、里親等委託、施設入所、在宅指導の措置や一時保護の決定時等の意見聴取等措置が必要となる場面において、措置をとる理由やこどもが置かれている状況等の必要な事項をこどもに事前に丁寧に説明し、こどもが説明を理解できたことを確認した上で、実施すること。
- (ii) 特に措置等の決定場面における意見聴取等は、援助方針の検討の可能な限り早期の段階で実施すること。また、複数回にわたり実施することが望ましいこと。意見聴取に当たっては、こどもが意見を言いやすくするための工夫等を行うことが重要であり、言葉による意見表出が困難なこどもに対しても、コミュニケーションツールの活用や合理的配慮等により、別途適切な方法や支援を検討・実施した上で、意向をくみ取ることなどが重要であること。
- (iii) 聴取した意見・意向は、援助方針会議等の場で共有し、十分勘案した上でこどもの最善の利益を考慮して組織としての支援の方法や内容等を検討すること。その際、可能な限りこどもの意見・意向を尊重できるよう十分な検討・議論を行うこと。
- (iv) 措置の決定等をしたのち、こども本人に対して速やかにその決定の内容と理由を丁寧かつ分かりやすく説明し、フィードバックを行うこと。特に、こどもの意見・意向と反する意思決定を行う場合は説明を尽くすこと。
- (v) 併せて、児童相談所職員等に対して研修等を行い、意見聴取等措置が適切にとられるための環境づくりに努めること。

#### ii 意見表明等支援事業について

- (i) 児童福祉法第2条の趣旨を実現するに当たっては、こどもが意見表明する機会を確保するのみならず、その意見表明等を支援する仕組みを合わせて構築することが重要であることに鑑み、令和4年改正児童福祉法において、意見表明等支援事業が創設され、その着実な実施に向けて必要な措置を実施することが都道府県の努力義務となった。このため、各都道府県においては、こどもの意見表明権の実質的な保障を図るべく、意見表明等支援事業を適切かつ積極的に実施するよう努めること。
- (ii) 意見表明等支援事業を実施するに当たっては、「こどもの権利擁護スタートアップマニュアル」を踏まえ、こどもや関係者（児童相談所職員、里親、ファミリーホームの職員、施設職員、一時保護施設職員等）への十分な説明、多様なアクセス手段の確保（電話、はがき、SNS等）によるこどものアクセシビリティへの十分な配慮、外部団体への委託等による事務局の適切な体制確保などの実践環境の整備を図ること。

- (iii) 意見表明等支援員については、独立性の観点から、児童相談所や施設、里親・ファミリーホーム自身が担うことは想定されていないが、意見表明等支援が必要な場面やこどものニーズの多様性を踏まえ、弁護士・社会福祉士等の専門職、社会的養護経験者、市民など、多様な属性・強みを持つ意見表明等支援員の養成・確保に取り組み、こどもが利用を希望したときにそのニーズに合わせて速やかに対応できるような体制整備に努めること。その際、「意見表明等支援員の養成のためのガイドライン」に示している資質や研修カリキュラム例等を踏まえて養成を行うこと。また、こどもが意見を述べやすい場所や雰囲気等にも工夫や配慮を行うこと。
- (iv) こどもが意見表明等をしたときは、児童相談所等の関係機関がこどもの意見又は意向について、こどもの最善の利益を考慮して組織的に検討し、その結論と結論に至った理由をこどもに対して十分に説明する制度となるよう、関係者の理解醸成などの環境整備に努めること。

### iii こどもの権利擁護に係る環境整備について

- (i) 「こどもの権利擁護スタートアップマニュアル」を踏まえ、児童福祉審議会にこどもの権利擁護に関する専門部会を設置すること等により、こどもの申し立てに基づき個別ケースに関してこどもの権利擁護を図るための実効ある仕組みを設けるなど、こどもの権利擁護に係る環境整備のための具体的な取組を進めること。
- (ii) こどもの権利擁護に係る環境整備に当たっては、こども自身に対して自らの権利や権利擁護の仕組みについて丁寧かつ分かりやすく周知啓発を図ることが不可欠であること。特に、意見聴取やこどもの意見・意向の代弁に先んじて、その意見形成を支援することも重要であるため、低年齢の段階から、こどもの権利ノートの配布など、分かりやすい権利学習機会を提供し、その際、こどもが理解しやすいよう配慮を行い、こどもが十分に理解していることの確認を行う等の対応が重要となること。また、こどもが自分の意見を表明する上で使える手段（SNS・メール・手紙・電話等による相談、施設等における第三者委員の活用、意見箱の設置、定期的な意見表明等支援員の訪問その他こどもが意見を表明する上で利用しやすいよう工夫した手段）をこども自身に十分周知することが求められること。
- (iii) 児童相談所、里親・ファミリーホーム、施設などの関係機関・関係者にこどもの権利や権利擁護の仕組みに関する周知啓発や理解醸成を図ることも非常に重要であるため、社会的養護に関わる関係職員（児童相談所、一時保護施設、里親・ファミリーホーム、施設、里親支援センター、児童家庭支援センター、意見表明等支援事業の委託先団体等の職員）に対するこどもの権利や権利擁護手段に関する研修を定期的実施する等、具体的な取組を実施すること。
- (iv) 児童虐待防止施策の検討、権利擁護のためのツールの作成等、自治体において社会的養護に関する施策を検討する際には、当事者であるこども（社会的養護経験者を含む。）の委員としての複数参画を基本とした上で、当事者であるこども（社会的養護経験者を含む。）に対してヒアリングやアンケートによる意見聴取を行い、その内容を十分に反映させること。また、参画に当たっては、第三者による支援により適切な意見表明ができるような取組を行うこと。

### イ 計画記載事項（必要的記載事項）

計画には次に掲げる事項を記載するものとする。

#### i 現行計画の達成見込み・要因分析等



現行計画における目標設定の内容（目標、目標設定に当たっての考え方）、直近の取組結果及び令和6年度末時点での目標の達成見込みを記載するとともに、達成・未達成（見込み）の要因を分析してその内容を記載すること。

## ii 資源等に関する地域の現状

アを踏まえて、計画期間における「資源の必要量等※」の見込みを算出し、当該資源の「現在の整備・取組状況等」を明らかにした上で、計画期間における「整備すべき見込量等」を算出し、「地域の現状」として記載すること。

### ※資源の必要量等

- ・社会的養護に関わる関係職員（児童相談所、一時保護施設、里親・ファミリーホーム、施設、里親支援センター、児童家庭支援センター、意見表明等支援事業の委託先団体等の職員）及び子ども自身に対するこどもの権利や権利擁護手段に関する研修や啓発プログラム等の実施回数、受講者等数
- ・意見表明等支援事業を利用可能なこどもの人数及び割合並びにそのうち事業を利用したこどもの割合
- ・措置児童等を対象としたこどもの権利擁護に関する取組に係るこども本人の認知度・利用度・満足度の確認体制の整備
- ・措置児童等を対象としたこどもの権利に関する理解度の確認体制の整備
- ・措置児童等を対象とした日頃から意見表明ができるこどもの割合及び意見表明に係る満足度の確認体制の整備
- ・児童福祉審議会におけるこどもの権利擁護に関する専門部会又はその他のこどもの権利擁護機関の設置及び運営体制の整備
- ・社会的養護施策策定の際の検討委員会への当事者であるこども（社会的養護経験者を含む。）の委員としての参画体制や措置児童等に対するヒアリングやアンケートの実施体制の整備

## iii 資源の整備・取組方針等

iiで算出した、計画期間における「整備すべき見込量等」について、ア及びiの要因分析等も踏まえて「整備・取組方針」を具体的に記載するとともに、以下については、年度ごとの「定量的な整備目標」を設定すること。

- ・社会的養護に関わる関係職員（児童相談所、一時保護施設、里親・ファミリーホーム、施設、里親支援センター、児童家庭支援センター、意見表明等支援事業の委託先団体等の職員）及び子ども自身に対するこどもの権利や権利擁護手段に関する研修や啓発プログラム等の実施回数、受講者等数
- ・意見表明等支援事業を利用可能なこどもの人数及び割合

## ウ 評価のための指標

計画による本項目の取組状況については、以下の指標により評価を行うこととし、各都道府県においては、これらの取組の進捗状況について把握すること。また、これらの指標以外に、各都道府県において独自の取組等を行っている場合には、任意で独自の評価のための指標を設定することも可能である。

- ・社会的養護に関わる関係職員（児童相談所、一時保護施設、里親・ファミリーホーム、施設、里親支援センター、児童家庭支援センター、意見表明等支援事業の委託先団体等の職員）及び子ども自身に対するこどもの権利や権利擁護手段に関する研修や啓発プログラム等の実施回数、受講者等数

- ・意見表明等支援事業の実施状況（利用可能なこどもの人数及び割合並びにそのうち事業を利用したこどもの割合、第三者への事業委託状況（こどもと利益相反のない独立性を担保しているか））
- ・措置児童等を対象としたこどもの権利擁護に関する取組に係るこども本人の認知度（知っているか）・利用度（利用したことがあるか、利用しやすいか）・満足度（利用してどうだったか）
- ・措置児童等を対象としたこどもの権利に関する理解度
- ・措置児童等を対象とした日頃から意見表明ができるこどもの割合及び意見表明に係る満足度
- ・児童福祉審議会におけるこどもの権利擁護に関する専門部会又はその他のこどもの権利擁護機関の設置状況、当該専門部会又は権利擁護機関に対しこどもから意見の申立てがあった件数
- ・社会的養護施策策定の際の検討委員会への当事者であるこども（社会的養護経験者を含む。）の委員としての参画の有無や、措置児童等に対するヒアリングやアンケートの実施の有無

### (3) 市区町村のこども家庭支援体制の構築等に向けた都道府県の取組

- ・ 令和4年改正児童福祉法においては、こども家庭総合支援拠点と子育て世代包括支援センターの設立の意義や機能は維持した上で組織を見直し、全ての妊産婦、子育て世帯、こどもへ一体的に相談支援を行う機能を有するこども家庭センターの設置について、市区町村の努力義務とされるとともに、新たに子育て世帯訪問支援事業、児童育成支援拠点事業及び親子関係形成支援事業が創設され、既存事業とともに、利用勧奨と措置の仕組みを備えた家庭支援事業として法律上位置付けられた。
- ・ 市区町村においては、こども家庭センターによる相談支援を通じて、子育て家庭等に対して家庭支援事業など必要な支援メニューを提供することにより、虐待等に至る前の予防的支援や、親子関係再構築に向けた支援を効果的に実施することが求められている。
- ・ 子ども・子育て支援法及び子ども・子育て支援法に基づく基本指針に基づき、市区町村及び都道府県は、地域子ども・子育て支援事業の量の見込みや児童虐待防止対策の充実策（市区町村においては任意記載事項）などを盛り込んだ、子ども・子育て支援事業計画を策定しており、令和7年度を始期とする子ども・子育て支援事業計画（以下「第三期子ども・子育て支援事業計画」という。）には、令和4年改正児童福祉法において新たに創設された子育て世帯訪問支援事業、児童育成支援拠点事業及び親子関係形成支援事業の量の見込みも盛り込む必要がある。計画に盛り込む市区町村のこども家庭支援体制の構築等に向けた取組については、第三期子ども・子育て支援事業計画の社会的養護に関する内容（市区町村が中心となって実施しているこどもに対する在宅支援サービスの取組等）を踏まえるとともに、更なる市区町村におけるこども家庭支援を促進していくための方向性を示す必要がある。
- ・ 以上を踏まえて、以下の①～③について計画を策定すること。

#### ①市区町村の相談支援体制の整備に向けた都道府県の支援・取組

- ・ こども家庭センターを中心とした市区町村の相談支援体制等の整備に向けた都道府県の支援・取組を盛り込んだ計画を策定すること。

##### ア 計画策定に当たっての留意事項

##### i こども家庭センターの普及、連携体制、人材育成等について

- (i) 市区町村は、令和4年改正児童福祉法を踏まえ、地域の相談支援体制の強化を図るため、こども家庭センターの設置に努める必要があること。こども家庭センターは、妊娠届から妊産婦支援、子育てやこどもに関する相談を受けて、支援を要するこども・妊産婦等へのサポートプランの作成や、民間団体と連携しながら、多様な家庭環境等に関する支援体制の充実・強化を図るための地域資源の開拓を担うことで、更なる支援の充実・強化を図る。
- (ii) 計画には、こども家庭センターの設置、支援体制の充実等に向けた都道府県の支援・取組（設置促進策、活用促進策、人材育成支援策）を記載すること。とりわけ、人員体制の確保等に課題を抱える傾向にある小規模市町村においても、こども家庭センターの理念・機能等が理解され、設置が促進されるよう、当該小規模市町村向けの支援策を記載すること。
- (iii) 設置促進や活用に当たっては、令和4年改正児童福祉法を踏まえて国において策定するこども家庭センターに関するガイドライン等を参考として、人材育成、関係機関との連携等について、支援体制等を検討すること。
- (iv) 児童相談所においては、安全かつ健全にこどもが育つことのできる家庭維持に向けて、市区町村等の関係機関との連携の下、こどもや保護者等を通所させ、あるいは必要に応じて訪問する等の方法により適切に在宅指導を行うとともに、市区町村が対応することが適当な事例については市区町村へ送致

を行う。なお、こどもや保護者の置かれた状況、地理的要因や過去の相談経緯等から、こどもの身近な場所において、家庭支援事業を活用するなどして、継続的に寄り添った支援が適切と考えられる事例については、市区町村に対して在宅指導措置の委託を行うことにより、市区町村との連携を図りながら、効果的にこどもや保護者に対する支援を実施する必要があること。

- (v) 市区町村から送致を受けた事案についての情報の共有、在宅指導措置の委託・市区町村送致を実施する際の事前の十分な協議など、都道府県と市区町村の役割と機能を理解・尊重した上で、情報共有等が適切に行われるよう仕組みやルールを整備すること。特に、都道府県は、市町村がサポートプラン等の作成を行う際に十分な情報共有を行い、包括的な支援を検討することができるように留意すること。
- (vi) 市区町村職員に対する研修等の実施により、日頃から子育て家庭と接点を持つような市区町村の相談支援体制を担う人材の育成が重要であり、研修の実施に当たっては、児童相談所職員と一緒に研修を行うことや、社会福祉協議会に委託された児童相談所向けの研修に市区町村職員も参加可能とすること、要保護児童対策地域協議会担当者向けの研修を児童福祉司法定研修と併せて実施すること等により、児童相談所と市区町村とがお互いの専門性について理解を深めること。
- (vii) 関係する市区町村の職員に児童相談所援助方針会議への参加を促し、実際の児童相談所職員のケース検討を見てアセスメントのポイントを共有することなども検討すること。

## ii ヤングケアラーに対する支援

ヤングケアラーを早期に発見して支援につなぐためには、介護、医療、教育等の多機関連携が重要であるため、こども家庭福祉分野だけでなく、教育分野や関係機関との連携体制を構築すること。

## イ 計画記載事項（必要的記載事項）

計画には次に掲げる事項を記載するものとする。

### i 現行計画の達成見込み・要因分析等

現行計画における目標設定の内容（目標、目標設定に当たっての考え方）、直近の取組結果及び令和6年度末時点での目標の達成見込みを記載するとともに、達成・未達成（見込み）の要因を分析してその内容を記載すること。

### ii 資源等に関する地域の現状

アを踏まえて、計画期間における「資源の必要量等※」の見込みを算出し、当該資源等の「現在の整備・取組状況等」を明らかにした上で、計画期間における「整備すべき見込量等」を算出し、「地域の現状」として記載すること。

※資源の必要量等

- ・こども家庭センターの設置数
- ・こども家庭福祉行政に携わる市区町村職員に対する研修の実施回数、受講者数
- ・都道府県と市区町村との人材交流の実施体制の整備
- ・こども家庭センターにおけるサポートプランの策定体制の整備

### iii 資源の整備・取組方針等

iiで算出した、計画期間における「整備すべき見込量等」について、ア及びiの要因分析等も踏まえて「整備・取組方針」を具体的に記載するとともに、以下については、年度ごとの「定量的な整備目標」を設定すること。

- ・ こども家庭センターの設置数
- ・ こども家庭福祉行政に携わる市区町村職員に対する研修の実施回数、受講者数

#### ウ 評価のための指標

計画による本項目の取組状況については、以下の指標により評価を行うこととし、各都道府県においては、これらの取組の進捗状況について把握すること。また、これらの指標以外に、各都道府県において独自の取組等を行っている場合には、任意で独自の評価のための指標を設定することも可能である。

- ・ こども家庭センターの設置数
- ・ こども家庭福祉行政に携わる市区町村職員に対する研修の実施回数、受講者数
- ・ 都道府県と市区町村との人材交流の実施状況
- ・ こども家庭センターにおけるサポートプランの策定状況

### ②市区町村の家庭支援事業等の整備に向けた都道府県の支援・取組

- ・ 家庭支援事業を含む地域子ども・子育て支援事業の整備等に向けた都道府県の支援・取組を盛り込んだ計画を策定すること。

#### ア 計画策定に当たっての留意事項

##### i 市区町村の家庭支援事業等の整備・充実について

- (i) 市区町村は、第三期子ども・子育て支援事業計画に家庭支援事業の量の見込みを盛り込むに当たっては、特に支援が必要な者に対して市区町村が利用勧奨や措置を実施することも勘案し、支援に必要なかつ十分な量を見込むとともに、当該事業を活用して、支援が必要な子どもや家庭を積極的に支援していく必要があること。
- (ii) 管内市区町村における、家庭支援事業をはじめとした支援メニューについて、必要な事業量の見込みや確保状況とともに、その充実や地域家庭における利用促進等に向けた取組状況を把握した上で、管内における児童福祉施設等の社会資源の状況に関する情報提供等、都道府県としての必要な支援を検討すること。なお、その際、広域の見地からの人材育成、管内市区町村の事業整備方針の調整、協議の場の設定の必要性等の観点も踏まえて検討すること。
- (iii) なお、市区町村は、家庭支援事業について、市町村子ども・子育て支援事業計画に量の見込みや確保方策を位置付けて整備を行っていくため、都道府県は、都道府県の子ども・子育て支援担当部局等と連携し、管内市区町村に対して、計画の内容や市区町村との関連性を説明して理解を得ることにより、計画の内容を踏まえた市町村子ども・子育て支援事業計画の策定を促した上で、都道府県子ども・子育て支援事業支援計画の記載内容等を計画に順次反映することにより、市町村子ども・子育て支援事業計画の内容との整合性を図ること。都道府県の子ども・子育て支援担当部局等は、管内の市区町村の子ども・子育て支援担当部局等と連携を図り、市区町村における家庭支援事業の必要な事業量や取組状況等について把握し、必要に応じて助言、情報提供等の適切な支援を行うことが求められていることを踏まえること。

(iv) 「子育て短期支援事業における里親・ファミリーホーム及び児童家庭支援センター等の活用について」(令和6年3月12日付けこ成環第75号・こ支家第108号こども家庭庁成育局成育環境課長・支援局家庭福祉課長連名通知)を踏まえて、各都道府県においては、市区町村が子育て短期支援事業の委託先として里親・ファミリーホーム及び児童家庭支援センターを積極的に活用できるようにするため、以下のような支援・取組の実施を検討すること。

- ・本事業の委託先となり得る里親・ファミリーホーム及び児童家庭支援センターの把握及び名簿の作成、市区町村への提供
- ・市区町村が里親支援センターやフォスタリング機関を介して本事業を委託する際の連携・協力

ii 母子生活支援施設の体制整備・活用促進について

母子生活支援施設は、社会的養護関係施設で唯一、母子が分離せずに入所し、安心・安全な環境で母子が同居しながら支援を受けることができるという強みを活かし、親子分離を防ぐための予防的支援から措置解除後の親子関係再構築支援まで幅広い活用可能性がある。こうした特性を踏まえ、各都道府県においては、DV被害に限らず、虐待、ネグレクト、障害、親子関係の問題、生活困窮、不安定な住環境など様々な生活上の困難を抱える母子に対する支援を行うことができる施設として、市区町村に対して幅広く活用を促すとともに、母子生活支援施設における人材育成の支援など体制整備についても検討すること。

イ 計画記載事項(必要的記載事項)

計画には次に掲げる事項を記載するものとする。

i 現行計画の達成見込み・要因分析等(現行計画に子ども・子育て支援事業の整備に向けた都道府県の支援・取組に係る記載がある場合)

現行計画における目標設定の内容(目標、目標設定に当たっての考え方)、直近の取組結果及び令和6年度末時点での目標の達成見込みを記載するとともに、達成・未達成(見込み)の要因を分析してその内容を記載すること。

ii 資源等に関する地域の現状

アを踏まえて、計画期間における「資源の必要量等※」の見込みを算出し、当該資源等の「現在の整備・取組状況等」を明らかにした上で、計画期間における「整備すべき見込量等」を算出し、「地域の現状」として記載すること。

なお、「資源の必要量等」の見込みの算出、「現在の整備・取組状況等」の把握に当たっては、管内市区町村と連携して行うこと。また、「資源の必要量等」の見込みの算出に当たっては、管内市区町村における家庭支援事業の利用勧奨・措置の見込みも踏まえる必要があることに留意すること。

※資源の必要量等

- ・市町村子ども・子育て支援事業計画における家庭支援事業の確保方策
- ・市区町村における子育て短期支援事業を委託している里親・ファミリーホーム、児童家庭支援センター数

iii 資源の整備・取組方針等

iiで算出した、計画期間における「整備すべき見込量等」について、ア及びiの要因分析等も踏まえて「整備・取組方針」を具体的に記載するとともに、以下については、年度ごとの「定量的な整備目標」を設定すること。

- ・市町村子ども・子育て支援事業計画における家庭支援事業の確保方策

- ・市区町村における子育て短期支援事業を委託している里親・ファミリーホーム、児童家庭支援センター数

#### ウ 評価のための指標

計画による本項目の取組状況については、以下の指標により評価を行うこととし、各都道府県においては、これらの取組の進捗状況について把握すること。また、これらの指標以外に、各都道府県において独自の取組等を行っている場合には、任意で独自の評価のための指標を設定することも可能である。

- ・市町村子ども・子育て支援事業計画における家庭支援事業の確保方策の達成率
- ・市区町村における子育て短期支援事業を委託している里親・ファミリーホーム、児童家庭支援センター数

### ③児童家庭支援センターの機能強化及び設置促進に向けた取組

- ・児童家庭支援センターの機能強化の計画及び設置に向けた計画（設置時期・設置する地域）を策定すること。

#### ア 計画策定に当たっての留意事項

##### i 児童家庭支援センターの機能強化に向けた都道府県の支援・取組について

- (i) 児童家庭支援センターが、こども家庭センターに対する専門的な助言・援助を行うことや、里親支援センター及びフォスタリング機関の一部機能を担うこと、家庭支援事業の実施、児童相談所から在宅指導措置委託を積極的に受けることなどにより、地域支援を十分に行えるよう、機能強化を図ること。
- (ii) 施設の地域支援機能や里親等支援機能の強化の一環として、児童養護施設等を設置運営する社会福祉法人等のほか、NPO法人等多様な民間団体が、児童家庭支援センターを開設できるような働きかけを行うこと。

##### ii 児童家庭支援センターの設置に向けた都道府県の支援・取組について

児童家庭支援センターは、虐待相談が急増する中で、児童相談所の補完的役割を果たす拠点として制度化された背景を踏まえて、児童相談所の管内の人口規模に応じた配置や、都道府県域が広域にわたるなど児童相談所が身近にない地域への設置を検討すること。

##### iii 市区町村との連携体制について

- (i) 児童家庭支援センター及び市区町村へ十分なヒアリング・説明を行い、それぞれとの連携を密にした上で、相談・支援ニーズの把握や市区町村からの事業委託を含めた具体的な支援メニューの在り方などについて十分に協議を行うこと。
- (ii) 市区町村は、児童家庭支援センターに対して、家庭等からの相談対応について積極的に技術的助言等を求めるとともに、子育て短期支援事業をはじめとした家庭支援事業を委託するなど、児童家庭支援センターと密接に連携して地域のこども家庭支援を実施していく必要があること。

#### イ 計画記載事項（必要的記載事項）

計画には次に掲げる事項を記載するものとする。

##### i 現行計画の達成見込み・要因分析等

現行計画における目標設定の内容（目標、目標設定に当たった考え方）、直近の取組結果及び令和6年度末時点での目標の達成見込みを記載するとともに、達成・未達成（見込み）の要因を分析してその内容を記載すること。

## ii 資源等に関する地域の現状

アを踏まえて、計画期間における「資源の必要量等※」の見込みを算出し、当該資源等の「現在の整備・取組状況等」を明らかにした上で、計画期間における「整備すべき見込量等」を算出し、「地域の現状」として記載すること。

※資源の必要量等

- ・ 児童家庭支援センターの設置数
- ・ 児童相談所からの在宅指導措置委託件数
- ・ 市区町村から家庭支援事業を委託されている児童家庭支援センター数

## iii 資源の整備・取組方針等

iiで算出した、計画期間における「整備すべき見込量等」について、ア及びiの要因分析等も踏まえて「整備・取組方針」を具体的に記載するとともに、年度ごとの「定量的な整備目標」を設定すること。

- ・ 児童家庭支援センターの設置数
- ・ 児童相談所からの在宅指導措置委託件数
- ・ 市区町村から家庭支援事業を委託されている児童家庭支援センター数

## ウ 評価のための指標

計画による本項目の取組状況については、以下の指標により評価を行うこととし、各都道府県においては、これらの取組の進捗状況について把握すること。また、これらの指標以外に、各都道府県において独自の取組等を行っている場合には、任意で独自の評価のための指標を設定することも可能である。

- ・ 児童家庭支援センターの設置数
- ・ 児童相談所からの在宅指導措置委託件数と割合（分母：指導措置委託全件数）
- ・ 市区町村から家庭支援事業を委託されている児童家庭支援センター数



#### (4) 支援を必要とする妊産婦等の支援に向けた取組

- ・ 出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦その他これに類する者及びその者の監護すべきこども（以下「特定妊婦等」いう。）の支援のための体制の構築に向けた計画を策定すること。

##### ア 計画策定に当たっての留意事項

##### i 妊産婦等生活援助事業の整備について

令和4年改正児童福祉法において、生活に困難を抱える特定妊婦等に一時的な住まいや食事の提供、その後の養育等に係る情報提供や、医療機関等の関係機関との連携を行う妊産婦等生活援助事業を法律上位置付けるとともに、都道府県がその体制整備や支援を必要とする特定妊婦等への利用勧奨等を通じて着実に支援を届けていくこととされたところである。

この妊産婦等生活援助事業については、令和4年改正児童福祉法を踏まえて国において策定する実施要綱及びガイドライン等を踏まえ、同事業の整備が着実に進められるよう、乳児院や母子生活支援施設等の活用を含め、必要な内容を盛り込むこと。

##### ii 助産施設・助産制度の体制整備と周知について

(i) 経済的課題を抱える妊婦の助産制度を担う助産施設を確保する必要がある、助産施設の確保について取り組むこと。

(ii) 特定妊婦等に制度が周知されていることが重要であることから、制度の周知にも取り組むこと。

##### iii 市区町村等との連携等について

(i) 特定妊婦等に対する支援については、支援対象者の把握や地域生活を支援する観点から、都道府県の母子保健担当部局や市区町村との連携が不可欠である。このため、都道府県の児童福祉担当部局と母子保健担当部局等とで連携を行うことはもとより、市区町村をはじめとした管内の関係機関と、広域的な地域資源についての情報共有や支援のつなぎのための関係づくり等を目的とした連絡会議を開催するとともに、要保護児童対策地域協議会等との連携体制を構築すること。

(ii) 市区町村は、改正児童福祉法等により、妊産婦等生活援助事業による支援を必要とする特定妊婦等を把握した市区町村や福祉事務所について、同事業を実施する都道府県知事等への報告又は通知が義務付けられたことを踏まえ、こども家庭センターや要保護児童対策地域協議会を通じて把握した特定妊婦等について、妊産婦等生活援助事業による支援が必要と認められる場合は、速やかに報告等を行うとともに、当該特定妊婦等の自立に向けて積極的に支援していく必要があること。また、その際、家庭支援事業の活用も含めて検討を行う必要があること。

(iii) 併せて、支援を必要とする特定妊婦等への支援を担う人材育成の観点から、児童福祉及び母子保健担当部局等の関係機関の職員等への研修についても積極的に検討すること。

##### iv その他事業による支援体制の充実について

このほか、市区町村が実施する妊婦訪問事業、産後ケア事業等、管内で実施されている事業による支援についても、取組状況を把握するとともに、その充実に向けた支援等について検討を行うこと。

##### イ 計画記載事項（必要的記載事項）

i 現行計画の達成見込み・要因分析等（現行計画に記載がある場合）

現行計画における目標設定の内容（目標、目標設定に当たっての考え方）、直近の取組結果及び令和6年度末時点での目標の達成見込みを記載するとともに、達成・未達成（見込み）の要因を分析してその内容を記載すること。

ii 資源等に関する地域の現状

アを踏まえて、計画期間における「資源の必要量等※」の見込みを算出し、当該資源等の「現在の整備・取組状況等」を明らかにした上で、計画期間における「整備すべき見込量等」を算出し、「地域の現状」として記載すること。

※資源の必要量等

- ・妊産婦等生活援助事業の実施事業所数
- ・助産施設の設置数
- ・特定妊婦等への支援に関係する職員等に対する研修の実施回数、受講者数

iii 資源の整備・取組方針等

iiで算出した、計画期間における「整備すべき見込量等」について、ア及びiの要因分析等も踏まえて「整備・取組方針」を具体的に記載するとともに、以下については、年度ごとの「定量的な整備目標」を設定すること。

- ・妊産婦等生活援助事業の実施事業所数
- ・助産施設の設置数
- ・特定妊婦等への支援に関係する職員等に対する研修の実施回数、受講者数

ウ 評価のための指標

計画による本項目の取組状況については、以下の指標により評価を行うこととし、各都道府県においては、これらの取組の進捗状況について把握すること。また、これらの指標以外に、各都道府県において独自の取組等を行っている場合には、任意で独自の評価のための指標を設定することも可能である。

- ・妊産婦等生活援助事業の実施事業所数
- ・助産施設の設置数
- ・特定妊婦等への支援に関係する職員等に対する研修の実施回数、受講者数

## (5) 各年度における代替養育を必要とするこども数の見込み

- ・ 次により、保護者のないこども又は保護者に監護させることが不適當であると認められるこどもであって、里親・ファミリーホームに委託し、又は児童養護施設等に入所させて養育することが必要である者の数（以下「代替養育を必要とするこども数」という。）を見込むこと。

### ア 計画策定に当たっての留意事項

- i 現行計画における代替養育を必要とするこども数の見込みについて、参考の記載も踏まえながら、時点修正すること。なお、年齢区分別（3歳未満、3歳以上の就学前、学童期以降）ごとに算出すること。
- ii iの時点修正に当たっては、近年の児童虐待相談対応件数や通告件数の増加等とともに、市区町村のこども家庭センターを中心とした相談支援や家庭支援事業の取組、都道府県の妊産婦等生活援助事業等の予防的支援による家庭維持の見込数のほか、親子関係再構築に向けた支援等による家庭復帰や親族養育等への移行、養子縁組の成立の見込数を踏まえること。併せて、市区町村の要保護児童対策地域協議会で管理しているケースやこども家庭センターのサポートプランの策定対象児童の数等を踏まえた在宅支援ニーズの見込みについても把握に努めること。

### イ 計画記載事項（必要的記載事項）

アを踏まえて、計画期間における年度ごとの代替養育を必要とするこども数（3歳未満、3歳以上の就学前、学童期以降）の見込みを記載すること。

## <参考：代替養育を必要とするこども数の見込みの推計方法の例>

こどもの人口（推計・各歳ごと）※1 × 代替養育が必要となる割合（潜在的需要を含む。）※2 = 代替養育を必要とするこども数

※1：国立社会保障・人口問題研究所の将来人口推計は各都道府県での実態に即した人口推計

※2：「代替養育が必要となる割合」を算出する際に有用と考えられるデータ

(ア) 現在、代替養育が必要なこども数の算出に有用と考えられるデータ

- a. 現に里親等委託又は入所措置されているこども数のこどもの人口に占める割合（福祉行政報告例、社会福祉施設等調査）

(イ) 潜在的需要の算出に有用と考えられるデータ

- b. 「新規に里親等委託又は入所措置されたこども数」の過去○年間の状況及び伸び率（福祉行政報告例）
- c. 「児童相談所における養護相談対応件数」の過去○年間の状況及び伸び率（福祉行政報告例）
- d. 一時保護こども数（一時保護施設・委託一時保護）の過去○年間の状況及び伸び率（福祉行政報告例）
- e. 市区町村の要保護児童対策地域協議会で管理しているケース数の過去○年間の状況及び伸び率
- f. 市区町村子ども家庭総合支援拠点及び子育て世代包括支援センターで支援しているケース数の過去○年間の状況及び伸び率

- g. 市町村子ども・子育て支援事業計画の社会的養護に関する事業の量の見込み等のデータ
- h. 児童相談所で受理した相談等のうち、種々の理由により里親等委託又は入所措置を行っていないが、里親等委託又は入所措置を必要とする可能性がある件数（こども数）の過去〇年間の状況及び伸び率
- i. 親子関係再構築に向けた取組の推進等による家庭復帰や親族養育等への移行、養子縁組の成立によって代替養育から解除されるケース数の過去〇年間の状況及び伸び率

## (6) 一時保護改革に向けた取組

- 令和4年改正児童福祉法を踏まえて国において策定する一時保護施設の設備及び運営に関する基準及び「一時保護ガイドライン」を踏まえ、各都道府県は、一時保護改革に向けた計画を策定すること。

### ア 計画策定に当たっての留意事項

#### i 一時保護の体制整備

- (i) 一時保護については、安全確保やアセスメントなどを適切に行うという目的に加え、代替養育としての性格も有することから、一時保護を行う場合は、こうした一時保護の目的を達成した上で、こどもの家庭養育優先原則を踏まえ、まず家庭における養育環境と同様の養育環境を検討する。その上で、安全確保が困難な場合等には、できる限り良好な家庭的環境において、個別性が尊重されるべきものであること。特に、こどものプライバシーへの配慮や、こどもが一人になれる場所を確保するため、こどもの年齢等に配慮しつつ、原則として個別対応を基本とすること。
- (ii) 家庭における養育環境と同様の養育環境を確保し、こどもの様々な事情や態様に応じた個別ケアを推進する観点から、まずは乳幼児をはじめとした委託一時保護が可能な里親・ファミリーホームの確保に努める。とりわけ乳幼児については、愛着形成において重要な時期であることから、家庭養育優先原則を十分に踏まえる必要がある。これに加え、一時保護専用施設等の確保に努めることも必要である。
- (iii) 一時保護の環境及び体制整備については、一時保護の目的を達成し、適切な支援が行われるよう、委託一時保護が可能な里親・ファミリーホームを含め、研修などによる職員等の専門性の向上と意識共有や、関係機関との連携などの体制整備や環境整備を行う必要があること。この際、一人一人のこどもの状況に応じて安全確保やアセスメントなどを適切に行うことのできる体制や環境を整えることが必要であること。
- (iv) (i)～(iii)並びに令和4年改正児童福祉法に基づき国において策定する一時保護施設の設備及び運営に関する基準及び「一時保護ガイドライン」を踏まえた既存の一時保護施設の見直し項目及び見直し時期、一時保護施設の必要定員数、一時保護専用施設や委託一時保護が可能な里親・ファミリーホーム、児童福祉施設等における確保数及び一時保護に関わる職員の育成方法と実施する時期等を計画に記載すること。

#### ii 一時保護におけるこどもの最善の利益について

一時保護の見直しを検討する際には、一時保護はこどもの最善の利益を守るために行われるものであり、一人一人のこどもの状況に応じて、適切な一時保護ができるように留意すること。具体的には、

- こどもの権利及び制限される内容並びに権利が侵害された時の解決方法に関してこどもの年齢や理解に応じて説明を行うほか、こどもの意見が適切に表明されるような配慮を行うこと。
- 一時保護されたこどもの権利擁護の観点から、児童福祉審議会やこどもの権利擁護に関する第三者機関が一時保護を行う場所の視察やこどもの意見聴取等を行うなどの一時保護中のこどもの権利を保障するための仕組みを設けることが望ましいとともに、一時保護されたこどもの立場に立った保護や質の高い支援を行うため、第三者評価を活用するなど自己評価及び外部評価を行うことが重要であること。

- ・ こどもの自由な外出を制限する環境で保護する日数は、必要最小限とするほか、当該環境での保護の継続が必要な場合は、こどもや保護者等の状況に応じ、その必要性を2週間以内など定期的に検討すること。
- ・ 可能な限りこどもに安心できる環境を提供するという観点から心理的に大切な物についてはこどもが所持できるよう配慮するとともに、日用品、着替え等を持っていないこどもに対しては、個人として所有できる生活に必要なものを初日に支給又は貸与すること。
- ・ こどもの意見を聞きながら、可能な限り原籍校への通学が可能となる環境を確保するため、委託一時保護が可能な里親・ファミリーホームや一時保護専用施設等の確保を進めることが重要であること。また、通学が難しいこどものためにも、一時保護施設内の学習支援の充実に努めること。
- ・ 一時保護施設内の管理を目的とした規則は最低限にとどめ、一時保護施設内のルールが適切か、他の一時保護施設の取組等も参考にしながら、定期的に見直すことが重要であること。

などに留意すること。

### iii 国による調査

国において、一時保護の状況について、都道府県に対し調査し、把握する。

## イ 計画記載事項（必要的記載事項）

計画には次に掲げる事項を記載するものとする。

### i 現行計画の達成見込み・要因分析等

現行計画における目標設定の内容（目標、目標設定に当たっての考え方）、直近の取組結果及び令和6年度末時点での目標の達成見込みを記載するとともに、達成・未達成（見込み）の要因を分析してその内容を記載すること。

### ii 資源等に関する地域の現状

アを踏まえて、計画期間における「資源の必要量等※」の見込みを算出し、当該資源等の「現在の整備・取組状況等」を明らかにした上で、計画期間における「整備すべき見込量等」を算出し、「地域の現状」として記載すること。

#### ※資源の必要量等

- ・ 一時保護施設の定員数
- ・ 一時保護専用施設や委託一時保護が可能な里親・ファミリーホーム、児童福祉施設等の確保数
- ・ 一時保護施設職員に対する研修の実施回数、受講者数
- ・ 第三者評価を実施している一時保護施設数

### iii 資源の整備・取組方針等

iiで算出した、計画期間における「整備すべき見込量等」について、ア及びiの要因分析等も踏まえて「整備・取組方針」を具体的に記載するとともに、以下については、年度ごとの「定量的な整備目標」を設定すること。

- ・ 一時保護施設の定員数
- ・ 一時保護専用施設や委託一時保護が可能な里親・ファミリーホーム、児童福祉施設等の確保数
- ・ 一時保護施設職員に対する研修の実施回数、受講者数

- ・第三者評価を実施している一時保護施設数

#### ウ 評価のための指標

計画による本項目の取組状況については、以下の指標により評価を行うこととし、各都道府県においては、これらの取組の進捗状況について把握すること。また、これらの指標以外に、各都道府県において独自の取組等を行っている場合には、任意で独自の評価のための指標を設定することも可能である。

- ・一時保護施設の定員数
- ・一時保護専用施設や委託一時保護が可能な里親・ファミリーホーム、児童福祉施設等の確保数
- ・一時保護施設職員に対する研修の実施回数、受講者数
- ・第三者評価を実施している一時保護施設数・割合（分母：管内の全一時保護施設数）
- ・一時保護施設の平均入所日数
- ・一時保護施設の平均入所率

## (7) 代替養育を必要とするこどものパーマネンシー保障に向けた取組

- 令和4年改正児童福祉法においては、虐待等に至る前の予防的支援や、親子関係再構築に向けた支援の充実を図るため、こども家庭センターの設置について、市区町村の努力義務とされるとともに、新たに子育て世帯訪問支援事業等が創設され、既存事業とともに、利用勧奨と措置の仕組みを備えた家庭支援事業として法律上位置付けられたほか、都道府県に対しては、区域内で親子再統合支援事業が着実に実施されるよう必要な措置を実施することが努力義務とされた。これらを踏まえ、児童相談所においては、市区町村をはじめとした関係機関と緊密な連携の下、改めて家庭養育優先原則とパーマネンシー保障の理念に基づくケースマネジメントを徹底する必要がある。
- 以上を踏まえて、以下の①～③について計画を策定すること。

### ①児童相談所におけるケースマネジメント体制の構築に向けた取組

- 都道府県における家庭養育優先原則を徹底し、こどもの最善の利益を実現していくためのパーマネンシー保障の理念に基づくケースマネジメントの在り方を検討した上で、必要な体制構築に向けた取組を進めること。

#### ア 計画策定に当たっての留意事項

##### i 家庭養育優先原則及びパーマネンシー保障の考え方にに基づくケースマネジメントについて

- (i) 支援を必要とする家庭等に対しては、家庭養育優先原則とパーマネンシー保障の理念に基づくケースマネジメントを徹底する必要がある。すなわち、市区町村の家庭支援事業等を活用した予防的支援により家庭維持のための最大限の努力を行うとともに、代替養育を必要とするこどもに対しては、児童相談所において、実親に「こどもを取られてしまう」というような不安を抱かせないための説明上の工夫や委託後の交流確保等を通じ、里親等委託に対する実親の理解を醸成した上で、実親による里親か施設等かの選択を前提としない同意書の活用等を行うこと等により、まずは親族里親、養子縁組里親、養育里親若しくは専門里親又はファミリーホームの中から、こどもの意向や状況等を踏まえつつ、こどもにとって最良の養育先とする観点から代替養育先を検討する。さらに、これらのいずれも代替養育先として適当でない困難な課題のあるこどもについては、小規模かつ地域分散化された施設又は高機能化された治療的なユニットへの入所の措置を行う。なお、これら施設への入所の措置の期間は、できるだけ短期間となるよう、適切なケースワークや進行管理を行う。

その上で、これらの代替養育の開始の時点から、児童相談所が中心となり、こどもの意向や状況等を踏まえながら、こどもを心身ともに安全かつ健全に養育できるよう家庭に対する支援を最大限に行って家庭復帰を目指すとともに、それが困難な場合には、親族等による養育や特別養子縁組を検討する必要がある。児童相談所においては、こうしたケースマネジメントを実施するための体制を検討すること。

- (ii) また、「児童相談所運営指針」（平成2年3月5日付け児発第133号厚生省児童家庭局長通知）において各児童相談所に里親養育支援児童福祉司を1名配置することを標準としていることも踏まえ、家庭養育優先原則に基づくケースマネジメントを行う担当係を配置し、里親等委託推進に係る業務にしっかりと従事させるなどの体制整備を行うこと。

家庭復帰が難しい場合の親族等養育、特別養子縁組の検討など、早期のパーマネンシー保障に必要な判断・支援を着実にを行い、長期措置を防ぐためのケースマネジメントを行うためには、先行して取組を進めている自治体の例



も参考に、児童相談所における専門チームや担当係の配置などの体制整備を検討することが望ましいこと。

- (iii) なお、長期措置を防ぐためのケースマネジメントの実施に当たっては、措置が長期間に及んでも家庭復帰できる場合もあり、措置期間の長短のみにより評価を行うことは適当ではなく、措置中のこどもについて、適切にケースマネジメントが行われているかが重要であることに留意が必要である。
- (iv) 親族等がこどもを養育する場合において、児童相談所は、逆境体験のあるこどもの養育の困難性を踏まえて、親族等の求めに応じて助言等の必要な支援を行うとともに、親族等が希望する場合には養育里親研修等の受講を勧奨することが望ましい。

#### イ 計画記載事項（必要的記載事項）

計画には次に掲げる事項を記載するものとする。

##### i 現行計画の達成見込み・要因分析等（現行計画に記載がある場合）

現行計画における目標設定の内容（目標、目標設定に当たっての考え方）、直近の取組結果及び令和6年度末時点での目標の達成見込みを記載するとともに、達成・未達成（見込み）の要因を分析してその内容を記載すること。

##### ii 資源等に関する地域の現状

アを踏まえて、計画期間における「資源の必要量等※」の見込みを算出し、当該資源等の「現在の整備・取組状況等」を明らかにした上で、計画期間における「整備すべき見込量等」を算出し、「地域の現状」として記載すること。

##### ※資源の必要量等

- ・ こどもの家庭復帰が難しい場合の親族等養育、特別養子縁組の検討など、早期のパーマネンシー保障に必要な判断・支援を着実に行って長期措置を防ぐための児童相談所における専門チームや担当係の配置などの体制の整備

##### iii 資源の整備・取組方針等

ii で算出した、計画期間における「整備すべき見込量等」について、ア及び i の要因分析等も踏まえて「整備・取組方針」を具体的に記載すること。

#### ウ 評価のための指標

計画による本項目の取組状況については、以下の指標により評価を行うこととし、各都道府県においては、これらの取組の進捗状況について把握すること。また、これらの指標以外に、各都道府県において独自の取組等を行っている場合には、任意で独自の評価のための指標を設定することも可能である。

- ・ 里親・ファミリーホームや施設（乳児院・児童養護施設）の平均措置期間
- ・ こどもの家庭復帰が難しい場合の親族等養育、特別養子縁組の検討など、早期のパーマネンシー保障に必要な判断・支援を着実に行って長期措置を防ぐための児童相談所における専門チームや担当係の配置などの体制整備の状況（検討状況を含む。）

## ②親子関係再構築に向けた取組

- ・ 親子関係再構築支援は、分離して生活しているこどもと親のみを対象とした家庭復帰を唯一の目的とするものではなく、こどもの最善の利益の実現を目的とし、こ

どもの援助指針の一環として、こども、親、家族、親族、地域等に対して行う総合的な支援である。「親子関係再構築のための支援体制強化に関するガイドライン」を踏まえ、都道府県が推進役となり、児童相談所による支援のほか、市区町村や関係機関（里親・ファミリーホームや施設、児童家庭支援センター、医師や外部の専門家、民間団体等）、自治体内の他部署等を含め、こどもの意見・意向を丁寧に把握・尊重しながら、重層的・複合的・継続的な支援が行える体制を構築するため、具体的な取組について計画を策定すること。

#### ア 計画策定に当たっての留意事項

##### i 児童相談所における体制強化について

- (i) 親子関係再構築支援に向けた体制づくりのため、例えば親子関係再構築支援の専任職員の配置や専門チームの設置など、連続性のある支援が実施できるような体制を整備すること。
- (ii) 児童相談所全体のスキルアップを図るため、親への相談支援に関する児童相談所職員への研修の実施等を行うこと。

##### ii 民間団体との協働による支援の充実について

- (i) 支援の選択肢を増やしたり、多様な立場からサポートできる体制づくり、児童相談所だけでは難しい専門的な支援の実施などのため、保護者支援プログラム実施団体等との協働が考えられるが、保護者支援プログラムの実施が親子関係再構築支援の唯一の方法ではないということにも留意すること。
- (ii) 保護者支援プログラムの実施に当たっては、事前にアセスメントを丁寧に行った上で必要なプログラムにつなぐ、実施団体等と合同のカンファレンスを実施する、事後の親・こどもの変化等を適切に評価した上でその後の対応をとるなど、児童相談所がコーディネート業務を担うなど適切に関わりをもつことを前提とし、協働による支援であることを十分意識すること。

##### iii 市区町村における支援体制の強化と連携等について

- (i) 親自身やこども自身の課題やニーズに対する支援や生活基盤を整える支援に関する資源を多く持っている市区町村が親子関係再構築支援の意義を理解し、児童相談所と連携して支援を実践していくことが不可欠であること。
- (ii) このため、市区町村の家庭支援事業等による支援の提供を通して切れ目のない親子関係再構築支援が行われるよう、児童相談所が親子の課題やニーズについて市区町村のこども家庭センターと適切に共有し、サポートプランの策定に反映させていけるようにすること。
- (iii) 都道府県全体として、親子関係再構築をどのような役割分担、連携体制で行っていくのかを検討し、その実現に向けて市区町村をバックアップしていくことが重要であり、また、こどもと親とが安心して地域で生活するためには、親子にかかわる多様な機関や、地域の理解も重要となる。このため、都道府県は親子関係再構築の重要性を関係機関に向けて広く啓発するとともに、都道府県としての親子関係再構築支援の方針を市区町村と共有した上で、その実現に向けて市区町村への支援方策を講じる等の主導的役割を発揮すること。

##### iv 里親・ファミリーホーム・施設との協働による支援について

分離中の親子を対象とした親子関係再構築支援においては、こどもの状況や親の面会状況等について、里親・ファミリーホーム・施設からもしっかりと情報収集等を行うなど、里親・ファミリーホーム・施設と協働しながら親子関係再構築支援を実施する体制づくりを行うこと。

## イ 計画記載事項（必要的記載事項）

計画には次に掲げる事項を記載するものとする。

### i 現行計画の達成見込み・要因分析等（現行計画に記載がある場合）

現行計画における目標設定の内容（目標、目標設定に当たっての考え方）、直近の取組結果及び令和6年度末時点での目標の達成見込みを記載するとともに、達成・未達成（見込み）の要因を分析してその内容を記載すること。

### ii 資源等に関する地域の現状

アを踏まえて、計画期間における「資源の必要量等※」の見込みを算出し、当該資源等の「現在の整備・取組状況等」を明らかにした上で、計画期間における「整備すべき見込量等」を算出し、「地域の現状」として記載すること。

#### ※資源の必要量等

- ・親子再統合支援事業による各種支援の実施件数
- ・親子関係再構築支援の専任職員の配置や専門チームの設置等の支援体制の整備
- ・親への相談支援等に関する児童相談所職員に対する研修の実施回数、受講者数
- ・児童心理司を中心とした保護者支援プログラム等に関する研修実施やライセンス取得に向けた体制の整備
- ・保護者支援プログラム等の民間団体等への委託体制の整備

### iii 資源の整備・取組方針等

iiで算出した、計画期間における「整備すべき見込量等」について、ア及びiの要因分析等も踏まえて「整備・取組方針」を具体的に記載するとともに、以下については、年度ごとの「定量的な整備目標」を設定すること。

- ・親子再統合支援事業による各種支援の実施件数
- ・親への相談支援等に関する児童相談所職員に対する研修の実施回数、受講者数

## ウ 評価のための指標

計画による本項目の取組状況については、以下の指標により評価を行うこととし、各都道府県においては、これらの取組の進捗状況について把握すること。また、これらの指標以外に、各都道府県において独自の取組等を行っている場合には、任意で独自の評価のための指標を設定することも可能である。

- ・親子再統合支援事業による各種支援の実施件数
- ・親子関係再構築支援の専任職員の配置や専門チームの設置等の支援体制の整備状況
- ・親への相談支援等に関する児童相談所職員に対する研修の実施回数、受講者数
- ・児童心理司を中心とした保護者支援プログラム等に関する研修の実施回数やライセンス取得数
- ・民間団体等への委託による保護者支援プログラム等の実施件数

### ③特別養子縁組等の推進のための支援体制の構築に向けた取組

- ・ 特別養子縁組等（特別養子縁組及び普通養子縁組をいう。以下同じ。）の支援体制の構築に向けた計画を策定すること。

#### ア 計画策定に当たっての留意事項

##### i 特別養子縁組等に向けた具体的なケースマネジメントの在り方について

- (i) ①のアのiの(i)に記載しているとおり、代替養育の開始の時点から、児童相談所が中心となり、こどもの意向や状況等を踏まえながら、こどもを心身ともに安全かつ健全に養育できるよう家庭に対する支援を最大限に行って家庭復帰を目指すとともに、それが困難な場合には、親族等による養育や特別養子縁組を検討すること。
- (ii) 棄児、保護者が死亡し又は養育を望めず、他に養育できる親族等がないこどもや、新生児・乳幼児で長期的に実親の養育が望めないこども、長期間にわたり親との交流がないこども、虐待等の理由で親子分離され、その後の経過からみて家族再統合が極めて困難と判断されたこどもなど、特別養子縁組等の検討対象となるこどもの数を把握すること。その上で、実際の縁組には、実親との関係がこどもにとってどのような意味を持つのかという点を含め、十分なアセスメントとマッチング等を行うこと。
- (iii) 児童相談所は、家庭復帰が困難なケースに係るパーマネンシー保障の観点から、児童相談所長による特別養子適格の確認の申立等について積極的に検討すること。特に、親が行方不明であり、又は長期間にわたり親との交流がない乳幼児については、特別養子縁組について積極的に検討を行うこと。
- (iv) 併せて、支援の実施に当たっては、先行して取組を進めている自治体の例も参考に、児童相談所における専門チームや担当係の配置などの体制整備について検討することが望ましいこと。

##### ii 民間あっせん機関等との連携について

特別養子縁組等においては、他の自治体や民間あっせん機関等との連携も重要である。児童相談所において適切な養子縁組里親が見つからない場合は、他の自治体や民間あっせん機関等に協力を打診することを検討するとともに、他自治体や民間あっせん機関等からの協力の依頼を受けた場合は、候補となる養子縁組里親の検討を行うなど協力することも必要である。なお、養子縁組成立後の支援に際して、民間あっせん機関等の協力を得ることも有効である。

##### iii 縁組成立後の支援について

特別養子縁組については、児童福祉法により都道府県の業務として、養子、養親、父母その他養子縁組に関する者への支援が規定されている。「児童相談所運営指針」に沿って、縁組成立後少なくとも半年間は、児童福祉司指導等による援助を継続するとともに、それ以後も必要な状況把握や情報提供、助言その他の援助を行うこと。

##### iv 広報の展開等について

国としても、児童相談所を通じた特別養子縁組等の成立件数及び民間あっせん機関を通じた特別養子縁組の成立件数の集計・公表を行うとともに、年間1,000件以上の特別養子縁組の成立を目指し、最終的に特別養子縁組を希望する夫婦を増やすことを主眼に置いた広報の展開や民間あっせん機関への支援などを講じていく。

#### イ 計画記載事項（必要的記載事項）

### i 現行計画の達成見込み・要因分析等

現行計画における目標設定の内容（目標、目標設定に当たっての考え方）、直近の取組結果及び令和6年度末時点での目標の達成見込みを記載するとともに、達成・未達成（見込み）の要因を分析してその内容を記載すること。

### ii 資源等に関する地域の現状

アを踏まえて、計画期間における「資源の必要量等※」の見込みを算出し、当該資源等の「現在の整備・取組状況等」を明らかにした上で、計画期間における「整備すべき見込量等」を算出し、「地域の現状」として記載すること。

#### ※資源の必要量等

- ・ 児童相談所を通じた特別養子縁組の成立件数
- ・ 民間あっせん機関を通じた特別養子縁組の成立件数
- ・ 親との交流の途絶えたケース、親の行方不明、特別養子縁組不同意ケース等に係る児童相談所長による特別養子適格の確認の審判の申立の検討体制の整備
- ・ 里親支援センターやフォスタリング機関（児童相談所を含む）、乳児院、民間団体等による特別養子縁組等の相談支援体制の整備
- ・ 特別養子縁組等に関する研修を受講した児童相談所職員数

### iii 資源の整備・取組方針等

iiで算出した、計画期間における「整備すべき見込量等」について、ア及びiの要因分析等も踏まえて「整備・取組方針」を具体的に記載するとともに、以下については、年度ごとの「定量的な整備目標」を設定すること。

- ・ 児童相談所を通じた特別養子縁組の成立件数
- ・ 民間あっせん機関を通じた特別養子縁組の成立件数
- ・ 特別養子縁組等に関する研修を受講した児童相談所職員数

### ウ 評価のための指標

計画による本項目の取組状況については、以下の指標により評価を行うこととし、各都道府県においては、これらの取組の進捗状況について把握すること。また、これらの指標以外に、各都道府県において独自の取組等を行っている場合には、任意で独自の評価のための指標を設定することも可能である。

- ・ 児童相談所を通じた特別養子縁組の成立件数
- ・ 民間あっせん機関を通じた特別養子縁組の成立件数
- ・ 親との交流の途絶えたケース、親の行方不明、特別養子縁組不同意ケース等に係る児童相談所長による特別養子適格の確認の審判の申立件数
- ・ 里親支援センターやフォスタリング機関（児童相談所を含む）、乳児院、民間団体等による特別養子縁組等の相談支援件数
- ・ 特別養子縁組等に関する研修を受講した児童相談所職員数
- ・ 民間あっせん機関に対する支援、連携の有無

## (8) 里親・ファミリーホームへの委託の推進に向けた取組

- ・ 里親・ファミリーホームへの委託の推進に向けた取組について以下の①・②について計画を策定すること。

### ①里親・ファミリーホームへの委託こども数の見込み等

- ・ 計画期間における里親・ファミリーホームへの委託こども数の見込みを推計すること。

#### ア 計画策定に当たっての留意事項

- i 家庭養育優先原則とパーマネンシー保障の理念に基づく支援の在り方について

市区町村の家庭支援事業等を通じた予防的支援により家庭維持のための最大限の努力を行うとともに、代替養育を必要とするこどもに対しては、児童相談所において、実親に「こどもを取られてしまう」というような不安を抱かせないための説明上の工夫や委託後の交流確保等を通じ、里親等委託に対する実親の理解を醸成した上で、実親による里親か施設等かの選択を前提としない同意書の活用等を図ること等により、まずは親族里親、養子縁組里親、養育里親若しくは専門里親又はファミリーホームの中から、こどもの意向や状況等を踏まえつつ、こどもにとって最良の養育先とする観点から代替養育先を検討する必要がある。

- ii 里親等委託が必要なこども数の見込みについて

(5) で算出した年度ごとの年齢区分別の「代替養育を必要とするこども数」について、それぞれ、次の算式1により算出された数値及び算式2により算出された数値を明らかにした上で、年度ごとの里親等委託が必要なこども数(3歳未満、3歳以上の就学前、学童期以降)を見込むこと。なお、この「代替養育を必要とするこども数」については、家庭養育優先原則とパーマネンシー保障の理念に基づくケースマネジメントの結果も踏まえた見込数であることに留意すること。

#### (算式1)

(代替養育を必要とするこども数 - (行動上の課題が重篤なこども等に対して必要な治療や指導等を行うことを目的とする施設(例:児童心理治療施設、児童自立支援施設、障害児入所施設)の入所こども数) × 里親等委託が必要なこどもの割合※ = 里親等委託が必要なこども数

※「里親等委託が必要なこどもの割合」を算出する際に活用するデータ

- a. 代替養育を必要とするこども数のうち現に里親等委託されているこども数の割合
- b. 現に一時保護しているこども数のうち、里親等委託が必要なこども数の割合
- c. 現に施設入所しているこども数のうち、里親等委託が必要なこども数(下記により算出したこども数の合計)の割合

#### <乳幼児>

- ・ 乳児院に半年以上措置されている乳幼児数
- ・ 児童養護施設に入所するこどもで乳児院から措置変更された乳幼児数
- ・ 児童養護施設に1年以上措置されている乳幼児数

<学童期以降>

- ・児童養護施設に3年以上措置されている学童期以降のこども数

(算式2)

(代替養育を必要とするこども数 - (行動上の課題が重篤なこども等に対して必要な治療や指導等を行うことを目的とする施設(例:児童心理治療施設、児童自立支援施設、障害児入所施設)の入所こども数) × 里親等委託が必要なこどもの割合※ = 里親等委託が必要なこども数

※「里親等委託が必要なこどもの割合」を算出する際に活用するデータ

- 代替養育を必要とするこども数のうち現に里親等委託されているこども数の割合
- 現に一時保護しているこども数のうち、里親等委託が必要なこども数の割合
- 現に施設入所しているこども数のうち、里親等委託が必要なこども数(下記により算出したこども数)の割合
  - ・現に施設入所している全ケースのうち、里親等委託が必要なこども数(又は施設入所が長期化しているなど、結果として里親等委託が適当であったこども数)
  - ・上記の算出に当たっては、児童福祉法第3条の2における「児童を家庭及び当該養育環境において養育することが適当でない場合」、すなわち「できる限り良好な家庭的環境」を必要とするこどもとは、医療的ケアの必要性や行動の問題等の理由から、里親・ファミリーホームでの養育が困難なこどもや、年長で「家族」に対する拒否感が強いこどもであると考えられることに留意すること。
- 現に代替養育の対象となっていない在宅のこどもで、代替養育を必要とする可能性が高くなっているこども数のうち、里親等委託が必要なこども数の割合

(注) 里親等委託が必要なこども数については、家庭養育優先原則とパーマネンシー保障の理念に基づき、現状における委託可能な里親・ファミリーホーム数にとらわれず、こどもの状態や希望等に基づき判断すること。

iii 新たに確保が必要な里親・ファミリーホーム数の算出、里親等委託率の目標設定等について

- iiの里親等委託が必要なこども数から、現状の里親等委託こども数を差し引いた上で、新たに確保が必要な里親・ファミリーホーム数を算出する。その上で、これを確保するための包括的な里親等支援体制の構築に向けた取組等を着実に進め、計画的に里親・ファミリーホームの確保及び育成を進めること。
- 児童福祉法における家庭養育優先原則とパーマネンシー保障の理念、そしてこれらを反映した「里親委託ガイドライン」(平成23年3月30日付け雇児発0330第9号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)を踏まえて、養子縁組里親を含む里親等委託を原則として検討する必要がある、里親等に養育を委託するこどもは、新生児から高年齢児まで、全てのこどもが検討の対象とされるべきであること。
- 特に就学前の乳幼児期は、愛着関係の基礎を作る時期であり、こどもが安心できる、温かく安定した家庭で養育されることが重要であることから、

平成 28 年改正児童福祉法公布通知に基づき、養子縁組や里親・ファミリーホームへの委託を原則とすること。

(iv) 施設入所が長期化しているこどもについては、こどもの課題に応じて早急に自立支援計画の見直しを行い、里親等委託を検討する必要がある。特に乳幼児に入所しているこどもについては、できるだけ早い時期に家庭における養育環境と同様の家庭環境で、特定の大人との愛着関係の下で養育されることがこどもの心身の成長や発達には不可欠であることから、原則として里親等委託への措置変更を行う必要があること。

(v) 以上を踏まえ、里親又はファミリーホームが代替養育先として適当でない困難な課題のあるこどもについては、小規模かつ地域分散化された施設又は高機能化された治療的なユニットへの入所の措置を行うこととなるため、乳幼児 75%以上、学童期以降 50%以上の里親等委託率となるよう、令和 11 年度時点における年齢区分別（3歳未満、3歳以上の就学前、学童期以降）の里親等委託率の目標を設定・実行するとともに、必要な里親・ファミリーホーム数が確保されるべき時期の見込みを明らかにすること。

なお、上述した国の数値目標を既に達成している又は達成する見込みのある都道府県にあっては、(ii)～(iv)を確実に実行するとともに、国の数値目標を超え、100%を目指した目標を設定すること。

(vi) 国においては、遅くとも令和 11 年度までに、全ての都道府県において、乳幼児の里親等委託率 75%以上、学童期以降の里親等委託率 50%以上を実現するための取組を推進する。各都道府県においては、こどもの権利やこどもの最善の利益はどの地域においても実現されるべきものであることから、個々のこどもに対する十分なアセスメントを行った上で、代替養育を必要とするこども数の見込み等を踏まえ、全ての都道府県において、乳幼児 75%以上、学童期以降 50%以上の里親等委託率となるよう、令和 11 年度における数値目標を設定する。なお、数値目標の設定は、こどもが健やかに養育される権利を保障する環境を整えるために必要な取組を計画的に進めるためのものである。個々のこどもに対する具体的な措置は、児童相談所における家庭養育優先原則とパーマネンシー保障の理念を十分踏まえたアセスメントの結果によって、こどもの最善の利益の観点から行われるものであって、里親等委託率の数値目標達成のために機械的に措置が行われるべきものではない。

国としては、必要な支援策を講じるとともに、都道府県の代替養育を必要とするこどもの状況や里親等委託の取組状況を評価し、支援の在り方や進め方について検証する。進捗状況は、毎年度公表する。

(vii) 里親の開拓においては、こどもが生活している地域で里親・ファミリーホームに委託することができるよう、地域ごとの里親の確保にも配慮して行うこと。

#### iv 十分な受け皿の確保等について

(i) 代替養育が必要なこどもの行き場がなくなることを防ぐよう、各年度とも、代替養育を必要とするこども数を満たし、里親・ファミリーホームを中心に施設も含めた十分な受け皿を確保することに留意すること。

(ii) 広く里親制度の認知・理解を醸成するため、里親・ファミリーホームについての広報・啓発を積極的に行う必要があること。

(iii) また、実親等に対しては、里親・ファミリーホームは、こどもにとって安心できる安定した家庭と同様な養育環境を提供することが目的であることを伝えるとともに、実親との親子関係を断つことなく、親子関係再構築や地域



生活、家庭生活上の知識及び技術の提供など今後の自立に向けた支援を行うための措置であることを丁寧に説明して理解を得る必要がある。

- (iv) 里親・ファミリーホームにおいても、何らかの障害のあるこどもの割合が増加していることから、里親等委託が必要な障害児が、里親・ファミリーホームにおいて、障害特性に応じて適切に養育されるよう、このような養育環境を備えた里親・ファミリーホームの確保に努めること。
- v 里親のリクルートに係る市区町村との連携体制等について
  - (i) 里親のリクルートに当たっては、ショートステイや一時保護、週末里親などの短期受け入れ里親も含め、地域の実情に応じて、里親家庭の事情にも適う多様な里親の在り方を検討・周知することが重要であること。
  - (ii) その際、里親候補となる地域住民に最も近い市区町村と連携して実施することが効果的であると考えられることから、各都道府県においては、市区町村が持つ自治会や子育てボランティアなどとのつながりを活用して里親制度の周知や里親のリクルートを行うなど、積極的に市区町村と連携を図る必要があること。また、市区町村においては、協力体制を整備することが望ましい。
  - (iii) 市区町村が子育て短期支援事業の委託先として里親・ファミリーホームを積極的に活用できるようにするため、事業の委託先となり得る里親・ファミリーホームの把握及び名簿の作成、市区町村への提供とともに、市区町村が里親支援センターやフォスタリング機関を介して本事業を委託する際の連携・協力等を検討する必要があること。
- vi やむを得ず委託解除に至った要因分析について

こどもに安定的な家庭と同様の養育環境を提供する観点から、里親・ファミリーホームにおいてやむを得ず委託解除された数・割合について把握し、要因分析を踏まえて対応方針を検討すること。

## イ 計画記載事項（必要的記載事項）

計画には次に掲げる事項を記載するものとする。

### i 現行計画の達成見込み・要因分析等

現行計画における目標設定の内容（里親等委託率の目標、国の数値目標を念頭に置いた委託率の設定に当たっての考え方）、直近の取組結果及び令和6年度末時点での目標の達成見込みを記載するとともに、達成・未達成（見込み）の要因を分析してその内容を記載すること。

### ii 資源等に関する地域の現状

アを踏まえて、計画期間における「資源の必要量等（※1）」の見込みを算出し、当該資源等の「現在の整備・取組状況等」を明らかにした上で、計画期間における「整備すべき見込量等」を算出し、「地域の現状」として記載すること。

#### ※1：資源の必要量等

- ・3歳未満、3歳以上の就学前、学童期以降の里親等委託率、登録率（※2）、稼働率（※3）
- ・養育里親、専門里親、養子縁組里親それぞれの里親登録（認定）数
- ・ファミリーホーム数
- ・里親登録（認定）に係る都道府県児童福祉審議会の開催件数

※2：登録率

$$\frac{\text{里親登録（認定）数} \times \text{平均受託児童数} + \text{ファミリーホームの定員数}}{\text{乳児院・児童養護施設の入所児童数} + \text{里親・ファミリーホームへの委託児童数}}$$

※3：稼働率

$$\frac{\text{里親・ファミリーホームへの委託児童数}}{\text{里親登録（認定）数} \times \text{平均受託児童数} + \text{ファミリーホームの定員数}}$$

iii 資源の整備・取組方針等

iiで算出した、計画期間における「整備すべき見込量等」について、ア及びiの要因分析等も踏まえて「整備・取組方針」を具体的に記載するとともに、以下については、年度ごとの「定量的な整備目標」を設定すること。

- ・ 3歳未満、3歳以上の就学前、学童期以降の里親等委託率、登録率、稼働率
- ・ 養育里親、専門里親、養子縁組里親それぞれの里親登録（認定）数
- ・ ファミリーホーム数
- ・ 里親登録（認定）に係る都道府県児童福祉審議会の開催件数

ウ 評価のための指標

計画による本項目の取組状況については、以下の指標により評価を行うこととし、各都道府県においては、これらの取組の進捗状況について把握すること。また、これらの指標以外に、各都道府県において独自の取組等を行っている場合には、任意で独自の評価のための指標を設定することも可能である。

- ・ 3歳未満、3歳以上の就学前、学童期以降の里親等委託率、登録率、稼働率
- ・ 養育里親、専門里親、養子縁組里親それぞれの里親登録（認定）数、新規里親登録（認定）数、委託里親数、委託こども数
- ・ ファミリーホーム数、新規ホーム数、委託こども数
- ・ 里親登録（認定）に対する委託里親の割合（年間に1回でも委託のあった里親数）
- ・ 里親登録（認定）に係る都道府県児童福祉審議会の開催件数

②里親等支援業務の包括的な実施体制の構築に向けた取組

- ・ 都道府県が行うべき里親・ファミリーホームに関する業務の実施体制の構築に向けた計画を策定すること。

ア 計画策定に当たっての留意事項

i 包括的な里親等支援体制の整備について

里親支援センターにおいて、里親のリクルート及びアセスメント、里親登録前後及び委託後における里親に対する研修、こどもと里親のマッチング、こどもの里親等委託中における里親養育への支援、里親等委託措置の解除後における支援に至るまでの一貫した里親等支援体制を構築する必要がある。

ii 里親支援センターの設置等に当たっての留意事項

- (i) 里親支援センターによる包括的な里親等支援体制の構築等に当たっては、令和4年改正児童福祉法を踏まえて国において策定する実施要綱及びガイドライン等を踏まえること。
- (ii) 児童相談所の職員体制や管轄する地域の人口規模等を踏まえて、児童相談所の体制強化や民間機関の積極的活用を含め、里親支援センターの設置を検討すること。
- (iii) 里親支援センターの設置にあたっては、NPO法人等の民間機関、多機能化・機能転換に向けた取組を行う乳児院や児童養護施設等、里親等支援に取り組む児童家庭支援センター、里親会の活用なども考えられること。
- (iv) 管内の里親等支援について里親支援センターのみで対応することが困難である場合は、民間フォスタリング機関の活用についても検討すること。
- (v) 里親支援センターを民間機関が実施する場合であっても、里親登録（認定）及び里親等委託の措置は行政権限の行使であることから、最終的な責任は都道府県（児童相談所）にある。このことを踏まえ、里親等支援業務における民間機関と児童相談所との連携、児童相談所の体制及び役割分担を検討すること。

#### イ 計画記載事項（必要的記載事項）

計画には次に掲げる事項を記載するものとする。

##### i 現行計画の達成見込み・要因分析等（フォスタリング業務の包括的な実施体制の構築について）

現行計画における目標設定の内容（目標、目標設定に当たっての考え方）、直近の取組結果及び令和6年度末時点での目標の達成見込みを記載するとともに、達成・未達成（見込み）の要因を分析してその内容を記載すること。

##### ii 資源等に関する地域の現状

アを踏まえて、計画期間における「資源の必要量等※」の見込みを算出し、当該資源等の「現在の整備・取組状況等」を明らかにした上で、計画期間における「整備すべき見込量等」を算出し、「地域の現状」として記載すること。

※資源の必要量等

- ・里親支援センターの設置数
- ・民間フォスタリング機関の設置数
- ・児童相談所における里親等支援体制の整備
- ・基礎研修、登録前研修、更新研修などの必修研修以外の研修の実施回数、受講者数

##### iii 資源の整備・取組方針等

iiで算出した、計画期間における「整備すべき見込量等」について、ア及びiの要因分析等も踏まえて「整備・取組方針」を具体的に記載するとともに、以下については、年度ごとの「定量的な整備目標」を設定すること。

- ・里親支援センターの設置数
- ・基礎研修、登録前研修、更新研修などの必須研修以外の研修の実施回数、受講者数

#### ウ 評価のための指標

計画による本項目の取組状況については、以下の指標により評価を行うこととし、各都道府県においては、これらの取組の進捗状況について把握すること。また、これらの指標以外に、各都道府県において独自の取組等を行っている場合には、任意で独自の評価のための指標を設定することも可能である。

- ・ 里親支援センターの設置数、民間への委託数
- ・ 民間フォスターリング機関の設置数
- ・ 基礎研修、登録前研修、更新研修などの必須研修以外の研修の実施回数、受講者数

## (9) 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組

- ・ 全ての都道府県において、里親等委託を推し進めることにより生じる施設の必要定員数の減少を踏まえ、安易に定員増を伴う施設の創設を行うことなく、地域のニーズを的確に捉えた上で、施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組について以下の①・②について計画を策定すること。

### ①施設で養育が必要なこども数の見込み

- ・ 計画期間における施設で養育が必要なこども数の見込みを推計すること。

#### ア 計画策定に当たっての留意事項

##### i 施設で養育が必要なこども数の見込みについて

- (i) (5)で算出した年度ごとの「代替養育を必要とするこども数」から、(8)の①のアのiiにおいて算出した年度ごとの「里親等委託が必要なこども数」を減じて、施設で養育が必要なこども数の見込みを算出すること。
- (ii) (i)で算出した必要数が現状を下回る場合、パーマネンシー保障の実現のための取組の実施体制や、里親・ファミリーホームによる養育体制が確立するまでの間、代替養育が必要なこどもの行き場がなくなることをないよう、十分な受け皿を確保することに留意し、見込みを算出すること。
- (iii) 特に就学前の乳幼児期は、愛着関係の基礎を作る時期であり、こどもが安心できる、温かく安定した家庭で養育されることが重要であることから、養子縁組や里親・ファミリーホームへの委託が原則であることを踏まえて、見込むこと。
- (iv) 各施設においては、こどものニーズに的確に応えられるように、ケアの個別化、里親等委託、親子関係再構築に向けた支援などに加え、こどもの呈する情緒、行動上の問題の解消や軽減を図りながら生活支援を行う専門的な養育に取り組むこと。また、支援方針についてこどもや親に明確に提示し、親への支援を行いながら、家庭復帰や里親・ファミリーホームへの委託などへとつなげられるよう取り組むこと。

#### イ 計画記載事項（必要的記載事項）

アを踏まえて、計画期間における年度ごとの施設で養育が必要なこども数（3歳未満、3歳以上の就学前、学童期以降）の見込みを記載すること。

### ②施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組

- ・ 「乳児院・児童養護施設の高機能化及び多機能化・機能転換、小規模かつ地域分散化の進め方」（平成30年7月6日付け子発0706第3号厚生労働省子ども家庭局長通知）を踏まえ、代替養育全体の在り方に関する計画を立て、それに基づいて施設の高機能化及び多機能化・機能転換、小規模かつ地域分散化に向けた計画を策定すること。

#### ア 計画策定に当たっての留意事項

##### i 乳児院、児童養護施設について

- (i) 各都道府県においては、①で算出した施設で養育が必要なこども数の見込みや、在宅家庭や里親家庭の支援体制の充実等といった施設の高機能化及び多機能化・機能転換、小規模かつ地域分散化の見込みを把握した結果をもとに、高機能化及び多機能化・機能転換、小規模かつ地域分散化に向けた計画を策定すること。

- (ii) その際、各都道府県においては、小規模かつ地域分散化の取組が進むよう、各施設の高機能化及び多機能化・機能転換に向けた計画の検討状況・課題等について随時ヒアリングを行うことにより、個々の実情を把握し、適切な助言や支援を行うこと。なお、国においても、施設整備補助の審査に当たって、必要性和計画性を精査する。
- (iii) 児童福祉法第3条の2の規定に則り、「できる限り良好な家庭的環境」を確保すべきであり、質の高い個別的なケアを実現するとともに、小規模かつ地域分散化された施設環境を確保することが重要である。
- (iv) こうした考え方の下、今後計画される施設の新築や改築、増築の際には、小規模かつ地域分散化された施設の設置を進めていくこと。
- (v) なお、小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換を進める過程で、人材育成の観点から、本体施設から順次分散化施設を独立させていく方法や、過渡的に本体施設のユニット化を経て独立させていく方法が考えられるが、どちらの場合にも、概ね5年程度で確実に地域分散化及び多機能化・機能転換を行う計画を、人材育成も含めて策定すること。過渡的にユニット化する場合でも、
- ・ 同一敷地内での戸建て住宅型又はグループごとに独立した玄関のある合築型の施設内ユニットとするなど、生活単位を独立させるとともに
  - ・ 地域社会との良好な関係性の構築を十分に行う
- といった工夫を行うこと。
- (vi) 既存の施設内ユニット型施設についても、概ね5年程度を目標に、確実に小規模かつ地域分散化を行うための人材育成計画を含めた計画を立てる。その際、既存ユニットは一時保護やショートステイのための専用施設や里親のレスパイト・ケアなど、多機能化・機能転換に向けて、積極的に活用を進めていくことが求められる。また、下記のような心理職や医師、看護師などの即時対応ができるケアニーズが非常に高いこどもへの専門的なケア形態への転換を図ることも可能である。
- (vii) 小規模かつ地域分散化の例外として、ケアニーズが非常に高いこどもに専門的なケアを行うため、心理職や医師、看護師などの専門職の即時の対応が必要な場合には、生活単位が集合する場合もあり得る。このような場合においては、十分なケアが可能になるように、できるだけ少人数（将来的には4人まで）の生活単位とし、その集合する生活単位の数も大きくならない（概ね4単位程度まで）ことが求められている。
- (viii) 各施設に対して、こうしたことを通じて、「できる限り良好な家庭的環境」の確保に取り組むことを求める。
- (ix) その際、各都道府県における代替養育を必要とするこども数の見込み、包括的な里親等支援体制の構築やそれを踏まえた里親・ファミリーホームで養育可能なこども数などを勘案して、各施設において具体的かつ実現可能な計画が策定されるよう配慮すること。
- (x) 就学前の乳幼児期は、養子縁組や里親・ファミリーホームへの委託が原則であることから、特に乳児院においては、入所児童が低減していくことを見据え、家庭復帰が見込まれない場合や、効果的な実親支援に影響しないことなど、こどもにとって不利益にならない範囲において、児童相談所の管轄区域に関わりなく広域での調整による入所も選択肢の一つとして検討するなど、安易に定員増を伴う創設を行わないとともに、これまで培ってきたアセスメントの専門性を活かし、妊産婦のほか、在宅で不適切な養育をされている乳

幼児や実親、里親・里子に対しても総合的に支援を実施できる社会資源として、一層の機能転換を図る必要がある。

このため、各都道府県においては、乳児院が、市区町村のこども家庭センターをはじめ、市区町村の母子保健担当部局、医療機関（産科・小児科・精神科等）、児童相談所との連携・協働先として位置付けられるよう働きかけ、妊産婦等生活援助事業を活用した妊産婦等支援や親子関係再構築支援、里親等支援などにおいて、積極的に活用されるよう検討すること。また、乳児の委託一時保護先としての役割もあることから、一時保護専用施設の整備についても、地域の実情に応じて検討すること。

- (xi) 国においても、乳児院・児童養護施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向け、必要な支援を講じ、こうした各施設における取組に対する財政支援に最大限努力する。併せて、国としては、各都道府県における乳児院・児童養護施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換を図る計画の取組状況を評価し、支援の在り方や進め方について検証する。進捗状況は、毎年度公表する。

ii 児童心理治療施設、児童自立支援施設について

児童心理治療施設、児童自立支援施設については、ケアニーズの非常に高いこどもへの対応など、その性質や実態等に鑑み、国において、多機能化・高機能化の在り方について十分に検討を重ね、その結果を踏まえ、施設の運営や新たな設置（改築）についての方向性を示す。

iii 母子生活支援施設について

従来から母子を分離せずに入所させ、家庭養育の支援を実践してきた施設であり、家庭養育優先原則とパーマネンシー保障の理念とともに、令和4年改正児童福祉法により、家庭生活に困難を抱える特定妊婦や出産後の母子等を支援するため、一時的な住まいや食事の提供、その後の養育等に係る情報提供や医療機関等の関係機関との連携を行う妊産婦等生活援助事業を制度に位置付けたことも踏まえ、そのニーズに応じて利用されるよう改めて周知する。

iv 地域支援・在宅支援の充実について

- (i) 施設は、ソーシャルワーク機能や相談支援に係る専門的な機能を有しており、要支援児童や要支援家庭に対する支援においても重要な役割を担っていることから、子育て短期支援事業など市区町村の家庭支援事業をどの程度実施しているのかが施設の多機能化・機能転換の取組を評価する重要な指標となる。このため、市区町村に対しては積極的な施設の活用を、施設に対しては積極的な事業実施を促していくとともに、実施可能な事業や財政支援の説明を十分に行うこと。

- (ii) 多機能化・機能転換の一つの方向性として、児童家庭支援センターや里親支援センターの設置の促進を検討すること。

v 施設等における人材確保・人材育成等について

- (i) 施設等における人材確保について

- 施設等で働くことを目指す学生等や過去に施設職員として働いた経験のある者、社会的養護の分野に関心のある者等に対して、施設等で働くことの魅力や社会的養護の基礎的な知識等について、施設等のWEBサイトやSNS等を活用した広報啓発を実施することや、これらの方々が参加できる職場体験や施設見学会、職員が仕事のやりがいなどを説明する座談会の実施等、施設等やその業務内容について理解してもらう機会を積極的に設

けることなど、様々な手段を活用した人材確保に向けた取組に対する支援が必要であること。

- ・ また、施設等で生活するこどもにとっては、安心できる安定したできるだけ良好な家庭的環境において、職員との関係性を構築することが不可欠であることから、在職中の職員の定着を図るために、職員が意欲的に学べる場の提供やキャリアパスの整備、オンライン等によるピアサポートの情報の提供などの取組に対しても支援が必要であること。

(ii) 施設等における人材育成等について

施設等において、様々な困難な課題のあるこどもを養育するだけでなく、小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換を進める上では、職員の専門性が不可欠であることから、施設等においては、職員が研修を受講する機会の積極的な提供や、施設長・基幹的職員等によるスーパービジョンのシステムの確立、グループのリーダー的職員の養成などに取り組むことが重要である。また、職員が対応に困った時にすぐに相談できる体制の整備や定期的な職員間の交流の実施など、職員が課題を一人で抱え込まない風通しの良い組織運営を進めることも重要であることから、これら人材育成等に向けた取組に対して支援が必要であること。

イ 計画記載事項（必要的記載事項）

計画には次に掲げる事項を記載するものとする。

i 現行計画の達成見込み・要因分析等

現行計画における目標設定の内容（目標、目標設定に当たっての考え方）、直近の取組結果及び令和6年度末時点での目標の達成見込みを記載するとともに、達成・未達成（見込み）の要因を分析してその内容を記載すること。

ii 資源等に関する地域の現状

アを踏まえて、計画期間における「資源の必要量等※」の見込みを施設種別ごとに算出し、当該資源等の「現在の整備・取組状況等」を明らかにした上で、計画期間における「整備すべき見込量等」を算出し、「地域の現状」として記載すること。

※資源の必要量等

- ・ 小規模かつ地域分散化した施設数、入所児童数
- ・ 養育機能強化のための専門職（家庭支援専門相談員、心理療法担当職員、自立支援担当職員等）の加配施設数、加配職員数
- ・ 養育機能強化のための事業（親子支援事業、家族療法事業等）の実施施設数
- ・ 一時保護専用施設の整備施設数
- ・ 児童家庭支援センターの設置施設数
- ・ 里親支援センター、里親養育包括支援（フォスターリング）事業の実施施設数
- ・ 妊産婦等生活援助事業の実施施設数
- ・ 市区町村の家庭支援事業を委託されている施設数（事業ごと）

iii 資源の整備・取組方針等



iiで算出した、計画期間における「整備すべき見込量等」について、ア及びiの要因分析等も踏まえて、「整備・取組方針」を具体的に記載するとともに、以下については、年度ごとの「定量的な整備目標」を設定すること。

- ・小規模かつ地域分散化した施設数、入所児童数
- ・養育機能強化のための専門職（家庭支援専門相談員、心理療法担当職員、自立支援担当職員等）の加配施設数、加配職員数
- ・養育機能強化のための事業（親子支援事業、家族療法事業等）の実施施設数
- ・一時保護専用施設の整備施設数
- ・児童家庭支援センターの設置施設数
- ・里親支援センター、里親養育包括支援（フォスターリング）事業の実施施設数
- ・妊産婦等生活援助事業の実施施設数
- ・市区町村の家庭支援事業を委託されている施設数（事業ごと）

#### ウ 評価のための指標

計画による本項目の取組状況については、以下の指標により評価を行うこととし、各都道府県においては、これらの取組の進捗状況について把握すること。また、これらの指標以外に、各都道府県において独自の取組等を行っている場合には、任意で独自の評価のための指標を設定することも可能である。

- ・小規模かつ地域分散化した施設数、入所児童数
- ・養育機能強化のための専門職（家庭支援専門相談員、心理療法担当職員、自立支援担当職員等）の加配施設数、加配職員数
- ・養育機能強化のための事業（親子支援事業、家族療法事業等）の実施施設数
- ・一時保護専用施設の整備施設数
- ・児童家庭支援センターの設置施設数
- ・里親支援センター、里親養育包括支援（フォスターリング）事業の実施施設数
- ・妊産婦等生活援助事業の実施施設数
- ・市区町村の家庭支援事業を委託されている施設数（事業ごと）

## (10) 社会的養護自立支援の推進に向けた取組

- ・ 社会的養護自立支援の推進に向け以下の①・②について計画を策定すること。

### ①自立支援を必要とする社会的養護経験者等数の見込み及び実情把握

- ・ 令和4年改正児童福祉法において、社会的養護経験者等の実情を把握することが、都道府県が行わなければならない業務として位置付けられたことを踏まえ、自立支援を必要とする社会的養護経験者等の数の見込みを推計するとともに、実情把握に向けた計画を策定すること。

#### ア 計画策定に当たっての留意事項

自立支援を必要とする社会的養護経験者等の数の見込みとともに、その実情について、国において策定する実施要綱及びガイドライン等を踏まえ、把握すること。

#### イ 計画記載事項（必要的記載事項）

計画策定に当たっては、アを踏まえて、計画期間における年度ごとの「自立支援を必要とする社会的養護経験者等数の見込み」を算出し、記載すること。

また、ア及び上記「自立支援を必要とする社会的養護経験者等数の見込み」を踏まえて、自立支援を必要とする社会的養護経験者等の実情把握について、計画期間における「取組方針」を具体的に記載すること。

なお、「自立支援を必要とする社会的養護経験者等数の見込み」の算出に当たっては、計画期間内に18歳を迎える者及び各年度に措置延長されている者を把握した上で、それらの中から、措置延長等を必要とする者を適切に見込むこと。

### ②社会的養護経験者等の自立に向けた取組

- ・ 令和4年改正児童福祉法により、社会的養護経験者等に対し必要な援助を行うことが都道府県の業務として位置付けられるとともに、児童自立生活援助事業について、年齢要件等の弾力化が行われたほか、社会的養護経験者等が相互の交流を行う場所を開設し、必要な情報の提供、相談及び助言並びに関係機関との連絡調整等を行う社会的養護自立支援拠点事業が創設されたことを踏まえ、これらの事業の実施を含めた社会的養護経験者等の自立支援体制の強化に向けた計画を策定すること。

#### ア 計画策定に当たっての留意事項

##### i 児童自立生活援助事業について

①を踏まえて、児童自立生活援助事業の実施箇所数の計画を策定すること。なお、令和4年改正児童福祉法により、自立援助ホーム以外の場所でも児童自立生活援助事業が実施できるようになったことから、管内の施設等の状況を踏まえて、事業の類型ごとに事業実施箇所数の計画を策定すること。

##### ii 社会的養護自立支援拠点事業について

(i) これまで公的支援につながらなかった者等も本事業の対象となることから、①の自立支援を必要とする社会的養護経験者等の実情把握を参考とすることに加え、現に支援している関係者等からの情報等を収集しながら、社会的養護自立支援拠点事業の整備箇所数の計画を策定すること。

(ii) 本事業は、社会的養護経験者等への支援にあたり、当該地域において、様々な関係機関との連携等を行うハブ機能を果たすことが想定され、他のサービスにつなぐ必要がある者については、当該事業所が中心となって必要な支援に適切につなぐことができるよう、関係機関との円滑な連携を行うための体制づくりについて検討すること。

(iii) 社会的養護経験者等が帰住先を失っている場合などに一時避難的かつ短期間の居場所の提供を伴う支援の実施を検討すること。

### iii 社会的養護経験者等への自立に向けた支援体制の整備について

(i) 国において策定する実施要綱及びガイドライン等を踏まえ、支援ニーズに即した支援体制の整備に向けた計画を策定すること。

(ii) 支援体制の整備に当たっては、社会的養護経験者等をはじめ、関係機関が構成員となって組織される社会的養護自立支援協議会の設置を積極的に検討すること。

## イ 計画記載事項（必要的記載事項）

計画には次に掲げる事項を記載するものとする。

### i 現行計画の達成見込み・要因分析等（社会的養護自立支援の推進に向けた取組について）

現行計画における目標設定の内容（目標、目標設定に当たっての考え方）、直近の取組結果及び令和6年度末時点での目標の達成見込みを記載するとともに、達成・未達成（見込み）の要因を分析してその内容を記載すること。

### ii 資源等に関する地域の現状

アを踏まえて、計画期間における「資源の必要量等※」の見込みを算出し、当該資源等の「現在の整備・取組状況等」を明らかにした上で、計画期間における「整備すべき見込量等」を算出し、「地域の現状」として記載すること。なお、社会的養護自立支援拠点事業については、事業開始時において対象者の実情把握や必要な整備個所数を見込むことが困難であることから、事業を実施していく中で必要な整備量を検討していくこと。

#### ※資源の必要量等

- ・児童自立生活援助事業の実施箇所数（Ⅰ型～Ⅲ型それぞれの入居人数）
- ・社会的養護自立支援拠点事業の整備箇所数
- ・社会的養護自立支援協議会の設置も含めた支援体制の整備

### iii 資源の整備・取組方針等

iiで算出した、計画期間における「整備すべき見込量等」について、ア及びiの要因分析等も踏まえて、「整備・取組方針」を具体的に記載するとともに、以下については、年度ごとの「定量的な整備目標」を設定すること。

- ・児童自立生活援助事業の実施箇所数（Ⅰ型～Ⅲ型それぞれの入居人数）
- ・社会的養護自立支援拠点事業の整備箇所数

## ウ 評価のための指標

計画による本項目の取組状況については、以下の指標により評価を行うこととし、各都道府県においては、これらの取組の進捗状況について把握すること。また、これらの指標以外に、各都道府県において独自の取組等を行っている場合には、任意で独自の評価のための指標を設定することも可能である。

- ・児童自立生活援助事業の実施箇所数（Ⅰ型～Ⅲ型それぞれの入居人数）
- ・社会的養護自立支援拠点事業の整備箇所数
- ・社会的養護自立支援協議会の設置も含めた支援体制の整備状況

## (11) 児童相談所の強化等に向けた取組

- ・ 全国の児童虐待相談対応件数が年々増加していることに加えて、複雑・困難なケースも増加していることから、児童相談所の強化等に向けた取組が求められている。
- ・ 都道府県は、中核市・特別区における児童相談所の設置について、引き続き都道府県内における設置の検討状況を把握するとともに、設置を検討している中核市・特別区に対しては、その円滑な設置に向け、人材育成等の必要な支援を行う。
- ・ 児童相談所における体制強化については、児童虐待防止対策を更に進めていくため、「新たな児童虐待防止対策体制総合強化プラン」に沿って、児童福祉司等の増員や弁護士の配置等による法的対応体制の強化、児童相談所職員に対する研修の実施等による専門性の向上のほか、こども家庭ソーシャルワーカー資格の取得促進を図る必要があることを踏まえて、以下の①・②について計画を策定すること。

### ①中核市・特別区の児童相談所設置に向けた取組

- ・ 児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律（令和元年法律第 46 号。以下「令和元年改正児童福祉法」という。）附則第 7 条第 6 項の趣旨は、設置意向のある全ての中核市・特別区が児童相談所を設置できるようにすることであることから、できるだけ設置を促す。
- ・ 中核市・特別区が児童相談所を設置できるよう、設置に向けた人材確保等をはじめとする中核市・特別区における具体的な懸案・課題等を適切に把握した上で、各都道府県における支援策等の具体的な計画を策定すること。

#### ア 計画策定に当たっての留意事項

##### i 児童相談所設置に向けた計画について

- (i) 児童相談所設置に向けて、都道府県内の中核市・特別区の設置に係る意向、希望する中核市・特別区の計画を踏まえた都道府県のスケジュール、都道府県における中核市・特別区の人材養成等に関する事項等を計画に記載すること。
- (ii) その際、都道府県と設置希望自治体との個別の具体的な協議の進め方（都道府県と市区合同の協議体や連絡会議等連携・情報共有の方法）、都道府県の体制や一時保護施設の相互利用の方法等について、留意すること。

##### ii 国の支援について

国においては、令和元年改正児童福祉法附則第 7 条第 6 項の規定に基づき、設置に向けた支援など必要な措置を講じる。

#### イ 計画記載事項（必要的記載事項）

計画には次に掲げる事項を記載するものとする。

##### i 現行計画の達成見込み・要因分析等

現行計画における目標設定の内容（目標、目標設定に当たっての考え方）、直近の取組結果及び令和 6 年度末時点での目標の達成見込みを記載するとともに、達成・未達成（見込み）の要因を分析してその内容を記載すること。

##### ii 資源等に関する地域の現状

アを踏まえて、中核市・特別区における児童相談所の設置状況及び今後の設置見込み（検討中のものを含む。）を把握し、「地域の現状」として記載すること。

##### iii 資源の整備・取組方針等

ア、iの要因分析等及びiiを踏まえて、中核市・特別区における児童相談所の設置について、計画期間における「整備・取組方針」等を具体的に記載すること。

## ②都道府県（児童相談所）における人材確保・育成、児童相談所設置等に向けた取組

- ・ 児童相談所における各都道府県（児童相談所）職員の配置など、こども家庭ソーシャルワーカーをはじめとしたこども家庭福祉人材の確保・育成のための、具体的な計画を策定すること。
- ・ 児童相談所の管轄人口については、管轄人口100万人までの範囲が目安とされているが、管轄人口100万人以下の児童相談所が存する地域についても、児童相談所の新設等により管轄人口を概ね50万人以下とするよう管轄区域の見直しを積極的に検討すること。

### ア 計画策定に当たっての留意事項

#### i 児童相談所における人材確保・育成について

「新たな児童虐待防止対策体制総合強化プラン」に沿った都道府県（児童相談所）の職員（※1）の配置、研修の実施方法・時期等を計画に記載すること。なお、医師及び弁護士確保については、常勤職員としての配置又はこれに準ずる措置等の具体的な取組を計画に記載すること。

※1 児童福祉司（スーパーバイザーを含む。）、児童心理司、医師及び保健師、弁護士（準ずる措置（※2）を含む。）

※2 「準ずる措置」とは、弁護士の配置と実質的に同等であると客観的に認められる必要があり、例えば、都道府県ごとに、区域内の人口等を勘案して中央児童相談所等に適切な数の弁護士を配置し、弁護士が配置されていない児童相談所との間における連携・協力を図ること等が考えられる。（単に法令事務の経験を有する行政職員等弁護士資格を有しない者の配置は、「準ずる措置」には含まれない。）

#### ii 児童相談所の管轄人口について

都道府県内に管轄人口が100万人を超える児童相談所を有する場合には、新たな児童相談所の設置等具体的な改善方策を計画に記載すること。

#### iii 市区町村との連携について

市区町村との連携においては、連絡調整や技術的援助等を行う市町村支援児童福祉司の役割が重要であり、各都道府県においては、配置基準に基づき適正に配置した上で、日頃から市区町村と情報共有を行う等、連携体制の整備を図ることが望ましい。

### イ 計画記載事項（必要的記載事項）

計画には次に掲げる事項を記載するものとする。

#### i 現行計画の達成見込み・要因分析等

現行計画における目標設定の内容（目標、目標設定に当たっての考え方）、直近の取組結果及び令和6年度末時点での目標の達成見込みを記載するとともに、達成・未達成（見込み）の要因を分析してその内容を記載すること。

#### ii 資源等に関する地域の現状

アを踏まえて、計画期間における「資源の必要量等※」の見込みを算出し、当該資源等の「現在の整備・取組状況等」を明らかにした上で、計画期間における「整備すべき見込量等」を算出し、「地域の現状」として記載すること。

#### ※資源の必要量等

- ・ 児童相談所の管轄人口
- ・ 第三者評価を実施している児童相談所数
- ・ 児童福祉司、児童心理司の配置数
- ・ 市町村支援児童福祉司の配置数
- ・ 児童福祉司スーパーバイザーの配置数
- ・ 医師の配置数
- ・ 保健師の配置数
- ・ 弁護士の配置数
- ・ こども家庭福祉行政に携わる都道府県（児童相談所）職員における研修（児童福祉司任用後研修、こども家庭ソーシャルワーカーの養成に係る研修等）の受講者数
- ・ 専門職採用者数

#### iii 資源の整備・取組方針等

ii で算出した、計画期間における「整備すべき見込量等」について、ア及び i の要因分析等も踏まえて「整備・取組方針」を具体的に記載するとともに、以下については、年度ごとの「定量的な整備目標」を設定すること。

- ・ 児童相談所の管轄人口が 100 万人を超えている場合は、管轄人口の推移
- ・ 第三者評価を実施している児童相談所数
- ・ 児童福祉司、児童心理司の配置数
- ・ 市町村支援児童福祉司の配置数
- ・ 児童福祉司スーパーバイザーの配置数
- ・ 医師の配置数（常勤・非常勤の内訳を含めて）
- ・ 保健師の配置数
- ・ 弁護士の配置数（常勤・非常勤の内訳を含めて）
- ・ こども家庭福祉行政に携わる都道府県（児童相談所）職員における研修（児童福祉司任用後研修、こども家庭ソーシャルワーカーの養成に係る研修等）の受講者数
- ・ 専門職採用者数

#### ウ 評価のための指標

計画による本項目の取組状況については、以下の指標により評価を行うこととし、各都道府県においては、これらの取組の進捗状況について把握すること。また、これらの指標以外に、各都道府県において独自の取組等を行っている場合には、任意で独自の評価のための指標を設定することも可能である。

- ・ 児童相談所の管轄人口

- ・ 第三者評価を実施している児童相談所数・割合（分母：管内の全児童相談所数）
- ・ 児童福祉司、児童心理司の配置数
- ・ 市町村支援児童福祉司の配置数
- ・ 児童福祉司スーパーバイザーの配置数
- ・ 医師の配置数（常勤・非常勤の内訳を含めて）
- ・ 保健師の配置数
- ・ 弁護士の配置数（常勤・非常勤の内訳を含めて）
- ・ こども家庭福祉行政に携わる都道府県（児童相談所）職員における研修（児童福祉司任用後研修、こども家庭ソーシャルワーカーの養成に係る研修等）の受講者数
- ・ 専門職採用者数（割合）

## (12) 障害児入所施設における支援

### ア 計画策定に当たっての留意事項

障害児の養育の特質に鑑みれば、障害児入所施設においては、障害に対する正確な理解と障害特性に応じた環境の提供に加え、できる限り良好な家庭的環境の中で行われる必要がある。このため「良好な家庭的環境」において養育されるようユニット化等によりケア単位の小規模化を推進すること。

### イ 計画記載事項（必要的記載事項）

計画には次に掲げる事項を記載するものとする。

#### i 資源等に関する地域の現状

- ・福祉型障害児入所施設のうち、ユニット化等による「できる限り良好な家庭的環境」を整備している施設数
- ・福祉型障害児入所施設のうち、ユニット化等による「できる限り良好な家庭的環境」で生活している障害児の数



### (13) 留意事項

- ・ 各都道府県、指定都市及び児童相談所設置市（特別区を含む。以下同じ。）において計画を策定するに当たっては、以下の点に留意すること。
  - i この策定要領を基に、計画の全面的な見直しに向けた準備や検討を進め、令和6年度末までに新たな計画の策定を行うこと。なお、
    - ・ 市区町村におけるこども家庭センターの整備、サポートプランの作成、ネットワーク構築等に向けた支援
    - ・ 里親支援センターによる一貫した里親等支援体制の構築に向けて、児童相談所の体制強化や民間機関の積極的活用を含めて、実施機関やその配置の調整・検討
    - ・ 乳児院・児童養護施設の高機能化及び多機能化・機能転換、小規模かつ地域分散化に向けた各施設の意向の確認等、計画策定のための調整・検討
    - ・ これらに従事する人材の専門性の向上に向けた、人材育成の機会の確保のための取組
    - ・ 現行計画の達成見込みの確認・要因分析等
    - ・ 資源等に関する地域の現状（「資源の必要量等」の見込み、「現在の整備・取組状況等」、「整備すべき見込量等」）の把握
    - ・ 代替養育を必要とするこども数、里親等委託が必要なこども数、施設で養育が必要なこども数の見込みの算出
    - ・ 自立支援を必要とする社会的養護経験者等の数の見込みの算出及び実情把握などについて、可能なものから、順次速やかに取組を進めること。
  - ii 新たな計画の計画期間は、第三期子ども・子育て支援事業計画に合わせて令和7年度から令和11年度までの5年とすること。また、計画の進捗状況について、毎年度自己点検・評価を行うとともに、計画期間の中間年を目安として、進捗状況の自己点検・評価の結果を踏まえ、必要な場合には、計画の見直しを行って取組の促進を図ること。
  - iii こども基本法（令和4年法律第77号）第10条第1項に規定する都道府県こども計画、児童福祉法第33条の22第1項に規定する都道府県障害児福祉計画、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第108条第1項に規定する都道府県地域福祉支援計画、成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律（平成30年法律第104号）第11条第1項に規定する成育医療等基本方針など、こども施策、障害児施策、成育医療等の提供に関する施策等との連携や関連する計画と整合性が取れた計画となるよう留意すること。
  - iv 指定都市や児童相談所設置市が所在する都道府県においては、都道府県と指定都市又は児童相談所設置市とが連携・調整して計画を策定する必要があることに留意すること。（指定都市や児童相談所設置市が単独で計画を策定する場合においても同様とする。）なお、都道府県と指定都市又は児童相談所設置市とが一体の計画を策定する場合においても、（1）～（12）の各項目における計画記載事項（必要的記載事項）のうち、「資源等に関する地域の現状」及び「資源の整備・取組方針等」については、都道府県、指定都市又は児童相談所設置市ごとに記載するとともに、（1）のアのvの(i)～(iii)についても個別に実施すること。

# 次期都道府県社会的養育推進計画 の策定要領（概要）

# 次期都道府県社会的養育推進計画策定要領について

## <現行策定要領>

- 国は、平成28年改正児童福祉法の理念のもと、「新しい社会的養育ビジョン」で掲げられた取組を通じて、こどもの最善の利益を実現していくため、各都道府県に、都道府県社会的養育推進計画の策定を求めた。（平成30年7月）
- 各都道府県が計画を策定するに当たって踏まえるべき**基本的考え方**や**留意事項**をまとめて策定要領として示したものの。
- 各都道府県は、令和11年度を終期とし「**令和2～6年度**」「**令和7～11年度**」の各期に区分して計画を策定。

### 【見直しの背景】

- 令和4年改正児童福祉法**において、児童等に対する家庭及び養育環境の支援を強化し、児童の権利の擁護が図られた児童福祉施策を推進するための改正が行われた。
- また、これに先立つ「令和3年度社会保障審議会児童部会**社会的養育専門委員会**」報告書（令和4年2月）においては、都道府県社会的養育推進計画について、**資源の計画的な整備方針のための計画とすべきこと**等が指摘されているところ。  
→これらを受けて既存の計画の見直しを行う必要がある。



## <主な見直しのポイント>

計 画 期 間	●令和6年度に今期の期末を迎えるに当たり、 <b>次期計画は令和7～11年度の5年を1期</b> として策定。
項 目	●令和4年改正児童福祉法の内容等を踏まえ体系を見直すとともに、現行の11項目を <b>13項目</b> とする。 ※「支援を必要とする妊産婦等の支援に向けた取組」「障害児入所施設における支援」を新設。 ● <b>家庭養育優先原則</b> と <b>パーマネンシー保障</b> の理念に基づく支援の在り方を中心に据えた構成に。
計 画 記 載 事 項	●現行計画との継続性を踏まえつつ、適切にPDCAサイクルを運用する観点から、各項目ごとに、「 <b>現行計画の達成見込み・要因分析の内容等</b> 」の記載を求める。 ●「 <b>資源の必要量等の見込み</b> 」「 <b>現在の整備・取組状況等</b> 」「 <b>整備すべき見込量等</b> 」の記載を求める。 ●さらに、「 <b>整備すべき見込量等</b> 」について、「 <b>整備・取組方針等</b> 」（指定するものについては定量的な整備目標も設定）として具体的に記載することを求める。
評 価 の た め の 指 標	●現行の策定要領においては、評価のための指標は例示となっているところ、次期計画では、各項目ごとに <b>統一的な「評価のための指標」</b> を設定する。 ●各都道府県に、計画の進捗について、毎年度、当該指標等により <b>自己点検・評価</b> を求める。 ●国は、各都道府県の取組の進捗について、 <b>毎年度調査を実施し、分析・評価</b> して公表。

# 1. 基本的考え方（計画記載事項）

## (1) 都道府県における社会的養育の体制整備の基本的考え方及び全体像

- ・国・地方公共団体においては、**家庭養育優先原則とパーマネンシー保障の理念**に基づくケースマネジメントの徹底や積み重ねが必要。
- ・計画策定に当たっては、**当事者である子どもや市区町村の意見**の反映、子ども・子育て支援事業計画等との整合性を図ることが必要。
- ・計画策定の際は、都道府県児童福祉審議会等の合議制の会議への**意見聴取**を行うこととし、計画の進捗についても、毎年度、評価のための指標等により**自己点検・評価**を実施して、その結果を当該会議へ報告するなど、適切にPDCAサイクルを運用することが必要。
- ・計画は、数値目標を単に達成すればよいものではなく、子ども一人一人に対して行われたソーシャルワークが**子どもに還元**されていることが重要であることに留意することが必要。

## (2) 当事者である子どもの権利擁護の取組（意見聴取・意見表明等支援等）

- ・令和4年改正児童福祉法においては、**子どもの権利擁護に係る環境**を整備することを都道府県の業務に位置づけるとともに、措置や一時保護決定時等の**意見聴取等措置**、さらには**子どもの意見表明等支援事業**の創設等、子どもの権利擁護に関する取組について拡充が図られたことを踏まえ、都道府県においては、これらの内容を適切かつ積極的に推進するための具体的な取組を進めていくことが必要。

## (3) 市区町村の子ども家庭支援体制の構築等に向けた都道府県の取組

- ・児童相談所は、**家庭維持に向け適切に在宅指導措置**を行うとともに、子どもの身近な場所において、継続的に寄り添った支援が適切と考えられる事例については、市区町村に対して**在宅指導措置の委託**を行い、効果的に子どもや保護者に対する支援を実施することが必要。
- ・市区町村の**子ども家庭センター**による相談支援を通じて、支援が必要な家庭等に対して家庭支援事業などの支援メニューを提供し、虐待等に至る前の**予防的支援**や、虐待等により親子関係の修復が必要な家庭に対する**親子関係の再構築**に向けた支援の効果的な実施が必要。

## (4) 支援を必要とする妊産婦等の支援に向けた取組

- ・支援を必要とする妊産婦等に対しては、家庭支援事業による支援のほか、妊産婦等生活援助事業により、支援の入口から妊産婦等との関係を築きながら、ニーズに応じた**多機能な支援を包括的に**提供することが必要。

## (5) 各年度における代替養育を必要とする子ども数の見込み

- ・現行計画の代替養育を必要とする子ども数の見込みについて、近年の**児童虐待相談対応件数の増加**等を踏まえて時点修正することが必要。その際、予防的支援による**家庭維持**の見込数、**家庭復帰や親族養育等への移行**、**養子縁組の成立**の見込数を踏まえて算出することが必要。

## (6) 一時保護改革に向けた取組

- ・安全確保やアセスメントなどを適切に行うという目的を達成した上で、子どもの**家庭養育優先原則**を踏まえ、まず家庭における養育環境と同様の養育環境を検討する。その上で、安全確保が困難な場合等には、できる限り良好な家庭的環境において個別性が尊重されるべき。また、子どもの年齢等に配慮しつつ、**原則として個別対応**を基本とすることが必要。こうした取組を進めるため、「一時保護ガイドライン」を踏まえ、引き続き一時保護全般にわたる見直しや体制整備を図ることが必要。
- ・一時保護における家庭養育優先原則を踏まえた体制整備に取り組むとともに、国において策定する**一時保護施設の設備及び運営に関する基準**を踏まえ、条例で基準を定め、必要な環境整備を行うことが必要。そのため、まずは**委託一時保護が可能な里親・ファミリーホーム**の確保・養成を行うとともに、**一時保護専用施設等**の確保など、一時保護の体制整備の充実に努めることが必要。

# 1. 基本的考え方（計画記載事項） ※ 現行策定要領からの変更等を中心に記載

## (7) 代替養育を必要とするこどものパーマネンシー保障に向けた取組

- ・ 家庭養育優先原則とパーマネンシー保障の理念の徹底が必要。予防的支援により家庭維持のための最大限の努力を行うとともに、代替養育が必要なこどもに対しては、里親等委託に対する実親の理解を醸成した上で、まずは里親、ファミリーホームの中から、こどもの意向等を踏まえつつ、こどもにとって最良の養育先とする観点から代替養育先を検討。これらのいずれも代替養育先として適当でない困難な課題があるこどもは、小規模かつ地域分散化された施設等への入所措置を行うことが必要。
- ・ その上で、これらの代替養育の開始の時点から、こどもを心身ともに安全かつ健全に養育できるよう家庭に対する支援を最大限に行って家庭復帰を目指すとともに、それが困難な場合には、親族等による養育や特別養子縁組等を検討することが必要。

## (8) 里親・ファミリーホームへの委託の推進に向けた取組

- ・ 代替養育を必要とするこどもに対しては、一時保護時や何らかの障害のあるこどもも含め「家庭と同様の養育環境」である里親・ファミリーホームへの委託を原則として検討する必要がある、特に就学前の乳幼児期は養子縁組や里親・ファミリーホームへの委託を原則とする。
- ・ 国は令和11年度までに全ての都道府県において乳幼児の里親等委託率75%以上、学童期以降の里親探し50%以上を実現するための取組を推進する。全ての都道府県において、乳幼児75%以上、学童期以降50%以上の里親等委託率となるよう数値目標と達成期限を設定する。
- ・ 児童福祉施設として新たに位置づけられた里親支援センターにおいて、里親のリクルートから里親等委託措置の解除後における支援に至るまでの一貫した里親等支援が効果的に実施されるよう、国において策定する実施要綱等を踏まえて、その設置を促進することが必要。

## (9) 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組

- ・ 家庭では実施が困難な専門的ケアを要する、又は年長児で家庭養育に対する拒否感が強いなどという理由で施設養育が必要とされるこどもに対しては、地域小規模児童養護施設や分園型小規模グループケアで養育されるよう、必要な措置を講ずることが必要。
- ・ 児童家庭支援センター等の併設の検討や家庭支援事業の実施等、その専門性を多機能化・機能転換を図る中で発揮することが必要。

## (10) 社会的養護自立支援の推進に向けた取組

- ・ 令和4年改正児童福祉法により社会的養護経験者等に対し必要な援助を行うことが都道府県の業務とされたことなどから、児童自立生活援助事業の年齢要件等の弾力化や社会的養護自立支援拠点事業の実施等、社会的養護経験者等の自立支援を推進していくことが必要。

## (11) 児童相談所の強化等に向けた取組

- ・ 児童相談所の設置を検討している中核市・特別区に対しては、その円滑な設置に向け、人材育成等の必要な支援を行うことが必要。
- ・ 児童相談所においては、「新たな児童虐待防止対策体制総合強化プラン」に沿って、児童福祉司等の増員や弁護士等の配置等による法的対応体制の強化、職員への研修の実施等による専門性の向上のほか、こども家庭ソーシャルワーカー資格の取得促進を図ることが必要。

## (12) 障害児入所施設における支援

- ・ 障害児入所施設においても、被虐待児童が一定割合生活している。障害児入所施設においては、障害に対する正確な理解と障害特性に応じた環境の提供に加え、できる限り良好な家庭的環境の下で支援を行うことが必要。

## 次期計画策定上の留意事項

- ・ 各都道府県においては、令和6年度末までに令和7年度から令和11年度を計画期間とする新たな計画の策定を行うことが必要。
- ・ こども家庭センターの整備等に向けた支援、里親支援センターによる里親支援体制の構築に向けた実施機関やその配置の調整等、小規模かつ地域分散化等に向けた計画策定のための調整・検討等、可能なものから順次速やかに取組を進めることが必要。

## 2. 項目ごとの策定要領※現行策定要領からの変更等を中心に記載

### (1) 都道府県における社会的養育の体制整備の基本的考え方及び全体像

#### 事項

家庭養育優先原則とパーマネンシー保障の理念を踏まえた計画策定

各項目に係る基本的考え方

計画策定等における当事者であるこどもの意見の反映等

市区町村との連携体制等

評価のための指標とPDCAサイクルの運用

#### 計画策定に当たっての留意事項

- パーマネンシー保障には、まず、家庭支援事業等を活用した予防的支援による家庭維持のための最大限の努力を行うべき。そして、代替養育を必要とするこどもに対しては、まずは親族里親、養子縁組里親、養育里親、専門里親、ファミリーホームの中から、こどもの意向や状況等を踏まえて代替養育先を検討する。これらのいずれも代替養育先として適当でない困難な課題があるこどもは、小規模かつ地域分散化された施設等への入所措置を行うとともに、家庭養育優先原則とパーマネンシー保障の理念に基づくケースマネジメントの徹底や積み重ねを継続していくことが必要
- ・ 各都道府県においては、このことを念頭に置いて、こどもの最善の利益を実現するため、現行計画を見直し新たな計画を策定することが必要

- 現行計画の達成見込みや達成・未達成（見込）の要因分析等の内容等を記載
- 資源等に関し、地域の現状（資源の必要量等の見込み、現在の整備・取組状況等、整備すべき見込量等）を明らかにした上で、整備すべき見込量等について整備・取組方針等を具体的に記載

- 里親・ファミリーホームや施設をはじめとした関係者の幅広い参画の下に行うこと
- 当事者であるこども（社会的養護経験者を含む。）を計画策定委員会等の委員に複数名選任して意見聴取
- 里親・ファミリーホームや施設等に在籍しているこどもに対してヒアリングやアンケートによる意見聴取
- 意見聴取した内容の十分な反映。なお、意見聴取に当たっては、当事者であるこども（社会的養護経験者を含む。）の置かれた状況等に十分に配慮し、意見を表明する上で利用しやすいよう工夫した手段を用意

- 計画策定時に市区町村の意見を反映
- 各都道府県においては、子ども・子育て支援担当部局等との緊密な連携により、計画の内容について、子ども・子育て支援事業計画等との整合性を図ることが必要
- 市区町村は、社会的養護の地域資源を子ども・子育て支援に活用するための連携が必要。この連携に当たっては、推進計画に規定する都道府県の施策についても考慮することが必要

- 計画策定に当たっては都道府県児童福祉審議会等への意見聴取
- 毎年度、評価のための指標等により計画の進捗を自己点検・評価し、その結果を都道府県児童福祉審議会等へ報告。自己点検・評価によって明らかになった課題等は、速やかに取組の見直し
- PDCAサイクルの運用の際には、当事者であるこども（社会的養護経験者を含む。）の意見を反映
- 国は、各都道府県の取組の進捗について、毎年度調査を実施し、分析・評価して公表

## 2.項目ごとの策定要領

### (2)当事者であるこどもの権利擁護の取組（意見聴取・意見表明等支援等）

#### 事項

こどもへの意見聴取等措置

意見表明等支援事業

こどもの権利擁護に係る環境整備

#### 計画策定に当たっての留意事項

- 措置をとる理由等を事前に丁寧に説明し、こどもが理解できたことを確認した上で措置等を実施
- 聴取した意見・意向は、十分勘案した上でこどもの最善の利益を考慮して組織として支援の方法等を検討
- 措置の決定等ののち速やかに決定内容と理由を丁寧かつ分かりやすく説明
- こども等への十分な説明、アクセシビリティへの十分な配慮、外部団体への委託等による実践環境の整備
- 多様な属性・強みを持つ意見表明等支援員を養成・確保し、こどものニーズに対応できる体制整備に努める
- こどもの意見等をこどもの最善の利益を考慮して検討し、結論と理由をこどもに十分説明する環境整備
- 児童福祉審議会にこどもの権利擁護に関する専門部会を設置する等、具体的に取組を進める
- こども自身に対しその権利や権利擁護の仕組みについて丁寧かつ分かりやすい周知啓発を図ることが不可欠
- 社会的養護に関わる関係職員に対する研修の定期的実施
- 社会的養護施策検討の際の、当事者であるこども（社会的養護経験者を含む。）の委員としての複数参画等

## 2.項目ごとの策定要領

### (3)市区町村のこども家庭支援体制の構築等に向けた都道府県の取組

#### ①市区町村の相談支援体制の整備に向けた都道府県の支援・取組

#### 事項

こども家庭センターの普及、連携体制、人材育成等

ヤングケアラーに対する支援

#### 計画策定に当たっての留意事項

- 市区町村は、令和4年改正児童福祉法を踏まえ、こども家庭センターの設置に努めることが必要
- 計画にはこども家庭センターの設置、支援体制の充実等に向けた都道府県の支援・取組を記載。とりわけ、小規模市町村においても設置が促進されるよう支援策を記載すること
- こども家庭センターに関するガイドライン等を参考に、人材育成、関係機関との連携等の支援体制等を検討
- 児童相談所は、家庭維持に向け適切に在宅指導を行うとともに、市区町村への送致のほか、適当と考えられる事例については、市区町村に在宅指導措置の委託を行い、市区町村との連携を図りながら支援を実施
- 市区町村送致等の際の事前の十分な協議など、情報共有等が適切に行われるよう仕組みやルールを整備
- 市区町村職員への研修を児童相談所職員と一緒にすること等により、お互いの専門性について理解を深める
- 関係する市区町村職員に児童相談所援助方針会議への参加を促してアセスメントのポイントを共有することなども検討
- こども家庭福祉分野だけでなく、教育分野や関係機関との連携体制を構築

## 2. 項目ごとの策定

### (3) 市区町村のこども家庭支援体制の構築等に向けた都道府県の取組

#### ② 市区町村の家庭支援事業等の整備に向けた都道府県の支援・取組

##### 事項

市区町村の家庭支援事業等の整備・充実

母子生活支援施設の体制整備・活用促進

##### 計画策定に当たっての留意事項

- 市区町村は十分な家庭支援事業の事業量を見込み、支援が必要なこども等を積極的に支援することが必要
  - 市区町村における、支援メニューの必要な事業量の見込みや確保状況とともに、その充実や利用促進等に向けた取組状況を把握した上で、児童福祉施設等の社会資源の状況に関する情報提供等、必要な支援を検討
  - 子ども・子育て支援担当部局等と連携し、市区町村に対して計画の内容を踏まえた市町村子ども・子育て支援事業計画の策定を促した上で、都道府県子ども・子育て支援事業支援計画の記載内容等を順次反映
  - 子ども・子育て支援担当部局等は市区町村の子ども・子育て支援担当部局等と連携
  - 市区町村が子育て短期支援事業の委託先として里親・ファミリーホーム及び児童家庭支援センターを積極的に活用できるよう、里親・ファミリーホーム等の把握及び名簿の作成、提供などの支援を検討
- 様々な生活上の困難を抱える母子に対する支援を行うことができる施設として、市区町村に対して幅広く活用を促すとともに、母子生活支援施設における人材育成の支援など体制整備についても検討

## 2. 項目ごとの策定要領

### (3) 市区町村のこども家庭支援体制の構築等に向けた都道府県の取組

#### ③ 児童家庭支援センターの機能強化及び設置促進に向けた取組

##### 事項

児童家庭支援センターの機能強化に向けた都道府県の支援・取組

市区町村との連携体制

##### 計画策定に当たっての留意事項

- こども家庭センターに対する専門的な助言・援助の実施、里親支援センター等の一部機能を担うこと、家庭支援事業の実施、在宅指導措置委託を積極的に受けることなどにより、地域支援を十分に行えるよう、機能強化を図る
- 児童家庭支援センター及び市区町村との連携を密にし、児童家庭支援センターにおける具体的な支援メニューの在り方などについて十分に協議
- 市区町村は、児童家庭支援センターに対して、家庭等からの相談対応について積極的に技術的助言等を求めるとともに、子育て短期支援事業をはじめとした家庭支援事業の委託など、児童家庭支援センターと密接に連携して地域のこども家庭支援を実施



## 2.項目ごとの策定要領

### (4) 支援を必要とする妊産婦等の支援に向けた取組

#### 事項

妊産婦等生活援助事業の整備

助産施設・助産制度の体制整備と周知

市区町村等との連携等

その他事業による支援体制の充実

#### 計画策定に当たっての留意事項

- 国において策定する実施要綱等を踏まえ、同事業の整備が着実に進められるよう、乳児院や母子生活支援施設等の活用を含め、必要な内容を盛り込むこと
- 助産施設の確保に取り組むこと
- 制度の周知にも取り組むこと
- 都道府県の児童福祉担当部局と母子保健担当部局等との連携、市区町村等の関係機関との連絡会議の開催、要保護児童対策地域協議会等との連携体制の構築
- 市区町村は、こども家庭センター等を通じて把握した特定妊婦等について、妊産婦等生活援助事業による支援が必要と認められる場合は速やかに都道府県に報告等を行い、当該特定妊婦等の自立に向けて積極的な支援が必要。その際、家庭支援事業の活用も含めて検討が必要
- 児童福祉及び母子保健担当部局等の関係機関の職員等への研修
- 市区町村が実施する妊婦訪問事業、産後ケア事業等についても取組状況を把握するとともに、その充実に向けた支援等について検討

## 2.項目ごとの策定要領

### (5) 各年度における代替養育を必要とするこども数の見込み

#### 事項

代替養育を必要とするこども数の見込み

#### 計画策定に当たっての留意事項

- 保護者のないこども又は保護者に監護させることが不相当であると認められるこどもであって、里親・ファミリーホームに委託し、又は児童養護施設等に入所させて養育することが必要である者の数（代替養育を必要とするこども数）を時点修正する際、予防的支援による家庭維持の見込数のほか、家庭復帰、親族養育等への移行、養子縁組の成立の見込数を踏まえること  
(参考例) こどもの人口(推計・各歳ごと) × 代替養育が必要となる割合(潜在的需要を含む。)  
= 代替養育を必要とするこども数

## 2.項目ごとの策定要領

### (6)一時保護改革に向けた取組

#### 事項

一時保護の体制整備

一時保護におけるこどもの最善の利益

#### 計画策定に当たっての留意事項

- 家庭養育優先原則を踏まえ、まず家庭における養育環境と同様の養育環境を検討する。その上で、安全確保が困難な場合等には、できる限り良好な家庭的環境において、個別性が尊重されるべき。特に、年齢等に配慮しつつ、原則として個別対応を基本とすること
- まずは乳幼児をはじめとした委託一時保護が可能な里親・ファミリーホームの確保に努める。とりわけ乳幼児は家庭養育優先原則を十分に踏まえることが必要。一時保護専用施設等の確保に努めることも必要
- 国において策定する一時保護施設の設備及び運営に関する基準及び「一時保護ガイドライン」を踏まえた既存の一時保護施設の見直し項目及び見直し時期、一時保護施設の必要定員数、一時保護専用施設や委託一時保護が可能な里親・ファミリーホーム等の確保数、職員の育成方法、実施する時期等を計画に記載
- こどもの意見を聞きながら、可能な限り原籍校への通学が可能となる環境を確保するため、委託一時保護が可能な里親・ファミリーホームや一時保護専用施設等の確保を進めること。また、一時保護施設内の学習支援の充実に努めること
- 一時保護施設内の管理を目的とした規則は最低限にとどめ、施設内のルールが適切か、定期的に見直す

## 2.項目ごとの策定要領

### (7)代替養育を必要とするこどものパーマネンシー保障に向けた取組

#### ①児童相談所におけるケースマネジメント体制の構築に向けた取組

#### 事項

家庭養育優先原則及びパーマネンシー保障の理念に基づくケースマネジメント

#### 計画策定に当たっての留意事項

- 家庭養育優先原則とパーマネンシー保障の理念に基づくケースマネジメントを徹底。すなわち、家庭維持のための最大限の努力を行うとともに、代替養育を必要とするこどもに対しては、里親等委託に対する実親の理解を醸成した上で、まずは親族里親、養子縁組里親、養育里親、専門里親、ファミリーホームの中から、こどもの意向等を踏まえつつ代替養育先を検討。さらに、これらのいずれも代替養育先として適当でない困難な課題のあるこどもは、小規模かつ地域分散化された施設等への入所措置を行う。その上で、代替養育の開始の時点から、こどもの意向等を踏まえながら家庭復帰を目指し、困難な場合は特別養子縁組等を検討
- 児童相談所に、家庭養育優先原則に基づくケースマネジメントを行う担当係を配置し、里親等委託推進に係る業務にしっかりと従事させるなどの体制整備を行うこと。早期のパーマネンシー保障のためのケースマネジメントを行うためには、専門チームや担当係の配置などの体制整備の検討が望ましいこと
- 親族等がこどもを養育する場合に、児童相談所は、親族等の求めに応じて助言等の必要な支援を行うとともに、親族等が希望する場合には養育里親研修等を勧奨することが望ましい

## 2. 項目ごとの策定要領

### (7) 代替養育を必要とするこどものパーマネンシー保障に向けた取組

#### ② 親子関係再構築に向けた取組

##### 事項

児童相談所における体制強化

民間団体との協働による支援の充実

市区町村における支援体制の強化と連携等

里親・FH・施設との協働による支援

##### 計画策定に当たっての留意事項

- 専任職員の配置や専門チームの設置など、連続性のある支援が実施できるような体制の整備
- 親への相談支援に関する児童相談所職員への研修の実施
- 保護者支援プログラム実施団体等との協働が考えられる
- その際、児童相談所がコーディネート業務を適切に行うなどを前提とし、協働による支援であることを意識
- 市区町村が親子関係再構築支援の意義を理解し、児童相談所と連携して支援を実践していくことが不可欠
- 親子の課題等をこども家庭センターと適切に共有し、サポートプランの策定に反映
- 都道府県全体として、親子関係再構築支援の役割分担、連携体制を検討し、市区町村をバックアップ
- 都道府県は親子関係再構築の重要性の啓発、市区町村への支援方策を講じる等の主導的役割を発揮
- 里親・ファミリーホーム・施設からも情報収集等を行うなど、協働しながら親子関係再構築支援を実施する体制づくりを行う

## 2. 項目ごとの策定要領

### (7) 代替養育を必要とするこどものパーマネンシー保障に向けた取組

#### ③ 特別養子縁組等の推進のための支援体制の構築に向けた取組

##### 事項

特別養子縁組等に向けた具体的なケースマネジメントの在り方

民間あっせん機関等との連携等

縁組成立後の支援

##### 計画策定に当たっての留意事項

- 代替養育の開始の時点から、児童相談所が中心となって、こどもの意向等を踏まえながら、家庭に対する支援を最大限に行って家庭復帰を目指すとともに、それが困難な場合には、特別養子縁組等を検討
- 児童相談所長による特別養子適格の確認の申立等について積極的に検討。特に親が行方不明であり、又は長期間にわたり親との交流がない乳幼児は特別養子縁組を積極的に検討
- 支援の実施に当たっては、児童相談所における専門チーム等の配置などの体制整備の検討が望ましいこと
- 適切な養子縁組里親が見つからない場合は、他の自治体や民間あっせん機関等に協力を打診することを検討
- 縁組成立後の支援に際し、民間あっせん機関等の協力を得ることも有効
- 縁組成立後少なくとも半年間は、児童福祉司指導等による援助を継続するとともに、それ以後も必要な状況把握や情報提供、助言その他の援助を行うこと

## 2. 項目ごとの策定要領

### (8) 里親・ファミリーホームへの委託の推進に向けた取組

#### ① 里親・ファミリーホームへの委託こども数の見込み等

#### 事項

家庭養育優先原則とパーマネンシー保障の理念に基づく支援の在り方

里親等委託が必要なこども数の見込み

新たに確保が必要な里親・ファミリーホーム数の算出、里親等委託率の目標設定等

十分な受け皿の確保等

里親のリクルートに係る市区町村との連携体制等

やむを得ず委託解除に至った要因分析

#### 計画策定に当たっての留意事項

- 市区町村の家庭支援事業等を通じた予防的支援により家庭維持のための最大限の努力を行うとともに、代替養育を必要とするこどもに対しては、児童相談所において、里親等委託に対する実親の理解を醸成した上で、まずは親族里親、養子縁組里親、養育里親、専門里親、ファミリーホームの中から、こどもの意向等を踏まえつつ、こどもにとって最良の養育先とする観点から代替養育先を検討することが必要
- 里親等委託が必要なこども数の算出に用いる算式  
(代替養育を必要とするこども数 - (行動上の課題が重篤なこども等に対して必要な治療や指導等を行うことを目的とする施設の入所こども数)) × 里親等委託が必要なこどもの割合 = 里親等委託が必要なこども数
- 養子縁組里親を含む里親等委託を原則として検討することが必要。特に就学前の乳幼児期は、愛着関係の基礎を作る時期であり、養子縁組や里親・ファミリーホームへの委託を原則とする
- 施設入所が長期化しているこどもについては、こどもの課題に応じて早急に里親等委託を検討する必要がある。特に乳児院に入所しているこどもについては、原則として里親等委託への措置変更を行うことが必要
- 以上を踏まえ、乳幼児75%以上、学童期以降50%以上の里親等委託率となるよう、令和11年度時点における年齢区分別(3歳未満、3歳以上の就学前、学童期以降)の里親等委託率の目標を設定・実行する。国の数値目標を既に達成している又は達成する見込みのある都道府県は、上記事項を確実に実行するとともに、国の数値目標を超え、100%を目指した目標を設定
- 国においては、遅くとも令和11年度までに、全ての都道府県において乳幼児の里親等委託率75%以上、学童期以降の里親等委託率50%以上を実現するための取組を推進。全ての都道府県において、乳幼児75%以上、学童期以降50%以上の里親等委託率となるよう令和11年度における数値目標を設定する
- 里親・ファミリーホームについての広報・啓発を積極的に行う必要があること
- 実親等に、里親・ファミリーホームは、家庭と同様な養育環境の提供が目的であることや、実親との親子関係を断つことなく、親子関係再構築や自立に向けた措置であることを丁寧に説明して理解を得る
- 障害児の障害特性に応じて適切に養育できる環境を備えた里親・ファミリーホームの確保に努めること
- ショートステイなどの短期受け入れ里親も含め、多様な里親の在り方を検討・周知することが重要
- 市区町村が持つ自治会や子育てボランティアなどとの繋がりを活用して制度周知や里親のリクルートを行うなど、積極的に市区町村と連携を図ることが必要。また、市区町村は協力体制を整備することが望ましい
- 市区町村が子育て短期支援事業に里親・ファミリーホームを活用できるようにするための情報提供等を検討
- やむを得ず委託解除された数・割合について把握し、要因分析を踏まえて対応方針を検討すること

## 2.項目ごとの策定要領

### (8) 里親・ファミリーホームへの委託の推進に向けた取組

#### ② 里親等支援業務の包括的な実施体制の構築に向けた取組

#### 事項

包括的な里親等支援体制の整備

里親支援センターの設置等に当たっての留意事項

#### 計画策定に当たっての留意事項

- 里親支援センターにおいて、里親のリクルートから里親等委託措置の解除後における支援に至るまでの一貫した里親支援体制を構築することが必要
- 里親支援センターによる里親支援体制の構築等に当たっては、国が策定する実施要綱等を踏まえること
- 児童相談所の職員体制や管轄する地域の人口規模等を踏まえて、児童相談所の体制強化や民間機関の積極的活用を含め、里親支援センターの設置を検討
- 設置にあたっては、NPO法人等の民間機関、多機能化・機能転換に向けた取組を行う乳児院や児童養護施設等、児童家庭支援センター、里親会の活用なども考えられる
- 里親支援センターのみで対応することが困難である場合は、民間フォスティング機関の活用についても検討

## 2.項目ごとの策定要領

### (9) 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組

#### ① 施設で養育が必要なこども数の見込み

#### 事項

施設で養育が必要なこども数の見込み

#### 計画策定に当たっての留意事項

- (5)の項目で算出した年度ごとの「代替養育を必要とするこども数」から、(8)の①の項目において算出した「里親等委託が必要なこども数」を減じて、施設で養育が必要なこども数の見込みを算出
- 各施設においては、ケアの個別化、里親等委託、親子関係再構築に向けた支援などに加え、こどもの呈する情緒、行動上の問題の解消や軽減を図りながら生活支援を行う専門的な養育に取り組むこと。また、支援方針をこどもや親に明確に提示し、親への支援を行いながら、家庭復帰や里親・ファミリーホームへの委託などへとつなげられるよう取り組むこと

## 2. 項目ごとの策定要領

### (9) 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組

#### ② 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組

#### 事項

乳児院、児童養護施設

母子生活支援施設

地域支援・在宅支援の充実

施設等における人材確保・人材育成等

#### 計画策定に当たっての留意事項

- 概ね5年程度で確実に地域分散化及び多機能化・機能転換を行う計画を、人材育成も含めて策定
- 就学前の乳幼児期は養子縁組や里親等委託が原則であり、特に乳児院は、安易に定員増を伴う創設を行わないとともに、妊産婦や在宅で不適切な養育をされている乳幼児、実親、里親・里子に総合的に支援を実施できる社会資源として、一層の機能転換を図ることが必要。乳児院が、こども家庭センターや医療機関等との連携・協働先に位置付けられるよう働きかけるとともに、妊産婦等支援や親子関係再構築支援、里親等支援などへの積極的な活用を検討。また、一時保護専用施設の整備についても地域の実情に応じて検討
- 国は、小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換の取組状況を評価。進捗状況を毎年度公表
- 妊産婦等生活援助事業が、母子生活支援施設において、そのニーズに応じて利用されるよう改めて周知
- 家庭支援事業をどの程度実施しているのかが施設の多機能化・機能転換の取組を評価する重要な指標となるため、市区町村に対しては積極的な施設の活用を、施設に対しては積極的な事業実施を促すとともに、事業や財政支援の説明を十分に行う
- 多機能化・機能転換の一つの方向性として、児童家庭支援センターや里親支援センターの設置の促進を検討
- 施設等における人材確保
  - ・施設等で働くことの魅力等を施設等のWEBサイトやSNS等を活用し広報啓発することや、職場体験等、施設等や業務内容を理解してもらう機会を積極的に設けることなど、人材確保に向けた取組への支援が必要
  - ・在職中の職員の定着のため、職員が意欲的に学べる場の提供やキャリアパス整備等の取組にも支援が必要
- 施設等における人材育成等
  - 研修の受講機会の提供、スーパービジョンのシステム的确立等の取組みが重要。また、職員が課題を一人で抱え込まない組織運営が重要であり、これら人材育成等の取組への支援が必要

## 2. 項目ごとの策定要領

### (10) 社会的養護自立支援の推進に向けた取組

#### ① 自立支援を必要とする社会的養護経験者等数の見込み及び実情把握

#### 事項

社会的養護経験者等数の見込み、実情把握

#### 計画策定に当たっての留意事項

- 自立支援を必要とする社会的養護経験者等の数の見込みとともに、その実情について、国において策定する実施要綱等を踏まえて把握すること

## 2.項目ごとの策定要領

### (10)社会的養護自立支援の推進に向けた取組

#### ②社会的養護経験者等の自立に向けた取組

#### 事項

児童自立生活援助事業

社会的養護自立支援拠点事業

社会的養護経験者等への自立に向けた支援体制の整備

#### 計画策定に当たっての留意事項

- (10)の①の項目で算出した自立支援を必要とする社会的養護経験者等数を踏まえ、児童自立生活援助事業の**実施箇所数**の計画を策定
- なお、令和4年改正児童福祉法により自立援助ホーム以外の場所でも児童自立生活援助事業が実施できるようになったことから、**管内の施設等の状況**を踏まえて、**事業の類型ごと**に事業実施箇所数の計画を策定
- (10)の①の項目の**実情把握**を参考とすることに加え、**現に支援している関係者等**からの情報等を収集しながら、社会的養護自立支援拠点事業の**整備箇所数**の計画を策定
- 関係機関との円滑な連携を行うための体制づくりについて検討
- 一時避難的かつ短期間の**居場所の提供**を伴う支援の実施を検討
- 国において策定する実施要綱等を踏まえ、関係機関との連携等について、支援ニーズに即した**支援体制の整備**に向けた計画を策定
- 社会的養護経験者等をはじめ、関係機関が構成員となって組織される**社会的養護自立支援協議会**の設置を積極的に検討

## 2.項目ごとの策定要領

### (11)児童相談所の強化等に向けた取組

#### ①中核市・特別区の児童相談所設置に向けた取組

#### 事項

中核市・特別区の児童相談所設置に向けた計画

#### 計画策定に当たっての留意事項

- 令和元年改正児童福祉法附則第7条第6項の趣旨は、設置意向のある全ての中核市・特別区が児童相談所を設置できるようにすることであることから、できるだけ設置を促す
- 中核市・特別区における設置に向けた**具体的な懸案・課題等**を適切に把握した上で、各都道府県における支援策等の具体的な計画を策定

## 2.項目ごとの策定要領

### (11) 児童相談所の強化等に向けた取組

#### ② 都道府県（児童相談所）における人材確保・育成、児童相談所設置等に向けた取組

##### 事項

児童相談所における  
人材確保・育成

児童相談所の管轄人  
口

市区町村との連携

##### 計画策定に当たっての留意事項

- 「新たな児童虐待防止対策体制総合強化プラン」に沿った都道府県（児童相談所）の職員の配置、研修の実施方法・時期等を計画に記載。なお、**医師及び弁護士**の確保については、**常勤職員**としての配置又はこれに準ずる措置等の具体的な取組を計画に記載
- 都道府県内に**管轄人口が100万人を超える**児童相談所を有する場合には、新たな児童相談所の設置等具体的な改善方策を計画に記載
- **市町村支援児童福祉司**の役割が重要であり、配置基準に基づき適正に配置した上で、日頃から市区町村と情報共有を行う等、連携体制の整備を図ることが望ましい

## 2.項目ごとの策定要領

### (12) 障害児入所施設における支援

##### 事項

障害児入所施設にお  
ける支援

##### 計画策定に当たっての留意事項

- 「良好な家庭的環境」において養育されるようユニット化等により**ケア単位の小規模化**を推進



### 3.次期計画策定上の留意事項

#### 事項

次期計画の計画期間、  
計画の見直し等

#### 計画策定に当たっての留意事項

- 計画策定要領を基に、計画の全面的な見直しに向けた準備や検討を進め、令和6年度末までに新たな計画の策定を行うこと。なお、以下について可能なものから順次速やかに取組む
  - ・ 市区町村におけるこども家庭センターの整備等に向けた支援
  - ・ 里親支援センターによる一貫した里親等支援体制の構築に向けた調整・検討
  - ・ 乳児院・児童養護施設の高機能化及び多機能化・機能転換、小規模かつ地域分散化に向けた各施設の意向の確認等、計画策定のための調整・検討
  - ・ これらに従事する人材の専門性の向上に向けた、人材育成の機会の確保のための取組
  - ・ 現行計画の達成見込みの確認・要因分析等
  - ・ 資源等に関する地域の現状（「資源の必要量等」の見込み、「現在の整備・取組状況等」、「整備すべき見込量等」）の把握
  - ・ 代替養育を必要とするこども数、里親等委託が必要なこども数、施設で養育が必要なこども数の見込みの算出
  - ・ 自立支援を必要とする社会的養護経験者等の数の見込みの算出及び実情把握など
- 第3期子ども・子育て支援事業計画に合わせて令和7年度から令和11年度までの5年を1期として策定
- 計画の進捗状況について毎年度自己点検・評価を行うとともに、計画期間の中間年を目安として、進捗状況の自己点検・評価の結果を踏まえ、必要な場合には、計画の見直しを行って取組の促進を図ること
- 都道府県こども計画、都道府県障害児福祉計画など、こども施策、障害児施策等との連携や関連する計画と整合性が取れた計画となるよう留意

こ支家第 1 2 6 号  
令和 6 年 3 月 1 2 日

都 道 府 県 知 事  
各 指 定 都 市 市 長 殿  
児 童 相 談 所 設 置 市 市 長

こども家庭庁支援局長  
( 公 印 省 略 )

### 里親等委託の更なる推進について

令和 4 年に成立した児童福祉法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 66 号。以下「改正法」という。）においては、児童等に対する家庭及び養育環境の支援を強化し、児童の権利の擁護が図られた児童福祉施策を推進するための所要の措置を講ずる内容の改正が行われたこと等から、「都道府県社会的養育推進計画」（以下「計画」という。）について、全面的に見直しを行うこととし、今般、新たに計画を策定するに当たって踏まえるべき基本的考え方や計画に記載すべき事項、留意事項等について、「都道府県社会的養育推進計画の策定要領」（「都道府県社会的養育推進計画の策定について」（令和 6 年 3 月 12 日付こ支家第 125 号こども家庭庁支援局長通知）別添「都道府県社会的養育推進計画の策定要領」（以下「見直し後の策定要領」という。））によりお示ししたところである。

都道府県、指定都市及び児童相談所設置市（以下「都道府県等」という。）においては、これまでの計画に基づき、里親等委託を推進するため、国が掲げた里親等委託率（令和 6 年度末の 3 歳未満児の 75%以上、令和 8 年度末の就学前こども 75%以上、令和 11 年度末の学童期以降 50%以上）の目標達成に向けてご尽力いただいているところであるが、現状は目標と比べ低調となっており、里親等委託の更なる推進が必要となっている。

このような中、里親・ファミリーホームへの委託の推進に向けた取組として、代替養育を必要とするこどもに対しては、一時保護時や何らかの障害のあるこどもも含め、「家庭と同様の養育環境」である里親・ファミリーホームへの委託を原則として検討する必要がある、特に就学前の乳幼児期は、愛着関係の基礎を作る時期であり、こどもが安心できる、温かく安定した家庭で養育されることが重要である。養子縁組や里親・ファミリーホームへの委託を原則とすることに加え、こどもの権利やこどもの最善の利益はいずれの地域においても実現されるべきものであることから、個々のこどもに対する十分なアセスメント

を行った上で、全ての都道府県等において、令和 11 年度までに、乳幼児 75% 以上、学童期以降 50% 以上の里親等委託率（既に国の数値目標を達成している又は達成する見込みのある都道府県等にあつては、100% を目指した数値目標）となるよう、数値目標と達成期限を新たに設定（別紙 1 参照）することとしている。

こうしたことから、国においても都道府県等の里親等委託の更なる推進に向け、里親等委託を進める上での主な課題（①登録里親確保の問題、②登録里親の養育技術・経験にばらつきが存在する問題、③こどもと里親のマッチングの問題、④こどもが抱える問題の複雑化に伴う里親家庭への継続的な支援の問題、⑤実親の同意の問題）を改善するために伴走的に支援することとし、その具体的な改善方策等（別紙 2 参照）について、下記のとおり都道府県等の取組を促していくこととしたので通知する。

## 記

### 1. 都道府県社会的養育推進計画の見直しについて

各都道府県等においては、見直し後の策定要領に基づき、現行計画におけるこれまでの里親等委託に係る取組や達成見込みの要因等を分析した上で、里親等委託率をはじめ里親登録（認定）数やファミリーホーム数等の目標を設定するとともに、具体的な取組方針等を明らかにした次期計画（計画期間：令和 7～11 年度）を令和 6 年度末までに策定し、改めて地域の実情に応じた支援・取組の見直しを進めるとともに、目標達成に向けた取組を進めていただきたい。

### 2. 新たな里親等委託率の数値目標と達成期限の設定について

代替養育を必要とするこどもに対しては、一時保護時や何らかの障害のあるこどもも含め、「家庭と同様の養育環境」である里親・ファミリーホームへの委託を原則として検討する必要がある、特に就学前の乳幼児期は、愛着関係の基礎を作る時期であり、児童が安心できる、温かく安定した家庭で養育されることが重要である。このことから、養子縁組や里親・ファミリーホームへの委託を原則とし、国においては、遅くとも令和 11 年度末までに、全ての都道府県等において、乳幼児の里親等委託率 75% 以上、学童期以降の里親等委託率 50% 以上を実現するための取組を推進することとした。

このため、各都道府県等においては、1 の計画の見直しに当たっては、こどもの権利やこどもの最善の利益はいずれの地域においても実現されるべきものであることから、個々のこどもに対する十分なアセスメントを行った上で、代替養育を必要とするこども数の見込みの算出を行い、これらを踏まえ、全ての都道府県等において、令和 11 年度末までに乳幼児 75% 以上、学童期以降 50% 以上の里親等委託率となるよう、数値目標と達成期限を設定されたい。

なお、この数値目標については、家庭養育優先原則とパーマネンシー保障の理念に基づくケースマネジメントの結果も踏まえた代替養育を必要とするこどもの見込数に対して設定されるものであることに留意すること。また、現時点における各都道府県等の里親等委託率と里親登録（認定）との関係（別紙3参照）について国の方で評価・分析を行ったので、数値目標と達成期限の設定に当たって参考にされたい。

### 3. 里親支援センターの創設について

令和6年4月から施行される改正法により、新たに「里親支援センター」を児童福祉施設として位置付け、児童入所施設措置費等国庫負担金（以下「措置費」という。）による支弁対象としたところである。

里親支援センターでは、里親支援業務（①里親制度等普及促進・リクルート業務、②里親等研修・トレーニング等業務、③里親等委託推進等業務、④里親等養育支援業務、⑤里親等委託児童自立支援業務）を行うほか、里親及びファミリーホームに従事する者、その養育される児童並びに里親になろうとする者について相談その他の援助を行うこととしている。

このため、各都道府県等においては、児童相談所の体制強化や、民間フォスタリング機関、多機能化・機能転換に向けた取組を行う乳児院や児童養護施設等、児童家庭支援センターの活用も検討しつつ、里親支援センターを積極的に設置し、これまで以上に、里親等委託の推進やその体制の強化に向けた取組を実施されたい。

なお、里親支援センターの設置や運営に当たっては、その方法等についてお示し（別紙4参照）するので参考にされたい。

### 4. 里親支援センター等人材育成事業の活用について

質の高い里親養育を実現するため、児童相談所や里親支援センターのみならず、民間フォスタリング機関、乳児院や児童養護施設等及び児童家庭支援センターのそれぞれの「強み」を最大限に活用しながら、地域の実情に応じて里親支援体制を構築していくことが必要である。

このため、下記の内容の「里親支援センター等人材育成事業」を創設し、令和6年度予算案に予算計上（別紙5参照）したので、里親支援センターを設置又は設置を検討するに当たっては、研修やフォーラムへの積極的な参加をお願いしたい。

（事業の内容）

- ・ 里親支援センター等の職員に対する研修の実施により、その職員の資質向上を図る
- ・ 里親支援センター、自治体、民間フォスタリング機関や児童養護施設等の関係機関による全国的なフォーラムを開催し、里親支援センター等の担い手の掘り起こしや確保、関係機関との連携や情報共有等を行う
- ・ 里親支援センターに対する第三者評価業務に従事する者の資質向上のための研修の実施により、里親支援センターの機能向上を図ること

## 5. 里親養育包括支援（フォスタリング）事業及び里親への委託前養育支援事業の活用について

里親等委託の更なる推進に当たっては、里親支援センターによる支援に加え、地域の実情等に応じ、里親支援センターによる支援機能を補強・補完するためのランチとして地域の民間フォスタリング機関等を機能させることが有効である。このため、令和6年度以降も里親養育包括支援（フォスタリング）事業に要する費用について、令和6年度予算案に予算計上（別紙6参照）している。

本事業においては、

- ・ 里親登録及び登録の更新に必要な研修、未委託里親等を対象とする、こどもを委託された際に直面する様々な事例に対応するトレーニングを実施し、里親による養育の質を確保する
- ・ 委託可能な里親を育成すること等により、更なる里親等委託の推進を図るため、研修開催費用を拡充する
- ・ 新たに研修等事業担当職員を配置することで、登録里親等の増加を図り、里親等委託の更なる推進を図る

といった内容の拡充を行っており、積極的な活用をお願いする。

このほか、里親の研修受講を促進し、登録里親及び委託里親の増加を図ることを目的として、これまで里親の負担となっている研修受講に係るテキスト代等について、新たに里親への委託前養育支援事業の補助対象とする予定であり、必要となる費用について令和6年度予算案に予算計上（別紙7参照）したので、併せて積極的な活用をお願いする。

## 6. ファミリーホームの機能強化等について

上記2. でも述べたとおり、代替養育を必要とするこどもに対しては、一時保護時や何らかの障害のあるこどもも含め、「家庭と同様の養育環境」である里親・ファミリーホームへの委託を原則として検討する必要がある。特に就学前の乳幼児期は、愛着関係の基礎を作る時期であるため、被虐待経験や愛着障害、発達障害等の課題を抱えるケアニーズの高い児童を受け入れているファミリーホームにおいて、個別対応職員を配置することにより、ファミリーホームへの委託の更なる推進を図ることとしている。

この個別対応職員を配置するための費用については、新たに配置加算を措置費において創設することとしており、令和6年度予算案に予算計上（別紙8参照）したので、積極的な活用をお願いする。

## 7. 里親制度等の広報について

里親制度等の広報については、これまでも里親制度等及び特別養子縁組制度等広報啓発事業により実施してきたところであるが、今後、里親等委託の更なる推進に向けて、里親の潜在的な担い手のニーズの把握・分析を実施し、そのエビデンスを踏まえた具体的かつ効果的な広報啓発等を行い、里親の潜在的な担い手を里親登録へつなげることとしている。また、実親が里親への委託に同意しない背景に「こどもを取られてしまう」というような不安を抱

く場合があること等を踏まえ、里親制度への社会的理解がより深まるような里親制度等について周知・広報を行うこととしている。

具体的には、里親制度等に対する理解を深め、適切な情報提供や相談等につなげるため、里親に関心を持つ方や里親になることを検討している方に対して、置かれている状況に応じて、里親登録によりつなげるための情報を集約し、関心度に応じた具体的な情報提供が可能となる特設サイトを展開する。

加えて、都道府県等や児童相談所のほか、里親支援センター等の関係機関連携し、地域において効果的なリクルート活動が実施できるよう、上記の里親の潜在的な担い手のニーズに関する分析を踏まえ、創意工夫や先駆性のある広報内容を企画・立案し、希望する都道府県等と連携した広報を実施する。（別紙 9 参照）

#### 8. 各都道府県等における取組事例の横展開について

各都道府県等の里親等委託率には差があり、また、各都道府県等によって特に取り組まなければならない対応についてもそれぞれ異なることから、国においては、里親支援事業（①里親制度等普及促進・リクルート業務、②里親等研修・トレーニング等業務、③里親等委託推進等業務、④里親等養育支援業務、⑤里親等委託児童自立支援業務）の個別業務ごとに、先駆的な取組を実施している自治体の事例について横展開するとともに、これらの事例に係る具体的な取組方法など、各都道府県等が活用しやすいよう、追って通知等でお示しした上で、9の助言等により伴走的に支援していく予定である。その際においては、積極的なご協力をお願いする。

#### 9. 各都道府県等における里親等委託の取組に対する助言等について

各都道府県等における里親等委託の取組状況を支援する体制として、都道府県等ごとの支援を担当することも家庭庁職員を指名し、定期的に取り組状況及び課題等について聴取しながら、必要な助言等を行うこととする。

また、各都道府県等の里親等委託の推進に向けた先駆的な取組や、様々な課題等について、日常的に情報交換・相談等ができる自治体間ネットワークを構築し、課題等の共有や解決策について検討を行う等、意見交換の場を設けることとする。

このための具体的な助言等の実施体制については、「各都道府県等における里親等委託の取組に対する助言等の実施体制」によりお示し（別紙 10 参照）するので、各都道府県等においては、積極的なご協力をお願いする。

#### 10. 里親支援専門相談員の活用について

令和 6 年度から里親支援センターが創設されることに伴い、今後の里親等に対する包括的な支援は里親支援センターを中心に実施されることから、児童養護施設及び乳児院に配置されている里親支援専門相談員の業務を見直すこととし、令和 6 年度に里親支援専門相談員が重点的に実施すべき業務について整理を行う（別紙 11 参照）こととしている。

里親支援専門相談員が業務を行うに当たっては、児童相談所や里親支援セ

ンター及び民間フォスタリング機関等の関係機関と連携した対応が必要となることから、児童相談所等においては、地域の里親等の情報を里親支援専門相談員に可能な限り積極的に提供していただくよう、ご協力をお願いする。

また、里親支援専門相談員の活用に当たっては、例えば、里親支援専門相談員の担当地域や役割を示し、委託可能な里親等の把握や委託里親への訪問を行わせ、また、レスパイト・ケアの受入れ調整等も行わせることが有効であると考えられることから、各都道府県等においては、里親支援専門相談員と連携した取組についても積極的に検討していただきたい。

#### 11. 児童福祉審議会の積極的な開催について

養育里親（専門里親を含む。）又は養子縁組里親となることを希望する者からの申請に基づき、当該希望する者について養育里親名簿又は養子縁組里親名簿に登録し、又はしないことの決定を行う際には、都道府県児童福祉審議会の意見を聞くこととしているところであるが、審議会の開催頻度が低い場合、里親希望者が里親名簿に登録されるまで、期間を要することになる。

更なる里親委託の推進のため、当該希望する者からの申請があった場合には、里親登録（認定）に係る都道府県児童福祉審議会の速やかな開催や、必要に応じた開催頻度の見直しをお願いする。

#### 12. PDCA サイクルの運用について

各都道府県等においては、上記 1. から 11. までを踏まえた上で、更なる里親等委託の推進に向けて取り組んでいただくとともに、毎年度、取組状況について自己点検・評価を実施し、その結果を都道府県児童福祉審議会等に報告すること。

また、国においても、各都道府県等の里親等委託の取組の進捗について、毎年度、調査を実施し、分析・評価を行った上で、都道府県等ごとの取組状況を公表するとともに、継続的にフォローを行い、必要な支援策について検討することとしていることから、各都道府県等においても、自己点検・評価によって明らかになった課題等については、速やかに取組の見直しをお願いする。

# 次期都道府県社会的養育推進計画 の策定要領（概要）



# 次期都道府県社会的養育推進計画策定要領について

## <現行策定要領>

- 国は、平成28年改正児童福祉法の理念のもと、「新しい社会的養育ビジョン」で掲げられた取組を通じて、こどもの最善の利益を実現していくため、各都道府県に、都道府県社会的養育推進計画の策定を求めた。（平成30年7月）
- 各都道府県が計画を策定するに当たって踏まえるべき**基本的考え方**や**留意事項**をまとめて策定要領として示したものの。
- 各都道府県は、令和11年度を終期とし「**令和2～6年度**」「**令和7～11年度**」の各期に区分して計画を策定。

### 【見直しの背景】

- 令和4年改正児童福祉法**において、児童等に対する家庭及び養育環境の支援を強化し、児童の権利の擁護が図られた児童福祉施策を推進するための改正が行われた。
- また、これに先立つ「令和3年度社会保障審議会児童部会**社会的養育専門委員会**」報告書（令和4年2月）においては、都道府県社会的養育推進計画について、**資源の計画的な整備方針のための計画とすべきこと**等が指摘されているところ。  
→これらを受けて既存の計画の見直しを行う必要がある。



## <主な見直しのポイント>

計 画 期 間	●令和6年度に今期の期末を迎えるに当たり、 <b>次期計画は令和7～11年度の5年を1期</b> として策定。
項 目	●令和4年改正児童福祉法の内容等を踏まえ体系を見直すとともに、現行の11項目を <b>13項目</b> とする。 ※「支援を必要とする妊産婦等の支援に向けた取組」「障害児入所施設における支援」を新設。 ● <b>家庭養育優先原則</b> と <b>パーマネンシー保障の理念</b> に基づく支援の在り方を中心に据えた構成に。
計 画 記 載 事 項	●現行計画との継続性を踏まえつつ、適切にPDCAサイクルを運用する観点から、各項目ごとに、「 <b>現行計画の達成見込み・要因分析の内容等</b> 」の記載を求める。 ●「 <b>資源の必要量等の見込み</b> 」「 <b>現在の整備・取組状況等</b> 」「 <b>整備すべき見込量等</b> 」の記載を求める。 ●さらに、「 <b>整備すべき見込量等</b> 」について、「 <b>整備・取組方針等</b> 」（指定するものについては定量的な整備目標も設定）として具体的に記載することを求める。
評 価 の た め の 指 標	●現行の策定要領においては、評価のための指標は例示となっているところ、次期計画では、各項目ごとに <b>統一的な「評価のための指標」</b> を設定する。 ●各都道府県に、計画の進捗について、毎年度、当該指標等により <b>自己点検・評価</b> を求める。 ●国は、各都道府県の取組の進捗について、 <b>毎年度調査を実施し、分析・評価</b> して公表。

# 1. 基本的考え方（計画記載事項）

## (1) 都道府県における社会的養育の体制整備の基本的考え方及び全体像

- ・国・地方公共団体においては、**家庭養育優先原則とパーマナンス保障の理念**に基づくケースマネジメントの徹底や積み重ねが必要。
- ・計画策定に当たっては、**当事者である子どもや市区町村の意見**の反映、子ども・子育て支援事業計画等との整合性を図ることが必要。
- ・計画策定の際は、都道府県児童福祉審議会等の合議制の会議への**意見聴取**を行うこととし、計画の進捗についても、毎年度、評価のための指標等により**自己点検・評価**を実施して、その結果を当該会議へ報告するなど、適切にPDCAサイクルを運用することが必要。
- ・計画は、数値目標を単に達成すればよいものではなく、子ども一人一人に対して行われたソーシャルワークが**子どもに還元**されていることが重要であることに留意することが必要。

## (2) 当事者である子どもの権利擁護の取組（意見聴取・意見表明等支援等）

- ・令和4年改正児童福祉法においては、**子どもの権利擁護に係る環境**を整備することを都道府県の業務に位置づけるとともに、措置や一時保護決定時等の**意見聴取等措置**、さらには**子どもの意見表明等支援事業**の創設等、子どもの権利擁護に関する取組について拡充が図られたことを踏まえ、都道府県においては、これらの内容を適切かつ積極的に推進するための具体的な取組を進めていくことが必要。

## (3) 市区町村の子ども家庭支援体制の構築等に向けた都道府県の取組

- ・児童相談所は、**家庭維持に向け適切に在宅指導措置**を行うとともに、子どもの身近な場所において、継続的に寄り添った支援が適切と考えられる事例については、市区町村に対して**在宅指導措置の委託**を行い、効果的に子どもや保護者に対する支援を実施することが必要。
- ・市区町村の**子ども家庭センター**による相談支援を通じて、支援が必要な家庭等に対して家庭支援事業などの支援メニューを提供し、虐待等に至る前の**予防的支援**や、虐待等により親子関係の修復が必要な家庭に対する**親子関係の再構築**に向けた支援の効果的な実施が必要。

## (4) 支援を必要とする妊産婦等の支援に向けた取組

- ・支援を必要とする妊産婦等に対しては、家庭支援事業による支援のほか、妊産婦等生活援助事業により、支援の入口から妊産婦等との関係を築きながら、ニーズに応じた**多機能な支援を包括的に**提供することが必要。

## (5) 各年度における代替養育を必要とする子ども数の見込み

- ・現行計画の代替養育を必要とする子ども数の見込みについて、近年の**児童虐待相談対応件数の増加**等を踏まえて時点修正することが必要。その際、予防的支援による**家庭維持**の見込数、**家庭復帰**や**親族養育等への移行**、**養子縁組の成立**の見込数を踏まえて算出することが必要。

## (6) 一時保護改革に向けた取組

- ・安全確保やアセスメントなどを適切に行うという目的を達成した上で、子どもの**家庭養育優先原則**を踏まえ、まず家庭における養育環境と同様の養育環境を検討する。その上で、安全確保が困難な場合等には、できる限り良好な家庭的環境において個別性が尊重されるべき。また、子どもの年齢等に配慮しつつ、**原則として個別対応**を基本とすることが必要。こうした取組を進めるため、「一時保護ガイドライン」を踏まえ、引き続き一時保護全般にわたる見直しや体制整備を図ることが必要。
- ・一時保護における家庭養育優先原則を踏まえた体制整備に取り組むとともに、国において策定する**一時保護施設の設備及び運営に関する基準**を踏まえ、条例で基準を定め、必要な環境整備を行うことが必要。そのため、まずは**委託一時保護が可能な里親・ファミリーホーム**の確保・養成を行うとともに、**一時保護専用施設等**の確保など、一時保護の体制整備の充実に努めることが必要。

# 1. 基本的考え方（計画記載事項） ※ 現行策定要領からの変更等を中心に記載

## (7) 代替養育を必要とするこどものパーマネンシー保障に向けた取組

- ・ 家庭養育優先原則とパーマネンシー保障の理念の徹底が必要。予防的支援により家庭維持のための最大限の努力を行うとともに、代替養育が必要なこどもに対しては、里親等委託に対する実親の理解を醸成した上で、まずは里親、ファミリーホームの中から、こどもの意向等を踏まえつつ、こどもにとって最良の養育先とする観点から代替養育先を検討。これらのいずれも代替養育先として適当でない困難な課題があるこどもは、小規模かつ地域分散化された施設等への入所措置を行うことが必要。
- ・ その上で、これらの代替養育の開始の時点から、こどもを心身ともに安全かつ健全に養育できるよう家庭に対する支援を最大限に行って家庭復帰を目指すとともに、それが困難な場合には、親族等による養育や特別養子縁組等を検討することが必要。

## (8) 里親・ファミリーホームへの委託の推進に向けた取組

- ・ 代替養育を必要とするこどもに対しては、一時保護時や何らかの障害のあるこどもも含め「家庭と同様の養育環境」である里親・ファミリーホームへの委託を原則として検討する必要がある、特に就学前の乳幼児期は養子縁組や里親・ファミリーホームへの委託を原則とする。
- ・ 国は令和11年度までに全ての都道府県において乳幼児の里親等委託率75%以上、学童期以降の里親探し50%以上を実現するための取組を推進する。全ての都道府県において、乳幼児75%以上、学童期以降50%以上の里親等委託率となるよう数値目標と達成期限を設定する。
- ・ 児童福祉施設として新たに位置づけられた里親支援センターにおいて、里親のリクルートから里親等委託措置の解除後における支援に至るまでの一貫した里親等支援が効果的に実施されるよう、国において策定する実施要綱等を踏まえて、その設置を促進することが必要。

## (9) 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組

- ・ 家庭では実施が困難な専門的ケアを要する、又は年長児で家庭養育に対する拒否感が強いなどという理由で施設養育が必要とされるこどもに対しては、地域小規模児童養護施設や分園型小規模グループケアで養育されるよう、必要な措置を講ずることが必要。
- ・ 児童家庭支援センター等の併設の検討や家庭支援事業の実施等、その専門性を多機能化・機能転換を図る中で発揮することが必要。

## (10) 社会的養護自立支援の推進に向けた取組

- ・ 令和4年改正児童福祉法により社会的養護経験者等に対し必要な援助を行うことが都道府県の業務とされたことなどから、児童自立生活援助事業の年齢要件等の弾力化や社会的養護自立支援拠点事業の実施等、社会的養護経験者等の自立支援を推進していくことが必要。

## (11) 児童相談所の強化等に向けた取組

- ・ 児童相談所の設置を検討している中核市・特別区に対しては、その円滑な設置に向け、人材育成等の必要な支援を行うことが必要。
- ・ 児童相談所においては、「新たな児童虐待防止対策体制総合強化プラン」に沿って、児童福祉司等の増員や弁護士等の配置等による法的対応体制の強化、職員への研修の実施等による専門性の向上のほか、こども家庭ソーシャルワーカー資格の取得促進を図ることが必要。

## (12) 障害児入所施設における支援

- ・ 障害児入所施設においても、被虐待児童が一定割合生活している。障害児入所施設においては、障害に対する正確な理解と障害特性に応じた環境の提供に加え、できる限り良好な家庭的環境の下で支援を行うことが必要。

## 次期計画策定上の留意事項

- ・ 各都道府県においては、令和6年度末までに令和7年度から令和11年度を計画期間とする新たな計画の策定を行うことが必要。
- ・ こども家庭センターの整備等に向けた支援、里親支援センターによる里親支援体制の構築に向けた実施機関やその配置の調整等の小規模かつ地域分散化等に向けた計画策定のための調整・検討等、可能なものから順次速やかに取組を進めることが必要。

## 2. 項目ごとの策定要領※現行策定要領からの変更等を中心に記載

### (1) 都道府県における社会的養育の体制整備の基本的考え方及び全体像

#### 事項

家庭養育優先原則とパーマネンシー保障の理念を踏まえた計画策定

各項目に係る基本的考え方

計画策定等における当事者であるこどもの意見の反映等

市区町村との連携体制等

評価のための指標とPDCAサイクルの運用

#### 計画策定に当たっての留意事項

- パーマネンシー保障には、まず、家庭支援事業等を活用した予防的支援による家庭維持のための最大限の努力を行うべき。そして、代替養育を必要とするこどもに対しては、まずは親族里親、養子縁組里親、養育里親、専門里親、ファミリーホームの中から、こどもの意向や状況等を踏まえて代替養育先を検討する。これらのいずれも代替養育先として適当でない困難な課題があるこどもは、小規模かつ地域分散化された施設等への入所措置を行うとともに、家庭養育優先原則とパーマネンシー保障の理念に基づくケースマネジメントの徹底や積み重ねを継続していくことが必要
- ・ 各都道府県においては、このことを念頭に置いて、こどもの最善の利益を実現するため、現行計画を見直し新たな計画を策定することが必要

- 現行計画の達成見込みや達成・未達成（見込）の要因分析等の内容等を記載
- 資源等に関し、地域の現状（資源の必要量等の見込み、現在の整備・取組状況等、整備すべき見込量等）を明らかにした上で、整備すべき見込量等について整備・取組方針等を具体的に記載

- 里親・ファミリーホームや施設をはじめとした関係者の幅広い参画の下に行うこと
- 当事者であるこども（社会的養護経験者を含む。）を計画策定委員会等の委員に複数名選任して意見聴取
- 里親・ファミリーホームや施設等に在籍しているこどもに対してヒアリングやアンケートによる意見聴取
- 意見聴取した内容の十分な反映。なお、意見聴取に当たっては、当事者であるこども（社会的養護経験者を含む。）の置かれた状況等に十分に配慮し、意見を表明する上で利用しやすいよう工夫した手段を用意

- 計画策定時に市区町村の意見を反映
- 各都道府県においては、子ども・子育て支援担当部局等との緊密な連携により、計画の内容について、子ども・子育て支援事業計画等との整合性を図ることが必要
- 市区町村は、社会的養護の地域資源を子ども・子育て支援に活用するための連携が必要。この連携に当たっては、推進計画に規定する都道府県の施策についても考慮することが必要

- 計画策定に当たっては都道府県児童福祉審議会等への意見聴取
- 毎年度、評価のための指標等により計画の進捗を自己点検・評価し、その結果を都道府県児童福祉審議会等へ報告。自己点検・評価によって明らかになった課題等は、速やかに取組の見直し
- PDCAサイクルの運用の際には、当事者であるこども（社会的養護経験者を含む。）の意見を反映
- 国は、各都道府県の取組の進捗について、毎年度調査を実施し、分析・評価して公表

## 2.項目ごとの策定要領

### (2)当事者であるこどもの権利擁護の取組（意見聴取・意見表明等支援等）

#### 事項

こどもへの意見聴取等措置

意見表明等支援事業

こどもの権利擁護に係る環境整備

#### 計画策定に当たっての留意事項

- 措置をとる理由等を事前に丁寧に説明し、こどもが理解できたことを確認した上で措置等を実施
- 聴取した意見・意向は、十分勘案した上でこどもの最善の利益を考慮して組織として支援の方法等を検討
- 措置の決定等ののち速やかに決定内容と理由を丁寧かつ分かりやすく説明
- こども等への十分な説明、アクセシビリティへの十分な配慮、外部団体への委託等による実践環境の整備
- 多様な属性・強みを持つ意見表明等支援員を養成・確保し、こどものニーズに対応できる体制整備に努める
- こどもの意見等をこどもの最善の利益を考慮して検討し、結論と理由をこどもに十分説明する環境整備
- 児童福祉審議会にこどもの権利擁護に関する専門部会を設置する等、具体的に取組を進める
- こども自身に対しその権利や権利擁護の仕組みについて丁寧かつ分かりやすい周知啓発を図ることが不可欠
- 社会的養護に関わる関係職員に対する研修の定期的実施
- 社会的養護施策検討の際の、当事者であるこども（社会的養護経験者を含む。）の委員としての複数参画等

## 2.項目ごとの策定要領

### (3)市区町村のこども家庭支援体制の構築等に向けた都道府県の取組

#### ①市区町村の相談支援体制の整備に向けた都道府県の支援・取組

#### 事項

こども家庭センターの普及、連携体制、人材育成等

ヤングケアラーに対する支援

#### 計画策定に当たっての留意事項

- 市区町村は、令和4年改正児童福祉法を踏まえ、こども家庭センターの設置に努めることが必要
- 計画にはこども家庭センターの設置、支援体制の充実等に向けた都道府県の支援・取組を記載。とりわけ、小規模市町村においても設置が促進されるよう支援策を記載すること
- こども家庭センターに関するガイドライン等を参考に、人材育成、関係機関との連携等の支援体制等を検討
- 児童相談所は、家庭維持に向け適切に在宅指導を行うとともに、市区町村への送致のほか、適当と考えられる事例については、市区町村に在宅指導措置の委託を行い、市区町村との連携を図りながら支援を実施
- 市区町村送致等の際の事前の十分な協議など、情報共有等が適切に行われるよう仕組みやルールを整備
- 市区町村職員への研修を児童相談所職員と一緒にすること等により、お互いの専門性について理解を深める
- 関係する市区町村職員に児童相談所援助方針会議への参加を促してアセスメントのポイントを共有することなども検討
- こども家庭福祉分野だけでなく、教育分野や関係機関との連携体制を構築

## 2. 項目ごとの策定

### (3) 市区町村のこども家庭支援体制の構築等に向けた都道府県の取組

#### ② 市区町村の家庭支援事業等の整備に向けた都道府県の支援・取組

##### 事項

市区町村の家庭支援事業等の整備・充実

母子生活支援施設の体制整備・活用促進

##### 計画策定に当たっての留意事項

- 市区町村は十分な家庭支援事業の事業量を見込み、支援が必要なこども等を積極的に支援することが必要
  - 市区町村における、支援メニューの必要な事業量の見込みや確保状況とともに、その充実や利用促進等に向けた取組状況を把握した上で、児童福祉施設等の社会資源の状況に関する情報提供等、必要な支援を検討
  - 子ども・子育て支援担当部局等と連携し、市区町村に対して計画の内容を踏まえた市町村子ども・子育て支援事業計画の策定を促した上で、都道府県子ども・子育て支援事業支援計画の記載内容等を順次反映
  - 子ども・子育て支援担当部局等は市区町村の子ども・子育て支援担当部局等と連携
  - 市区町村が子育て短期支援事業の委託先として里親・ファミリーホーム及び児童家庭支援センターを積極的に活用できるよう、里親・ファミリーホーム等の把握及び名簿の作成、提供などの支援を検討
- 様々な生活上の困難を抱える母子に対する支援を行うことができる施設として、市区町村に対して幅広く活用を促すとともに、母子生活支援施設における人材育成の支援など体制整備についても検討

## 2. 項目ごとの策定要領

### (3) 市区町村のこども家庭支援体制の構築等に向けた都道府県の取組

#### ③ 児童家庭支援センターの機能強化及び設置促進に向けた取組

##### 事項

児童家庭支援センターの機能強化に向けた都道府県の支援・取組

市区町村との連携体制

##### 計画策定に当たっての留意事項

- こども家庭センターに対する専門的な助言・援助の実施、里親支援センター等の一部機能を担うこと、家庭支援事業の実施、在宅指導措置委託を積極的に受けることなどにより、地域支援を十分に行えるよう、機能強化を図る
- 児童家庭支援センター及び市区町村との連携を密にし、児童家庭支援センターにおける具体的な支援メニューの在り方などについて十分に協議
- 市区町村は、児童家庭支援センターに対して、家庭等からの相談対応について積極的に技術的助言等を求めるとともに、子育て短期支援事業をはじめとした家庭支援事業の委託など、児童家庭支援センターと密接に連携して地域のこども家庭支援を実施

## 2.項目ごとの策定要領

### (4) 支援を必要とする妊産婦等の支援に向けた取組

#### 事項

妊産婦等生活援助事業の整備

助産施設・助産制度の体制整備と周知

市区町村等との連携等

その他事業による支援体制の充実

#### 計画策定に当たっての留意事項

- 国において策定する実施要綱等を踏まえ、同事業の整備が着実に進められるよう、乳児院や母子生活支援施設等の活用を含め、必要な内容を盛り込むこと
- 助産施設の確保に取り組むこと
- 制度の周知にも取り組むこと
- 都道府県の児童福祉担当部局と母子保健担当部局等との連携、市区町村等の関係機関との連絡会議の開催、要保護児童対策地域協議会等との連携体制の構築
- 市区町村は、こども家庭センター等を通じて把握した特定妊婦等について、妊産婦等生活援助事業による支援が必要と認められる場合は速やかに都道府県に報告等を行い、当該特定妊婦等の自立に向けて積極的な支援が必要。その際、家庭支援事業の活用も含めて検討が必要
- 児童福祉及び母子保健担当部局等の関係機関の職員等への研修
- 市区町村が実施する妊婦訪問事業、産後ケア事業等についても取組状況を把握するとともに、その充実に向けた支援等について検討

## 2.項目ごとの策定要領

### (5) 各年度における代替養育を必要とするこども数の見込み

#### 事項

代替養育を必要とするこども数の見込み

#### 計画策定に当たっての留意事項

- 保護者のないこども又は保護者に監護させることが不相当であると認められるこどもであって、里親・ファミリーホームに委託し、又は児童養護施設等に入所させて養育することが必要とされる者の数（代替養育を必要とするこども数）を時点修正する際、予防的支援による家庭維持の見込数のほか、家庭復帰、親族養育等への移行、養子縁組の成立の見込数を踏まえること  
(参考例) こどもの人口(推計・各歳ごと) × 代替養育が必要となる割合(潜在的需要を含む。)  
= 代替養育を必要とするこども数

## 2.項目ごとの策定要領

### (6)一時保護改革に向けた取組

#### 事項

一時保護の体制整備

一時保護におけるこどもの最善の利益

#### 計画策定に当たっての留意事項

- 家庭養育優先原則を踏まえ、まず家庭における養育環境と同様の養育環境を検討する。その上で、安全確保が困難な場合等には、できる限り良好な家庭的環境において、個別性が尊重されるべき。特に、年齢等に配慮しつつ、原則として個別対応を基本とすること
- まずは乳幼児をはじめとした委託一時保護が可能な里親・ファミリーホームの確保に努める。とりわけ乳幼児は家庭養育優先原則を十分に踏まえることが必要。一時保護専用施設等の確保に努めることも必要
- 国において策定する一時保護施設の設備及び運営に関する基準及び「一時保護ガイドライン」を踏まえた既存の一時保護施設の見直し項目及び見直し時期、一時保護施設の必要定員数、一時保護専用施設や委託一時保護が可能な里親・ファミリーホーム等の確保数、職員の育成方法、実施する時期等を計画に記載
- こどもの意見を聞きながら、可能な限り原籍校への通学が可能となる環境を確保するため、委託一時保護が可能な里親・ファミリーホームや一時保護専用施設等の確保を進めること。また、一時保護施設内の学習支援の充実に努めること
- 一時保護施設内の管理を目的とした規則は最低限にとどめ、施設内のルールが適切か、定期的に見直す

## 2.項目ごとの策定要領

### (7)代替養育を必要とするこどものパーマネンシー保障に向けた取組

#### ①児童相談所におけるケースマネジメント体制の構築に向けた取組

#### 事項

家庭養育優先原則及びパーマネンシー保障の理念に基づくケースマネジメント

#### 計画策定に当たっての留意事項

- 家庭養育優先原則とパーマネンシー保障の理念に基づくケースマネジメントを徹底。すなわち、家庭維持のための最大限の努力を行うとともに、代替養育を必要とするこどもに対しては、里親等委託に対する実親の理解を醸成した上で、まずは親族里親、養子縁組里親、養育里親、専門里親、ファミリーホームの中から、こどもの意向等を踏まえつつ代替養育先を検討。さらに、これらのいずれも代替養育先として適当でない困難な課題のあるこどもは、小規模かつ地域分散化された施設等への入所措置を行う。その上で、代替養育の開始の時点から、こどもの意向等を踏まえながら家庭復帰を目指し、困難な場合は特別養子縁組等を検討
- 児童相談所に、家庭養育優先原則に基づくケースマネジメントを行う担当係を配置し、里親等委託推進に係る業務にしっかりと従事させるなどの体制整備を行うこと。早期のパーマネンシー保障のためのケースマネジメントを行うためには、専門チームや担当係の配置などの体制整備の検討が望ましいこと
- 親族等がこどもを養育する場合に、児童相談所は、親族等の求めに応じて助言等の必要な支援を行うとともに、親族等が希望する場合には養育里親研修等を勧奨することが望ましい



## 2. 項目ごとの策定要領

### (7) 代替養育を必要とするこどものパーマネンシー保障に向けた取組

#### ② 親子関係再構築に向けた取組

#### 事項

児童相談所における体制強化

民間団体との協働による支援の充実

市区町村における支援体制の強化と連携等

里親・FH・施設との協働による支援

#### 計画策定に当たっての留意事項

- 専任職員の配置や専門チームの設置など、連続性のある支援が実施できるような体制の整備
- 親への相談支援に関する児童相談所職員への研修の実施
- 保護者支援プログラム実施団体等との協働が考えられる
- その際、児童相談所がコーディネート業務を適切に行うなどを前提とし、協働による支援であることを意識
- 市区町村が親子関係再構築支援の意義を理解し、児童相談所と連携して支援を実践していくことが不可欠
- 親子の課題等をこども家庭センターと適切に共有し、サポートプランの策定に反映
- 都道府県全体として、親子関係再構築支援の役割分担、連携体制を検討し、市区町村をバックアップ
- 都道府県は親子関係再構築の重要性の啓発、市区町村への支援方策を講じる等の主導的役割を発揮
- 里親・ファミリーホーム・施設からも情報収集等を行うなど、協働しながら親子関係再構築支援を実施する体制づくりを行う

## 2. 項目ごとの策定要領

### (7) 代替養育を必要とするこどものパーマネンシー保障に向けた取組

#### ③ 特別養子縁組等の推進のための支援体制の構築に向けた取組

#### 事項

特別養子縁組等に向けた具体的なケースマネジメントの在り方

民間あっせん機関等との連携等

縁組成立後の支援

#### 計画策定に当たっての留意事項

- 代替養育の開始の時点から、児童相談所が中心となって、こどもの意向等を踏まえながら、家庭に対する支援を最大限に行って家庭復帰を目指すとともに、それが困難な場合には、特別養子縁組等を検討
- 児童相談所長による特別養子適格の確認の申立等について積極的に検討。特に親が行方不明であり、又は長期間にわたり親との交流がない乳幼児は特別養子縁組を積極的に検討
- 支援の実施に当たっては、児童相談所における専門チーム等の配置などの体制整備の検討が望ましいこと
- 適切な養子縁組里親が見つからない場合は、他の自治体や民間あっせん機関等に協力を打診することを検討
- 縁組成立後の支援に際し、民間あっせん機関等の協力を得ることも有効
- 縁組成立後少なくとも半年間は、児童福祉司指導等による援助を継続するとともに、それ以後も必要な状況把握や情報提供、助言その他の援助を行うこと

## 2. 項目ごとの策定要領

### (8) 里親・ファミリーホームへの委託の推進に向けた取組

#### ① 里親・ファミリーホームへの委託こども数の見込み等

#### 事項

家庭養育優先原則とパーマネンシー保障の理念に基づく支援の在り方

里親等委託が必要なこども数の見込み

新たに確保が必要な里親・ファミリーホーム数の算出、里親等委託率の目標設定等

十分な受け皿の確保等

里親のリクルートに係る市区町村との連携体制等

やむを得ず委託解除に至った要因分析

#### 計画策定に当たっての留意事項

- 市区町村の家庭支援事業等を通じた予防的支援により家庭維持のための最大限の努力を行うとともに、代替養育を必要とするこどもに対しては、児童相談所において、里親等委託に対する実親の理解を醸成した上で、まずは親族里親、養子縁組里親、養育里親、専門里親、ファミリーホームの中から、こどもの意向等を踏まえつつ、こどもにとって最良の養育先とする観点から代替養育先を検討することが必要
- 里親等委託が必要なこども数の算出に用いる算式  
(代替養育を必要とするこども数 - (行動上の課題が重篤なこども等に対して必要な治療や指導等を行うことを目的とする施設の入所こども数)) × 里親等委託が必要なこどもの割合 = 里親等委託が必要なこども数
- 養子縁組里親を含む里親等委託を原則として検討することが必要。特に就学前の乳幼児期は、愛着関係の基礎を作る時期であり、養子縁組や里親・ファミリーホームへの委託を原則とする
- 施設入所が長期化しているこどもについては、こどもの課題に応じて早急に里親等委託を検討する必要がある。特に乳児院に入所しているこどもについては、原則として里親等委託への措置変更を行うことが必要
- 以上を踏まえ、乳幼児75%以上、学童期以降50%以上の里親等委託率となるよう、令和11年度時点における年齢区分別(3歳未満、3歳以上の就学前、学童期以降)の里親等委託率の目標を設定・実行する。国の数値目標を既に達成している又は達成する見込みのある都道府県は、上記事項を確実に実行するとともに、国の数値目標を超え、100%を目指した目標を設定
- 国においては、遅くとも令和11年度までに、全ての都道府県において乳幼児の里親等委託率75%以上、学童期以降の里親等委託率50%以上を実現するための取組を推進。全ての都道府県において、乳幼児75%以上、学童期以降50%以上の里親等委託率となるよう令和11年度における数値目標を設定する
- 里親・ファミリーホームについての広報・啓発を積極的に行う必要があること
- 実親等に、里親・ファミリーホームは、家庭と同様な養育環境の提供が目的であることや、実親との親子関係を断つことなく、親子関係再構築や自立に向けた措置であることを丁寧に説明して理解を得る
- 障害児の障害特性に応じて適切に養育できる環境を備えた里親・ファミリーホームの確保に努めること
- ショートステイなどの短期受け入れ里親も含め、多様な里親の在り方を検討・周知することが重要
- 市区町村が持つ自治会や子育てボランティアなどとの繋がりを活用して制度周知や里親のリクルートを行うなど、積極的に市区町村と連携を図ることが必要。また、市区町村は協力体制を整備することが望ましい
- 市区町村が子育て短期支援事業に里親・ファミリーホームを活用できるようにするための情報提供等を検討
- やむを得ず委託解除された数・割合について把握し、要因分析を踏まえて対応方針を検討すること

## 2. 項目ごとの策定要領

### (8) 里親・ファミリーホームへの委託の推進に向けた取組

#### ② 里親等支援業務の包括的な実施体制の構築に向けた取組

#### 事項

包括的な里親等支援体制の整備

里親支援センターの設置等に当たっての留意事項

#### 計画策定に当たっての留意事項

- 里親支援センターにおいて、里親のリクルートから里親等委託措置の解除後における支援に至るまでの一貫した里親支援体制を構築することが必要
- 里親支援センターによる里親支援体制の構築等に当たっては、国が策定する実施要綱等を踏まえること
- 児童相談所の職員体制や管轄する地域の人口規模等を踏まえて、児童相談所の体制強化や民間機関の積極的活用を含め、里親支援センターの設置を検討
- 設置にあたっては、NPO法人等の民間機関、多機能化・機能転換に向けた取組を行う乳児院や児童養護施設等、児童家庭支援センター、里親会の活用なども考えられる
- 里親支援センターのみで対応することが困難である場合は、民間フォスティング機関の活用についても検討

## 2. 項目ごとの策定要領

### (9) 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組

#### ① 施設で養育が必要なこども数の見込み

#### 事項

施設で養育が必要なこども数の見込み

#### 計画策定に当たっての留意事項

- (5)の項目で算出した年度ごとの「代替養育を必要とするこども数」から、(8)の①の項目において算出した「里親等委託が必要なこども数」を減じて、施設で養育が必要なこども数の見込みを算出
- 各施設においては、ケアの個別化、里親等委託、親子関係再構築に向けた支援などに加え、こどもの呈する情緒、行動上の問題の解消や軽減を図りながら生活支援を行う専門的な養育に取り組むこと。また、支援方針をこどもや親に明確に提示し、親への支援を行いながら、家庭復帰や里親・ファミリーホームへの委託などへとつなげられるよう取り組むこと

## 2.項目ごとの策定要領

### (9)施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組

#### ②施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組

#### 事項

乳児院、児童養護施設

母子生活支援施設

地域支援・在宅支援の充実

施設等における人材確保・人材育成等

#### 計画策定に当たっての留意事項

- 概ね5年程度で確実に地域分散化及び多機能化・機能転換を行う計画を、人材育成も含めて策定
- 就学前の乳幼児期は養子縁組や里親等委託が原則であり、特に乳児院は、安易に定員増を伴う創設を行わないとともに、妊産婦や在宅で不適切な養育をされている乳幼児、実親、里親・里子に総合的に支援を実施できる社会資源として、一層の機能転換を図ることが必要。乳児院が、こども家庭センターや医療機関等との連携・協働先に位置付けられるよう働きかけるとともに、妊産婦等支援や親子関係再構築支援、里親等支援などへの積極的な活用を検討。また、一時保護専用施設の整備についても地域の実情に応じて検討
- 国は、小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換の取組状況を評価。進捗状況を毎年度公表
- 妊産婦等生活援助事業が、母子生活支援施設において、そのニーズに応じて利用されるよう改めて周知
- 家庭支援事業をどの程度実施しているのかが施設の多機能化・機能転換の取組を評価する重要な指標となるため、市区町村に対しては積極的な施設の活用を、施設に対しては積極的な事業実施を促すとともに、事業や財政支援の説明を十分に行う
- 多機能化・機能転換の一つの方向性として、児童家庭支援センターや里親支援センターの設置の促進を検討
- 施設等における人材確保
  - ・施設等で働くことの魅力等を施設等のWEBサイトやSNS等を活用し広報啓発することや、職場体験等、施設等や業務内容を理解してもらう機会を積極的に設けることなど、人材確保に向けた取組への支援が必要
  - ・在職中の職員の定着のため、職員が意欲的に学べる場の提供やキャリアパス整備等の取組にも支援が必要
- 施設等における人材育成等
  - 研修の受講機会の提供、スーパービジョンのシステム的确立等の取組みが重要。また、職員が課題を一人で抱え込まない組織運営が重要であり、これら人材育成等の取組への支援が必要

## 2.項目ごとの策定要領

### (10)社会的養護自立支援の推進に向けた取組

#### ①自立支援を必要とする社会的養護経験者等数の見込み及び実情把握

#### 事項

社会的養護経験者等数の見込み、実情把握

#### 計画策定に当たっての留意事項

- 自立支援を必要とする社会的養護経験者等の数の見込みとともに、その実情について、国において策定する実施要綱等を踏まえて把握すること

## 2.項目ごとの策定要領

### (10)社会的養護自立支援の推進に向けた取組

#### ②社会的養護経験者等の自立に向けた取組

#### 事項

児童自立生活援助事業

社会的養護自立支援拠点事業

社会的養護経験者等への自立に向けた支援体制の整備

#### 計画策定に当たっての留意事項

- (10)の①の項目で算出した自立支援を必要とする社会的養護経験者等数を踏まえ、児童自立生活援助事業の**実施箇所数**の計画を策定
- なお、令和4年改正児童福祉法により自立援助ホーム以外の場所でも児童自立生活援助事業が実施できるようになったことから、**管内の施設等の状況**を踏まえて、**事業の類型ごと**に事業実施箇所数の計画を策定
- (10)の①の項目の**実情把握**を参考とすることに加え、**現に支援している関係者等**からの情報等を収集しながら、社会的養護自立支援拠点事業の**整備箇所数**の計画を策定
- 関係機関との円滑な連携を行うための体制づくりについて検討
- 一時避難的かつ短期間の**居場所の提供**を伴う支援の実施を検討
- 国において策定する実施要綱等を踏まえ、関係機関との連携等について、支援ニーズに即した**支援体制の整備**に向けた計画を策定
- 社会的養護経験者等をはじめ、関係機関が構成員となって組織される**社会的養護自立支援協議会**の設置を積極的に検討

## 2.項目ごとの策定要領

### (11)児童相談所の強化等に向けた取組

#### ①中核市・特別区の児童相談所設置に向けた取組

#### 事項

中核市・特別区の児童相談所設置に向けた計画

#### 計画策定に当たっての留意事項

- 令和元年改正児童福祉法附則第7条第6項の趣旨は、設置意向のある全ての中核市・特別区が児童相談所を設置できるようにすることであることから、できるだけ設置を促す
- 中核市・特別区における設置に向けた**具体的な懸案・課題等を適切に把握**した上で、各都道府県における支援策等の具体的な計画を策定

## 2.項目ごとの策定要領

### (11) 児童相談所の強化等に向けた取組

#### ② 都道府県（児童相談所）における人材確保・育成、児童相談所設置等に向けた取組

##### 事項

児童相談所における  
人材確保・育成

児童相談所の管轄人  
口

市区町村との連携

##### 計画策定に当たっての留意事項

- 「新たな児童虐待防止対策体制総合強化プラン」に沿った都道府県（児童相談所）の職員の配置、研修の実施方法・時期等を計画に記載。なお、**医師及び弁護士**の確保については、**常勤職員**としての配置又はこれに準ずる措置等の具体的な取組を計画に記載
- 都道府県内に**管轄人口が100万人を超える**児童相談所を有する場合には、新たな児童相談所の設置等具体的な改善方策を計画に記載
- **市町村支援児童福祉司**の役割が重要であり、配置基準に基づき適正に配置した上で、日頃から市区町村と情報共有を行う等、連携体制の整備を図ることが望ましい

## 2.項目ごとの策定要領

### (12) 障害児入所施設における支援

##### 事項

障害児入所施設にお  
ける支援

##### 計画策定に当たっての留意事項

- 「良好な家庭的環境」において養育されるようユニット化等により**ケア単位の小規模化**を推進

### 3.次期計画策定上の留意事項

#### 事項

次期計画の計画期間、  
計画の見直し等

#### 計画策定に当たっての留意事項

- 計画策定要領を基に、計画の全面的な見直しに向けた準備や検討を進め、令和6年度末までに新たな計画の策定を行うこと。なお、以下について可能なものから順次速やかに取組む
  - ・ 市区町村におけるこども家庭センターの整備等に向けた支援
  - ・ 里親支援センターによる一貫した里親等支援体制の構築に向けた調整・検討
  - ・ 乳児院・児童養護施設の高機能化及び多機能化・機能転換、小規模かつ地域分散化に向けた各施設の意向の確認等、計画策定のための調整・検討
  - ・ これらに従事する人材の専門性の向上に向けた、人材育成の機会の確保のための取組
  - ・ 現行計画の達成見込みの確認・要因分析等
  - ・ 資源等に関する地域の現状（「資源の必要量等」の見込み、「現在の整備・取組状況等」、「整備すべき見込量等」）の把握
  - ・ 代替養育を必要とするこども数、里親等委託が必要なこども数、施設で養育が必要なこども数の見込みの算出
  - ・ 自立支援を必要とする社会的養護経験者等の数の見込みの算出及び実情把握など
- 第3期子ども・子育て支援事業計画に合わせて令和7年度から令和11年度までの5年を1期として策定
- 計画の進捗状況について毎年度自己点検・評価を行うとともに、計画期間の中間年を目安として、進捗状況の自己点検・評価の結果を踏まえ、必要な場合には、計画の見直しを行って取組の促進を図ること
- 都道府県こども計画、都道府県障害児福祉計画など、こども施策、障害児施策等との連携や関連する計画と整合性が取れた計画となるよう留意

# 里親等委託の推進に向けた具体的な改善方策等について

## (1) 次期社会的養育推進計画に基づく里親等委託推進の確保

- 各都道府県における次期社会的養育推進計画（令和7～11年度）策定時に、**里親等委託率について、国が策定要領に掲げる数値目標（乳幼児75%以上、学童期以降50%以上）となるよう、数値目標の設定を求めるとともに、国の数値目標を既に達成している又は達成する見込みのある都道府県等にあつては、国の数値目標を超え、100%を目指した目標設定を求め、次期計画終期までに、全ての都道府県・指定都市・児童相談所設置市における里親等委託率の目標達成を確実に遂行**する。

## (2) 里親等委託推進に向けた具体的な方策

- 令和6年度以降、**里親支援センターの設置に伴う支援強化のみならず、民間フォスターリング機関の活用や研修の強化**により、里親等委託の推進に向けた地盤強化を進めるとともに、
  - ・ **次期推進計画策定後の里親等委託の都道府県等別の進捗状況を毎年度調査し、自治体別数値の公表**
  - ・ **都道府県等ごとにヒアリングを行い、里親等委託が進まない要因分析及び対応を自治体に助言**を行うこと等により、自治体の取組を促す。

## 里親等委託を進める上での主な課題

### ① 登録里親確保の問題

- ・ 里親制度の社会的認知度が低く、新規委託可能な登録里親が少ない。

### ② 登録里親の養育技術・経験にばらつきが存在する問題

- ・ 里親の養育技術及び経験にばらつきがあり、こどもの状態像によっては委託先の里親に限られる場合がある。

### ③ こどもと里親のマッチングの問題

- ・ 里親の希望する条件（年齢、性別、養子縁組可能性等）に合致しない。

### ④ こどもが抱える問題の複雑化に伴う里親家庭への継続的な支援の問題

- ・ 発達障害等こどもが抱える問題の複雑化に里親が対応するための養育技術の向上が必要。

### ⑤ 実親の同意の問題

- ・ 里親等委託に対する実親の同意を得ることが難しい。



## 【都道府県社会的養育推進計画の見直し】

- 次期都道府県社会的養育推進計画（令和7～11年度）の策定要領に基づき、これまでの取組や達成見込みの要因等を分析した上で、里親等委託率をはじめ、里親登録数やファミリーホーム数等の目標を設定するとともに、具体的な取り組み方針等を明らかにした計画を令和6年度末までに策定し、改めて地域の実情に応じた支援・取組の見直しを進めるとともに、目標達成に向けた取組を進める。

## 【里親支援センターの創設】 《児童入所施設措置費等国庫負担金》 令和6年度予算案：1,485億円の内数（1,392億円の内数）

- 令和4年改正児童福祉法により、里親支援センターを児童福祉施設として位置付け、措置費支弁対象としたところ。これにより、里親支援事業を行うほか、里親及びファミリーホームに従事する者、その養育される児童並びに里親になろうとする者について相談その他の援助を行い、家庭養育を推進するとともに、里子等が心身ともに健やかに育成されるよう、その最善の利益を実現する。

## 【里親支援センター等人材育成事業】 《里親支援センター等人材育成事業費補助金》 令和6年度予算案：74百万円（0百万円）

- 里親支援センター等の職員に対する研修の実施による職員の質の向上や、里親支援センターや自治体、民間フォスタリング機関、児童養護施設等の関係機関による全国的なフォーラムを開催し、里親支援センター等の担い手の掘り起こしや確保、関係機関との連携や情報共有等を行う。

さらに、里親支援センターに対する第三者評価業務に従事する者の資質向上のための研修の実施により、里親支援センターの機能向上を図る。

## 【里親養育包括支援（フォスタリング）事業】

《児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金》 令和6年度予算案：177億円の内数（208億円の内数）

※R5予算（208億円）の一部について、制度改正に伴い、R6予算案では、他の予算科目に移管を行っている。

- 里親支援センターによる支援に加え、地域の実情等に応じ、里親支援センターによる支援機能を補強・補完するためのランチとして地域の民間フォスタリング機関を機能させるなど、フォスタリング機関に対する補助を行う。
- また、研修開催費用を拡充するとともに、新たに研修等事業担当職員を配置することで、里親による養育の質を確保するとともに、委託可能な里親を育成する。

## 【里親への委託前養育等支援事業】

《児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金》 令和6年度予算案：177億円の内数（208億円の内数）

※R5予算（208億円）の一部について、制度改正に伴い、R6予算案では、他の予算科目に移管を行っている。

- 里親の資質向上のための研修受講経費について、研修受講旅費の単価を拡充するとともに、これまで里親負担となっているテキスト代等新たに補助対象とすることで里親の研修受講を促進し、登録里親及び委託里親の増加を図る。

## 【ファミリーホームの機能強化等】 《児童入所施設措置費等国庫負担金》 令和6年度予算案：1,485億円の内数（1,392億円の内数）

- 被虐待経験や愛着障害、発達障害等の課題を抱えるケアニーズの高い児童を受け入れているファミリーホームにおいて、個別対応職員を配置することにより、ファミリーホームへの委託の更なる推進を図る。

## 【里親制度等の広報】 《里親制度等及び特別養子縁組制度等広報啓発事業費補助金》令和6年度予算案：2.1億円(2.1億円)

- 里親の潜在的な担い手のニーズの把握・分析を実施し、そのエビデンスを踏まえた具体的かつ効果的な広報啓発等を行い、里親の潜在的な担い手を里親登録へつなげる。また、実親が里親への委託に同意しない背景に「こどもを取られてしまう」というような不安を抱く場合があること等を踏まえ、里親制度への社会的理解がより深まるような里親制度等について周知・広報を行う。
- 具体的には、里親に関心を持つ方や里親になることを検討している方に対して、置かれている状況に応じて、里親登録によりつなげるための情報を集約し、関心度に応じた具体的な情報提供が可能となる特設サイトを展開。
- さらに、里親支援センター等の関係機関と連携し、地域において効果的なリクルート活動ができるよう、里親の潜在的な担い手のニーズに関する分析を踏まえ、創意工夫や先駆性のある広報を実施。

## 【各都道府県等における取組事例の横展開】

- 里親支援事業の個別項目ごとに、先駆的な取り組みを実施している自治体の事例について横展開するとともに、これらの事例に係る具体的な取組方法など、各都道府県等が活用しやすいよう通知等で示した上で、助言等により伴走的に支援していく。

## 【各都道府県等における里親等委託の取組に対する助言等】

- 各都道府県等における里親等委託の取組状況を支援する体制として、都道府県等ごとの支援を担当することも家庭庁職員を指名し、定期的に取組状況及び課題等について聴取しながら、必要な助言等を行う。
- 各都道府県等の里親等委託の推進に向けた先駆的な取組や、様々な課題等について、日常的に情報交換・相談等ができる自治体間ネットワークを構築し、課題の共有や解決策について検討を行う等、意見交換の場を設ける。

## 【里親支援専門相談員の活用】

- 里親支援センターの創設に伴い、今後の里親等に対する包括的な支援は里親支援センターを中心に実施されることから、里親支援専門相談員の業務を見直すこととし、令和6年度に里親支援専門相談員が重点的に実施すべき業務について整理を行う。

## 【児童福祉審議会の積極的な開催】

- 里親になることを希望する者からの申請があった場合には、里親登録（認定）に係る都道府県児童福祉審議会の速やかな開催や、必要に応じた開催頻度の見直しを行うことで、更なる里親等委託の推進を図る。

## PDCAサイクルの運用について

- 各都道府県等において、毎年度、取組状況について自己点検・評価を実施し、その結果を都道府県児童福祉審議会等へ報告することとし、自己点検・評価によって明らかになった課題等については、速やかに取組の見直しを行う。
- 国においては、各都道府県等の里親等委託の取組の進捗について、毎年度、調査を実施し、分析・評価を行った上で、都道府県等ごとの取組状況を公表するとともに、継続的にフォローを行い、必要な支援策について検討する。

## 里親等委託率の評価・分析について

## (1) 里親等委託率の達成状況

- 里親等委託率については、国が作成する社会的養育推進計画策定要領において、原則、乳幼児75%以上、学童期以降50%以上という目標を掲げている。一方、令和3年度末時点の全国平均の里親等委託率は、「3歳未満児」が25.3%、「3歳以上～就学前」が30.9%、「学童期以降」が21.7%となっており、国が掲げる目標と比較して低調となっている。
- なお、各年齢区分で国が掲げる目標と同等の水準まで向上する場合の全国平均の里親等委託率については、全国平均で56.2%。

## (2) 里親等委託率と里親登録（認定）との関係

- 各自治体別に、里親等委託率と、代替養育を必要とするこどもの数に対する里親等が受託可能なこどもの数（以下、便宜上「登録率」という。）の関係をみると、里親登録が進んでいる（登録率が高い）自治体ほど、里親等委託率が高い。  
一方、国が掲げる目標を達成するために必要な登録里親を確保できている自治体は少なく、各自治体においては、まず、里親登録数を増やしていくことが必要。（分析①・②）
- また、登録率と、里親等が受託可能なこどもの数に対する里親等へ委託されているこどもの数（以下、便宜上「稼働率」という。）の関係をみると、里親登録が進んでいる（登録率が高い）自治体ほど、里親登録をしても委託されていない里親（未委託里親）が増えている（稼働率が低い）。  
このため、里親登録数を増やしていくとともに、委託候補里親の選定、委託に向けた調整、さらには国によるこれらへの支援も行っていくことが必要。（分析③）

## (参考1) 国が掲げる目標と同等の水準まで向上する場合の全国平均の里親等委託率

	代替養育 必要児童数	里親等 委託児童数	里親等 委託率
現状	3歳未満児	2,884人	729人 25.3%
	3歳以上就学前	5,341人	1,650人 30.9%
	学童期以降	24,932人	5,419人 21.7%
	全体	33,157人	7,798人 23.5%
国の目標 を達成し た場合	3歳未満児	2,884人	2,163人 75%
	3歳以上就学前	5,341人	4,006人 75%
	学童期以降	24,932人	12,466人 50%
	全体	33,157人	18,635人 56.2%

## (参考2) 里親等委託率と登録率及び稼働率との関係について

$$\text{里親等委託率} = \frac{\text{里親・FHの委託児童数}}{\text{代替養育必要児童数}}$$

$$\text{登録率} = \frac{\text{里親登録数} \times \text{平均受託児童数} + \text{FHの定員数}}{\text{代替養育必要児童数}}$$

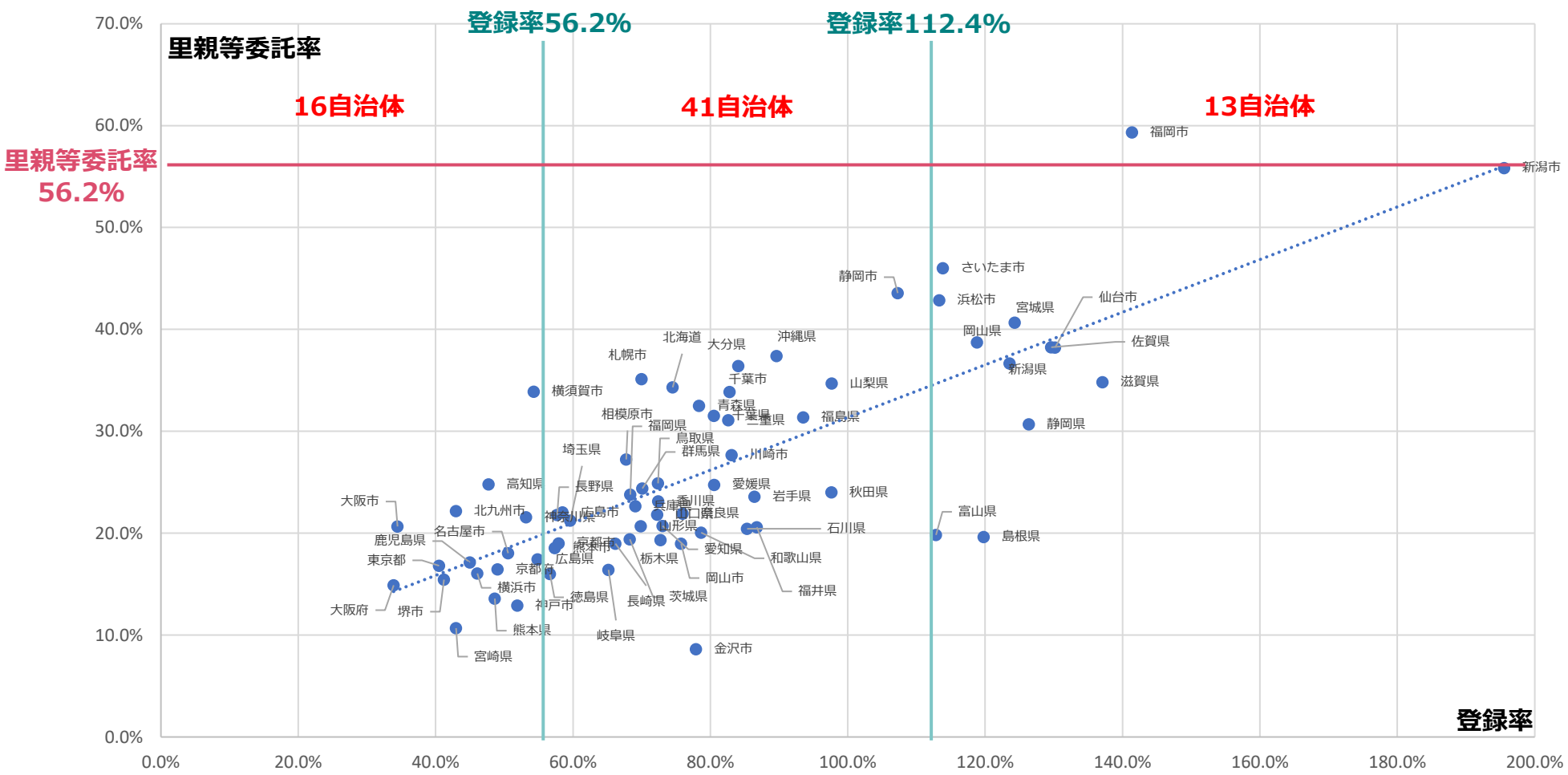
$$\text{稼働率} = \frac{\text{里親・FHの委託児童数}}{\text{里親登録数} \times \text{平均受託児童数} + \text{FHの定員数}}$$

※1 参考1の「現状」については、令和3年度福祉行政報告例による。また「国の目標を達成した場合」については、各年齢区分の代替養育必要児童数について令和3年度末時点で固定し、国の目標を達成した場合として計算したもの。

※2 参考2の「里親登録数」については、里親登録世帯数に令和3年度末時点の里親1世帯当たりの平均受託児童数（1.26人）を乗じたもの。

# <分析①> 里親等委託率と登録率との関係（令和3年度実績）

- 里親登録が進んでいる（登録率が高い）自治体ほど、里親等委託率が高い。
- 各都道府県等における里親等委託が国が掲げる目標と同等の水準まで向上する場合の全国平均の里親等委託率（56.2%）を達成するため、必要な里親登録を確保（この場合に目標を達成するため必要な稼働率：100%）できている自治体は54自治体（77.1%）であり、その2倍の登録里親を確保（同：50%）できている自治体は13自治体（18.6%）である。



【参考】乳幼児の里親委託推進に関する調査研究報告書（令和2年度先駆的ケア策定・検証調査事業）福岡市のヒアリング調査

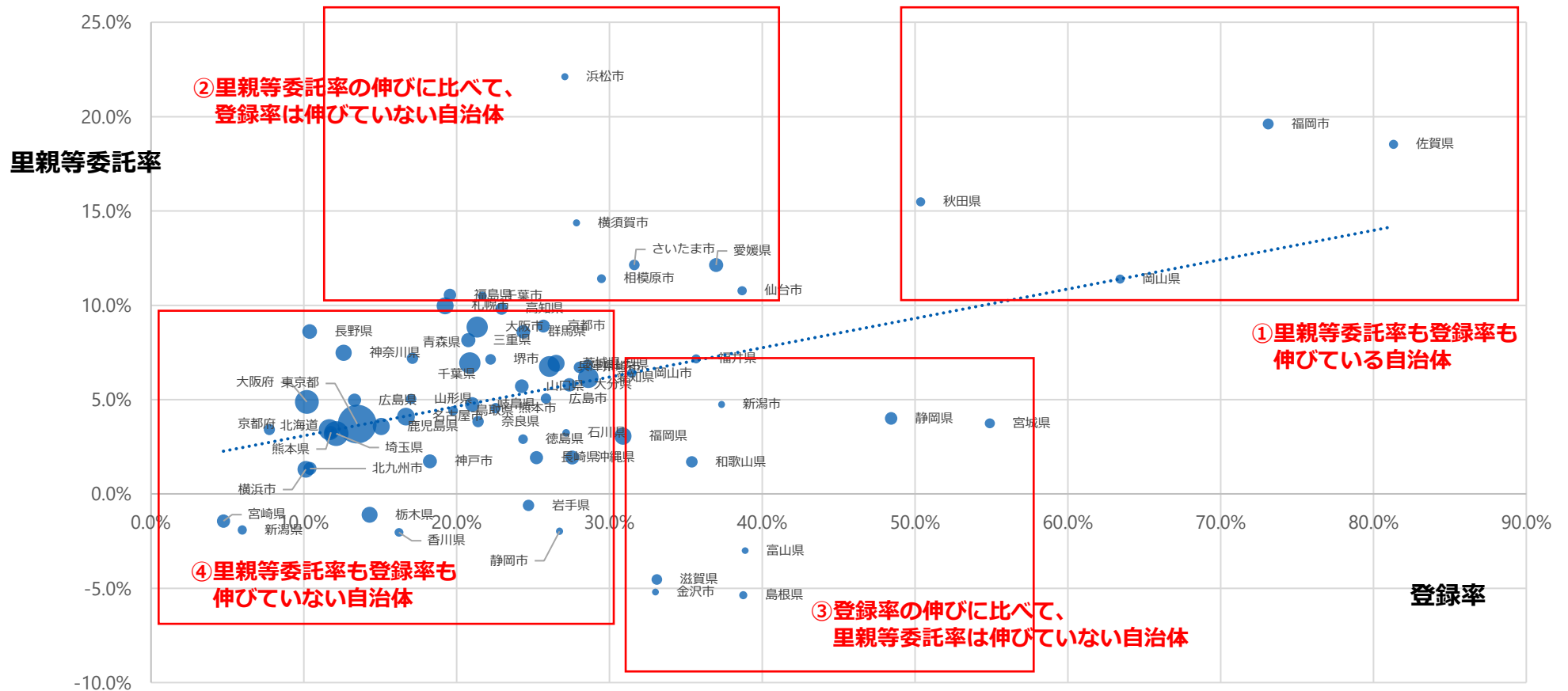
- 福岡市では昨年度末時点で、登録里親 255 世帯（キーアセットの里親を含む）中、101 世帯に委託しており（一時保護委託を除く）、154 世帯は未委託里親となる。
- この 154 世帯すべてに子どもを委託できるかといえば、養子縁組里親として名簿上登録しているだけの人もいれば、現時点で預ける状況にないと考えられる里親もあり、すべての登録里親に委託ができるわけではない。
- 未委託里親が多い地域では、児童相談所の里親のアセスメントの問題や、十分な支援が提供できれば里親の能力が発揮できるがそれができないという児童相談所側の問題などが考えられるのではないかと。
- キーアセットでは、一時保護委託だけを受けてくれる里親もあり、委託中の里親のレスパイト先となっている。委託中の里親家庭の後方支援を考えれば、登録里親数は委託中の里親家庭の数よりも必要ではないか。後方支援のための活動ならできる、という登録里親もいる

396/447

## <分析②> 里親等委託率と登録率における平成28年度から令和3年度の伸び幅

▶ 家庭養育優先原則が規定された改正児童福祉法が成立した平成28年度と現在（令和3年度）の里親等委託率と登録率のそれぞれの差分を比較すると、4つの区分に大きく分けることができ、それぞれ以下のようなことが考えられる。

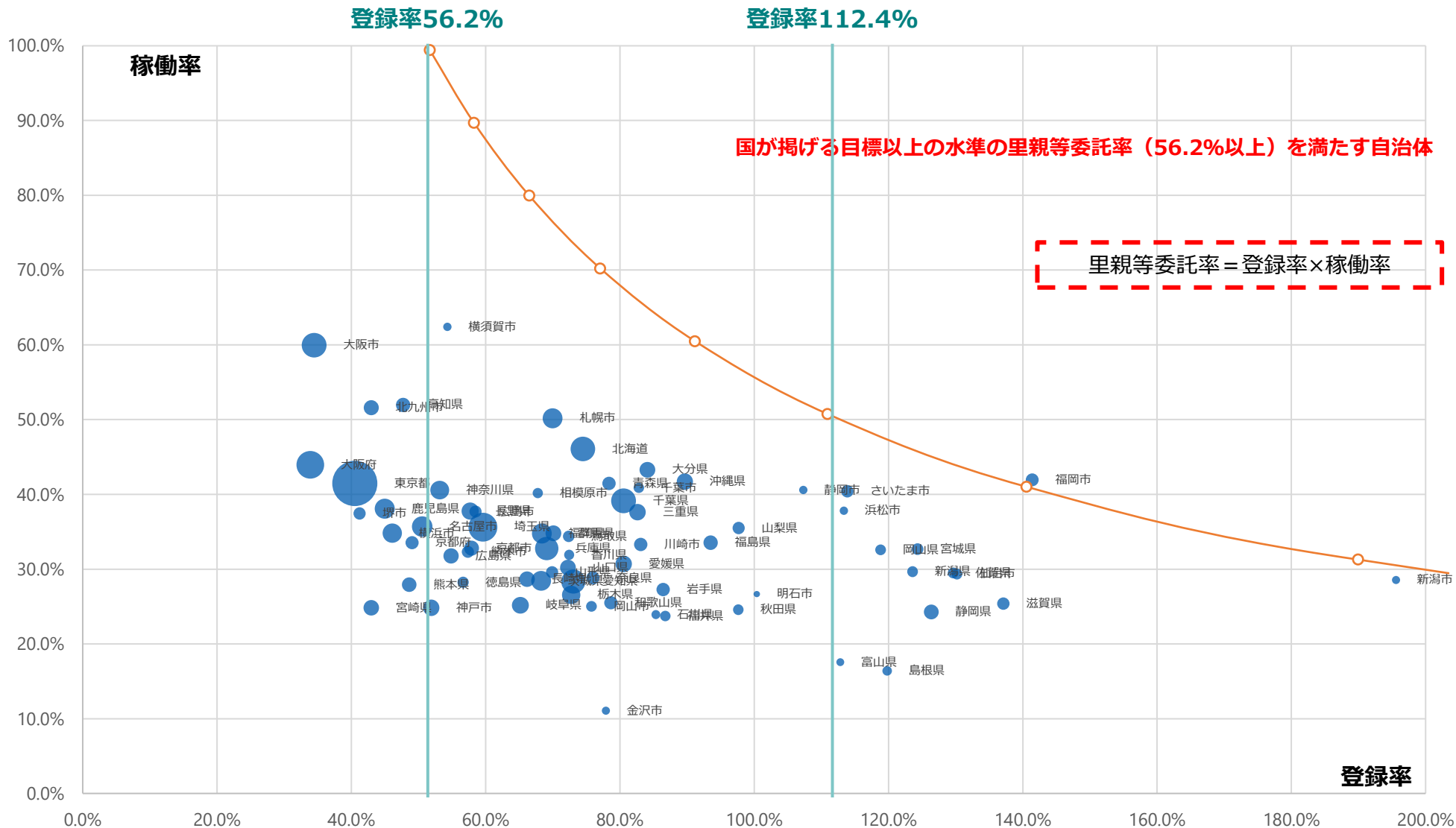
- ① ⇒ 着実に里親等への委託が推進されており、引き続き、取り組むことで、更なる里親等委託率の向上が見込まれる。
- ② ⇒ 登録里親を有効に活用できており、登録里親をさらに増やしていくことで、里親等委託率の向上が見込まれる。
- ③ ⇒ 未委託里親が増えており、マッチングを進めることで、里親等委託率の向上が見込まれる。
- ④ ⇒ 里親登録数を増やしていくとともに、マッチングを進めることで、里親等委託率の向上が見込まれる。



※ 各プロット（データマーカー）の大きさについては、代替養育を必要とする児童数（令和3年度実績）を示している。  
 ※ 明石市は平成28年度時点では児童相談所設置市ではなかったことから、兵庫県に含めている。  
 ※ 平成28年度と令和3年度における登録率の差分については、全ての自治体でプラスとなっている。  
 ※ 上記グラフ中の破線は近似曲線である。

### <分析③> 登録率と稼働率の関係（令和3年度実績）

- 稼働率が高い自治体については、登録里親を有効に活用することができている一方で、目標達成に必要な登録里親を確保できていない。
- 一方、登録率が高い自治体については、委託されていない里親（未委託里親）が多く存在しており、登録里親を有効に活用できていない。



※ 各プロット（データマーカー）の大きさについては、代替養育を必要とする児童数（令和3年度実績）を示している。

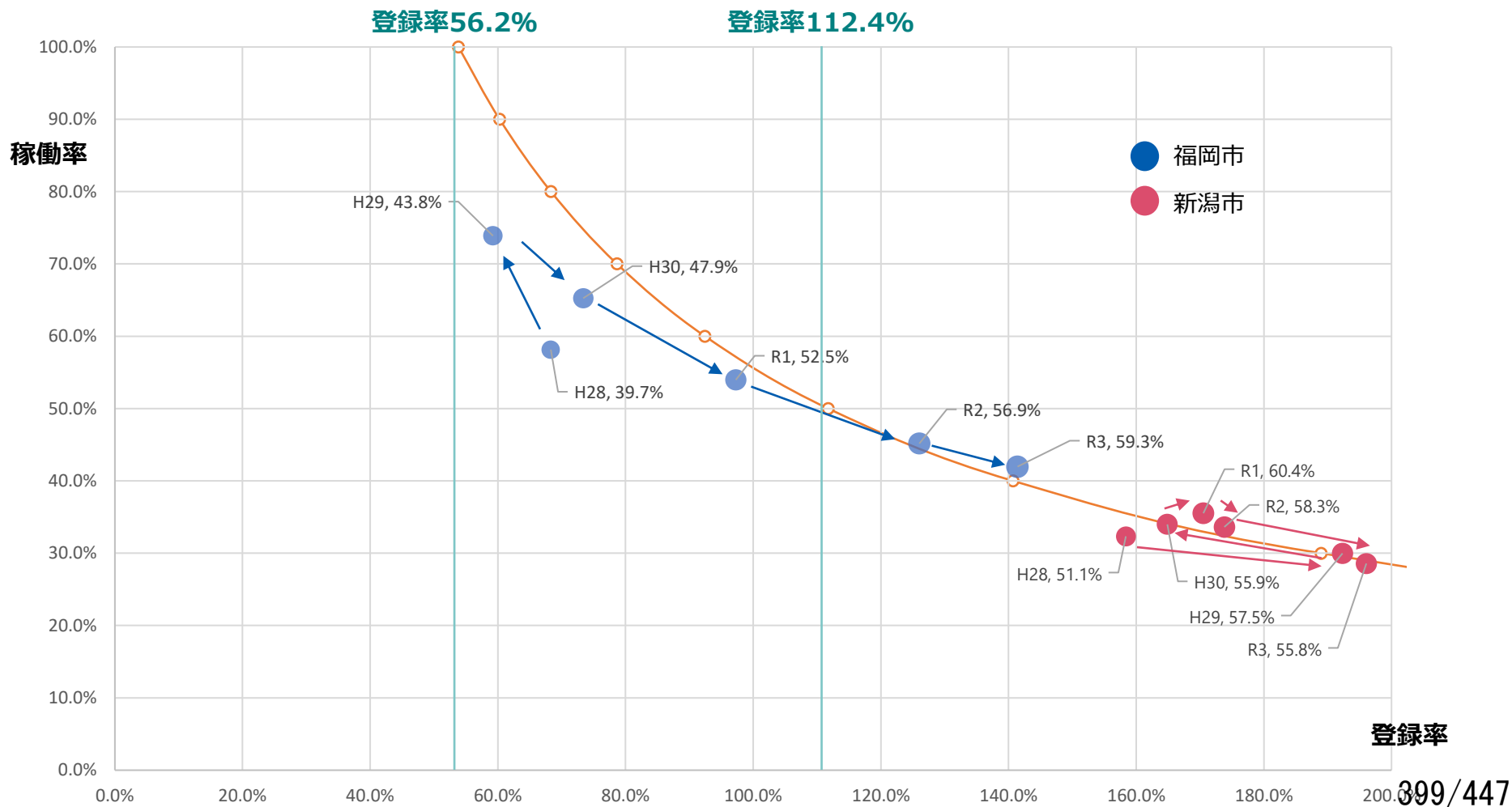
## <参考事例> 福岡市、新潟市について

### 【福岡市】

- 平成28年度に、家庭移行支援係<sup>(※)</sup>を設置することにより、里親支援体制の整備を行った。  
<sup>※</sup> 係長1名（入所調整）、児童福祉司4名（進行管理と個別支援）、自立支援員
- 家庭移行支援係を中心に、施設入所児童の家庭復帰・親族養育・養子縁組・里親委託を進めることにより、施設入所児童が大幅に減少した結果、里親等委託率が上昇し、国が掲げる目標と同等の水準まで達することができた。

### 【新潟市】

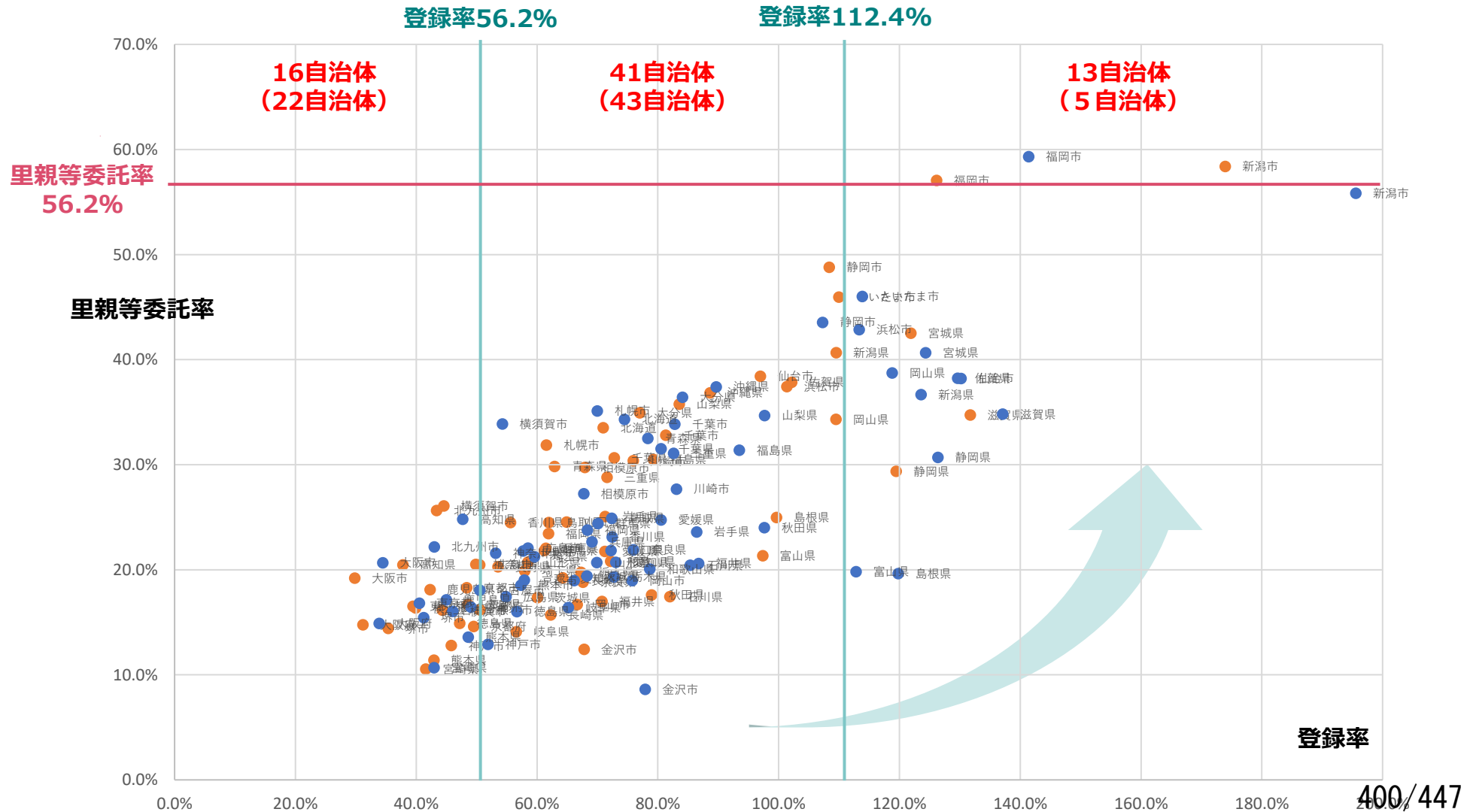
- 平成26年度から里親専任常勤職員1名+会計年度任用職員1名。令和5年度は専任で4名の体制としている。
- 登録里親数を増加させるため、里親制度説明会を増やすとともに、愛着や発達障害など難しい背景のこどもが増えている状況に鑑み、月2～3回の研修開催を行うほか、相談から委託、その後のサポートまで専任職員による一貫した支援を行い、里親支援体制の強化を図った。



※ 各プロット（データマーカー）の大きさについては、各年度における里親等委託率を示している。

## <参考分析> 里親等委託率と登録率との関係（令和2年度実績との比較）

- 全体として、里親登録が進んでおり（登録率が上昇しており）、里親等委託率が上昇している。
- 各都道府県等における里親等委託が国が掲げる目標と同等の水準まで向上する場合の全国平均の里親等委託率（56.2%）を達成するため、必要な里親登録を確保（この場合に目標を達成するため必要な稼働率：100%）できている自治体は8.6%（48自治体（R2）→54自治体（R3））増加しており、その2倍の登録里親を確保（同：50%）できている自治体は11.4%（5自治体（R2）→13自治体（R3））増加している。



※ 各プロット（データマーカー）については、オレンジが令和2年度実績、青が令和3年度実績を示している。



## (4) 都道府県社会的養育推進計画における目標の達成状況

- 都道府県社会的養育推進計画における里親等委託率の目標設定については、国が掲げる目標を下回る目標を設定している自治体が多い。
- 国が掲げる目標を下回る目標を設定している理由は、①登録里親確保の問題（4自治体）、②登録里親の養育技術・経験にばらつきがある（2自治体）、③こどもと里親のマッチングの問題（2自治体）、里親家庭への継続的な支援の必要性（1自治体）、⑤実親の同意の問題（5自治体）など。

は、策定要領に示す国の基準を満たすもの ※1は、「3歳未満」と「3歳以上就学前」合計の委託率 ※2は、全年齢合計の委託率

	H30年度末実績	5年目	7年目	10年目
		(R6年度末) 3歳未満	(R8年度末) 3歳以上就学前	(R11年度末) 学童期以降
国が策定要領に示す数値	20.5%	75.0%以上	75.0%以上	50.0%以上
北海道 (札幌市)	34.5% (29.7%)	現状からの増加	-	-
青森県	27.8%	38.5%	-	47.9%
岩手県	26.2%	34.8%	44.3%	46.6%
宮城県	40.2%	※2 51.4%	※2 55.4%	62.2%
秋田県	12.2%	※2 26.0%	-	40.0%
山形県	20.0%	57.5%	-	31.7%
福島県	24.6%	75.0%	75.0%	30.0%
茨城県	16.8%	70.0%	-	60.7%
栃木県	19.2%	53.1%	54.4%	41.0%
群馬県	17.4%	34.0%	57.0%	50.0%
埼玉県 (さいたま市)	18.8% (40.0%)	36.0% (36.0%)	-	-
千葉県 (千葉市)	27.9% (31.2%)	57.0% (55.6%)	-	32.5% (50.0%)
東京都	14.9%	14.1%	38.2%	33.6%
神奈川県	16.5%	34.2%	-	24.6%
新潟県 (新潟市)	40.0% (55.9%)	53.0% (53.0%)	-	57.0% (57.0%)
富山県	18.5%	46.0%	-	33.3%
石川県 (金沢市)	15.9% (15.4%)	40.0% (40.0%)	-	35.0% (35.0%)
福井県	16.6%	33.0%	-	35.0%
山梨県	28.8%	※1 57.7%	-	50.0%以上
長野県	16.1%	40.7%	-	36.5%
岐阜県	16.1%	48.1%	-	37.5%
静岡県 (静岡市) (浜松市)	21.9% (48.5%) (26.7%)	45.0% (53.0%) (56.0%)	-	46.0% (52.0%) (49.0%)
愛知県	15.9%	28.5%	-	30.1%
三重県	28.8%	48.4%	-	40.0%
滋賀県	34.3%	52.2%	-	60.2%
京都府	14.8%	※1 25.0%	-	33.0%
大阪府	11.6%	47.0%	-	38.0%
兵庫県	19.2%	37.5%	37.9%	47.1%
奈良県	17.4%	27.0%	-	31.0%

	H30年度末実績	5年目	7年目	10年目
		(R6年度末) 3歳未満	(R8年度末) 3歳以上就学前	(R11年度末) 学童期以降
国が策定要領に示す数値	20.5%	75.0%以上	75.0%以上	50.0%以上
和歌山県	20.5%	32.0%	-	42.1%
鳥取県	24.6%	※2 40.0%	-	60.0%
島根県	23.4%	35.0%	-	概ね40%以上
岡山県 (岡山市)	32.7% (14.0%)	75.0% (75.0%)	75.0% (75.0%)	50.0% (50.0%)
広島県 (広島市)	14.1% (18.8%)	29.0% (29.0%)	-	42.4% (42.4%)
山口県	20.0%	※2 33.3%	-	45.0%
徳島県	12.8%	60.0%	55.0%	43.0%
香川県	23.8%	51.7%	※2 40.5%	40.0%
愛媛県	18.1%	48.0%	60.7%	33.3%
高知県	18.7%	40.0%	-	50.0%
福岡県	20.7%	52.4%	60.4%	41.9%
佐賀県	31.1%	53.6%	75.0%	48.0%
長崎県	17.6%	61.8%	37.4%	40.3%
熊本県 (熊本市)	12.4% (10.8%)	45.4% (45.4%)	44.2% (44.2%)	30.3% (30.3%)
大分県	33.1%	75.0%	-	35.0%~ 50.0%
宮崎県	13.4%	36.0%	-	35.0%
鹿児島県	17.5%	39.7%	56.5%	37.4%
沖縄県	34.7%	※2 37.0%	-	40.0%
仙台市	27.7%	38.9%	52.5%	44.3%
横浜市	15.2%	33.1%	43.0%	31.4%
川崎市	23.2%	75.0%	75.0%	50.0%
相模原市	16.9%	75.0%	76.0%	50.0%
名古屋市	14.4%	45.0%	-	30.0%
京都市	13.1%	75.0%	75.0%	50.0%
大阪市	16.5%	25.5%	-	33.9%
堺市	12.4%	31.4%	-	32.2%
神戸市	12.4%	※1 38.0%	-	30.9%
北九州市	19.1%	38.6%	42.9%	32.1%
福岡市	47.9%	77.1%	76.9%	58.8%
世田谷区		76.9%	77.4%	50.2%
横須賀市	18.9%	※2 33.0%	-	45.0%
明石市		57.1%	-	62.1%

◎道・県と指定都市等が一体で計画を策定している場合は、カッコ（ ）で記載している。

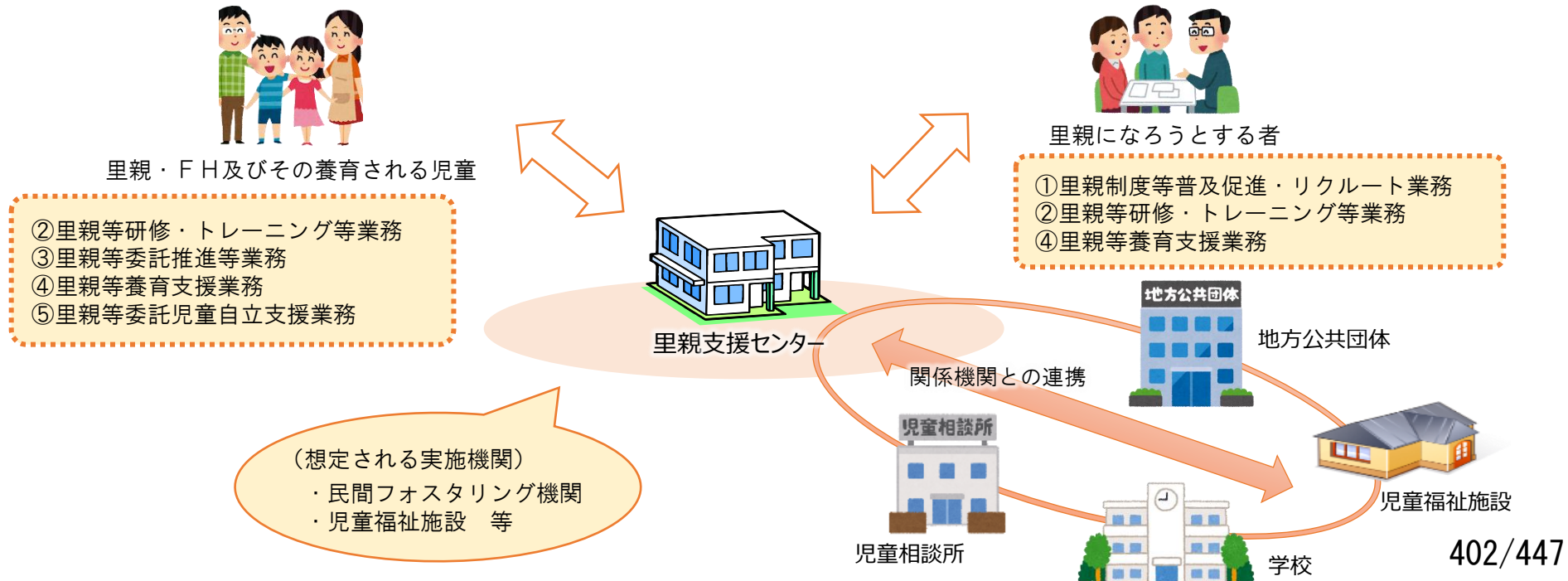
こどもまんなか  
こども家庭庁 里親支援センターの創設について

## 改正法の概要

- 児童相談所の業務負荷が著しく増大する中で、民間と協働し、支援の強化を図る必要がある。
- このため、家庭養育の推進により児童の養育環境を向上させるため、里親支援センターを児童福祉施設として位置づける。

### <里親支援センターの設置>

- 里親支援事業（①里親制度等普及促進・リクルート業務、②里親等研修・トレーニング等業務、③里親等委託推進等業務、④里親等養育支援業務、⑤里親等委託児童自立支援業務）を行うほか、里親及び小規模住居型児童養育事業に従事する者、その養育される児童並びに里親になろうとする者について相談その他の援助を行う。
- 里親支援の費用を里親委託の費用と同様に義務的経費とする。



## 1. 設置運営要綱（案）について

注)本通知発出までの過程において変更する可能性があるため、ご留意いただきたい。

### 【目的】

- 里親支援センターは、里親支援事業を行うほか、里親及び小規模住居型児童養育事業に従事する者（以下「里親等」という。）、その養育される児童（以下「里子等」という。）並びに里親になろうとする者について相談その他の援助を行い、家庭養育を推進するとともに、里子等が心身ともに健やかに育成されるよう、その最善の利益を実現することを目的とする施設とする。

### 【設置及び運営の主体】

- 地方公共団体及び社会福祉法人等であって、都道府県知事（指定都市及び児童相談所設置市にあつては、その長とする。以下同じ。）が  
適当と認めたる者

### 【設備】

- 事務室
  - 相談室等の里親等及び里子等並びに里親になろうとする者が訪問できる設備
  - その他事業を実施するために必要な設備
- （※）児童福祉施設等に附置する場合は、入所者等の処遇及び当該施設の運営上支障が生じない場合には、附置される施設と設備の一部を共有することは差し支えない。

### 【職員】

- 以下に掲げる者を配置すること。なお、これらの者はすべて専任とする。

- ① 里親支援センターの長
- ② 里親制度等普及促進担当者（里親リクルーター）
- ③ 里親等支援員
- ④ 里親研修等担当者（里親トレーナー）

## 里親支援センター（その②）

配置基準	配置職員	配置人数	備考
<p>20 : 1</p> <p>・登録里親家庭が60世帯以下の里親支援センターは、最低、センター長、支援員、トレーナー、リクルーターの4人を配置すること。</p> <p>・登録里親家庭が61世帯から20世帯増える毎に、里親等支援員を1人ずつ加配できる。</p>	里親支援センターの長	1人	専任
	里親リクルーター	1人	専任
	里親等支援員	1人	専任
	里親トレーナー	1人	専任

(※) 登録里親世帯数については、当該センターが支援対象とする世帯数とする。

### ① 里親支援センターの長

以下のいずれかに該当し、かつ、里親支援事業の業務の十分な経験を有し、里親支援センターを適切に運営する能力を有する者

ア 児童福祉司の任用資格に該当する者（こども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者を含む。以下同じ。）

イ 里親として、又は児童福祉施設においてこどもの養育に5年以上従事した者、かつ、里親制度等への理解及びソーシャルワークの視点を有する者

ウ 都道府県知事（指定都市及び児童相談所設置市の長を含む。以下同じ。）がア又はイに該当する者と同等以上の能力を有すると認めた者

### ② 里親制度等普及促進担当者（里親リクルーター）

以下のいずれかに該当する者

ア 児童福祉司の任用資格に該当する者

イ 里親として、又は児童福祉施設においてこどもの養育に5年以上従事した者、かつ、里親制度等への理解及びソーシャルワークの視点を有する者

ウ 里親制度等の普及促進及び新規里親の開拓に関して、都道府県知事がア又はイに該当する者と同等以上の能力を有すると認めた者

(※) 里親制度等以外の分野において、当該分野の普及促進又は営業活動等を行った経験を有する者についてもウに該当する者となり得る。

### ③ 里親等支援員

以下のいずれかに該当する者

ア 児童福祉司の任用資格に該当する者

イ 里親として、又は児童福祉施設においてこどもの養育に5年以上従事した者、かつ、里親制度等への理解及びソーシャルワークの視点を有する者

ウ 里親等への支援の実施に関して、都道府県知事がア又はイに該当する者と同等以上の能力を有すると認めた者

### ④ 里親研修等担当者（里親トレーナー）

以下のいずれかに該当する者

ア 児童福祉司の任用資格に該当する者

イ 里親として、又は児童福祉施設においてこどもの養育に5年以上従事した者、かつ、里親制度等への理解及びソーシャルワークの視点を有する者

ウ 里親等への研修等の実施に関して、都道府県知事がア又はイに該当する者と同等以上の能力を有すると認めた者

### 【事業内容】

◆ 以下に定める業務を全て実施すること。

#### ① 里親制度等普及促進・リクルート業務

➤ **里親制度その他の児童の養育に必要な制度の普及促進**を行うとともに、**里親等になることを希望する者の開拓**を行う。

#### ② 里親等研修・トレーニング業務

➤ **基礎研修、登録前研修及び更新研修**や、**未委託里親等に対する研修・トレーニング**を実施する。

#### ③ 里親等委託推進業務

➤ **委託候補里親等を選定**するとともに、委託に向けて、**里親等とこどもとの間の調整・支援**を行う。

➤ **自立支援計画の作成・定期的な見直し又はその支援**を行う。

➤ 関係機関と連携し、里親等への委託を円滑に進めるため、**里親委託等推進委員会を開催・参画**する。

#### ④ 里親等養育支援業務

➤ 里親等及び里子等並びに里親になろうとする者に対し、**その相談に応じ、必要な情報の提供、助言その他の援助**を行う。

➤ 里親等が**レスパイト・ケアを必要とする場合に、里親等と施設との調整**を行う。

➤ 里親等及び里親になろうとする者と乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設又は児童自立支援施設に入所している児童や、里親等及び里親になろうとする者による**相互の交流の場を提供する**。

➤ 里親等及び里子等並びに里親になろうとする者に対し、里親等又は里親経験等を有する者の中から、里親家庭への訪問による援助を実施する者を選定、**里親等からの相談・援助の求めに応じて派遣し、家事や養育補助など生活援助や養育相談など相互援助活動**を行う。

#### ⑤ 里親等委託児童自立支援業務

➤ 里親等へ委託されている児童等又は里親等への委託を解除された児童等に対し、**自立支援計画への助言及び進行管理**や、**委託解除前からの自立に向けた相談支援、委託解除後の継続的な状況把握及び相談援助等**を行う。

### 【留意事項】

- **関係機関と相互に協力し、緊密な連携を図るよう努めること。**
- **業務の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図ること。** 等

## 2. 施設機能強化推進費実施要綱（案）について

注)本通知発出までの過程において変更する可能性があるため、ご留意いただきたい。

### 【目的】

- 里親支援センターにおいて、地域の社会的資源を活用することや、里親等及び里子等並びに里親になろうとする者のニーズに応じた事業を実施することにより、里親支援体制の整備の強化を図る。

### ◆ 市町村連携事業

#### 【業務内容】

- 市町村連携コーディネーターを配置し、次の①から③を実施すること。
  - ① 市町村が持つ自治会や子育てボランティアなど、**地域資源を活用して里親制度の周知やリクルート活動**
  - ② **子育て短期支援事業における連携・協力**
  - ③ その他、市町村との連携に資する取組

#### 【資格要件】

- 市町村連携コーディネーターは、次のいずれかに該当する者とする。
  - ア 社会福祉士
  - イ 精神保健福祉士
  - ウ 児童福祉司の任用資格に該当する者
  - エ 里親として、又は児童福祉施設においてこどもの養育に5年以上従事した者、かつ、里親制度等への理解及びソーシャルワークの視点を有する者
  - オ 都道府県知事がア～エに該当する者と同等以上の能力を有すると認めた者

### ◆ レスパイト・ケア体制構築事業

#### 【業務内容】

- **一時的な休息のための援助（以下「レスパイト・ケア」という。）を担当する職員を配置**し、レスパイト・ケアを必要とする里親等のニーズを踏まえ、当該里親等が養育している**委託児童を里親支援センターにおいて受け入れ、養育を実施する。**

#### 【資格要件】

- レスパイト・ケア担当職員は、次のいずれかに該当する者とする。
  - ア 保育士
  - イ 児童指導員の任用資格に該当する者
  - ウ 里親としてこどもの養育経験を有する者
  - エ 都道府県知事がア～ウに該当する者と同等以上の能力を有すると認めた者

### ◆ 休日・夜間支援体制強化事業

#### 【業務内容】

- 里親支援センターの**開所日又は開所時間以外に適切に相談支援を行うための体制**を整備。

## 3. その他の加算について

注) 各通知発出までの過程において変更する可能性があるため、ご留意いただきたい。

### ◆ 心理療法担当職員加算

#### 【趣旨】

- 虐待等の心的外傷等のため心理療法を必要とする里子等に対し、**心理療法を実施する職員を配置**し、支援を行う。

#### 【資格要件】

- 学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定による大学（短期大学を除く。）において、心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者

#### 【業務内容】

- 「家庭支援専門相談員、里親支援専門相談員、心理療法担当職員、個別対応職員、職業指導員及び医療的ケアを担当する職員の配置について」（平成24年4月5日付厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）の第3の4心理療法担当職員の業務内容の規定に準じる。

### ◆ 自立支援担当職員加算

#### 【趣旨】

- 里親委託解除前の進学・就職等の自立支援及び解除後のアフターケアを担う**自立支援担当職員を配置**し、支援を行う。

#### 【資格要件・業務内容】

- 「児童養護施設等における自立支援体制の強化について」（令和3年3月8日付厚生労働省子ども家庭局長通知）の3. 資格要件及び4. 業務内容の規定に準じる。

### ◆ 親子関係再構築支援加算

#### 【趣旨】

- 虐待等を理由に里親委託を受けている児童の親子関係の再構築を図るため、保護者に対し相談援助等を行う**家庭支援専門相談員を配置**し、支援を行う。

#### 【資格要件・業務内容】

- 「家庭支援専門相談員、里親支援専門相談員、心理療法担当職員、個別対応職員、職業指導員及び医療的ケアを担当する職員の配置について」（平成24年4月5日付厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）の第1の3 資格要件及び4 家庭支援専門相談員の業務内容の規定に準じる。

## 4. 今後のスケジュールについて

- 実施要綱については、令和5年度末を目途に確定版を通知する予定。
- 併せて、「里親支援センター及びその業務に関するガイドライン」（仮称）についても、令和5年度末を目途に通知する予定。  
なお、同ガイドラインにおいては、以下の内容についてお示しする予定。
  - ・ 里親支援センターの業務内容について（目的及び支援対象者、リクルート・研修・マッチング・養育支援から自立支援までの包括的支援等）
  - ・ 里親支援センターを中心とした里親支援業務と関係機関との連携について（児童相談所、市町村、児童福祉施設、教育機関等）
  - ・ その他（地域の実情にあわせた取組等）



### 5. 財政支援の考え方について

注) 交付要綱等発出までの過程において変更する可能性があるため、ご留意いただきたい。

#### 補助単価（年額）

<基本分> 登録里親世帯60世帯以下の里親支援センターのケース 基準単価：**35,504千円**

<加算分> i 市町村連携職員加算

基準単価：**5,976千円**

ii 心理療法担当職員加算

心理療法を行う必要があると認められる里子等10人に対し1人配置、最大2人まで

基準単価：1人加配 **5,724千円**、2人加配 **9,702千円**

iii 自立支援担当職員加算

ア. 自立支援担当職員加算（Ⅰ）：アフターケア対象者20人以上かつ支援回数240回以上

イ. 自立支援担当職員加算（Ⅱ）：アフターケア対象者10人以上かつ支援回数120回以上

基準単価：アの場合 **5,724千円** イの場合 **3,404千円**

iv レスパイトケア加算

ア. 里親支援センターにおいて、レスパイトケアを実施した延べ日数が年間120日以上

イ. 里親支援センターにおいて、レスパイトケアを実施した延べ日数が年間240日以上

基準単価：アの場合 **3,404千円** イの場合 **5,724千円**

v 親子関係再構築支援加算

ア. 支援対象の里子の実親支援を実施した延べ日数が年間120日以上

イ. 支援対象の里子の実親支援を実施した延べ日数が年間240日以上

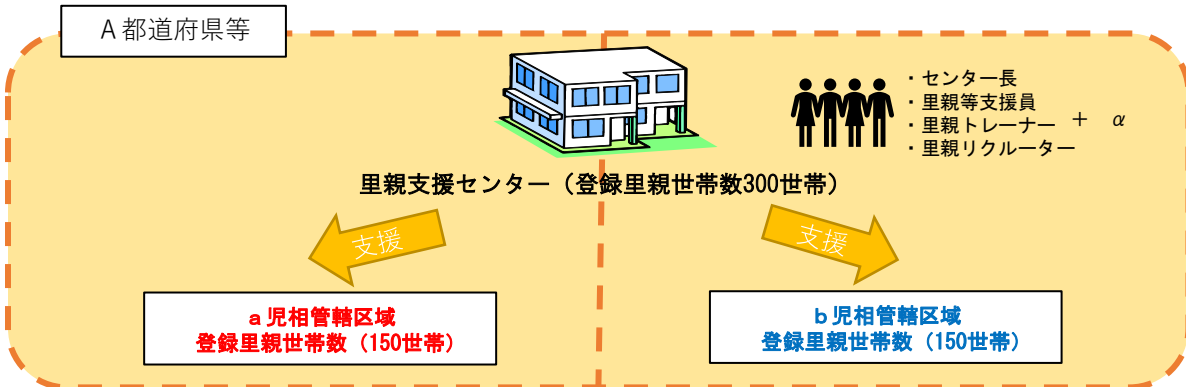
基準単価：アの場合 **3,404千円** イの場合 **5,724千円**

注) いずれの単価も地域区分により変動あり

#### 補助率

国：1 / 2、都道府県・指定都市・児童相談所設置市：1 / 2

【ケース①】 複数の児相管轄区域に対して里親支援センターを1か所設置



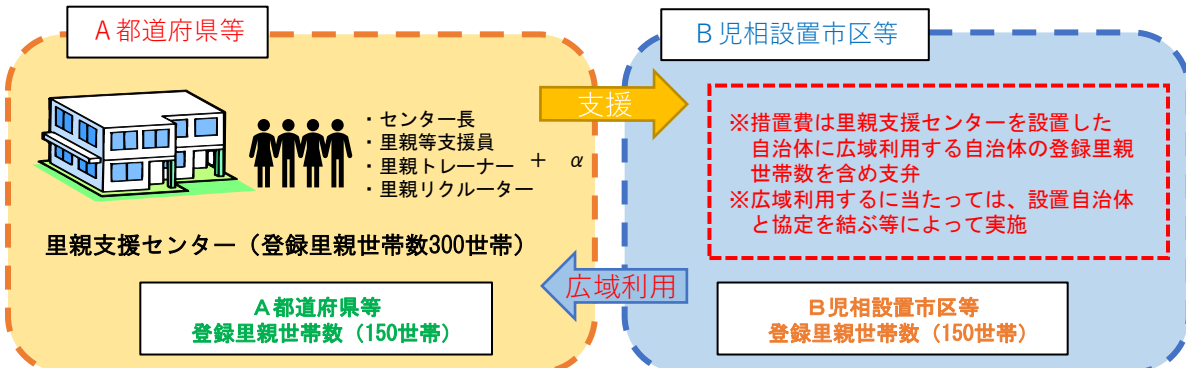
都道府県等に里親支援センターを1か所設置し、複数の児相管轄区域を支援する場合の職員配置については、センター長、里親等支援員、里親トレーナー、里親リクルーターを配置（登録里親世帯数60世帯迄）した上で、必要に応じて20世帯ごとに里親等支援員を配置することが可能であるため、最大12名を配置可能

【ケース②】 1自治体に複数の里親支援センターを設置



1自治体に複数の里親支援センターを設置する場合の職員配置については、センター長、里親等支援員、里親トレーナー、里親リクルーターをそれぞれ配置（登録里親世帯数60世帯迄）した上で、必要に応じて20世帯ごとに里親等支援員を配置することが可能であるため、最大5名ずつ配置可能

【ケース③】 1自治体が設置した里親支援センターを他の自治体が広域利用



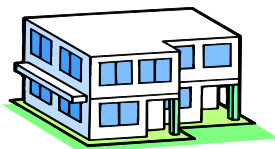
1自治体が設置した里親支援センターを他の自治体が広域利用する場合の職員配置については、センター長、里親等支援員、里親トレーナー、里親リクルーターを配置（登録里親世帯数60世帯迄）した上で、必要に応じて20世帯ごとに里親等支援員を配置することが可能であるため、最大12名を配置可能

- ① 里親支援センターは、里親支援事業（i 里親制度等普及促進・リクルート業務、ii 里親等研修・トレーニング等業務、iii 里親等委託推進等業務、iv 里親等養育支援業務、v 里親等委託児童自立支援業務）を行うほか、里親及び里親に養育される児童並びに里親になろうとする者について相談その他の援助を行うことを目的とする児童福祉施設である。  
（児童福祉法第11条第1項第2号、第44条の3第1項）
- ② 里親支援センターはすべての里親支援事業を行う必要があることから、i からv までの業務のうち、例えば、ii の業務のすべてを他の民間フォスタリング機関等に委託して実施することは不可能である。
- ③ ただし、i からv までの業務を里親支援センターで行う上で、業務の中の1メニューを委託（例えば、ii 里親等研修・トレーニング等業務の専門里親研修のみ等）することは可能とする。

【イメージ図】



都道府県等



里親支援センター



民間フォスタリング機関等

すべての里親支援事業をセンターで実施  
 i 里親制度等普及促進・リクルート業務  
 ii 里親等研修・トレーニング等業務  
 iii 里親等委託推進等業務  
 iv 里親等養育支援業務  
 v 里親等委託児童自立支援業務

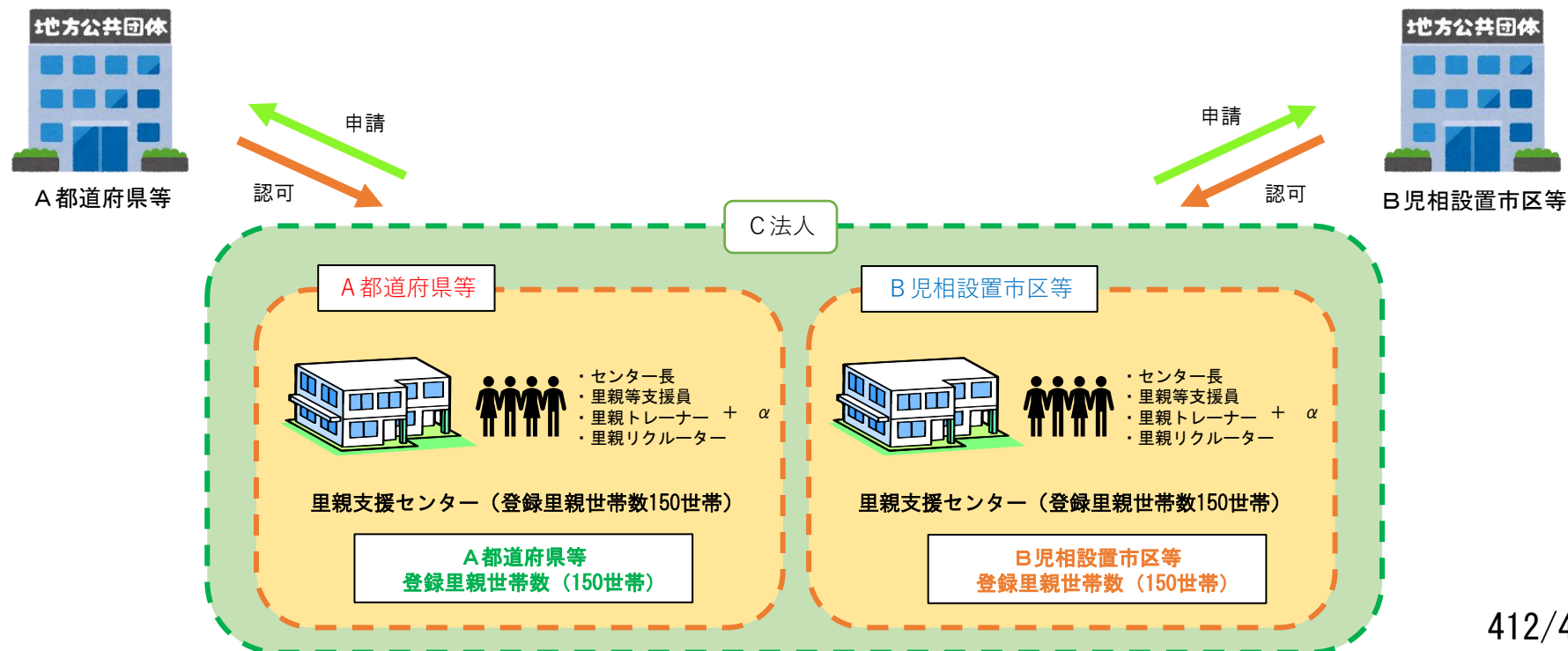
里親支援事業（i からv）のいずれかを委託  
 例：ii 里親等研修・トレーニング等業務

里親支援事業（j ~ v）の各業務の中の  
 1メニューを委託  
 例：ii 里親等研修・トレーニング等業務  
 のうち、専門里親研修のみ委託

## 里親支援センターの実施方法について（その2）

- ① 国、都道府県及び市町村以外の者が里親支援センターを設置する場合、他の児童福祉施設と同様、**各都道府県知事等の認可**を得て、設置することができる。（児童福祉法第35条第4項）
  - （※）里親支援センターを経営する事業については、第二種社会福祉事業であるものの、児童福祉法上の設置認可を得ることにより、**事業開始の届出は不要**。（社会福祉法第2条第3項第2号、第69条第1項、第74条）
- ② 同一法人が複数の里親支援センターを設置する場合には、
  - ・ **各センターごとに設置認可を受けること**
  - ・ **各センターごとに、センター長、里親等支援員、里親トレーナー、里親リクルーターを配置（登録里親世帯数60世帯迄）すること**
  - （※）必要に応じて20世帯ごとに里親等支援員を配置することが可能

### 【イメージ図】



＜里親支援センター等人材育成事業費補助金＞ 令和6年度予算案 74 百万円 ( 0 円 ) ※ ( )内は前年度当初予算

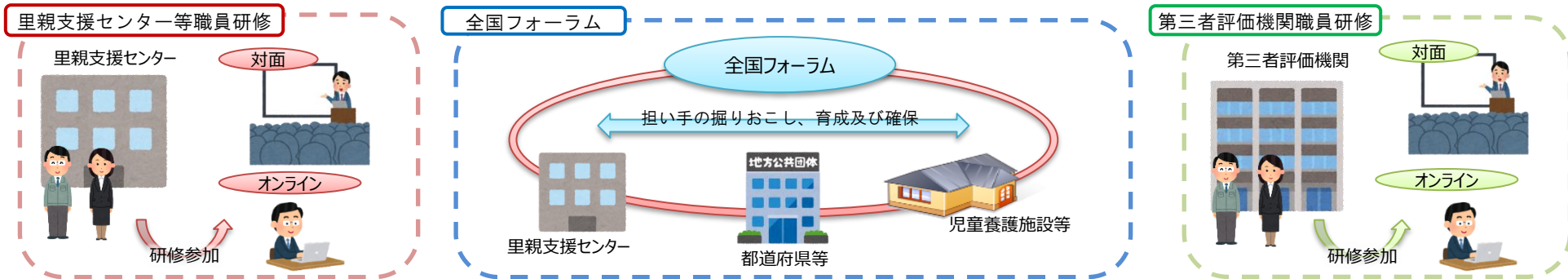
## 1 事業の目的

- 質の高い里親養育を実現するため、児童相談所や里親支援センターのみならず、NPO法人等の民間フォスタリング機関、乳児院・児童養護施設等のそれぞれの「強み」を最大限に活用しながら、地域の実情に応じて支援体制を構築していくことが必要である。
- このような支援体制の構築に向けて、児童相談所や里親支援センター、NPO法人等の民間フォスタリング機関、乳児院・児童養護施設等の職員を対象とした研修事業の実施や全国的なフォーラムを開催し、フォスタリング業務の担い手の掘りおこし、育成及び確保を進める。
- その他、里親支援センターにおいては、第三者評価の受審及び自己評価並びにそれらの結果の公表を義務づけられることとなるため、第三者評価機関の職員を対象とした研修事業の実施により、適切な評価を行うことができる者を育成し、里親が行う養育の質の向上及びこどもの生活の質の向上を図る。

※ 現行の里親養育包括支援（フォスタリング）機関人材育成事業は、本事業の創設により廃止する。

## 2 事業の概要

- (1) 里親支援センター等職員（職員候補の者を含む）研修の実施  
研修の企画立案（カリキュラム、研修資料等）、講師の選定・招聘、研修の開催案内及び参加希望者の募集、修了証の交付等を実施する。
- (2) 全国フォーラムの開催  
里親支援センター等の担い手の掘りおこし、育成及び確保を目的として、里親支援センターや自治体、児童養護施設等の関係機関による全国的なフォーラムを開催する。
- (3) 第三者評価機関職員研修の実施  
里親支援センターに対する第三者評価業務に従事する者等の資質向上を図ることを目的とした研修を実施する。



## 3 実施主体等

【実施主体】 民間団体（公募により選定） 【補助基準額】 73,707千円

【補助割合】 定額（国：10/10相当）

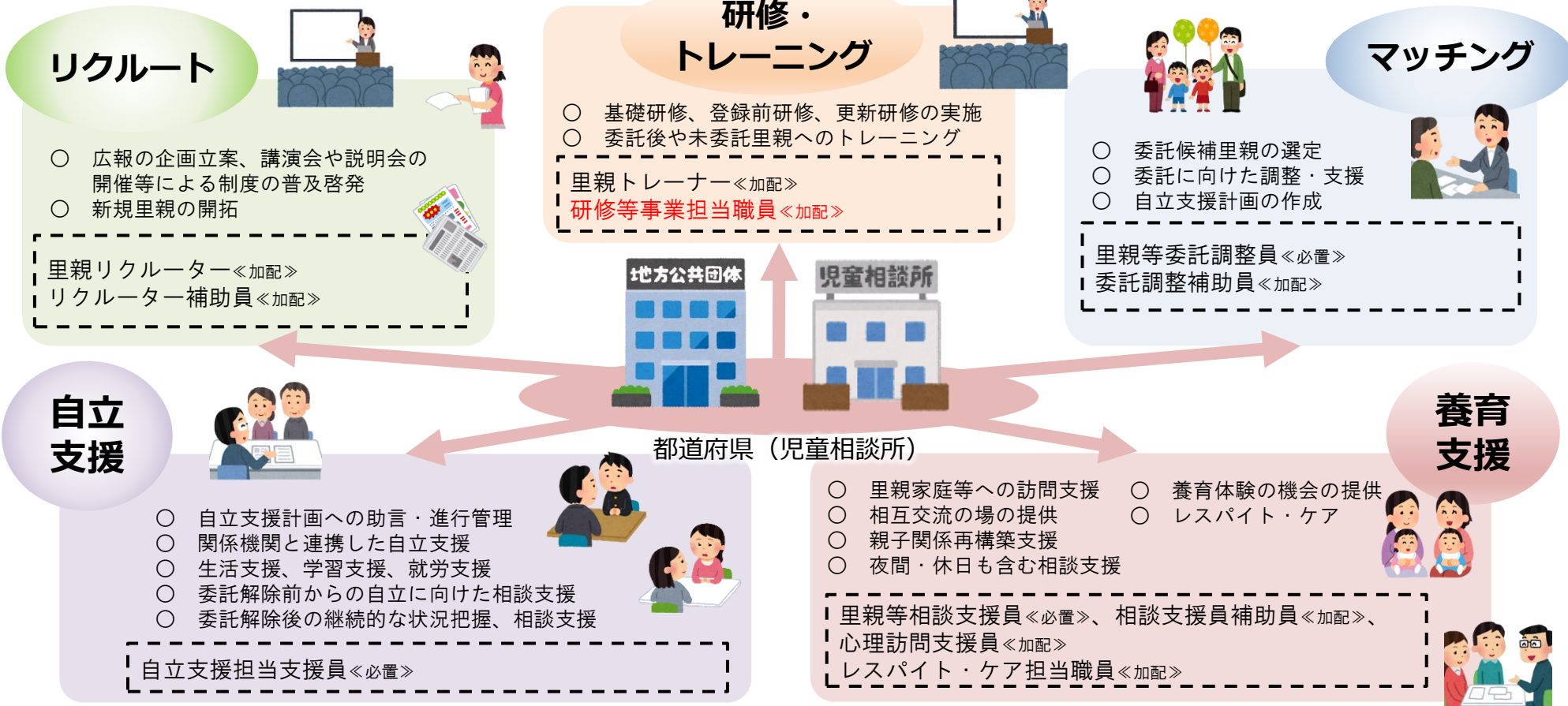
(※) 研修参加費用（旅費、代替職員雇上費）については、里親支援センターの職員にかかる費用は児童入所施設措置費等国庫負担金により支弁し、里親養育包括支援（フォスタリング）事業を実施する民間フォスタリング機関等の職員にかかる費用は、「児童虐待防止対策等総合支援事業補助金」（里親養育包括支援（フォスタリング）事業）により補助。

＜児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金＞ 令和6年度予算案 177 億円の内数（208 億円の内数） ※（）内は前年度当初予算（※）R5 予算（208億円）の一部について、制度改正に伴い、R6予算案では、他の予算科目に移管を行っている。

## 1 事業の目的

里親のリクルート及びアセスメント、登録前・登録後及び委託後における里親に対する研修、子どもと里親家庭のマッチング、里親養育への支援（未委託期間中及び委託解除後のフォローを含む。）に至るまでの里親養育支援及び養子縁組に関する相談・支援を実施する事業に要する経費を補助する。（「里親支援センター」に対しては「児童入所施設措置費等国庫負担金」により、必要な経費を支弁）

## 2 事業の概要



＜拡充・新規内容＞ 研修開催費用を拡充するとともに、新たに研修等事業担当職員を配置することで、登録里親等の増加を図り、里親等委託の更なる推進を図る。

## 3 実施主体等

- 【実施主体】 都道府県、指定都市、児童相談所設置市
- 【補助割合】 国：1／2（又は2／3、3／4）、都道府県・指定都市・児童相談所設置市：1／2（又は1／3、1／4）

## ○ 事業の概要

○ 里親養育包括支援（フォスタリング）業務とは、①里親のリクルート及びアセスメント、②里親登録前後及び委託後における里親に対する研修、③子どもと里親家庭のマッチング、④子どもの里親委託中における里親養育への支援、⑤里親委託措置解除後における支援に至るまでの一連の過程において、子どもにとって質の高い里親養育がなされるために行われる様々な支援をいう。

(1) 里親制度等普及促進・リクルート事業

里親制度等の普及のため、リクルーター等による里親制度等の説明会や里親経験者や養親縁組によって養親となった者（以下「養親」という。）による講演等を積極的に開催するなど、里親制度等の広報活動を行うことにより、里親の確保を図る。

(2) 里親研修・トレーニング等事業

里親登録及び登録の更新に必要な研修、未委託里親等に対する子どもを委託された際に直面する様々な事例に対応するトレーニングを実施し、養育の質を確保するとともに、委託可能な里親を育成すること等により、更なる里親委託の推進を図る。

また、研修開催費用を拡充するとともに、新たに研修等事業担当職員を配置することで、登録里親等の増加を図り、里親等委託の更なる推進を図る。《拡充・新規》

(3) 里親委託推進等事業

子どもと里親との交流や関係調整を十分に行うこと等により、最も適した里親を選定するとともに、個々の子どもの状況を踏まえ、その課題解決等に向けて適切に養育を行うための計画を作成することにより、子どもの最善の利益を図る。

(4) 里親訪問等支援事業

里親等に対し、相談や生活に関する支援、交流促進など、子どもの養育に関する支援を実施することによりその負担を軽減し、適切な養育を確保する。

(5) 里親等委託児童自立支援事業

里親等における自立支援体制の強化など子どもの自立に向けた継続的・包括的な体制を構築することで、委託された子ども等の委託解除前後の自立に向けた支援の充実を図る。

(6) 共働き家庭里親委託促進事業

官民が連携して里親委託と就業の両立を可能とする取組を試行的に実施し、当該取組に関する分析・検証の成果を全国的に普及拡大することにより、共働き家庭における里親委託の促進を図る。

(7) 障害児里親等委託推進モデル事業

障害児やその養育者への支援に関して専門的なノウハウを有する児童発達支援センター・障害児入所施設等と連携し、障害児の養育を行う里親等を訪問して必要な支援を行うなど、障害児養育に係る里親等の負担軽減に向けた支援体制の構築を図る。

(8) 里親等委託推進提案型事業

里親等委託推進に取り組む地方公共団体が行う先駆的な取組を支援し、効果的な取組事例を全国的に展開することで里親等委託の推進を図る。

(9) 里親養育包括支援促進事業

里親のリクルート及びアセスメント、登録前・登録後及び委託後における里親に対する研修、子どもと里親家庭のマッチング、里親養育への支援（未委託期間中及び委託解除後のフォローを含む。）に至るまでの一貫した里親養育支援を実施する場合に、里親等のニーズや地域の社会的資源の状況に応じた柔軟な事業の実施を可能とすることにより、里親養育の包括的な支援体制の整備の促進を図る。

(10) 里親支援センター体制強化事業 《新規》

里親支援センターにおける登録里親や委託里親の状況に応じて、里親制度等普及促進担当者（里親リクルーター）や里親研修等担当者（里親トレーナー）の業務を補助する職員を配置することで、里親等委託の一層の推進を図る。

(11) 養子縁組包括支援事業 《新規》

里親支援センターにおいて、家庭養育優先原則に基づき、養子縁組に関する相談・支援を実施することにより、効果的な支援体制の整備の促進を図る。

# 実施主体等

【実施主体】 都道府県、指定都市、児童相談所設置市

【補助割合】 ①～⑨、⑫の事業 国：1／2（又は2／3<sup>(※)</sup>）、都道府県・指定都市・児童相談所設置市：1／2（又は1／3）

⑪、⑬の事業 国：1／2、都道府県・指定都市・児童相談所設置市：1／2

⑩の事業 国：3／4、都道府県・指定都市・児童相談所設置市：1／4

(※) 令和6年度末までの「集中取組期間」において、毎年度、「里親委託・施設地域分散化等加速化プラン」の提出を求めるとともに、意欲的に取り組む自治体・施設を支援するため、一定の要件を満たす場合には補助率を嵩上げ（1/2→2/3）

## 【補助基準額】

①統括責任者加算	1か所当たり	5,917千円		養育児童預かり支援		
②市町村連携加算	1か所当たり	5,800千円		受入準備経費	1か所当たり	8,000千円
③里親制度等普及促進・里親リクルート事業				一時預かり（宿泊を伴うもの）	1日当たり	13,980千円
都道府県等が実施する場合	1自治体当たり	1,994千円		一時預かり（宿泊を伴わないもの）	1日当たり	5,500千円
委託して実施する場合	1か所当たり	1,329千円		⑦里親等委託児童自立支援事業		
里親リクルーター配置加算	1か所当たり	5,804千円		アフターケア対象者10人以上かつ		
新規里親登録件数				支援回数120回以上の場合	1か所当たり	3,987千円
15件以上25件未満	1か所当たり	1,380千円		アフターケア対象者20人以上かつ		
25件以上35件未満	1か所当たり	1,960千円		支援回数240回以上の場合	1か所当たり	7,898千円
35件以上	1か所当たり	2,539千円		⑧共働き家庭里親委託促進事業	1自治体当たり	3,749千円
④里親研修・トレーニング等事業				⑨障害児里親等委託推進モデル事業	1か所当たり	2,200千円
都道府県等が実施する場合	1自治体当たり	8,341千円	《拡充》	⑩里親等委託推進提案型事業	1自治体当たり	10,000千円
委託して実施する場合	1か所当たり	5,735千円	《拡充》	⑪里親養育包括支援促進事業		
里親トレーナー配置加算（常勤）	1か所当たり	5,499千円		都道府県等が実施する場合	1か所当たり	32,734千円
里親トレーナー配置加算（非常勤）	1か所当たり	2,604千円		委託して実施する場合	1か所当たり	29,463千円
研修受講促進費	1人当たり	40千円		⑫里親支援センター体制強化事業 《新規》		
研修等事業担当職員配置加算				新規里親登録件数に応じて設定	1か所当たり	最大2,939千円
都道府県等が実施する場合	1自治体当たり	5,520千円	《新規》	新規里親委託件数に応じて設定	1か所当たり	最大4,069千円
委託して実施する場合	1か所当たり	3,943千円	《新規》	⑬養子縁組包括支援事業 《新規》		
⑤里親委託推進等事業	1か所当たり	6,544千円		i 養子縁組制度普及促進事業		
新規里親委託件数				ア 基本分		
15件以上30件未満	1か所当たり	1,200千円		都道府県等が実施する場合	1自治体当たり	1,623千円
30件以上45件未満	1か所当たり	2,980千円		委託して実施する場合	1か所当たり	1,623千円
45件以上	1か所当たり	4,069千円		イ 市町村連携加算	1か所当たり	5,800千円
⑥里親訪問等支援事業	1か所当たり	9,938千円		ii 養親訪問等支援事業		
里親等委託児童数				ア 基本分	1か所当たり	9,931千円
20人以上40人未満	1か所当たり	2,462千円		イ 養親相談支援員（補助員）加算		
40人以上60人未満	1か所当たり	4,503千円		里親等委託児童数		
60人以上80人未満	1か所当たり	8,144千円		20人以上40人未満	1か所当たり	2,462千円
80人以上	1か所当たり	10,985千円		40人以上60人未満	1か所当たり	4,503千円
心理訪問支援員配置加算（常勤）	1か所当たり	5,166千円		60人以上80人未満	1か所当たり	8,144千円
心理訪問支援員配置加算（非常勤）	1か所当たり	1,552千円		80人以上	1か所当たり	10,985千円
面会交流支援加算	1か所当たり	2,195千円		ウ 心理訪問支援員加算（常勤）	1か所当たり	5,166千円
夜間・土日相談対応強化加算				心理訪問支援員加算（非常勤）	1か所当たり	1,552千円
24時間365日の場合	1か所当たり	6,150千円		エ 夜間・土日相談対応強化加算		
上記以外	1か所当たり	2,938千円		24時間365日の場合	1か所当たり	6,150千円
里親家庭養育協力支援	1日当たり	4,860千円		上記以外	1か所当たり	4,164千円



＜児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金＞ 令和6年度予算案 177 億円の内数 (208 億円の内数) ※ ( )内は前年度当初予算  
 (※) R5 予算 (208億円) の一部について、制度改正に伴い、R6予算案では、他の予算科目に移管を行っている。

## 1 事業の目的

里親等委託の推進に当たっては、こどもと里親との交流や関係調整を十分に行うとともに、里親等に対する研修の実施による養育の質の確保を行うことが重要であることから、里親委託のための調整期間における生活費等を支給するとともに、各種研修への受講支援を行う。

## 2 事業の概要

### (1) 生活費等支援

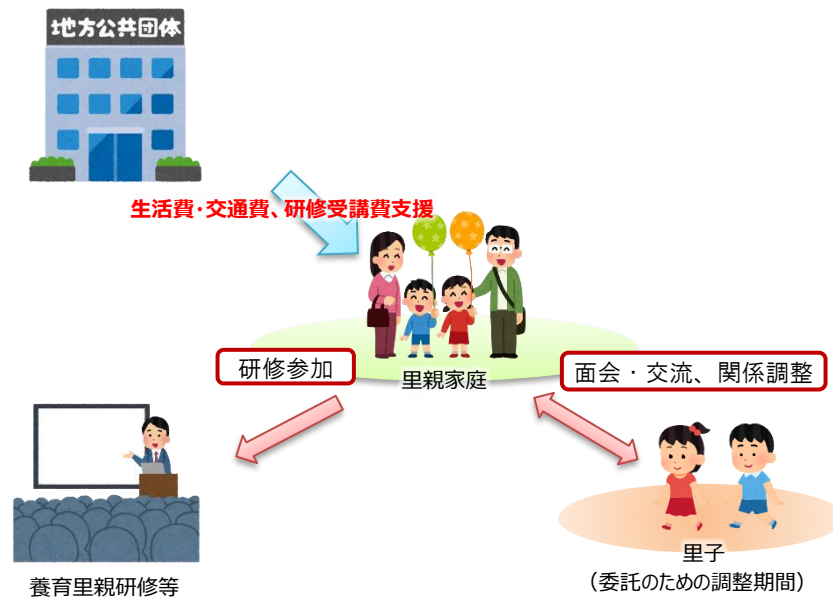
里親を対象として、里親委託のための調整期間におけるこどもとの面会や、里親宅における外泊などの交流や関係調整に要する生活費及び交通費を支給する。

### (2) 研修受講支援

里親等を対象として、養育里親研修等（更新研修及び都道府県等が里親の質の向上を図ることを目的として行う研修を含む。）へ参加する際の交通費を支給する。

### 《拡充内容》

⇒ 研修受講支援経費について、県外で行われる場合の研修受講旅費の単価を追加するとともに、里親負担となっているテキスト代等の費用を新たに補助対象とする。



## 3 実施主体等

【実施主体】 都道府県、指定都市、児童相談所設置市

【補助基準額】	(1) 生活費等支援	1人当たり日額	5,300円
	(2) 研修受講支援		
	①研修受講旅費		
	ア 県内で行われる場合	1件当たり日額	3,490円
	イ 県外で行われる場合	1件当たり	50,290円
	②テキスト費用	1件当たり	20,000円
	③考査代	1件当たり	9,000円

【補助割合】 国：1／2、都道府県・指定都市・児童相談所設置市：1／2

## 1 目的

施設等に入所する児童において、被虐待経験や愛着障害、発達障害等の養育上の課題を抱えるケアニーズの高い児童が増えていることを踏まえ、個別の対応が必要な、ケアニーズの高い児童を受け入れているファミリーホームについても、こどもへの1対1の対応、保護者への援助等を行う個別対応職員を配置することにより、ケアニーズの高い児童への支援体制を強化するとともに、ファミリーホームへの委託の推進を図る。

## 2 業務内容

個別対応職員の業務内容は以下のとおり

- (1) 虐待を受けた経験のあるこども等特に個別の対応が必要とされるこどもへの個別面接
- (2) 当該こどもへの生活場面での1対1の対応
- (3) 当該こどもの保護者への援助 等

## 3 保護単価等

個別対応職員の配置に要する経費は、児童入所施設等国庫負担金において支弁することとし、その保護単価は、令和5年5月10日こ支家第47号こども家庭庁長官通知「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について」によるものとする。

保護単価の金額については、個別の対応が必要となるこどもの数によって、2段階となるよう設定する予定。

- ・虐待を受けたこども等、特に個別の対応が必要であると都道府県知事等が認めたこどもを3人以上受け入れている施設の場合は加算（Ⅰ）保護単価を支弁する。
- ・虐待を受けたこども等、特に個別の対応が必要であると都道府県知事等が認めたこどもを1人又は2人受け入れている施設の場合は、加算（Ⅱ）の対象施設として指定。

〈里親制度等及び特別養子縁組制度等広報啓発事業費補助金〉 令和6年度予算案

2. 1 億円

〔2. 1 億円〕※【 】内は前年度当初予算額

## 1. 事業の目的

里親及び小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）並びに特別養子縁組制度及び養子縁組民間あっせん機関について、年間を通じて、様々な広告媒体を活用した広報啓発を行うことにより、最終的に里親登録者及び特別養子縁組で養親となることを希望する人を増やすことを目的とする。

## 2. 事業の概要

(1) 里親制度等及び特別養子縁組制度等に関する特設サイトの開設

里親制度等及び特別養子縁組制度等について、里親や特別養子縁組を検討している方や関心を寄せる方に対し、ターゲット層に依りてより里親登録や特別養子縁組につなげるための情報を集約し、それぞれの関心度に応じた具体的な情報提供が可能なそれぞれの特設サイトを制作する。

(2) 特設サイトにつなげるなど里親登録者等を増やすための広報の実施

インターネットを活用した様々な媒体での広報啓発、ポスター及びリーフレットの配布・提供。

(3) 都道府県等と連携した広報

熱意のある都道府県等から提案を募り、採択された都道府県等と連携した広報を実施。※ 民間事業者等の提案により具体的な広報啓発内容を決定。

### 〈特設サイトの開設〉

・それぞれの関心度に応じた具体的な情報提供が可能な特設サイトの作成



### 〈広報活動〉

・インターネット広告や動画広告等を活用、特設サイトへの誘導等、ターゲット層を絞った戦略的な広報活動を展開

〈LINEアプリ〉 〈インターネット広告〉 〈テレビCM〉



### 〈都道府県等連携広報〉

・熱意のある都道府県等から提案を募り、採択された都道府県等と連携した広報を実施



採択

広報実施

## 3. 実施主体等

【実施主体】 民間団体（公募により選定）

【補助基準額】 210,626千円

【補助割合】 定額（国：10/10相当）

## 1. 各都道府県等における里親等委託の推進に係る専属職員による助言等

## ●概要

各都道府県等における里親等委託の取組等を支援する体制として、都道府県等をA～Cのグループに分け、グループを専属で担当する家庭福祉課職員（専門官・課長補佐等）を指名し、定期的に取り組状況及び課題等について聴取しながら、必要な助言等を行う。

## ●支援内容

## ①ヒアリングシート・聴き取りによる課題の洗い出し、改善策の提案

自治体ごとの実施体制や取組状況について、国があらかじめ作成・送付したヒアリングシートに事前に記入してもらい、その内容を踏まえて聴き取りを行って課題を洗い出し、里親等委託を推進（登録率・稼働率・委託率を向上等）させるための改善策を提案する。

## ②アドバイザーの登用

外部有識者（先進的な取組を実践している自治体担当者を含む。）をアドバイザー※として、①の課題に係る改善策についての助言を得る。（必要に応じて自治体への助言等の場に同席（リモート又は直接現地で））

※里親のリクルート（フォスタリング機関等）、マッチング（先進自治体等）、トレーニング（フォスタリング機関等）

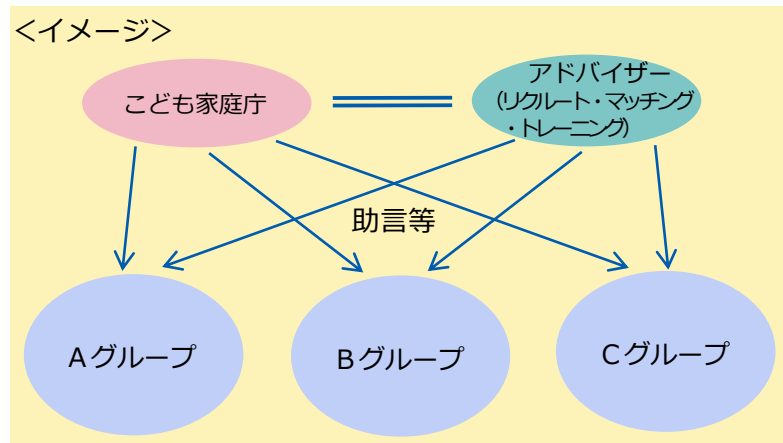
## ③定期的な取組状況の聴取・随時相談対応

定期的な改善策の取組状況を聴取し、その内容に応じて、アドバイザーの意見等も踏まえながら必要な助言等を行う。（次期推進計画に実行性のある取組や適切な数値目標の記載を求めることも含む。）

また、改善策に対する自治体からの質問等を随時受け付け、アドバイザーの意見等も踏まえながらその都度必要な助言等を行う。

※①の課題に係る改善策等は、2.のネットワーク会議での検討にも反映し、広く展開を図る。

<イメージ>



### ● 概要

1. のA～Cの各グループにおいて、里親等委託の推進に向けた取組をはじめ、さまざまな事項について、日常的に情報交換・相談等ができる自治体間ネットワークを構築し、効果的な事例の横展開、課題の共有・解決方法の検討等を行う。

また、定期的にネットワーク会議を開催し、里親等委託率の向上に向けた事例の横展開や課題の共有・改善策の検討等を行う。

### ● 自治体間ネットワークでの実施事項

#### (1) 日常的な情報交換・相談等ができる関係づくり

こども家庭庁も交えて日常的な情報交換・相談等を実施

→令和5年度内に各自治体に事務連絡を発出。自治体間ネットワークごとの担当者名簿を作成。

#### (2) ネットワーク会議の開催

自治体間ネットワーク単位でネットワーク会議を開催（事務局：家庭福祉課）

【ネットワーク会議での検討内容等】

①里親等委託率等の向上につながった効果的な事例の横展開

②里親等委託率等の向上に向けた課題の共有・改善策の検討（自治体での実施体制や取組状況への検討に反映）

③ネットワーク会議での効果的な検討内容等を他のネットワーク会議へ共有

④里親等委託率の向上を含め、実効性のある次期推進計画の策定に向け、計画策定上の課題の共有、改善策の検討（R6）

※外部有識者（先進的な取組を実践している自治体担当者を含む。）がアドバイザーとして参加。

※検討した改善策等は、1. の里親等委託の推進に係る専属職員による助言等における、①の課題に係る改善策にも反映する。

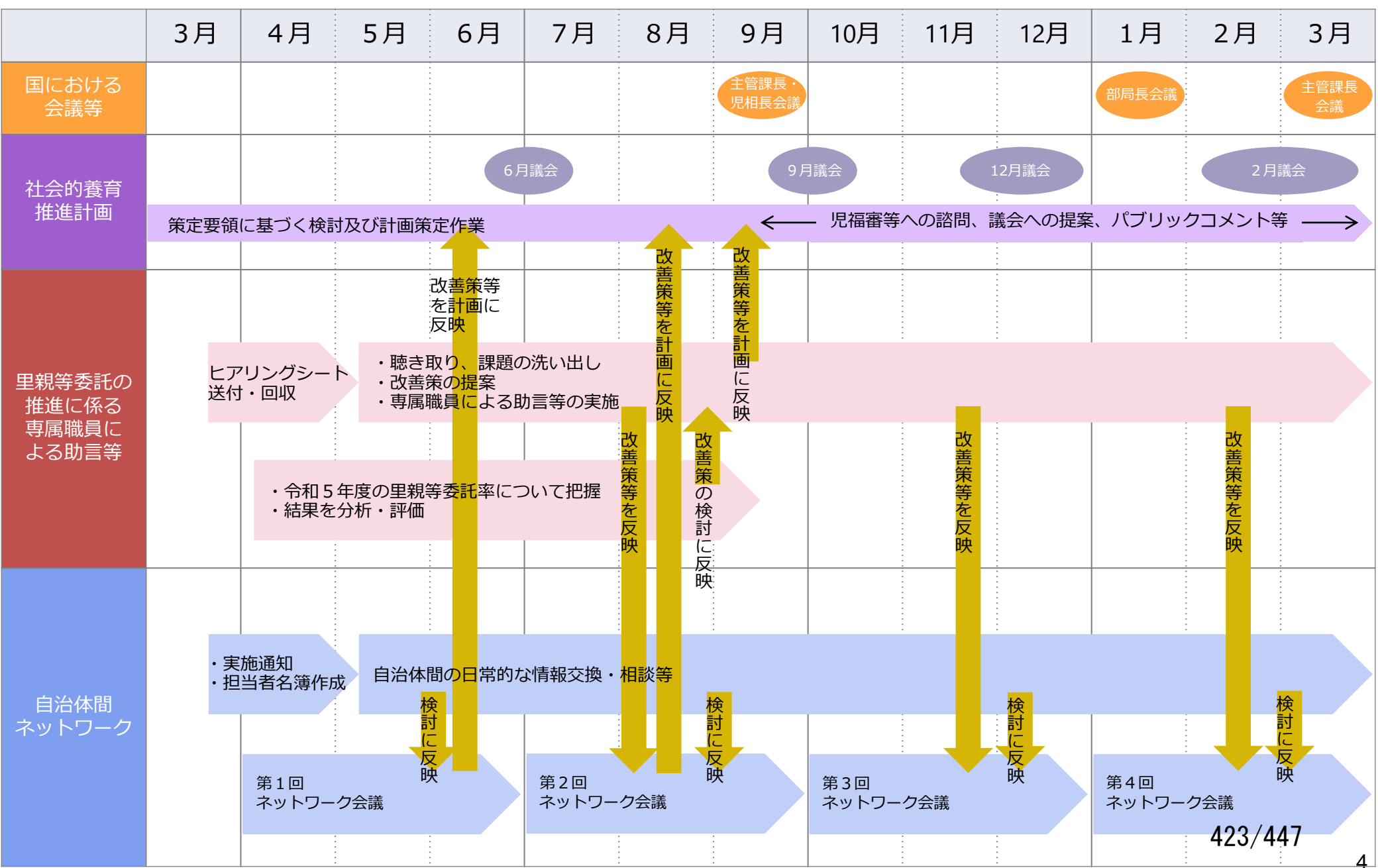
【会議の開催頻度】

四半期に1回の頻度で各ネットワーク会議を開催。第1回目の会議は5月の連休明け～6月末に開催を予定。

### 3. A～Cのグループごとの自治体名

番号	自治体名		地域	グループ	自治体数	番号	自治体名		地域	グループ	自治体数
1	北海道	札幌市	北海道	B	2	25	滋賀県		近畿	B	12
2	青森県					26	京都府	京都市			
3	岩手県		東北	C	7	27	大阪府	大阪市 堺市			
4	宮城県	仙台市				28	兵庫県	神戸市 明石市			
5	秋田県					29	奈良県	奈良市			
6	山形県					30	和歌山県				
7	福島県					関東甲信越	A	26			
8	茨城県		32	島根県							
9	栃木県		33	岡山県	岡山市						
10	群馬県		34	広島県	広島市				四国	C	4
11	埼玉県	さいたま市	35	山口県							
12	千葉県	千葉市	36	徳島県							
13	東京都	港区	37	香川県							
		品川区	38	愛媛県							
		世田谷区	39	高知県							
		中野区	40	福岡県	北九州市 福岡市						
		豊島区	41	佐賀県							
荒川区	42	長崎県									
板橋区	43	熊本県	熊本市								
葛飾区	44	大分県									
江戸川区	45	宮崎県									
14	神奈川県	横浜市	46	鹿児島県							
		川崎市	47	沖縄県							
		相模原市	47	33	A	26					
		横須賀市	B	25							
15	新潟県	新潟市	中部	B	11	C	29				
19	山梨県					80					
20	長野県										
16	富山県										
17	石川県	金沢市									
18	福井県										
21	岐阜県										
22	静岡県	静岡市									
		浜松市									
23	愛知県	名古屋市									
24	三重県										

# 令和6年度実施スケジュール



# 里親支援専門相談員の業務内容の見直し案について

- ・ 現行の里親支援専門相談員の9つの業務のうち、里親支援センターが包括的に実施することが効果的と思われる業務について里親支援専門相談員の業務から除いた上で、児童養護施設又は乳児院に配置される里親支援専門相談員に期待される役割を踏まえた業務内容を見直すとともに、重点化を行う予定。

## 【参考：現行の業務】

- (1) 里親の新規開拓、(2) 里親候補者の週末里親等の調整、(3) 里親への研修、(4) 里親委託の推進、
- (5) 里親家庭への訪問及び電話相談、(6) レスパイト・ケアの調整、(7) 里親サロンの運営
- (8) 里親会の活動への参加勧奨及び活動支援、(9) アフターケアとしての相談

## 1. 実施業務及び必要な活動

里親支援専門相談員が行う業務と業務を行うために必要な活動を次表のとおりとする。

なお、業務の実施に当たっては、

- ・ 施設内の心理療法担当職員、家庭支援専門相談員、自立支援担当職員等と連携する
- ・ 児童相談所や里親支援センター、フォスタリング機関等の関係機関との連携体制を整え、日常的に業務に必要な情報のやり取りを行う必要があること

実施業務	必要な活動	評価
(1) 所属施設に在籍している児童の里親等委託の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 委託可能な在籍児童及び里親、ファミリーホームの把握</li> <li>・ 委託可能な里親等の養育能力のアセスメント</li> <li>・ 里親支援専門相談員が里親等委託を推進する上での里親等との関係づくり</li> <li>・ 在籍児童の委託に向けた調整（家庭復帰の可能性や時期などについて児童相談所との情報の共有を含む。）</li> <li>・ 週末や長期休暇等を利用した家庭生活体験の調整（児童相談所が行う場合はそのサポート）</li> <li>・ 在籍児童への里親等委託への移行に関する意思の確認や里親等委託についての説明（児童相談所が行う場合はそのサポート）</li> <li>・ 在籍児童と里親、ファミリーホームの養育者との面会、親子訓練室等を活用した生活体験や、里親家庭への外泊など、段階に応じた在籍児童と里親等との交流</li> </ul>	必要な活動の活動状況(頻度、回数、工夫等)による評価指標を検討
(2) 所属施設に在籍していた児童が委託されている里親等への支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 委託児童や里親等に対する定期的な訪問による相談支援</li> <li>・ 電話や通所による相談支援</li> <li>・ 所属施設でのレスパイト・ケアの受入</li> <li>・ 所属施設外でのレスパイト・ケアの受入調整</li> <li>・ 里親等に対し、所属施設でのアセスメントの結果や成長、発達の段階を踏まえた、養育や療育に関する助言</li> </ul>	同上



# 里親支援専門相談員の業務内容の見直し案について

実施業務	必要な活動	評価
<p>(3) 所属施設に在籍していた児童以外の児童の里親等委託の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・委託可能な里親等の養育能力のアセスメント</li> <li>・里親支援専門相談員が里親等委託を推進する上での里親等との関係づくり</li> <li>・所属施設に在籍していた児童以外の児童の里親等委託に向けた調整（家庭復帰の可能性や時期などについて児童相談所との情報の共有を含む。）</li> <li>・所属施設に在籍していた児童以外の児童への里親等委託への移行に関する意思の確認や里親等委託についての説明（児童相談所が行う場合はそのサポート）</li> <li>・所属施設に在籍していた児童以外の児童と里親、ファミリーホームの養育者との面会、親子訓練室等を活用した生活体験や、里親家庭への外泊など、段階に応じた在籍児童と里親等との交流</li> </ul>	<p>同上</p>
<p>(4) 所属施設に在籍していた児童以外の児童を委託されている里親等への支援</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・所属施設に在籍していた児童以外の児童や里親等に対する定期的な訪問による相談支援</li> <li>・電話や通所による相談支援の実施</li> <li>・所属施設でのレスパイト・ケアの受入</li> <li>・所属施設外でのレスパイト・ケアの受入調整</li> <li>・里親等に対し、所属施設でのアセスメントの結果や成長、発達の段階を踏まえた、養育や療育に関する助言</li> </ul>	<p>同上</p>
<p>(5) 里親等を対象とした研修やトレーニング等</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・座学による講義、研修等</li> <li>・施設機能を活用し、実際に養育を体験するなどの手法で行う養育トレーニング</li> <li>・所属施設での実習の受入</li> <li>・フォスタリング機関や地域の里親会等と協力した里親サロンの開催</li> <li>・里親会等が開催するイベントへの支援</li> </ul>	<p>同上</p>
<p>(6) 里親等への委託後又は委託解除後の児童等への自立支援</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・里親等への委託後又は委託解除後の児童等の生活や進学、就労等に関する自立に向けた相談支援</li> <li>・里親等が自立支援を行う際の助言やサポート</li> <li>・委託解除後の里親等の精神状況の確認、心理的ケアの実施</li> <li>・里親等への委託後の児童等の実親との面接など、家庭復帰に向けた支援</li> </ul>	<p>同上</p>

## 2. 実施業務について

以下の①から③の実施業務の組み合わせのうち、いずれか1つを選択の上、業務を実施すること。

なお、選択した組み合わせに含まれない業務を追加して行うことは差し支えない。

① (1)、(2)      ② (3)、(4)      ③、(2)、(4)、(5)、(6)

## 3. 里親支援専門相談員を2名配置している場合に実施する業務について

里親支援専門相談員を2名配置している場合には、以下の①、②のいずれかの実施業務の組み合わせで実施すること。

なお、選択した組み合わせに含まれない業務を追加して行うことは差し支えない。

① (1)、(2)、(5)、(6)      ② (3)、(4)、(5)、(6)

(案)

※ 発出するまでの間において、変更が生じる場合がある。

こ 支 家 第 ※ 号  
令 和 ※ 年 ※ 月 ※ 日

都 道 府 県 知 事  
各 指 定 都 市 市 長 殿  
児 童 相 談 所 設 置 市 市 長

こども家庭庁支援局長

### 里親支援専門相談員の配置について

児童養護施設及び乳児院（以下「施設」という。）に配置されている里親支援専門相談員の配置については、平成24年4月5日雇児発0405第11号雇用均等・児童家庭局長通知「家庭支援専門相談員、里親支援専門相談員、心理療法担当職員、個別対応職員、職業指導員及び医療的ケアを担当する職員の配置について」により実施してきたところであるが、令和4年に成立した児童福祉法等の一部を改正する法律（令和4年法律第66号。）により里親支援センターが児童福祉施設として位置づけられ、令和6年4月から施行されることに伴い、新たに設置される里親支援センターの業務内容等を踏まえ、今般、里親支援専門相談員の業務内容等について見直しを行い、次により取り扱うこととしたので、その適切かつ効果的な運用を期されたく通知する。

なお、この通知は地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言である。

#### 1 趣旨

施設に里親及びファミリーホーム（以下「里親等」という。）を支援する拠点としての機能をもたせ、児童相談所、里親支援センター、フォスタリング機関（里親養育包括支援機関）等と連携し、施設の機能や専門性を活かし、里親等やその養育される児童を支援することにより、里親等委託の推進及び里親等支援の充実を図ることを目的とする。

#### 2 配置施設

里親支援専門相談員を配置する施設は、里親等支援を行う児童養護施設及び乳児院とする。

#### 3 資格要件

里親支援専門相談員は、社会福祉士若しくは精神保健福祉士の資格を有する者、児童福祉法第13条第3項各号のいずれかに該当する者又は児童養護施設等（里親を含む。）において児童の養育に5年以上従事した者であって、里親制度への理解及びソーシャルワークの視点を有するものでなければならない。

(案)

4 里親支援専門相談員の業務内容

里親支援専門相談員が行う業務は、(1) から (6) までの業務とする。

それぞれの業務を行うにあたっては、以下に掲げる活動をすべて行うこと。

(1) 里親支援専門相談員が所属する施設（以下「所属施設」という。）に在籍している児童の里親等委託の推進

業務を実施するに当たっては、日頃から所属施設に在籍している児童の意思や状況等を把握するとともに、適切な里親等に委託するため児童相談所と情報を共有し、相互に連携しながら以下の業務すべてを行うこと。

- ・委託可能な在籍児童及び里親、ファミリーホームの把握
- ・委託可能な里親等の養育能力のアセスメント
- ・里親支援専門相談員が里親等委託を推進する上での里親等との関係づくり
- ・在籍児童の委託に向けた調整（家庭復帰の可能性や時期などについて児童相談所との情報の共有を含む。）
- ・週末や長期休暇等を利用した家庭生活体験の調整（乳児院においては、必要に応じて実施すること。児童相談所が行う場合はそのサポートをすること。）
- ・在籍児童への里親等委託への移行に関する意思の確認や里親等委託についての説明（児童相談所が行う場合はそのサポートをすること。）
- ・在籍児童と里親、ファミリーホームの養育者との面会、親子訓練室等を活用した生活体験や、里親家庭への外泊など、段階に応じた在籍児童と里親等との交流

(2) 所属施設に在籍していた児童が委託されている里親等への支援

業務を実施するに当たっては、委託児童の状況について定期的に確認するとともに、委託されている里親等の状況についても確認し、必要に応じて適切な支援を行う必要があることから、以下の業務すべてを行うこと。

- ・委託児童や里親等に対する定期的な訪問による相談支援
- ・電話や通所による相談支援
- ・所属施設でのレスパイト・ケアの受入
- ・所属施設外でのレスパイト・ケアの受入調整
- ・里親等に対し、所属施設でのアセスメントの結果や成長、発達の段階を踏まえた、養育や療育に関する助言

(3) 所属施設に在籍していた児童以外の児童の里親等委託の推進

業務を実施するに当たっては、委託可能な児童や地域の里親等の情報を児童相談所から共有してもらい、定期的に訪問する等日頃から委託可能な児童や里親等との関係構築に努め、適切な里親等に委託するため児童相談所と情報を共有し、相互に連携しながら以下の業務すべてを行うこと。

所属施設に在籍していた児童以外の児童とは、例えば、一時保護中（委託も含む）の児童や、里親支援専門相談員が配置されていない施設に在籍する児童等を指す。なお、所属施設以外の里親支援専門相談員や児童相談所の職員と連携して、一定の地域の里親等に対する支援を行っている場合については、連携する里親支援専門相談員が配置されている施設に在籍する児童の里親等委託の推進も含む。

- ・委託可能な里親等の養育能力のアセスメント
- ・一時保護中の児童の里親等委託に向けたアセスメント
- ・里親支援専門相談員が里親等委託を推進する上での里親等との関係づくり
- ・所属施設に在籍していた児童以外の児童の里親等委託に向けた調整（家庭復帰の

(案)

可能性や時期などについて児童相談所との情報の共有を含む。)

- ・所属施設に在籍していた児童以外の児童への里親等委託への移行に関する意思の確認や里親等委託についての説明（児童相談所が行う場合はそのサポートをすること。）
- ・所属施設に在籍していた児童以外の児童と里親、ファミリーホームの養育者との面会、親子訓練室等を活用した生活体験や、里親家庭への外泊など、段階に応じた在籍児童と里親等との交流

(4) 所属施設に在籍していた児童以外の児童が委託されている里親等への支援業務を実施するに当たっては、委託児童の状況について定期的に確認するとともに、委託された里親等の状況についても確認し、必要に応じて適切な支援を行う必要があることから、以下の業務すべてを行うこと。

- ・所属施設に在籍していた児童以外の児童や里親等に対する定期的な訪問による相談支援
- ・電話や通所による相談支援の実施
- ・所属施設でのレスパイト・ケアの受入
- ・所属施設外でのレスパイト・ケアの受入調整
- ・里親等に対し、所属施設でのアセスメントの結果や成長、発達の段階を踏まえた、養育や療育に関する助

(5) 里親等を対象とした研修やトレーニング等

上記(1)から(4)の業務のほか、所属施設の専門性を活かした研修やトレーニング等を実施する場合には、以下の業務すべてを実施すること

- ・座学による講義、研修等
- ・施設機能を活用し、実際に養育を体験するなどの手法で行う養育トレーニング
- ・所属施設での実習の受入
- ・フォスタリング機関や地域の関係機関等と協力した里親サロンの開催
- ・地域で開催されるイベント等への支援

(6) 里親等への委託後又は委託解除後の児童の自立支援

里親等への委託後又は委託解除後の児童の自立支援は重要であることから、定期的に委託後又は委託解除後の児童の状況把握に努めるとともに、必要に応じて適切な支援を行う必要があることから、以下の業務すべてを行うこと。

- ・里親等への委託後又は委託解除後の児童等の生活や進学、就労等に関する自立に向けた相談支援
- ・里親等が自立支援を行う際の助言やサポート
- ・委託解除後の里親等の精神状況の確認、心理的ケアの実施
- ・里親等への委託後の児童等の実親との面接など、家庭復帰に向けた支援

## 5 実施業務

里親支援専門相談員は、4に掲げる業務のうち、以下の①～③のいずれかを選択し、業務を実施すること。

- ① (1)、(2)
- ② (3)、(4)
- ③ (2)、(4)、(5)、(6)

ただし、児童相談所や里親支援センターの援助指針（援助方針）等により、里親支援専門相談員が特定の地域を対象に支援を行うこととしているなど、地域で児童相談所や

(案)

里親支援センター、フォスタリング機関の職員、他の施設の里親支援専門相談員と連携して業務を実施している場合は（４）、（５）及び（６）を実施業務とすることも可能とする。

また、里親支援専門相談員を２名配置している施設については、４に掲げる業務のうち、以下の①又は②のいずれかの組み合わせを選択し業務を実施すること。

① （１）、（２）、（５）、（６）

② （３）、（４）、（５）、（６）

なお、いずれの場合においても選択した組み合わせに含まれない業務を追加して行うことは差し支えない。

## 6 施設の指定等

里親支援専門相談員を配置して里親等支援を行おうとする施設は、都道府県知事、指定都市又は児童相談所設置市市長（以下「都道府県知事等」という。）が定める期間内に都道府県知事等へ別紙様式１による申請を行い、次に定めるところにより都道府県知事等が年度ごとに指定するものとする。申請書には事業実施計画書を別紙として添付すること。

なお、都道府県、指定都市又は児童相談所設置市（以下「都道府県等」という。）の民生主管部（局）長は、当該年度の４月末日までに別紙様式２により、この指定の結果を当局家庭福祉課長まで報告すること。

また、実施状況については、都道府県知事等が定める機関内に都道府県知事へ別紙様式３による報告を行い、都道府県等の民生主管部（局）長は、翌年度４月末日までに別紙様式４により、当局家庭福祉課長まで報告すること。都道府県等においては、別紙様式３の報告の内容について評価を行い、翌年度以降の配置の継続について検討を行うこと。

（１）児童福祉法第４５条第１項の規定により都道府県等が条例で定める最低基準が遵守されており、かつ、施設の運営が適正に行われている場合に限ること。

（２）次の要件に該当する里親等委託の推進に向けて意欲的に取り組む自治体においては、１施設当たり里親支援専門相談員を２人配置できること。

「「里親委託・施設地域分散化等加速化プラン」の実施方針について（令和３年２月４日子家発０２０４第１号）」に基づく里親委託加速化プランに採択された自治体

（３）都道府県等は、里親支援専門相談員を配置する施設について、平成３１年４月１７日子発０４１７第３号厚生労働省こども家庭局長通知「里親養育包括支援（フォスタリング）事業の実施について」に基づき、里親支援機関として指定を行うこと。

また、里親支援専門相談員が業務を行うに当たっては、児童相談所から地域にいる里親等の情報を取得し、児童相談所や里親支援センター、フォスタリング機関と連携した対応が必要となることから、都道府県等、児童相談所は、適切な業務の分担を行ったうえで、情報共有が行われるよう努めること。

（４）都道府県等は、別紙様式１による申請において、別紙「事業実施計画書」の記載内容が、４、５に掲げる里親支援専門相談員の実施業務を満たしているかを確認の上、配置施設の指定を行うとともに、別紙様式３の報告による評価は、別紙様式１別紙「事業実施計画書」に記載されているとおり業務・活動が行われたかどうかをもって評価を行うこと。

## 7 留意事項

(案)

- (1) 里親支援専門相談員は、児童と里親等の側に立って里親等委託の推進と里親等支援を行う専任の職員とし、施設の直接処遇職員の勤務ローテーションに入らないこと。
- (2) 里親支援専門相談員は、必要に応じて、施設の所在する都道府県等の所管区域を越えて里親等支援を行うことができる。
- (3) 里親支援専門相談員は、業務を行うにあたり、必要に応じて、所属施設の心理療法担当職員、家庭支援専門相談員、自立支援担当職員等と連携して対応すること。
- (4) 里親支援専門相談員は、特に所属施設に在籍していない児童を対象とした業務を行う場合や所管区域を超えて業務を行うにあたり、児童相談所や里親支援センター、フォスタリング機関等の関係機関との情報共有が必要となることから、連携体制を整え、日常的に業務に必要な情報のやり取りを行う必要があること。
- (5) 里親支援専門相談員を配置する施設は、6(3)に記載している、都道府県市から里親支援機関に指定を受けた施設であることを明示すること等により、里親支援専門相談員を配置していることを積極的に周知すること。

8 経費

この通知に基づく職員の配置に要する経費については、令和5年5月10日こ支家第47号こども家庭庁長官通知「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について」によるものとする。

(案)

別紙様式 1

文 書 番 号  
(元号) 年 月 日

都道府県知事等

施設長氏名

(元号) 年度里親支援専門相談員加算申請書

里親支援専門相談員の配置を行うため、次のとおり申請します。

- 1 施設名
- 2 施設種別
- 3 里親支援専門相談員の配置人数
- 4 里親支援専門相談員が実施する事業
- 5 (元号) 年度里親支援専門相談員 事業実施計画書 … 別紙

(別紙)

## (元号) 年度里親支援専門相談員 事業実施計画書

業務	必要な活動	実施計画
<input type="checkbox"/> (1) 所属施設に在籍している児童の里親等委託の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・委託可能な在籍児童及び里親、ファミリーホームの把握</li> <li>・委託可能な里親等の養育能力のアセスメント</li> <li>・里親支援専門相談員が里親等委託を推進する上での里親等との関係づくり</li> <li>・在籍児童の委託に向けた調整（家庭復帰の可能性や時期などについて児童相談所との情報の共有を含む。）</li> <li>・週末や長期休暇等を利用した家庭生活体験の調整（児童相談所が行う場合はそのサポート）</li> <li>・在籍児童への里親等委託への移行に関する意思の確認や里親等委託についての説明（児童相談所が行う場合はそのサポート）</li> <li>・在籍児童と里親、ファミリーホームの養育者との面会、親子訓練室等を活用した生活体験や、里親家庭への外泊など、段階に応じた在籍児童と里親等との交流</li> <li>・上記の他、所属施設に在籍している児童の里親等委託の推進に資する取り組み（具体的に記載すること）</li> </ul>	
<input type="checkbox"/> (2) 所属施設に在籍していた児童が委託されている里親等への支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・委託児童や里親等に対する定期的な訪問による相談支援</li> <li>・電話や通所による相談支援</li> <li>・所属施設でのレスパイト・ケアの受入</li> <li>・所属施設外でのレスパイト・ケアの受入調整</li> <li>・里親等に対し、所属施設でのアセスメントの結果や成長、発達の段階を踏まえた、養育や療育に関する助言</li> <li>・上記の他、所属施設に在籍していた児童が委託されている里親等への支援に資する取り組み（具体的に記載すること）</li> </ul>	
<input type="checkbox"/> (3) 所属施設に在籍していた児童以外の児童の里親等委託の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・委託可能な里親等の養育能力のアセスメント</li> <li>・一時保護中の児童の里親等委託に向けたアセスメント</li> <li>・里親支援専門相談員が里親等委託を推進する上での里親等との関係づくり</li> <li>・所属施設に在籍していた児童以外の児童の里親等委託に向けた調整（家庭復帰の可能性や時期などについて児童相談所との情報の共有を含む。）</li> <li>・所属施設に在籍していた児童以外の児童への里親等委託への移行に関する意思の確認や里親等委託についての説明（児童相談所が行う場合はそのサポート）</li> <li>・所属施設に在籍していた児童以外の児童と里親、ファミリーホームの養育者との面会、親子訓練室等を活用した生活体験や、里親家庭への外泊など、段階に応じた在籍児童と里親等との交流</li> <li>・上記の他、所属施設に在籍していた児童以外の児童の里親等委託の推進に資する取り組み（具体的に記載すること）</li> </ul>	



(案)

<p>□ (4) 所属施設に在籍していた児童以外の児童を委託されている里親等への支援</p>	<ul style="list-style-type: none"><li>・所属施設に在籍していた児童以外の児童や里親等に対する定期的な訪問による相談支援</li><li>・電話や通所による相談支援の実施</li><li>・所属施設でのレスパイト・ケアの受入</li><li>・所属施設外でのレスパイト・ケアの受入調整</li><li>・里親等に対し、所属施設でのアセスメントの結果や成長、発達段階を踏まえた、養育や療育に関する助言</li><li>・上記の他、所属施設に在籍していた児童以外の児童を委託されている里親等への支援に資する取り組み（具体的に記載すること）</li></ul>	
<p>□ (5) 里親等を対象とした研修やトレーニング等</p>	<ul style="list-style-type: none"><li>・座学による講義、研修等</li><li>・施設機能を活用し、実際に養育を体験するなどの手法で行う養育トレーニング</li><li>・所属施設での実習の受入</li><li>・フォスタリング機関や地域の関係機関等と協力した里親サロンの開催</li><li>・関係機関等が開催するイベント等への支援</li><li>・上記の他、里親等を対象とした研修やトレーニング等に資する取り組み（具体的に記載すること）</li></ul>	
<p>□ (6) 里親等への委託後又は委託解除後の児童等への自立支援</p>	<ul style="list-style-type: none"><li>・里親等への委託後又は委託解除後の児童等の生活や進学、就労等に関する自立に向けた相談支援</li><li>・里親等が自立支援を行う際の助言やサポート</li><li>・委託解除後の里親等の精神状況の確認、心理的ケアの実施</li><li>・里親等への委託後の児童等の実親との面接など、家庭復帰に向けた支援</li><li>・上記の他、里親等への委託後又は委託解除後の児童等への自立支援に資する取り組み（具体的に記載すること）</li></ul>	

(注) 実施計画欄には必要な活動欄に記載の活動について、実施時期やその回数、具体的な手法などを記載すること

(案)

別紙様式 2

文 書 番 号  
(元号) 年 月 日

こども家庭庁支援局家庭福祉課長

都 道 府 県  
指 定 都 市 民生主管部 (局) 長  
児童相談所設置市

(元号) 年度里親支援専門相談員を配置する施設の指定状況について

標記について、令和6年※月※日こ支家※※第※号こども家庭庁支援局長通知「里親支援専門相談員の配置について」の6に基づき指定したので、次のとおり報告する。

1 (元号) 年度里親支援専門相談員配置施設指定状況

施設種別	所管施設数	里親支援専門 相談員 配置指定施設 数	うち、里親委託加速化プランの採択により里親支援専門相談員を2人配置する施設数
児童養護施設			
乳児院			

2 (元号) 年度里親支援専門相談員配置指定施設一覧 ……別紙

【添付書類】 (元号) 年度里親支援専門相談員事業実施計画書 (施設ごと)

(案)

別紙

(元号) 年度里親支援専門相談員配置指定施設一覧

都道府縣市名 \_\_\_\_\_

番号	施設種別 (注)	指定施設 名	経営主体	里親支援 専門相談 員配置年 月日	施設の所 在地を管 轄する児 童相談所 名

(注) 「施設種別」欄には、児童養護施設又は乳児院の別を記入すること。

(案)

別紙様式3

文 書 番 号  
(元号) 年 月 日

都道府県知事等

施設長氏名

(元号) 年度里親支援専門相談員実施業務報告書

(元号) 年度里親支援専門相談員の業務の実施状況について、次のとおり報告します。

- 1 施設名
- 2 施設種別
- 3 里親支援専門相談員の配置人数
- 4 里親支援専門相談員が実施する事業
- 5 (元号) 年度里親支援専門相談員 事業実施報告書 … 別紙

(別紙)

## (元号) 年度里親支援専門相談員 事業実施報告書

業務	必要な活動	実施報告	
□ 所属施設に在籍している児童の里親等委託の推進	(1)		
		・委託可能な在籍児童及び里親、ファミリーホームの把握	
		・委託可能な里親等の養育能力のアセスメント	
		・里親支援専門相談員が里親等委託を推進する上での里親等との関係づくり	
		・在籍児童の委託に向けた調整（家庭復帰の可能性や時期などについて児童相談所との情報の共有を含む。）	
		・週末や長期休暇等を利用した家庭生活体験の調整（児童相談所が行う場合はそのサポート）	
		・在籍児童への里親等委託への移行に関する意思の確認や里親等委託についての説明（児童相談所が行う場合はそのサポート）	
□ 所属施設に在籍していた児童が委託されている里親等への支援	(2)		
		・委託児童や里親等に対する定期的な訪問による相談支援	
		・電話や通所による相談支援	
		・所属施設でのレスパイト・ケアの受入	
		・所属施設外でのレスパイト・ケアの受入調整	
		・里親等に対し、所属施設でのアセスメントの結果や成長、発達の段階を踏まえた、養育や療育に関する助言	
□ 所属施設に在籍していた児童以外の児童の里親等委託の推進	(3)		
		・委託可能な里親等の養育能力のアセスメント	
		・一時保護中の児童の里親等委託に向けたアセスメント	
		・里親支援専門相談員が里親等委託を推進する上での里親等との関係づくり	
		・所属施設に在籍していた児童以外の児童の里親等委託に向けた調整（家庭復帰の可能性や時期などについて児童相談所との情報の共有を含む。）	
		・所属施設に在籍していた児童以外の児童への里親等委託への移行に関する意思の確認や里親等委託についての説明（児童相談所が行う場合はそのサポート）	
		・所属施設に在籍していた児童以外の児童と里親、ファミリーホームの養育者との面会、親子訓練室等を活用した生活体験や、里親家庭への外泊など、段階に応じた在籍児童と里親等との交流	
	・上記の他、所属施設に在籍していた児童以外の児童の里親等委託の推進に資する取り組み（具体的に記載すること）		

(案)

□ (4) 所属施設に在籍していた児童以外の児童を委託されている里親等への支援	・所属施設に在籍していた児童以外の児童や里親等に対する定期的な訪問による相談支援	
	・電話や通所による相談支援の実施	
	・所属施設でのレスパイト・ケアの受入	
	・所属施設外でのレスパイト・ケアの受入調整	
	・里親等に対し、所属施設でのアセスメントの結果や成長、発達の段階を踏まえた、養育や療育に関する助言	
	・上記の他、所属施設に在籍していた児童以外の児童を委託されている里親等への支援に資する取り組み（具体的に記載すること）	
□ (5) 里親等を対象とした研修やトレーニング等	・座学による講義、研修等	
	・施設機能を活用し、実際に養育を体験するなどの手法で行う養育トレーニング	
	・所属施設での実習の受入	
	・フォスタリング機関や地域の関係機関等と協力した里親サロンの開催	
	・関係機関等が開催するイベント等への支援	
	・上記の他、里親等を対象とした研修やトレーニング等に資する取り組み（具体的に記載すること）	
□ (6) 里親等への委託後又は委託解除後の児童等への自立支援	・里親等への委託後又は委託解除後の児童等の生活や進学、就労等に関する自立に向けた相談支援	
	・里親等が自立支援を行う際の助言やサポート	
	・委託解除後の里親等の精神状況の確認、心理的ケアの実施	
	・里親等への委託後の児童等の実親との面接など、家庭復帰に向けた支援	
	・上記の他、里親等への委託後又は委託解除後の児童等への自立支援に資する取り組み（具体的に記載すること）	

(注) 実施報告欄には必要な活動欄に記載の活動について、実施時期やその回数、具体的な手法や実施した際に行った工夫などを記載すること

(案)

別紙様式 4

文 書 番 号  
(元号) 年 月 日

こども家庭庁支援局家庭福祉課長

都 道 府 県  
指 定 都 市 民生主管部 (局) 長  
児童相談所設置市

(元号) 年度里親支援専門相談員による里親支援の実施状況について

(別紙様式 1 の文書番号) により指定した旨報告した里親支援専門相談員配置施設について、令和 6 年※月※日こ支家※※第※号こども家庭庁支援局長通知「里親支援専門相談員の配置について」の 6 に基づき次のとおり里親支援の実施状況を報告する。

1 (元号) 年度里親支援専門相談員配置施設実施状況

施設種別	所管施設数	里親支援専門相談員配置指定施設数	うち、里親委託加速化プランの採択により里親支援専門相談員を 2 人配置する施設数
児童養護施設			
乳児院			

2 里親支援専門相談員の活動状況 . . . . . 別紙 (様式は任意とする)

【添付書類】 (元号) 年度里親支援専門相談員事業実施報告書 (施設ごと)

こ 成 環 第 75 号  
こ 支 家 第 108 号  
令 和 6 年 3 月 12 日

都 道 府 県  
指 定 都 市 民生主管（部）局長 殿  
各 中 核 市  
児 童 相 談 所 設 置 市

こども家庭庁成育局成育環境課長  
こども家庭庁支援局家庭福祉課長  
（ 公 印 省 略 ）

子育て短期支援事業における里親・ファミリーホーム  
及び児童家庭支援センター等の活用について

地方分権改革に関する「令和元年の地方からの提案等に関する対応方針」（令和元年 12 月 23 日閣議決定）を踏まえて政府が国会に提出した「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（令和 2 年法律第 41 号。以下「改正法」という。）に基づき、子育て短期支援事業（以下「本事業」という。）については、令和 3 年 4 月 1 日より、里親、保護を適切に行うことができる者として市町村長が適当と認めた者その他の保護を適切に行うことができる者に児童を直接委託して実施することが可能となったところである。

また、「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」（平成 30 年 7 月 20 日付け児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議決定）においては、孤立した育児によって虐待につながることはないよう、子育て短期支援事業等の市町村の在宅支援サービスの充実と受け皿の確保を図ることとしている一方で、市町村における支援の供給量は、令和元（2019）年度の利用実績を見ると、子育て短期支援事業のショートステイが約 9 万人日／年、要支援・要保護児童 1 人当たりで見ると約 0.36 日／年と圧倒的に整備が遅れていることを踏まえ、事業の量的拡充が求められている。

乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設等の施設や、里親又は小規模住居型児童養育事業（以下「ファミリーホーム」という。以下同じ。）等においては、これまでも本事業に取り組んでいただいていたところであるが、引き続き、これらの施設等を積極的にご活用いただくとともに、今般、「都道府県社会的養育推進計画」の策定について」（令和 6 年 3



月 12 日付けこ支家第 125 号こども家庭庁支援局長通知) において、本事業における里親・ファミリーホーム及び児童家庭支援センターの積極的な活用について示されたところであり、その具体的な活用方法等について、下記のとおり通知する。

については、各都道府県におかれては、管内市町村（指定都市、中核市及び児童相談所設置市を除き、特別区を含む。）に対する周知につきご配慮願いたい。

なお、この通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的な助言である。

また、「子育て短期支援事業における里親の活用について」（令和 3 年 1 月 27 日付け子家発 0127 第 3 号）は本通知の施行に伴い廃止する。

## 記

### 1 本事業における里親・ファミリーホームの活用について

里親制度は、何らかの事情により家庭での養育が困難又は受けられなくなった児童等に、温かい愛情と正しい理解を持った家庭環境の下での養育を提供するとともに、家庭での生活を通じて、児童等が成長する上で極めて重要な特定の大人との愛着関係の中で養育を行うことにより、児童の健全な育成を図る制度である。

このため、本事業の委託先として里親・ファミリーホームを活用することで、以下のとおり、市区町村のこども家庭支援体制の構築に資すると考えられることから、地域の実情に応じて積極的に活用されたい。

- ・ 家庭における養育環境と同様の養育環境での養育を行うことができること
- ・ 本事業の委託先となる児童養護施設等が近隣にない地域においても実施できるほか、生活する地域を変えずに支援を行うことにより、児童の情緒の安定や親子関係の安定が図られること
- ・ 委託児童を養育していない里親が、本事業での養育経験を通じて長期間の児童の養育に対する具体的なイメージをもってもらうことで、代替養育を必要とする児童の受け入れを行うことが期待されること
- ・ 本事業を通じて養育経験を積み重ねることにより、里親及びファミリーホームに従事する者の養育のスキルアップ（質の向上）が図られること

なお、本事業の実施に当たり、担い手となる地域の里親及びファミリーホームに従事する者を確保していくことは、市町村にとっても重要な課題であることから、市町村においては、都道府県が実施する里親及びファミリーホームに従事する者のリクルート活動に積極的に関わるなど、主体的に地域の子育て資源の確保に努めること。

### 2 本事業における児童家庭支援センターの活用について

児童家庭支援センターは、①児童に関する家庭その他からの相談のうち、専門的な知

識及び技術を必要とするものに応じ必要な助言、②市町村の求めに応じ、技術的助言その他必要な援助、③児童相談所からの委託を受けて、施設入所までは要しないが要保護性があり、継続的な指導が必要な児童及びその家庭についての指導、④児童や家庭に対する支援を迅速かつ的確に行うため、児童相談所、児童福祉施設、学校等関係機関との連絡調整等を実施する施設である。

このため、本事業の委託先として児童家庭支援センターを活用することで、以下のとおり、市町村のこども家庭支援体制の構築に資すると考えられることから、地域の実情に応じて積極的に活用されたい。

- ・ 職員の専門性を活かした支援が可能であること
- ・ 本事業による支援の際、アセスメントを行い、その後の市町村での適切な支援につなげるとともに、当該センターでの継続的なケアの実施も可能であること

### 3 本事業を直接委託する場合の手続について

都道府県と市町村においては、児童の置かれた環境の状況等を的確に捉え、個々の児童や家庭に最も効果的な援助を行うため、綿密な連携を図る必要がある。市町村が本事業を里親・ファミリーホーム及び児童家庭支援センターへ委託して実施する場合の手続の例を以下のとおり示すので、これを参考として、地域の実情を踏まえつつ、都道府県と市町村で協議の上、市町村が本事業を里親・ファミリーホーム及び児童家庭支援センターへ委託して実施する場合の手続について予め設定しておくこと。

ア 都道府県は、市町村が本事業を里親・ファミリーホーム及び児童家庭支援センターへ直接委託して実施する場合に備え、予め、様式例1により里親・ファミリーホーム及び児童家庭支援センターに対して、本事業による受入れの可否など、委託を行う上で必要な情報を確認するとともに、管内の市町村からの求めに応じて情報を提供することへの同意を取った上で、本事業の委託先となり得る里親・ファミリーホーム及び児童家庭支援センターの名簿を作成しておくこと。

なお、里親の同意は、里親登録時や更新時などを活用することも考えられる。

イ 市町村は、本事業の委託先として里親・ファミリーホーム及び児童家庭支援センターの活用をする場合、予め様式例2により都道府県へ名簿の提供を依頼すること。

ウ 都道府県は、市町村から名簿の提供依頼を受けた場合、遅滞なく市町村へ提供すること。なお、当該名簿の内容に変更があった場合には、提供した市町村に対して、速やかに変更後の名簿を提供すること。

エ 市町村は、本事業の利用希望者のニーズを丁寧に確認するとともに、都道府県から提供のあった名簿をもとに、本事業の委託の可否を検討すること。なお、里親・ファミリーホームに委託するに当たっては、必要に応じて、都道府県への照会及び里親・ファミリーホームとの面談等により、里親・ファミリーホームの意向を含め受入れ可否を確認すること。

オ その際、市町村は、都道府県に対して予め相談又は連絡を行うとともに、委託期間終了後には委託期間中の里親・ファミリーホームや委託児童の様子等の報告を行うな

ど、都道府県と綿密な連携を行うこと。

カ 市町村は里親・ファミリーホーム及び児童家庭支援センターからの夜間休日を含む緊急の相談に適切に対応できるよう、都道府県と協議の上、予め緊急時の連絡体制を整備しておくこと。

#### 4 里親支援センター等との連携について

(1) 都道府県においては、里親のリクルート及びアセスメント、里親登録前後及び委託後における里親に対する研修、児童と里親家庭のマッチング、児童の里親委託中における里親養育への支援、里親委託措置解除後における支援に至るまでの一連の業務（フォスタリング業務）を包括的に実施するフォスタリング機関の整備が進められているところである。

また、児童福祉法の一部を改正する法律（令和4年法律第66号）により、里親支援事業（児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第11条第4項に規定する業務をいう。）を行うほか、里親及び小規模住居型児童養育事業に従事する者、その養育される児童並びに里親になろうとする者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設として、新たに里親支援センターが創設されることとなったところである。

(2) 里親・ファミリーホームに本事業を委託する際には、里親・ファミリーホームの強みと特性を理解し、里親・ファミリーホームとの信頼関係のある里親支援センターやフォスタリング機関（以下「里親支援センター等」という。）を介して行うことで、

- ・ 市町村と都道府県間の名簿の情報提供など、手続の合理化
- ・ 他市町村に居住する里親・ファミリーホームへの委託など広域利用の調整
- ・ 里親・ファミリーホームの強みと特性を踏まえたマッチング
- ・ 里親・ファミリーホームに対する支援の専門性・ノウハウを活用した委託後のきめ細やかなフォローの実施

などが期待される。

このため、市町村においては、本事業を実施するに当たっては、都道府県と協議の上、その児童に最も適合すると考えられる委託候補里親・ファミリーホームを選定するとともに、その調整又は支援等について、里親支援センター等に委託するなど、里親支援センター等の活用についても併せて検討いただきたい。

#### 5 安全管理

(1) 市町村は、本事業を委託する里親・ファミリーホーム及び児童家庭支援センターに対し、「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドラインについて（平成28年3月31日付け府子本第192号・27文科初第1789号・雇児保発0331第3号通知）」を参考に、予め、事故発生防止や事故発生時の対応について周知等行うこと。

(2) 本事業の実施主体である市町村及び市町村より本事業の委託を受ける里親・ファミ

リーホーム及び児童家庭支援センターは、委託中の事故に備え、補償保険に加入することが望ましい。

## 6 留意事項

- (1) 本事業により里親へ児童を委託する場合、その児童も含め、法第6条の4第1号及び児童福祉法施行規則（昭和23年厚生労働省令第11号）第1条の33により規定されている里親へ委託できる児童の数（4人）以下とすること。なお、本来の里親への委託や一時保護委託に支障をきたすことのないよう、十分に配慮すること。
- (2) 本事業によりファミリーホームへ児童を委託する場合、その児童も含め、児童福祉法施行規則（昭和23年厚生労働省令第11号）第1条の19に規定する定員以下とすること。なお、本来のファミリーホームへの委託や一時保護委託に支障をきたすことのないよう、十分に配慮すること。
- (3) 本事業により児童家庭支援センターに児童を委託する場合、当該施設の運営上、支障をきたすことのないよう、十分に配慮すること。
- (4) 本事業の委託を受ける里親・ファミリーホーム及び児童家庭センターは、法第47条第3項及び児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第9条の2）に準じ、児童の人格を尊重するとともに、その年齢及び発達の程度に配慮しなければならない。かつ、体罰その他の児童の心身の健全な発達に有害な影響を及ぼす言動をしてはならないこと。
- (5) 本事業を里親及びファミリーホームに従事する者に委託するに当たっては、里親及びファミリーホームに従事する者が養育に専念出来るよう、徴収事務など養育関連以外の事務について、里親及びファミリーホーム従事者に過度な負担が生じないように配慮すること。

## 7 個人情報の保護等

- (1) 都道府県及び市町村は、本事業を実施する上で里親及びファミリーホームに従事する者の個人情報等を第三者に提供する必要がある場合には、事前に里親及びファミリーホームに従事する者の同意を得る等、個人情報保護法令に基づき、適切に取扱うこと。
- (2) 本事業の委託を受ける里親・ファミリーホーム及び児童家庭支援センターは、その業務を行うに当たって知り得た個人情報について、業務遂行以外に用いてはならないこと。

(様式例1)

## 子育て短期支援事業の受入れについて

市町村では、保護者の疾病その他理由により、一時的に家庭で養育することが困難となった場合に、一定期間、その児童及び保護者の養育・保護を行う「子育て短期支援事業」(※)を行っております。

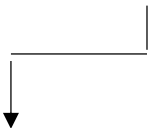
市町村からの委託を受けて、「子育て短期支援事業」による受入れにご協力いただけません場合は、以下の必要事項をご記入いただき、(都道府県担当課)までご提出ください。

### ※ 子育て短期支援事業について

- ・ 児童相談所からの里親等委託とは異なり、市町村から委託を受けるものです。
- ・ 一定期間児童の養育・保護を行う「短期入所生活援助(ショートステイ)事業」と、平日夜間又は休日において、児童の養育・保護を行う「夜間養護等(トワイライトステイ)事業」があります。
- ・ 児童福祉法等の一部を改正する法律(令和4年法律第66号)に伴い、児童と離れることなくレスパイト・ケアを受けることを希望する家庭や、レスパイト・ケアとあわせて児童との関わり方や養育方法について支援が必要な家庭等に対して、親子を一緒に受け入れて支援できるようになりました。
- ・ 受入れ1日当たり(手当額)円の手当が支給されます

### 1. 「子育て短期支援事業」による受入れにご協力いただけますか。

はい      いいえ



### 2. 受入れに必要な以下の情報について、子育て短期支援事業を委託することを検討している管内の市町村に提供しても良いですか。

はい      いいえ

### ※ 市町村への情報提供に同意いただける場合のみ、以下をご記入ください。

氏名	
事業所名	
施設名	

住 所	
連 絡 先	
備 考	(受託可能な曜日、時間帯など)

(様式例 2)

年 月 日

都道府県担当課 御中

市町村担当課

子育て短期支援事業における里親・ファミリーホーム  
及び児童家庭支援センターの活用について  
(名簿提供依頼)

子育て短期支援事業において、「子育て短期支援事業における里親・ファミリーホーム及び児童家庭支援センター等の活用について（令和6年3月12日付けこ成環第75号・こ支家第108号こども家庭庁成育局成育環境課長・こども家庭庁支援局家庭福祉課長通知）」に基づき、貴都道府県に登録されている下記の市町村の管内に住所を有する子育て短期支援事業の委託先となり得る里親・ファミリーホーム及び児童家庭支援センターの名簿につき、提供をお願いします。

記

名簿の提供を依頼する里親が居住している市町村及びファミリーホーム又は児童家庭支援センターが所在している市町村の範囲	
---	--